大正十二年六月二十日印刷
大正十二年六月二十五日發行

續日本經濟叢書第二卷

定價金六圓

著作權所有

編者 瀧本誠一
東京市神田今川小路一丁目一番地
發行者 株式會社大鐙閣
取締役社長 久世勇三
東京市京橋區西紺屋町二十七番地
印刷者 佐久間衡治
東京市京橋區西紺屋町二十七番地
印刷所 株式會社秀英舍
東京市神田區今川小路一丁目一番地
製本者 山縣純次

發行所
東京神田今川小路
大阪南區三休橋南
株式會社大鐙閣
振替口座
東京三三六一八番
大阪二七一五五番

右經世談十卷内五卷ハ早ク已ニ脱レ稿トイヘドモ、其備ラザルガ爲ニ廣ク世ニ公ニスルヲ欲セズ、タマ〳〵聖賢ノ道ヲ行ハント欲スルノ志アリテ咨ヒ及ボス者ニハ竊ニコレヲ示シ、必深ク傳觀ヲ防ギテ妄ニ敢テ出サズ、シカレドモ十數年ノ久シキ、人或ハヒソカニ寫シテ藏ル者アリ、爾後猶續テ論著セント欲シテ、暇ニハ則ワガ意ノ所到ヲ筆ニマカセテ記スル者數十件、始衰ノ年ニ迫リテ故アリテコレヲ終ルノ志怠リ、皆篋中ニ委テテ淨寫ニ及バズ、久シキヲ經ルノ後ニハ、予トイヘドモ、自ソノ論説スル所ヲ記セズ、去歳ノ冬、吾公既ニ前五卷ヲ得テ、必ソノ餘稿アルヲ知リ、橋本直好ニ命ジテ速ニ公ノ覽ニ供セシム、予コノ編ヲ草スルコトモトヨリ世ノ君相ノ志アリテ、國家ニ施スノ資トセンコト深ク望ム所ナリ、況ンヤ我ガ公ニ在テ親シクコレヲ觀ンコトヲ求ムルニ於テ、迂愚ノ論説固不レ足レ取トイヘドモ、或ハ百一ノ補トナランコト必無シトイフベカラズ、乃不二敢隱一、悉ク篋中ノ數紙ヲ聚メ綴リテ五卷トナレリ、前後總十卷、イサヽカ以テ公命ニ應ズ、所レ憾者ハ昔年早ク今日アルコトヲ知ラバ、述ル所ノ條件タヾコノ十卷ニ論ズル所ノミナラズ、今既耄ス矣、又病衰之餘、眼昏ク精乏クシテ、再ビ續テ論著スルヲ得ズ、コレ亦莫レ非レ命也、謹ミテコヽニ其備ラザルノ故ヲ記シ、敢テ以テ献ズ、天保甲午之秋櫻田質敬書。

經世談　大尾

ヒナシトテソノマヽニ見ステヽヲラルヽコト、ニガ〳〵シキコトナリ、面々ノ不覺悟ハ云マデモナキコトナレドモ、罪惡ヲ犯シテ刑罰ニ陷ルホドノ不覺ノ者スラ不忍ノ仁心ハアルコトナリ、サレドモソレ〳〵ノ刑ニ行ハザレバ、國家良民ノ害ニモナリ、一人ヲ刑シテ萬人ヲ懲ラシ戒ムルガ仁義ノ道ニナルコトユヘ、ヤムヲエヌコトナレドモ、乞食非人ノ不覺悟ハ始ヨリサマデ國家ノ害ニモナラネバ、深ク惡ムベキコトモナキ者ナルヲ、カマワヅヲイテ飢死ニ及バスルコト、決シテ民ノ父母タル心ニアラズ、ヨク〳〵勘辨アルベキ事ナリ。

經世談卷之十終

ル分ハ、境目ニテ改メテ吟味ヲ加ヘ、ヤムコトヲ得ザル分ハソノ道筋ニ限リ通行ヲユルシ、境目ヨリ切手ヲ受ケテ國中ノ宿屋ニ泊ルベシ、切手ナクテハ何方ノ宿屋ニテモ一宿モサセヌヤフニ定メオクベシ、宿屋ヨリ順々ニ出口ノ境目マデ出スベシ、六十六部、二十四輩ソノ外廻國ノ浪人ナドモ同様ニアツカフベシ、サテ人別ニ載タル分ハ、ワガ國中ノ者ナレバ、ソレ〳〵ノ掟ヲ立テ、ソノ人次第ニ百姓、町家、又ハ武家、寺院等ニテモ日雇ナドニ仕フヤフニスルカ、スベテ何ナリトモ、飯クフ種子ニナル世間ノ用タツベキ業ヲ手馴ルヽヤウニ仕入ベシ、用立ツベキ業トテ師匠ヲトリテ稽古スルヤフナルコトハ、トテモ出來ヌ者多カルベケレバ、タヾ莚ノアミヤフニテモ、畑ノホリヤフニテモ、飛脚使ニアルキヤウニテモ、何ニテモソノ人ノ得手向ト、ソノ國所ノ入用向トニヨリテサマ〴〵アルベシ、今ノ世界ニテ非人ナド云者、畜生同様ニアツカフテ、使ノコトヲモセザルハ、甚シキ心得誤ナレバ、上ヨリ觸流シテモ、ソノ惑ナキヤフニスベキコトナリ、勿論今世ノ風俗ニテハ、右ノ如ク賤シムコトナレバ、入マジリテマギルヽコトヲイヤニ思フベケレバ、ソレ〳〵ニ法ヲ立テヽ袖印カ腰ザシナドニ屹度目ニタツ分別ヲ定ムベシ、サテ萬一飢饉ナドナリテ、一日ヲ過シカネルホドノ時ハ、コレ亦ソレ〳〵ニ上ヨリ救フベシ、同類ノ飢テ死スルヲ徒ニ見テオルコト、人トシテハ誰々モナリ難キコトナリ、況ヤ民ノ父母タル人君ヲヤ、人君ヲ輔佐スル宰相ヲヤ、シカルニ今ノ人君宰相タル人ナド、乞食非人ホドノ類ハ、飢ルモ寒ルモ、當然ノヤフニヲボヘテ、何ノ手當スル心モナク、面々ノ不覺悟ナレバ、ゼ

ナルベキヿナリ、但カヤフノヿハ外ノ制度ヨクトヾキタル上ノヿナリ、婚姻ノ制モ立タズ、游女モトヾカヌ上ニテハイラヌヿナリ。

○願人虚無僧非人等并諸浪人六十六部二十四輩等ヲアツヲフ心得。

今ノ世界ニアラユル人類、天子、公方ヲハジメ、大小ノ公家、武家、百姓、諸職人、商人ハ云ニ及バズ、禰宜、神主、諸宗ノ僧尼、修驗、役者、相撲、盲人、穢多ナドノ外、諸浪人、願人、虚無僧、非人、乞食等ソノ差別階級モサマ〴〵アリテ甚シク隔チタルハ、人畜ホドチガヒノヤフニ分別シタルモアレド、根元ミナ同類ニシテ、ソレ〴〵ノ者ノ生レ合セタル境界ノ運ヨキトアシキトニテ、如レ此ナリタルヿニテ、此輩ガワガ國中ニアル時ハ皆ワガ子同様ナレバ何レモソマツニアツカワレヌヿナリ、シカルニソノ内願人虚無僧非人ノ類ハミナ人ニモラフテ口ヲウルヲスガ業ナレバ、飢饉凶歳ナドニナリ、四民ノ面々自ラ口ヲウルホスコトモナリ難キ時ニナレバ、一粒一錢ヲアタヘル者モナクナリテ、立處ニ飢寒ニ及ブヤフニナリ、終ニハ刧盜竊盜等ノ所行ヲスル者モ多クナルコト自然ノ勢ナリ、諸浪人ノ内、別ニ口ヲ濡ス業ナキ者モ同ジコトナリ、勿論平日トテモ何モヨキコトハセズ、國家ノ助ケニナルコトハ少シモセズ、害ニナルコトハヲリ〳〵ニモアルコトナリ、カヤフノ類コレマデ國中ニヲリテ、ニハカニ追ヒ拂フテハ、卽時飢寒ニ及ブ者ノ分ハ、皆ソレ〴〵ニアツカヒノ者ヲ立テヲキ、人別ヲ改メテ他國ヨリ新ニ立入テ仲間ニナルコトヲユルスベカラズ、往來ノ道筋ニアタル國ニテ、行ヌケニ通行ス

ニテ、養ハル丶者モ金銀衣物ヲムサボル事ノミヲ事トシテ、ソノ望ミ滿タザル時ハ、又別人ヲ求ルヤウナル姿ニテ、或ハ二人三人ニモ約シテ貪ルモアリ、スベテノ情實游女ト云モノト、何ホドモチガヒモナキサマ、其夫ヲ夫トスルノ實ナキノミナラズ、諸事輕薄ノ至極ニガ〱シキコトナリ、サレバ一年季以上給料ノ手アテ、ハジメヨリシカト云ヒ定メ、仲人ヲ立テヽ萬事違變ナキヤウニスベシ、年季アマリニ短ケレバ、五月三月ニテ取カヘルヤフニナリ、双方ノ情意モ接シ難クテ、萬事ノ違變モアリヤスク、又自然ニ輕薄甚クナリテ、スベテノ風俗ヲ敗ル助トナル故、ナルベキホドハ年季久シキガヨケレドモ、生涯ソノ國ニテ終ル人ニアラザル時ハ、アマリ長クモ定メ難ケレバ、一年ヲ短キノ至極トシテ、五年三年以上モ勝手タルベシ、勿論ソノ男タル者、國中ノ人別ニ入ラザル内ハ、夫婦ト云名目ハエルサズ、イカホド年久クトモ、年季ト定メ、ソノ男ノ本土ナレバトテ他國ヘ連レテ歸ルコト禁ズベシ、コレヨク〱游女ナクテナラヌ姿ノ所ニテ、姑クタテヲクノ法ナリ、ナルベキホドハカヤフノコト人倫ノ常道ニ非レバ、マヅハ後々ニハナクナルヤフニ心ガケテスベキコトナリ、サレ𪜈游女カクシ女ハ相手ヲ論ゼズシテ一日々々ニ金錢ヲムサボレコトノミヲ事トスル故盜賊ノ宿トモナリ、又ハ無賴ノ多クナル先引トナリ、又酒食ヲハジメスベテ奢ノ風ヲ助クル第一ニナリ、ソノ上妻ナクテスムベキ年齡ノ者モ妻アリテクラス者モ、オシナベテ金銀サヘアレバ、コレニ陷ルヤフニナル故、國家ノ害トナルヿ甚シキヿナルガ、此ノ法公然ト行ハルレバ却テ此ノ數ケ條ノ失カロキ者トモナク、淫行ヲ防グ助トモ

他國ノモノニテモナルベキホドハサキヘ祟ルヤフニシテ、向後ヲ懲ラス仕方アルベシ、女ヲ賣リタル父兄ナド他國ノモノナル時モ同ジ事ナリ、事ニヨリテサキノ領主代官ヘコトハリテ、女ハ役人ヘ引渡スコトナドアルベシ、ウラレタル女ハ奥方向又ハ居屋敷ナド云類ノ走太ヤツゴニ申付、親元ヘ速ニ渡スベカラズ、モシ他國ノモノナリトモ、ナルベキホドハ同樣ニテ、モシ金子モドシタル時ハ渡スベシ、國中ノ者ナラバ金子ニ拘ハラズ、年季ノ後ワタスベシ、サテ商買ノ内一席ニテモ買テ游ビタル者明白ニシレタル分ハ、士以上ナラバ、其者一生同席ノ末座ニ申付、カロキ者ドモナラバ博奕ヲ犯ス同樣ノ刑ニテ、十日半月ホドニテユルスベシ、勿論人數多クアル時ハタトヘバ此月朔日ヨリ十日マデ太郎兵衛、十一日ヨリ廿日マデ次郎兵衛ト云ヤウニ段々ニスルモ、ソノ時ノ博奕ノ罪等スベテ奴子人數ノ多少ニヨリテクリ合、クバリハサマ〳〵ニテモヨシ、サテ前ニノベタル本原ノ政トテ男女婚姻ノ制ユキトヾキテモ、其中ニ城下諸湊ナドニ他國ヨリノ出店出張等、壯年ニシテ妻ナクテ、ワガ國中ニテ數年ヲヲクル者多キ所ナドハ、金銀乏シカラザル者ノ深ク求ムルコト絶ザル故、貧民ノ内ニハカクシ女ナド商買ノヤフニスルコトナクテナラヌ勢ナリ、コレハ密通不義ヲ禁ズルト同ジコトニテ法バカリニテ容易ニ行ハレヌコトナリ、サレバ姑ク權宜ノ法ヲ立テヽ、年季抱ノ妾ヲ養ヒテ父兄ノ手元ニ預ケヲキ、時々往來スルコトヲユルスベシ、今世ニカコヒ者ト云テ、コレニ類シタル事アルコトナレドモ、多クハ男ノ方ニモソノ主人ナドニモカクシ置、婦人ノ方ニテモ近隣又ハ親族ニモシラサヌヤフニスルコト

マヽヽニハアルコトナド漏レ聞ユルナリ、況ヤ國中ヒロキ貴賤ノ男子、深宮ノ防ギモナク、殊ニ朝夕自在ニ出アルク輩ノコトナレバ、如何トシテコレヲ防グベキヤ、江戸屋敷ナドニ年月限アル勤番ノ者ヲアツカフスラ、其ノ法トヾキカヌルコト多キニテモシルベシ、コレニテモ法バカリノトヾカヌコトハ誰々モシリタルコト故、商賣トシテ游女等ヲヲク者ヲ制スルコト、今世ノ通法ナリ、サレドモ求ル者多ク、利ヲ得ルニ足ル時ハ、法ヲ犯シテモコレヲ營ムコト、輕キ商人ナドノ淺マシキ情ニテ、深ク撮當モナキ處ニテハ公然トスルヤフニナルコト自然ノ勢ナリ、サテソノ本源ノ仕法ガ行ハレタレバトテ、ソレノミニテ、ソレヽヽノ撮當ナクテハ、ヤハリ同ジ事ニナルユヘ、末法モソレヽヽニ嚴クスベシ、ソノ法大抵ウル者買者、スベテカヽリアフ者、何レモ吟味アルベシ、勿論ミナヽヽ罪ヲノガレヌ時ハ、相トモニカクシアフテ速ニ見出シ難キ勢アレドモ、遽ニアラハレヌホドノコトハゼヒモナケレバ、畢竟平人ノ不義密通モ同樣ト心得テ、アラハル時ヲ待テソレヽヽニ刑スベシ、マヅ游女ヲヲキテ商買スル者ハ其者一生ノ間、乞食非人ト同格ニアツカヒ、鬢片方ヲスリ落シ、頭巾手拭ヲカブルコトヲ禁ジ、十年ホドノ間ハ、毎年兩三度ヅヽノビタル鬢ヲ改メテスラスベシ、尤其者一生スベテ他國出行ヲ禁ズベシ、游女ニ賣リタル父兄等モ鬢片方ヲスリ落シ、其者一生同類ノ末席タルベシ、賣買ノ仲人、口入等スベテカヽリアイノ者、博奕ヲ犯ス同樣ノ罪ニ申付テ、ソノ年數ハ博奕ヨリモ一等長ク申付、其者一生同類ノ末席タルベシ、コレ不仁ト不義ト相兼タル罪ナレバ、ソノ刑重キコトナリ、モシ

○游女幷カクシ女ヲアツカウ法。

近世嶋原京、新町大阪、吉原五丁町江戸、二丁町駿府、丸山寄合町長崎、ナドノ如キ御免ノ游女町ノ外ニ諸國ノ湊並城下驛々ナドニ御免ト云ニハアラズシテ、公然ト游女ヲヲクコト數ヲシラズ、又領主代官衆ナド撮當ヤカマシキ處ハ隱密ニコレヲ商賣トスル處多シ、或ハ踊、三味線、淨瑠璃ナドノ女藝者ニ金銀ヲムサボリテ游女ノツトメヲスルモアリ、此等ハスベテカクシ女ト云モノナリ、又ソレモナキ邊鄙ノ地ニ、平民男女淫行耻ヲシラザル處、東西ノ諸國處々ニキコユ、コレヲ制スルノ法、ソノ本原ヨリ吟味ナクテ、徒ニ禁法ヲ嚴ズルノミニテハ永クツヾキテ行ハレザルノミナラズ、何十年過ルトモ世ニ罪人絕ルコトナク、其本原ノ行トヾカヌガ郎穽ヲ作ルト云モノニナルコトナリ、マヅソノ本原ト云ハ、國中ニ壯年ニシテ妻ナキ者ノナキヤフニスルコト肝要ナリ、此法、事長ケレバ別ニ論ズベシ、トカク好色ハ人ノ大欲ナレバ、イカホドタシナミヨキ人ニテモ、長キ月日ヲ保ツコトハ甚難キコトナルユヘ、カヤフノ者多キ時ハイカホドノ法ヲ立テヽモ永ク保タヌコトナリ、近世大名衆ノ奥方ニヲカルヽ女中壯年ニモ夫ナクテ年ヲフレドモ、コレハモトヨリ深宮ノ內ニ閉固シテ醫者重役ナドノ外ハ立入ルコトモユルサヌノミナラズ、女中ノ外出ト云コトモ、宿下、神佛詣ナドノ外、容易ニナリ難ク、タマ〳〵出ルニモ禁防甚嚴重ナルコトニテ、ソレモ國中ノ事ニクラブレバ、百一モナキセマキ間ノコトナレバ、法ニテモチアフスルコトナレドモ、ソレスラ多キ中、長キ年月ニハ密々ノ行トヾカヌコトタ

ヲヲミルベシ、サレバヨク人情ニ通達シテ義理ノ大綱ヲヨク心得タル人アリテ、謠フ文句ハ云ニ及バズ、三味線、大鼓等ヨリ、其所作、仕形マデ、勸善懲惡ノ助トナリテ、アシキ風儀ヲ導クノ緣トナラザルヤウニ組タテ、キテ人情ニ感得スルコト深キヤウニナルベキナラバ、教化ノ助トナルコト學校ノ教師、儒ノ導キヨリモ其効甚速ナルベシ、但下民ノ情ニウツリヤスカラントスレバ、淫行不義ヲ導キ又ハ中正和樂ヲ失フヤフニナリユキ、又ソノ弊ナカランコトセバ、人情ニウツリカヌルヤフニナルコト、決然ノ理ナレドモ、タトヒ中正和樂ハ古ノ樂ニ及バズ、人情ニウツルコトハ今ノ芝居ニ及バズトモ、今ノ芝居ノ如キ害ナクシテ少シナリトモ益アルコトハ疑ナキコトナリ、サレドモカヤフノ説ハ深ク義理ニ心得アリテ、人情ニモヨク老練シタル人ナラデハ、ナカ〳〵心得ガタキコトナレバ、一通リノ學者ナドノキ、テハ腐儒變通ノ論トテ、却テヲカシクモ思ヒ、カナシクモ思フ人ノミ多カルベケレバ、モシ信ゼズンバ、嚴ニ芝居ヲ禁ズルコソヨカルベキ、又見セ物ナド云類、スキト益ナキモノナレドモ、畢竟深ク吟味ニモ及バヌホドノモノニテ、前ノ數ケ條ニ類スル弊サヘナクバ、左マデ嚴シク禁ズルマデモナキコト多シ、又士弓ト云樂アリ、心アル者ヨク手ヲ入テ制度ヲ立ルナラバ、君子ノ玩トモナルベキホドノモノナリ、サレドモ、今世人情ニツレテソノ所ゴトニ、美女ヲソナヘテ客ヲ待ツコト、江戸淺草寺內、芝神明社內ナドノ如クアリテハ、風俗ニモ害スルコトアレバ、コレ亦禁ズルヲヨシトスベシ。

歌舞伎芝居ト云モノ、今世三都ノ外、諸國ニテモ繁昌スル所モアリ、又嚴ニ禁ズル國モアリ、華麗スベテ物ズキノ風俗ヲ助ケ、不義淫行ヲ導キ、細民懶惰ニ流ル丶ノ緣トナルノミナラズ、國中ノ金銀ヲ漏スコト多ケレバ、嚴ニ禁ズルコト甚尤至極ナルコトナリ、サレドモ、世情、物態ヲ熟觀シテ深ク考レバ今世ニアタリテ、民間ノ風俗ヲ移シ易ルノ道ニ於テ、今ノ淨璃瑠芝居ト云モノホド端的ナルハナシ、イカニトナレバ輕キ者ドモノ女子婦人ハ云ニ及バズ、男子マデモオシナベテ、スベテソノ風ヲ慕ヒ衣服ノ模樣カザリ、仕立染色等モ、今ノ時行ト云テミナ〳〵爭ヒ進デ慕ヒ學ブモ多クハ此芝居ヨリ出ルナリ、ソレスラ小事ニ非ルコトナルニ、耳ニキク所、目ニ觀ル所ヨリモ、愚夫愚婦ノ心肝ニ徹スル故ニ、哀樂喜怒トモニ實事ノ如ク、深ク染ミル故、一タビ觀テハ必再ビセンコトヲ思ヒ、タヾ思ヒ出ルノミニテモ、ソノ情ヲ動スホドノ感深キモノナレバ、忠孝仁義ノ道ニ近キコトモコレニヨリテ感得スルコトモ多シ、古昔聖人ノ法民ヲ導キ治ルニ禮ヲ以テソノ外ニアラハル丶コトヲ制シ、樂ヲ以テソノ內ニ伏スル情ヲ和ラゲルコトアリ、ソノ說諸書ニ見ヘタリ、フカキ曲折ハサマ〴〵アルベケレドモ、イヅレニモ內心ヨリイサミス丶ミテ善ニオモムクヤウニスルガ樂ノ敎トミヘタリ、今ノ芝居モコレニ類シタルコトアリ、能、狂言囃子ナド云モノヲ樂ノカ、ワリニ用ルヤウニ心得ル者アレドモ、此類中正和樂ノ味モナクテ、存ノ外ニ人情ニモサマデ近クウツラズ、殊ニ愚婦女ノ輩マデモ感ゼシムルコトハスキト云フホドナラヌコトニテ、芝居ノ百一ニモ及バズ、コレニテソノ內ヲ和ラグルノ敎ニモナラ

近親幷深キ入魂ノ外ノ輩、一町一村等又ハ他村他町マデモ、一統ニ入札サセ、ソノ内多分ノ說ニ從フモヨカルベシ、サテソノ刑法ハ、ヤハリ博奕ヲ犯シタル者同樣ニアツカヒ、但一等ホドユルメテ、博徒五年ナラバ無賴三年、博徒三年ナラバコレハ二年ト云ヤフニモスベシ、俠客モ博奕ヲ犯シ、又ハ無賴ノ所行アル者ノ分ハ同樣ニ申付、博奕無賴ノ所行ナキ者ハソノ輕重ニヨリテ年數ヲ定メ、乞食非人同格ノアツカヒニ申付、右年數ノ內シルシノ看板ヲ着サスベシ、袖ナシナドニ仕立テヽ、イカニモ手安クテイカニモミヘヤスキヤフニスベシ、コノ輩非義ノ義ヲ行フテ不仁ノ所行ヲナシ、良民ノ害ヲナス者ナレバ、耻ヲアタヘテ懲ラスコト相當ノ刑ナリ、末世ニハ、ヤヽモスレバ過料ナド云コトアリ、概シテコレヲ用ルコト聖賢ノ意ニアラズ、イカニトナレバ、一人刑法ニ陷ルニヨリテ罪ナキ父母、妻子、親族マデモ飢寒ニセマルコト、仁人ノ心ニアラズ、タヾ奢ヲ犯シテ刑ニ陷ル者ハソノ富ミ溢ルヲ損ズルノ意故ニ、過料ヲ云付ルモヨシ、サテ右ノ如クニ法ヲ立テ、行ハルヽ時ハ俠客無賴ノ徒ハ數十年ヲマタズ、國中ニナクナルベシ、博奕ニ至リテハ甚シキ分ハ絕テナクナルベケレドモ、小々ノ事ハ至治之極ト云ホドニ至リテ後始テナクナルベシ、イカニトナレバ、前ニモイヘル利欲ト逸樂ノ兩途、人情ノ甚好ム所ニテ、ソノ上サシアタリ外人ノ難義ニモナラヌヤウナルコトナレバ、シラヌ體ニテカマワヌ者モ多キハズユヘ、人々犯シ安キ勢ヒナリ。

○芝居幷見セ物類ヲアツカフ法。

ワ、クハシキコトハ如何トシラネドモ、ソノ大綱（此法肥後銀臺侯ノ所レ創ト云ヘリ、）誠ニ民ノ父母タルノ意ニヨクカナヘリ、今ノ世ニアタリテ、聖人復生ジ玉フトモ、必コノ法ニ間然スルコトアラジト感服セリ、スベテ聖賢ノ心ヲ得テ、ソノ迹ニ拘ラズ、今世ニ施シテ國家ニ益アルコト、何事モカクアリタキコトナリ、サテソノ大略ハ博奕ヲ犯シタル者召捕ヘテ、役所ニヲキ、外出ニハ夏冬晝夜ニ拘ハラズ、必シルシノ看板ヲキセテ、何方ニテモ見ワカルヤフニシ、役人アリテコレヲサシ引、スベテ人夫ノ仕事等、何ニヨラズ日夜怠ラズツトメハゲマセ、公用并家中又ハ町家ナドニモ雇ノ人夫ニ出シ、スベテ雇錢等、又ハ草履、草鞋、繩ナヘ、莚編ノ價マデモ日々役人ヘ取上ゲヲキ、息ヲモツガセズ、苦シキホドニハタラカセテ、年數滿ル頃ハ大分ノ錢タマリタルヲ元手トシテ、相應ノ業ニアリツケ衣食ノ基タツヤフニシテ、ソノ人ヲユルシ遣ストナリ、如レ此スル時ハ、數年セタゲクルシメラレタルニ習フテ、辛苦ヲ厭フ情モ薄クナリ、ソノ上衣食ノ源モアレバ、飢寒ニセマリテ惡事ヲスルノ心モナク、前非ニ懲リテ良民トナリ、上ヨリノ世話ハアレドモ、莫大ノ費モナク、凶ヲ轉ジテ吉トナシ、國家益アルコトナリ、サテ無頼ノ輩ヲ見出シテ、法ニ行フコト、博奕ナド、チガヒ、却テ容易ナラザルコトアリ、イカニトナレバ、前ニノベタル、無頼者ノ所爲、今ノ世ニアリテハ、何レノ若者ニモ二ケ條三ケ條モ多分アルコトナレバ、ソノケ條ヲ見出シテ、咎ニ云付ルヤフニテハ、苛政ト云モノナリ、コト更、外ノ人ヨリ云ヒ立テサスル時ハ、怨ミ惡ミニヨリテ不平ナルコトモアルベシ、サレバ此者ト心ツキテ、吟味ノ節ニ

驚キ入タルサマナリトキコヘシガ、近年役人衆ノ撮當ヨロシキニヤ、先年ホドノ事ハナクナリタルヤフニキコヘ、羽州ノ内最上ノ邊モ伊達ニサシ次タルコト昔ヨリノ習ニテ、今ニソノマヽトキコユ、サテ伊達最上ナドホドノ甚シキコトハ、一段格別ノコトナレバ、法ヲ立テヽ制スルコト、何ホドモ行トヾクベケレドモ、一統諸國、諸所端々ニ行ハルヽ、隱密ノ博奕、江戸大下馬前ノ雇奴ノ所爲ナドノ類ハ、仲々制シテモトヾキ難キ事ナリ、又正月ノ寶引、又ハ双六勝負類ヨリ、轉ジテコレニワシルモアリ、此類ミナ一ハ利欲ノ念、一ハ逸樂ノ情ト二ツトモニヲチオフタルモノヨリ、人ノ好モ甚シクシテ制シ難キコトハリナリ、サテ世ニ俠客無類ト云アリ、十ニ八マデハ此ノ博徒ノ内ニアルコトナレドモ、博奕ヲセヌ者ニモアルコトナリ、無頼トハスベテノ、ノラ者ニテ、渡世ノ業ハアリトイヘドモ、精モ出サズ、或ハモトヨリ定マリタル業モナク、ソノ癖トシテ、人ノ金銀衣物ヲカリテカヘサズ、或ハ酒ヲノミテモソノ價ヲモ拂ハズ、又ハ喧嘩ヲ買ヒ、或ハソノ仲人トナリ、スベテ酒色ニ耽リ、父母兄弟ノ異見ヲモ用ヒズ、ソノ村ソノ町ナドニテモ人々ニ疎マルヽヤフナル輩ナリ、俠客トハ義氣アリテ名ヲ好ミ、丈夫ノ膽アルモノ、依怙贔屓ニヨリテ惡人ニモ荷擔シ、人ノ頼ヲウケアフテ、身ノ禍ヲモカヘリミズ、刑法ヲモ畏レズシテ暴卒ノ所行ヲスル輩ヲ云、此等モ國中ニアル民ナレバ、人君ノ子トスル所ニシテ、徒ニ追ヒ拂、又ハミダリニ過料、過代ナド申付ルコト父母タルノ心ニアラズ、博徒ヲアツコフノ法、予先年ヨリ種々工夫セシガ、サシタル良法モ心ヅカズ、其後、米澤上杉ノ政法トテ聞傳ヘタルコトア

ニモ愛憫ノ情ヲ加ヘテ、ユク〲ハソノ無益ノ業ヲ改メテ國善事ニオモムキ、家ノ妨トナラヌヤウニアツカフコト、コレ卽民ノ父母タルノ道ナリ、徒ニ此輩ヲ撫育シテ良民ニ益ナキ事ヲ取立ルハ、習ハシアシキ小兒ヲ偏愛スルノ私情ニ同ジクシテ、眞ノ父母ノ本心ニアラズ、又ミダリニ追ヒコクリ、難義サスルコト亦父母ノ心ニアラズ、サテ軍用ノ時ナドモ、此輩ハ武具諸式一切カシ物ニテ使ヒ、スベテ見セ勢又ハ所案內、小走リ廻リ、小荷駄下ノ小働等、或ハソノ人ニヨリ深ク吟味モアラバ、間者又ハ小物見ノ類ナド大將ノ目利ト、ハタラキトニテ、何ホドモ用ヒヤフアルベキコトナリ、常變トモニ、カリニモ無用ノ人民ハ國中ニデキモノト心得テヨシ。

〇博徒幷俠客無賴ノ輩ヲアツカフ法。

世ニ法ヲ以テ制シ難キコトサマ〲多シ、博奕ノ禁モ亦ソノ一ナリ、今世ノ法モ大抵ノコル所ナキホドナレドモ、トカクトヾカヌ所アリ、先年白河侯ノ大政ヲ執リ玉ヒシ頃ハ、法モ一等嚴ニシテ、諸事行トヾキタル時ナレバ、諸方ノ役人モ格別ニ心ヲ用ヒシ故ニ、大概ニハ行トヾキタレドモ、侯ノ位ヲ退キ玉フ後ハ、再ビ舊ニモドリテ、所ニヨリ、國ニヨリテハ公然トシテ犯スモアリトキコユ、奥州ノ內伊達信夫ノ風俗ハ、博徒ハ父兄ノ人別ヲモ除キ、別ニ一類ノ人トナリ、平日コレヲ事トシ、諸方ノ神事祭禮ナドニハ、公然ト店小屋ヲヒラキ、多クノ人ヲ集メ、數十百金ヲ賭ニシ、數日ノ勝負ハ數千萬兩ニ至ルホドノコトニテ、右ニ准シテ、胴取ナド云者ハ大名、高家ノ行裝ヲナシ、諸事ノ大造ナルコト

葛城、入峯ノ類、ソノ外トモニ他國修行ノコト禁ズベシ、モシヤミ難キ子細アラバ、ソノ時々ニ願ヒ出デ、役人ノ差圖ヲ受ベシ、スベテ文武ニ拘ハラズ、門人ヲ集メテ指南傳授スルコト禁ズベシ、スベテ同類ノ者、又ハ名僧知識、ソノ外行者ナド、或ハ奇異ノ人ノ勸化修行等、スベテ濟度ノ志アリテ、ワガ國中ニ立入ル者アリトモ、寺院ニ止宿サスベカラズ、モシヤミ難キ子細アラバ、一宿ニ限リテソノ餘ハ役人ヘ願ヒ出テモユルスベカラズ、タトヒソノ所ヲ立去ルトモ、同類ノ者ノ內、往來道筋ノ外、脇筋ノ方ヘ送ラズ、惣ジテ國中ニ足ヲ止メザルヤウニアツカフベシ、サレドモ、病氣ナラバ醫療ヲ加ヘ、願ヒ出タラバ、上ヨリモ役介シテ、段々ニ送リ拂ヒ、大病ノ外一日半日モ止メヲクベカラズ、又他國ヨリ養子スルコト禁ズベシ、此方ヨリ他國ノ養子トナルコトハ吟味次第申付ベシ、スベテ此等ノ事ニ拘ハラズ、何ニテモ愚民ヲ迷ハシテ、金銀等ヲ貪リ聚メ、又ハ國中ノ財寶ヲ他ニ運ビ漏スコト、幷奇怪ヲ貴ビ、人ノ耳目ヲ驚カシ、スベテ人情ヲ動カスノ類、又ハ愚民ノ心得ヲ誤リテ、五倫ノ道薄クナル類、或ハ風俗游惰ニオモムク類ノ助ニナルコト、何ホドモアルコトナレバ、深ク吟味アリテ禁ズベシ、トカク手足ヲヌラサズ、筋骨ヲ勞セズ、安逸身ニヲクルコト、幷一朝一夕ニ財寶ヲ得ルコトナド、定マリタル四民ノ業ニハ絕テナキコトニテ、坊主、山伏、ソノ外異類ノ人ノ所爲ニハタマ〳〵ニテモアルコトモアレバ、末世ノ人情コレニ赴クコト多シ、國家ノ害トナル事小ニアラズ、深ク吟味シテ嚴シク禁ズベシ、サテソノ極意ハ何ニモセヨ、ワガ懷ニモリ立タル小兒ヲアツカフヤフニ、何分

クナルベキヤウニ、段々ニ繁昌セヌヤウニ心ガケテ、アツカフコト肝要ナリ、サテソノ仕法ハ色々アルベケレドモ、大抵其妻帶ニテ、子孫相續ノ分ハ、ソノ者ノ嫡子ノ外、弟幷次男、三男等ソノ人ノ勝手ニヨリテ、四民ノ内ニ業ヲカヘルコトヲバユルシヲキ、モシ子ナクシテ跡ヲ繼グニハ必同類ノ中ヨリ選ビテ、四民ノ内ヨリ養子トスルコト親族ニテモ堅ク禁ズベシ、女子ヲエン付ルモ、右ニ准ジテ娶ルコトハ必同類ニ限ルベシ、サテ山伏ハ加持祈禱ヲ持前ト定メ、寺僧ハ墓ヲ守ルコトヲ持前ト定メ、其ノ持前ノ本職バカリニテ妻子ヲ養フニ足ラヌ者ハ、醫者ノ類、針治、按摩ヨリ賣藥等、又ハ賣卜觀相ソノ外、農、工、商賈ノ業勝手次第ニハゲムベシ、但ソノ業トスル所ニヨリテ、ソレ〳〵ノ掟ハソノ仲間ニ從フベシ、職人ハ職人ノ法令ヲ守リ、商人ハ商人ノ定法ヲ守ル類ナリ、ソノ内、農業等ニ志アル者ハ、上ヨリモソレ〳〵ニ荷擔シテ、ヨク引立ヤウニアツカヒ、ソノ身分ヲモ士民ヨリハ格別ニアツカフヤフニスベシ、コレ亦ヤハリ勸農重本ノ意ナリ、サテ山伏ノ加持祈禱モ法ヲ定メテ、地祭、家祭、病氣平愈、生靈、死靈スベテ物化崇等退散ノ爲、又ハ雨乞、旱乞、或ハ狐狸ニ憑ラルヽヲ追ヒ去ルノ類ニ限リ、人ノ賴ニヨリテコレヲツトメ、ソノ外賴母子、富鬮又ハ立身出世開運咒咀ノ類堅ク禁ズベシ、水難、劍難、盜難、火防等ハユルスモヨシ、此外人ノ類モナクシテ、守札護符ヲ引キ、或ハ勸進ノ類禁ズベシ、サテ坊主山伏等一統ニ禁ズベキコトハ、スベテ開帳等、諸人ノ參詣、並ニ談義說法ノ類スベテ諸人ヲ集ルコト禁ズベシ、托鉢修行、諸ノ勸化モ禁ズベシ、本山ヘ參ルコト、幷大峯、

經世談卷之十

○寺僧山伏等ヲアツカフ心得。

サテ人君ハ民ノ父母ト云コト、儒者ノ常言ニテ、誰々モ聞古リタルコトナレドモ、サラバ國家ノ事ヲ論ズルト云時ニ至リテハ、存ノ外ニ父母ノ心ヲ全ク忘ルヽコトアリ、今世ニテ諸寺院坊主山伏ナド云モノ、何方ニモ多クアリテ、ソノ中ニハ先代領主ノ信仰厚ク、又ハ衆民ノ歸依モ多ク御朱印又ハ代々ノ寄進ナドアリテ、其勢甚盛ニ、世祿ノ士ト均シキノミナラズ、或ハ王公貴人ヲモ畏レザルホドノ者モアリ、又ソノ安置スル神佛、或ハソノアル所靈地、名迹古蹟ナドニヨリテ繁昌スルモアリ、ソノ住持ヨリ以下末々ノ者ニ至ルマデ、畢竟游手ニテ、穀粟ヲ費ヤシ金銀ヲムサボリテ、國家ノ蠹害トナル故ニ、古ヨリ治國ニ志アル輩コレヲ除カントスル者多ケレドモ、當世ノ事體ニテハ、京都、江戸ナドヘ引ツグノ障多クソノ處置ニコマル者多シ、イカサマ四民ノ外ニアリテ、不耕而食、不織而衣バカリデナク、ソレガ爲ニ、民ヲ勞シ、又ハ多クノ費ヲ致スコト以ノ外ノコトナレドモ、イヅレニモワガ國中ニ居テ、今日ヲ送ル者ナレバ何ニモセヨ、我子トシテアツカフベキコトニテソノ飢寒ヲモカマハズ、又ハ制外トテ法ヲハヅシテアツカフコトハナキコトナリ、サレバ、此類ノ無益ノ人類ハ後ニハ絕テナ

經世談卷之十目錄

祭リ、上ヨリモコレヲ助ケ、ソノ祭日ハ年ニ一タビ農時等ノ隙ノ頃ニ定メヲキ、家々酒肴赤飯ナドノ祝義アリ、又ハ其社地ニテ見セモノカラクリ様ノコトナドユルシテ村民ノタノシミトスルコトナドハ、一村二村モ新ニ開發スルホドナラバヨキコトモアランカ、サレドモ神社ヲ新ニ立ルコトモ我邦昔ヨリソレ〳〵ノ法モアルコト故、ミダリニハ行ヒガタキコト也、ヨク〳〵吟味アリテヨシ。

經世談卷之九終

キモノナリ、是ハ以テノ外ノヒガゴトニテ、民ヲ安ンジ擾クルノ道ニ於テハ殊更大害トナルコトナリ、縱何國ノ人ナリトモ、同類ノ人ヲ輕ンジアナドルベキニアラズ、殊更永クワガ國中ノ民トセンニハ誠ニ我子ト異ナラズ、サレバ其土地ニシタシミ薄キ者ハ是マデ有來ル民ヨリモ一入心ヲ付テツラカラヌヤフニスベキコトナリ、サレバ其村長ナドスベテコレヲ扱フ役々ニモ申付テ、スベテノ事ニ心ヲクダカセ、又同輩ノ百姓町人ナドニモヨク〳〵此理ヲサトシテ、輕ンジアナドルコトアラシムベカラズ、婦人小兒ナドマデモ、其詞ツカヘ、髮カタチ、風俗ヨリコレヲ敎ルコトアリトモ、コレヲ哂ヒソシルコトハユメユメナキヤフニ申含メヲクベキナリ。

第八、寺院ヲ建立シ僧ヲオキテ民情ヲナヅクルトイフ說アリ、是甚愚民ノ情ニヨク通達シタル說ニテ甚面白キ事也、但僧徒ノ愚民ヲミチビクハ多クハ方便トテ畢竟僞ヲ以テサトスコト多ク、又タトヘ左ナクトモ、其事ハ同ジヤフニテモ其心ヲヨセル處ハ趣異ニシテヒガメルコトアリテ、天地自然ノ正道ニ於テハ終ニ大ナル妨トナルコトアレバ、容易ニ行ヒガタキコトナリ、サレドモワガ國近代ノ法ニテ祖先ノ墳墓ヲ守ラシメ、切子丹ノ邪法ヲ防グコト僧徒ノ職分トナリテアレバ、是マデ有來ル寺院ナドニヲフセテ人々ノ心得トナルベキコトナド折ニフレテイヒキカスルコトナドハ苦シカルマジキカ、予ツラ〳〵考ルニ、モシヤムコトヲ得ザルコトアラバ、神社ヲ建立シ、其所ノ土神、水神、田神ナド、又ハ忠臣孝子、或ハ其土地開發、又ハ用水ナドニ格別ノ大功アル人ヲ神ニ祭リテ、其社ニ附屬シテコレヲ

相互ノ力トナリテ心ヨク思フ事ナリ。

第五、其處ニハジメテ住居スルモノニ、スベテノ果木ヲ植立サスルコト、其土地ヲハナレザル一術トイヘリ、スベテ樹木ハ年經テ其功ヲ見ルコト故、既ニ實ヲ結ビ、又ハ材木トナリテ年々ヨキ價ニモナレバ田畑物成ノ外ニテ格別ノ產業ノ助ニナル故、是ヲ惜ムノ情アリ、又後年ニナリテイカホドカラキ役人アリテモ、果木マデハ年貢モオフセヌコト故、人々永クワガ寶ト思フユヘ、自然ニ惜ム情深シト云ヘリ。

第六、スベテ一統ノ人民ミナ同ジコトナレドモ、殊ニ他鄉ヨリ來ルモノ城下又ハ人里ニ遠キ所ニテハ病アリテ藥ヲ求メ醫ヲ招クニモ甚ナリガタク、スベテ心ニカナハヌコト多ケレバ是等ノ類モ深ク心ヲ盡シテ藥種合藥ノ類不自由ナキヤフニイタシ、醫者ハ上ヨリ申付テオクカ、何レトモソノ人情物態ヲ察シテアツカフベキコト肝要ナリ、但醫者タルモノモ人民少キ村里ニテハ病家少ク產業立ガタキモノナレバ、城下ナドヨリ申付テ重キ病人アル時ハ其時々ニ病家マデ參ルヤフニ、馬駕籠ナドハ上ヨリ申付ルトモ、其處ニヨリテヨクヽヽ吟味アルベシ、是ヤスキ事ノ樣ニテ第一ノカタキコトナリ。

第七、トカク他鄉ヨリ來リテ其土地ニ住居スル者ヲバ其土地ノ人何トナク輕慢スル事イヤシキ人ノ常情ナリ、殊ニ喧嘩口論ナドノ事ニ至リテハモトヨリヨシミ少ケレバ荷擔シテ助ル者モナク、思フママニ本意ヲノベガタク、又村長ナドモトカクコレヲ取アゲヌコト多ク、理ヲ非ニ枉ラレテ終ルコト多

ベテ事タルヤフニアテテガフモノアリ、是目前民ヲヨロコバシメテナヅクルノ術ヲシリテ、民情ニ通達セザルナリ、スベテ其ハジメハタヾ雨露ヲフセグナドニコシラヘテ年フルニ從フテ其人々ノミヅカラ骨ヲオリ、身ヲ勞シテ年增ニ段々ニ備ルヤフニスベシ、サレバ其身ミヅカラ辛苦シテ成就スル故、タトヒ甚麁末ナル家居ニテモ甚ヲシムル心アリテステガタク思フコト、タトヘバ自分身ヲ勞シテ有金家トナリタルモノ其生涯無益ノ奢ニ費ヤスコトナク、子孫タルモノ金銀ヲツカヘツブス者アルト同ジ情ナリ、サレバ是等ノ事モ深ク心ヲ用ヒテタヾ材木バカリヲアタヘ、或ハ金銀バカリヲアタヘ、或ハスベテ半分ヅヽヲアタヘテ、何レニモ全備ニ至ルマデハ其身力ヲ勞シテ成就スル樣ニスルコトナドスベテ工夫アルベシ。

第四、前ニモ論ズル嫁娶ノ緣ト相ナラビテ肝要ナルハ、近隣ノヨシミ厚クスルコト大事ナレバ、若同鄉ノ人ナド數人集ムル時ハ、アナタコナタニ隔テズシテ近キアタリニマドヒテヲクヤフニスベキコト肝要ナリ、是ハ荒地ヲ開發シ古百姓ノ跡ヲ立ルナドニハ成ガタキコトモアレバ一概ニハ云ガタケレドモ、五軒三軒ヨリ以上モ取立ルホドナレバナルベキホド此心得肝要ナリ、イカニトナレバ、他鄉ヨリ來ルモノ其地ノ人ニシタシミ薄ク、或ハ貧シキモノ貸借ヲ通シ、又ハ病人看病其外スベテノ大事ニ力ヲソヘテ手傳スルナドモ、親類緣者モ少ク一入ニ難義不自由スルコトナリ、同鄉ノ者近處ニ在ル時ハ自然ニシタシミ厚ク、故鄉ニテハ見ズシラヌ人トイヘドモ、他鄉ニ出レバヨシミ厚クナルモノユヘ、

六年同　六年同　六年八俵
七年同　七年同　七年拾俵
合四拾俵　合三拾俵　合三拾俵

第二、他郷ノ人トイヘドモ久シク其地ニ住居シ、其風土ニ馴レ、其土地ノ人ニシタシミ出レバ自然ニ故郷ノ如クニナルコト、世話ニイヘルスメバ都トイヒ、又唐詩ニ客舎幷州已十霜、歸心日夜憶二咸陽一、無レ端更渡桑乾水、却望幷州是故鄕トイヘル、和漢古今ノ人情ミナ同ジコトナリ、シカルニ其土地ヲシタシムハ其土地ノ人ニシタシムヨリ大ナルハナシ、人ノシタシキハ近隣組合ノ交、殊更嫁娶ノ縁アルモノナリ、男タルモノ其女房ノヨシミニヨリ其土地ニ落着、女タルモノ其天ノ縁ニヨリテ其人ニチナムハ勿論、スベテ壻舅小舅トナリテハ其シタシミ格別ナルコトニテ、殊ニ子共出生シテハ祖父母孫彦伯叔父毎甥姪ノヨシミモアルコトニナリテ、互ニ情シタシキヨリスベテノ大事、又ハ艱難ヲモ見次スクフ情アレバモハヤ故郷ニカハルコトナク、年月フル後ハ益シタシクナリユク故ニ、終ニ故郷ノ思ヒヲナシテ尋常ノ困苦ニテハ其土地ヲハナレ去ルノ心モナクナル事、是亦人情ノ常ナリ、サレバ他國ヨリ來ル者ト嫁娶ノ縁ヲ結バシムルコト是第一ノ要法ナリ、猶又近隣同村ノ交ノコトソレ〴〵ニ上ヨリ申含メヲクベキ事ナリ、此事別條ニシルス。

第三、今世遠方ノ人ヲアツメテ新百姓ヲ取立ルニ家居又ハ馬屋、物置ナドマデ堅固ニ作リナシ、ス

モ、用捨ノ年限ノ内ニテモ朝夕ノイトナミスリ拂ニ至シテ格別ノ餘分モナキコト故、目前ニ追ハレテ四年メ五年メノ備マデハ手マハラヌコトナリ、サレバ年限荒谷ノ法ハヨロシカラズ、勿論取箇ヲイソグ心入甚ヨロシカラズ、先三年荒谷ト立ベキホドノ土地ナラバ、ソノ算用ハ五年六年トモ立ルホドノ心得ニナリテ、少シヅヽ取箇ヲ申付ル事ハ却テ早キガヨシ、譬ヘバ年貢十俵出スベキ土地ヲ三年荒谷ト立テ、四年メヨリ定數ノ通納ムベキトイフホドノ處荒谷ノ法ヲ用ヒズシテ、三年メ二俵、四年メ四俵、五年メ六俵、六年メ八俵、七年メヨリハジメテ本年貢トイフヤフニ定ムベシ、如レ此スレバ荒谷ノ法ニテ四年荒谷ト立ルト同ジ算用ニナリテ、荒谷ノ法ナレバ五年メ、此法ナレバ七年メトイフホドノ相違アリテ、民ヲ安堵セシムルノ段ニ至リテハ誠ニ大ナル相違アルコト也、縦此定數ヲ用ズトモ、此大意ヲ以テ其所ニ隨ヒテ定ムル時ハ遽ニ苦ニ入ルノ憂ナシトシルベシ、タトヘバ

○三年荒谷	○四年荒谷	○今ノ法
初年休	初年休	初年休
貳年休	貳年休	貳年休
三年休	三年休	△三年貳俵
△四年拾俵	四年休	四年四俵
五年同	△五年拾俵	五年六俵

法、又ハ商買販鬻ノイヤシキ道ニ至ルマデモミナ同ジ事也、況ヤ邦ノ本タル農民ヲ植付ル事最大事ナルベシ、スベテ遠方ヨリ來リ事アリテモワガ生レノ國ヲシタフコト人情ノ常ナリ、古人暫時ノ眺望ニモ風景雖レ美非ニ吾土ニトイヘルモ、古今和漢ノ同ジキヲ見ルベシ、況ヤ身ヲ終ルマデ本國ヲハナレヲル事タヾヤムコトヲ得ザルニセマルヨリ起リテ、モトヨリ其本心ニアラネバ、永ク土着ノ民トナシテ父母妻子マデヲ安堵セシムル事ハ、コレヲ救フモノ深ク其情ヲ得テコレヲメグムニアラザレバ決シテナリ難キ事トシルベシ、予ツラ〳〵今ノ情勢ヲモテコレヲ考ルニ、是ヲ安堵セシムルノ法數ケ條アリ、サレドモ其法ハモトヨリ枝葉ノ末ニシテ、其根本ハタヾ父母ノ幼兒ヲモリ立ルニ心ヲ用ルガ如クスルニアリ、コレ心アリテコノ法ヲ行ヒ、猶モソノ民ノイハント欲スル所ヲイハシメテ、コレヲキヽヨリ其情ヲ通シテ行フ時ハアタラズトイフトモ遠カラザルベシ、先其法トイフハ

第一、今諸國ニテ行フ法、大抵ハ三年荒谷、五年荒谷ナドイフ事アリテ、ハジメノホド其年數ヲ限リ年貢夫役等一切ノ用捨アリ、其年限過レバ一切用捨アル事ナシ、サレバ三年荒谷ト立タルモノ三年マデハ心ヨク、四年メヨリニハカニクルシム故イトヾシク、年過レバ故郷ヲシタフ人情ナルニ、其クルシミニカフベキ樂モナキ百姓ノ身ナレバ、段々離散ノ心ヲ生ズル事餘義ナキコト也、コレ樂ヨリニハカニ苦ニ入故ナリ、勿論四年メヨリハ年貢夫役モノガレナキ事ハ其前ヨリシレタルコトナレバ、二年三年ノ時ヨリ其心懸アルベキコトナレドモ、愚民ノアリサマ必其心得ナキモノナリ、縱少シク心得アリト

扱サスレバ隨分ニ行トヾクベシ、出店ヲスグサマ別家トナシテ、本店ノ子弟又ハ古番頭ナド遣シテヲキ、內證ハヤハリ出店ノ姿ト同樣ニスル工夫ヲスルコトモアルベケレバ、前カドヨリ此趣ハ申渡シ、別家ヨリ本家ヘ利潤送リハセヌコトニ定メテ、尙更、仕入金高、仕入荷物ヲ改メテ、都合セヌ時ハ吟味ヲ遂ゲ、モシ違犯ノ事アラバ早々追拂フモヨシ、此外ニモサマ〲ノ法アルベケレドモ、此ノ類ノコトハトカクニ甚人情ヲ動カスコトニテ、殊ニソノ者ノ怨ミ誹ルコトモ、一通ナラザルヤウニテハ容易ニハシ難キコトナリ、仁アリ、智アリテ、ソノ上國中ハ云ニ及バズ、天下諸國ノ非判ヲモカマハズ、斷然ト奮ヒ起ルホドノ豪傑ナラデハ、ナリガタキコトナルベシ、殊ニソノ國ノ大小ト全體ノ勢トニヨルコト勿論ナリ。

○新百姓ヲ永ク安堵サスル法。

新ニ土地ヲ開發シ、又ハ荒地ヲ再發スルニ、其土地ニ農民少キトテ遠方ヨリ多クノ人民ヲ招キ集メテコレヲ企ルモノ、其土地ヒラケテ一旦ノ功アリトイヘドモ、其人永ク其土地ヲシタシミテ安堵スル事ナリガタク、年經ル後ハ多ク離散シテ再ビ舊ノ如クニナル事、予コレヲ見タル事モアリ、又聞及ビタル事ハ數多ナリ、是其故如何ニトイフニ、ハジメテ其事ヲ企ルモノ徒ニ土地ノ利ヲ目ガケ目前ノ功ヲムサボリテ速ニ成ラン事ヲ求メテ遠キ慮ナキヨリ出ルナリ、大凡何事ニテモ多クノ人ヲ扱フハ、其心ヲトクト察シテ其情實ヲ得ザレバ永クハタモチガタキ事、治國平天下ノ大道ハ勿論ニテ、凡用兵ノ

トナリ、他國ノ人ノ自國ニ來リテ永クワガ國ノ人別ニナルコトハ防グベキコトニアラズ、コレハ別ニ制度アルベシ、出店ノソノ國ノ益ニナラヌト云ハ、ヨクシレタルコトニテ、ワガ國ノ利ヲ吸ヒ取ラルヽガ第一ノ害ナレドモ、ソレノミナラズ、國中ノ同ジ向ノ商人ノ迷惑トナルコトナリ、イカニトナレバ、出店ヲヒラクホドノ者ハ、ソノ本店ハ必大商ナレバ、元手ノ金銀ニ不自由モナク仕入ノ道モソノ本店ノ向寄自在ナル故、國中ノ同商賣ノ者、何ホド骨折テモコレニ押並ブコトナラヌ勢ナリ、サレバ終ニハソノ出店ノ方多ク繁昌シテ、國中ノ者ハ衰ルヤウニナルコトナリ、コレハ三都並諸國ノ城下、湊ナドニテモ多クハ如レ此ノアリサマナリ、サレドモ今マデ有來ル出店ヲ、ニハカニ追ヒ拂フコトモ、色々ナリ難キ子細多カルベケレバ、ヨク〳〵工夫シテ、ソレ〳〵ノ心得アルベキコトナリ、ソノ法ハソノ所ト其商買向ニヨリテ、一樣ニハ云ヒ難シ、マヅハナルベキナラバ、ソノ主人、家內トモニ此方ヘ移リテ、人別ニ加ハルヤウニスルコトヨケレドモ、多クハナリ難キコトナルベシ、或ハ年數ヲ限リテ引拂フコトニ申渡シ、ソノ家、庫、屋敷、幷代呂物ナドハ莫大ノ損失ニナラヌヤウニ、ソノ仲間、又ハ別商買ノ者ニ買ヒ取ラシムルコトモヨカルベシ、金銀不足ニテ及ビカヌルコトナドアラバ上ヨリカシテモレベキコトナリ、世ニ云見倒シノ、打殺シノト云ホドノコトハ必サセマジキコトナリ、懸賣、貸付ナドノ殘リタルヲモ、ソレ〳〵ニ上ヨリセワシテ取タテヽヤルベシ、勿論仲間ノ者ニモ、面々ノタメ、幷國ノタメ云コトヲヨク合點サセテ、其上ニモ仁惠ノ意ヲ申含メ、引拂フ者ノ怨マヌヤウニ取

居禁ズベシ、卜筮者ハ吟味ノ上其人次第ニサシヲクベシ、其人自ラ祈禱ヲモ行フ者ハ禁ズベシ。

○諸州入津ノ湊スベテ、船ガヽリノ所、又ハ名所、名山、大寺、大社等、或ハ溫泉、或ハ產物多ク出ス所、幷交易ノ所、右等ノ道筋ニテ往來絕ヘザルノ地ハ、ソレ〲ニツキテ相應ニ掟アルベシ、遠來ノ旅人ヲ欺キテ、姦利ヲ貪ルコト、細民ノ心得ナキ者ニ多キコトナリ、屹度法令ヲ立テヽ制札ヲカケ置モヨシ、又往來ノ旅人ノ內高貴權族ノ威ヲ假リ、無理ヲ云テ難義ヲカケ、スベテ不作法ノコト等アル時、國民ノ迷惑ニナラヌヤウニ工夫シテ掟ヲ立テ、ソノ所々ノ役人ナドニトクト申含テ相應ノ取扱サスベシ。

○諸商買物運上ノ事、今世ニテハ田畑物成ト相並ビテ國用ヲ足スノ基トスルコト故何方ニテモセリ上ゲテ多クナルヲ專要トスレドモ、コノ運上高キ故ニ物ノ價高クナリテ國中ノ難義トナルコトモアレバ、深ク吟味スベキコトナリ、大要他國ヨリ自國ヘ買入ル品要用必要ノ分ハ運上ナキガヨシ、ヤムコトヲ得ヌ子細アルトモ必ヤスクスベシ、榮耀ノ物玩物ナドハ高クテモ苦シカラヌコトモアルベシ、自國ヨリ賣出ス品ハ大抵運運上アルモヨシ、但百姓職人ナドノ自ラ作リテ持出スモノマデ運上ヲカケルコトスベテ不レ宜。

○諸州繁華ノ地ナドニ京大阪堺又ハソノ外ノ諸國ヨリ出店ト云モノアリ、其所ニヨリテ利害一樣ニアラネドモ、國產ノ物ト交易ノ道ヲ通ズルヨリ外、彼方ノ物ヲ持來リテアキナフバカリノ出店ハ國ノ益ニナラヌコト多シ、勿論國中ノ町人ノ名目ニテ內證ハ他所ノ者商賣スルモアリ、此等ハ堅ク禁ズベキコ

ルベシ、抱ラレタル者モ定數ノ入目アレバ、祿ニヒトシク産業コヽロヨク、妻子安堵モナルコトアリ
テ、諸事ノ都合ヨキコトアルベシ。

○木戸明六ツ時開キ、夜四ツ時シメ切、其刻ヨリ後一人ゴトニ行先ト、ソノ人ノ姓名ヲキヽ、糺シテ
通スベシ、何人ニテモ面體ヲアラハシ、モシ夜分提灯ナキ者ハ段々送リニスベシ。

○居酒、ソノ外餅、蕎麥等スベテ其所ニテ飲食スル商賣、幷洗湯等何レモ前錢ニ受取、店前見通シノ處
バカリニ客ヲ置、障子、襖ノ奥、幷二階等ニヲクベカラズ、ヤムコトヲエズ築立、又ハ仕切坪等用ル
コト、高サ貳尺五寸程限ナド定ムルモヨシ、其所ニヨリ吟味アルベシ。

○懸賣、毎月晦日勘定ト定メ、モシ延引三月ヲ過タラバ、利付ニテ證文ヲ渡シ、常ノ貸借ノ掟ニ準ズベ
シ、古キ得意等、勘定一年限ニモ申合次第、ソノ上半年一年モ過タラバ、常ノ貸借ニ准ズベシ、商人
仲間ノ通用モ双方申合ヲ立テ相違ノ節右ニ準ズベシ。

○詩歌、連俳、茶湯、揷花、碁、將棊、鞠、香、謡、淨瑠璃、琴、三味線等ノ類ハ云ニ及バズ、手習、
算法ノ外文武ノ藝トモニ指南ノ者、町内住居ハ云ニ及バズ、往來ノ旅人ト云ドモ、一兩日ノ外逗留ヲ
禁ジ、ソレ〳〵撮當アルベシ、職人細工ノ指南モ、硝子□花、押繪等ハ勿論、華美ニ勝チ無益ノ品等
右同様ニアツカフベシ。

○スベテノ醫者、穏婆、按摩ノ外、坊主、山伏、儒者、神道者スベテ諸道ヲ論談スル者ノ類、町内住

リ仲間ノ擬當シニクキ勢アルコトモアリ、ソネミウラミラル丶コトヲ厭フヨリ擬當ヲイヤガル者モアルベシ、此等ハ乙名役付ノ者、カクシ目付ナド申出ベシ、勿論姦利ノ罪ハ何ニヨラズ過料ヲ出サセ、其上三日閉店等奢ヲ犯スノ罪同樣タルベシ、本人ノ外、仲間行司幷乙名等モ奢ヲ犯スノ法、同樣申付、擬當申出ル分ハ罪ナシ。

○町內祈禱、幷諸守札等、引配又ハスベテ家並錢米等ヲ集ル類ノコトスベテ禁ズベシ、モシソノ內ヤミ難キ分ハ願ヒ出テ吟味ヲ受ベシ、賴母子等モ吟味ノ上ユルスベシ。

○火ノ番、夜廻リスベテ人足等、諸費用ヲ割アテルコト、タトヘバ下段ノ商人五人、中段七人、上段十人ホドノ甲乙差別アルベシ、根元ノ段ノ分ケヤウニヨリテ、或ハ三人、五人、七人、十人ナドモワリ合スベシ、此等ノ差別ナク屋敷一軒何ホド借家一軒何ホド抔一概ニスルハヨロシカラザルコト多シ。

○町內人足ソノ町ニテ定抱ニシテ、辻番、火ノ番、夜廻リノ類、順番ニサスルモヨキコトアルベシ、ソノ時ハ屋敷持、上段一軒每月百文、中段七十五文、下段五十文、借家上段三十文、中段二十文、下段十五文ナド云ヤフニ取收メテ、ソノ町ノ軒數次第五人、十人、十五人、廿人モ抱ヲキテ、町內ニヲクコト便利ナルベシ、定抱ニテソノ所ニ居レバ町內ノ家作、地割、幷人々ノ顏ヲモ過半覺ヘテヲル故、火ノ用心、盜賊ノ用心、火消ノハタラキナド、スベテノコトニ勝手ヨク、幷金銀荷物ヲ預ル飛脚等ノ類ニ雇フテモ、カネテ人物モシレテヲリ、妻子モアレバ飛入ノ雇人トチガフテ、甚便利ナルコト多カ

袋、烟草入類、絹表具以上ノ掛物、屛風、襖、塗縁、金具付、スベテ平日煎茶ニ用候外、茶湯道具ニ類スル品無用、香爐、花生、地燒瀨戶、竹木ニ限リ不レ苦、但祭器ノ分、金銀鼈甲諸渡物ノ外不レ苦。

○飮食摠テ饗應一汁三菜ニ限リ香ノ物トモ三菜酒ハ吸物一通、肴三種ニ限リ、組合ノ硯蓋、幷卓袱ノ料理不可用、盃幷盃ノ代リニ用候器、一合入以上不レ可レ用、菓子面々ニ不レ可レ出、夜分蠟燭二寸周リノ外不レ可レ用、宴會刻限夏分九ツ時限、冬分四ツ時限、春秋四ツ半時限、酒肴等無レ之煎茶一通リニテ、物語等仕候事ハ、右刻限ノ外半時餘モ用捨、勿論吟味相談幷稽古修行ノ集會ハ右刻限ノ外一時餘モ不レ苦、勿論饗應ノ類一年一度二度三度ヲ過ベカラズ、百姓町人トモニソノ分限ニ應ジマヅハ一度タルベシ、中段ノ商人二度、上段三度、右ノ外婚禮諸祝儀等ヤミ難キ分願ヒ出テ差圖ヲ受ベシ、又鎭守祭禮等ノ類、其町所一統ノ祝儀、赤飯、煑染、酒ハ肴二種ノ外無用。

○音信贈答其分ニ應ジ、過分ニ立派ニスベカラズ、謝禮幷合力、助成ハ面々存寄次第。

○奢ノ禁ヲ犯シタル者三日閉店、過料、取上、其身一代同類ノ内末座申付、年始門松不レ可レ用、右ノ內居宅犯科ノ分、町乙名トモ咎申付、惣乙名末席三年五年七年マデユルスベカラズ。

○姦術ヲ以テ利ヲ貪ルトハスベテ上ノ法禁ヲ犯シ、或ハ人民ノ難義ヲカヘリミズシテ、我ノ得分利倍ヲハタラクヲ云、コレヲ禁ズルノ法、スベテソノ商賣仲間ヨリ撿當サスベシ、殊ニ行司順番ノ者、別シテ念ヲ入ルベシ、サレドモ一統ノ仲間ソロッテ上ヲ欺クコトモアリ、又面々モ少々正シカラザルヨ

要ナリ、ソノ外トモニソレ〳〵ニ掟ヲ立ツベシ。

○奢ノ風俗ヲ禁ズルコト、衣服、居宅、諸道具、飲食、ソレ〳〵ニ掟ヲ立ツベシ、タトヘバ衣服ハ布木綿ニ限リ、年賀、冠婚、喪祭等重キ吉凶ノ禮ノミ袴ヲ用ヒ、勿論夏冬、單、小倉織等ニ限ルベシ、麻上下並女子フリ袖仕立、スベテ縫モヤウ織物等木綿ニテモ不レ可レ用、合羽ハ油紙ヲ用ヒ、木綿ハ引キマハシニ限リ用捨ナド云様ナル類、ソノ國所ニヨリテ定ムベシ、モシ別條ニ論ズル通リ、衣服ノ制度諸士以上モ平日腰帶ヲ用ルホドニ改ルナラバ、町方ハ右ニ准ジテ袴上下スベテ不レ可レ用ナド定ムベシ、居宅以下ノケ條モ右ニ準ズベシ、又商人賦人トモニ旅行ニ限リ、脇差用ルコト勝手次第、平日ハタトヒサシ立タル節ニモ無刀タルベシ、二名役附ノ者、並職人ノ内、上ノ用向ヲツトメテ、扶持人ナド云類サシ立タル節ナド、脇差用フベシ。

○居宅普請ハ床、違棚、承塵、釘隱シ、裏板ハリ付天井、ヘリ付疊、塗爐緣等スベテ塗物スベテ繪樣、彫物、眞鍮等ノ飾何レモ無用、但商物、看板、並持佛堂ニ限リ漆塗箔付繪等不レ苦。

○諸道具スベテ金銀ノ品、但醫者其ノ外諸職人職方等ニ相用候分不レ苦、スベテ本朱塗、金銀箔付、梨地蒔繪、沈金、沃掛、推朱、青貝、幷繪樣、彫物、幷唐銅、眞鍮銅、等ノ燭臺、錦手、赤繪「郡青紺、青繪等ノ瀬戸物スベテ唐、阿蘭陀等渡リ物、但職方等ニ用候分不レ苦、鼈甲、象牙、櫛、笄、絹、縮緬等ノカセ元結類、スベテ繪樣ノハキ物、ヌリ下駄、三枚ウラ付雪駄等絹以上ノ横緒等卷物織物仕立ノ鼻紙

キコトナリ、勿論武具ノ類ハ今ノ時ニアタリテ、職人少クテスラ、日々隙ナキホドノ細工ハナシ、殊更ソノ職方多キ時ニハ別シテ錢トルベキ仕事モ少ク、ソノ職ヲ以テ世ヲワタルコトハナラヌヤウニナリユキテ、自然ニコレヲスル者ナキヤウニナルベシ、サレバ家中ノ内ニテ足輕體ニ類シタル者、又ハ侍以上ニテモ小進ノ輩ナドスベテ常祿アル者ノ職ト定メヲキ、誰某ハ弓師、誰某ハ矢師ト云ヤフニソノ人々ノ得手ニヨリテソノ人モ勝手ナラバ、吟味ノ上ソノ職ヲ申付、賣買等他ノ註文ヲウケテ、コシラヘルコトナド、總ジテ市中ニヲル他ノ職人モ同樣ニ勝手次第ニユルシヲキ、スベテソノ人ノ迷惑ナキヤウニタテヲクベシ、如此スル時ハソレ〲ノ職ヲ以テソノ祿ノ不足ヲ補フテ、父母妻子ヲ養フニモ足ルベク、又飯米ホドノコトハ不自由セズシテソノ職ヲスルコトユヘ、タトヘ日々ノ細工間斷アリトモ、今日ノクラシハ間ニ合フヤウニモナリ、ソノ製作モヲノヅカラアマリ麁末モナキヤウニナルベシ、農具ソノ外スベテ必要ノ器物等ヲ仕出ス職モ、コレニ準ジテ吟味アルベシ、如此スル時ハ諸職ノ内ニテ、無益ヲ賤シミ、有用ヲ貴ブノ意モ明ニナリ、ソノ上スベテ有用ノ物ハ國中ヨリ仕出シテ、ユク〲何ゾノ時ニモ不自由ナク奢ヲ止ムルノ助トナルコトモ多ク、又別ニソレ〲ノ職人ト立テヲキテ養フマデモナクテモ、數多ノ職人繁昌スルヤウニモ行トヽクベキコトナリ。

○町方ヲアツカフ法

町方ヲアツカフ法、奢ノ風俗ヲ禁ズルコト、並ニ姦術ヲ以テ利ヲ貪ルコトヲ禁ズルコト、第一ノ肝

內、十ニ六七マデハ、奢ヲ助クルノミノ物多ケレバ、ヨク〳〵吟味アリテ、ソノ物ニヨリテ國中ヨリ仕出スハ勿論、他國ヨリ買入ルヽコトヲモ禁ジテヨシ、桃ノ節句ノ雛ノ類スキトナクトモ事カケズ、其外硝子器ナドノ類、大抵無益ノ者ナレバ、吟味アリテヨシ、又要用必用ノ物ノ內ニモ、浮華ト云テ、無益ノ飾ヲ加ヘテ、費多ク、奢ノ助ニナル物多シ、シバラク一事ヲ以テ云ニ、ウラ付草履ニ三枚ウラ五枚ウラナド云類、ソノ橫緒ナドニモコレニ準ジテ色々無益華美アル數十種アルコトナリ、近年アル大國ニテソノ國ノ奢ヲ禁ゼントテサマ〴〵ノ制度アリシ內ニ、京ヨリ仕入レテ用ルウラ付草履ナドノ甚浮華ナルヲ、ソノ元値ノ價ヲ渡シテ上ヘ取上ゲ、城下近キ川原ニ山ノ如ク積ミアゲテ火ヲ放チテ燒捨テタリシト云コト、ホノカニ聞及ビタルコトアリ、白人ノ了簡ニテハサシモ下手ナル仕方ノヤウナレドモソレ〴〵ノ掟サヘ、ヨク立ツヾクヤウニアラバ、時ニヨリテハ如此ノ仕方モ餘義ナキコトモアルベシ、何レニモソノ功拙ノ論ハ姑クサシヲキテ、本ヲ重ンジ、儉ヲ貴ブノ美意ハ誠ニ感賞スベキコトナリ、サテ職人ノ內ニモ烟管張、琴三味線師、菓子師、髮結ナドノ類ハ小國ナラバ絕テナクトモスムコトモアルベシ、タトヒナクテスマヌ勢アルカ、或ハ遽ニ止メ難キコトアルトモ、スベテアマリ繁昌セヌヤウニアツカフベシ、サテ農具武具ノ類ナドヲ仕出ス職人ヲバ、スベテ上ヨリ世話アリテ、タトヘバ大工ノ材木鍛冶ノ地金ノ類ヨリソレ〴〵ニ下直ニシテ通用ヨクナルヤウニ吟味ヲ加ヘ、運上諸役ニ類ヒシタルコトヾモヲモ格別ニ用捨シテ、自然ニソレ〴〵ノスヽミトナリテ繁昌スルヤウニアツカフベ

人三人マデモナキ所アリ、勿論ソレ〳〵ノ道具ヲカネテヨリ不自由ナキホド備ヘテアラバ、臨時ニ事カクコトハアルマジケレドモ、道具ノ備バカリデナク、職人ノ備モナクテナラヌコトモアリ、タトヘバ千人ノ武士ニ具足ハ着替マデ用意シテ、二千領アルホドノ備滿チタリトモ、何ゾノ時ニソレ〳〵ノ職人ナケレバ、タトヘ一度コシラヘテ五十年百年用ヒラルヽホドノ物ナレバトテ、今時ノヤウニ平日永ク藏入バカリニナリテアル時トチガフテ、コレヲ出シテ用ルホドノ時ニアタリテハ、破損又ハ失脱ナドナクテカナハヌコト、見ヘワタリタルコトナレバ、職人ナクテハ備タラズ、勿論時ニヨリテハ千領ノ具足ガ急ニ入用ノ時モアルカモシレヌトテ、數十百人ノ職人ヲ備ヘヲクヤウニマデハトテモ出來ヌコトナレドモ、大抵ニテハイカヤウニカ間ヲ合スルホドノ事ハ心ガクベキコトナリ、何ニヨラズ職人商人ナドハタヾ目前ノ利ヲハカリテ、國家永久ノ利不利ヲバスキトカマハズ、タヾ骨折薄クテ得分多キカ、元手少クテ利分厚キ方ニバカリオモムクモノナリ、サレバ上タル人ヨリソレ〳〵ノ撮當ナクテカナハズ、サテマヅ一通リニ財用ノクリマワシノ工夫ヲシテ、目前ニ富國ノ術ヲ論ズル時ハ何品ニテモ我國中ヨリ仕出スヨリハ、他國ヨリ買入ルヽ方却テ下直ニアタル時ハ、國中ヨリ仕出スハ無益ナルコトナレドモ、ソノ内ニテスベテノ要用ノモノハナルタケ國中ニテ仕出シテ、間ヲ合スルヤウニ心ガケテ少シノ不便利ホドノコトハ用捨シテ、他國ヲマタヌガヨシ、又無益ノ物ハ少々高値ニアタルトモ、國中ヨリ仕出スコトハセズシテヨシ、タトヘバ、今世ニ小間物ト云類、ソノ品數十百種アル

經世談卷之九

○農具武具等スベテ要用ノ器ヲ造ル職人ヲアツカフ心得。

世間ニ有用ノ物ハ何ニヨラズナクテスマヌコトユヘ、ソレノ職方ノ者モナクテカナハヌコトハヨクシレワタリタルコトナレドモ、ゾノ有用ト云内ニモ、緩急輕重ノ差別アルコトヲヨクシリテ、重キ者ヲ貴ビ、輕キ者ヲ抑ヘルヤウニスルコト、國家ヲアツカフ者ノ心得肝要ナリ、左ナクテタヾ下々ノナリユキニマカセオク時ハ、自然ニ無益ヲ貴ビ重ンジテ、有用必要ノ物ヲ賤シムヤウニナルコト、自然ノ勢ナリ、サレバ今ノ時ニアタリテ、別シテ心ヲ用ヒテアツカフベキモノハ、農具武具等ヲ仕出ス職人ナリ、農ハ四民ノ本ニテ甚重キモノナレバ、古ヨリ大將ノ冑ノ立物ニ、鍬形ヲ用ヒラレタルモ農ヲ重ンズルノ意トイヘリ、カホド大切ノモノナレバ、ソノ用ル道具製作モ念ヲ入レ、價モ下直ニ出來テ、ソノ上、國中諸方不自由ヲキヤウニスベシ、サレドモ價下値ナレバ、マヅハ職人ニ利少キ故、自然ニ製作麁末ニナルコトアリ、又商人モ利少ケレバ、ソノ地方ニヨリテ自然ニ不自由ニナルコトモアル故、コノ所ニ工夫ナクテカナハヌコトナリ、殊更武器ノ類ハ今ノ時ニアタリテ、平日スキト不用ナレバ、賣買モナクコレヲ仕出ス職人モ自然ニ少クナリテ、國ニヨリテハソノ向ノ職方ノ者、國中ニ二

經世談卷之九目錄

サ前シ引テヨシ、如此ナレバ閏ナキ年、大抵三百五十四日後、閏アル年大抵八十四日前後トナルナリ、今世閏月ヲカゾヘズシテ、一年ヲ三百六十日ト立ル法アリ、暦法ニテ細ニ勘定スレバ一年ニ六日ヅヽノチガヒトナル故、ヨロシカラズ。

經世談卷之八終

右平士以上ノ世祿ノ者スベテ家柄ト稱スベシ。

人君ノ同姓等スベテ男子ノ系統有レ之輩、スベテ一類ト稱シ、祿舊來ノマヽニ申付、モシ平士ノ祿一倍ニ滿チザル分ハ一倍ノ高ニ申付ベシ。

○人君ノ緣類スベテ女子ノ緣アル輩、並人君生母、即今世ニ産母ト云モノノ跡ヲ繼タル弟、又ハ姪ナドノ類、スベテ一門ト名ヅケ十二人扶持九兩以上ニ申付ベシ、一門ノ弟並次男三男ノワカレタル家モ同樣ニ申付、右何レモ二代ヲ過タラバ平士ニ同ジクシテ、列ハ平士ノ上ニヲクベシ。

○徒士以上、世祿ノ高ニ應ジタル武具ハ面々用意、足輕以下並徒士以上ノ内、役付ニテ祿高增タル分ノ武具ハ貸物ナルベシ、足輕以下具足ノ外スベテ貸物。

○足輕ノ類面々耕作、商賣、諸職ノ營スベヲ苦シカラズ、振賣幷日雇働モユルスベシ、但平日短刀ハハナスベカラズ、開店商賣モ、茶屋、酒屋、菓子屋ナドノ外苦シカラズ、商賣手代ヲクコトスベカラズ、諸職内弟子ハ苦シカラズ。

○徒士幷役付外ノ平士、諸職ヲ營ミ、スベテ金錢ヲ取ルコト、商賣ノ外クルシカラズ、此外役付ノ平士以上、家柄等ノ者、自分用ヒノ外金錢ヲ取ルコト營ムベカラズ、賴ニヨリテ辨ジツカハスコト、並謝禮受ルコトハ不苦。

○扶持米等渡スコト、スベテ一年日割ノ宛行ハ三百六十六日ト定メテ、閏月ナキ年ハ、小ノ月ノ分ヲ

幼少又ハ久病ニテ不勤ノ輩ハ貳人扶持貳歩

小頭役付等ノ輩　五人扶持一兩ヨリ二兩限リ

○徒士ノ類同斷　並勤ノ者七人扶持三兩

一ヶ月當番六日　稽古六日　合十二日

幼少久病ノ者　五人扶持貳兩

小頭役付等　八人扶持六兩限リ

○平士同斷　八人扶持六兩

一ヶ月當番十日　稽古六日　合十六日

幼少久病者　六人扶持三兩

役付等ソノ役ニヨリ千石前後マデモ。

○平士以上ニテモスベテ先祖身命ヲ捨テ國家ニ大功有レ之カ、又ハ國家永久ノ爲ニ大功有レ之ニヨリテ、世祿ニ申付タル分、役目ハソノ祿ニ拘ハラズ、器量ニ應ジテ勤サスベシ、祿ハ先祖、代々朱印等渡シ置タル通ニイタシ、モシ幼弱又ハ久病ニテ不勤ノ輩ハ右世祿ノ内三分ヅヽ減シ、（千石ノ者七百名渡シ五百石ノ者三百石渡スノ類、）モシ右減ジタル殘高平士八人扶持六兩ヨリ少クナルトキハ、ヤハリ八人扶持六兩ヲアテガヒ、ソノ上ヲ減ズベカラズ。

六番座　二百石　表取次使番　近習　祐筆
勘定方　武藝指南役
近習醫師

七番座　八人扶持六兩　平士無役之者　徒士目付

八番座　五人扶持三兩　徒士　醫師　馬方

○家中宛行ノ法

マヅ大格ノ法ヲカリニ定メテ大意ヲ示スコト左ノ如シ、ソノ國ノ舊來ノ法トソノ習ハシト分限ノ大小ニヨルコト故、一定ノ說ハ預ヨリ定メ難キコトナリ。

○諸職人一代限ニ申付、扶持米三人分ヨリ五人分マデノ內ニ定メ、切米金ハナク、細工作料工數次第ニ割合、一年ニ六ケ度、又ハ每月ニモ渡スベシ、勿論市中等ノ作料ヨクバ、割ヨリ遙ニ勝手ヨキヤウシテヤルベシ、其職ノ格別ニ秀出シタル者、又ハ小頭、棟梁ノ類ナドハ別ニ切米ヲ渡、幷扶持モ五人分以上、ソノ甲乙分限次第ニ增テ申付ベシ。

○大工鍛冶、飾師ナドノ類、武具、農具等ノ外ニテモ、必用、要用ノ職人ハ養ヒヲクモヨシ、必用要用ニテナキ分ノ職方、鏡師、鏡磨、菓子師ナド云類ノ分ハ、ソノ時々ニ雇ヲ以テ仕フベシ。

○足輕ノ類代々相續、並勤ノ者四人扶持壹兩。

一ケ月當番六日　稽古六日　合十二日

此間ニ心得アルコトナリ、一人スムベキ役ハ、一人ニテヨシ、何ゾノ手代リノ爲ニハ助役又ハ添役見習ナド云者ヲ立テヲクベシ、助役見習ハ本役ノ次ニ位シテ祿モ本役ノ次ナルベシ、タトヘバ家老一番座千石、用人二番座七百石ト定メテアル時、用人ナドソノ外ニテモ家老ノ助見習ヲツトムル時ハ、壹番座ノ次二番座ノ上ニ列シテ、八百五十石ノ祿ヲアタフベシ、コレ家老ハ用人ヨリ三百石多キヲ半分ニシタル高ヲ增ス割ナリ、用人二番座七百石、番頭三番座五百石ト定メテアル時、番頭ヨリ用人ノ助ヲ勤ル者ハ、二番座ノ下三番座ノ上、六百石アタフベシ、餘ハ類シテ推スベシ、官祿ノ次第國々ニヨリテ色々アレドモ、升進ノ位階ヲ官祿ニテ定ムルコト用人ノ道ニ大害アル故、今シバラク中段ノ國ノ分限ニテ、大格ヲ示ス事左ノ如シ、勿論左ニアラハス所ハ大格ノ目アテナレバ、國所ニヨリテマヅハ有來ルマヽニテ人數ヲ省キ、又ハヤムコトヲ得ザル分ヲ改ムベシ、前ニノベタル弊サヘナクバ、コレマデノ通ニスルモヨシ。

一番座	千石	家老。		
二番座	七百石	家老助 用人 勘定奉行	學校奉行 近習頭	評定奉行
三番座	五百石	番頭平士支配	城代 徒士頭	奥用人隱居若殿
四番座	四百石	足輕頭 部屋方附	屋敷留守 寺社頭	目付
五番座	三百石	郡奉行 評定方 納戸奉行	町奉行 武具奉行	教授方 作事奉行

サマヲ見ルニ、多クハ功勞ニヨリテ官職ヲ轉ジ、又ハ永世ノ加增ヲ申付ルユヘ、ソノ得手ザル官職ニ移リカワリテ、ソノ器ニ中ラヌノミカハ、ソノ人モ分外ニ勞シテ、サテソレホドノ益モナク、或ハ害トナルコトモアリ、又加增トサヘイヘバ皆永世ナルユヘ、アマリ數多ケレバ國君ノ藏入高、永々減少スル故惜ミテ容易ニアタヘズ、又ヨキ人ヲ升進サスルコトモ存分ニナリ難ク、コレガ爲ニ才能モ埋モレ、又功勞アル者モ速ニ報ルコトナラズ、勸賞之意、用人之道ニ於テ甚シキ大害トナルナリ、國家ヲ治ル第一ノ緊要ハ、用レ人ノ過タルコトナキニ、如此ノ姿ニテハ中々ヨキコトハデキヌトシルベシ、又役人多ケレバ、上下トモ費多キト云ハ上ノ費ハ役料、役扶持ヲハジメ、ソレ〳〵ノ手當骨折種々アルコトナリ、下ノ費ハタトヘバ村方ナレバ傳馬、夫役、案內、遠見、諸賄ハ云ニ及バズ、道橋、休寓ノ諸式、送迎出入ノ輩ノ費等色々アリ、殿中向ナドニモ諸賄人足ナドノ割合カヽル所モアリ、何ホド心アル役人ニテモ、村方ノ往來ナドニ、人夫ノ隙ヲ費サヌコトナリ難キ者ニテ、ソノ隙ト云ガ卽カロキ者ノ金錢ニアタルコト大工職人ナドノ工數モ畢竟同ジコトナリ、又同役多ケレバスベテ順番ノ用事マハリ遠ク、勤ル者ハ心ヨキヤウナレドモ、ソレダケノ弊モアリテ、往來ノ隙トリ、出入ノ費アルコトモアリ、コレハ瑣細ノコトナレバ、云マデモナキコトナレドモ、第一一統ノ評定行トヾキ難ク、又下ノ信服純一ニナリカヌルユヘ何カ企ルコト成就シ難キコトアリ、又代官ノ郡村ヲ分ケテ扱ヒ、足輕頭ナドノ組ヲ分ケテ支配スル類ハ、皆混一ニナラヌコトナレバ、同役モ何程モ申付ネバナラヌコトナレドモ、

等ノコトナクバ、家老無クトモ、スムコトアルベケレドモ、一國ノ諸事役人ノ目利等モ一人ニテハユキトヾキカヌルノミナラズ、在勤等ノルスモアリ、病氣モアリ、休息ノ時モタマ〳〵ニハアルコトナレバ、家老ト云モノナクテナラズ、勿論家督ニタツベキ若殿ト云モノ相應ニ年モユキ、事モ辨ズルナラバ、家老同樣ニ事ヲトラシメテ、見習トスルモヨキコトハアルベシ、カヤウノコトモ今世ノアリサマニテハ、アマリ異樣ノヤウニヲボユベケレドモ、天降㆓下民㆒作㆓之君㆒作㆓之師㆒ト云ヨリ見レバ、ゼヒ〳〵カウナクテナラヌト云ホドノコトニテ、メヅラシカラヌコトナリ、人君モ一ツノ役人ナリ、家督ハソノ後、役ニナルベキ人ナレバ、見習フベキ事モトヨリナリ、サテコノ一ツノ役人ナリト云コト、ヨキ筋ノ學問ヲシテ、聖賢ノ大意ヲヨクシリタル人ナラデハ、ホト〳〵耳ニイラヌコトナリ、今世ハ儒者ニスラシラヌモノ多ケレバ、人君宰相ニシラヌ人アルハコトハリナリ、サテ才能ハ人々ノ天性ニ得手不得手アルモノナレバ、其才ニ非ル時ハイカナル大功アリトモ官ヲ轉ジテ進ムルコトヨロシカラズ、別ニ位階ヲ設ケテ、タトヘバ家老ハ一番、座用人ハ二番ナド云ヤウニ段々ヲツケテ官職ハソノマヽニテ位階ヲ升進サスベシ、勿論祿モ位階ニ準ズベキナリ、費多キ官職ハ位階ノ外ニ、役料、役扶持ナド宛行フベシ、モシ役ニツキテ功アル時ハ、小ナルハ衣帛金銀ヲ以テシ、大ナルハ祿ヲ增シ、位ヲ進メ、ソノ人一代限リ申付ベシ、或ハ國家ニ大功アルカ、身家ヲ抛チテ君民ノ益トナルガ如キ拔群ノ大功アル者ハ子孫ニ及ボシ、或ハ五代三代又ハ永世トモ、ソノ品次第申付ベシ、今世武家ノアリ

家トモニ、一統ノ家中又ハ諸役人ト同ジ所ニテ、上下ノ列ヲナシテ禮ヲウクルコトナド多ケレドモ、國中ノ賢德ヲエラビテ、重役ニ申付ケヲク上ハワガ一類ナレバトテ、同家中ノ内ニテ、愚劣ノ考ヲソノ上ニヲクコト、賢德ヲ貴ビ天職ヲ重ズル意ニカナハズ、賢レ賢之道ニ妨アリ、サレバトテ甚親キ祖先ノ子孫ヲ、始終臣下ノ下ニ列シテ、疎遠ニアツカフコト親レ親之道ニ妨アリ、別座敷ニスル時ハ却テ並行不ニ相悖一ノ義アリ、聖人ノ法、宗廟ノ大祭ニ親々賢々出之意ヲ示シ玉フコト中庸ノ書ナドニ明ニミヘタリ。タヾ役人ニシテ使フコトハ必其器ニ應ズベシ、一類ノ家柄ナレバトテ其人ニ相當セヌ役儀ナド申付ルコト、家中ノアナドリヲウケテ萬事緩慢ノ本トナリ甚ヨロシカラズ、ソノ人相應ノ役儀ヲ申付、スベテ同役ノ上坐ニ列スルコトナド當然ノ義ナリ。

○諸役人ノタテ様。

スベテ役人ヲ立ルコトハ、人君宰相ノ自ラ手ノトヾキカヌル處ヘ、手代リニ出ス心得ユヘナルベキホドハ少キガヨシ、少クテイカヤフニモ間ニアハネバ、ゼヒモナキユヘ、何人モ立ルコトナリ、少キ時ハ人ヲ得安ク、ソノ上、上下ノ費少シ、サレドモ、病氣又ハ急死、或ハ遠方ニ出行スル類ニ、ソノ交替代リナクテ用事辨ゼズ、上下トモニ無益ノ隙ヲ費シ、又ハ民ヲ勞スルコトナドアルコト故、カネテ助役又ハ見習ナド云モノヲ立テオキテ、ツマヅカヌヤウニスベシ、大將ニ副將アルノ類ナリ、家老ト云ハ、實ハ人君ノ助役ナリ、國中ノ事多カラズシテ、人君モ片時ノ怠ナク、病モアク、江戸在勤

リテ、國家柱石トモナリ、（予別ニ宗法說一卷ヲ著ス、）親族子弟ニ和睦スルノ道ヲモ失ハズ、今ノ世ニテハスグサマニ用ヒ難ケレドモ、其ノ意ヲ推シテ、親々ノ道ヲモ失ハズ、國家ノ用ニモ立ツベキコトナリ、マヅ嫡子嫡孫ハ先祖ノ正統ナレバ、別段ニアツカヒテ、ソノ外ノ伯叔父、庶兄、又ハ弟、次男、三男、末孫等ハ幼少ノ時ハ部屋々々ヲ立テ、役人ヲツケテアツカヒ、成長シテ二十歲ニモナリ、養子ニナルベキ家モナキ者ヲバ、國中ノ一家一類ナド云系屬アル家ヘ養子ニ遣ハシ、ソノ人一生ノ間、ソノ家ノ分限ニヨリテ國君ヨリ手アテアルベシ、養子ニユキタル家、祿少クバ一倍ホドマデモアテガヒ、祿多クバ十分一ホドモ大抵過不及ナキヤウニ吟味アルベシ、ソノ子ノ代ニ至ラバ、ソノ半分ホドモ遣スコトニ定ムベシ、サテソノ養子ニ遣ハスベキ一類モナキ時ハ、別ニ家ヲ立テサセ、祿ヲアテガヒテ、ソノ子ノ代ニ至ラバ格祿トモニ下スベシ、ソノ孫ニ至ラバ又下スベシ、ソノ高下多少ハソノ國ノ大小ト、是マデノ制度ニヨリテ一概ニハ云ヒ難ケレドモ、叔父、兄弟、子孫ナドハ家老ノ上ニ列シテ、家老又ハ用人ホドノ祿ヲ與ヘ、ソノ子ハ、（從兄弟姪）番頭、物頭等ノ上ニ列シテ、番頭、物頭ホドノ祿ヲ與ヘ、段々ニソノ子孫ニ至リテハ、上士平士ノ上ニ列シテ、上士平士ナドノ祿ヲアタフルナド云ヤウニ定ムベシ、ソノ國ソノ所ニヨリテ、幾段ニモ、ソレ〴〵ノ分別ヲタテ、、至極遠キ九族ノ外ニ至リテ代々平士ノ上ニ列シ、家紋ヲユルシ、并罪アル時モ罪ノ子細ニヨリテ多クハ一等ヲユルスコトナドアルベシ、勿論年賀ソノ外饗應ナドニハ、一統ノ家中ト別ニシテ、奧座敷ニテ禮ヲウケ、并盃ヲ遣シ、返盃等ヲモユルスベシ、今諸

經世談卷之八

○國君ノ弟幷次男三男等ヲアツカウ心得。

國君ノ弟幷次男三男等ヲアツカフコト、大格ハ幼君世子ヲアツカフト同ジコトナリ、サテ成長ノ後面々相應ノ家ヲ撰ビテ、養子ニ遣シ、人ノ跡目ヲ繼ガスルコト今世ノ通法ナリ、サレドモ遠近親疎ニ拘ハラズ、男子ノ系屬アル家ノ外、他人又ハ女系ノ家ヲ續グコト、タヾ人爲造作ノ名目ノミ相續ト云モノニテ、ソノ實ハ祖先ノ統系ハ斷絕スルノ義ナレバ、（此說先儒定論アリ予ガ著セル三綱發蒙ニ詳ニ載ス、）聖賢ノ法ニモナキコトニテ、殊ニ親シキ父母ヲステヽ、別ニ父母ヲ養フコト、ヤムコトヲ得ザルノ外ナルベキホドハ、人ノ本意ニアラザルコトユヘ、志アル者ハ甚願ハヌコトナリ、サレドモ、今世天下滔々トシテコレヲ以テ是トシ、公ニモコノ法ヲ立テ玉フ上ハ、概シテ論ズルコトナラヌコトナリ、此等ハ先儒ノクハシキ論說モアレバ、今更云ニ及バズ、世ニ多キ人ノ中ニハ、好ミテ出家スルサヘ止メ難キコトモアリ、況ヤ養子ニナリタキト願フ人ナドアル時ハ、强テ止メ難キ勢モアルベシ、コレ亦一概ニハ論ジ難シ、サテ養子ニナラズシテ、ソノ家ニテ身ヲ終ル者國君ノ子弟ニ數多アルコトモアルベケレバ、コレヲアツカフノ法ソレ〴〵ノ心得アルベシ、聖人ノ法ハ次男以下別子ト云フモノニ立テヽ、大宗、小宗ト云フ法ア

經世談卷之八目錄

ハシテ、君モ自身ニ上覧アリ、或ハ敵味方ノ内ノ大將トナリ玉ヒナドシタラバ、士卒モ勵ミテ鍛練シ、年ヲ歴ルホド功者ニナルベシ、今ノ軍者ノ竹刀カラ鐵砲ナドノ足場揃ヨリ、遙ニ益アルコトナリ、又海國ニテ、船軍ヲ習ハスコトモ右ニ準ジテ、船ノ進退左右スルコト敵ニ應ジテ、自在ニカケ引スルヤウニ稽古アルベシ、又五三年ニ一度ホドヅヽハ、行軍、陣取ナドヲモ試ル仕法モ、工夫次第ニナルベキコトナリ。

經世談卷之七終

メ、何レモ物頭小頭等ソレ〳〵ニツケヲキテ、ソノ人數ノ多少次第ニ敵味方ノ間ヲ四五丁モ二三丁モヘダテ、兼テ合ノ備ヲ定メ、敵魚鱗ニスル時、味方鶴翼、敵鋒矢ニスル時、味方彎月ナド云ヤフニ、幾通リニモ定メテ、敵方ハソノ大將ノ思ヒ付次第ニ何ナリトモ備ヘタル時、味方ニテハ敵次第ニ定メノ備ニ立直スヤフニシテ、何分ニモ速ニシテ亂レザルヲヨシトスベシ、モシ合ノ備ニ直ラザル内ニ敵ヨリ此方マデ仕寄テ、手ヅメニナリタルハ味方負ト定ムベシ、敵ノ仕寄ヲ間際マデコヌ内ニ合ノ備ニ直シヲフセタルハ、勝負ナシト定ムベシ、合ノ備ニ直シヲフセテ、敵ノ進ミタルホド此方ヨリモ進ミタルハ味方勝ト定ムベシ、如レ此シテ後ニハ敵味方入代リテ始ニ味方ニナリシ者敵トナリテ前ノ如ク習ハスベシ、勿論味方トナリテ勝多キ者、ソレ〳〵ニ賞スベシ、負タル者ニハ構ナクテスムコトナレドモ、アマリニ負多クハタトヒ稽古ニテモ申含メルコトナドアルベシ、如レ此シテ始ノホドハ敵ノ一二丁ヲ仕寄ル間ニ、渴々ニ備直シタルモノガ、後ニハ五十間三十間ヲ仕寄ル間ニモ、間ニアフヤフニ段々ニ鍛練シテ速ニナルベシ、ソノ鍛練ノ段ニヨリテ、段々ニ游軍又ハ伏兵ナドニ應ズベキカケ引ナド、種々ノ法ヲ組立テ、習ハスヤフニスベシ、スベテ謀略ハソノ時ニアタリテ大將ノ智能ニアルコトニテ、士卒ヲ集メテ、習ハスベキコトニアラズ、又士卒ノ剛臆モカネテ稽古ハ役ニタヽズ、平日ヨリ形ヲ以テ習フベキコトハ、タヾコノ調練ト武藝ノ稽古バカリナリ、武藝ノ稽古ト云モ、畢竟調練中ノコトナリ、調練ナケレバ備崩レヤスシ、備崩ルレバ合戰ニ負ニナルコト明ナリ、右ノ通ニ年ニ二度ホドヅヽモ習

本ニテハ五十騎、百騎ヨリ乃至四五百騎、千騎ホドマデカケ引サヘ自由ナレバ、大抵ノ軍ニ間ニアフベシ、勿論十萬ノ軍勢ヲ集メテ戰フコトモアルベケレドモ、サホドノ人數ヲ一度ニカケル所ハ、土地モ諸國ニ多カラズ、大城ヲ幾重ニモ取圍ムナドハ格別、合戰ニテ勝負ヲ爭フコトハ、ヨキ大將ハマヅハセザルコトナリ、サテ謀畧ノコトハ云ニ及バズ、臨機應變ノカケ引ノコトハ、進モ退モ大將物頭ナドノ心得ノミニテ、士卒面々ハタヾ物頭、小頭ナドノ差引ニ從フテ、進退スルコトヲ自在ニ鍛練スルヤウニスルガ、卽軍法ノ稽古ナリ、シカルニソノ稽古ト云モノ、假リニモ敵ナクテハ眞ノ稽古ニナラズ、敵ノカハリニ鳥獸猪鹿ヲ相手ニシテハ益ニナラズ、碁、將棊、又ハ武藝ノ組形ヲツカヒ仕合勝負スルニテシレタルコトナリ、當時奧州相馬ニテ妙見ノ祭ニ、野馬ヲ逐フ法少シハ益ニナルコトモアルベシ、ソノ外鹿狩ナドニテ習ハスコト、諸國ニモアリトイヘドモ、ソノ習ナキニマサルト云ノミトヲモハル、勿論今ノ時ニ大衆ヲ集メ、甲冑金鼓ヲ用ヒテ軍法ヲ習フコト、嫌疑ニ拘ハリ、江戶ヘノ憚アルコトナレバ妄ニ行ヒ難シトイヘドモ、人君宰相ノ心得ニヨリテ何ホドモナルベキコト丶ヲモハル、ソノ說事長キニモアラネドモ、憚ル所アレバコ丶ニ論ゼズ、サテ調練ヲ習ハスコト第一敵ト對陣シテ、備立ノ自由ニマワリテ變化速ナルヲ勝ト定ムベシ、手ヅメノ合戰ト云コトハ、眞劍ノ仕合ヒト同ジコトニテ、平日ノ稽古ニハナラズ、サレバタヾ敵ノ變化、從フテ味方ノ備立ヲ自在ニ立ナヲスコト速ナルガ稽古ノ專一ナリ、ソノ法タトヘバ何ホドノ人數ニテモ、大抵半分ニ引分ケテ、一方ヲ敵、一方ヲ味方ト定

ノマヽノ心得ニテハ大ニ相違スルコトナリ、シカルヲ城地ヲハジメ諸ノ制作武器等ニ至ルマデ、昔ノ法ノ形ヲ據トスルコト大ナル誤ナリ、又近年魯西亞又ハ伊吉利斯ナドノ異國船時々日本ノ海上ニ來ルコトアリ、コレ等ノ手當モ別シテ心得アルベキコトナレドモ、憚ル所アレバ擧テ論ジ難シ、何レニモヨク大格ヲ心得タル兵家ヲキ、トクヨクソレ〴〵ノ吟味アルトミヘタリ、平山幸藏ノ論ナド殊ニ感心スルコト多シ、武備ニ心アル人、此等ノ人ノ說ヲ合セテヨク考フベキコトナリ。

○武備調練ノ法

武備調練ノコト無事安平ノ世ニアリテモ、甚緊要ノコトナリ、今ノ諸大名ソノ祖先タル人、皆馬上槍先ヲ以テ國ヲ廣メテ子孫ニ傳ヘタル者多キユヘ、誰々モ武備ナクテナラヌコトヲヨクシリタルコトナリ、然レドモ久シク弓矢ノ沙汰モナク、人々昇平ヲ樂ミテ奢ヲ長ジ、游隋ニ習フヨリ自然ニ武備衰ヘテミユルナリ、勿論大名衆ノ內武器ノ用意ヤカマシク撮當アリ、又武藝ノ吟味モソレ〴〵ニ念ヲ入ル、所モアレドモ、畑ノ水練ノミ多ク、無益ノ費ヲ增スコトアリ、サテ武備ニモ大小アリテ、武藝ハソノ內ノ小事ナレドモ、忽ニナラヌコトナリ、ソノ上モ軍法ヲ習ハスベシ、卽調練ノコトナリ、軍法トテ今ノ諸流ノ兵學者ノ祕事口訣トスルヤウナコトハアラズ、ヤハリ一通リノカケ引進退起居ノ作法ナリ、大軍ヲカケ引スルモ手分ケ手組サヘヨロシケレバ、進退起居ノ法ハ小勢モ同ジコトナリ、サレバ小勢ノカケ引ヲヨク習ハセバ、大軍トイヘドモ手分次第ニ小勢モ同樣ニ引マハサルヽコトナリ、日

トイフトモ、戰場ノ用ニハ甚不自由ナルベシ、コレ皆根元ヨリ兵ト農トガ二ツニワカレテソノ上ニ治平久シクツヾキタレバ、自然ニ平日ノ身持ユルミテ、武士ノ名ニノコルモノトテハ武藝ト武具バカリニテ、ソノ武藝ト云モコト〳〵ク畑水練トナリ、上覽見分ナドノ都合ヨロシキノミヲ主意トスルカ、又ハ一人二人ノ喧嘩ノ相手ヲ敵ト心得テ修行シテ、亂世實用ノ心ガケ薄ケレバ、スワヤ事アル日ニナリテ、公家又ハ町人、或ハ寺坊主ナド、チガフ所ハワヅカノコトニテ、百姓又ハ山立ナドノ荒ワザヲスル者ニクラベテハ、五人ヲ合セテ一人ニツリアフホドニモナルベシ、但一日二日ノ合戰ナドハ百姓ヨリモ强キコトアルベケレドモ、月日ヲカサネテ野山ニ奔走シ、寒暑ヲ犯シ艱苦ヲシノグコトナドハ、十人ヲ合セテ一人ニツリアフホドニモナリ難カルベシ、如レ此ノコトナドハ人君宰相ノ心得ニテ、平日ヨリソレ〳〵ノ工夫ナクテハ遽ニ及ビ難キコトナリ、第二ニハ昔ノ戰ハ弓矢ヲ用ヒシニ　中古ヨリ鐵砲ト云モノ出テ、戰法大ニ一變セリ、コレ諸流ノ兵家ノヨクシル所ナリ、シカルニ今世ハ石火矢ト云モノ甚盛ニナリテ、ソノ術ソノ器モ逐年甚クワシクナリユクコトナレバ、中古ノ戰法トハ又大ニ一變スベキコトナリ、サレドモ石火矢ノ術クワシクナリテヨリ後ハ、我日本ニサセル爭亂モナキ故、諸家ノ軍法モヤハリ昔ノマヽニテ變ゼザルコト多ケレドモ、大軍ノ合戰ト云日ニナリテ、イカナル良將ノソナヘタル軍勢ニテモ、石火矢ニアフテハ一發二發ノ間ニ、多クノ人數ヲ一瞬ノ間打碎カレテ、カケ引ノ沙汰モアルマジ、サレバ客戰ナド云ニ至リテハ別シテ昔ノ法ニ泥ミ難キハ勿論、主戰トイヘドモ、昔

レドモ、マヅソノ内ノ大ナルケ條ノ一二ヲ論ズベシ、第一ニハ今世諸國ニ多クアル武士ハ、名ハ武士ナレドモ大抵昔ノ公家ニ同クシテ、古ノ武士ニクラベテハ、ソノ精兵ト云フモノガ、昔ノ弱卒ニクラブベキホドナルベシ、勿論多キ中ニハ驍勇ノ者モアルベケレドモ、昔モサホドノコトハ公家又ハ婦人ニモアリトミヘタリ、マヅ何方ノ武士モ幼少ヨリ老死ニ至ルマデ、ソノ城下、陣屋下ナド云所ニ住居シテ、武備修行トイヘバ、猫ガキノ上カ、スベテ稽古所ニテ、刀槍等ノ勝負ヲ試ルマデニテ、ソノ外ノコトニハ夏ノ烈日、冬ノ寒風ニモソレ〴〵ノ手アテナケレバタヤスク外出モセザルコトユヘ、タマ〳〵コレヲ犯ス時ハ忽ニ病ヲウケテナヤミ苦ムコト常ナラズ、山坂スベテ嶮岨ノカケ走リニモ馴レヌコト故、タマ〳〵一日鹿狩ナドニ出テヽモ翌日ハ甚疲レ苦ミテ、朝夙ク起ルコトモナラズ、ワヅカノ溝堀モ橋ワタサネバ飛越ルコトナラズ、五里カ七里ノ道ヲ往キ返リスルニモ、馬、駕籠ヲ使トシ、具足ヨリ輕キ荷物モ、遠キ道ヲ自身ニ持アルクコトナラズ、馬役カ馬口勞ノ仕立タル乘馬ニノリテ、平地ヲノリアルクバカリユヘ、人馬トモニ山川ノ達者モ熟セズ、スベテノ骨ヲルヽコトハ、何ニテモ百姓ニ、人足夫役ヲアテガフハ上ヨリモソレ〴〵ニユルシヲキ、スベテ辨當ノ刻限、半時一時モヲクルヽホドナレバ、飢ニタヘズシテハタラキヱモナラズ、雨風ニアタリテ野宿ヲシタリ、夜通シノ道中ヲシタリナド云コトハ一生ノ内ニハアハヌモノモアル故、メヅラシキ艱難トヲボヘ、甚シクシテハ時ノ大鼓ヤ、大筒ノ音モ胸ニヒヾキテ、癪ニサハルト云ヤフナル輩、タトヒ猫ガキノ上ニテハ刀槍ノ達人ナリ

又知行ヲ遺スコトハ、タトヘ少分ニテモ、ソノ土地ヲマカセ、百姓ヲモマカスル意ナリ、士以下ノ輕キ者ナドニ相當セザルコトナリ、素年貢ト云モ畢竟全クソノ人ニ土地ヲマカスルト同意ニテヨロシカラズ、事ニヨリテ持高、田畑、物成ノ内ニテ上納三ヶ一用捨、半高用捨ナド云コトハヨク〳〵吟味ノ上ニハヨカルベシ、又傳馬、夫役スベテノ家割頭割ヲユルスコトハ、ソノ人ノ減ズルホド外ノ等輩ヘ割懸多クナリテ、今マデ五十日ニ一度アタリタル役ガ四十九日メニマワルトカ、今マデ三十文出シタル錢ガ三十二文モ出スト云ヤウニアリテ、ユルサルヽ人數多キ時ハ、ソノ外ノ者ヘアタル割前スベテ一倍近クニモナルホドニ、後ニハナルコトニテタトヒ左マデナク、極少分ノコトニテモ、人々ノ迷惑トナリ、ソノ上ハ心服モセヌコトナレバ、必スマジキコトナリ、ソノ外前ニノベタル類ノ恩賞ハ、右ヤフノサヽハリモナク、ソノ實畢竟ハ下ノ有餘ヲ姑クカリテ、上ノ不足ヲ補ヒ、永ク利ツキニテ子孫マデニ返濟スルモ同意ノコトナレバ、義ニ於テモ相當ニシテ、ソノ有金家ノ爲ニ謀リテモ、永久ヲ保ツコトナレバ、アシカラヌコト故ナリ。

〇今世ノ武備ト云モノ昔ノマヽノ心得ニテハ亂世ノ用ニ立難キコトヲ論ズ。

今ノ世ハ武家ノ世ノ中ト云テ、日本中皆武家ノ差配ニテ何レノ國ニモ多ク武士ヲ養ヒヲクコトナレバ、此上ノ城地堅固ニ武具兵糧ニ不自由ナクテ、時ノ大將タル者軍略ノ麁忽サヘナキナラバ、武備ハ大抵足ルコトノヤフニ、人々思フテオルコトナレドモ、コレハ大ナル誤トシルベシ、ソノ說數ケ條ア

ル者ニハ矢壹手玉十粒ナド云ホドマデニ定メ、ソレニテモ重キト思フホドナラバ、錢ニテ五十文三十文二十文ト云ヤフニ獻ゼシメテ、數多取集マリタル時ヲ待テ何カソレ〴〵ニ拵ルナドモヨカルベシ、今世ノ太刀馬代トテ金銀ヲ用ルモ、畢竟同意ナリ、左ホドノ時ハ勿論寺、山伏ノ類モ、錢ニテ獻上　女中ナドモ錢又ハ小旗、絹、幕、布、ヲドシ糸等モヨカルベシ、如此ニシテ十年二十年モ歴タラバ、一方ノ助トナルホド成就スベシ、ヤムコトヲ得ズシテ町人百姓ノ助力ヲウクルト云コトハ、今世諸家ニモ、タマ〳〵アル有金ノ輩ニ仰セテ、用金ヲ上サセ、ソレ〴〵ノ恩賞ヲ賜ハルノ類ナリ　ソノ恩賞ハ色々アル内、永ク運上ヲユルシ、又ハカネテ禁ジ置タル山林海川ノ產物ヲ自由スルコトヲユルシ、又ハ永久扶持米、切米ナドヲ遣スナドノ類ニ限リ、コノ外苗字ヲユルシ、帶刀ヲユルシ、身分ヲ引上ゲ、士以上ニ取立テ知行ヲ遣シ、百姓持高、田畑素年貢ニイタシ、傳馬夫役スベテノ家並頭並ノ割懸入費ヲユルスコトハスベカラズ、ソノ故イカニトナレバ苗字帶刀スベテ身分ヲ引上ルコトハソノ人ノ才德、又ハ國家人民ノ上ニ、功勞アル上ニテユルスベキコトニテ、金銀ヲ以テ賣物ノ如クニ渡スベキモノニアラズ、殊ニ士以上ニ取立ルナドハ、コレ迄累世譜代ノ輩皆身命ヲステヽ鎗先ノ功ヲ以テ、國家ニ助アルカ、サテハソレニモマサルホドノ才德藝能ナドアリテ、國家ニ助アルヨリ其ノ報恩トシテ子孫マデモ武士ニ列スルコトナルヲ、右ノ如クニアツカヒテハ等輩ノ者心服セヌノミナラズ、ソノ人ヲ輕ンジ賤ミテ後ニハ國威モウスクナルコトナリ、勿論金銀財寶ニテ武士ヲ取立ルコト、武家ノ作法ニアラズ、

○武器用意ノ心得。

凡ノ武家大小ニ拘ハラズ、分限相應ノ武具ナクテスマヌコト、世人ノヨクシリタルコトナリ、シカルニコレマデ相應ニ有來リテモ時々ニ間斷ナク修理セザレバ、年ヲ逐フテ段々ニ損ズルモノアリ、殊ニ具足ノヲドシ糸、或ハ征矢ナドノ如キ物ハ久シキ後ニハ、フケ損ジ、又ハ虫クヒナドニナリテ、チヨト見タル所ハソノマヽニテモ用ヒテ見レバ忽ニキレ〳〵ニナリ、又ハ折レ損ジナドシテ、役ニタヽヌヤウニナル物ナリ、カヤフノ物ハソノ分限ニ應ジテ、物成ノ内、二十カ一トカ、三十カ一トカ、定數ニ引分ケテ、年々順々ニ修理スルヤフニスベシ、又元來用意不足ニアリテ、有來ル外ニ用意シタキト云者ナド其財用ノクリマハシ、如何トシテモ一概ニソロヘテハトヾキカヌルナラバ、仕法ニヨリテ町人百姓ナドノ助力ヲ受ルコト、恥カシカラヌコトニテ、ヤムコトヲ得ザルノ法モアルベシ、ソノ段ハ姑ク後ニ論ズベシ、モシ又一概ニセズシテ、永年漸々ニ心ガケントナラバ、ソレ〳〵ノ工夫アルベシ、タトヘバ其一法ハ家中ノ者、定式献上ノ品何ニヨラズ、武器ノ類ニテ獻ズベシ、毎年、年始献上、千石ノ者矢何本、七百石ノ者何匁玉何粒、五百石何ホド、三百石何ホド、隱居家督ノ禮、千石ノモノ鐵砲一挺、七百石ノ者弓二張、ソノ以下何ホド〳〵、五十石加增ノ禮何々、百石加增ノ禮何々献上ナド云ヤフニ定メ、又人君ノ隱居家督婚禮ナドノ如キ祝儀ナドニ、一統ノ者献上アルトキト百石ノ輩何十人寄合ニ具足壹領、百五十石ノ輩何十人寄合何ホドナド、大抵分限ニ應ジテ極々ノ輕キ音物ニアタルホドヲ考ヘ、分限甚小ナ

ノ居間等ハ云ニ及バズ、家中長屋々々マデモ寒暑ノ節ノ手アテ、濕氣ノ防ギ等甚大切ナルコトナリ、世俗ニ云、田樂長屋ナド云ハ、ヨク〱ヤムコトヲ得ヌ時ハゼヒモナシ、ソノ時ハ暑中ノシノギニ深ク心ヲ付ベシ、又タトヘバ芝、築地、深川邊ナドノ内、海面ニスリヨリタル屋敷、長屋ナドハ海ニ向フテ窓口多ケレバ夏秋ノ間ハコトサラ常ニ濕風ヲ受ルコト多キ故、水腫、濕瘡ヲハジメ、種々ノ病ヲナスコト多ク、或ハソノ外ニテモ地低ク、水ダマリニ近キ地面ナドハ、緣低キ所ニ起臥スルモ右同樣ナリ、タトヒ輕キ人足體ノ者トテモ勤番ノ爲ニ病ヲウケ或ハ命ヲ縮ムルコト民ノ父母タル人トシテ坐視スベキコトニアラズ、モシ如レ此ニ作ルベキニハ、莫大ノ費ガ增スユヘ、シリツヽモ力及バヌナドハ、セメテ云ワケモアルベケレドモ、人目カザリニヨカラヌナド云コトバカリニテ、家中ノ面々長ク苦ミ厭フコトヲ考ヘザルハ、ニガ〱シキコトヽシルベシ、又予弱冠ノ時、人ノ物語ヲ聞タルコトアリ、アル大名衆ノ屋敷ニテ年々疫ヲ病ム者多カリケルニ、ソノ家老ノ存付ニテ、我屋敷ハ數十年火災ニアハズ、長屋々々ノ雪隱甚年ヲ經テ掃除ヨロシカラザレバ、糞坑穢腐ノ毒氣久シク欝蒸シテ人ヲ惑スルヨリ起ルナルベシトテ、コト〱ク古坑ヲ堀サラハセ、別ニ桶ヲ入カヘタルヨリ、疫病止ミタリシト云、此等ノ事ニ心ヅキテ一家中ノ大患ヲ除クコト、誠ニ心アル良相ト有難キコトニ聞傳ヘテ、今ニ覺ヘタリ、スベテ何ニヨラズ、下ヲ惠ムノ心アリテ、深ク心ヲツクス時ハ、斯民ニ益アルコト何ホドカ多カルベキコトナリ。

益トナルコトアレバ、コレ亦吟味アルモヨシ、サテ三萬兩ヲ減ジテ、二萬兩餘ニ省略シテ殘ル七八十兩ヲ以テ普請終リタル頃ヨリ、材木諸品ヲ段々ニ集メテ再ビ火災ニアフタル時ノ備トテ、大抵ニ切組テ下屋敷ナド火災少ク都合ヨキ所ニヲクベシ、勿論時ヲ爭フテ火急ニスルトチガヒ、ユル〳〵ト心ガクレバ、七八千兩ニテハ火急ニ取立テ、時ノ一萬兩ホドノ分ハ出來ルコトナリ、如ㇾ此ニ備ヘテアレバ、タトヒ再ビソノ變ニアフトモ、此次ハ三萬兩ノ所ニ、壹萬兩程ニテ間ニ合故、何分ニモ心安ク成就シ、國中ノ財ヲシボリテ費ヤスホドノコトナシ、殊ニ燒拂ヒタル卽日ヨリ、諸品ヲ運ビテ速ニ成就スル時ハ、榮耀トナリテ人ニ誇ルニモ足ルベシ、サテ根元ノ心得ヨリ如ㇾ此ノ人ナラバ、平日有來ル普請、修理ノ間ニモ、ソレ〳〵ノ心得ニテ、大ニ差別アルコトナレバ、タヾ火災ノ後ノ普請ノミナラズ、年々ノ間格別ニ費ヲ省クコト多キコトナリ、スベテ普請ハカザリ繪抔ヲ事トセザレバ材木諸品ハ云ニ及バズ、工數ヲ省クコト莫大ナルモノナリ、又榮耀カザリヲ專要トスルヨリ、百年保ツベキモノガ五七十年モ保タヌ類モアリ、ソノ外ソノ所ソノ向ニテソレ〳〵ニ工夫ヲツケテナスベキコトナリ、タトヘバ江戶ノヤフナル火災多キ地ニテハ、百年朽ラヌコトヲ吟味スルヨリ、大抵ノ火ニヤケヌコトヲ吟味スベク、又年數ヲ永ク保ツヨリ、目前ノ費ヲ略シテソレダケニ別ニ益ニナルコトヲ工夫スルヤフナル類、スベテ深ク心ヲ留ムレバ種々アルコトナリ、勿論、普請ノコトハソレ〳〵ニ功者ナル役人、職人、大工等ニ申付テ吟味サスレバ、色々ノヨキ智慧アルモノナリ、サテソノ外ニ肝要ノ心得アリ、自身平日

以下ヲオフコトナラヌホドニシテ、殊ニ繁昌ノ餘、人家稠密ナル故、少シク失火アレバ必大災トナリテ、數百千家ヲ燒拂フコト年々タヘズ、故ニ五三十年ヲ過ル迄火災ニアハヌ所ハ十ニ二三ニ過ズ、或ハ十數年ノ間ニ、兩三度ニ及ブ所モアリ、サテ不幸ニシテソノ變ニアフ時ハイカナル金銀樓閣モ一夕ニ灰燼トナリテ、人々僅ニ身命ヲ免ルヽノミナルコト誰々モヨクシリタルコトナリ、シカルニ國中ノ財ヲ盡シ、再ビ大造ノ結構ヲナシ、榮耀ヲカザリテ人ニ誇ルコト、婦人女子モ同樣ナル淺マシキコトナリ、ツラ〳〵今ノ事體ヲ以テ考ルニ、諸大名衆一家ノ人、長ク足ヲコヽニ止ムル故ニ、此地ヲ以テ家トスルノ勢アレドモ、畢竟假屋ノ住居ナレバソノ人々ノ心次第ニサホド美々シク大造ナルコトハイラズ、玄關、書院、表、裏門、總長屋ヲハジメ普請、造作、ナルベキホド費ヲ省キテ、カク火災多キ地ナレバ再ビ其變ニアフベキ備ヲスルコソ、肝要ナルベシ、タトヘバ柱七寸角ヲ五寸角ニ略シ、板壹寸五分厚サハ壹寸ニ、三間梁ハ二間半梁ニ、丸瓦ハ平瓦ニ、長屋門ハ坊主門ニ、キリ石ハ自然石ニ、金ハリ付ハ銀砂子ニ、備後表ハ近江表ニト云樣ニ略スル時ハ、材木諸品ヨリ大工人足ノ工數マデ、何ホドカ減ズルコトニテ、大抵入費三割餘ノ違アルベシ、タトヘバ三萬兩入ルベキ普請ハ二萬兩餘ニテ心ヨク成就スルナリ、但土藏、穴藏、石藏等モシ燒落タラバ、コレ迄ヨリモスグレテ念ヲ入レ、コレマデ板塀モ銅張又ハ築地ネリ塀ナドニスルヤウナル、永久堅固ノ道ハ費ヲ増ストモ吟味アルモヨシ、銅瓦ヲ用フルコトモ年々ノ修理ナキト、燒タル後ニモ用ニナルト、容易ニ火ニ崩レヌトヲ合セテ考レバ、土瓦ヨリ

ノ勘定ニ可ㇾ仕候事。

スベテ貸借ノ法ヲ立ル極意ハ、富ミテ貸ス者ニ損失少ク、煩勞少ナク、危ブミ畏ル丶心ナキヤフニスルト、貧シクシテ借受ル者要用ノセツ、何方ヨリモ何時ニテモ借受ラルト、利足ヤスクシテ、幾度カリテモ莫大ノ難儀ニナラズシテ、終ニハカリヌヤフニモナラル丶道モアルベキトノ兩様ニアルコトニテ、コレニテ財用流通シテ、貧富上下トモニ困ムコト少ナキナリ、貸ス者ニ利分少ナキト、借ル者ニ不筈ノナラヌ迷惑ハ、一ハ不仁、一ハ不義ノ道ナレバ、ヤハリカマハヌ迷惑サスルコト、當然ノミナラズ、財用流通ノ道カクナクテカナハヌコトナリ。

〇江戸屋敷普請ノ心得。

今世ノ制度ニテ、諸大名衆、一年ハ在二江戸一、一年ハ在國ニテ、隱居ノ後ハ永ク江戸ニ止リテ終リ玉ヒ、其奥方ハ勿論終身江戸ニアリテ過ギ給ヘバ、ソノ子マデモ本腹ノ分ハ、皆江戸屋敷ニテ生レ出ルナリ、サレバ交代ノ諸大名衆、國持ナド云衆ニテモ、ソノ領分ハ遙ニ隔リテ、多クノ家中ナドヲ扶助シヲクマデノコトナレバ、十ニ七マデ畢竟定府ノ姿ニテ、江戸ヲ以テ家トスルコトニナリ、殊ニ天下列藩ノ衆中皆此ノ地ニ會集スルコトユヘ、上下ノ諸屋敷、家作普請等、各爭フテ美麗ヲ盡シ、國中ノ財ヲ費スコト、莫大ニ及ブコトヤムコトヲ得ザル自然ノ勢ナリ、シカルニ江戸ノ地海濱ニアリテ、殊ニ近地ニ高山ナキ故、四時トモニ風タヘズ、ソノ風何時モ横サマニ低ク地上ヲ吹拂ヒテ、雨天ニ用ル傘モ半身

○總而約定ノ限月、相違候ハヾ日限ノ申合ハ日數十日迄用捨可ニ相待一、月限ノ申合ハ日數廿日迄可ニ相待一、其上ノニテモ滯候分可ニ訟出一候、若數日隔候遠方ハソレ〳〵ニ勘辨可ニ相待一候。

○質物限月十三月ニ不レ可レ過、其內ハ申合次第。

○武具類、米穀類、質物不レ可レ取。

○盜物、並衒取候物不ニ心付一候テ質物ニ取候者、若本主ヨリ斷アラバ、元利不レ及ニ勘定一、早速可レ返。

○妻子等質物奉公ニ出候ハヾ三ケ年限、其內ハ申合次第、若五ケ月ノ內受戾候ハヾ利足付、六ケ月以上ハ無利足、年限全ク滿候ハヾ元利不レ及ニ勘定一、若年限ノ內奉公人病死候ハヾ貸人ノ損、病氣不勤ノ分ハ年限ノ外日割ヲ以勤增可レ申レ候。

○加判受合等無レ之、借主一名ニテ其者死去候ハヾ證文取上間敷候、若本主並證人共及ニ死去一候者ハ其節早速申出候ハヾ可レ及ニ吟味一候、年月遙過候ハヾ取上間敷候。

○利息一ケ月銀壹貫目ニ七匁五分、金錢トモ右ノ割合、但錢壹貫文以上ノ通用、壹貫文ニ拾文ノ割、金五拾兩以上ノ通用銀壹貫目ニ五匁、百兩以上四匁ノ割、（五匁ノ割、金百兩ニ二歩四匁ノ割、金百兩ニ金粉壹分ト六分）

○月跨ノ分日數ニテ十五日マデノ內ニ候ハヾ壹ケ月分ノ勘定、十六日以上ニ候ハヾヤハリ二ケ月ノ勘定、若三ケ月以上ニテ返濟ノ分ハ縱晦日ニ借受候共、晦日一日ヲ壹ケ月ノ勘定ニ可レ仕候。

○當座通用ノ分日數五日ノ內ニ候ハヾ、スベテ半利、若、月跨ニ成候分、幷日數六日以上ハ全ク壹ケ月

料ハナクテモヨシ、右等ノ趣一々觸流シ、タマ〳〵ニモ犯科ノ者ハ宥免ナク沙汰スル時ハ僞リ欺クコト決シテヤムベシ、タマ〳〵始ニハ僞ルコトアリテモ、終訟爭ニ至ラズ、貸方ノ者ニ損ヲカケズシテ、スマヌコトニナルベシ、如レ此ナレバ、貸ス者ニ危ブム心ナキ故、流通滯ナク、利足モヤスクナリテ貧シキ者ノ難儀少クナルベキナリ、マヅコレハ大樣ノ法ニテ、尙又委曲ノ法ヲ定メヲキ、カネ〳〵觸流シヲキテヨク〳〵守ラスベシ、サテソノ委曲ノ法ニ至リテハ、ソノ國ソノ所ニヨリテ一樣ニハ云ヒ難ケレバ、マヅ大格ノ一端ヲ左ニシルス、コレニツキテ人々ノ工夫アルベシ。

○總而引當コレナク貸借可レ爲ニ無用一、若親類懇意等情合ヲ以、助成ノ爲貸渡候ハヾ約定相違ノセツ訟出候共取上間敷候、但借受候者始ヨリ僞欺候テ追々約定ノ年月ニモ不レ及ニ返金一候段追テ他ヨリ相聞得候ハヾ時過候共吟味可レ爲ニ死罪一候。

○知行物成、並扶持切米役料等ノ類、引當大數一ケ年分ノ半高迄限、可レ致ニ通用一、商人店代品物書入モ其節有高半分程見詰限可レ致ニ通用一候。

○總而一ツ品兩方ニ書入候事可レ爲ニ無用一、若犯科之者可レ爲ニ死罪一、書入ノ品無斷賣拂候テ不レ及ニ返金一者モ可レ爲ニ同罪一候。

○家屋敷並家財等書入候ハヾ返金成兼候節ニ、約定ノ日限一日モ無ニ延引一可ニ相渡一、火難盜難貸人ノ損ニ可レ仕候。

ノ法ナクテ訟ノ後ニナリテモ、貸タル者ニ損ヲサセヌサバキモナラヌヨリ、終ニハ貧シキ者ノ難儀トナルコト上ノ政令ヨロシカラザルノ罪ナリ、今ノ世ニ金銀ヲ天下第一ノ寶トスルコト、一統ノ人情ニテ、輕キ者ナド命ニカヘテモ爭フホドノ重キ物ヲ私ノ通用ナレバトテ、相對バカリニマカセテカマハズヲクコト甚シキ疎脫ト云ベシ、サレバ始ヨリ、ソレ〳〵ニ屹度法ヲ立ヲキ、前カドヨリ一々觸流シテ違背ニ及ブ者ハ何レモ少シノ宥免ナク刑ニ行フベシ、勿論借貸ノ爭訟ハ借リ受ル者ノ姦計ニテ、始ヨリ欺ク心アルヨリ起ルコト、十ニ七八モアルコトニテ、カホド重ンジテ命ニカユルホドノ物ナルヲ、人ヲ僞リ欺キテ借リ受ルコトナド、不義ノ最上至極ナルコト盜賊ト同ジク、ソノ情實ヲ論ズレバ、人ノ妻ヲ盜ミ犯セル不義ト同ジコトナレバ、スベテ金銀ニツキテ僞リ欺ノスジアラバ、他ノ子細ニ拘ハラズ重罪ニ處スベキコトニテ、死罪ヲ的當トスルコトナリ、勿論ソノ本主ニ同意シテ、受合加判等ノ者モ同罪タルベシ、モシソノ者モ僞リ欺カレテ加判ナドイタシタルコトナラバ、誤リテ人ニ手疵ヲ負ハスルノ罪ト同ジク申付ベシ、又始ヨリ欺ク心ハナクテ、見ツメ行ヒチガヒタルハ、ゼヒモナキコトヽイヒナガラ、重キ金銀ニツキテ右ノヤウナル麁忽ノ仕形ハ甚不都合ナルコトニテ、義ヲシリ耻アル人ニテ自身ノ取ハカラヒナラバ、切腹自害シテモ申分ケルコト相當ノコトナレドモ、上ヨリノ仕置ハ、ヤハリ誤リテ人ニ手疵ヲ負ハスルノ刑ナルベシ、又利足定法ヨリ少シニテモ高ク勘定受タル者、右引受高十倍ノ過料取上ゲ其人一生身分一等ヲ下ゲテ扱フベシ、モシ申合ノミニテ勘定受ザル内ナラバ過

ノ見ツメハナクテモ、姑ク鼻ノ先ノ苦シキヲ間ヲ合セントテ僞リ欺キテ借受ルコト世間通法ノヤウニナル故、私ノ爭絶ルコトナク、公ニ訴ル者モ自然ニ多クナルコトナリ、訟多クナルホド役人ノアツカヒ自然ニ等閑ニナリユキテ、十日ニテスムベキ沙汰モ廿日モステオキ、一月ニテスムベキ沙汰モ二月三月モカヽリテ片ヅカヌヤウニナリテ、上ノ政令速ニトヾキカヌルコトニナリ、金銀ノ沙汰ハ上ヲモタノミニナラヌモノト心得ルコトニナルナリ、如レ此ノ姿ニナレバ自然ニ利息モ高クナリテ、借受ル者爲難儀シテ、終ニ立ツヾカヌヤフニナルコト自然ノ勢ナリ、自然ニ利足ノ高クナルト云ハ、イカニトナレバ、返濟ノ段、萬ガ萬マデマチガヒナケレバ、利ヤスニテモ損ナク、德アリテ、聊不安ノ心ナキ故、有餘ノ輩貸出スコトヲ厭ハズシテ流通甚ヨク、ソノ上アルホドノ者誰々モカスコトナレバ、借受ル者皆利ヤスノ方ニ趨クコト故、高利ヲトル者ニハ自然ニ相手ナクナリテ、一統利ヤスニナル事自然ノ勢ナリ、シカルヲ返濟ノ段ニ障アルコト多ケレバ、有餘ノ輩トカク不安ナルコトユヘ容易ニ貸出サズ、貸ス者少ケレバ貧シキ者ハゼヒニ及バズ、高利ニテモカリ受タキト手前ヨリ利ヲノボセテ、强テモカリ受ルコトヲ專要トスルコト故、高利ヲトル者ニモソレ〳〵ニ相手多ク、タマ〳〵ソノ内ニ利ヤスニテ貸ス者アリテモ、返濟迄ノ間種々ノ故障ニ隙取リ多ク、ソレガ爲ニ利足ヨリモ費アルガ面倒多キカト云類ニテ、カサヌコソヨケレ、カスホドニテハ高利ナラデハ間ニアハヌト云ヤウニナル故、彼此何レモ自然ト高利ニナルコト餘儀ナキコトナリ、世間如此ノアリサマニナリユクコト、皆始ヨリソレ〳〵

シテゴヽニノスルコトモナラズ、タマ〱書ヌキヲキタルヽ一ヶ條左ニシルシテ心アル人ニ示ス。

○松平安藝守殿御末家淺野因幡守殿五萬石にて、表門番に彌之助と申夫婦者にて被ㇾ差置ㇾ御門の始末幷掃除共に致候處、右彌之助他行の後へ、小出大和守殿御入來に付、無ㇾ是非ㇾ彌之助女房罷出、表門開き候へば、大和守殿にて、彌之助は留守か、內義大義と笑はれながら被ㇾ申となり、其頃右御內廣間番山岡庄太夫と申者、小進者にて紙子の着物に半襟をかけ候を着し、古皮袴を着し候て御大名樣方御先を勤候とあり。(右落穗集追加)

○金銀貸借リ法

金銀貸借ノ事有餘ヲ以テ不足ヲ補ヒ、財用ヲ流通スルノ要道ニシテ、何レノ代ニモナクテカナハザルコトナルガ、今世ニアリテハ殊更緊要ノコトナリ、シカルニ今世アラカジメ法ヲ立テヽ制スルコトナリ、タヾ面々相對ノ申合ニマカセテ、後々違變ニ及ビ、故障アル時ニナリテ爭ヒ訟ニ至リテソレ〱ノ撮當アルマデノコト故、既ニソノ時ニ至リテハ、上ノ政令威光ニテモナキ金銀ノ別ニ出ル道モナク、又一々ニソノ身代ヲツブシテ返濟セヨトハ下知スルコトモナリ難キ勢ニテ、長ク年月ヲ歷ルコトニナリ、貸方ノ者モ度々役所等ニヨビ出サルヽコトナドヲ厭フニ乘ジテ、功金年普等ニテ內濟ナドスル類ノコトニナリ、ツマリハ貸方ノ損トナルコト多キ故、有餘アル者コト〱ク懲リ畏レテ、容易ニハ貸渡サヌ故、貧シキ者ハマス〱クルシメドモ、誰救フ者モナケレバ、色々姦計ヲメグラシテ後ニ返濟

ト云モノ右ノ如クスル時ハ別ニナクテスムコトモアルベシ、別ニナクテナラヌ分モソノ拵合羽ナドニ准ジテ便利ナルベシ、惣ジテ長袖ノ看板ハサミ、手拭等ノ類無益ナルノミナラズ、根元ノ人數ニ無益多シ、騎馬以下ノ者若黨兩人モ多キモノナリ、先徒モ兩人ヨリ上ハ多キモノ、此等ノ類、略サルホドノ分ハ略スル時ハ、一二人ヲ減ジテモ一年中ニハ莫大ノ費ヲ省クベシ、萬石以上ナド有餘ノ家中モアリテ分限ニ應ジ、多ク召ツレルコト相應ナル輩ハ、警固ニナルベキ人數徒士、駕籠脇ナドヲ增スモ相當ナルベシ、大抵大名ノ國中ナドニテ、家中ノ面々三人供、若黨、草履取、箱持四人、供コノ上ニ長柄ヲモタスベシ、但別ニ鎗ヲモタセザル者、旅行道中長柄ヲヤメテ鎗ニスベシ、騎馬以下ノ者大抵四人供ニテ間ニ合フベシ、騎馬以上若黨二人ニ口付ノ者、鎗持トモニ七人以上、乘輿以上ノ者、先徒一人、若黨二人、瀧洵三人、鎗持トモニ拾人以上ナド云フヤウニ、差略アリテヨカルベシ、シカルニ右ニ論ズル衣服供廻リナドノ制度ハ、千萬ニヌケ出タル豪傑ノ君相ナラデハ思ヒキリテ行ヒ難キコトニテ、庸凡ノ人ヨリハソノ論ヲキク分クマデモ、畑水練ト云モ、ホドコソアレト笑ヒ誹リテヤムベキナレバ、誠ニ無益ノ說ナレドモ、色ヲモ香ヲモシル人ゾシルト云ノ意ニヨリテ大略ヲ論ズルナリ、右ノ外諸道具、飮食等ノ制、士以下輕キ者ノ分ハ、町方ヲアツカフ法ニ論ズルケ條ニ准ズルコトヨカルベシ、士以上モ大抵右ニヨリテ差略アルベキナリ、サテ鎌倉時代ナドノ如キ數百千年ノ古ニアラズトモ、江戸ノ御世ニナリテモ、質素ナルコトフルキ人ノ物語トテキヽ、傳ヘタルコトモ多カリシガ、今コト〳〵遺忘

ドモ、志アル人君宰相ワガ國中バカリモ改メテ制ヲ立ルコト衣服トチガフテ、深ク王法ニモ拘ハラザルコトアレバ、大國ナドニテハ家中バカリモソレ〳〵ニ心ヲ用ヒタキモノナリ、マヅ今世平日鎗ヲモタスルコト、道中旅行ナドハ具足ヲモ持タスルホドノ事故、別論モナキコトノヤウナレドモ、都城ノ內ニテ、家ヲハナル丶コト一丁二丁ニモ及バザル所ニテモ、門ヲ出レバ必コレヲ持スルコト、武ヲ尙ブノ風トハ云ヒナガラ、コノ無事ノ世ニアタリテハアマリ用事過タルコトナリ、勿論一身ノ防護ハ大小ニテモ事足リタルホドノコトニテ、輕キ武士ノ上ニテ、コレガ爲ニ人ヲ費ヤスコトイラヌコトレナレバ、騎馬以上ノ者ニ限リテコレヲモタスルナド定メテモヨカルベシ、シカルニ今ハ武備ノミナラズ、自ラ表スルノ幟トナリテ、鞘ノ形ニヨリテ分別ヲナシ、又大名衆ナドハ手鎗ノ外ニモ數多クモタスルヤウナルコトハ武備ノ外、別ニ一意ナレバコレハモトヨリ格別ノコトニテ、畢竟小旗又ハ繪付ナドニ類シタルコトアリ、又挾箱ト云モノ着替ノ衣服等、行先有用ノ品ヲ持アルク爲、ナクテカナハヌ物ナレドモ、今ノ拵ハ片掛ナレバ、棒モ長クテセマキ所ノ持廻リモ不便利ナル上ニ、無益ニ重月ヲ增スナリ、畢竟中ニ入ル丶モノモ損セズ、雨中ノ用心ナドヨリハ今世旅行ニ用ル兩掛、挾箱、又ハ茶辨ナドノ如ク拵ヘ、一荷ノ內一方ハ挾箱ノ如ク一方ハ合羽箱ノ如クシテ、傘挑灯雨具又ハ奴僕入用ノ品マデ入ル丶モヨカルベシ、モシ二荷モモタスル者ハ一荷ハ右ノ如ク、一荷ハ沓箱ヲ相手トスルナドモヨカルベシ、モシ如レ此スル時、旅行ナドニモ驛々ノ人夫ニモタスルコトモナクテスベテ甚便利多カルベシ、又沓箱

平日出仕等袴バカリ規式等ニ肩衣上下ノ上ニテモ

上士ニ准ズル者、諸家ニテ給人以上ナド云類

絹類縮緬　羽織不レ可レ用、若用候ハヾ印付印ハ定メヲクベシ

平日出仕等ニ腰帯幅三寸五分（一本四寸トアリ）規式等ニ袴

中士ニ准ズル者、諸家ニテ中小姓近習ナド云類

紬類太織類　羽織同前

平日出仕等ニ腰帯幅二寸（一本二寸五分トアリ）規式等ニ袴夏冬トモニ單ニ限リ

下士ニ准ズル者、諸家ニテ徒士小役人ナド云類

木綿類青梅糸類　羽織同前

平日出仕等ニ腰帯幅壹寸（一本一寸三分トアリ）規式等ニ袴單ニ限リ

右ノ如ク定ムル時ハ羽織ノ印ハ半エリノ色ニテ分ルモヨシ、上士ハ黑、中士ハ萌黄、下士ハ淺黄ナド云類ナリ、ソノ時ハ半エリニ限リ絹、縮緬等ニテモヨシ。

供廻リ人數スベテノ行裝今世武家ノ制度コレ亦衣服ニサシツヾキテ不便利多ク、無益ノ費モ多シ、畢竟戰國ノ餘風ノマヽヲ用ヒタルコト故、卑陋ノ制ナルヲワケモナク、潤飾シタル故、如レ此ナリタルナリ、サレドモコレ亦天下一統ノ儀法トナリテ妄ニ改ムルコトモナラネバ、ゼヒノ論モナキコトナン

キヲ吟味シテ、無益ノ費用ナキコトヲモ吟味スベシ、今世常用ノ衣裳タモト長ク、フリ袖ニ近キ無益費アリテ、ハタラキ武用等ニ甚宜カラズ、女ノ帶、又袴ノ仕立、殊ニ無益多シ、扁上下ニ至リテハ、言語ニ絶シタルホドノ物ナリ、シカルニ非二天子一不二儀禮一不二制度一トアリテ新ニコレヲ定マルコト、ソノ位ナクテハスマジキコトユヘ、右ノクハシキコトハコヽニ論ゼズ、但今世武家ノ制度從フテ、大名衆ノ國々ナドニテ、ソノ存寄次第ニ行ハルベキ一端ヲ左ニ記ス。

總ジテ一家中、衣服卷物以上ノ品、並羅紗、羅脊板ノ類禁ズベシ、羽二重モ同様タルベシ、但卷物ノ内縮緬ニカギリテ絹ヲ用ルホドノ者ニ用捨アルベシ、コレハ性強クテ羽二重ナドノ四五倍ノ年數モ用ヒラルヽモノニテ、總ジテ甚便利ナルモノ故ナリ、羽二重ハ絹ト同ジ位ナレドモ價高ク、ソノ上早ク破ルヽモノニテ、甚不便ナレバ卷物以上ト同ジク禁ズルナリ、世ニ傳ヘテ有廟ノ御詞ニ蠟色ノ塗鞘ト羽二重ノ小袖ハ、平士ニハ勝タル物ナリトノ玉ヒシト云、甚尤ナル御事トヲモハル、帷子モ越後縮ハ卷物ニ准ズベシ、コノ分何品ニテモソノ品ノ高下ノ位ノミナラズ、用ヒテ利益アルトナキトヲ兼テ吟味ノ上ニ定ムベシ、又旅行幷出火ノ節、並田獵又ハ軍用ノ節ニ用ル衣服ハナルベキダケ同ジ物ヲ用ルヤフニ定ムベシ、又分ニヨリテ甲乙ヲ立ルコトタトヘバ

大夫ニ准ズル者、（諸家ニテ番頭、用人、物頭以上ナド云類）

絹類縮緬　羽織着不レ苦

ハル、コトナリ難シ、タヾ一通ニ法ヲ立テタルマデニテスムコトニテナケレバ、モトヨリ法ヲタノミニハナラネドモ、サテソノ法ノケ條ニ至リテモ委曲ニ行トヾカネバ、法ノ爲ニ却テ費ヲ增スコトアリテ、人ノ迷惑トナルコト多シ、故ニ今コヽニ其ノ條々ノ大格ヲ論ジテ、一端ノ手本トスルナリ、サレドモソノ國ソノ所ニヨリテ一樣ニハ論ジ難ク、又同ジ國所ニテモ、ソノ時節ニヨリテソレ〲ノ斟酌ナクテカナハザルコトナレバ、コレヲ一定ト心得テハ大ニ事ヲ誤ルベシ、實ニ國家ニ施シ行ハン時ニナリテハ、ソレ〲ニヒロク吟味アルベキコトナリ、マヅ大格ヲイヘバ、法制ヲ立ルケ條多キ内ニモ、輕重ノ次第アリ、第一、衣服ノ制、第二、婚禮、葬禮、法事、祭禮、ソノ外スベテ寄合等ノ式、第三、供人數、ソノ外召仕フ男女ノ掟、第四、家居、造作、第五、諸道具類、第六、饗應飲食ナリ、饗應飲食ハ制度ナケレバ無益ノ費甚ダ多ク、分限ヲ越ルコトモ甚ヲフキモノニテ、衣服ニヲトラザルモノナレドモ、法禁ヲ以テ制スルニハ容易ニ行トヾクコトナリ難ク、法ヲ立テヽモ名目ノミニテソノ實ハ同ジク奢トナルコト多キモノユヘ、法禁ヲ立ツルニハ却テ末トナスベキナリ。

衣服ハモシ天下一統ノ改革モナルホドナラバ素襖又ハ古ノ深衣、又ハ今ノ唐人ノ服ナドニ似タルヲ用ヒテ斟酌アルベシ、ソノ大意ハ禮服ハ貴賤上下ノ別ノ明白ニ見エヤスク、吉凶ノ分モアルヤフニシテ、次ニハ無益ノ費ナキコトヲ吟味スベシ、便服（不斷ニ用ルモノヲ云）上下トモニ不斷ニ用ルモノナレバ寒暑ヲ防ギ身ノ養ニナルヲ主意トシテ次ニハ平日起居動作ヨリ、スベテノハタラキ稼ギ、旅行武用等ニ勝手ヨ

ニ迷惑ニモナルベケレバ、年ニ兩度ホドヅヽモ、又ハ所ニヨリ一度ヅヽモノコラズ集メテヨミキカスルコトヨカルベシ、ソレトモニワザ〳〵人ヲ呼ビ出シテ、迷惑ニモナルベキ姿アラバ、宗門改メカ鎭守ノ神事カナド云時ニ行フナド云ヤフナル工夫モサマ〴〵アルベシ、勿論、今ノ御觸ノヤフナル長文言ニテ、數ケ條ヲナラベテハ半日ニモ終ラザルホドノコトモアルベケレバ、年號、月日ナドノ類ハ云ニ及バズ、ナルベキホドハ略シテ、ソノケ條ノ大要バカリヲツマミアゲテ、ヨミキカスルコトヨカルベシ、タトヘバ、町方ナラバ、衣服停止ノ品々、何々居宅、普請ノ停止ノ品、何々飮食饗應停止、何々婚禮、葬禮、法事、祭禮、停止、何々屋敷前殿ノ通行ノ節如何樣、捨物有之節、如何樣、酒醉有之節如何樣、喧嘩口論有之節如何樣、又出火ノ節如何樣、商買仕入物、如何樣他國ヨリ來ル者如何樣、大風ノ節卢、如何樣身番ノ節如何樣、ナドスベテ、ソノ所ノ制札ニカケ置ク趣ハ云ニ及バズ、先年ヨリ、ソレ〴〵ニ觸出シタル趣等、逐一帳面ニ書載セテ、ソノ時々ニヨミキカスベシ、又役方ニ付、心得ベキケ條ナドハソノ役所々々ニハリ紙、又ハ看板ニアラハシヲクカ、或ハ城中殿中ナド面々通行集會等ノ場ニ出シヲクナド、ソレ〴〵ノ工夫アルベシ、又他國者街道往來ナドニ心得ベキ事ハ、入口、境目、又ハ驛々問屋場、或ハ旅籠屋ナドニアラハシヲクコトアルベシ。

○奢侈ノ風俗ヲ止ル法ノケ條

奢ヲ禁ズル法大意ノハ前ニノベタル通リ中々容易ナラザルコトニテ、根本ヨリ立テ直サネバ永久行

スベテ治世久シクツヾキタル後ハソノ間ニ段々ニ種々ノ者ドモ出來テ、サマ〴〵ノ惡事ナドヲ仕出スカ、又ハ種々ノ事ドモアリテ、ソレニツキテ障ナドノコトアルニヨッテ、ソレヨリハ後ノ爲トテ、コレモ禁制アレドモ、禁制トカ又ハカヤフノ節ニハ、如レ此可レ仕如レ此ニ不レ可レ仕ナド云類ノ法令ドモ、年増ノヤフニ出テ、ソノ時々觸流シタルコトヾモナド年數久シケレバ數多キ中ニテハ誰々モトクト心得ヌヤフニナリ、後ニハ目付役ナドニテスラ、逐一ニハ心得カヌルヤフニナリテ、不圖タマ〳〵ニソノ事ニアフテ仕方アシキガスベテ法ニフル丶コト出來テ上ノ吟味ニカヽル時ハソレガ爲ニ罪ニ陷ル者世ニ多クアルヤフニナルコト、誠ニ穽ヲ作ルノ類ニテ、民ノ父母タル人ノ心ニアラズ、殊ニ末世ニナリテハ、姦人多クナリ、人ヲソノ穽ニ入レントテ爭ヲ起シ、コレヲ以テ人ヲ威シテ金錢ヲユスリ、利欲ヲハカルヤフナルコトアルモ、皆國中ノ人々法禁ヲヨクノミコマヌヨリ起ルコトナレバ、下々マデヨク心得テ、越度ナキヤフニスルコト肝要ナリ、カネテヨク心得ヲリテモ、其罪ヲ犯ス程ノ者ハ誠ノ罪惡ナレバ、ソレ〳〵ニ宥免ナク刑罰スベシ、シラヌユヘニトヾキカネテ存ノ外ナル刑ニアフコトハ、甚アハレムベキコトナリ、ソレトテモ、シラヌ故トテ皆宥免スル時ハ、後ニハシリタル者モシラヌナド云者多クナレバ、自然ニ吟味モトヾキカネルコト多ク、終ニハ法ノツブル丶ヤフニモナルコトナリ、サレバ周禮ニ聖人ノ法トテ、讀法ト云モノアリ、月々朔ニ種々ノ禁法ナドヲ逐一人ゴトニヨミキカスルコトアルガ、誠ニアリ難キコトナリ、今ノ世ニテハ毎月ナドアリテハアマリニ事多クテ、上下トモ

午正月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　何某

何町何商賣、何屋誰次男誰勝れて暴れ惡不法の所行多く、近所の者共迄及₂迷惑₁候段相聞得候へ共、御町奉行方を以撮當も無₁之由早速御吟味相成可₁然此段申上候、　已上。

午正月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　何某

右樣の外惣て子細の曲折申出度義何程長文にても不₁苦候。

右の通惣家中無₁殘可₁被₂相觸₁候事。

右ノヤフナルコト必如₂此アルベキト云ニハアラネドモ、人君タル者、何分ニモ下々ノ存含ノ事ナドヨク〱耳ニ入レ置キテ、心ヲクダクトキハ下情ヲ失ハズシテ、民ノ父母タルノ道ニソムカザルナリ、サテ年賀ノ時ニ持出ルト云ハコレモコレト限リタルコトニハアラネドモ、ワザ〱何ノ序モナク持出ルコト、トカク種々ノ遠慮又ハ障多ク、殊ニ何某ガ頃日何カ持出タルト云風唱アリシガ、今度ノ御沙汰ハ定メテソレ故ナルベシナド云類ノコト、一家中ノ內評ナドニ憚ルコトモアリナドシテ、コレノミナラズ、色々ノ面倒ナキ爲ニ、如₁此スルナドヨカルベキトノ義ナリ、タヾ此意ヲ得タラバ、此仕法ノ形ニ拘ハラズトモ、ソノ國ソノ所ノ時宜ニ應ジテソレ〱ノ工夫アルベキコトナリ。

〇民間ノミニ限ラズカネテ法令ヲヨク心得シムベキコトヲ論ズ。

上封

表

上

何之誰

裏

○印

午正月

○印

同

平日近處往復の手紙の如く仕候て、封紙別に相用候義不ㇾ宜、矢張本紙と一同可ㇾ仕候、他國等にて取次を以て申出候分此上を又々常の通封候て可ニ差出一候。

御中小姓、何某儀、性質至極廉潔にて、殊に慈悲深き者に見受候間御代官等、被ニ召仕一屹度御用立可ㇾ申、尚又其外にも被ニ召仕一可ㇾ然此段申上候、已上。

午正月　何某

御小姓頭何某依怙贔屓の取計共多く相聞得、配下之輩不服の者多く御座候間此段申上候、已上。

午正月　何某

何郡何村百姓誰勝れて孝行の者に御座候段及ㇾ承罷在候今以御賞も無ㇾ之由に付此段申上候、已上。

經世談卷之七

〇スベテ下々細民ノ情ヲヨク知ルベキ法。

惣ジテ下情ヲ盡サント心ヲ用ル時ハ、ソノ國ソノ所ニヨリテ工夫サマ〲アルベシ、タトヘバ左ノ如クニ觸レ出シテ一家中面々言ハント欲スル所ヲ導キテ、永久ノ法トナスモ亦一端ナリ。

自分事兼て不明不德にて家中面々、人物、目利、並惣て賞罰等行屆兼候に付、今般我等存付を以、此以後每年正月、面々年賀登城の節、諸役人は不ㇾ及ㇾ申、上下人物善惡亦惣て國中諸仕法等の義に付兼て心付候趣、無㆓腹藏㆒書付、印符を以て直々持出、我等へ手自ら可㆓相渡㆒候、左候はゞ其節直々目安箱へ入置、自身致開封及㆓披見㆒吟味の一助に致度存寄にて候、依ㇾ之大畧の案文左に認渡候、乍ㇾ去案文の振合等に不ㇾ拘如何樣なり共底意無ㇾ殘書取、文段は何分短く認て宜候、勿論申出候筋、縦 間違の筋にても咎等申付候儀は無ㇾ之、幷親子兄弟の外、縦、近親の義にても無遠慮可㆓申出㆒候。

但目見以下の輩年賀の節、直々不㆓罷出㆒候者並在國、在江戶等驅違相成居者式重に封致、印符、目安箱へ相納候樣其頭に取次可ㇾ申候。

經世談卷之七目錄

方ノ寺小屋ノ小兒ヲ見ルニ、ソノ師タル人、甚嚴ニシテ、モシ手習不精、又ハ不作法口論等ノ過替ニ、或ハ机ヲ背負ハセ、或ハ下宿ヲ控へ止メナド種々ノ法アリテ、用捨セザル門下ニハ稽古懈怠セズ、作法モヨロシク、運筆速ニ上達スル者多キニテモ見ラルヽコトナリ、シカルニ唐山ノ風俗トチガヒワガ邦ノ習ハシハ、鞭笞ニアフコトハ極幼少ノ小兒ニノミアルコトニテ、小兒トイヘドモ稍長ズレバコレヲ辱トスルコト、黥ノ刑ニアヒタル如クニ思フユヘ施シ難キ勢ヒモアレバ、ソノ國ソノ所ニヨリテ吟味ヲ加ヘテ別ニコノ代リニ立ベキ輕刑アルベシ、何レニモ教官ノ者、ソノ存寄ヲ以テミヅカラ施シテ專ラニスルコトヲユルスベシ、又ソノ内ニモ輕重ノ次第ヲ分チテ、稍重キ分ハ施シテ後ソノ長官ニイヒキカセ、或ハ又ソノ內ニモ重キ分ハ下知吟味ヲ受ケテ施スナド云ヤウニモ立ベシ、勿論教官タル者心ヲツクシテ云ヒ喩シテモ、スキト用ヒズヲル者ヲソノマヽニナガメテヲラネバナラヌ姿ニテハ、學ブ者ハ勿論、教ル者ノ精神モヲノヅカラウスキヤウニナル勢アルコトナリ、ヨク〳〵考フベシ。

經世談卷之六終

コトモアレドモ、何レニモマヅ大要昔ノ法ヲシリテ、後ニソノ役ニ立カヌルコトヲモ吟味セネバナラヌ事故、一通リハ稽古スルガヨシ、サテ火術盛ニナリテ、昔ノ兵法ノマヽニナリ難キト云コト、クワシキコト別條ニ論ズレバコヽニモラス。

○學校ノ敎ヲ立ルニ諸生ノ敎ニ從ハザル者ハ敎ヲ司ル者ミヅカラ取ハカラフテ輕刑ヲ用フルコトヲ論ズ。

學校ヲ立テヽ多キ人々ヲ敎ル中ニハ、スグレテ愚頑ニシテ法ヲ守ラザルモノモアリ、又左マデ愚頑ニアラズトモ、幼少ノ小兒輩、ソノ師ヲ敬ヒ畏ルヽ心ナクテハ、敎ニ從フテ道ニ進ムコトナリ難キモノナル故、師タル者ニハタトヒ、末々ノ者ニテモソレダケニ格式扱ヲ引上ゲテ申付ルコトニテ、古ヨリ師儒ヲ尊ブト云コトアリ、ソレノミナラズ敎ニ從ハヌ者ニハ、ソノ師タル者ミズカラ輕キ刑ヲ施シテ徵シテ後敎フルニ非レバ行ハレヌコトアリ、總ジテ師ノ威嚴ニヨリテヨク敎ヲ守ルコトモスルコト故、聖代ニモ鞭作敎刑ト云コトアリ、周公ノ成王ヲ敎シ時、伯禽ヲ笞チ玉フナドイウモ卽敎刑ナリ、勿論敎官ト刑官トハ各別ナルコト、モトヨリノコトナレドモ、敎ヘテ從ハザル者ニ輕キ刑ヲ施スコト、敎官ノミヅカラ行フ所ニテ、刑官ノ手ヲ歷ルコトヲ待タザルモノナリ、シカルニモシ今世ノ諸國ノ法ノ如ク敎官トテモ公邊ヲ以テ諸生ヲ叱リ戒ルコトナド、必ソノ頭支配ノ下知ヲウケ、又ハ決斷所ナドノ吟味ニワタシテ、ソノ裁許ニマカスルヤウナルコトニテハ、師ノ威輕クシテ敎ノ道行ハレ難シ、今時諸

云コトアルベカラザルコトナリ。

兵學並禮方算法等學校ニ於テ敎ルコト、何レモ有用必用ノ藝ニテ、古ノ六藝ニモ類シタルコトナレバ、勿論餘義ナキコトナレドモ、何レモ神文誓詞サスルコトアルベカラズ、勿論人生日用ニ事カヽヌホドヽ云ハ、禮方ハ表百ケ條、裏百ケ條ナドヲ限リ、算法ハ八算見一九數ヲ限リ、兵學ハ一騎前並陣取、城取、行軍、備立ノ法、武器制作ノ法マデヲ限リニテ事足コトナリ、算法ハ後世ホド段々精微ニ至リテ無窮ノ妙術アリトイヘドモ、九數ヨリ奧ハ石算ナドヨリ外ニハ一生ノ內ニ用フルコトナクテスムユヘ、ソノ分ハ別ニ算者ト立チテ、術士ノ列ニヲルモノヽミ稽古アリテ、人々皆ナクトモヨシ、禮法ノ奧義ハ今世行ハルヽ小笠原流、伊勢流ナド云モノトモニ多ク、聖賢ノ道ニ合ハザルコトモアリ、又所作ノ間ハ前ノ稽古ヨリ推シテ知ラルヽコト多ケレバ、コレ亦深ク奧義ヲ窮ルコト、人々ナクテカナハヌト云ホドノ事ニアラズ、經禮三百、曲禮三千ト同ジヤウニテ、同ジカラザル所アルユヘナリ、コレ根元ガ聖人ノ制作ニアラザル故ナリ、兵法ノ奧義ニ至リテハ、孫吳ノ說ヲ雜フル諸流ハ其奧義ニ至リテハ、皆聖賢仁義ノ師ト大ニ異ナリ、モトヨリ取ルニ足ラズ、勿論兵法ノ奧義ハ聖賢仁義ノ說ヨリ深キハナシ、コレ人君宰相ナドノゼヒ〳〵シラデカナハザルコトニテ、ソノ分ハ皆聖經、賢傳ニヨリテ講究スベキコトナレバ、別ニ兵法ノ奧義ノ沙汰ハイラヌモノナリ、且行軍備立ナドノ法モ、今世火術ト云モノ盛ニナリテハ昔ノ諸流ノ兵法ノマヽニテハスキト行ハレヌコトニテ、役ニタヽヌホドノ

○總ジテ奥儀ノ法ナレバトテ誓詞ヲ以テ傳授スル類ノコトハ學校ノ敎ニハ立ヲクマジキコトヲ論ズ。

總ジテ秘授口訣ノ奥義トテ、父子兄弟ノ間ニモ、他見他言アルマジキ誓約ノ上ニテ傳授スルコト末藝ナドニハミナ〳〵アル習ニテ、コレモソレ〴〵所謂アルコト一説ノミニハアラザレドモ、畢竟ソノ傳ヲカクシテ私スルノ小見ニシテ、聖賢ノ大道ニハ絶テナキコトナリ、聖賢ノ道ハ何ホド高ク、深ク、大キク、遠キホドノコトニテモアルベキホドハ、同類ノ者ドモニハシラセタク思フコトナレドモ、ソノ人々ガソノ段ニ致ラネバ妄リニ傳ヘテモトテモ手ニ入ルコトハナラズシテ、却テ等ヲ躐ルノ病ヲ生ジテ傳ヘザルニモ劣リテ、害ニナルコト多キコト、タトヘバ幼年ノ輩ニミダリニ老年ノ咄バカリヲキカスレバウケモナク小尺ニナリテ、小刀ニ鍔ヲウチタルヤウニナルノ患アリ、又タトヘバハジメテ富士山ニ登ル者ガ山ニ入リタル始カラ、頂上ヲ咏メテユクト行トヾカヌ内ニ持病ノ癪ナドガ遽ニ起リテ登リカヌル故ニ初山ノ者ハ必夜中ニ松明ニテ登ルナド同ジ類ニテ、聖賢ノ道ニモ始カラ奥ヲ語ラヌコトモアレドモ、極意ノ處ハホンニシラセタキユヘ語ラヌ故、私スルノ小見トハ黑白ノチガヒナリ、サレバ誓詞ニハ及バズ、誓詞ナクトモ、トヾクベキホドノ人ニハ必傳フルコトナク、末藝ノ誓詞ハ吝サカナリ、ヲシミテカクシヲキ驕リ誇ルノ種子トスルマデナリ、可レ賤ノ至ナリ、サレバカヤウノコト上ヨリ一統ノ人々ヲ敎ルニハ、決シテイラヌコトナレバ、學校ノ敎ナドニハ、何ニヨラズ誓詞サスルト

○右指南申付ル者身分輕キカ又ハ貧キ者ニテ、稽古ノ座敷ナクテ自分ニ造ルコトモ難儀ナル趣ナラバ、ソノ人數相應ヲ考ヘテ上ヨリ入費ヲカケテ立ルカ、又ハ事ニヨリテ上ヨリ入費ヲ助クベシ、後々トモニ大ニ費アル時ハ同ジ心得ニテヨシ、○右指南ノモノ役料ナクテハアルベカラズ、モト自分教授モ同ジ姿ニ立ルコト故、門人ヨリソノ時々ノ謝禮モアルベキコトナレドモ、上ヨリモアテガフベキコトナリ、コレハ別シテ一概ノ說ヲナシ難シ、ヨク〳〵工夫アルベシ、○學校アル所ハ學校ニ於テ、右指南ノ者師弟ヲ聚メテ時々試ミ、ソノ向ノ役人ハ云ニ及バズ、人君モミヅカラ出席シ玉ヒテ、サシスグレタル者ソレ〳〵ニ詞ニテ賞シ、ソノ內別シテ重キ者ハ有用ノ書籍又ハ文武ノ器物等或ハ金銀衣服ニテモ拜領アルベシ、アマリ懈怠シテ人ニヲクルヽ者モ戒ノ詞アルベシ、大抵一年ニ一度ホドニテヨカルベシ、學校ナキ所、又ハアリトモ狹キ所ナドハ殿中ニ於テスルモヨカルベシ、○右ノ世話アルホドナラバ、タトヘ學校ナクトモ學頭ノヤウナル役ヲ立テヲキ、家老兼帶又ハ用人ナド兼帶シテ右ノ指南ノ者ヲ支配シ、全體ノ學術、並ソノ敎ヘ方等總ジテ指圖ヲ加フベシ、又外ニ右指南方ニ目付ト云役ヲ立テヲキ、右ノ城下中四方ニアル指南ノ所ヲ月ノ內ニ兩三度ヅヽモ見廻リテ、師匠ニモ弟子ニモ、添心モイタシ、懈怠出精ノミナラズ、實意ニツキ、實益アルコトヲ撮當セシムベシ、此目付ニ立ル役人ハヨホド私ナクテ、スジ正シキ學問ノ人ニ非レバ用ヒ難シ、ヨク〳〵吟味アルベシ、モシソノ人ナキ時ハ姑ク闕キヲクモヨシ、ソノ人ニ非レバ益ナキノミカハ却テ害アルベシ。

ソノ旨上ニモ屆ケオクベシ、上ヨリモ一通リハ申含メテソノ上ニモ用ヒザル者ハ、屹度咎メ申付ベシ、ソノ咎メハソノ國所ノ風儀故實事ニヨリテ品々アルベケレバ、一概ナラネドモ、多クハソノ人一生ノ間、總同席末座又ハソノ席ノ下一等引下ゲナド、或ハソノ人、ソノ性質所行ニヨリテ、五丁四方ノ外、或ハ七町十町四方ノ外、出行禁斷ナド申付ベシ、ナルベキ勢ナラバソノ者門外ヘ出ル時必袖又ハ襟ナドニソノ咎メノ印ツケルコトナド、古ノ象刑ノ意ニモ合フベシ、總ジテ耻ヲシリテ行ヲ改ルコト敎ノ主意トスル所ナレバコレノミナラズ、ソレ〳〵ノ工夫アルベキコトナリ、又格別ニ心得ヨロシク所行ヨロシキ者ハ師ヨリ申出テ、ソノ內ニシルシノ標禮ヲウチツケテヲクベシ、忠義、孝行、仁惠、篤實ノ類、ソノ外萬善百行ソレ〳〵ニ吟味ノ上、名目ヲ定メヲクベシ、ソノ人ソノ所ニアル內ハ、一生ノ間ウチツケヲクベシ、ソノ人ニヨリテ一人ニ何枚アルトモシカルベキコトナリ、右ノ如ク行ヒタラバ、自然ニ惡ヲ耻ヂ善ニ勸ミテ、風俗別ニヨロシクナルベシ、○右指南ヲ申付ル者、身分何ノ格式ニ拘ハラズ、ソノ同席上座、或ハソノ一等上席ノ末座ニ申付ベシ、末座トイヘドモ前ニ述ベタル罰ニヨリ末座タル者ヨリ上ニ位スベシ、又內ニ標札ヲウチテ賞ヲ示スホドノ者モ、右指南ヲ申付ル者ノヤウナル賞アルモ可レ然、ソノ國ノ舊法ノ姿ト、其ノ時ノ吟味ニヨルベシ、又ソノ方角ニテハタトヒ門人ニ非ル者モ、ソノ一等ノ上又ハ二等以上モ上ノアツカヒニイタスベキ心得屹度ナクトモフレヲクベシ、前ニ云所ノ同席ノ上、又ハソノ上席ノ末座ト云ハ、殿中ナド上ヨリ表立タル扱ナリ。

テ昔ヨリ學校ト云モノアリ來ルトモ、廣キ所ニ一ケ所ナド云コトニテ行ワタリカヌルナド云類ノコトアラバ、姑ク一法ヲ用ヒテ敎ヲ立テ、年月ノ後ニ至リテ、學校ヲ取立ル工夫アルベシ、又當時ノ世界ノ如ク、殊ノ外財用ニ窮シテ如何トシテモ及ビ難キ國所ナドモ、此意ヲ推シテ工夫アルベシ、總ジテ古ノ大意ヲ酌ミ取リテ、當時ノ用トナシテ古ノ法ノ迹ニ拘ハラザルコト、卽聖賢ノ意ニシテ、理ヲシラズシテ拘滯スル者ノシル所ニ非ルコト、タヾコノ學校ノミニ限ラヌコトナリ、サテソノ一法ト云モソノ國、ソノ所ニヨリテ活變スベキコトナレバ、一概ニハ云ヒ難キコト勿論ナレドモ、姑ク一說ヲ述ブベシ、タトヘバ城下ナドニテ家中諸士軒ヲツラネテ居並ビタル所ニテ、イカホド廣キ所ナリトモ、十町、二十町四方ノ内ニテ、身分ノ格式高下ニ拘ハラズ、ソノ人物厚ク誠直ニシテスジヨキ學問ニ志アリテ、義理ヲ心得タル者ヲ撰ビテ、敎授ヲ申付、自然ニソノ方角近キ子弟ノ輩ヨリ聚リテ、指南ヲ受ルヤウニ致シ、ソレモ上ヨリ撮當シテソノ方角ハ必ソノ師匠ニト云コトナリ、好マヌ子細アル者ハ近所ニテモ別ノ方角ノ師匠ニ從フトモ强テカマヒナク、スベテ自分指南ノ通ニ致サセ、師弟ノ情ヨク親シミテ定マリタル、會讀講書ナドノミナラズ、家事ニツキテムヅカシキコト又ハ身分ニツキテ重キコトナド、師友ノ間ニテ相互ニ相談ヲトゲ或ハ異見添心ヲモ致シ、總ジテ睦マジクスルヤウニスベシ、但モシ心得アシク行迹モヨロシカラズシテ、異見添心ヲモスキト用ヒヌホドノ者ハ、師匠並ニ其内ノ年ユキテ、オトナシキ門人ナド吟味ノ上、五月三月半年一年モ破門絶交致シヲキ、改マタ容子ナクバ、

○學校ヲ新ニ造營スルコト遽ニ及ビ難キコトアリトモ敎ノ術ハ仕法ニヨリテ行トヾクベキコトヲ論ズ。

國家ノ上ニ立テ人ヲ敎ルノ政ヲ行フニハ、學校ヲ立テ人ヲ導クト云コト古今ノ定法ナリ、サレドモ唐土ニテモ堯舜ノ時マデハ、スベテノ禮樂制度ミナ夏殷周ノ三代ニクラベテハイマダ全備セザル故ニヤ、學校ノ沙汰ナシ、今尙書ノ二典ニ堯舜ノ政ヲシルシヲキタルモ、夔ニ命ジテ樂正トシ、契ニ命ジテ司徒トスルノ說ニ、大小二學ノヲモワクアルノミニテ學校ノ名目ナシ、舜ノ四方ニ巡狩セラレシニ、禮樂曆日律度量衡ナドノ吟味ハアレドモ、學宮ニ撮當アリシコトハ見ヘズ、サレバ三代ノ如ク備ハラザルコト明ナリ、三代モ夏殷マデハ周代ノ如ク全備シタルコトニハアルマジ、凡周禮ハ勿論大戴小戴等ノシルセシ先王ノ法モ皆周ノ制トミヘタリ、シカルニ今日本ナドハ、近來逐年、マス〳〵文華ヒラケテ萬事備リタルコトナレドモ、多クハ浮華ノコトノミ唐土ニ倣ヒテ、本實ヲ務ル類ノコトハ夏殷ヨリモヒラケヌコト多シ、故ニ遽ニ學校ヲ立ルコトソノ風俗ニヨリテ目今ノ時ニ應ゼズシテ、時ヲ待タザレバ施シ難キ勢アルコトモアルベシ、强テ學校ヲ立テヽ世話アルトモ、終ニハ出席ノモノ少クナリテ、後ニハ其ノ名ノミ殘ルカ、又ハ浮末無用ノ風ヲ助クルヤウナルコトニナルベシ、サレバ百姓町人ナドヲ敎ルコトハ、學校ナリトモ行トヾクベキコト、委曲別條ニ論ズル通ナリ、シカルニ百姓町人ノミナラズ、家中諸士ヲ敎ルニモ、學校ヲ立ルマデニナクトモ、トヾクベキ仕法アルベシ、又ソノ所ニヨリ

○運筆指南役

ヤハリ手習ノ指南ナリ、平日書簡往來貴賤ノ差別ヨリ諸向ノ諸法、眞行草ノ法ヲ敎フルヲ司ル。

○武藝ヲモ學校ニ於テ敎ル時ハ、弓術、槍術、長刀、馬術、鐵砲、火術、並棒、柔術、鎌、修理劍、居合ナドモ此處ニ次第シテ申付ベシ、サレドモ家中侍以上ノミヲ敎ル學校ナラバ、棒、柔術ナドハ省キテヨキコトナリ、鎌、居合ナドハ全體ヨリ立テオクマデモナキコトナレバ、工夫アルベシ、棒ハ一說アリ、コヽニ畧ス。

○書記役

每日出席諸生ノ姓名ヲシルシ、藏書ノ諸式並スベテ文書ニアヅカルコトヲ司ル、禮方武藝等ニモ出勤ナリテハナラズ。

○入費役ハ

總ジテ普請並修覆ヨリ一切入費ノ出納ヲ司ル、ソノ裁配ハソノ向々ノ役ヨリノ首尾ヲ受テ學校目付ノ下知ヲキクベシ。

○學校守　藏守兼帶足輕格。

○役所小使　內掃除番兼中間格表掃除。

○門番　右學校守、藏守ヨリ兼ルモヨシ、足輕格右何レモ學校目付支配。

心ガケベシ、サレバ明ニ役人ノ長短ヲシリテ依怙贔屓ナキヲ要トス。

○學校目付　書記役并入費方役人其外輕者惣支配

學校總役人ノ勤仕並平日ノ所行トモニ撮當イタシ、並諸生マデモ及ブ當ベキホド撮アルベシ、人數アル時一人ハ必學校役宅定詰タルベシ。

○敎授役

講書會讀ナドハ云ニ及バズ、諸生心術所行ヨリ面々家事ノ取行ノ間マデ、親族心友ナドノ如ク懇切ニ云ヒキカセ、人々實意ヨリ實義ニツクコトヲ勤ムルヲ第一トスベシ。

○敎授添役

每朝素讀ヲ指南シ、幷諸生平日、君父、長者、朋友等ノ交ノ禮儀ヲ敎ヘ撮當アルベシ。

○兵學指南役

一騎前並陣取、城取、行軍、備立ノ法ヲ敎ヘ、幷平日武士ノ心懸ヲサトスコトヲ司ル。

○禮法指南役

表百ケ條、裏百ケ條、其外冠昏喪祭ノ式ヲ敎ヘ、幷平日身持ノ作法ヲサトスコトヲ司ル。

○算術指南役

八算見一九數ノ法ヲ敎ヘ、幷平日所帶ヲ持チ普請等ノ損益ノ曲折ヲサトスコトヲ司ル。

ノヲル間ニ下リテ幾通リニモ分チテヲシユベシ。

○學校ノ役人タテ様。

惣ジテ役人ハナルベキホド人數少クトモ、ソノ任ニヨク應ジタル者ヲ用ルコト、何役ニヨラズ肝要ナリ、殊ニ一國ノ敎ヲ主リテ頭ニタツベキ役ナドハ別シテノコトナレドモ、國中ニソノ人ナク、他ヨリ召抱ルト云ツテモ、存分ノ人ナキトキハ本役ト申付ズシテ、カリニ其事ノミヲ執ラシムベシ、或ハ家老ヨリ兼帶シテ、總グヽリヲ致シ、其次ノ役ニテ大概ノ事ヲ持切ニスベシ、何レニモ學術正シク、誠直ニシテ、私ヲ營ム心少キ人ヲ撰ブベシ、人ノ才能、德器ヲ忌ミ嫉ム心少シニテモアル者ハ、總ジテ人ノ上ニ立ル事大害アレバ、智能アリトイヘドモ必用ユベカラス、スベテ此等ノ事ハソノ人君宰相ニヨルコトナレバ、イカホドヨキ智慧ヲ傳ヘヲクトモ、ソノ甲斐アルベカラズ、或ハ諸役人、入札印符ニテ出サセ、其入札多キ者ニ從フテ工夫アルモヨカルベシ、サレドモ、コレモ瞽者ノ衆瞽ヲ導クヤウナルコトアルモノナリ、役人ノタテ様モ國ノ大小トソノ國ノ舊俗ノ姿ニヨルコトナレバ、モトヨリ一定ノ說アルベカラズ、今一方ノ大略ヲ左ニシルス、眞ニ企テ行フノ日ニ至リテハ、時ト處トニ應ジテ差略アルベシ。

○學校奉行一人　或ハ家老ヨリ兼帶

學校總支配總ジテ學校ノ事ヲ司リ、細事ハ承リヲクマデニシテ、役人撰擧ヌキサシノ間ヲ第一ト

生徒ノ盛ナルヲ感嘆スルコトニテ、實ハ可レ笑ノ甚キ、又可レ哀ノ甚キモノナリ。

ソノ廣狹ノ制ハ大抵ソノ處ニ聚ルベキ人數ノ極ヲ計リテ相應ニスベシ、大要生徒ヲイル、處ハ一歩半（三疊ジキナリ）ニ九人ホドノ積ニテ間ニ合フベシ、急屈ニスワル時ハ一歩（二疊ジキナリ）ニ十人餘モ收マルベケレドモ間ニアハヌ程ナルベシ、位ノ高下ニヨリテ上下ノ席ヲ分ツコト、敷居障子等ヲ用フルコト定マリナレドモ、其ノ時々ニ廣狹自由ニスベキ爲メニハ、埓、突立ヲ用ルヲ便利トスベシ、又或ハ身分格別ニ隔チタル者ヲ同ジ方所ニヲク時ハ、緣張板ヨリ高下ノ段ヲスルモヨシ、（五七寸ヲ限リテ高下ノ段トスベシ、アマリ高ケレバ下位ニヲルモノ高位ノ者ノ蔭ニカクレテミヘズ、）大要下ニ圖シテ示ス、シカレドモ此等ハ甚末義ナレバ深ク拘ハルニ及バズ、ソノ所々ノ便利ニ従フベシ、但供待、腰懸或ハ草履、下駄、傘ヲヨク所ナド細ニ念ヲ入ルベシ、ハキ物ヲク處ハ今ノ湯屋ナドノ如クシテ、一、二、

先生ノ曰、コレヨリ以下役人ノ立ヤウマデハ大凡十萬石位ニシテシカルベキヨシナリ

士

物頭以上

役人以上

惣平士

又者

輕キ者

三ノ番付ヲシルシヲクモヨカルベシ、句讀ヲ授ルモ講書ノ通ナレドモ、人數多キ時ハ指南ノ者、諸生

ルノミナラズ、ソノ風土ニヨルコトモ少シハアルベキコト故、一概ニハ云ヒ難ケレドモ、大要ハ毎日小兒マデヲ聚メテ敎ル所ナラバ、城下ニテ居屋敷引ツヾキテ並ビタル所ニテハ、二三十丁四方ノ所ハ、一ケ所ニテモ間ニアフベシ、一里四方又ハソノ餘モアル所ハ、二ケ所モアリテヨシ、總ジテ多キホド、ヨク行トヾクベキナレバ多キヲ厭ハズトイヘドモ、力及ビカヌルコトモアレバ、丁數並人數ニモ深ク拘ルベカラズトイヘドモ、大抵小兒輩ノ日々往來スルニアマリノ骨ヲレヌホドヲ考ヘ、並ニ家ニカヘリテ又ユクコトモ心安クナリテ、辨當ナクトモ飢ニ及バヌホドヲ考ヘ合スベシ、路中ノ往來バカリニ格別ニ隙トルヤウニテハ、短日ノ節ナド別シテ都合アシク、ヲノヅカラ諸生ノ懈怠トモナルコトアルベシ。

江戸昌平坂ノ學校ナドハ數里四方ノ中ニタヾ一ケ所ニシテ、殊ニ幕府ノ諸士數千萬ナルユヘ、寛政、享和ノ頃改正ノ時、本所深川又ハ麻布芝邊ヨリ出席ノ輩徒ニ途中ニ光陰ヲ費ヤシ、僕從ハ飢ヲ苦シム類ノ弊多ク、又一ケ所ニ數百千人群ヲナセシユヘ、講義モスキトキコヘズ、末席ニ居ルモノハ始ルト終ルトヲシル事能ハズシテ、タヾ上近キ人々ノ禮拜スルヲ見テ、ソノ始マルコトヲシリ、終ルコトヲシリシコト予ガマノアタリ聞見セシ所ナリ、如此ノ制度ニテ毎日多ク聚ルトモ何ノ益アルベキ、先王ノ學校ハ閭巷ノ小邑マデモ行ワタリテアルユヘ、コレヲ廣シトスルコトナリ、千疊敷ヲ萬疊敷ニスルトモ、カヤウノ法ニテハ絶テ益ナケレバ、タヾワケシラヌモノヽミ、ソノ

自然ニ別ニ一風流者トシテ何事ニモハネ出シヲカルレバ、ヲノレモ逸民高士ナドノ心ニナリテ、マス〳〵其本業ヲ厭ヒ、薄ンズルヤウニナルモアリ、タトヘ農民ノ名ニツラナリテモミヅカラ手足ヲ勞セズシテ、妻子又ハ奴僕或ハ雇人ナドニハタラカセテ、クラスヤウニ後ニハナルコトナリ、コレラノ類スキト國家ノ益ニナラヌノミナラズ、畢竟世俗ニイヘル閻婆フサゲ、又ハ穀ツブシト云モノニテ、コレ亦遊民ニヒトシク國家ノ蠹賊トナルコトナリ、サレバ此類一切上ヨリ禁斷アリテ、ソノ上ニ正シキ學問ノスジヲ以テ、義理ヲシラセン仕法アラバ、風俗ノ補トナルコト疑ナシ、但世ノ物シリガホスル文字ヲ讀ム輩、コノ禁アルコトヲキカバ、甚固陋鄙陰ノコトヽシテ種々ノ說ヲナシテ、何ホドカ誹リ笑フベシ、志アル人君宰相コレヲカヘリミズシテ斷然ト行ヒナバ、眞ニ古今ノ豪傑ト云ベシ、サテ町人職人ナドハ農民ト少シ別ナル子細アリテ、一概ニイヒ難ケレドモ、大抵商人ニテ漢字ヲシラネバナラヌモノハ、藥店書林バカリナリ、職人ニテ漢字ヲアツカフモノハ、印判、彫板、木彫、石切ナドノ類ナリ、何レモ今ノ所謂學問ト云ホドノコトハイラヌモノニテ、コレヲ禁ズルトモ深ク害ニハナラズ、サレドモ學問ノ爲ニ本業ヲ厭ヒ薄ンズル心モ農民ヨリハ薄キモノナレバ、一等深ク撮當スルマデモナク、ヤハリ茶湯、誹諧ナドノ通ニ禁ジテヨカルベシ、何レモソノ國ソノ所ノ風義ニヨリテ差畧アリテヨシ。

○學校ノ制度ヲ論ズ。

學校ノ廣狹多少トソノ役人ノタテヤウ、並人數ノ多少ハソノ國ノ大小家中人數ノ多少ニヨリテ異ナ

ノ心得アルベキコト勿論ナレドモ、ソノ内ニ農民ノ類ニ至リテハ、今ノ所謂學問ト云モノニ立入ルコト、タヾ無益ノミナラズ、甚害アルコト多ケレバ、コレハ上タル人ヨリ撮當アルベキコトニテ、スキト禁斷シテクルシカラズ、イカニトナレバ今ノ所謂學問ト云ハ、机ノ上ニヨリカヽリテ書ヲヨムヤウナルコトバカリヲ事トスルユヘ、誠ノ義理ハシメストモ、何カケダカキコトノヤウニ思ハルヽユヘ、義理シラヌモノハ、側ヨリモ羨ミ思フ心モアリ、ソレ故ソノ本業トスル泥ニ足ヲフミコミテ、三伏極熱ノ日ニテラレ、背ヲサラシテ、田ノ草ヲトリ、寒風ヲシノギ、薪ヲ背負フテ雪フミ分ルヤウナルツラキコトハイトヾシク厭フベキニ、別シテノガレタキ心ニナリ、本業ノ妨トナルコト少々ナラズ、又少シク古事ヲ覺ヘ、或ハ道理ノ片ハシヲキヽシルト、深ク義理シラヌ心ヨリハ却テ自負スル心アリテ、朋輩ヲモ輕ンジ目上ニ立ツモノヲモ恐ルヽ心少ク、國政又ハ役人ノ取扱ナドヲモ、妄ニ是ノ非ノト論ズルヤウニナリテ、殊ニ役人文盲ナレバ、何事モ容易ニ差圖モナラズ、サシヅシテモ不服ナルコト多ク、甚ダアツカヒニクキヤウニナルコト、目今ノ世界ニ甚多キコトニテ、昔秦ノ始皇ノ天下ノ書ヲ焚キ棄シモカヤウノコトヨリ起リタレバ、和漢古今同轍ノコトナリ、又碁、將棋、茶湯、誹諧ノ如キハ、家業ヲ怠リテソレノミヲ仕事トスレバ、父兄朋友ヨリモソレ〳〵ノ撮當スレドモ、學問ハ善事ト云コトニナリヲレバ一言モ撮當ナラズ、タトヘ一言ノ撮當アリトモ其人モ却テ何シラヌ文盲ユヘニ、左ハ云ヅト輕ンジアナドリテ用ヒズ、サレバ遊藝ヲ事トスル者ヨリハ親族朋輩ヨリモ扱ヒニクキ勢アリテ、

古昔小學ノ敎ハ、洒掃、應對、禮樂、射御書、數ナド云ケ條アレドモ、今ノ百姓町人ニハマヅアラ〳〵ノ道理分リヲ合點サスルガ急務ナリ、漢ノ世ニ孝弟力田ト云名目アリテコレヲツトメ、ハゲマスト云コトアリ、至極切近ナルケ條ニテ聖代ノ意ヲ失ハザル敎ヘ方ナリ、サテ全體ノ政事ヨロシクテ、ソノ上ニモ右ノ敎ヘ方モトヾキタラバ、數年ノ後ハ信仰スル者モ多ク出來テ此度ノ休日ニハコヽニ集リ、此ノ次ノ休日ニハ何方ニ集マルナド、面々ヨリ願ヒ出ルヤウモナルベシ、又ソノ上ヲ數十年ノ功ヲミタラバ漸々ニ風俗立上リ、皆々云ヒ合セテ學校ノ如キモノヲ取立ルナド云ヤウニモナルベシ、ソノ時ニ乘ジテ上ヨリモソレ〳〵ノ手入世話アラバ、古昔三代ノ盛ナル世ニクラブルホドニモナラルヽコトアルベシ、三代ニクラブル世ニナルナドヽ云コト誠ニ世ヲ隔テ世俗ノイヘル龍宮城ヤ、又ハ極樂世界ナド云モ同樣ニ思ハルレドモ、治而敎レ之ト云道サヘ皆ヨク行トヾキタラバ三十年五十年ニモナルベキコト疑ナキコトナリ、況ヤソレヨリ以下ノ段ニ至ルコトハ、三年五年十年二十年ヲ限トシテ效ヲ見ルコト少シモ疑フベキコトナシ、惜ムラクハ、奮然トシテコレヲ行フ人君宰相ナキノミナリ。

〇今世ノ所謂學問ト云モノ百姓町人ナドニハ堅ク禁ズベキコトヲ論ズ。

今ノ世ニ學問ト唱フル者種々アレドモ、多クハ風流、物ズキノ類ニテ、眞ニ義理ヲ心得テ、目今ノ身ノ守トシ、家事アツカヒノ益ニモナルベキ仕法ヲ心得タル者ハ甚希ナルコト、委曲別條ニ論ズル通ナリ、サレバ畢竟無益ノコトニテ、碁、將棋、茶湯、誹諧モ同ジコトナレバ、貴賤ニ拘ハラズ、ソレ〳〵

ラ〳〵ニモ、スジノワカリテ、人々カネテアマリ輕ンジ賤シミモゼス、嫉ミキラフコトモ多カラザルヤフナル人ヲ擇ビテ、其役ニ申付、並百姓上座、並町人上座ト定メ、一年ノ内何カ時節ニヨリテ人ノ集ル所ニユキ合セテ異見添心ノヤウニツブ〳〵ニ云キカセ、事ニヨリテハ相談問答ヲモイタスベシ、カヤフノコト其所ノ昏禮、喪禮、法事又ハ神事祭禮ナドノ集會、或ハ夫役トテ、普請場ニ毎日出ル休息ノ間、或ハ上納トテ藏場ニ來リテ待チ合スルナドノ類ニ、半時カ又ハ小半時ヅヽニ一段ヅヽノ物語ハナルコトナリ、面々自分用事ノ問答談合ト思ヘバ半時ホドヅヽ隙取ルコトハ深ク迷惑ニモナラズ、妨ニモナルマジ、但コレハ役儀ノツトメト相互ニ心得ルヤウニテハ、半時ハサシヲキ、小半時以下ニテモ行ハレヌコトナリ、勿論一両月ニ一二度、一年中ニ三度五度ト云ホドノコトハ、ワザ〳〵ヨビ集ルトモ、サホド妨ニナラザル仕法モアルベシ、此等ノコトハトカク上ヨリ强テ法ヲ定メヲカズ、何レトモ通屈ナルヤフニシテ、大勢ノ面々ノ勝手ヨキト云ヲ用ヒテ、少シヅヽノ酬酌ヲ加フベシ、サテ又老分ノスジ、ワカリタル者モ絕テナキ所ハ、遠方ヨリワザ〳〵役ニ申付テ遣スナド云マデモナク、少々モ早ク合點ノユクベキヤウナル者ヲ見立テヽヨク道理ヲ心得タル學者ノ手元ニテ、耳近ク云ヒキカスベシ、二月、三月、五月、半年ヲ過ギズシテ用ニ立ベシ、數年如レ此行ヒタラバ、多キ内ニハ深ク義理ヲ合點スル者モ出ベシ、サレバソノ人ニ事カクコトハ初年暫時ノ間バカリナルベシ、サテソノ云ヒキカスル肝要ノ主意ハ、親メウヘヲヨクアツカヒ、家業ノコトヲ出精スベキト敎ユベシ、別條ニモ論ズル通リ、

法度ニモレタル時ニ、刑罰ヲ加ヘルト云コトノミアルハ、猫犬ノ盜ミ食ヒヲ制スルト同ジコトニテ心ノ底ヨリ懲リヌ内ハ、惡事ヲスルコト必ナクテカナハズ、サレバ博奕ヲ犯シ不義ヲ犯シ、又ハ飲酒遊樂ニ耽リテ家業ヲツトメズ、或ハ僞ヲ事トシ或ハ分外ノ榮耀ヲ事トスル類ノ者ヲヨク穿鑿シテ見タラバ、一村ニモ十人ヨリ上、一町ニモ十人ヨリナキト云ホドヅヽアルベキナリ、モシ一村ニ一兩人、一町ニ一兩人ト云ホドノ國所ナラ誠ニ風俗政事ノヨロシキ所ト云モノニテ、今、日本ノ諸國ニ多クハアルマジキナリ、サテソレホドノ多キ中ニハ、必ソノ上ヲマシテ、甚シキモノアルハヅユヘ、タマ〳〵ニハ盜賊人殺シナドモ出來、又長キ年月ノ中ニハ親殺シ、夫殺シナド云モアルコトアルヤウニナルコトナリ、コレミナソノ根元ハ敎ナクシテ義理シラヌ故出來ルコトナリ、殊ニ無益ノ事ヲ行ヒ身ノ爲、家ノ爲ニモナラヌコト骨ノヲル類ノコトハ、スジキヨキ生レツキノ人ニテモシラズシラズニスル事、何ホドモアルナレバ、ゼヒ敎ト云モノナクテカナハヌコトナリ、サテソノ敎ルト云ニ經書ヲヨマセ講釋ヲキカスルナド云ハ以ノ外ノ迂遠ナルコトナリ、モシ講談ナラバ今ノ道二家ノ所爲ノ如ク俗話ニ事ヨセテ、古今ノ物語トスベシ、又ハ淨土ノ僧ノ談議ノ如クスルモヨシ、サレドモ何レニシテモ講談ナドハ人々ノ心ニシミコミヤウニウトキコトアリ、コレハ一槪ニハ云ヒ難ケレバ、ソノ國、ソノ所トニヨリテ工夫アルベシ、又百姓ナドニワザ〳〵一所ニ會集サスルコト隙ヲ費シ足ヲ勞シテ迷惑トナリ、妨トナルコト多シ、勘辨アルベシ、姑ク一端ヲ云ハンニ、タトヘバ一町一村ノ內ニテ、老分ノ者ノ內少シア

ナリ、此段クハシキコトハ別條ニ論ズ。

○國中百姓町人マデモ敎ルト云世話ナクテハナラヌコトヲ論ズ。

ワガ邦古今トモニ學校ヲ立テヽ人ヲ敎ルト云コト多クハ、一家中ノ諸士、知行、扶持切米ナド受ル者バカリニ行ワタリテ、百姓町人ソノ外スベテノ輕キ者ニ至リテハ、スキトカマヒナクヲクコト、誠ニ餘義ナキワケモアルナリ、イカニトナレバ、根元ヨリ學問ナド云ハ書ヲ讀ミ才藝ヲ覺ヘルコトバカリヲ主意トスル故ニ、輕キ者ニハナクテモ事スムト思フワケモアリ、又オノヅカラ行屆カヌルワケモアリ、又學問サセテ却テ國家ノ政事ニ妨ニナルワケモ有、何レモ一理ヅヽアルコトニテ甚尤至極ナルコトナリ、サレドモコレハ根元ヨリ學問ト云モノヽ心得アシキヨリノコトニテ、畢竟大ナル誤コノ上ナキコトナリ、マヅ根本ノ大道理ト今日世界ノアリサマトヲ見テヨク〳〵考ヘ見ルベシ、下賤ノ者トテモ敎ナクテハ決シテハスマヌコト、前ニモイヘルオサナキ小兒ニ早ク奔レバ、ツマヅイテ轉スノ、アマリ食フテハ腹ガ痛ムト云類ハ必云テキカセネバ、カナハヌヤウナルモノニテ根本ノ大道理カラ見ル時ハ、百姓町人ハ云ニ及バズ、乞食非人モ人類ナリ、既ニ人ナレバ皆々牛馬、猫犬ヲアツカウヤツニバカリハナラヌコトナリ、今ノ世ニ物成運上ヲ取タテ、又ハ夫役、傳馬等ニ追ヒ使フ間ニサヘ合ヘバ、スキト義理トヲシラセル世話ナキハ、牛馬猫犬ヲアツカフモツマリハ同ジコトナリ、ニガニガシキコトナリ、又今日世界ノアリサマヲヨク〳〵考ヘテ見ルニ、敎ルト云コトナクテ、タヾ惡事ヲシテ

ナリ、射ハ弓術ヲ云、御ハ車ヲツカフノ法ニテ、日本ニテハ馬術ヲ以テコレニアツレドモ、車ヲツカフコト多クハ人ノ爲ニツカハレテ、ハタラクコト故、少シ別ナリ、書ハ文字ノ意味ヲ合點シテ、ソレ〳〵ニ用ルコトヲ云ユヘ、今運筆ヲ以テコレニアツレドモ、コレ亦少シク別ナリ、數ハ算法ナリ、サテ此三ケ條トモニ皆人間界ニナクテナラヌモノニテ、其ノ内ニテ德ト行トハ本ナリ、藝ハ末ナリ、本ハ甚重ク末ハ輕シ、又德ト行トヲクラベテ論ズレバ、德ハ甚貴クシテ得難ク、行ハ稍易クシテツトメラルヽニナリ、ソレ故ニ六德ヲ得ザル者ニ刑罰ハナクテ、六行ニ相反スル者ハ必ソレ〳〵ノ刑罰アリ、コレ六行ノケ條ハ人々イカホド庸愚ノ性質ニテモ必ツトメズシテハカナハヌ故ノコトナリ、サレバ今日ニテモ敎ヲ立ルノ法ハ、此三ケ條ニヨリテ通屆シテ、ソノ内別シテ此六行ト云モノヲ重ク引立テ、敎ヲ施シ、幷ニ賞罰等ノ法モ別シテ嚴ニスベシ、經書ヲ講ジ、又ハ議論討究スルニモマヅコレヲ第一ノ急トシテ、ヒタモノ人々ニイヒテキカスベキコトナリ、勿論タヾ書物ノ字面ノ上ニテ、問答スルノミニテハ、終ニハ國ニ出デヽ耳ニ入ルノミニナリテ、心ニキリ付身ニ引ツケテ、目今朝夕ノ益トナルコト遠キユヘ、イカニモソノ人々ノアリノマヽノ分上ニツヒテ議論講索スルヤウニ、師タル者モ朋友タル者モ、心ガクベキコトナリ、サテ一國ノ人々ニ、如此ニ敎ル時ハ十年七年ヲ過ズシテ風俗一段二段モ推移ルベキコト疑ナシ、シカルニ如此ニ敎ルニハ今諸國ニアル學校ノ制度ニテハ速ニハ行ハレ難キコトアリ、志アル人ハヨク〳〵工夫アリテ、古ノ聖人ノ立テ玉ヒシ法ノ意ヲ酌取リテ行フベキコト

語文字ノ末ノミヲ重ンズル時ハ、所謂訓詁ノ學ニ流レテ、國家ニ實益アルコト絕テナシ、天下ノ人ヲ敎ヘテ自然ニ風俗ヲ正シクシ、國家ニ實益アルベキハ周禮三物ノ敎ナリ、周禮ノ法ハ周公成王ナドノ時ノコトニシテ、今ニ至リテハ數千歲ヲヘダテタル昔ナリ、殊ニ吾日本トハ土地風俗モトヨリ遙ニ格別ナレドモ、ヤハリ今日ノ日本國ニ何方ニテモ手本トスベキコトハ、カハルコトナシ、マヅ三物ト云ハ三ケ條ノコトニテ、ソノ一條ハ六德ト云、知仁聖義忠和ナリ、ソノ一ハ六行ト云、孝友睦婣任恤ナリ、ソノ一ハ六藝ト云、禮樂射御書數ナリ、知トハ義理スジノワカリテヲルヲ云、忠孝仁義ノスジニツヒテ、ソレ〳〵ノ委曲ノワケヲ心得テ明ナルヲ云、今世人ノ珍重スル物シリ、事シリノコトヲ云ニアラズ、サレドモ義理スジニツキタルコトハ、古今ノ事モシリテオルベシ、仁トハ親切深クテアワレミ勘辨アルヲ云、聖トハ物事ノ上ニ工夫考ヘノトヲルヲ云、知ト同ジヤフナルコトニテ、知ノ底ニウツルヲ云、義トハ律義ニ守リテ義理ヲ堅固ニトヲスヲ云、忠トハ實義厚クトリカザリナク表裏ナキヲ云、和トハ柔和ニスナヲニシテ人ニサカヒモトラヌヲ云、孝ハ親ニヨク事ヘルコト、友ハ兄弟ノシタシク睦マジキコト、睦ハ親類ニムツマジキコト、婣ハ緣類ニムツマジキコト、任ハ賴ミ甲斐アリテ人ノチカラダヨリニナルベキ行狀ヲ云、義ノ德ニ本ヅク行ナリ、恤ハ人ヲアハレミ惠ミテ貧窮孤弱ナドヲスクヒ助ケルヲ云、仁德ニ本ヅク行狀ナリ、禮ハ小笠原ノ法式ノ如シ、樂ハ面白ク組立ヲシテ、義理ノタノシミニナルベキワザヲ云、謠、淨瑠璃、三絃、大皷ナドノ類ナレドモ、ソノ制作ノ主意ハ大ニ殊

向フ者ハソノマヽニテユク時ハ品川ヲ經テ段々ニ京マデモユキ、北ニ向フ者ハソノマヽニテ行ク時ハ千住ヲ過テ段々ニ松前マデモユクヤウニチガフト同ジコトナリ、サレバ千住品川トマデユカヌサキヨリ、京ヨリモサキ、松前ヨリモ奥ト云コトヨクシラルヽコトナリ、故ニ實意ニ出デズシテ名聞ヲ以テ學問ヲ取立ルコトハ、甚國家ニ大害アリテ、ソノセハナク、スキト打ステヲキテ、皆々文盲ニナリテオルヨリモ甚シケレバ、コノ分別ヲ大切ニシテ、ウロンナキヤウニスベキコトナリ。

〇敎ヲ立ルノ法今ノ諸國ノ學校ノ如クニテハ風俗ノ補トナルベキ益少キコトヲ論ズ。

今ノ世何方ニテモ學校ノ敎ト云ハ多クハ經書ヲ講解シテ、コレヲキカシメ、諸生ノ高下ヲ論ズルニモ、ソノ解ヲ得テ自ラ詞ニノベ筆ニアラハス所ヲ以テ、ソノ淺深ヲ試ミ、或ハ詩作文章等ノ工拙ヲ論ジ、或ハ諸禮算法、又ハ弓馬刀槍等ノ藝ヲ敎ルモアリ、何レモソレ〳〵ノ用アルコトニテ、モトヨリ全ク非トスベキニハアラネドモ、マヅソレヨリモ肝要ニシテ急トスベキコトアリ、コヽヲ心得ネバ敎ノ益ハ淺キコトナリ、イカニトナレバ學問ノ道マヅ第一ニ義理ノ智慧ヲヒラキテ、實行ノ基トスベキコトヽ、タトヘバ暗夜ニ提燈ヲ先ニタテヽ、ツマヅキ仆レズシテ行クコトヲ求ルト同ジ意ナリ、サテソノ義理ノ智慧ヲヒラクト云ニハ、讀書講學ヲ先トスベキコト古人ノ説モ歴々タルコトナレバ、經書講釋ナド勿論肝要ナルコトナレドモ、タヾコノ一節ヲ以テ學問淺深ノ段ヲ定ルコト畢竟一偏ノ説ニテ、聖賢學術ノ全キヲ得ズ、殊ニソノ師トナリテコレヲ講釋スルモノ、聖賢ノ眞意ヲ得ズシテ、タヾソノ言

テモ堪忍ガナラヌ故ニ、身ヲステヽコレヲ討果スモ同ジコトナリ、コレ皆實意ヨリ出テスルコトユヘ何事ニテモ此心入ニテユク時ハ、君ニ事ヘテハ忠臣ニナリ、親ニ事ヘテハ孝子ニナリ、諸事仁義ノスジニヲモムクコトヽナルナリ、モシ根元ヨリ實意ナクシテスルワザハ、タトヘバ傾城ノ客ヲモテナスニ、ソノ極意ノ處ガ、金サヘ取レバ客ノ身ノ上ユク末ノドウアロウト云ニカマハヌト同ジコトニテ、ソレヲタノミニ思フ人ハ身ヲ亡シ、家ヲモ覆スニ至ルベシ、國家ノコトモヤハリ如レ此ニテ、ソレモ弓矢ノ世界ニナリテハジメテウラギリ返リ忠ヲスルノ、未練ノハタラキヲスルノト云バカリニテナク、何ゴトナキ今ノ平日ニモ、眞心カラ精魂イレテ、國ノ爲、君ノ爲、心ヲツクシ、身ヲイルヽコトナキユヘ、タヾ目前ノ首尾ノミヲ考ヘテ、ワガ勝手ニマワル事ノミ實ニソノ力ヲ用ルコト多シ、弓矢ノ世界ナドニ至リテハ、尙以テ言語道斷ノコトヾモ思ヒヤルベシ、コレ根元ヨリ實心ナキユヘトシルベシ、ワガ内ノ女ナレバ、朝夕ソノ夫ヘノツトメハ傾城ノキゲンヲトルヤウニナク、夫ノキニハイラズトモ夫ノ爲ニナルコトハ、眞實カラ身ヲイレ、ミヅシラヌカゲナレバトテソノ不爲ニナルコトハスル心ナキト、クラベテ見ルベシ、神道ニ正直ヲ本トシテ祈ラズトテモ神ヤ守ラント云モ、亦聖人ノ人道ヲ盡シテ天道ニ至ルト云モ、只コノ正直ニシテ、僞ナキノ至極シタルナリ、シカルヲ僞ヲ以テ導クトキハコレニ相反スルユヘ、白人ノ眼ニハ大ナル差別ナキヤウニミヘテモ、具眼ノ者ヨリコレヲ見レバ、天地雲泥ノ違ナリ、タトヘバ江戸日本橋ノ正中ニ立ツテ南ニ向フト、北ニ向フト差別アルト同ジ、南ニ

ヲノコスコトニテ、心アル人ハ堅ク禁ズルコト今ノ切支丹ヲ恐ルヽガ如クナルベシ、サテ名聞ヲ求ル心ヨリ出ルトイヘドモ、何ニモセヨ善事ヲ行フテ、惡事ヲセヌト云モノナレバ、大害ニナルベシトハ思ハレヌヤウナレドモ、ソレハ誠ニ白人ノ暗キ了簡故ノコトニテ、コヽガ合點ガイキカヌルユヘ、古モ今モ學術ニ誤モ多ク、治道モ誠ノ治道ニナリカヌルコトナリ、サテ名聞ヲ求ル心ヨリ出ルノ大害トナルト云ニ、ヨク〳〵合點ノユクコトハ、深ク義理ニ心得アリテ、世情物態ニモヨク老練セネバ骨ニ徹シテ切支丹ヲヨケルヤウニ思ヒ、又ハ砒霜斑猫ノ毒、狼、病犬ナドヲ恐ルヽヤウニハ思ハレヌコトナレドモ、何レニモソノ甚ヨロシカラザルト云大畧ハ誰ニモシラルヽコトナリ、イカニトナレバ、名聞ト云モノハ表ヲカザリ、人目人聞ヲツクロヒ、總ジテ人ニヨキト思ハルヽコトヲ主意トスルコトナリ、サレバソノカザリツクロヒ、人ヲ相手ニヨキコトヲスルト云ハ、見ル者モナク、キク者モナク、コレヲ珍重スル人モナケレバ、ツトムル心ノナキユヘ、畢竟僞ト云モノナリ、シカルヲ名聞ヲ以テ引立レバ、上下一統ノ人心ヲ引立テ自然ニ僞ニヲモムカスル故、大害トナルコトナリ、總ジテ實意ヨリ出テスルコトハ、人目人聞ニカマハズ、タヾワガ本心ノヤマレヌ義理ヲツトムルマデノコトニテ、カユキ所ヲカクガ如ク、痛ム所ヲ撫ルガ如シ、又空腹ノ時ニ食事ヲシ、渴キタル時咽ヲウルホスモ同ジコトナリ、人ノ見ル、見ザル、聞ク、キカザルナドニハ、スキトカマハズ、タヾワガ本意ヲ達スルマデノコトニテ、タトヘバ親ノ仇ヲウツト云ガ、世ノ人ヨリアツパレト賞美セラルヽコトヲ念願スルデハナク、如何トシ

諛面從シテ出世ヲムサボリ、君ノ欲ニ從フテ國家人民ノ害ニナルコトナドハ命ニカヘテモナラヌモノト覺ヘ、ソノ外父トナリテハソレ〳〵ノ子ヲ敎ヘネバナラズ、子トナリテハ、カリソニモ親ヲソマツニナラヌモノト心得テ、面々ノ心ノ底カラ及バヌマデモミガキ立ル心ニナリテ、兄弟夫婦ノ間ニテモ、同役朋輩ノ交リニテモ、スベテ年中諸式ノ事ヨリ、人ノ一生ノコトガ、右ノ通リノ合點ニナルユヘ、ソノ心ガケノ註文通、ニハカニ仁義忠孝ノ道ガ全クハナラヌトモ何レニモ義理ノスマジキコトハ役人ノ撮當ガナクトモ、又ハ面々ノ不勝手ニナルトモ、眞ニ耻カシキ心カラセラレヌヤウニナル時ハ、上ノ禁令ハサマデ嚴密ニ行ト〻カズトモ、自然ニ要ヲスル者ハ少クナリ、長キ月日ニハ段々ニヨキコトニ功者ニナリテ、多キ人々皆善道ニス丶ムヤウニナリ、後ニハ全體ノ風俗トナリテ、善人多クナルコトナリ、シカルニ今世ノ人ヨリコノ主意ヲ合點セヌユヘ、學校ヲ立ルニモ義理ヲバ第二トシテ、タ〻物シリ、事シリ、調法モノニ家中ヲ仕立タキト云ヨリ、世話スル者多シ、コレ前ノ義理ヲシラセタキト云主意トサマデ大ナル違モナキヤウナレドモ、ソノ實ハ雲泥天淵ノ違ナリ、殊ニセメテハ實意ヨリ出テ調法モノニ仕立ントスルハ、ソノ害アリトイヘドモ猶淺シ、古人又ハ近世ニテモ、實厚ク世ヲ恵ム心ヨリ學問ノ世話スル輩、多クハ右ノ調法者ヲ仕出スコトニテ、武家ノ家業ニ合セテ、文武兼備ナド心得ヲルナドガ即コレナリ、シカルニ近世ニ至リテハ、ソノ調法者ヲ仕立ルモ、名聞ヲ求ル心ヨリ出テ、引立ルコト多シ、カヤフノ者ハ國家ノ大害トナルコト、タ〻目今ノミナラズ、百千年ノ後マデモ患

近年諸國ニテ學校ヲ立テヽ其士民ヲ敎ヘ導クコト、彼方此方ニ多クキコユ、是御當代御治世久シキニヨリ、文運段々ニヒラケタルトヤ云ベキ、誠ニメデタキコトナリ、サレドモ眞ニ古聖人ノ民ヲ敎ヘ導キ玉フ意ヲ得テ、ソノ法制モ備リ、風俗ノ補トナリ、國家ニ大益アルベキト思ハルホドニアルハ誠ニ希ナルニヤ、未コレヲ聞カズ、備前岡山ノ學校ハ政治ノ助トナルコトモ多カルベキカ、サレドモ大成全備ニハ至ラズ、勿論何レノ學校ニテモ大ニ行ハレテ風俗ノ助トナルコトハソノ人君宰相ニヨルコトニテ、法制バカリニアヅカラヌコトナリ、且別條ニモ論ズルトホリ、スベテ國家ヲ治ル大綱張ハ、コレヲ治メテ衣食ヲ足ラシムルト、コレヲ敎ヘテ忠孝仁義ノ道ヲシラシムルトノ、二スジニ限ルコトニテ、ソノ敎ルト云一スジハ學校ガ專要ナレバ、大切コノ上モナキコトナリ、總ジテ學校ノ數ハ一國ノ君臣上下ミナ〳〵コレヲ手本トシテ、面々平日ノ所行ハ云ニ及バズ、人々終身ノ心入マデヲ引カヘテ、シラズ〳〵自然ニ一統ノ風俗トナリテ、國家ノ强ミトナルベキモノニテ、ソノ肝要ノ主意ト云ハ人々ニ皆義理ト云モノヲシラセタキガ爲ナリ、義理ヲヨクシラネバサマ〴〵ノ欲心勝手ノミヲ覺ヘテ、後ニハ終ニ人面ニテ、獸心トモナルコトユヘ、ソレヲ恐ルヽカラノ世話ナリ、孟子ニイヘル、皆所ニ以明ニ人倫ー也ト云モ、詞ハチガウヤウナレドモヤハリ此事ナリ、義理ト云モノヲヨク心得レバ、人君トナリテハカリニモ、下ヲムゴクスルコトナラヌモノ、高位ニヲリ大祿ヲ受テワガ身ノ安樂バカリヲウレシガリテハスマヌ事ヲ覺ヘ、人臣トナリテハ、カリニモ國家ノクヒタヲシニナリテハナラズ、殊ニ阿

移ニツレネバナラヌ勢アリテ、シノギ難キ所ヲ上ヨリソレ〳〵ノ禁法アレバ、ソレヲ杖ニツキテ世ニツレヌヤウニナルコトモ出來ルコトニテ、ソレハマヅ敎ト云モノアリテ、義理ヲシル故ノコトナリ、コヽニ甚曲折アルコトニテ、奢ノアシキト云ヲシリテモ、ワレ獨、世俗ノソシリ思フコトヲカヘリミズニ、質素ヲ守者ハ豪傑ト云ベキ人ニテ世ニ多カラズ、百人ノ中九十餘人マデハアシキト云ヲシリテモ世俗ノ面目ヲ考ルユヘニ、自然ニ世ニツレルコトナリ、其シリテオル下地アル所ヘ、上ノ撮當アレバソノ禁令ヲ杖ニツキテヨク奢ヲヤメテ、質素ニスルコトナルナリ、シカルヲモトヨリ義理シラヌ者ハ根元ヨリ奢ノアシキト云ヲ心得ヌユヘ、ワガ力サヘ及ブベクバ下賤ノ身ニテモ、大名高貴ノマネヲモスルホドノ心ナレバ、上ノ禁令アリトイヘドモ、タヾイヒワケノタツヤウニシテ罪ヲノガレ、咎ヲヨケルコトバカリヲ考ヘ、何ホド撮當ヤカマシクトモ、內證ノ實ノ奢ハヤムコトナシ、ソレユヘ目前ノ奢ニウカサレテ、後々ノ窮迫ヲ考ヘル隙モナク、又ハ後ノツマラヌコトハシリツヽモ、マヅ鼻ノ先ノミヲ心ヨク取カザリシテ、スベテ永久ノ備ハセザルコトユヘ、終ニハ衣食ノ源トスベキモノモ乏シクナリテ、飢寒ニセマルニ至ルコト、今世一天下ノアリサマ、十ニ九マデハ如此ナリ、コレ既ニ富ミ榮ル者モ敎ナク義理シラヌユヘニ、ソノ富ヲ失フニ窮迫ニ至ルコトナレバ、今ノ急務ハ却テ敎ヘテ、富ヲ失ハヌニアルコトナリ。

○國中學問ノ世話スルニ格別ノ心得アルベキコトヲ論ズ。

ンゼス、ソノ實ハ聖賢ノ眞意ヲ得ザルヨリノコトナリ、又迂濶ト思フ者ハモトヨリ淺俗ノ見ニシテ、共ニ論ズルニタラズト云ホドノコトナリ、我邦ニテ古ヨリ聖賢ノ書ヲヨム者多シトイヘドモ、タヾ聞見ノ知ヲ長ズルノミニテ、大略モソノ心ヲ得タル人ハ甚稀ナリ、殊ニ當世ノ事情ニ通達シテ治術ノ間ニ至リテモ聖賢ノ意ヲ失ハザルト云者ハ、又ソノ内ニテモ甚希ナルコトナリ、教ヲ以テ急トスルノ説ハ、近世細井平洲翁ハジメテ、コノ論アリ、如此ノ説ソノ辭ニ拘ラズシテ、ヨクソノ意ニ達スルトヤ云ベキ、ソノ故イカニトナレバ前ニモイヘル如ク、クハヌトモ學問セヨ、死スルトモ盜ハセマジト云、學者面々自己ノ心ガケニテ、上下一統ノ人々ニヲシナベテ、皆カクアルベシトハ望ヲカケラレヌコトユヘ、マヅ治ルト云コトアリ、一統ノ輩ニ父母妻子ヲ養ヒ衣食ニ不自由ナク、心ヨク年ヲ送ルヤウニシムケル手段ソレ〳〵ニ行トヾキテ、サテソノ後ニ敎ヘテ義理ヲシラセルト云コトヲ施スコト餘義モナキ手ツヾキノ次第ナリ、シカルニ今世ハ昇平久シク打ツヾキ、何レノ國モ多クハ衣食ニ不自由ナク、ソノ上ヲ榮華ニ長ジテ、奢ヲ事トスル故ニ却テ衣食ニモ行アタルホドニナリ、父母妻子ノ養モトヾキカヌルヤウニナルコトナレバ、奢サヘ禁ジテ面々ノ分ヲ守ルホドナレバ、タトヒ貧シトイヘドモ必飢ヘ、寒ユルニ至ラヌコトナリ、サレバソノ榮華ヲオサヘテ、面々ノ分ヲ守ルコトハタヾ上ヨリノ法度禁令バカリニテハ中々トヾカヌコトナリ、面々ノ心ノ底カラ出來テ世ニツレテ奢ルコトハセマジキコト丶、心得分ニ過タル榮耀ハ却テ耻カシキコト丶云ヲシリテ、サテソノ上ニモドウアリテモ世ノ中ノ

モナルコト自然ノ勢ナリ、コレソノ本根ヲ論ズレバ皆教ナクシテ人々義理ヲ深クシラズ、非道不義ヲ恥ル心淺クテ、タヾ肉身ノ勝手ノミガ増長スル故ノコトナリ、サレバ教ト云モノハ衰弱ノ身補藥ヲ用ルト同ジ事ニテ、目前顯然タルシルシノミヘヌヤウニテモ、國家長久ノ補トナルコト、少々體ノコトデナシ、世ニ所謂武運長久ヲ祈ルト云モ、護摩修行ノ眞言密法ノト云ヨリハ、スジヨキ教コソ端的ナルコト、コノ上ナキトシルベシ。

○今世ノ政ハマヅ人ヲ教ルガ却テ急務ニナル所以ヲ論ズ。

昔ヨリ治メ而後教ルト云コト治國平天下ノ定法ニテ、一統ノ人ヲアツカフハ、第一ニハ父母妻子ノ衣食等モ、分相應ニナルベキホドニアテガフテ、サテソノ忠孝、仁義ノ道ヲ教ルコトニテ、クハズトモ學問ヲハゲミ、死スルトモ盗ハセマジト云ハ學者自己ノ立レ志ヲウヘノコトニテ、ヨシナベテ上下一統ヲアツカフ法ニハナラヌコト古ノ聖賢君子ノ格言歴々トシテ教フルニ暇アラズ、スベテ國家ヲ治ルノ大要此二端ヨリ外ナキコト、和漢古今ノ差別ナク、萬古欽定ノ法ナルコト、委曲別條ニ論ズルガ如シ、サテソノ内ニ、今ノ國家ヲ治ル者十ニ八九ハ教ルト云ガ、却テ肝要ノ急務ナリ、コレ古來治而後教ルノ説トチガフヤフニアル故、時勢ヲ諳鍊セズシテ拘リ滯ル學者ナドハ、スキト信用セズ、又今時平素ヨリ聖賢ノ道ヲ信ゼザル者ハ、殊ニ甚迂濶ノ論トヲボヘテ、腹ヲ抱ヘテ笑フホドニ思フナリ、コレ何レモ尤至極ナルコトナレドモ、拘ル者ノ信用セザルハ、古聖ノ詞ニ拘リテ、今世ノアリサマヲ諳

リ、寒ニタヘカネルホドノコトマデニナクトモ、人ナミ〳〵ノ榮耀ヲカザリタキ爲ニ、義理ヲマゲ人ヲヲシ倒シテモ財利ヲ爭フコトニナリ、官途ニアル者ハ君上役頭ヲ欺キクラマシテモ立身ヲ求メテ役料足シ高ナドヲ目ガケ或ハ宮物ヲヌスミ取リ、或ハ我役義ヲ賣物同樣ニシテ賄賂ヲ取リ入レ、或ハ役先ニテ下ヲシボリ、細民ヲ剝ギ取リ、ソノ他ハ人ニ諂フテ其利ヲムサボリ、或ハ神佛ニ事ヨセテ人ヲ欺キ、利ヲムサボリ、或ハ種々無賴不埓ノコトヲ催シテソノ財ヲ欺キ掠メ、或ハ高利、非道ノ金銀ヲ貸シテ利ヲムサボリ、或ハカリテカヘサヌコトヲ考ヘ、或ハ公事訴訟總ジテ種々難題ヲ企テ起シテ、金銀財物ヲムサボリ取ル類ヨリ、スベテ白晝ニ盜賊同樣ノ所爲ヲ耻ヂズ、一統ノ風俗右ノ如クナリユク時ハ、上ヨリ嚴刑ヲ用ヒテコレヲ禁ズルトイヘドモ、中々行トヾカズ、ソレ〳〵ノ觸レ流シ、撮當ナドアリトモ、世俗ノイヘル飯ノ上ノ蠅ヲ逐フト同ジコトニテ、トテモ行ハレヌコトユヘ、後ニハ役々ノ輩モ自然見ノガシ、聞ノガシ、シラヌ體ニセネバナラヌヤウニナルコト、今時江戸ノカクシ游女ヲ制スルガ如キサマニ何事モナリユクナリ、久シク右ノ如クナリユケバ多キ中ニハ一段二段ヅヽモ、ソノ上甚シキ者ガ出來、ソレモ後ニハ段々多クスベテ年增ニアシクナルユヘ、始ハ竊盜ノミ多カリシガ、今ハ强盜ガ多イト云フヤウニナリ、一統ノ人情風俗右ノ如クナレバ輕キ下賤ノ者バカリデナク、上下一統ニナリテ高位大祿ノ者ニモヲシ移リ、或ハ土地ヲ爭ヒ、或ハ權威ヲ爭ヒ、或ハ財利ヲ爭ヒ、或ハ美女ヲ爭フヤウナルコトニ私ノ怨ヲ抱キ、ソレヲ耻シラズ、義理シラヌ心ヨリハ終ニ弓矢ノ沙汰ト

ノ分チハ教ナクトモ合點モアリ、殊ニ世ノヒラケタル後ハ君ニ忠、親ニ孝ト云コト淨瑠璃ヲ聞、草双紙ヲヨミテモ心得ラルヽコトナレバ、格別ノ世話ナクテモスムコトヽ思フ、コレ今世ニ教ヲ重ンズル政ナキ所以ナリ、ソノ上、今、日本ノ諸國トモニ、何レモソノ先祖ヨリ鎗サキヲ以テ國ヲヒロメテ子孫ニ傳ヘクルコトナレバ、ソノ先祖ノ仕置タル跡ヲ守リテ事足ルコトニテ、今更學問ナド取立ルコト物ズキモ同ジコトニテ、サマデ急務ニナキコトヽ思ヘルモアリ、コレ亦百人ノ淺キ了簡ナリ、鎗先キニテ取ヒロメテ、今ニ繁昌スルト云ハ、タトヘバ、ツカミ合、ウチ合ノ喧嘩ニ深疵ヲ負ハズ、勝ヲフセテ身ニ恙ナク飯ヲクヒ衣物ヲ着テヲルモ同ジ、ソノマヽニテ隨分生キナガラヘバヲルベケレドモ、美食ヲ過シ放埒ノ身モチナドスレバ、終ニハ病ヲ生ジテ天分ノ壽命ヲ損スルコトナリ、ソレユヘ心アル者ハ、今ツカミ合、ウチ合ニ筋骨ヲツカフコトナリトモ、平日養生ヲモ心ガケ、又ハ少シモ病アレバ、藥ヲモ服用スルナリ、國家ノ上モソレト同ジニテ、人々ノ心ダテカラ補フテ、奢ヲ戒シメ游惰ヲハゲマスコトヲハジメ、ソレ〴〵ノ心ガケトナルコトナクテハ、メデタク繁榮シテ國運ノ長久ヲ保ツコトハナリ難キナリ、サレバ國家ヲ治ルニ教ナクトモ、間ニアフト思フハ、無病ノ者ニ養生ノハナシハイラヌト云テ、過酒、過食、過房ヲハジメスキトワガマヽニ不養生ヲスル者ニ天分ノ壽命ヲ損ゼザル者ナキト同ジ、目今國中一統ノ者ドモミナ〳〵義理ヲシラズシテ、タヾ太平ノ繁昌ヲ樂ムノミナレバ、年増シ月増シニ奢ヲ長ジ、段々ノ後ニハ上下トモニ財用ニ窮シテソレモ義理シラズ心カラハ飢ニセマ

經世談卷之六

○國中ノ人ヲ敎ルト云コトナクテハ眞ノ治平ヲ長ク保チ難キコトヲ論ズ。
學校ヲ立ルト云モノハ、國中上下一統ノ人々ニ敎ヲ施スノ法ナリ、敎ト云モノハ、天子ヨリ以下百姓町人ノ輕キ者マデモ、世ニアルホドノ人間トサヘイハル丶モノニハナクテ叶ハヌモノナリ、タトヘバ何シラヌ小兒ニモ、コレハ番椒ユヘクワヌモノ、コレハト丶サマユヘ、アタマハラレヌモノトヲシヘ、又ハ腹痛等ハ藥ヲノメノ、早ク奔リテハ倒レテ怪我スルガアヤウイノト云聞スルト同ジ事ニテ、素ヨリ人ニハ天分ノ良知ト云モノアリテ、牛馬、猫犬トハ大ニ違フトイヘドモ、早ク敎ヘザレバ開キカヌルコト多ク、ソノフサガリテオル間ニ、ハヤムマヒ物ガクヒタイノ、ウツクシヒ物ガ見タヒノ、金ガホシヒノ、美女ガホシヒノト云ヲハジメ、種々百端ノ欲ト云モノガ早クノビテ、上ニモ人ノ見ヌ間ニヌスミ取ルノ、人ヲダマシテクラマシ奪フノト云類、ソノ外色々ノ智慧ガ出テ、カネテ少々心得ヲリタル良知ノ義理ハ、ヲシ倒サレテ、ソノ甚シキニ至テハ、スキト廉耻ノ心モナクナリ、痩犬ノ集リテ食物ヲ爭フヤウニナルコトユヘ、ゼヒ〳〵敎ルト云コトアリテ、義理ヲ重ンズル心ノ早クヒラケルヤウニセネバナラヌコトナリ、白人ノ了簡ニハ人ト生レテハモトヨリ、猫犬トチガフコトユヘ、善惡

經世談卷之六目錄

リ、ソノ百人ニ一二人モ一統ノ風俗ニツレテウツルコトノミオボヘテ、思ヒキリテソレヲハヅル、ホドノ人ハ千人ニ一二人ナリ、サレバ世界ノ事ニ何事モ多勢ノ人情ニアハヌ事ハ、中々行ハレヌモノユヘ極難事トハ云ナリ、國家ヲアツカフ人ハコノ極難事ナンドモ、第一ノ緊要ト云コトヲ知リテ、タトヘバ禪僧ノ男根ヲキリステ、修行スル心ニナリテ思ヒタツベキコトナリ。

經世談卷之五終

ハレズト云バカリデナク、上下ノ諸士モ坊主山伏モ町人百姓モ皆一體ニアツカフコトニテハ益トナラヌハサシヲキテ却テ害ニナルコト多キモノニテ、此心ヨリ耻ルヤフニスルト透間ナキヤフニスルトノ二ツハ事長ケレバ別條ニ論ズ、何レニモ何ホド法ハキビシク行ハレテモ、人々ノ心ヨリ出テスルコトデナケレバ、長キ内ニハソノ法モ必破ル丶モノナリ、始ノ程ハ馴レザルコトニテ迷惑ニ思フテモ、後ニハ勝手モサホドアシカラズ、ヨク考レバ面々ノ爲ニモナルト思フ心モ出ル上ニ法ヲ立テアル故ニ、イツ〳〵マデモソノ法ハツブレヌナリ、元來奢ノ風俗ヲナヲスト云コト、今世ノ政事第一ノ緊要ノコトニテ、サテ第一ノ極難事トシルベシ、イカニトナレバ、國家亂亡ノ基、十ニ五六ハ奢ヨリオコルナリ、奢極マレバ上ハ暴虐トナリ、下ハ盜賊同樣トナルコト自然ノ勢ナリ、上ハ暴虐トナリ、下ハ盜賊同樣トナレバ上下ハナレ〳〵ニナリテ、面々ノ利勝手ヲ爭フ心バカリニナル故、安靜無事ニツヾクベキヤフナシ、コレスラ理屈ニテ考ヘテモ、少シ合點アル人ニハワカルコトナリ、又古今和漢ノ事迹ヲ以テ見ル時ハ、誰見テモ明ナルコトナリ、奢ル平家久シカラズトヤラン云モ、甚至當ノ語ト云ベシ、又目前ノ小事ヲ以テ見ル時ニ輕キ者ドモノ身代ツブル丶モ過半ハ奢ヨリ起ルコト誰々モヨクシリタルコトナリ、サル故ニ政事第一ノ緊要トハ云ナリ、サテ又ソレヲ止ムルガ極難事ト云ハ、目前甚人情ニ逆フ故ナリ、大凡世上ノ人愚ナル者ハ、必鼻ノ先ノ榮耀バカリヲ悅ブガサダマリナリ、然ルニ世ノ中ニ愚人ハ甚多シ、ソノ内婦人女子ハ皆ガ皆ト云ホド愚ナル者ニテ、少シモ心得アル人ハ百人ニ一二人ナ

ソレヲカマワネバ後ニハ法ヲ犯ス者多クナリ、ソレトモニ用捨スレバ、法ハ自然ニツブレテ行ハレズ、サレバトテ嚴ニトリアゲテ吟味スレバサヽワリ多クテ、終ニハ用捨セネバナラヌヤフニナリテ法ノツブレル基ナリ、サリナガラ全體根本ヨリ直サントニハ法バカリニテハイカヌコトニテ、人々ノ心ヨリ奢ヲ恥カシク思フヤフニスルト、人々ミヅカラ奢ヲスベキ透間ナキヤフニスルトノ二ツヲヨク〳〵吟味シテ、ソノ上ニ上タツ人ノ自ラ行フテ、ソノ後觸流シヲ嚴シク法ヲユルサヌヤフニスルコト肝要ナリ、サテ人々ノ心ヨリ奢ヲ耻カシト思フヤフニナルハ、忠孝ノスジヲヨク心得、並武備ヲハジメ、スベテ非常ノ備ヲ堅固ニスルヲ大切トスル心ヨリ出ルコトナリ、カヤフニ仕入レルコトハマヅ大圖ニモ道理ト云モノヲヨクノミコムヤフニスルコト肝要ナリ、サテソノ道理ヲノミコムヤフニスルト云コト、ナド白人又ハ俗學者ナドガキイテハ道學先生ノ定マリノ座敷論ニテ、ワルキモノト思フモノモアルベケレドモ、根ヲヨシテ深ク吟味スル時ハ、必コレガ基トシルベシ、シカルニソノ道理ヲノミコムト云コト、今ノ世ニ云學問ナドシテ、或ハ詩ヲ作リ、或ハ角ナル字ノ書物ヲヨミ、或ハ講釋會讀ナドヲシテチンプンカンノワカルコトヲ云ニハアラズ、又百姓町人モ、老人モ若イ者モミナ〳〵大學、論語ナドノ素讀カラシテ稽古サスルト云ヤフナルコトニハアラズ、勿論聖賢ノ道ヲ深クシルベキニハ、ソノ始ノイロハト云ハ四書ヤ五經ノ素讀ナドヨリ入ルコト當然ノ定法ナレドモ、ヲシナベテ國家ノ人民ヲアツカフニハ右ノヤフナル、迂遠ナルコトニテ埒アクコトデナシ、コレ馬引ヤ雲助ノヤフナル輩ガコフアツカ

金銀ヲカルニモ證文ノ受合ノ書入ノト云面倒ナルコトノミナラズ、ソレモカリル者ノ内ニハ鼻ノ先ノ相談ト丶ノフコトバカリヲ第一トシテ、後ノ都合ニハカマハズ、奸計邪曲ノ仕形ヲスルモノモ多ケレバ、其上ニモ奥印裏印立合加判ナド念ニ念ヲ入ル丶ユヘ、容易ニ辯ジカネルコトニナリテ、流通アシキノミナラズ、誰受合ニ立テ加判スル者モナキト云輩ニ至リテハ、ミル〱其處ニテツブル丶マデモ、誰一金カス人モナキヤウニナル故、暫時ノ困窮ヲモ凌ギヲ丶スベキヤウナリ、潰ニナルコト多ク、立直スベキ身上モナヲラヌモノ多キ故、マス〱世ノ中ノ困窮トナルナリ、カヤウノ風俗ニナルモ全クカミヨリシムケアシキ故ノコトニテ、コレヲナヲスノ法全クヨキ風儀ニスルコトハ一朝一夕ニハナリ難ケレドモ、法ノ施シヤフニテ一旦ニモ過半ハナヲルベキコト別條ニ論ズ。

〇奢侈ノ風俗ヲ止ル法ノ大意。

世上一統逐年華麗ニナルコトハ前ニモ論ジタル通リ、久シク無事ノ世ニナリテ、人々鼻ノ先ノ榮耀バカリヲカザル心根ニナリタル故、自然トウツリユクコトニテ、一朝一夕ノ故ニアラザレバコレヲ止ルノ法モ、一朝一夕ニハ俄ニナリ難ケレドモ、サレバトテ漸々ニ人々ノ心根ノ改マリテ、自然ト質素ニウツリユクマデヲ待ントナラバ、際限ナキコトナリ、コ丶ノ間ニ心得アルコトニテ、マヅサシアタリ端的ノ法トイヘバ第一ハ上ニタツ人ヨリ自ラ行フテ後ニ觸流シヲ嚴ニスベシ、ハジメヨリ觸流バカリヲヤカマシクシテハ、第一人情ニウツリカネテ當座々々ノイ丶ワケノ立ツヤフニバカリ立マワルユヘ、

レドモ、報フルノ心モ薄ク或ハソノ慈悲ニアマヘテ、何ホドモ無心ヲ云テクルヱヘ、惡ム者モ却テアキレルヤフニナリテ、向後ハセザルコト丶ナルヨリ流通アシク、金錢アル處ニハ山ノ如ク貯ヘテモ、容易ニ人ノ手ニワタサヌヨリナキモノハイツマデモナクテ不自由スルコトナリ、殊ニ貸借ノ一事ニ至リテハ有無相通ズルノ義ニテ、イカナル至極ノ大事ノ代トテモナクテカナハザルコトナルガ、風俗ヨロシク人々信義アツケレバこそ貯ヘタルモノ、惡ミ救フ心モ深ク、後ノ不埒ヲ疑フ心モナキ故、少シモカス事モ厭ハズ、ソレ故瞬息ノ間ニ相談ト丶ノフノミナラズ、證文ソノ外ノセンギモサマデ深ク沙汰セズトモ、萬ニ一ツモ損失ナドアルコトハナク、カリタル人モ約束ノ限月ヨリ早クカヘスコトヲ手ガラトシ、タトヒ限月ニ至リテ金子揃ヘカネテモ、外ヨリ別ニカリ受ルカ、又ハヲノレハ裸ニナリ、粥ヲス丶リテモ不苦ハセヌコトヱヘ、自然流通ヨク現在ワガ手ニ一金モナキ人ニテモ、大金ノヤリトリモ自由ニカナウコト多ク、困窮ノクルシミヲヲボヘザルナリ、風俗アシク人々信義薄ケレバ一通リノ證文ナドニテカリタル金ハ、返濟ノ限月ハ毎度延引相違ニ及ビ、アマツサヘ種々ノ故障ヲ云タテ丶無利足ニテ元金バカリヲカヘスガ極上々ノ都合ニテ、其以下ハ元ノベタ、又功金年譜ナド云々トニナリ、甚シクシテハ全ク横ニネテカヘサズ、諺ニ所謂千兩ノカハリ編笠一蓋ト云類ニテ、拂ニ立ル類ノミ多クナルナリ、ソレ故金銀貸借ノ公事訴訟年増ニ多クナリ、種々人情ヲ失ヒタルコトヾモニ至ルナリ、ソレ故有金ノ者モ何年持腐ラズトモ容易ニ人ノ手ニワタサヌモノト覺ヱル故、スキト流通アシク少分ノ

人ニハ暴虐ヲ施スヤウナルコトハ、誠ノ政事ニハ決シテナキコトニテ、コレヲ救フノ法亦ソレ〲ノアツカヘアルコト、事長ケレバ別ニ論ズベシ。

第五、風俗衰ヘ人々信義ナキヨリスベテ流通アシキトハ世上風俗厚ク人々信實ニシテ不義理ヲ耻ル心深ケレバ、亂ニ金錢ヲツカヒ拂ヒ、跡ニモ先ニモ、イカレヌヤウナコトハセザルノミナラズ、タマ〱不仕合ニテ極窮迫シテ今日モ立ツヾキカヌル者アリテモ、其一家親類、又ハ緣邊懇意ノ者ナド、タヾ見テハヲラヌ心ニナリテ或ハ助力ヲシ、又一人ニテ及ビカヌル時ハ、連中ヲ催シテ頼母子ナド云ヤウナル類ノコトヲ取立テ、ソノ中ニハサマデシタシキ交リニ非ル者モ組入テ、難義ヲ救フヤウナルコト多キコト故、再ビ取直シテ立ツヾクヤウニナラルヽ類多キモノナリ、コレハ町人百姓ノ輕キ者ノ上バカリノコトニアラズ、大名高家ノ人トイヘドモ飢饉ニ米穀ヲ贈リ、火災ニ材木ヤ竹石ナドヲミツギ助クル類、親戚又ハ隣國ニテハ何ホドモアルコトナリ、ソノ恵ヲ受タル人モソノ恩ヲ厚ク感ジ忘レザルユヘ、長キ間ニハ夫レ程ノ報恩ハ必スルコトナリ、ソレ故施ス者モ費ヲ惜ム心自然ト薄クナルベキホドハ救フ心ニナルユヘ、金錢ニ拘ハラズ、スベテ流通シテ人ノ用トナルコトナリ、世ノ風俗アシケレバ右ノヤウナル見テヲレヌ心ニナル者モ少ク、剩金銀ノ沙汰ニ至レバ、親子兄弟ノ近キ中ニテモ見ヌ體、シラヌ體ニテ過ルモアル故、今世ノ諺ニ金銀ニ親子ナシトモイヘリ、又サホドノ中ニタマ〱慈悲ブカク義理ヲシリタル者アリテ救ヘ恵ムトイヘドモ、其恵ヲ受タル者其恩ヲ感ゼザルニハアラザ

ニナリテ、一生借金ヲヌケカヌル者十人ニ五人ヨリ多クアルナリ、ソノ借金ノ利分ハ皆富人ニトラレヲ、富人ノ方ニテハ五年七年十年ノ間ニ一倍ノ富トナリ、カリルモノハ其年數ニハ自然ト益々貧シタナルヤウニナル、コレヲ今ノ世ニ利マケト云、何方モ十軒ニ六軒七軒ハ此ノ利マケニテ衰フルコトニテ、ソノ實ハ皆富人ノ爲ニ吸ヒ取ラルヽナリ、又借貸ノミナラズ、惣ジテ商買スルニモ、貧シキモノハ元手ナキ故、久シク買タクワヒ置事ナラヌユヘ、少々モ利分ガアレバ早ク賣リ拂ヒ、豪富ノ者ハイツマデモ待合セテ十分利倍ノアル時ニウリ出スユヘ、倍々ノ利益アリ、ソレノミナラズ、フリ金ナド云モノニテ出元ヨリ下直ニ買ヒ出スコトナドヲ始、商買ノ道ニソレ〳〵ノ工夫アリテ、元手サヘ多ケレバイカホドモ利倍ニナルコト、種々百端アルコトナリ、サレバ古語ニモ長袖善舞、多錢善買トイヘリ、コレ又商買ノ利潤モミナ豪富ノ者ノミ全ク取ナリ、サテ其富人モ分外ノ榮耀ヲ事トシ、又ハワル者ナドニサマ〳〵ノ事ヲ功ミテ、多クノ損失ヲウクル故算用ノトウリニ倍々ノ富ニハナラヌモノ多ケレドモ、タマ〳〵ニハ其內運ヨク又トリマワシモヨクテ、ワヅカノ年數ニ俄長者トナル者モアリ、世ハサマ〳〵ナルガナラハシナレドモ、政事ヨケレバ何ニヨラズ、如此片マハリニバカリハナラヌモノナリ、片廻リハ卽不平ナリ、不平ノ極ハ必爭ニ至リテ、爭ノ甚シキハ戰鬪ノ世トモナルコト、古今ノ歷史ナドヲミテモ、又ハ人情世態ヲツク〳〵考ヘテモ、推テシラルヽコトナリ、サレドモ右ノ如ク富人ニ吸ヒトラルヽトテコレマデカリタル金ハ返スニ及バヌナドヽ云ヤウナル貧人ニハ不義ヲヲシヘ、富

ナリテ、シラズオボエズ、誰々モソノナリニ從フテ、世ヲワタルコトニテ皆困窮ノ基ナリ。

第四、貧乏者多クナルニ從フテ、マス〳〵豪富ノ者ニ吸ヒトラル、トハ、今時大名ノ官位升進又公務トテ御普請、御火消ナドヲツトムルニハ莫大ノ金子カヽルコトニテ、領分ノ物成ハカネテスリハラヒニ間ニアフユヘ、カヤフノ時ハ必大阪ノ商人ナドヨリ借金ヲスルコト定マリト云ホドナリ、又百姓ノ年貢諸役ヲスマスニモ不足スル時ハ、必ソノ村、又近郷ノ富人ヨリ、米穀ニテモ金銀ニテモ借リテ間ニ合スルコト、コレ又定マリト云ホドナリ、又町人ノ商買、元手少ケレバ必借リテ足合スルコトコ、レ又定マリト云ホドニテ、中ニハスキトカリタル元手バカリニテ商買スルモノモアリ、ソノ外吉凶非常ノ費アル時ハ、上下トモニ必借金シテ間ヲ合スルコト今世ノ定法ナリ、如此貴賤上下共ニ借金ヲ定法トシテカラズシテ間ニ合フモノハ十ニ三四マデハナシ、所ニヨリテハ、十ニ一外ナキモアルベシ、然ルニソノ利息ニモ所ニヨリ又ハ金高ノ多少ニヨリテ高下サマ〳〵アレドモ、大抵高利ト云ハ五年三年ニモ元ノ一倍トナリ、賤キ利ト云ハ十年又ハ十五年ニモ元ノ一倍トナルベシ、サテ一年ノ利ハ高クトモサマデ大ソウニナキヤウナレドモ、分ニ過ギタル借金ハ、一年限ニテ元利皆濟ニナルモノハ十人ニ一人アルカナキカト云ホドニテ、ヨキ分ハ半金モ返シテ半金殘ルト云類ニテ、多クハソノマヽヲカリ返シ、利分バカリヲ勘定シテスマシ、又其中ニバカリ増サネバナラヌモノモアルコトナリ、年數カヽリテ段々借高ハ減ズルヤウニナレドモ、長キ内ニハ又臨時不意ノ費アリテ元ノ如ク、又借ラネバナラヌヤウ

ヲ置テモ錢ツカフヤウナルコト、甚多キコトナリ、如ㇾ此ノ類、大都會ヨリ諸國端々ノ町々村々ナドニ何ホドカアルコトナリ、勿論張而不ㇾ弛文武不ㇾ爲トアリテ輕キ者トテモ、年中汗ヲ流シテ稼グバカリ少シモナグサミ樂ハスマジキト云コトデハナケレドモ、コレ亦其間ニモ心得アルベキ事、事長ケレバ別ニ論ズベシ、今ニアタリテ予ガ所聞ノ諸國ノ祭禮ニテ全ク無益ニアラザレバ、相馬ノ妙見ノ祭ニ、野馬ヲ追フノ一ツノミ、武ヲ講ズルノ助トナレリ、又國ニヨリテ女子ヲエンヅケルニ、持參金又支度ノ費ニテ五七年ノ商賈ノ利分ヲ一時ニウシナフモアリ、女子五三人モアリテ分限相應ノ家ニ嫁スルニハ全ク身代ヲホロボス程ニモ至ル處アリ、又妻ヲ迎ルニ莫大ノ金子ヲ出シ、其上フルマヘトテ數百人ヲヨビ集メ、前後五日七日モ飲啜醉飽シテ榮耀トスル處アリ、タトヒ貧シキ者モ右ノナラハシニツレル故、右ホドナル大造ニハナクトモ、妻ヲヨビ取爲トテ分限不相應ノ借金シテ、五年七年モソノ返濟ニクルシムモアリ、又神佛ニ參詣スルトテ多クノ金銀ヲ蓄ヘテ、ソノ序トテ諸國ノ名所ヲ游覽シ、又ハ放蕩逸遊シテ無益ノ費ヲナスコト諸國トモニ多キコトニテ、伊勢參宮、金毘羅參詣、高野山參、善光寺參、其外東國ニテ富士參、大山參、身延參、筑波山參、湯殿山參、西國中國ニテ阿蘇參、霧島參、太宰府參、大社參、宮嶋參、大峰參、ソノ外播磨メグリ、大和メグリナドノ如キ類數々アルコトニテ、皆無益ノ金錢ヲ散ラシテ、坊主山伏又ハ旅籠屋ナドノコヤシトスルコトナリ、右ノ如ク上下トモニサマ〴〵、無益ノ費アルコト此數ケ條ノミニ限ラズ、何ホドカアルコトニテ何レモ仕來リノナラハシト

ズ、朔望五節句ナド、ヲリフシニ登城スル輩モ、年中ノ費大造ナルコトニテ、殊ニ遠國交替、又ハ參勤ナドニ路中ノ費甚多シ、コレ人數ノ多少ハ身分ノ高下ニヨリテ定メタルモノニテイカホドモ多キヲ以テ榮耀トスル故、如此スルコトナレドモ、誠ニ無益ノコトナリ、勿論警固ノ爲ト云事ナラバ尤トモ云ベケレドモ、左ハナクテ立派一通リヲ好ムガ爲ニ、莫大ノ無益ノ費アルコトナリ、此事ハ古キ人々モ詳ニ論ジテ、何レモ的當ノ説ナレバ、今更長々シク云マデモナシ、コレ亦定リタル法式トナリタルコトハ、私ニ改ルコトナリ難ケレドモ、ソレ〴〵ニ心得アルベキコトナリ、コレ亦事長ケレバ別ニ論ズベシ、

又町人百姓ナドノ上ニテ國々所々ニサマ〴〵ノナラハシアリテ、神事佛事ナド、スベテ年中ノ行事、或ハヨメトリ、ムコトリナドニハ、莫大無益ノ費アルコト多シトキコユ、コレハ其方角ニヨリテ一樣ナラザルユヘ、コレト限リテハ云難シ、京ノ祇園、江戸ノ神田、三王、大阪ノ天滿天神、堺ノ稻荷ナドハ存ノ外左マデ莫大ナルコトモナキカシラズ、ソノ外國々、所々鎭守氏神ノ祭禮ナド、無益ノ費多ク、土地ニ住ム者ノ難義トナルコト多キコトナリ、名主、庄屋ナドヨリ家並ニワリ付テ、運上物成モ同然ニキビシクトリ上、殊ニソノ當日ノ酒肴、赤飯、黄染ヨリ衣服家居ナドヲ飾ル費アルノミナラズ、其營トテ前後五日モ七日モ仕事ヲ打ステ隙ヲツブシ、又遠近ノ懇意、縁類ナド大勢聚リ來リ、前後逗留ノ程モアレバ、ワヅカ五七日ノ間ニ飯米ヲハジメ、諸費トモニ一月分ヲウシナフモアリ、又其處ニヨリテソノ折ニハ芝居見セ物其外サマ〴〵ノモノドモ入コシテ、ソノ處ノ若キ者ドモハ男女トモニ質

勿論ソノ品ノ内、一度仕立レバ五年十年乃至廿年モ用ル物モアレドモ、麻上下ナドハ、シゲキ勤ノ役ナドナレバ、毎年新規ニ仕立ザレバ間ニ合ハズ、又右ノ外ニモ、下着無垢、下帷子ナド云類マデモナクテハナラヌノミナラズ、表ヨリヨクミユルユヘ、アマリヨゴレ破レテモ主人ノ前ナド遠慮スルコトモアリ、榮耀ヲカザル心ニテハ尙以ノコトナリ、サレバ一度出仕ニモ冬春ナレバ三品四品モソロハネバ間ニ合ハズ、コレ衣服ノ制度ヨロシカラザルユヘナリ、モシ日本ノ素襖、唐ノ深衣ナドノヤウナ物ナレバ、夏モ冬モ一品カ二品モアレバ間ニアフ故、少々直段高直ニテモ、用意シヤスク、下ニ着ル物モ表ヨリヨクミヘヌユヘ、イカナル物ニテモ間ニアフナリ、サレバ素襖ナドノ類ニシテ、麻又ハ木綿ナラバ大抵三四十匁マデナリトモ出來スベシ、夏冬ノ分ヲナク用フル時ハ、年々新シクコシラヘテモ、出仕ノ仕度ハ三四十匁ニテ澤山ナリ、下ニ着ルモノハ半エリニテモカケタラバ平日ノマヽニテモ可レ然ナリ、今ノ武士ノ裝束ハ前ニ云タルガ如ク數多キユヘ、皆ソロヘテ用意スルニハ、イカホド粗相ニシテモ百四五十匁モソノ上モカヽルベシ、サレバ三四五双倍モ入リ増スコト故、三兩ニテ間ニアフベキモノモ、拾兩ニテモ足ラヌホドナリ、諸國トモニ武士ノ奉公衣服ノ費ニヨリテ、困窮ノ本トナルコト多キ事ナリ、然ルニ制度ヲ改ルコトハ天下ノ大政ヲトル人ナラデナラヌコト故、大名以下ナドノ上ニテハ論ジテモ益ナキコトナレドモ、コヽノ間ニ心得アルコトナルカ、コレ亦事長ケレバ別ニ論ズベシ、又大名高貴ノ供廻リ無益ノ人數、並諸道具ヲ持アルク故、日々出仕スル御役人ナド云モノハ云ニ及バ

ナルガ、今ニ至リテコレヲ制シ止ルノ法、タヾ禁法ヲキビシクシテ過料ヲ云付ルノ、戸結ビ閉門ニヌルノト云詮議バカリニテヤムコトニアラズ、委曲ノコトハ事長ケレバ別條ニ論ズ。

第二、萬物高直ニシテ、昔ハ一年ノクラシニ間ニアウ金錢モ、今ハ半年ニモ足ラザルト云ハ、スベテ物ノ直段ハ、國々所々ニテカワリアリ、又一國一所ニテモ時ニヨリテカワリアレバ、一概ニハ云ガタキコトナレドモ、大格世上必用ノ品、米穀ノ外、炭、薪、味噌、醬油、油紙、筆、油、蠟燭、絹、紬、布、木綿、鍋、釜、瀨戸物、材木、並野菜、魚物ノ類、其處ニヨリテ運漕ヨクナリ、駄送ヒラケテ、先年ヨリハ下直ニナリタル品モアレドモ、ソノ出元ヨリ吟味スレバ、スベテ昔ヨリ高直ニナリタル物多シ。

第三、掟、作法又ハ仕來リノナラハシヨロシカラザルヨリ、スベテ無益ノ費多キトハコレ亦數ケ條アルコトナリ、其内ニテ、姑ク一二ケ條ヲアゲテ云ベシ、ソノ餘ハ大抵ヲシテ考レバ逐一ニ論ズルマデモナシ、ソノ一二ケ條ト云ハ、諸士ノ衣服ナドノ如キ、イカナル輕キ侍ニテモ定タル衣服ハ、ヨクモアシクモ一ツヾツナクテハ、武士ノ奉公ハ立ガタシ、然ルニ廝上下、ウラ付上下、夏羽織、冬羽織、夏袴、冬袴、紋付、綿入、袷、帷子、ソノ外雨合羽、又ハ旅裝束、火事ノ裝束、狩裝束ナド取合ハセテハ、其品甚多キ故、此費大造ニカヽリテ、極小進ノ輩ニハ、一年ノ幼米半分モ或ハソノ餘モ入ルコトナリ、モシ一々新規ニ用意スル時ハ、タトヘ甚粗相ナル品ニテモ、一年ノ宛行ニテハ、足ラヌホドヽナリ、

マヅ主ニ問テ後ノコトデ便ノ序ニアマリノ高直ナレバイカヾアルベキト云ヒ遣シタレバ、百八十匁ハアマリ高シ、百二十匁ホドノ染ニイタシ度ト云ニヨリテ、モトヨリ懇意ノモノナレバ重ネテノ便ニテ、木綿ノ染ニ六十匁スラ不都合ナリ、百廿匁ト出スベキコトイカヾアルベキ、重ネテ工夫セラレテ可レ然ト云ヒ送リタルニ、イヤ〱ヤハリ百廿匁ニテ賴入ト云ニヨリテ、ソノ如ク云付テ出來シタルヲミルニ、皆彩色畫ノ如クニシテ上繪モナクサビナドアシラヘタル處マデモ染ヌキニテ誠ニ精妙ナルモノナリ、今ハハヤ紗、綾、羽二重、綾ヌヒモノ、好ミニモアキテ如レ此ノ物ズキアリ、誠ニ都下ノ榮耀ハ可レ恐コトナリト物語セリ、コレニテスベテノコトモ思ヒヤラレタリ、又飯食ノ內ニテ、茶又ハ菓子ナドニ至リテハ、予ガ覺エテヨリ以來モ先年ニクラベテ甚上ビタルコトナリ、桃ノ節句ノ雛人形ヨリ、平日小兒ノ玩ブ種々ノ物マデ、昔ニクラベテハ甚ダ手ノ込タル細工多シ、右ニ准ジテ武家諸大名ナドノ奢ニナリタルトモシラルヽナリ、室鳩巢ノカキタル物ニモ火消ノ御役人、昔ハ皮羽織ニテ、ソレモ數度火事ニ出合セテヨゴレ損ジタルヲ用ヒラレシガ、今ハ羅紗其外リツパニコシラヘイクツモ用意シテ每度ニ新シク、ハナヤカナルヲ用ユトイヘリ、又大名ノ奧方ニ別シテ無益ノ費多ク、ワケモナク、ヲゴリヲ習フコト徂來ノ政談ナドニモ委曲ニ論ゼリ、サテ世ノ如レ此ニナリユクコトハ、世久シク弓矢ノ沙汰モナク、上下一統安樂ノ思ヒヲナスヨリ自然ニ心ユルミテ、只目前ノ榮耀バカリニハシルコト故ナレバ、一朝一夕ノ故ニアラズ、コレトテモ畢竟上ニタツ人心得ナクテナリユキ次第ニシタル故ノコト

ク、三味線モチタル家モナカリシ田舍村ニモ、今ハカレコレニ多クナリ、又田舍ノ端ニモ、謠、小鼓、笛、大鼓、茶湯、誹諧、押花、盆畫、碁、將棊ナドマデ玩ブコトニナリ、ソノ師匠トテ三都ノ浪人ナドノ類ガ、小袖ヲキテクラシテヲル處モアリ、スベテ町人ナドニ至リテハ、三都ハ勿論諸國ノ城下、湊、ソノ外スベテノ繁華ノ地ニテハ、中ヨリ上ノ分限ノモノドモ、家居諸道具ソノ外トモニ大名ノ用ル者ト同ジキモノ多シ、昔ハ瀨戶物モ伊萬里ノ染付、備前ノスヤキガ上品ナリシガ、今ハ錦手南京ヲ用ユ、昔ハ木地スハキ、又ハ花ヌリナドニテアリシガ、今ハ蒔繪、靑貝ヲ用ユ、下駄足駄モ白木ニテ横緒ノ上ハ皮又ハ木綿クヽリナリシガ、今ハ黑ヌリニヌリ、緒又ハサナダナド、サマ〴〵ノ物ズキアリ、昔ハ砂カベ、アラカベ、白木柱ナリシガ、今ハ色ヅケ天井、又ハ大和ハリ、コウ天井、ナゲシ釘隱シ、ソノ外物ズキ限リナシ、衣類トテモ、昔ハ一ツカ二ツヲフルクトモ用ヒタリシガ、今ハイクツモ着替ヲモチテ出ル度每ニヲナジ衣裳ヲ用レバ、繪ノヤフナリト笑ヒソシル、又此四五年前ノコトナリトテ吳服商人ノ物語セシニ、上京ノヲリ大阪ノ荷宿ノ亭主ノタノミニテ、其娘ノ衣裳トテ木綿ノ京染ヲ註文セリ、モヤフハ淀ノ水車ニサマ〴〵ノ好ミアリ、ソノ木綿ハ極上ノ品ニテ、白ニテ疋十二三匁ニモカフベキ物ナルヲ、カネテノ染師ニ云ヒ付テ價ヲ問ヒケルニ、上中下ノ品ニヨリテイカホドニテモ御望次第タルベシ、下直ノ處ハ銀六十目ヨリ極上ハ百八十目マデノ內ニ受トルベシト云、商人大ニ驚キテ、イカナレバトテ三十匁ヨリ上高キ染賃ハアルマジト思ヒタルガ、サホドナラバ麁忽ニハアツラヒ難シ、

アルベケレド、上下一統如レ此ノ困窮ニ及ベルハ、右ノワケノミニアラズ、ツノ故五ヶ條アリ、第一、世間一統逐年奢麗甚シキユヘ、第二、萬物高直ニシテ、昔ハ一年ノクラシニ間ニアフ金錢モ、今ハ半年ニモ足ラザル故、第三、掟、作法又ハ仕來リナラハシヨロシカラザルヨリ、スベテ無益ノ費多キ故、第四、貧乏者多クナルニ從フテ、マス〳〵豪富ノ者ニ吸ヒトラルヽ故、第五、風俗衰ヘ人々信義ナキヨリ、スベテ流通アシキ故ナリ。

第一、世間一統風俗奢靡甚シキトハ、予カツテシタシキ老人ナドノ物語ヲキクニ、此五七十年以來世ノヲゴリハマス〳〵增長セリトミヘタリ、マヅ百姓町人ナドノ上ニテイヘバ、昔ハワラミゴニテ、髮ヲユヒタル迄ニテ、ビン付油ナド云モノハ用ヒザリシガ、今ハ元結ニテユヒ、ビン付油ヲ用ルノミナラズ、髮結ト云モノアリテ、月ニ幾度ト云コトナク、錢ヲ出シテハユハスル者多シ、又昔ハ板敷、ムシロ敷ナリシガ、今ハ床疊ヲシキ、ソレモ皆ヘリ付ヲ用ユ、又昔ハ麻ザシノムヂリハンテンナド云類バカリ多カリシガ、今ハスソ長キ衣裳ヲ用ヒ、或ハソノ上ニモ長羽織ヲキルモアリ、又昔ハワラ草履ニテ横緒モワラ又ハ紙マキ、或ハ竹ノ皮ナド斗ナリシガ、今ハ竹ノ皮草履或ハ雪駄ウラツケナドヲ用ユ、昔ハ簑笠ワラヂヲ用ヒシガ、今ハ傘、下駄、足駄ヲ用ユ、昔ハ葉タバコヲ自身キザミニシタルガ、今ハキザミタバコヲ買フ、昔ハ松明又ハタキ火ニテヨナベヲセシガ、今ハ油燈又ハロウソクヲ用ユ、昔ハ櫛笄モ銅眞鍮、又ハ染木ナドヲ用ヒシガ、今ハ象牙、鼈甲、白銀ヲ用ユ、昔ハ淨ルリカタル　モナ

ヘリ、予ガ如キ微賤ニシテ、ソノウヘ愚ナル者ニハ、スキトソノ故ハシラズ、昔ハ右ノヤウナルコトモアルベシ、今ハ實ニ窮迫セラレテ、右ノヤウナル命モアルカモシラズ、何レニモ天下ノ大政ナレバ、予ガ如キ者ノアゲテ論ズベキニアラネバ、シバラクヲキヌ、サレバ此處ニ至リテハ、智者アリトイヘドモ、謀ヲナシ難キニ似タリ、コレ誠ニ大名ノ第一難事ナリ、シカレドモ、ソノ人君宰相又ハ財用ヲ任ジテアヅカル者ノ志サヘ堅ク、又前ニノベタル諸役人ノ心得能ク、下民モ一統心服シテ、上ヲ信ズルノ心アラバ、何ホド莫大ノ費アルコトヲ命ゼラルヽトモ、左ホド狼狽シテ、後ノ患ヲ永クノコスホドニハ至ルマジ、シカレドモ、ソノ法ヲアラハニ論ズルコトハ世ニ憚アレバ、コヽニノベズ、眞ニ聖賢ノ大意ヲ得テ、君民一體ノ義ト民ノ爲ニ君ヲ立ルノ意ヲヨク心得、又ソノ上ニモヨク天下ノ大勢ニ明ナル人アラバ、ソノ時ニ臨ミテ、ソレ〳〵智略アルベキコトハ、以心傳心ト云ホドノコトナリ。

○諸方トモニ逐年段々困窮スル起リ五ケ條アルコトヲ論ズ。

諸方トモニ逐年段々困窮シテ、昔ハ左マデ不足モセザル金錢ノ今サラ如レ此ナリテ、イカナレバ一方ハ窮迫シテモ、一方ハ富ミユタカナル處モ多カルベキニ、東國モ西國モ、都モ田舍モ、大名諸士モ町人百姓モ、一統ニ困窮々々トバカリイヘルハ、イカサマ世ノ中ニアル金錢ハ破船ノヲリニ、海川ニ沈ミ火災ニアフテ燒失シ、又ハ掘井戸、土中ナドニ埋ミテナクナリタルヤ、左ナクバ金錢ヲ山ニ積ミ貯ヘテ世ニ出サヌ者モアルヤト疑フ者アリ、勿論ヒロキ世界ニテ年久シキ内ニハ、右ノヤウナルコトモ

モ、コレハ机ノ上ノセンギニテ、ツイニハ所謂、畠水練トナルコトモアルベケレバ、コノ意ニヨリテ活用スルコトハソノ人々ニアルコトナリ、勿論目前儉約ヲ行フヨリ外、困窮ノ基ヲ防グノ法モ、ソノ內ニハ一年、二年ニテハソノ驗ミヘザルコトモ多ク、殊ニ永久常產ヲ立ルコトハ火急ニ成就スルコト少キ故、ソレマデノ間ノ財用ヲクリマワシニサシアタリ行アタルコトモ多カルベシ、コレハ畢竟當座ノコトナレバ、ソノ人君タル人サヘ堅キ志アレバ、前ニノベタル山師ノスル樣ナルケ條ノ內ニモ、公法ニサヽワラズ、人民ヲソコナハズシテ、シノグベキコトイカホドモアルコトニテ、此段ニ至リテハ只諸役人ノ心得ヨクシテ私ナキト、下民一統ノ心服シテ上ヲ信ズルトノ二ツサヘ全ケレバ、行ハレザルコトハ必ナキナリ、右段々ノ如クシテ、財用ニ窮スルコトハ萬々ナキコトナルガ、今世ノ大名ト云者ニ至リテハ、一ツノ難事アリテ、ソノ國永ク富有トナルベキコトナリ難シ、イカニトナレバ、當時江戶ノ御政事ニテハ、大名ノ身代少シモヨクナル頃ニハ、コヽノ御普請、カシコノ御修覆ナドヽテ、ヲリ／＼ハ其分限ニ不相應ナル、大ナル費アルコトヲ命ゼラレ、スキトスリハヒタル上ニ、借銀ソノ外種々ノ非常ノコトヲシテ、間ニ合ハスルコトエヘ、ソノ痛ミハ五年七年ニテモ愈ヘ難シ、少シモ程過テヤフ／＼ト立テナヲル頃ニハ、水旱凶荒等非常ニ費アルカ、又ハ右ノヤウナルコトユヘ、何時モ大名ノ身代ノ富有トナリテツヾクコトハナキコトナリ、コレ大名ノ身代ヨケレバ、自然ト江戶ヲ輕ンズルヤウニナリテ、謀叛マデハナクトモ、彼此ノ障ナドノ慮アルヨリ、前代ノ老中衆ノ存寄ナリトイ

一クルミニシテ、ソノ内ヨリ古キ大木バカリヲエリヌキテキラセタリシガ、初ニキリシマヒタル山ニハ、古キ大木ハスキトナク、イマダキリノコシタル處モ古木ハ五十本ニ一本、三十本ニ一本ト云ホドニテ誠ニイカホドモナカリシカバ、薪大ニ不足シテ、遠方ヨリ舟ニテ送リタル薪、コレ迄ヨリ倍々セリ、皆人一同ニ不可然トサヽヘタリシガ、ソノ人合點セズ、鹽ヤキスベテノ元金ナド皆其人ノハタキナレバ、ゼヒナクマカセヲキタリシガ、七八年モ過タレバキリ殘シタル山ノ古木ハ、年増ニ多クナリテ二十本ニ一本、十本ニ一本ハアルヤウニナリ、初ノ年ヨリハ倍々トナリ、又キリシマヒタル山ノ木モヨホド成木シテ、ソノ頃ニ至リテハ遠方ヨリ舟送リニシタル薪モモトノ如クニ減ジ、又數年ヲ過タル後ニハ、初ノキリ盡シタル山モ、大木アルヤウニナリテ、廿年餘ノ後ハスキトソノ山ノ木バカリヲ用ヒテ、遠方ヨリ舟送リニスルコトハ全クヤミタリ、ソノ頃ニナリテハ、モトノサヽヘタル、人ハ皆々入カワリテ、昔ヲシリタル者モ少カリシカドモ、シリタル人ハソノ人ノ遠大ノ器量アルコトヲ感心セリトナリ、コレ初ノ時ニ年々勘定シテハ、薪不足ナル故、日數不足ト云ベシ、段々ノ後ニハソノ山ノ木、ミナ〳〵大木ニナリテ後ニキルコトニナルユヘ、薪ハ多クナルコトニテ、歲計有レ餘ト云モノナリ、カヤウノ類此等ノ類ニカギラズ、スベテ目前ノ勘定ニ利ナキコトニアルコトニテ、經濟ヲスル人ノヨク〳〵工夫アルベキコトナリ、サテ右段々ニ論ズル通、自身儉約ヲ行ヒ、ソノ上困窮ノ基ヲ防ギ、又永久ノ常產トナルコトヲ工夫シタラバ、大抵量レ入以爲レ出ノ法ニ相當スルヤフニモナルベシ、シカレド

ワレモ〳〵ト金山ノ向キノ仕事ニカヽルユヘ、近所マデノウルヲヒノヤウナレドモ、自然ト田畠ソノ外コレ迄定マル産業ハ、ヲロソカニナル故、荒地モ多クナリ、タトヒ荒レヌトモ、手入ヨカラザルユヘ、出方モヲウヤウニナリ、殊ニ過分ノ金銀手ニ入テ不自由ナケレバ、カロキ者ハ自然ニオゴリヲ生ジテ、衣類、食物、家居、諸道具、諸式トモニリツパヲ好ムヤウニナリ、又ハ博奕ヲ犯シ、游女ニ耽リナドシテ、全體ノ風儀甚アシクナルナリ、サレドモイツ〳〵マデモ長クコノ賑ヒアルコトナラバ、セメテトモ云ベキカ、スベテ金銀銅鐵トモニ山ヨリ生ズルハ、穀物ノ田畠ヨリ生ズルトハチガフユヘ、十年二十年モ過レバ、大抵ハ出來ヌモノニテ、百年モツヾヒテ出ル處ハ千百ノ內一ツノ外ナシ、サレバ出來ヌト云日ニナリテ近郡近村ノ輩、先年ノ如ク錢モツカハズ、スベテオゴリモセズ、田畠ノ稼モ手痛ク昔ニオトラヌヤウニスルコトハ、急ニナリカヌル故、ソノ時ニハヒシ〳〵ト難義ニナルコト目前ナリ、サル日ニハ物成トテモ昔ノヤウニハ出ベキヤウナシ、是歳計不レ足ト云ベキナリ、シカルニ如レ此ノ故ヲ以テ、金ハホルマジキト云ニハアラズ、カヤウノコトニハ又ソレ〳〵ノ仕法アリテ、後ノ患ヲノコサヌヤウニナル心得アリ、別ニ論ズ、又アル所ニテ鹽ヲ煎ズルニ、ソノ用フル薪ハ近キ所ノ山ヲ十仕切ニワケテ、今年ハコノ山ヲキリ、明年ハ次ノ山ヲキリテ、段々ニ皆キリシモフ迄ハ、初年ニキリタル山ノ木成長スルユヘ、又モトノ如ク順々ニキリテ用ヒシガ、ソレニテモ不足トテ毎年遠所ヨリキリ出シ小舟ニテ數十百艘モ運ビタリ、如此スルコト數十年ツヾキタリ、アル者ノ手ニナリテ、十仕切ノ山ヲ

々ニ一キハヅヽ高直ニテ、五年七年モ過レバスキト下落スル類、何ホドモアルコトニテ、町人商人ナドハ、ソノ時々ニサマ〳〵ニウツリテモ可レ然コトモアリ、國家ヲアツカフ上ナドニテハ永久見ツメヲ大切トシテ、鼻ノ先ノ算用ニノミ拘ハルベキニアラズ、ソノ内ニモソノ時々ニ卽時ニウツリカハリテ、諸方ノ都合ニ妨ナキコトハ、ヨク〳〵吟味シテ行フベシ、サテカヤウノウエニ日數不レ足歲計有レ餘ト云事アリ、國家ノ經濟ヲスル者ノトクト心得ベキコトナリ、コレハ日勘定ニハ不足シテモ、一年モ過テハ算用ナリアマルホドニナルコトアルト云義ニテ、日トハ短キコト、歲トハ長キコトヲ云、月キリ、年キリニ勘定シテハソレホドノヨキコトハナクトモ、長クツヾキテ行フ内ニ自然ニ全體ノツヨミトナルコトアルヲ云、ソレニ准ジテ月キリ年キリニ見屆ケデハ、キツト算用ヨクテモ、長ク行フ内ニハ、自然ト國家ノ害トナリ、ヨワミトナルコトアリ、コレ日數有レ餘歲計不レ足トモ云ベキナリ、タトヘバ今時何國ニテモ新ニ金銀ナド山ヨリ掘スコトアルニ、今マデハ材木アリテモ切出シニ不便利ユヘ、ステヽヲクナド云ホドノ山ニテ、スキト無用ノ土地ト云ホドノ處ヨリ一日ニハ五兩、三兩、十兩、廿兩、五十兩、百兩ニモアタルホドノ金銀ナド出ルナレバ、年分ニツモリテハ、莫大ノコトナレバ、日數有レ餘ト云モノナリ、シカルニ金銀山ナド新ニ出レバ、大勢ノ人々入コミテ金錢モ殊ノ外立マワリ、殊ニ游女ナドマデ新ニ立テヲキテ、賑フホドノコトニテ、金掘ノ人夫ニカギラズ、ソノ外ノサマ〳〵ノ働ニ多クノ人ヲツカフコトニテ、給錢モ遙ニ高直ニアタルユヘ、近郡近村ノ百姓ソノ外、一切ノ人々、

シテ、米納ノ割ヨリ三分通リヲ多ク納ムベシト云、地頭モ百姓ノ勝手トナルコトノミナラズ、田ノ分ハ物成モ多クナルコトユヘ、ソノ願フ通ニユルミタリシガ、十年ニモナラザル内ニソノ類多クナリテ、近キ村々モ右ノ如クナリ、年々紅花ヲ京ニノボセテ、大分ノ利モアリ、米ノ出高ハ減ジタレドモ、百姓ノ食用ホドニハ間ニ合ヒタリシカバ、甚便利ナリトテ悦ビタルガ、後又數年、過テソノ近郡モ右ノ如クニナリテ、米價甚引上タリシニ諸國ヨリ年増ニ紅花多ク出テ、ソノ上他ノ所ヨリ出ル紅花ノ性ヨロシキトテ、ソノ所ヨリノボセタル紅花ノ直段大ニ下落シタリケレバ、米ハ昔ヨリ高クナリ、紅花ハ昔ヨリ下落シテ、年貢三分通リヲ多ク納ルハサシヲキ、昔ノ如ク納ルコトモムヅカシキヤフニナリタレバ、サラバソノナヲシタル畠ヲバ元ノ如ク田ニスベシト、地頭ヨリ申渡セシガ、昔ハ水懸リモ自由ナリシガ、今ハ溝堀モ埋リ他郡ニバカリ多ク落ルヤフニナリ、殊ニソノ當時ニハ農具牛馬マデ不足ニテ諸事ノ都合アシク、地頭ヨリモ少々金子ナド手當シテ、費モ多クカヽリシガ終ニ昔ノ良田ホドニハナラズシテ、後悔シタルコトアリトゾ、又サル所ニテ予ガ見タリシニ、下田收納少キ處ハ、漆ヲウヱルガ永久ノ利ナリトテ、ミナ漆林トセシガ後ニハ諸方ヨリ漆出テヽ下直ニナリ、ソノ上木古クナリ、漆ノ出方モ少クナリテ益ナシトテ、キリテ薪トセシカドモイカホドノ價ニモナラズ、ソノ跡ノ古根ヲホリヲコシテモトノ田地トスルニハ、莫大ノ人脚モイルコトユヘ、タヾソノマヽニ畑トシテ、古根ノ間々ニ菜ナド蒔タリシカバ、昔ノ下田ヨリハルカニ利少カリシナリ、又田畠ノコトニカギラズ、ソノ時

上下トモニ困窮スル起リト云モノ、國所ニヨリテ色々差別モアレドモ、何國ニテモ大抵數十ケ條ヨリ以上アルコトニテ、中々云ヒモ盡サレズ、サレドモソノ大要ハ五ケ條アリテ、ソノ一ケ條ノ内ニモ種々ノケ條ハ多キナリ、ソノ大要五ケ條ト云モ、事長キユヘ次ノ條ニ別ニ論ズルヲ考ヘ合スベシ、サテソノオコリヲヨク知ツテモ、コレヲ防グノ法亦中々容易ナルコトニアラズ、コレ又ソノケ條々々ニツキテサマ〳〵ノ仕法アルコトユヘ、次ノ條ニツヾケテ別ニ論ズ、右ノ如クマヅ困窮ノ起リトナルコトヲヨク防ギ、又自身手廻リ並奥方向ヲ儉約ヲ行ヒ、ソノ上ニテモ取入ル、高ヨリ拂高多ク量レ入以爲レ出ノ法ニ應ジカヌル時ハ、別ニ永久ノ常產トナルコトヲ工夫スベシ、永久ノ常產トハ何ニヨラズ、末代マデモ引キツヾキテ物成ノカハリニモナルベキホドノ出方アルヲ云、今時ハハナノ先ノ了簡ノミニテ、永久ノ心ガケハナキユヘ、タトヘバ良田ヲツブシテタバコヲウヘ、藍ヲウヘ、紅花ヲウヘルヤフナル、スベテ目前ノ得分アルコトバカリヲ工夫スルナリ、シカルニカヤウノ類ニモ同ジコトノヤウニテモ、ソレ〳〵差別アルコトニテ、跡ヨリ速ニトリ直シノナル事ハ目前ノヨキ事ヲハタラクモヨシ、サナクテハ年ヘテノ後ニモトノ如クセントシテモ、八方ノ都合改リテモクル故中々ソノ如クナリカヌルコトアリテ、ソノ時ニナリテハ悔ヒテモ及ビカヌルコトナリ、予幼弱ノ時人ノ物語スルヲ聞タルコトアリ、サル國ニ一人ノ百姓アリテ、田畑モ相應ニモチタルガ、年々米、大豆、麥ヲ作ルヨリ、紅花ヲウヘタルガ利分多シトテ、ソノ地頭ニ願ヒ出テ、田モ半分畑ニ直シテ、ソノ田ヲ直シタル分ハ年貢モ全納ニ

刀ナドヲユルシテ、金ヲトルモアリ、或ハ金銀ノカハリニ紙幣ヲ用ヒテ、當時ヲマカナフモアリ、又ハ表向ニハ公法ヲ守レドモ、內證ニテハ遊女或ハ博奕富鬮、ソノ外芝居ナドヲユルシテ立ヲキ、近國又ハ往來ノ輩ノ金銀ヲムサボリトラセ、ソノ運上諸役ナドヲアツメテ補トスルモアリ、皆甲乙ハサマ〳〵アレドモ、當座々々ノ間ニ合ハセニテ、畢竟山師ノ仕事ナリ、シカルニ、コノ山師ノ仕事ニ類シタルコトモ公法ニサヽハラズ、人民ヲクルシメズ、スベテ人ノナゲキトナラヌコトハ時ニトリテノカケ引ニテ、セデカナハヌコトモアルベケレバ、一概ニハ云ヒ難ケレドモ、畢竟經濟ノ常道ニハアラズ、總ジテソノ國ソノ家風ニヨリテ一樣ニハアラザレドモ、今ノ世ノ經濟ニ十ニ八九ノ緊要ハ取入ルヽ高ヲ多クスルヨリ、マヅ先ニ無益ニ費ルコトヲ吟味スベシ、無益ニ費ルコト多ケレバ、何ホド取高ハ増シテモ、引ケ道ノ多キ故、イツモソノ益ヲミルコトナラズ、サテ無益ニ費ルコトヲ吟味スルノ法、諸役人ヘ觸レ渡シ、スベテノ入費ヲ省キ、諸事ヲ取締ルコト當時ニテノ定リノ法ナレドモ、コレバカリヲタノミニシテラチアクコトニアラズ、勿論コレモ全クアシキニハ非レドモ、今時ノ仕法ニテ儉約ヲ行フト云コト、ソノ分限大ナルホド行トヾキカネテ、ツマリハ人ノ迷惑トナルカ、又ハ諸事ノユルミトナルコトノミ多クテ、却テソレホドノ益ハナキコト多シ、儉約ノコトハ觸流シナクトモソノ人君タル誠ニ志アリテ自身ノ身廻リ、並奥方向トコノ兩所ヲキビシク手ヲ入玉フ時ハ、ソノ外ハヲリ〳〵役人ドモヘ、云ヒキカスル一通リニテモ大抵ニハトヾクモノナリ、サテ無益ニ費ルコトヲ吟味スルノ法ハ、

二萬兩モアラバヨホドヨキ國ナルベシ、家中甚多、物成少キ所ハ、一萬兩モ渇々アルベシ、ソノ一萬兩ガ二萬兩ニテ、平生參勤交替、ソノ外御火消、御普請、御手傳等スベテノ大名役ヲツトメ、並江戸上下、諸屋敷、又ハ領內城地境目、要害等、諸役所驛云、或ハ諸寺院等ノ普請修覆ヨリ、平日納戸、勝手、衣服、諸道具、食物等ソノ外其家ノ婚禮、喪禮、諸法事、又ハ神佛祭禮等ノ諸費ヨリ、武具馬具ノ手入、水旱等ノ備マデ、分限ニ應ジテ、人ニモ笑ハザルホドニセンニハ中々半分ニモ間ニ合ハヌナリ、サレバ所詮定マリノ入高ヲ考ヘテハ、スキト分限相應トイハル丶姿ニハナリカネルユヘ、此處ニサマ〴〵工夫ヲシテ、目前ヲシノグヲ以テ、器用才發ノ人トシテ、貴ブコト世ノナラハシニテ、ソノ工夫ハサマ〴〵ナレドモ、新ニ田畠ヲ開キ起スヨリ外ニスジヨキト云分ハ、金銀、銅、鉛ノ山ヲホリ出シ、又ハ三草四木ニカギラズ、山林材木ヲウヘハヤシ、又ハ野山海川ノ獵ナドヲハタラカセ、魚鳥角皮スベテノ藥品ナドノ產物ヲ出ス類ヲ第一トシ、或ハ百工、諸職ノワザヲ學ビテ、三都或ハ近國ナドニ賣出シ、ソノ利ヲ以テ補トスルアリ、或ハ全ク町人、商人ノ仕事ヲ學ビ、交易賣買ノ利ヲムサボリテ補トスルアリ、此等ハ皆當時ニアリテ、ヨキ手際ト云モノナリ、其他ニハ三都又ハ諸方ノ富人ヲカタラヒ、金ヲカリ出シ返濟ノ段ニ至レバ、年普又ハ切金、或ハスキト横ニネルコトナドヲ切ムモアリ、或ハ年貢、物成、諸役、運上ヲマシ、或ハ家中給分ノ內ヨリ、借米又ハ手傳ト名ヅケ取上ルモアリ、或ハ百姓町人ナドヨリ貸上、又ハ用金ナド云ヒ付ルモアリ、或ハ輕キ者ヲ侍ニトリタテ、又ハ苗字帶

武備軍用ニモナルト心得テ、金銀ヲヨク通用セシムルコソ、交易ノ道行ハレテ國家ヲアツカフ者ノ實ト云フコトヲ知ラズ、タヾ町人ナドヽ同ジ心ニナリテ、賤シキ利ヲ爭フヤウナル淺マシキ心得ニテ、國家ヲアツカフ時ハ、ソノ最上至極ノ手際ト云カ、無事安平ノ今世ニアリテ、愚凡ノ輩ニウラヤマルヽマデノコトニテ、少シク識慮アル者ヨリ見テハ、トテモ永久ハ保チ難キコトニテ、殊ニ何時ニカギラズ爭亂ノ世ニナリタラン頃ハ、目前ノ今日モ甚危キコトナリ、コレ國家ノ財用ヲアツカフ者ノシラデカナハヌ大根本ノ說ナレバ、ヨク〳〵心得アルベキコトニテ、左ナケレバ何ホドノ智慮アル者ノ所爲ニテモ、畢竟今世ニ云、山師ナド云者ト同意ニ落チテ、山師ニアラズトイヘドモ、山師ニクラベテ優レリト云マデノコトニナルトシルベシ、サテ國家ノ財用ヲアツカフコト、ソノ大意ノ心得ヨリ、ソレ〳〵ノ仕法マデ、甚多端ニシテ、事長ケレバ別ニ數ケ條トナシテ論ズル故、コヽニ詳ニセズ。

〇財用ヲ治ル大意

財用ヲ治ルノ法量レ入以爲レ出トテ其身代等諸式ノ入高ヲツモリテ、スベテノ諸拂ニムケルコト古今ノ定法トテ、誰々モヨクシリタルコトニテ、今更別論ハナキコトナレドモ、今ノ世ニアタリテ、日本中ノ諸國ソノ收約高ニ應ジテ、年中ノ拂方ヲ間ニ合セントスルニ、大數ニモ算用ノ合フベキ處ハ、十ニ一ナラデハアルマジ、マヅ拾萬石ホドノ大名ニテ、總家中ノ給分ヲ除キテ、外ニ主人ノ藏入ニナルベキ物成高ヲナベテ、金子ニツモリテ、三萬兩トモアルベキ所ハアルマジ、家中少ク物成ヨキ所ニテ、

又ハ死シタル者殊更多カリキ、又昔ヨリ彼此ニ時々アル所ノ、海泊漂流ノ輩モ同ジコトニテ、金銀ハイカホドアリテモ、米壹升ニモ及バヌ類、何ホドカアルコトニテ、コレ皆交易ノ道塞ルカ、又ハソノ物ナケレバ、金錢ハ積ミテ山ヲナシタリトモ、何ノ用ニモナラヌ證ナリ、シカルニ商人ノ商買ヲカセグモ、百姓ノ耕作ヲハタラクモ、職人ノ物ヲ作リ出スモ、皆金錢ガホシキトテ、コレヲ目當トスルコトハ、畢竟目アテノチガヒニテ、ソノ極意ヲ推ス時ハ、誰々モ皆金錢ヲホシキデハナク、ソノ交易スル諸品ガホシキナリ、サレバソノ有用ノ諸品サヘ不自由ナク間ニ合スルコトナルナラバ、金錢絶テナクトモ、事スムホドノコトナリ、但金錢アルニクラベテハ不便利多カルベキノミ、サレバ第一ノ寶トシテ、命ニカヘテモ爭フホドノ物ニテハナケレドモ、至極便利ノ物ナレバ、太平ノ今日ニアリテ、世ニ重ンゼラルヽコト、自然ノ勢ナリ、シカルニ金銀ヲ重ンズルコトハ、中位ヨリ以下平民ナドノ上ノコトニテ、天子、公方、大名ナドノ上ニテハ、便利ノ爲ニ用ル一物ト云マデニテ、第一ノ寶ニハアラズ、タトヘバ大小ハ武士ノ重ンズルモノ、鍬鎌ハ農民ノ重ンズル物ニテ、鍬鎌ガ武士ノ寶ニナラヌト同ジコトナリ、古人モ諸侯ノ寶ハ土地、人民、政事ト云三ツアリト云テ、珠玉金銀ナドハ數ニイレヌ事ナリ、サレバ金銀ヲヨク通用セシムルコト、政事中第一ノ緊要ナリトシルベシ、シカルニカヤフノ大根ニ心得ナキ者ハ、金銀サヘ多クアレバ、國家ヲ治ルニモ心ヤスクテ、此上モナキ寶ト心得、大名國持ナドノ上ニテハ畢竟寶トスルニタラヌコトヲシラズ、又金銀ヲワガ國中ニ貯ヘテ、積ミカサヌルコソ

交易ノ道ニテ通行スルコトナリ、勿論船ノ内ニモ御座船ナド云テ、君ノ御出ニバカリ用ヒテ、年ニ一度モヤフ〱ハタラクモアリ、金銀ノ内ニモ、大判黄金ナド云テ、大札ノ外用ヒネバ月ニ一度、年ニ一度ヲ限リタルモアレドモ、畢竟皆通用スルガ主意ナリ、シカルニソノ金銀ノ内ニ、火災ニヤケ砕ケ、海川ニ沈ミ、又ハ六通錢ナド云テ、棺ノ内ニ入レテ埋メラル、ナドハ、誠ニ金錢ノ大厄難ナリ、ソノ次ニハ有金家ノ手ニ入リ、子孫ノ用意トテ、庫ノ内ニ納メラレ、數十百年ヲ歴ルマデ世ニ出デザルモ厄難ナリ、コレ亦海川ニ沈ムナドノ厄難ナルコトハ、誰々モヨクシレドモ、有金家ノ庫中ニ埋レテ世ニ通用セザルガ厄難ト云ハ、シラヌ者多シ、今ノ世俗金銀ハ飛ビ物ト名ヅケテ、翼アルヤフニイヒ習ハセルハ、永ク一所ニ止マラズ、一人ノ手ニモチヲフセ難キコトヲ云ナレドモ、ソノ飛アルクガ、即金錢ノ本意ナリ、サテソノ通行スルガ本意ナル所以ハ、前ニモ云ヘル如ク、根元萬物交易ノ爲ニコシラヘ出シタルモノユヘナリ、サレバ交易ノ道塞ルカ、又ハ交易ノ物ナキノ時ニ至レバ、金錢アリトイヘドモ細工ノ地金ニ用ル外ニ用ハナキナリ、近キ文化ノ頃、蝦夷地ヲ開カレシ時、東國ノ人數ヲソノ所ノ警固ニヤラレタルニ、輕キ足輕躰マデモ相應ニ金銀ヲモ用意シテ赴キタルガ、日數過ル後ニハ其地ニ食物モ乏シクナリテ、ヤフ〱ニ飢ヲシノグバカリニテ、イカホドノ金錢ヲ出シテモ、一菜ノ食物ヲ得ルコトモナラズ、ソノ外右ニ准ジタルコト故、イトヾシクナレヌ風土ノ霧濕ニ感ジテ、飲食マデモ右ノ如クナレバ、多クハ病ニ犯サレテ、彼地ニテ死シタル者モ少カラズ、歸リタル後、病ニツキ、

經世談卷之五

〇國家ノ財用ヲアツカフ者ノ心得。

凡今ノ世ニ財用ト云ハ皆金銀錢ノコトナリ、シカルニ其實ヲ論ズレバ、金銀錢ハ眞ノ財寶ニアラズ、イカニトナレバ、飢タル時ニ食フコトナラズ、寒キ時ニ風ヨケニモナラヌ故ナリ、コレ世ノ愚凡ノ輩モヨクシリタルコトナリ、シカレドモ飢タル時ノ食物ニモ、寒キ時ノ衣服ニモ、ソノ外何ニモ取カヘルコトノナル物ニテ、アマツサヘ地獄ノ沙汰モコレ次第ト云ホドニアリテ、ソノ上ニ千百年ヲ過ギテモ朽チ損ズルコトモナキ物ナレバ、コレホド自由便利ナル物ハ世ニナキコトユヘ、コノ上モナキ第一ノ寶トシテ、命ニカヘテモ爭フコト、コレ亦世ノ愚凡ノ輩マデヨクシリタルコトナリ、シカルニソノ根元ヲ考レバ金銀錢ト云物ハ、萬物交易ヲ通ズル爲ニコシラヘ出シタル物ナル故、スベテ滯ナク流通スルガ本意ニテ、ソノ流通スルヲ以テ第一ノ寶トモスルコトナレドモ、コノ訣ニ至リテハ、トクトソノ旨ヲシラヌ者多シ、タトヘバ、船ハノリアルクモノ故、重寶ノ物トテコシラヘタルト同ジ、ソレ故ニ用フル時ハソノ便宜次第、風次第ニ浦賀ヘモ、銚子ヘモ、松前ヘモ、長崎ヘモ通行スルナリ、金錢モソノ如クニテ、天子、公方、大名、高貴ノ御庫ニモ、百姓町人、乞食非人ノ手元ニモ、ソレ〳〵ニ

經世談卷之五目錄

中ニテ、杓子ト灰擂ノ如キハ杓子ハ要用ニシテ灰擂ハナクテモスム時アルベシ、膳ト椀トノ如キハ膳ハナクトモ用捨スル時アルベシ、椀ナクテハスマヌ事多シ、文武有用ノ物モ、之等ニ准ジテ考フレバ、有用、無用、要用等ノ差別明ナリ、烟草ヲキリ、菓子ヲ製シ、カルタ、將棊駒ヲ造リ、烟管ヲハル類ノコトハナルベキナラバ禁ズルガヨシ、トカク誰々モ一日ニ百文ニアタル職ヨリ百五文ニアタルコトヲ心ガクルモノ故、無用ノ職業ニウツラヌヤフニ撮當アルベシ、勿論何ホドノ祿ヨリ以下ハ必一職ヅヽヲ心ガケサセ、何ホドヨリ以上ハ面々ノ勝手ト云ヤフニ定メヲクベシ、サテ鍋釜ヲ鑄ルヤフナル業ノ一人二人ニテ出來ヌコトナドハ、足輕底ナド五人モ七人モ組合テスルコトナド、上ヨリモ世話アレバ成就シヤスク、長クツヾキテ行ハルヽコトナドアルベシ、ヨク〳〵工夫アルベシ。

經世談卷之四終

更行屆カザルコトモ多ケレバ、十ニ七八マデハ百工諸職ノ營ミニシクハナシ、足輕底ノ者ナドハ、海山ノ獵師ナドモヨキ處アルベシ、ヨク〳〵工夫アルベシ、新田ノコトハ別條ニ論ズ、サテ百工諸職サマ〴〵アル内文武有用必用ノ事ノミ武士ノ營ムコトニ定ムベシ、鍛冶大工ハ勿論何ホド賤シキ業ニテモ、武士ノ面々心得居ルコト武備ノ助ニモナリ、奢ヲ省ク心得ノ助ニモナルコト多シ、草鞋ヲ作ルナドハ甚賤シキ業ニテ、折助、鎗持又ハ百姓ナドニ限リテスルコトノ樣ニ心得レドモ、足輕底又ハ輕キ武士マデモシルベキコトナリ、コレハ賣出スマデハナクトモ、面々自分ノ用ホドハ心ガケテヨキコトナリ、予ガ覺ヘテ近キ年數ニモ、江戸大火ノ節一足ノ價六十四文ヨリ百文マデモ高直ニナリタルコトアリ、又東國ニテ蝦夷地警固ノ人々數百千人通行ノ時モ常價ヨリハ倍々セリ、コレ入用多クテソノ品拂底ナル故如レ此ニ高直ナリタルコトナリ、ワヅカ一時ノ要用多キトテスラ如レ此ナレバ、若シ戰爭ノ時ナドニナリ四民スキト寸隙モナク、又引ツヾキテ人々コレヲ用ルコト多クバ、マス〳〵拂底ニナリ、マス〳〵高直ニナルベシ、ソノ時ニアタリテ左ナクテスラ費多キ中ニスベテ、諸物ノ價數倍ニ引上ゲタラバ輕キ諸士ナド、草鞋ナドノ輕キ物マデ不自由ニナリテ、サシツカフルコト何ホドカアルベシ、スベテ如レ此ノ類ニテ、世ノ人ノ甚賤ミテセザル業ノ内ニモ、輕キ武士ナドノ心ガクベキコトイカホドモアルコトナレバ、トクト評議ノ上ニ上ヨリモヨク〳〵申含メテサスベキコトアルベシ、文武ナド云名目ニ拘ハラズ、世上要用ノ物イカ程モアルコトニテカゾヘ盡シ難シ、タトヘバ世帯日用ノ輕キ物ノ

シニモタラヌモノ多シ、ソノ中ニ面々百工諸職ヲ營ミテ、祿ノ不足ヲ補ヒ産業トスル者アルコト今ノ世ニアリテ自然ノ勢ニテ、必ヤムベカラザルノミナラズ、上ヨリモソレ〳〵ニ世話アリテ控ヲモ立テオクベキコトナリ、聖人ノ世ヲ治メ玉フ時ニ、祿アル者民ト利ヲ爭フコトヲ禁ゼラレシハ、兵農合一ノ時ニアリテ祿ヲウケ官ヲ任ズル者ハソノ祿厚クシテ、ソノ産乏シカラザルユヘソノコトナレバ、今世ノアリサマトハ事體大ニ不同トシルベシ、今ノ時武士ト百姓トハ世々子孫面々ニ分レテ武士ト云者ニハタヾ上ヨリ宛行フコトナレバ、家中多キ國ニテハ自然ニユタカニナラヌコトナリ、シカルニ或ハ商賈ノ業ヲ營ミ、或ハ役人トナリテ上ノ物ヲ盜ミ、下ノ物ヲ竊ニ奪ヒ剝ギ掠メトリ、或ハ賄賂ヲ貪リ、又ハカヘスベキ見當モナク、金銀ヲカリ入レ、又ハ邪謀姦計ナド企テ、利ヲ貪リテ今日ノ衣食ノ間ニ合スルナドヲソノマヽニシテ、タヾ跡ヨリヲサヘテ刑罰ニ行フノミニテハ、自然ニ廉耻モ薄ク武邊ノ嗜モナクナリテ、家中ノ風俗日々ニ下落スルコトナリ、サレバ此等ノコトモソレ〳〵ニセワアルベキコトナリ、クラシニ足ラヌ宛行ヲ遣シヲキ、召シ使フバカリガ上ノ人ノアタリマヘト心得タル樣ニ妻子ノ養ノ屆クモトヾカヌモ、衣食ノ費ノ間ニ合フモ間ニ合ハヌモ、ソレハ面々勝手ニハゲムベキト云樣ナルアツカヒハ、民ノ父母タル人君ノ道ニアルマジキコトナリ、サテ今世ニテ召キ武士ノ錢ヲトリテ祿ノ補トスベキ業ハ百工諸職ヨリ外ハナシ、農作ヲ業トスルコト、兵農合一ノ姿ニテ、甚ヨキコトナレドモ、田地モソレ程ナケレバ新田開發ヨリ外ニハナリ難キコト多ク、又城下又ハ城下邊ナドニ住スル者ハ殊

ホド高クトモ餘儀ナク買取ル樣ニナルコトヲ願フテオルコト、利ヲ求ムル心ヨリハ自然ノナリナレドモ、隣國他國ノ人々ニ大ナル難儀ヲカケテ、自國ノ利トスルコト人君タル者ナドノ心トスベキコトニアラズ、イカニモナルベキホドハ不自由モカケズ、アマリ高直モナキヤフニシテ、他國ナリトモ心ヨク迷惑ナキヤフニシタキコト本意ナリ、サレドモソレ〳〵ノ分ノ當然アレバ、手前ノ商人ニ利ヲトラセヌト云道理モナキ故、相應ノ通用ニスル時ハ、彼此相方トモニ永久ヨク引ツヾキテ誠ニ公共ノ意ニカナフコト卽天地ノ心ナリ、カヤフノコトハ深ク聖賢ノ意ヲ體シテ、道ヲシルトイフホドノ人ニアラザレバ、ホト〳〵胸ニハウツルマジケレドモ、人ニ君タルホドノ人ナラバ略ニモコノ大意ヲ合點アルベキコトナリ、ワガ子ホドカワユキ者ハナケレドモ、ソレヲヲシテ世ノ親タル人ノ心ヲ考フル時ハ、人ノ子モソマツニセラレヌト同ジ事ナリ、左ナケレバ白圭ガ洪水ヲ治メテ、鄰國ニ水ヲオトシテ迷惑サスルト同ジコトニテ、當世ニ云山師ナドノ所爲ニシテ、聖賢ノ心トハ天地懸隔ナリトシルベシ。

○家中小進ノ者百工諸職ヲ營ム制度。

今ノ諸大名衆、皆戰國ノ餘ヲウケテ國ヲ立テタル故、ソノ高ニ應ゼズ、家中ノ諸士多ク藏入ノ收納ハソノ扶助ニノミ費ヘテ、諸事ノ費用間ニ合ヒカヌルモノアリ、東國ノ大名衆ニハ殊更多キトミヘタリ、サレバ輕キ諸士ノ宛行ハ十分ニナリカヌルヨリ、甚微祿ナル者多ク、シカモ久シク弓矢ノ亂モナク、殊ニ良法善政モナケレバ、萬事自然ニ奢ノ風俗ニウツリ行テ、一年ノ上ヨリノ宛行ハ半年ノクラ

國所ヨリ書出サセ、到着ノ節モ大數ニ改メ、仲間へ卸ニ渡ス時ハ、通牒ヲ以テ代品物商金高ヲ改メテ仕入元ヨリソレ〲〲費ヲカケテ賣前ニテ、何ホドノ利益ト云コト其物ニヨリテ五分トカ、七分トカ一割トカ、二割トカ大數ヲ定メテオクベシ、如此スル時ハ仕入元ノ相場高下へ何時モツリ合フヤウニナリテ、大ナル甲乙ハナキ様ニナルベシ、サテ仕入先ノ國ヨリ書出スコトハ海失其外非常ノコトニテ、荷數金高ニ相違出來ル故、ソノ時ニ姦計ナキ爲メナリ、勿論如此シテモ商人ハ利ヲ目ガケルコトノミ日夜工夫ヲスル故、サマ〲〲ノ智ヲメグラシテ、何カノ間ニテ過分ノ利ヲトル事ヲナスベケレドモ、ソレハ深クカマハズ、大抵ニシテヨカルベシ、又賣出ノ問屋ハ買入ノ高ヲ書出サセ、何程ノ高ニテ口錢何ホドヅヽトルベシト定メオキ、相場ノ甲乙ニヨリテ口錢ヨリ餘分ノ利アル時ハ其内五分ハ上ニオサメ、三分ハソノ主ノ利分トシ、二分ハ仲間ノ用意金ト定メテ順番ニ預リ置テ、火災ソノ外非常ノコトアル時役方評議ノ上、手アテニ渡シ、又ハソノ仲間買入元金不足ノ節限月ヲ立テヽカシワタスベシ、勿論帳面ニシルシオキ、ソノ主ノ手ニテ納メタル高ホドハ半利ニテカスベシ、サテ此等ノ法モ大格ヲ論ジテ一端ノ法ヲ示スナリ、ソノ大意サへ心得タラバ、ソノ國ソノ所ニヨリ、サマ〲〲ノ手段アルベキコト勿論ナリ、タヾ別レテ上ヨリ心ヲ用ヒテ撮當スベキコト一ツアリ、米鹽ナドノ如キ他國ニテ其必用要用ニテ我ガ國ノ賣リ送リヲタノミニスル品ヲバ、マヅハ商人ニマカスベカラズ、タトヒ商人ニマカストモ、心得アルコトナリ、スベテ商人ノ心ハ先方ニテ其拂底シテ人々難儀スルヨリ直段イカ

ベシ、サレバヤミ難キ分ノ外ハ、屹度上ヨリ定メヲカズ、ソノ向ノ商人ノ勝手次第ニスベシ、勿論金高多クナリテハ、出來ヌモノユヘ、自然ニ金高多キ者ガ問屋トナルカ、又ハソノ事ヲ通屆ヨキ者ニ限リテナルベシ、其盛衰ニヨリテ今年マデ、小賣バカリニテアリシ者ガハヤ翌年ヨリ問屋トナルコトモアルベシ、スキトカマハズ、ナリユキ次第ニシテ、ソノ商買向一統ノ掟ヲフレ廻シ、或ハ用ヲ辨ズルコト年番、月番等順番ニテ持ツベシ、今ノ世ニ云行司コレナリ、コレモ近世ソノ用事ヲ厭フテ、ソノ向ノ商買ヲモセヌ者ヲ雇フテ行司ニ立ルコトヨロシカラズ、始ノホドハ雇フテ召仕モ同新ナレバ、面倒ナクテヨキ樣ナレドモ、後ニハ却テ權ヲトリテ自由ニナラズ、仲間ノ迷惑ニモナルベキコト疑ナシ、イカニトナレバ、自身ソノ商買ヲセザル故、スベテ後ノ利害ヲ深ク考ヘズ、ソノ上當番ニテ差配スベキコトヲ定持ニシテオル故、自然ニ權ガツクコト世ノ中自然ノ勢ナリ、コレハ世態ニ老練シタル者ハ早ク合點アルコトナリ、サレバヤムコトヲ得ズシテ問屋ヲ定メオクコト、國所ニヨリテ樣々アルベケレドモ、其大格兩樣アリ、買入ノ問屋ソノ國ニスキトナク、又ハ拂底ニテ遠所ヨリ持來ル品ヲ賣出スコト海ナキ國ノ者、鹽又ハ關東ノ綿木綿ナドノ類コレナリ、又賣出ノ問屋、ソノ國ノ產物ニテ、遠所ヘモチ送ル物、播州ノ鹽、仙臺ノ米ナドノ類コレナリ、勿論買入ノ問屋ハ必用要用ノ物ニ限ルベシ、商人ナクトモ少々ノ不自由ホドノコトハ用捨シテ不自由スベシ、問屋ヲ立ル分ハスベテ小賣ヲ禁ジ、商人仲間ノ卸バカリヲサスベシ、サテ仕入ノ時、彼地ノ相場並荷數何ホド金高何ホドヽ云コトヲ仕入先ノ

ルナリ、サレバトテ又仕入元下直ニナリタル時早速ニハ引下ゲズ、根元高ク仕入タル品トテヤハリコレマデノ通リ高ク賣出シ、程經テ後ニ始メテ引下ゲルコト故、仕入元ニテ半年高直、半年下直ニテモ賣出ス所ノ直段ハ、高直ハ七八ヶ月下直ハ四五ヶ月ト云ホドナリ、故ニ定分ヲコヘテ利ヲ得ル、コレ亦畢竟姦術ナリ、又シメ買ヒト云コトアリテ、アラフル代呂物ヲ多ク買入テ世ニ拂底ニナリ、オノヅカラ甚高直ニナリタルヲ待テ、利ヲ貪ルト代呂物多キ時、買入レズシテ世ニアマリテ自然ニ甚下直ニナルヲ待テ買入ルヽコト、何レモ畢竟ハ姦術ナリ、又金銀錢ノ相場ノチガヒニテ損德ノ別アリ、タトヘバ關東ハ小判一兩銀六十目ニ定マレドモ、中國邊ハ銀相場高下アル故、小判一兩六十四匁ノ時ト、五十七匁ノ時トハ一割餘ノチガヒアル故、銀付ノ直段ニテハ、金高ニシテ大ナル甲乙ニナルナリ、錢付直段ノモノ、錢相場ノチガヒ等ニモ皆アルコトナリ、カヤフノ類マヅハ問屋仲間ニテスルコト多キコトナリ、勿論問屋ナクトモカヤフノコトナクテカナハヌ勢ナレドモ、問屋ニ拘ハラザル時ハ、ソノ向ノ商人多キ中ニテ、一統ニソロヒカヌル故、自然ニ姦術少キコトナリ、時ニヨリテソノ向ノ商人問屋ナタトモ、一統ニ引上ゲ引下ゲ、又ハ多ク買入レ、スキト買入レザル類ノヲチヲフテ一樣ニナルハ、ソノ時ノ自然ノ勢ニテ、畢竟人力ニアラズト云ホドノコトヽシルベシ、サレバ問屋ト云モノ上ヨリ定メヲキテ、ソレ〳〵ノ掟ヲ立ルコト却テヨロシカラザルコトアリ、サレドモ問屋ト云モノナクテハナラヌコトモアリ、問屋ナクテハ多分ノ代呂物ノ賣買ニ通用甚アシク、又スベテ火急ノ用ニコマルコトアル

スベテ問屋ト云ハ何ニヨラズソノ向ノ用事ヲ何方、何人ニ拘ラズ、注文スルヲ皆相應ニ辨ジテヤル爲ニ立ルコトナルベシ。船問屋ナドノ類ナリ、今ノ驛々ノ問屋ハ、畢竟役所ナレドモ、其義ハ同ジ、其外商買物ノ問屋ト云ハ何ニヨラズ、ソノ向ノ所々ヨリ、多ク買入テ、小賣スル商人ヘワタシ、又ハ遠方ヘ送ルモノヲ云、此問屋ト云モノ今世ニテスベテ金高多キ大ナル商買ニ何ニテモアルコトノヤフナルガ、小賣ト云テ人々當用ノホドヅヽ買ヒ求ムルニ賣リ渡スコトヲバスキトセヌコトニ定メタルモアリ、又其向ノ所々ヨリ持出シテ賣リ入ルヽニモ問屋ニカギリテ他ノ小賣ノ商人等ヘハセヌコトニ定メタルモアリ、此等ノ掟ノ立ヤフニテ、大ナル利害アルコトナレバ、心ヲ用ヒテ工夫アルベシ、スベテ商人ノ大利ヲ得ルニ元手多ク代呂物仕入多キニヨリテ多ク利アルハ、定分ノ利ナリ 又遠所ニ賣買スル者ハ此方ニナキモノ少キ物ヲ彼方ヨリ持來リ、此方彼方ノ價ノ高下ノ位ニヨリテ、利ヲ得ルコトコレニハ價ニ甚甲乙ノ差別アレバ、時ニヨリテ損モアリ得モアリテ、大抵平均ノ利ニアタリ、或ハ損バカリ、徳バカリニテ、大ニ浮沈モアルナリ、サレドモ商人ハ必ズ損ヲセヌヤウニハタラクコトナリ、彼方ニナキ物少キ物ヲ此方ヨリ持出スモソノ義ハ同ジ事ニテ何レモ畢竟定分ノ利ナリ、此外ニ物ノ直段高下ノカハル時ニ、一統引上ゲ引下ゲスル前後ノ間ニ非常ノ利アリテ、コレハ定分ニアラズ、畢竟姦術ト云モノナレバ上ヨリ撮當アルベシ、タトヘバ仕入元ニ何カ故アリテ直段格別高クナリタルコトアレバ一通ノ書狀ニテ、ハヤ早速ニ仲間一統引上ゲテ、今賣ル品ハマダ下直ノ時ニ仕入タル物ヲモ必高ク賣

賣ノ者ニ入札サスルモヨロシカルベシ、百姓ノ貧富高下ハ町人ヨリハ甚知リ易シ、田畠持高刈收ノ多少ニテ大格明ナリ、ソノ上ニモ海川ノ獵、又ハ山林ナド、或ハ商賣諸職ノ類ヲ兼タル類、何レモ大數ヨクシラルヽコトナリ、サテコノ平日段ヲワケオクコト何ノ要用ニナルゾト云ニ、町方、村方、時々ノ盛衰ヲ考ヘテ、ソレ〳〵ニ工夫シテ扱フベキタメノ入用ナリ、ソレノミナラズ、饑饉凶災ノ救、又ハ非常ノコトアリテ、何ゾ割付テ申付ルナドニモ、ソレ〳〵ノ段ニヨリテ次第ヲタテヽ申付ベシ、左ナケレバ家並、頭割ノミニテ却テ甚不平ニナリテ行ハレ難キコトアリ、姑ク一事ニテタトフルニ町々困窮ニヨリテ恵トシテ金錢ヲ與フルナド云ニ、一軒ニツキテ三百文ヅヽナド云時貧シキ借屋ナドハ、兩三日ノ米買フホドニモアタリテ恵ノシルシアレドモ、大家ノ商人ハソレガタメニ呼出サレ、又ハ禮廻リナドスルコト却テ迷惑ニナリ、又上ヨリ賜リタル餘分ノ錢ナレバトテ、ノマズニスム酒ニテモノメバ、却テソノ上ニモ費スヤフナル類ニテ、諸事ヲオモヒヤルベシ、カヤフノコトモソレ〳〵ニ工夫シテ扱フコトヲセズバ、ヨキ町奉行、郡奉行トハ云ベカラズ、如レ此段ワケテアレバ、坐上ニスワリテ居テ明白ニシルベシ、今世ハ貸上ナド云フコト申付ルニ、役人ナド吟味シテ、ソレ〳〵ノ分限ヲヨク知リテ割付ルコトノミニテ、別ニ心ヲ用ルコトナケレバ、ソノ時々ノミヨクトヾクヤフニテ平日全體ノ盛衰ノ者ニモナラズ、恵ノ救ノト云時ハ、前ノ譬ノヤフナル類多キハ、ニガ〳〵シキコトナリ。

○スベテ商物ノ問屋ヲ立ルニ心得アルコトヲ論ズ。

不レ齊物之情也ト云モ此意ナリ、ソノ自然ノ姿ニヨリテ取扱スルガ扱フ者ノ心得ニテ、强テ一様ニスルコトハナラヌモノナリ、一様ニセントスレバ却テ種々ノ障アルナリ、今諸國トモニ多キ家中ヲ扱フニソレ〳〵ノ身分格祿ナドアリテ近習ト徒士トハソレ〳〵ノ扱アレドモ、町人百姓ナドニ、段ヲ分ケテ扱フ所ハ少シ、段ヲ分ケタルモ家持、屋敷持、借屋、名主、庄屋、名子、水呑ナド云類ニテ分別シタルマデナリ、大抵コレニテモスムコトノヤフナレドモ、ヨク〳〵ソノ中ニ入リテミレバトヾカヌ所アリ、今ノ町人同ジ家屋敷持ニテモ、分限ノ大小ニヨリテ、主從同様ノ姿ナル者多シ、百姓モ亦同ジ、主從君臣ノ如ク大小高下ノチガヒアル者ニ一様ニ何事モアテガフテハ、自然トサヽワル形アリ、理ヅメノ吟味ニテハ行ハレヌコトナキヤウナレドモ、順ニユキカネルコト當然ノ勢ナリ、サレバ此段ノ分チヤフハト云ヘバ、ソノ國ソノ所ニテ、一概ニハ心得難シト云ヘドモ、大抵三段ヨリ以上六七段マデモ分ルベシ、今江戸町ニテ十仲間ト云ハ商人ノ上段ナリ、サレドモ、此内ニモ大ニ甲乙アリ、何レニモ町人ハ商買仕入金高ノ多少ト召使フ人數多少トノ二ツナリ、コレニモソノ商買ニヨリテ、一様ニイハレズ、タトヘバ藥店ナドハ召仕フ人ハ多クトモ、金高ハソレ程ニナキモアリ、呉服店、質店ナドハ召仕フ人ハ少クテモ金高ハ多キ者アリ、スベテ此類ノ差別多ケレバ、其所々ノ心得アル功者ナル者ニ申付テ吟味サスベシ、勿論町人ハソノ商買ニヨリテ、一年、半年ノ内ニモ盛衰アルモノナレバ、毎年、又ハ隔年ニモ改メテ吟味アルベキナリ、モシ吟味屆キカヌル時ハ、近所ノモノ或ハ仲間又ハ類商

メテ役人ヲコナシ、又ハアシキコトヲモヨキ様ニ云立ルコトナド末世姦民ノ常ナリ、又誹ヲ起シ云ヒ觸ラスコト町人ニモ限ラズ、心服セヌ事アル時ハ同ジ様ナレドモ町人ノ云ヒフル丶コトハ、世ニヒロマリヤスク、廣マリタル上ハ明智ノ人モ惑フコトアリ、モシ惑フ時ハ役人ノ越度、又ハ不覺ニナルコトナレバ、ソノコトヲ果サズシテ、誹謗ニアフテ役ヲ退ケラレ、又ハソノコトヲヤメラル丶類ノコトアリ、町人ノ云ヒフル丶コト、世ニヒロマリ安キトイフハ、イカニトナレバ、商人ハ諸士、百姓、職人ナド丶チガフテ、朝夕四方ノ往來アリ、タトヘバ上方ニ洪水アリシト云テ東國ノ端マデモ早ク聞ツケルハマヅ町人ガ先ナリ、タトヒ一國ノ内ニテモ、スベテ此類ナルコト推シテ知ルベシ、又數十里四方モ廣キ國々ニテモ、何事モ都ノ風ヲ慕ヒ、城下ヲ學ブコト自然ノ姿ナルガ、都城下ノ町人ドモノ口々ニ唱フルコトハ廣キ國中ニユキワタルコトナリ、モトヨリソノ中ニ目ノアキタルモノ十人ニ一人モナケレバ、何デモ都、城下ノ風説ガサモアルベキト思フコト自然ノ勢ナリ、サレバ町人ノ云ヒ觸ラスコト廣マリヤスシト云コトナリ、此等ヲ始メ、目前ニ大勢ノ欲セザルコトヲ新ニ施サンニハ、種々ノ事體アルベキコトニテ、王政ノ本ヲ重ンジ、末ヲ輕ンズル法ヲ行フ事、當世ニアリテ、町方ヲアツカフノ法第一ノ難事ナルベシ。

○町人百姓トモニ段ヲ分ケヲク說。

凡何事ニヨラズ數多ケレバ同ジモノニテモ、ヲノヅカラ段品ノチガヒアルコト自然ノ姿ナリ、物之

ザルヨリハ種々ノサシツカエヲ云ヒ立ルカ、又ハ賄賂ヲ以テ法ヲノガレントスルカ、ソレトモニ叶ハヌ時ハ誹ヲ起シテ種々ノコトヲ云ヒ觸ラシ、落書、ハリ札、狂歌、ハヤリ歌ニマデニモ及ブコトナリ、コレ卽容易ニ行ハレ難キト云所ナリ、勿論豪傑ノ役人アリテ右ノ類ニモ構ナク、嚴ニ法ヲ正シクシテ行フベキコトモアルベケレドモ、右ノ類ニ自然トサヽワリニナルコトヾモ多キワケアリテ、構ナクト云事容易ナラズ、此處ヲ人君モ宰相モヨク〳〵心得玉ヒ、取扱フ下ノ役人ニモ申含メテ、惑ハヌヤウニスルコト肝要ナリ、サテソレハイカナル故ニ構ナクト云コト容易ナラズト云ニ、大略前ニ述ルト云ヘドモ、ナヲ子細ヲ詳ニ論ズベシ、種々ノサシツカエヲ申立ルコト、數多アルベキナレバ、何ト云定マリハナケレドモ、第一世ニ有用ノ品ニテ、ソノ國ニ產セズ、他國ヨリ交易スル物、皆商人ノ手ヲ借ルコトナリ、ソノ商人ノ不勝手ヨリ直段ヲ引上ゲ、又ハ惣ジテ不便利ニナリテ上ノ用向、並四民共ニ迷惑ニ及ブコト何カナクテカナハズ、コレソノ國所ニヨリテサマ〳〵ナレバ、何ト定メテ概シテハ云ヒ難シ、次ニ又土地ノ產物ヲ物國ニ出シテ、交易スルコトモ同樣ナレバ、職人農民ナド骨折テモソノ價ニアタラズシテ迷惑シ、自然ニ運上物成モトリ落テ上ノ迷惑ニナルコトモアルベシ、又コレマデ商賣ニヨリテ衣食ヲ營ミタル業ヲ遽ニ禁ジ、又ハ禁ゼズトモ遽ニ利益ヲ失フ時ハ、多クノ商人忽ニ凍餓ニ及ブコト可ㇾ哀憫ㇾコトナリ、又賄賂ヲ以テ求ムルノ類、役人正シケレバ如ㇾ此ノ慮ハナケレドモ、町人ノ富タル者ハソノ手足トナル者モ多ク、ソノウヘ金銀米帛モ不自由ナケレバ、ソレ〳〵ノ手ヨリヲ求

容易ナラザル故、皆有來ルマヽニ安ジテ別ニ智慮ヲメグラシ、骨折ルコトタトヒアルトモ少キコトナリ、タヾ商賈ノミ時ノ好ヲ逐ヒ、其處ノ風俗事態ニ隨フテ、利ヲ得ノ法、何ホドモアル事ユヘ、智慮ヲ竭シテコレヲ謀リ、百千里ノ遠道ヲ往反スルヲモ厭ハズシテ、只利徳ニナル事ヲ心ガクルユヘ、四民ノ内ニテ心ニ油斷ナク、世ノアリサマヲヨクシリタル者ハ商人ニシクハナシ、サレバ今ノ世ニテ智慮アル者、多クハ商人ニ出ルコト、皆コノ故ナリ、コノ智慮ト云ハ、世ニ云所ナリ、眞ノヨキ智慮ニハアラズ、飮酒遊樂ナドニ金錢ヲ費ヤスモ、士ノ少祿ニシテ貧シキ者ヨリ、商人ノ富タル者カヘッテ鄙細ナリト世ニ云類ヲモ思ヒ合スベシ、商人モソノ種類數多キコトナレバ、一概如此トハ云ヒ難ケレドモ、中ヨリ以下十ニ七八マデモ皆如此ナリ、此輩モトヨリ眞ノ義理ニ目ガアカネバ、ワガ面々ノ分ノ當然ハイカナルモノト云コトヲシラザルウヘニ、上ニタツ役人ヨリモソレ〳〵ノ心得アリテ、コレヲ抑フル仕形ヲセヌモノユヘ、元手ト智慧トサヘアレバ一年二年ノ内ニモ遙ニ身上ヲ引キアゲルコト、商人ニ限リテアルコトナリ、士ノ奉公モ智慧次第ニ進ムハヅノコトナレドモ、當時世祿ノミ多ク官職モソレニ隨フテ任ズルコト多ク、シカノミナラズ、人君宰相ニ目ノアカヌ人ガ多ク、自ラ進ムコトハナラヌモノナレバ、ソノ内ノ運ヨキ者ノミナレバ、十ニ一ナラデハナシ、職人ハ何ホド進ミテモ限アリ、農人モ多キ中ニハ、商人ニ類シタルコトモアレドモ、商人ニクラブレバ、百ノ内ニ一ナリ、如此ノ輩ヲ今遽ニ制シテ、分ノ當然ニ從ハシメントスル時ハ、面々ノ欲セザル所ユヘ、心服シ難キナリ、心服セ

是ヲ抑ルト云フヲ主トスル事ナリ、ソノ抑ルト云仕形ガ郎人情ニ逆フ樣ニナリテ、容易ニシ難キ所以ナリ、サテ本ヲ重ンズル事ハ前條ニ論ズ、コヽニ詳ニセズ、惣ジテ何ニヨラズ、法ノ行ハルヽト云ハ、目前少々迷惑ニ思フ事ニテモ、根元ヨリカヤフナケレバナラヌモノト云事ヲ下ノ面々心得タル上ナレバ、心中ニ服スル所アルユヘ、ヨク取扱テ行ヘバ、長久ニ行ハレテ、後ニハ迷惑ニ思ハヌヤウニナルコトナリ、左ナケレバ三日法度ト云フ類モ同ジク、年月過ル程行ハレ難クナルコトナリ、シカルニ今ノ無知ノ町人ドモ、タヾ利ヲ貪リ、榮耀ヲ好ムコトニ數十年習レ染ミテ、赤子ヨリ白髮マデカクテハ分ノ當然ニ非ルト云フ事ヲ夢ニモシラズ、ソノ上大賈富商ハ諸家ノ藏元、仕送ナド云フ事ニテ、自然ニ權威重ク、王公大人ヲモ左マデ畏敬スル心モナク、何事モ地獄ノ沙汰モ金次第ト云心得ニテ勿論ソノ心得ノ如ク、多分ハイクコトユヘ、世ノ人ミナコレヲ貴ビ、コレヲ慕フコトニナリ、職人、農人ナドヲバ奴隸ノ如ク取リ扱フコト自然ノ勢ナリ、ソレユヘ今ノ世ニテハ町人ノ富タル者ホド、ヨキコトハナキト思フコト、誰々モ同ジ情ニテ、前條ニモ云ガ如ク、今ノシモフタヤト云モノ、王公モコレニ及バズト、政談ニモ論ゼリ、尤ナルコトナリ、コレ數百年來弓矢ノ沙汰モナク、上下ミナ昇平ヲ樂ミ、安佚ノ思ヒヲナシテ、コレヲ扱フ者ニ、心得ナキヨリノコトナリ、士、農、工ノ三民ハ皆舊業ヲ守リテ、衣食ニ乏シカラヌガ最上ニテ、分外ノ榮耀ハナリ難キモノナリ、ソノ内士ノ官職ヲ轉ズルコト、殊ニ我ガ心ニ任ゼズ、農ハモトヨリソノ土ニヨリテ植ルモノヲ改ルコトナラズ、工モソノ業ヲ換改ルコト

事故、心アル者ノ深ク羨ムベキモノニアラズ、イカニトナレバ今世ニアリテハ大阪、堺ナドノ富商ホド、强盛ナル者ハ少ケレドモ、萬一世ノ中騷ガシク、海陸ノ通用モ塞リテ、自由ナリ難キ時ニ至ラバ、上段ノ大商ハ中段ノ豪農ニモ及バズ、中段ノ大商ハ下段ノ豪農ニモ及バザルコト明ナリ、ソノ故ハスベテ町人ハ土地モナク、人數ハアリテモ多クハ諸方ノハセ聚リモノニテ殊ニ妻子ヲ榮ヘテ、子孫安堵スル者ハ百人モ召仕フ中ニテ、二十人マデモナキサマナレバ、亂世ニモナリタル後ニハ甚タノミ少ナキコトナリ、豪農ト云モノニ至リテハ、第一累代土着ノ人々ヲ手ニツケテ一人毎ニ妻子ヲ安ンジテ、ソノ處ヲ離レテソムキ去ルコトモ容易ナラザル形アリ、又筋骨强ク雨風ニモ弱ハラズ、難處ノカケマハリニモ馴レテ、事トモセヌ者多ケレバ、亂世ニ至リテハ、甚强ミトナルコト一人ニテモ町人ノ十倍ホドニアタルベシ、サレバ此等ノ段ニ至レバ農民ニ肩ヲナラブル事ハ決シテナラズ、彼ヲミテモ此ヲ見テモ、本ホド重キモノハナシトシルベシ。

○町方ヲアツカフ心得。

今世ノアリサマヲ視ルニ、聖賢ノ道ニヨリテ國家ヲ治ルノ事業ヲ新ニ施サントスルニ、町方ヲアツカフノ法第一ノ難事ナリ、マヅ始ニコノ難事ナルコトヲヨク心得テ、ソレヨリユルヤカニ工夫ヲツケ、遽ニ人情ヲ動カサヾル樣ニスル事肝要ナリ、ソノ難事ト云フ事、イカニト云ニ、マヅ王政ハ本ヲ重ンジ末ヲ輕ンズル事ナリ、農ハ本ナリ、商賈ハ末ナリ、故ニ古ヨリ四民ノ内ニテ、商賈ヲ最後ニ列ネテ、

ナリ、皆根本ヲソマツニスルヨリ、自然ニナリユキタルアリサマニテ、決シテメデタキコトニアラズト知ルベシ、昔王朝ニテ公家ヲ堂上ト云ヒ、武士ヲ地下ト云テ、後ニハ地下ヲ輕ンジ賤ムコト、牛馬、犬猫ニモクラブルホドニモ至リシヨリ、遂ニ武家ニ權ヲ奪ハレテ王朝ノ衰トナリ、再ビ古ニ復スルコトナリ難キモ、ソノ始、徒ニ上下ノ分ヲ嚴ニシテ本ノ重キコトヲシラザルヨリ起レリ、イカントナレバ徒ニ輕ンジ賤ム時ハ、親シミ愛スルノ情薄ク、ソノ疾苦ノ情ヲ得ルコトモナク、雇人ノ牛馬ヲマツカフ心ザマナルユヘ、下ヨリモ愛シ戴クノ心薄ク、萬事障リテ通ジカヌルユヘ、上ニ代リテ命ヲ抛チ、力ヲ盡スノ心ナキ故、自然何事アレバ離レ睽クコトナリ安シ、殊ニソノ頃堂上ノ人文學、詩歌ナドニノミ心ヲクダキテ、國家人民ノナゲキヲ救ノ心親切ナラズ、ソノ上弓馬ノ業ニモナラハズ、スベテ武備ニ疎ケレバ、何ゾ事アル時ニハ忽人ニ奪ハレヤスキ勢アルユヘ、衰トナリタルナリ、コレソノ源上下ノ分ヲ嚴ニスル處ノミニ目ヲツケテ、重キ根本ヲ忘レテ、心ヲ盡サヌ故ナリ、今世ノ大名小名ト云者モ、ソノ者ハ農民ノ頭分ニテ、久シクソノ土地ヲアツカヒテ人民ヲナヅケ遂ニ君臣ノアリサマトナリテ、王政ノ衰ニ乘ジテ威勢ヲフルヒ、ワガマヽヲセシモノナリ、サレバ大名主、小名主ト云フヲ略シテ大名小名ト云ト云ヘリ、國家ノ盛衰强弱ソノ本全ク農民ニヨルコトハ古モ今モ同ジ事ナリ、今世四民ノ内ニテ町人ノ富タル者ホド安樂ナル者ハナシ、ソレ故徂來ノ政談ニモ今ノシモフタヤト云モノ、王侯ノ樂モコレニシカズト論ゼリ、サレドモコレハ目前ノ安逸バカリニテ、永久ノタノミニハナラヌ

スベテ繁華ノ地ニテ町人多ク農民少キ所ハ、富ミタリトイヘドモ威風ナシ、（讚州丸龜、江州八幡總州銚子ナドノ類、）此數ケ條ニテ郡村農民ノ本トナリテ、重キコトヲ知ルベシ、末世ノアリサマ、本末ノ別ヲモ知ラズ、制度モ政事モソノ心得ヨリ出ル故ニ、自然ニ本ヲ輕ンズル樣ニナリテ、アマツサヘ都會ニ住スル者ハ町人職人ノ類モ、農民ヲ奴隸ノ如ク取リ扱カヒ、農民モ自ラ如此モノト心得テ、何シラヌ富ミ榮フル者ハ却テ町人ニナリタク思ヒ、女子ヲエンヅケ、次男ヲ壻ニヤルモ商人ナドコソヨケレト覺ヘテ多キ中ニハ、家督モ生レタル子モナルベキナラバ、百姓ノ家ヲ弟ニユヅリテ其身ハ繁華ノ地、城下、湊ナドニテ身ヲモチタク思フ者多ク、タトヒ其ノ土地ニ居テ一生ヲ終ル者モ、町人ノ風儀ヲマネタク思フユヘ、髮ノユヒヤウ、衣服ノモヤウヲ始、スベテ町人ノ華靡ヲマネルユヘ、自然ニ費モ多ク、又手足ヲ泥ニヒタシ、日ニテラレ、風ニアタルコトヲモナルタケ厭フ心ユヘ、ハタラキモヲノヅカラ手弱クテ、遂ニ懶惰ニ流レナドスル類、皆本末ノ別ヲシラズシテ農民ヲ輕ンジ賤シムヨリ起ルコト多シ、又今世ニテ武士トイヘバ怪ク貧シキ小進ノ者トイヘドモ、人之少シク敬畏スル情アリ、コレ戰國ノ遺風ヲウケテ制度政事モ格別ニ立タルガ自然トナラハシトナリタルナリ、町人、商人トイヘバ輕ク貧シキ者ヲバ論ゼザレドモ、富ミ榮フル者ヲバ必賤シマズ、コレ金銀ヲ目ガケルノ心ヨリ、如此コトモアレドモサマデ目ガケヌ者トイヘドモ、輕ンゼザルハ自然ノ勢ナリ、サテ農民百姓トイヘバ、貧シク輕キ者ハ云マデモナシ、豪農トイヘドモ、士民ト云テ輕ンズルノ情アルハ、制度政事ノ習ヒトナリテ自然ニ如レ此ナリユク

モ、郡村ヲアツカフモ、大抵一様ニ心得ヲルコト、大ナル誤リナリ、イカニトナレバ、郡村ノ内サマ〴〵ノ人類アリテ、一様ニアラネドモ、農民ガ第一ノ主ナリ、昔ヨリ四民ト云テ、士農工商ト列スルモ、士ハ人君ノ手代リトナリテ、餘ノ三民ヲアツカフ故、農ノ上ニ次第スルマデニテ、四民ノ中ニテハ、農民ガ甚ダ重キ故ニ、以レ農爲レ本ト云ヘリ、サレバ其本ノアル所ナレバ、コノ上モナキ大切ナルコトナリ、シカルニ農ガ本トナルト云コト、今人ノ耳ニキコヘヌデハナケレドモ、其親切端的ハシラザル者多シ、今ソノ大略ヲ云ベシ、假ニ今城下町々ノ者ナド、此處ニテハ商賣ニ利ナク、クラシ方モ心ニカナハネバトテ、過半モ立退キテ隣國ナドニ移リタラバ、諸事ニツキテ何ホドカ不便ノコトモ多カルベケレドモ、コレニテ一日モ國ノ立カヌルト云ホドノコトハアルマジ、モシ農民ドモガ鋤鍬ヲ持テ過半立除キタラバ國ハ立難カルベシ、又町人ドモガナクナリタルトテ、農民ノ迷惑スルコトアリト云ドモ、左マデ大ナルコトハアルマジ、農民過半モナクナリタラバ、家中ノ知行モ荒レ廢レ藏入モ乏クナリテツカフベキ金錢モナク、商人モヲノヅカラ商賣ノ道絶テ、自然ニ立ツヾクコトナルマジ、又何方ニテモ大國ト云テ、珍重スルハ必コノ農民多ク、郡村廣キヲ以テナリ、無人島又ハエトロフナドノ如キハソノ地廣大ナリトモ、ソノ地五穀ヲ産セズ、農民モナケレバ一國トナリテ立ベキヤウナシ、又目今諸大名ノ國々ヲ見テモ、土地廣ク農民多キ所ハソノ國强大ニシテ貧シキ國トイヘドモ必威風アリ、心ヲツケテミルベシ、土地廣シトイヘドモ、人民少キ所ハ威風ナシ、人民聚リ居ルトイヘドモ、湊

テツノ身ノ禍トナリ、君ノ不徳ヲ重サヌルヤウニナルコトモ歴然ト多キコトテレバ、カヘス〳〵モ君ノ御心ヨリ出テ、ソレ〳〵ニアツカヒ玉フベキコト肝要ナリ。又予弱冠ノ時、江戸ニアリテ見聞セシコトアリ、サル大名衆殊ニ書ヲ讀ムコトヲ好ミ玉ヒ、歴史又ハ小説ナドニヨリ渉リ玉ヒシ世俗ハコレヲ學者ナド稱セシガ、常ニ奥方ニ居玉ヒテ其左右ニメシ仕ハルヽ女房ドモ皆ヨク漢字ヲ知リテ、大抵ノ書ハ無點ニテヨミ下スモノモアリ、又楷書ヲモヨクカキテ鈔出(カキヌキ)ナドノ用ニモ足レリ、サレドモ幼少ヨリ宮中ニ久シク仕ヘタル者ハ、スキト裁縫(タチヌイ)ノコト知ラズシテ、後ニナリテハ甚迷惑セシトイヘリ、此等ハ畢竟物ズキノ學問ニテ、眞ノ亞賢ノ學ニモ非レバモトヨリ云フマデモナキ事ナレドモ、琴、三味線ノ樂ニモ劣レリヤ、優レリヤト思ハル、今ノ世ニ女房達ノ學問ハ女ノ敎誡トテ行ハルヽ一冊二冊ノ和文ノ草紙ヨリ、假名列女傳、ヒメ鏡ナドニテ大抵事足レリ、ソノ上ニモ敎ヲ施シ玉フベキニハ、ヨク聖賢ノ大意ヲ得テ、又世態ニモ老練シタル者ニ仰セテ、小學ノ書ナド常ノ物語リノ樣ニキカスルコトナドコソヨカルベキ、スベテ男女ニ拘ハラズ、人ノ知ラヌ事ナド知リテ異樣ニミヘテ人ニモホメラルヽコトヲ好ム類ノコト、スキト俗儒ノ腸ニテ聖賢ノ意ト雲泥ノ違ヒナリトシルベシ。

○郡村ヲアツカフ心得。

郡村ヲアツカフコト國家ヲ治ル第一ノ基ナレバ、人君宰相タル者別シテ深ク心ヲ用ヒテ、徒ニ郡代代官ニノミナゲ渡シ玉フベキコトニアラズ、今世ノ人ハスベテ、物ノ本末心得ナキ故、町方ヲアツカフ

何ノ苦勞モナキヤウナレドモ、コレハモトヨリソノ常ト覺ヘタレバ、ソノコヽロヨキ事ハコヽロヨシトセズ、タヾ前ニノベタルケ條ノ外ニ何ノ心ヲツクスコトモナク、面白キコトモナケレバ、却テ心ニマカセカヌルガ氣ノ毒ナルコトノミ多キハヅナリ、サレバソノ上ニモ、日グラシノ樂モ少ク、日用ノコトモアマリ不自由ニアテガフコト人情ニアラズ、コレ深ク手ヲ入レ難キ所以ナリ、サレバトテ、華美スベテ無益ノ費多キコト、ソノマヽニモナラヌ勢ナレバ、ソノ向ノ役人ヨク此間ヲ心得テ、タトヘバ挾箱ノ油單何ホド高金ニテモ必猩々緋黑桐ノ金具イカホドカヽルトモ、必金銀ト云フヤフナルコト、又ハ何方ノ觀音ノ寄進、何方ノ僧ヘノ布施、奉加ナド云フ類ノコト、ソレ〴〵ニ斟酌アレバ、少シノヤウニテモ、莫大ニ省クヤフニアルベシ、勿論君ノ身マワリヨリ節儉ヲ示シ玉ヒ、ソノ上自ラ其ノ意ヲモ、サトシキカセ玉ヒタルナラバ何ノムヅカシキコトハアルマジ、左ナクテタヾ外樣ノ役人ヨリ、今般如此ノ御法ト云テヲシツケテモ、行ハレヌコトモアルマジケレドモ、附添テ事フル女中共ナド、一統ニ不服ナレバ、サマ〴〵ノ障出來ヲ永クハ行ハルマジ、殊更君ノ寵妾ニ至リテハ、君ノ御心得甚大切ナル事ニテ、節儉ハ云ニ及バズ、スベテソノ者ノ身持ヨリ諸方ヨリノ取リ扱ヒマデモ愛ニ溺レテ、依怙贔屓ナドシ玉フヤフニテハ、一統ノ家中マデ不服ノ心アリテ、萬事ノ敗トナルコト、古今多キ例ナレバ、人君タル者深ク心ヲ留メ玉フベキコトナリ、此等ノ間ニ至リテハ、忠直ノ臣アリテ水魚ノ交ヲナストイヘドモ、容易ニ口ヲ開キテ諫ムルコトモナラヌ事多ク、或ハ諫ムルトイヘドモ、怨ヲ招キ

經世談卷之四

○奥方ヲアツカフ心得。

今ノ時ニアタリテ、國持大名衆ノ奥方ト云モノ生涯江戸ニテ身ヲ終ヘ、ソノ君ニマミユル事モ三十年ノ内十五年ナラデハナリ、多クハ和歌ヲ詠ジ、双紙ヲ讀ミ、琴三味線ノ樂、神佛ノ信心ナドニテ日ヲ送リ、手元ニ君仕フワヅカノ役人ナラデハ、一家中ノ重役ノ者ニモ對面スルコトモ容易ナラズ、近キ所ノ遊山サヘ心ノマヽニモナリ難クテ、一生ヲクラスコトナレバ、和漢古來ノアリサマトチガフテ、内助ト云テ君ノ助ニナルコトモ及バザルコト多ク、又牝雞晨鳴之禍ト云テ、黜陟賞罰ノ權ヲ專ニシテ國家ノ害ヲナスコトモマレナリ、ソノ中ニ御守殿ト云モノ、夫ヲ淩グノ勢アリテ、古ノ帝乙、皈妹ナド云トハ甚異ナルコトアレドモ、コレ亦サナガラ全ク國家ヲ亂ルヽホドノ事ハ少シ、但一統ノ風俗ニツレテ、奢麗華美ヲ事トシ、其他スベテワケモナキ無益ノ費アルコト、國中諸向ノ中ニテ奥向ホド甚シキハナキヤフナレバソレ〳〵吟味アルベキコトナレドモ、コレ亦君ノ遊樂ニ耽リ玉ヒ、又ハ色ヲ好ミテ寵愛ノ爲ニ費スヨリ外ニ省クベキ事少ク、奥方ノ身ニツキタルコトハ、サマデ深キ手ヲ入ルベキホドモナキモノ多シ。イカニトナレバ、世ニアル人倫ノ内ニテ、當時國持大名ノ奥方ホド身ヲ動カスコトモナラズ、萬事自在ノナリカヌル者ハナシ、勿論美衣服ヲカザリ、美味ヲ食ヒ、何ノ不自由モナク、

經世談卷之四目錄

ヲエズ如レ此シ終ル者百人ニ五三人アルベシ、第四法、第八法トモニ百人ニ一人ナリ。

經世談卷之三終

第六法百工ハ今ノ世ニモ多クアルコトナルガ郷士ノ姿ヲ以テ上ヨリモソレ〲ノセワアラバ隨分ニ行ハルベキコトナリ。

第七法浮人ハ今ノ世ニモヲリ〲アルコトナレドモ、親類、知音ナドノミ如此ノコトアリテ、ヒロクハ行ハレズ、又無足ノ人ニ不束ナルコト多キユヘ人モタノマヌコトナリ、上ヨリセワアリテ、ソノウヘ且不束ノコトモナクバ行ハルベシ。

第八法暇今ノ世ニハ多クハ堅ク禁ズルコト所謂アルコトナリ、才能アル者ソノ國ニテ用ヒラレザレバ何方ヘ出テモ出身ナルベキ故、暇ヲノゾメドモ、人ノ手ニワタスコトハ流石惜キユヘ、暇ヤラズ、無能者ニモ何ノ見ツメモナク望ム者アレドモ、他國ヘ出テモヨキコトモナキ故、後年ニナレバ招カレテ再ビ歸ルコトナリ、如此ノ者ハ內證自分ニ他國ニ出テモカマハズ、ヲク所モアルナリ、扨人ノ手ニワタスガヲシキトテ良才ノ人ヲ苦シメルハ仁君良相ノ心ニアラズ、サレバトテ妄ニ人物ヲウシナフコトハ容易ニスベキコトニ非ルユヘニヤムコトヲエズシテ此法アルコトナリ。

右八法ノ內當世ニテモ行ハルベキハ土地サヘアラバ第一ノ法ナリ、百人ノ內、四五十人マデハコレヲ望ムコトナルベシ、次ニハ第六ノ法、コレ亦百人ニ三四十人マデモアルベシ、次ニ第二法、コレハ望ム者多カルベキナレドモ、上ヨリ容易ニ申付ヌコト故、百人ニ五三人ナルベシ、次ニハ第五法、百人ニ五三人アルベシ、次ニ第三法、百人ニ五三人、第七法モ人々好ム所ニアラズトイヘドモ、ヤムコト

ニ差配スレバ、摠ジテ便利ヨク、勿論何事モソマツナキ故、大金子ヲ預ケ遣シテモウロンナク、仲人ヲシテモウソヲイハヌ類諸事チガフコトナリ、第八ニハ他國暇コレハヨク〱ヤムコトヲ得ザル時ノコトナリ、家中アマリニ多カラザルホドノ國ニテハ別シテ容易ニスベキコトニアラズ、サレドモ國中ニアリテハ如何トシテモ、産業立難ク、他國ニモ出タラバ、何カソレ〲ノ衣食ノ營モナルベキト云モノニハ、我國ニテ養フコト行トヾキカヌル上ニハ、本人ノ願ナラバユルスベシ、勿論ハジメヨリ他國仕官ノ心アテナレバ永代暇ニモ申付ベシ、モシ左ナクバ當座暇ニ申付軍用等ノ節申遣シ次第立歸ルベキ由申付、ソノ行先住處ハ家元親類方ニテカネテ承リヲクベシ、何レトモ國中ノ人ノ減ズルハ甚悦バヌコトナレドモ、今世ノヤフニ只意地アシク人ヲヲサヘテ飢寒ノ手當モナク難義サスルヤフナルコトハ却テ仁人ノ所爲ニアラズ、ソノ人モ上ヲ有難キトモ思ハザレバ、スベテ國家ノ爲ニナルコトモナシ。

右八法ノ内、第一ノ法ハスキト、空閑ノ地ナキ處ニテ行ハレズ。

第二法當座奉公ハ世祿ノ家中アマリニ多キ處ニテハソノ内ニ仕フベキ者多ケレバ多ク行ハレズ。

第三法又者奉公ハ世祿ノ大進多キ國ニテハ面々家中モアルユヘ多ク行ハレズ。

第四法指南學校ノ外ニテ多勢ノ門弟アルベキホドノ人ハ多クハアルマジケレバ誠ニ希ナルコトナリ。

第五法醫者卜筮ハ今ノ世ニモ針醫本道ナドニナル者モ多シ、少々ハ行ハルベキナリ。

テ不同アルベケレドモ、大抵半祿ホドヨカルベシ、モシ不用ノ時ニナリテユルシテモ一年ホドノ間ハ十ニ六ホドヽモワタスベシ、格別ノ功アラバソレ〳〵ニコレマデ勤メタル通申付ルトモ二年三年又ハ一生モ加增同樣申付ルトモ或ハ世祿徒士ニ召出スベシ、第三ニハ又奉公コレハ家老以下重キ役人在役中仕フベキ用人、物書、若黨等ナリアテガヒハ主人々々ノ仕ヒヤフ次第ナルベシ、主人氣ニ入ラズバ支配エ申遣シ次第、カレコレノ子細ナクヤメサセテ、又外ノ役人エツカハストモスベシ、奉公スル方ニモ餘義ナキ子細ニテ支配エ願ヒ出タラバ、主人エ相談ノ上暇出スベシ、第四ニハスベテ指南文武有用ノ藝ニ限ルベシ、碁、將棊、茶湯、挿花、亂舞、其外ノ游藝ハ云ニ及バズ　繪書印刻ナドモ禁ズベシ、兵學ナドモ今ノ諸流ノ如キハ禁ズベシ、但文武ノ藝トモニ學校ニテ敎ユベキコトニテ指南モナルベキホドノ者ハ、當座奉公ニモ學校ニ仕フベキナレバ、五體不具カ又ハ餘義ナキワケニテ學校ニモ仕フコトセヌ者ノミナリ、サレバ百人ニ一人モナキホドノコトナレバ、第四トスルナリ、勿論タトヒ學校アリテモ、有用ノコトハ家中ノ益ニナルコトユヘ、上ヨリモセワアルベシ、第五ニハ醫者、賣卜、第六ニハ百工諸職人ノワザ何ゴトニ拘ハラズ、但硝子燒、茶湯道具ナドノ類ハ禁ズベシ、（委曲別ニ論ズヘシ）コレハ武具制作等ニ拘ハラズ、ソノ職ニヨリテ上ヨリモ雇ヒテ仕フベシ、身分ハヤハリ鄕士ノ姿ナルベシ、第七ニハ浮人コレハ萬事名代或ハ差添人ナドニテ間ニ合フコトニ自分ニテ賴マレ、或ハ留守居・警固ヲツトメ、諸事ノ仲人欠合コトナドノ取次等ナリ、コレラハ當世モアルコトナレドモ支配アリテソレ〳〵

薄ク、政令モ行トヾキカネ、武士ノ風義衰ヘテ、風俗ノ敗トナルコト自然ノ勢ナリ、當世ヲミルニ諸國トモニ、大抵同ジヤフスナリ、コレ根本ハ兵農合一ニアラズシテ、武士トカロキ者トハ永久隔絶シタルヨリ起リタルコトニテ、法ノ大弊ナレドモ今ノ時ニアタリテ、天下滔々タルコトナレバゼヒモナキコトドモ多シ、サレドモ如此ノ處ニ工夫ヲツケテ、ソレ〱ニヨクアテガヒ妻子マデモヨクヤシナハルヽヤウニスルガ聖人ノ法ナリ、如此ノコトハ聖人アリシ世ニナキコトナルベケレドモ、ソノ時ニアタリテソレ〱ニ道ヲツケルガ卽聖人ノ意ニシテ、天ノ御心ヲ體スルト云モノナリ、マヅコレヲ扱フ役人ヲ立テヲキ、無足支配ナド云名目ニテ、親ガヽリノ次男三男ハ二十五歳ヨリ以上兄ノ代ニナリタル者ハ(卽弟ナリ)廿歳ヨリ姪、又姪ノ代ニナリタル者ハ十六歳ヨリト云フヤウニ定メテ、諸方ヲ差配スベシ、第一ニハ在方、新田、新畠、開發十ノ内三分ホドヲ自分エ被レ下ソノ高徒士ノ祿ニ相當スルホドナラバ徒士ニ召出スベシ、召出シタル上ハ開發ヲヤメベシ、山林植立又ハ海川獵ナドモ永代不朽ノ物成トナルコトナラバコレハ十ノ内二分五厘一分五厘ナドソレ〱ニワリ合セテ、右同樣ニスベシ、勿論鄕士ト云名目ニテ身分ハ武士ニテモ村役人ノ支配ヲキクベシ、右ハ世祿ノ基トナリ國ニモ大益アルコトユヘ、ナルベキホドハ上ヨリモ手ヲ借シテ、金銀入用ナドノコトハ吟味ノ上貸ワタストモスベテ精ヲ入ルベシ、第二ニハ當座奉公コレハ徒士平士其外役人等ニ人少ク類、役仲間ヨリモ間ヲ合セ難キ處ヘ其才器ニアタル者ヲエラビ、ヤハリ父兄ノ家屋敷ニ居テ當座ニ仕フベシ、アテガヒハ其向々ニヨリ

ジ游民ヲ去リ、商賈ヲ減ズルノ類、風俗ヲ改ムル次第ナド、一概ニハナラヌコトニテ、長クソノマヽニハヲカレヌコトナリ、又民間ニ不虞ノ備ヲ心ガケサスル類モ漸々ニ年月ヲ待テ大成スベシ、如此ノ類以外ニモ何ホドモアルコトナレバ心ヅクニ従フテ一々帳面ニシルシヲキ自身並ソレ〳〵ムキ〳〵諸役人ニモ時々見届サセテ時ヲ失ハズ、又時怠ラザルヤウニ心ガケベキコトナリ。

○世祿ノ家中ノ弟又ハ次男三男ヲアツカフ法。

世祿ノ者大小トモニ子孫相續シテ、凍餓ニ及ブコトナケレドモ。其次男以下數人ノ男子アレバナルベキホドハ、親族他家ノ養子ニツカハスコト當世ノ大法ナリ、サレドモ、世ニ繼嗣ナキ家十軒ニ一二軒ニ過ズ、次男三男マデモアル家ハ十軒ニ四五軒ニ過ルホドアレバ、何時モ男子ハアマルコトナリ、ソレ故才器アル者ハ何カ出精シテ、新ニ召出サレ祿ニアリツクコトヲ慮リ、ソレモ至リカヌルハ醫者又ハ坊主、山伏ナドヽナリ、或ハ諸職ヲ營ミテ凍餓ヲシノグホドノコトヲスルコトナレドモ、ソレモ及ビカネ、又ハ心懸アシキモノナド、ソノ家ノ兄又ハ姪又姪ノ代マデモ役介ニナリテ終ルナリ、ソレモ大祿ノ家ハ役介モシ妻ヲモモタセナドナルベケレドモ、小進ノ輩ハ役介行トヾカズ妻ヲモモツコトナラヌナリ、サテタマ〳〵妻子アルモノハユク〳〵ハマス〳〵難義ナルコトナリ、此輩ヲ無足ト云テ浪人同樣ノアリサマナリ、ソノ內タマ〳〵運ヨキ者ハ親類急死ノ跡ヲ相續スルナドモアレドモ、十人ニ一兩人アルカナキカナリ、此等ノ輩ハサシアタリ、上ノ恩澤ヲ受ルコトモナケレバ、自然ニ心得モ

又段々ニ次第ヲ經テ施サネバ成就セザルコトアリ、目前ニテナリカヌルコト丶テ永久ノ後マデステヲクベキニハアラズ、ステヲカレヌトテ、目前火急ニハナリカヌルコト何ホドモアルコトナリ、タトヘバ醫者ノ病人ヲ療治スルガ如ク、又種樹家ノ木ヲ養フガ如シ、外感ノ病ニ邪熱ヲ逐フ類ハ一日モ怠ルベカラズ、元氣ヲ補ヒ氣血ヲ調ル類ハ、日數ヲ經ネバ藥マワラズ、又樹木ニテモ霜ヲ恐レテコレヲヤラヒ、蟲ヲ恐レテコレヲ殺ス類ハ一日モ早クスベシ、コヤシヲアテガヒ、又ハ枝ブリ木ブリヲ直シ、或ハ木ニヨリテ枝ヲハラヒ、皮ヲサキナドスル類ハ、春ヲマチ夏ヲ待ナト、ソレ〳〵ノ節々アリ、國家ノコトモ此加減ヲ見合スルコト殊更肝要ナリ、ヨキコト丶サヘアラバ何時ニモ皆バタ〳〵ト火急ニ行フベシトノミ心得ルハ誤ナリ、バタ〳〵トイカヌコトハイツモナラヌモノト心得ルモ亦誤ナリ、サレバ遽ニ改ムベカラズトイヘドモ、長クハソノマヽニヲカレズ、時ヲ待チテ漸々ニ行フベキコトアルヲ忘レザルヤウニソノ時ヲノガサズ企ルヤウニスベシ、サテソレハイカナル事ノ類ゾト云ニ暫ク一二事ヲ云ベシ、カリニ城屋形又ハ道橋ナド此處ニアリテハ甚ヨロシカラズ彼處ニ移シ又ハ別ニ如此造ルナドガヨキト云類委曲穿鑿シテイヨ〳〵ソノ通ニテモ目今ニテ門塀ヲ破リ、橋ヲハヅシ、田畑ヲツブスナド、大ナル害ニナルコトモアレバ或ハ火災ニアヒ洪水ニ流レ、又ハ頽破ニヨリテ再興スルナドノ時ヲ待ツコトニテ其中ニハ火災洪水モナキ時ヨリ、心ガケベキコトモアルコトナリ、城下ノ町割ヲ仕直シ、又ハ郡村ノ田畑山林ナドニモ此類アルベシ、此等ハ大抵誰モシリタルコトナリ、無益ノ神社佛閣ヲ減

ルミテモトノ如クニナルトイヘドモ、年月ヲ逐フテ後、漸々ニユルムヤフニナルナリ、サテソノ面々ヨク〱心得ルヤフニスルコト學校ノ敎ヲ專トスルコトナレドモ、タヾソレノミニテハ早速ニトヾキカヌルナリ、學校ノ敎ヘヤフハ別條ニ論ズルユヘコヽニ略ス、ソノ次ニハスベテ下ヲ扱フ役人ニヨク〱此意ヲ心得タル者ヲ申付モシ心得トヾカズバ、自身ニソノ役人ヲヨビ出シテ、懇切ニイヒキカセ得心サスベシ、下ヲ扱フ役々ノ者ヨク心得テ、上ノ思召ヲモテソレ〲ニ差配スル時ハ下タルモノ自然ニ其威風ニナビクモノナリ、ソノ上ニテ兼ネテ觸レ流シヲ嚴クシテ、モシ違犯ノ者ハ少シモ用捨ナク屹度ソレ〲ニ咎ヲ申付テ、年ヘテモ怠ラザルヤフニスレバ大抵甚シキ分ノ習ハシハ內々トモニナクナルヤフニナルベシ、細々シキコトマデ內々トモニ改マリテ、スキト氣味アヒモナキホドニ改マルコトハ誠ニ至治ノ極ト云ホドノ驗ニテ、大根ノ仕立ヲ右ノ如クニシテ、カネテ人君並役人ノ心入ト學校ノ敎トニヨラネバ作法バカリニテハ出來ヌコトナリ、畢竟面々心ニ感ジテ自ラ改メ、ソノ子弟ヲモ面々撮當スルホドニナリテ後ノコトナリ。

○遽ニ改ムルコトナラズトモ時ヲ得タラバ必改ムベキコトヲ忘ルベカラザルコトヲ論ズ。

國家ヲ治ルコトハ一身ヲトヽノヘ、一家ヲ治ルトチガフテ、タトヒ小國ナリトモ、大業ナルガ故ニ、遽ニ成就シ難キコト多シトイヘドモ、民ノ大患ヲ除キ去リ、大利ヲ起シ、惡人ヲ退ケ、善人ヲ勸ムルノ類ハ一日モステヲカズ、速ニ改ムベシ、サレドモソノ間ニ時ヲ待テ施サデハ出來カヌルコトアリ、

風俗ヲ正シクスルハ國家ヲ治ルノ本タルコト古ヨリ云ヒ傳レドモ、今ノ人君宰相タル人、ソノ端的ヲシル者少シ、マヅ今世ノ風俗ノ不正ト云ニ國々所々ニテ一様ナラネドモ、武邊ヲ好ミ下タル者ヲムゴクスル習アリ、（薩州此習アリト聞ユ奥州會津ナド亦此風アリ）豪氣ヲ好ミ人ヲ傷ヒ、我ヲ立ル習アリ、（奥州伊達郡岩城郡常州ナドニキコユ）コレ等ハ皆不仁ノ風俗ナリ、男女ミダリガマシク不義淫行ヲ耻ザル風アリ、（諸州ノ湊多ク然リ肥前長崎ノ邊奥州東北ノ海邊ナド殊ニ甚シ、）利欲ノミニ拘ハリテ、義理恩情ヲモ忘ル丶風アリ、（諸州トモニ多クキコユ甲州又ハ仙臺ナド殊ニ甚シキカ）諂フテ人ニ親シム風アリ、（江州勢州ナドニキコユ）欺キ僞ルコトヲ好ム風アリ（甲州ナド）コレラハ皆不義ノ風俗ナリ分限ヲシラズ華美榮耀ヲ事トスル風俗アリ（諸國トモニ同シ諸州繁華ノ地大テイシカリ）其中ニテ衣服榮耀ヲカザル風アリ、（京都又ハ長崎ナド多シ）飲酒美味ヲ貪ル風アリ（相州浦賀又ハ仙臺ナド殊ニ甚シ）爭鬪ヲ好ム風アリ、（江戸又ハ上州ノ邊スベテ關東ニ多クキコユ）コレラハ皆無禮ノ風俗ナリ、游隋放逸ヲ好ミ、己ノ職業ヲ怠ル風アリ、（諸州豐饒ノ土地大體同シトミヘタリ）妄リニ新佛ヲ崇メ信ズル風アリ、（羽州最上總州房州）連誹、茶湯、挿花、亂舞、狂言、淨瑠璃、三味線等ヲ好ム風アリ（諸州トモニ大抵同ジ殊ニスベテ繁華ノ地多シトキコユ）コレラハ皆無智ノ風ナリ、何レモ土地ニヨリテ自然ニ生ズル風俗アリ、又上ヨリ取アツカヒニヨリテ自然ニ風俗トナルアリ、上ヨリ取アツカヒヤフニテ風俗トナルモノハ政令次第ニナヲルコトナリ安シ、土地ニヨリ生ズル風ハ速ニ化スルコトナリ難ケレドモ、上ノ人ノ心得次第ニテ數年ノ後ハ十ニ九マデモナヲルベシ、サテ此風俗ヲ改ルノ法ハ、第一ニハ其風アシキト云コトヲ面々ヨク〳〵心得ルヤフニスルガ肝要ナリ、ヨク心得ネバ嚴ク制シテモ内心ニテ服セズ、法令少シユルクナルト、早速ヨリモトノ如クニナルコトナリ、ヨク心得タル上ナレバ、タトヒ法令ユ

イカナル才智アル人ニテモ一人ノ智ハ限アルコトナリ、俗諺ニ三人寄レバ文珠ノ智慧ト云コト面白キコトナリ、勿論輕キ町人百姓ナドハ、面々ノ業トスル所ニハソレ〲ノ智モアリテモ、外ノコトニハ全ク昧キコト多ク、タトヒシリタルトテモ目前ノ淺キコトノミニテ大體ノ所ハシラヌコト多キモノナリ、サレバ井ノ中ノ蛙ノ見トモ云ベキナレドモ、百人ガ百人トモニ皆如レ此バカリニハアラズ、多キ中ニハスグレテ聰明ニシテ、大體ヲモ心得タル者タマ〲ニハアルコトナリ、カヤフノ人モ持前ノ役ニ拘リ、身ノヲル所ノ分限ニヨリテ、ヨキ智慧モ云ヒ出シ兼テ、埋レ居ルコト何ホドモアルコトナリ、明君賢相ハカヤフノ者ヲカキサガシテモレザルヤウニソノ智慧ヲ聞テ用ヒ玉フモノナリ、サレバ何事ニヨラズ心付タルコトヲ申出ルコト役目職分ニ拘ハラズ、身分高下ヲ論ゼズ、カロキ者ドモマデモ遠慮ナク申出ベキ由、折々フレ渡シ、ソノ上ニモ役々ノ者コレヲ取次ギテ差出スコト滯リナキヤフニヨク〲吟味ヲトゲベシ、左ナケレバ途中ニテ障アルコト見聞セザル間ニ多クアルモノナリ、勿論云ヒ出ル前モ、云ヒ出タル後モソノ者ノ迷惑ナキヤフニ心ヲツケ、役々ヘモ申渡シ置テ、モシ格別ニヨキコトヲモ申出タラバ、ソレ〲ニ重賞ヲアタヘ尙又ソノ人ニヨリテハスグサマニ取アゲテ升進サスルナド種々心ヲ盡スベキナリ、如此ナラバタトヒ自身ノ才智ハサホドニナクトモ、國中ノ智慧ガ手前ノ才智ニナルユヘ暗劣ノ誹ナキノミナラズ、人民恩澤ヲウクルコト限ナキコトナリ。

○士民ノ風俗ヲ正クスル說。

ニ至リテハソノ君タル人ノ心得ニヨリテ、其身切腹ナドハ云ニ及バズ、家祿沒收セラレ先祖ノ跡モ斷絕シ、妻子親族ヨリ一家中ノ者マデノナゲキトナルコトニテ、モシソノ諫ニ從ハルヽトモ一番鎗ホドノ恩賞ニナルコトモ少ク、ソレモ用ヒテ賞セラルヽハ少ナク、用ヒラレズシテ咎ヲウケルコトハ多ケレバ、一番鎗ヨリハ難事ト云ベシ、サレバ君トシテハコレヲ導キテ、何ホドモ遠慮ナクイハスルヲ明君ト云ナリ、從レ諫如レ流ト云ハ古人モ深ク賞美セルコトナリ、シカルニ今世タマ〳〵諫ヲ受ル君アリテモ、諫ヲ納ルヽノ道廣カラズ、家老用人スベテ重役ノ者、目付等ノ類ニカギリ、其他ノ役人ハ諫メベキモノトモヲモハズ、又諫メサスル者トモセズ、サレバ多キ家中ノ諸士ノ内ニテ諫ヲイフベキ分限ノ者ハ、百人ニ二三人モアルカナキカト云ホドナリ、如レ此ニテハ廣ク求ムルノ道ニアラズ、諫ハモトヨリ非分ヲ論ズルコトニテ非分アルト云コト定式定法ニアラザレバ、ダレカレトナク諫ムベキ由カネテ申觸レベシ、勿論ソレ〳〵ノ向ヨリ書付ニテ申出ルナドバカリ限リテハ、サマ〳〵ノ障モアリテ達シ難キコトモアレバ、大樣目見以上ノ侍ハ、口上ニテモ書付ニテモ、直達スベキ由定メヲキ、直達モ面倒ナラバイカヤウニモ勝手次第ニタヾ速ニ申出ルヲ專要トスベキ由心得サスベキコトナリ、過而速改ヲ貴ブヨリハ、カレコレノ障ナキヲヨシトスベシ、何レモ云ヒ出ル者ノ事ムヅカシカラヌヤウニ勘辨シテタヾ速ニ云ヒ出サシムルヲ最上ノ計トスベシ。

○スベテ心付タルコトヲ云ヒ出ルコト職分ニ拘ラズ貴賤ヲヘダテザルコトヲ論ズ。

取次者モイサミスヽミテ滯モ少ナク、下々トシテ上ヲ怨ムヤフナルコトハスキトナクナルベシ、シカルニコヽニ一ツノ心得アリ、下ト云内ニモ輕キ町人百姓ナドハ何ノワケモシラズ、スキト遠慮モナキモノユヘ、上ヨリカマハズトモ、面々ノ勝手ヲ云ヒ出タク思フモノナリ、ソノ所ヘモテイテ、甘キ詞ヲカケル時ハ、種々ノ勝手ヲ申出デコレモ難義アレドモ難義ト申立ルコト無窮ナルベシ、シカルヲ逐一ニトリアゲンニハタトヒイカホドノ仁明ノ君ニテモトヾカヌコト多キノミナラズ、却テ下民ノ爲ニモナラヌコト多ケレバ、アマヤカサヌガヨキト思フコトアルベシ、コレハ仁君ナラバコレニコマルコトハアルマジ、難義トサヘアラバタトヒ面々勝手ノ筋ナリトモ、上ニアリテハ、聞テ心得ヲリタキコトナリ、ソノ内ニトリアゲ難キコト有バ、詳ニコレヲサトシテイカニモ得心スルヤフニ申渡スベシ、手前勝手ノ事ヲ云ヒ立テ、不屆ナリト云テ咎ムルコトハ決シテアルベカラズ、如此スル時ハ十人ニ七人マデハタトヒ今世ノ愚民ニテモ自ラ得心スベキナリ、タヾ何ノコトモナク、自身ソノ子ヲモリ立ル心得ナラバ、下民モ心服セザルコトハナシトシルベシ。

○目見以上ノ輩諫ヲ云ヒ出ルコト口上ニテモ書付ニテモ直達セシムベキコトヲ論ズ。

古ヨリ今ニ至ルマデ、君ニ失行アリ國ニ失政アルヲソノ非ヲアゲテコレヲスグサマニ云ヒ出シ、諫ヲ云コト臣下ニアリテ、大難事トシテ軍中ノ一番鎗ヨリモ大功トスベキ由、神祖ノ御遺訓モアリトキコユ、誠ニ左モアルベシ、一番鎗ハアヤマリテ仕ソコナフトモソノ身一人ノ命ヲステルマデナリ、諫言

ナリ、人君ハ下民ヲ養フガ職ナリ、故ニ人牧ト云、サレバ下民ノコトニ心ヲツクシ、思ヲ焦ラシテ何ホドモ行トヾクベキダケハ身ヲ碎キテモ下ヲ惠ムベキコトナレドモ、末世ニナリテ國天下ハ一箇ノ私物ト心得違ルユヘ下ノ爲ト云フヨリハ上ノ御爲ト云ヲ第一ノ功トシ、下ノ歎キ哀ムコトナク深ク心モ入ラレズ、人牧ノ職ヲ失フナリ、サテ國家ノコトハ甚手廣キコトナレバ、賞罰モ種々多キ中ニテ、下民ノ難義ヲシリテ速ニ云ヒ出ル者ヲ重ク賞スルコト今切支丹ノ訴人ナドノ如ク扱フベシ、如レ此スル時ハ自然ニソノ難義スル者上ノ救ヲ得テ、コレヲ有難ク思ヒ奉リ、云ヒ出タル者モ恩ヲ戴クナドハ云ニ及バズ、ソレノミナラズ如レ此ノ上ノ仁心自然ニ下ニヒヾキワタリテ、上ヘ申出ルマデモナク、下々ニテステヲカズ、又ハ難義ノコトヲ仕カクルヤフニモセヌモノナリ、コレ目ニミヘ耳ニ聞エヌサキ〳〵アテモ、上ノ仁意ヲウケテシラズ〳〵恩澤ヲ受ル者多ク、王政ノ一端トスベキナリ、トカク下トシテハ上ノ御爲ト云コト心ヅケバ申出ルコトモナリ安ク、中ニ取次役人モトリアゲヤスシ、下ノ難義ヲ云出ルコト依怙贔屓又スベテ自分勝手ノ筋ニマギラシク、ソノウヘトカクニ上ノ行トヾカズヨロシカラザルヨリ起ルコトモ多ケレバ、容易ニハ申出難ク、取次者モカレコレイナムコト多ケレバ、上ニ通ズルコト甚ナリ難ク、タトヒ十分ニ通ズルトモ上ニモ面倒多キコトノヤウニアレバ、下タル者殊ノ外遠慮多クテ、多クハ果シカヌルコトナリ、サレバ上ヨリカネ〳〵被仰出ヲカレテ云ヒ出タル者ヲ深ク賞シ玉フ時ハ、ソノ恩賞ヲムサボルバカリニハアラズ、上ノ仁意ヲ感得シテユク〳〵ハ云ヒ出ル者モ多ク、

ザルナリ。

○目安箱訴狀箱ノヲキ樣ヲ論ズ。

近世目安箱訴狀箱ト云モノヲヲキテ下民ノ言ハントシテ通ジ難キヲ通ズルノ設トス、古聖王ノ諫鼓謗木等ノ類ニ近ク、誠ニ心アル人君宰相ノ始メ玉フコト丶ミヘテ有難クゾ思ハル丶、サレドモ或ハソノ法ニヨリテ必ソノ言ヒ出ル人ノ姓名里居ヲモ載スベキナドアレバ、言ハントスル者十ニ四五ハヤムコトモアリ遺憾ナルコトナリ、コレソノ言ヒ出ル人ノ私ノ怨ヲ抱キ、依怙ノ情ナドヨリ起ルコトヲ慮ル故ノコトニテ、餘義ナキコトノヤフナレドモ、何レニモコレヲ取リ用ルコトハ上ノ人ノ心得ニアルコトナレバ、私ノ怨又ハ依怙ノ情アルコトヲシルモ下情ヲシルノ一端ナリ、妄ニソノ言ニ從ツテ罪ナキ者ニ迷惑サスルコトハアルマジ、ヨキモアシキモ何ホドモ云ヒ出サセテ善事ノ行ト丶カザル分ハ速ニ用ヒ、疑ハシキハ心ニトメテコレヲ察シ、詳ニ曲折ヲ考ル時ハ、誣罔ニ陷ルノ患モナキコトナリ、サレバ姓名里居ハ書載ルトモ書載セザルトモ人々ノ勝手タルベシト定メヲキ、ソノ上ニモ時々云ヒ觸レテ次第ヲ歷テ申出ルコト面倒ナラバ、目安箱訴狀箱ニテ云ヒ出ヅベキ由ヲモ下々ニキカスル時ハ、下情ヲ達スルノ一助トナリテ下民ノ利トナルコト多カルベシ。

○細民ノ難義ヲシリテ速ニ云ヒ出ル者ヲ重ク賞スベキコトヲ論ズ。

人君ヲ人牧ト云、牧トハ牛馬ナドニ草カフモノヲ云、今云馬屋別當ノ類ナリ、別當ハ馬ヲ養フガ職

用ルコトモ、ソノ事ニヨリテ權宜ノ法トモ云ベシ、イカニトナレバ至愚至頑ノ細民ナドコレマデ上ヲ欺キ人ヲクラマシナドシテ、自ラ勝手ヲスルコトニ習ヒテ、イツモ如此ニテ間ニ合フト心得タルヤフナルコト風俗トナリタルハ嚴シク申渡シ、觸渡シテモ表向斗ニテ從ハヌコト多ク、殊更教ノ行ワレタルコトナドハ一年二年三年ナドニテハナキコトナレバ、ヤムコトヲ得ザル時ニハ暫時コレラノ法ヲモ用ユベシ、サレドモ亦誠ヲ推スノ意失ハザルヤフニカネテヨリ申觸シテ、内々ハ不束ノコト多クキコユルニヨリテカクシ目付ヲ立テヲク由ヲキカセヲクベシ、如此スル時ハ惡事チ見出サヌ前ヨリ面々ニ畏ルヽ心アル故罪ニ陷ル者少キナリ、コレ亦即父母ノ子ヲ扱フ心ナリ、無知ノ小兒ノ惡事ニ習ヒタルハ何ホドカネ〴〵云ヒ含メヲキテモ親ノミヌ所ニテアシキコトヲスルハ見ヌト心得テ、云ヒ含メヲクコトヲ用ヒザルニヨリテ近所ノ人ニモタノミヲキ、見當レバコチニキカスルハヅト云ヒキカセルヤフナルモノナリ、カヤフノコト成長シタル子ドモカ、又成長セズトモ甚シキ惡習ナキ子ドモヲ扱フニハ、用フベキ法ニアラネドモ、無智ノ小兒ノ惡事ニ習ヒテ遽ニ制シガタキニハ用ルコトモアルベキコトナリ、此等ノ事ニ限ラズ、スベテ法ニハ一定ナク、タヾ立法之意ヲ推シハカリテ民ヲ子トシテ、父母タルノ意ヲ失ハズバ權術覇道モ王政トナルベシ、モシソノ意ヲ失ハヾタトヒ井田學校ノ如キ正政モ、皆僞術トナリ虛法トナリテ、民ニモ益ナク、王莽ノ周禮ニ同ジクナルコトヨク〳〵シルベキコトナリ、儒者ノ說ヲ用ルナドモ、此意ヲヨク心得タル人ナラバ相談スベシ、サナクバ眞ノ腐儒ト心得相手ニスベカラ

ニトヾカズ、下ノ情ハ上ニテシリ玉ハズ、上下ノ情面々ニナリテ下々ニイカナル難義迷惑アリテ目モアテラレズ子細アリ、又上ヲモ怨ミ奉ルホドノコトアリテモユメ〳〵シラズシテ、目前ニ出ル役人ナドノ云通バカリト心得玉ヒテ、取アツカヒスルユヘ、マス〳〵ヨキコトハナク、タトヘバ百姓一揆ナド云モ、ムシロノ旗ヲサシアゲテ數百千人ニナリテ後ニ始テ驚クヤフナルコト誠ニ嘆ハシキコトナリ、古今和漢トモニ亂ノオコリテ國家ノ亡滅スルモ、下情ノ上ニ通ゼズシテ上下ノツナギアハヌヨリ出ルコト多分ナリ、ヨク鑒ムベキコトナリ、上下ツナギアハネバ國モ天下モ永ク安穩ナルコトハナシ、周易ニ天氣下降シ、地氣上騰スルヲ泰ト名ヅケテ通ズルノ義トシ、萬物茂リ榮ヘテ花サキミノル、天氣下ラズ地氣上ラザルハ否ト名ヅケテ、否塞ノ義トス、枯レ凋ミ衰ヘ落ルノミナリ、天地造化モ如此ナリ、人ノ一身モ亦然リ、上下ツナギアフテヨク滯ナク流通スル時ハ積ノ痞ノ頭痛ノ眩暈ノト云コトモナシ、又輕キ下賤ノ者ヲミルニ夫婦和合スル時ハ相應ニ身上モ榮ヘテ、飢寒ヲシノグ營モナク、恩情薄ク睽ク時ハ富ム者モ次第ニ貧クナルモノナリ、コレミナ上下ノツナグ、ツナカザルノ別ナリ。

○カクシ目付ヲ論ズ。

カクシ目付ヲツカフコト明君良相ノナスベキコトニアラズ、イカニトナレバ王政ハ民ヲ子ノ如クニ扱フコトユヘ誠ヲ推シテ行フノミニテ、不意ヲ犯シテコレヲ罪ニ陥シイルヽコトナドハセヌコトナリ、サレドモコヽニ一説アリ、末世惡習ノ時ニ遽ニ民ノ非義ヲ正サントスルニハ、一時ハカクシ目付ナド

ナルベシ、サテ明君アリテ外様ノ者ヲ親シク取扱ヒ玉ハンニ、コレマデナキコトナレバトテ自ラ身ヲ輕ンジ玉フヤフナド云テ、近習ノ輩ナド服セヌコトアリ、又ハカレノコレノト云ヒ出ルコトアルベシ、コレ婦人嫉妬ノ情ニ同ジケレバ、一々用ヒ玉フベキニアラズ、心得アルベキコトナリ、下情ノ上ニ達セズシテ人君自ラ聰明ヲ失フモ、遠臣ノ心服セズシテ國事ノ一致ナリ難キナドモコノ外様ノ扱ヨロシカラザルヨリ起ルコトアリト見エタリ

○君臣上下ノ情隔リテ下民ノ情事上ニ通達シ難キヲアツカフコトヲ論ズ。

今ノ世ノアリサマヲミルニ、人君ハ何レノ國モ甚尊クシテ平日深城ノ中ニ御座アリテ、下ヨリ申出ルコト、何事モ段々ニ役人ノ手ヲ經テ言上シ、被仰出コトモソノ如クナレバ、上ノ思召ト云モノモ諸役人ノ手ニテサマ〳〵ニナリテ書付觸流シ一通リニテ下ニトヾカズ下ヨリ云ヒ出ントスルモソレ〳〵向々ノ次第ヲ歴テ、或ハソノ中ニサマ〳〵滯アリ、又ハヨキヤフニトリコシラヘ或ハ途中マデニテ引モドシナド種々ノコトアリテ、容易ニハ通ジ難ク、タトヒ通ズルト云ドモ、時刻ヲ移シ月日ヲ經テ聞ニアハヌコトモ多ク、或ハ申出ル者ノ存寄ノ半分、三ケ一ニモトヾカヌコトモアリ、スベテ文通書面ノ問答ハ面談一度ニテワカルコトモ片コトヽナリテトヾキカヌルハ何事モ同ジキ中ニテ、諸役人ノ扱ヲ多ク歴ルホド事重キノミニテ通ジ難ク、家中ノ諸士ハ云ニ及バズ、百姓町人ナド膝元ニヲルモノニテモ松前、長崎ヨリ京都江戸ナドノ交通シテ用ヲ辨ズルヨリモムヅカシキコトナル故、上ノ思召ハ下

ニテモ、一言ノ詞ヲカケ玉ハザルコトノヤフニナリ行タリ、サルユヘニ外様ノ臣下ハ同ジ高祿ヲ受テモ君恩ニ感ズルコト薄ク、自然ト忠誠ノ志モ衰ルヤフニナルモノ多シ、一家中ニモ近習ノ人數ハ少ク外様ノ人數ハ多シ、多キ家中ノ諸士ドモノ忠誠ノ衰ルハ上ノ扱ヒアシキユヘナリ、死喪ノ時ニアタリテ追腹トテ殉死ノ者ヲミルニ、多クハ近習ノ士ニアリテ外様ノ士ニアルコトハ絶テ少シ、殉死ノコトハ取ルニ足ラザルコトナレバ論ズルマデモナケレドモ、コレニテ取扱ノ親踈厚薄ニヨリテ、報恩ノ志ニ次第アルヲミルベシ、諸葛亮出師表ニ宮中府中皆爲ニ一體ニト云ヒ、近習外様ノワケヘダテナク取扱フベキコトヲイヘリ、前ニノベタル如ク近習ノ士ハ自然ト親ミアル事勢ユヘ、深ク心ヲ用ヒ玉ハズトモセメテノコトナリ、外様ニ至リテハヨク心ヲツクシ玉ハデハ見ヌカゲ、キカヌカゲノ人ユヘ、君ヲ戴キ有難ク思フ心薄カルベシ、平日モ勿論ナレドモ、爭亂ノ時ナドニアタリテ要害ヲ固メサセ、多クノ士卒ヲモ預ケヲク人ノ君ヲイタヾクノ情、近習ノ小臣ニモ遙ニ劣レルヤフナレバ、敵ノ甘言ニ啗ハシメラレ、大利ヲ見テ心動キ、大變難ニ志ヲ變ゼザルコト、末代ノ人情ニテハ誠ニウケ合難キモノナリ、唐ノ玄宗ノ時、祿山ノ亂ニ、顔眞卿ハ一方ノ大守ナレドモ、外様ノ役ナレバ玄宗ハ姓名ヲモ覺エ玉ハザリシホドノ踈遠ニテ、何レノ大守モ如此恩薄キ故大事ニアタリテ、皆靡キ從ヒラレテ、タヾ眞卿兄弟ナドノミ身命ヲステ、忠誠ヲツクシタルトアレバ、恩薄ク情薄クトモ如此ニ忠義ヲ立ルハ多キ中ニモ一人二人トミヘタリ、和漢ト古今ノ差別ニテ、人情事勢一概ニハ云ヒ難ケレドモ、大格ハ同ジコト

難ク、モシ行フトイヘドモ、畑水練ナルユヘニ、用ニタヽザルノミカハ、却テ害トナルコト多シ、サレバ世人ノ學者ヲソシリテ、スキト世用ニタヽヌモノト云ヒ來ルハ尤至極ナルコトナリ、予ガ如キハ人ニ儒者トヨバルヽ身ナレドモ、今ノ學者國家ヲアツカフ用ニハ立難シトオモヘリ、サレドモ今ノ學者ノ用タヽザルヨリ、スベテ聖賢ノ道モ用タヽヌモノト世人ノ一概ニ心得ルハ、甚ニガ〳〵シキコトニテ、コレ世人ノ罪ニハアラズ、學者ノ罪ナリ。

〇近習外樣ノアツカヒヲ論ズ。

大名小名何レノ家ニモ近習外樣ト云コトアリ、或ハ奧、表トモ云、コノ分別ハナクテカナハヌコトナレドモ、近習ノ輩ヲバ親シク思ヒテ、何事モ恩深ク情厚ク取扱ヒ、外樣ノ士ヲバ疎遠ニ思フテ、何事モ恩淺ク情薄ク取扱ヒ玉フハ大ナル僻事ナリ、近習ノ士ハ朝夕見聞シテ馴染アルユヘ自然トシタシミモアルハ當然ナレドモ、スベテノ恩惠マデモ外樣ヨリモ格別ニ厚クシテ、外樣ヲバヲロソカニスルコトハ埒モナキコトナリ、コレ昇平久シクツヾキテ大名高家モ深宮ノ内ニバカリヲルコト多キヤフニナリタルヨリ、心ナキモノハ自然ニ如此ナリユクコトヤムコトヲ得ザルノ勢ナリ、昔ノ軍書ナドヲミルニ、數十萬石ノ大名衆ニテモ足輕町人百姓ナドヘモ直ニ用事ヲ云ヒ付ケ、又ハ陪臣ノ士ナドヲモ一座ニ列席シテ談合ナドセラレタルコト多クミヘタリ、イカサマ左モアルベキコトナリ、今ハ大家ナドニテハ同ジ一家中ノ士以上ノ者ニテモ容易ニ目見ヲモユルサズ、殿中ハ云ニ及バズ出馬ノ供サキナド

近世熊澤了介、荒井白石ナドノ外、儒者ノ國家ノコトニ預リテ功ヲナシタル例モナケレバ、モトヨリ世用ニハタヽヌモノ加ハラヌモノト心得テヲルヨリ、平日心ガケテ學ブコトハ、唐日本ノスベテノ事迹又ハ歷代ノ制度、或ハ詩文書畫ノ名流品第ナド、摠ジテ人ノ問ニ答ヘ、人ノ目ダチ耳ダチ文才ニホコリ、人ニ珍重セラルヽノミヲ第一トシテ學ブノミニテ、世ヲスクヒ民ヲアワレミ、天地ノ報恩トスルノ志ハナキユヘ、面々我ノ生レテヲル國中ノ諸事ヲモスキト心得ズ、スベテ俗事ト名ヅケテ、學者ハシラデモスムコトニヲボヘタル者多シ、予壯年ノ頃マデ都下ニアリテ、諸州ノ儒生ニ交リシニソノ内ニハ何某先生ナド稱セラルヽ者モアリ、ソノ國々ノ名所古跡ナドヲ尋レバ、詳ニ物語モアリテ、サナガラ臥遊ヲナスト云ホドナリ、シカルニソノ國ノ掟仕置、百姓町人ノ營ノアリサマ、又ハ土地產物ノ品々ナドヲ尋レバ十ニ二三ヲ知レルモ稀ナリ、又詩人ハ誰々ニテ誰ハ唐詩ヲ學ビ誰ハ宋詩ヲ好ム、書家ハ誰々ニテ誰ハ顏魯公、誰ハ趙子昂ナド云コトハシレドモ、土地風ノクワシキコト、何レノ山家ハイカヤフニ、何レノ濱邊ハ何タルナラワシト云類、又ハ世用ニタツベキ人才ノコトナドモ、スキトシラザル者多シ、勤學修行トテ徘徊スル書生ナドハ、コトサラノコトニテ、誠ニ淺マシキコトナリ、如此ノ輩タマ〳〵國家ノ事ニ用ヒラレテモ、平日ノ學問ハ用ニタヽズ、タヾモチ來リノ器量ヲ以テ間ニ合スルマデノコトニテソノ正味ハ全ク白人ニ同ジ、ソノ內學問ノ力ヲ用ニタテントスルモノアリトモカネテ修行ノ心ガケ行トヾカザルユヘ、多クハ人情ニウトク世態ニクラクシテ、ソノ說當世ニ行ハレ

テ世人ノ學者トヨブ者凡十六種アレドモ、山内儒者辻講釋ハ畢竟藪先生ノ類ナリ、書家篆刻者ハ學者ニアラズ、ソノ餘ノ十二種一人ニテ二三種又ハ五六種七八種モカネタル者モアリテ、ソノ善惡邪正サマ〲アルコト前ニ論ズル如クナレドモ、ソノ大段ハ畢竟三品ニ分ツベシ、一ニハ只何ト云コトナク樂トスルモノアリ、碁、將棊、茶湯、挿花、淨瑠璃、三味線ナドヨリハ學問トイヘバ品モヨク、人ノ中へ出テモ物シリラシク貴バルヽユヘ、コレヲツトメテ一生ヲ送ルモノ、多クハ衣食ノ營モ少ク、奉公世事等ノ隙モ多ク、サシタル難義、又ハ不自由ナキ者ナドニアリ、花車學問、茶人儒者ナドニハ別シテ此類多シ、二ニハ利ヲ貪リ、口ヲ濡ホス爲ニスル者アリ、農民商人諸職人ノ營ハ元手ナクテナリ難ク、修行骨折ニモ堪へ難ク、シカノミナラズ下鄙タル業ニテハ人ニ輕ンゼラルヽヲ口ヲシク思フニヨリテ、藪醫者トナランヨリトテ、世ワタリニスル者、多クハ元手トスベキ金銀等モナク、又人ニスグレテ指南ニテモスベキホドノ藝能モナキ者ニアリ、山内儒者、辻講釋ハモトヨリコレヲ招牌(カンバン)トスレバ云マデモナシ、ソノ外ニハ藪先生ニ此品多シ、三ニハスベテ人ノ下ニ立ツコトヲイヤニ思フヨリ、世人ニ劣ルマジ負ケマジト勝氣ヨリ出ル者アリ、前ノ二品ノ内ニモモトヨリ此品アレドモ、世ワタリニモスル心ナクテ如此ナル者アリ、人ノ性質又ハナラハシニヨリテ如此モノモ多クアルコトナリ、我慢儒者、書肆儒者ナドニ此品多シ、此三品十二種モトヨリ眞ノ碩儒ニハアラザレドモ、其内用ヒヤフニテ用ダツコトハアルベシ、然レドモ惣ジテ國家ヲアツカフベキ用ニハナラズ、イカニトナレバ我邦

ルコトアルユヘ、シバラク儒學ニ入門シテ學ブモノ、コレヲ足代學問ト云、ソノ人ニアリテハナクテナラヌコトユヘ用ニタヽズトハイハレネドモ、儒者學者ト云ヲ以テ世ノ用ニタツコトハマレナリ、又ソノ内ニ聖賢ノ道ヲソシリ罵ルノ種トスル者アレバ大ニ害トナル者モアリ、一種タヾ何トナク學問ハ有難キモノト心得テ、名聞、利欲、我慢ナドノ意モナク、又サシタル見識モナク、何時マデモ退屈ナク、經書歷史ナドヲヨミテ、或ハ獨學自己流ナドニテスマス者、コレヲ日グラシ學問ト云、ソノ心ダテニ私ナキ故、ヨキ人アリテコレヲ導ク時ハ大ニ用ニモ立ベシ、サレドモ引立チカヌル者ノミ多キナリ、一種四書、小學、近思錄等ニ力ヲ專ニシテソノ訓詁意義ヲ詳ニシテ、性善仁義ノ論ニ明ニ、身ヲ聖賢ノ格言ニ入レントスル者、徂來ノ徒、此ノ類ヲ稱シテ道學先生ト呼ブ、此内ニ種類サマ〲アリテ一樣ナラズ、ソノ中ニテ學術ニ誤リナク、心ダテ所行トモニ明潔ニ、講學窮理ノ力モ廣深ニアリ、己ヲ正クシテ民物ヲスクフノ實心アル者ハ眞儒ト云ベシ、コレ世ニナクテカナハザルモノニテ、孔孟程朱モ畢竟道學先生ノ大ニシテ高キ者ナリ、但淺深大小ノチガヒアルマデナリ、然レドモ近來ハコノ道學先生ニモ贋物アル故油斷ハナラズ、第一ソノ膓ヲヨク見ヌキテ後信ズベシ。

右ノ外ニモ江戶ニテ山內儒者ト云アリ、上野增上寺兩山ノ雛僧(コソウ)等ヲ對頭(アイテ)トシ講釋ノ切賣スルモノヲ云、軍書ヨミニ似タル者ナリ、又京ニテ辻講釋ト云アリ、今ハ希ナリト聞ユ、講釋ヲホシミセニスルヲ云、ハヤリ歌ノヨミウリノ類ナリ、又書家篆刻者ナドヲモ、學者トヲボヘタル者モアリ、以上合セ

地等ヲ詳ニヲボヘタルモノ、世ニコレヲ物シリト云、茶人儒者トモ稱スベシ、用ダツヨリモ害多シ、一種書ヲヨミ義理ノカタハシヲ心得、古今治亂ノアリサマヲモ覺ヘ、或ハ善書能文等ノ才ニ矜リ、妄リニ國政ノ得失ヲ論ジ、世ノ學者ノ批判ナドシ、高言大聲シ、肩ヲ怒ラシテ我コソト心得タル者、コレヲ自得先生ト云ヒ、又我慢儒者ト云、害アリテ益ナシ、一種詩文ヲ心ガケ、カレコレノ書ヲヨミ習ヒヤヽモスレバ俗子ト物語スルニ、漢字熟語ヲ以テシ、文盲ノ輩ヲ驚シテ、自慢顔シテ喜ブ者、コレヲ慢心學問ト云、大抵我慢儒者ト同ジナレドモ、鼻ノ先、俗物ノ名聞ヲウレシガルノミナリ、コレ亦害アリテ益ナシ、一種同役朋輩、スベテ世ノ中ノ交リ、又ハ官途ニ進ムナドニモ、文盲ニテハ事不自由ニ、又ハ人ニ輕ンゼラルヽヲ口ヲシク思ヒ、コシカレトナク書ヲヨミ、ソノ好ム所、エテタル所、又ハ時ノ流行ニ從フテ、何ヲ學ブト云フコトモナク、當座世上ノ間ニ合セニスル、コレヲ間ニ合セ學問ト云、一種ソノ人君又ハ役頭ナド學問ノコトヲ好ミ、或ハソノ仰ナドアルニヨリテ、我ノ心ニハスヽマザレドモ、ヤムコトヲ得ズシテツトメル、コレヲ奉公學問ト云、養子タル者養父ノ撮當ヤカマシキニヨリテ出精スルモ亦同ジ、或ハ儒官ヲ繼ギテ親ノ迹目ヲ取ルモノナドノ内ニモ此類アリ、一種奉公ニトリツクコトヲ求メ、又ハ養子ニアリツキナド、スベテ身ノ片付ノ爲ニ、人ニヨク思ハルベキコトヲ心ガケテ修行スル者、コレヲ化粧學問ト云、右ノ三種ハ用ニモタヽズ害モ少シ、一種僧徒、修驗、醫者、軍者又ハ國學ナドヲ主トシテ學ブモノ、儒書ヲヨマザレバスベテ我宗派ノ道ヲ學ブニモ事タラザ

經世談卷之三

○今世ノ所謂儒者多クハ國家ヲアツカフベキ用ニ立チ難キコトヲ論ズ。

今ノ世ニ儒者ト云ヒ學者ト云ニ數〻アリ、何レモ書ヲ讀ミ漢字ヲシル人ノ名目ナリ、一種小兒輩ニ俗子初學ノ輩ヲアツメ四書唐詩選等ノ句讀ヲヲシヘ、或ハ論語、左傳、世說、蒙求等ヲ講解シ、ソノ中ニモ招牌(カンバン)久シキ者貴族大家ノ招キヲ得テ、ソノ門ニ足ヲ運ビテ敎ヘ授ケ、人ニ先生ト呼バル、ヲ以テ自ラモ師トナルニ足レリト心得テ、一生ヲヲクル者コレヲ藪先生ト云、ソノ學術トソノ人ノ心ダテニヨリテ世ノ益トナルコトモアリ、又世ノ害トナルコトモ多シ、一種博覽多識ヲ自負シ、和漢古今ノ書、聖經賢傳、野史稗編、諸子百家老佛、異端ノ書、或ハソノ外醫藥、本艸、卜筮、相法、天文、星曆、地理、風角等ノ書ニ至ルマデ暗記シテ、何タルコトヲ問ハレテモツマヅカザルヲ自滿シテコレヲ學問ト心得ル者コレヲ三都ノ學者ノ戲言ニ本箱ト云、書肆儒者トモ稱スベシ、用タツコトモアリ、害トナルコトモアリ、コレ亦ソノ人ニヨルナリ、一種專ラ詩ヲ作ルヲ事トシ聲調、品格ニ思ヲ焦ラシ、風花雪月ノ莚、慶賀、悼亡、離別等ノ時ニ臨ミテ、必長篇短句ナクテナラヌモノト心得、或ハ僧徒、貴客、歌人、酒人ナドニ連リテ樂トスルモノ、世ニコレヲ雅人ト云ヒ、風流人ト云、花車學問トモ稱スベシ、用ニモナラズ、害モ少シ、一種古書古畫ヲ品第シ、搨本、寫眞(シヤウツシ)等ヲ聚メ、或ハ奇草、異木、珍器、怪物等ヲ好ミ、其名目產

經世談卷之三目錄

ハ吟味ヲロソカナリ、徳器ニ至リテハ殊更ナリ、甚シキ誤ナリ、勿論徳器ハ重ク、才能ハ次、技藝ハ輕シトイヘドモ、コレハ大段ノ位ヅケニテ徳器ノ内ノ小ナル者ト技藝ノ内ノ大ナル者トヲクラブルトキハ、技藝ガカヘツテ徳器ヨリモ重クモミヘルコトナリ、タトヘバ朝ヲキガ得手ト云徳ハ、醫者ノ上手ト云技藝ヨリハ小ニシテ得安ク、サマデ貴ビ重ンズルホドニモナキ類ヲ推テ考フベシ、此分別ニ味キヨリ技藝ニ長ズル者ハ上ニ位シテ、天下第一又ハ國中ノ一人ナドモテハヤサレ、才能徳器アル者ハ下ニウヅモレテ、其長ヲアラハスコトモナラズ、人モ貴ビ重ンズルコトナキヤフナルハ人君宰相ノ目ノアカザル咎ナリトシルベシ。

經世談卷之二終

ニモ德器ナケレバ出來ヌコトアリ、技藝ニモ才能ナケレバ達シ難キコトモ多クアルユヘ、三ツノ者一樣ノヤフニモミユレドモ、技藝ナクトモ才能ハスタラズ、才能ナクトモ德器ハ貴ブベキモノナレバ、德器ハ本ナリ、才能ハ末ナリ、技藝ハ末ノ又末ナリ、大學ニ斷々兮無㆓他技㆒ト云類ハ技能ト云テ、ヤハリ才能ノコトナリ、才能ナクトモ德アル人ハ人ノ上ニ立ラルヽト云コトナリ、人君宰相大將ナドスベテ大衆ノ上ニ立ツモノハ技藝ハナクトモ事スムコト多シ、才能モサマデスグレズトモ間ニ合フコトアルベシ、德器ナクテハ其任ニアタラヌナリ、役付ノ輩技藝ナクトモ間ニ合フコトアルベシ、ソノムキ〳〵ノ才能ナクテハ其任ニアタラヌナリ、德器ニ至リテハ大德大器ニアラズトモ大ナル疵サヘナクバ可ナリトスベシ、輕キ諸士ヨリ以下ハソレ〳〵ノ技藝ナクテハ用ニ立難シ、才能モ大才能ニアラズトモ少々ハナクテナラヌコトモアレドモ、ナクテコトスムコトモ多シ、德器ハアルホドヨシトイヘドモ、ナクテモ用ニハ立ベシ、害ニナルホドノコトナクバ堪忍シテヨシ、以上皆大較ヲ論ズレバマヅ如此ナレドモ、ソノ事ソノムキニヨリテ一概ニハ云ヒ難シ、又同ジ技藝ノ中ニモ醫者ト鍋フサギトハハルカニ段ノチガフヤウニ、才能ニモ德器ニモ品々ノ段格アリテ、重キハ重ク用ヒ、輕キハ輕ク用ヒテ委任スルコトモソレ〳〵ニ差別アルベシ、如此ノコトヲヨク分別シテ、ソレ〳〵ニ割當ルガ人君宰相第一ノ職分ニテ、コレヲ使㆘人各中㆓其器㆒ト云テ明君トモ良相トモスルナリ、今人ハ技藝ノ長短工拙アルコトヲシリテヨク吟味ヲモシ、スグレタルモノハ高位大祿ヲモ惜マズシテ授ルコトアリ、才能ノ長短優劣

ヨリタヾ英明ノ君ノミ忠臣ヲ用ルコトヽナリテ、庸暗ノ君ニハ退ケラルヽコト多キナリ　サレバ諫ヲ言フ事スラ人臣ノ甚難シトスル所ナレバ、ソノ功一番鎗ニモマサレリト、神祖ノノ玉ヒシコトアリシハ誠ニ有難キコトニテ、サシモ數百年ノ太平ヲ開キ玉フ御徳ノ驗トゾ奉レ存ナリ。

○徳器ト才能ト技藝ト三ツヲ混ズル者ノ者ノ誤、並人ヲ用フルニ此ノ三ツノ輕重ヲヨク分ツベキコトヲ論ズ。

今世ノ人君宰相ノ人ヲ用ヒ玉ヒテソノ品ヲ分ルヲミルニ、才能ト徳器トノ別アルコトヲ知ラズ、或ハ又技藝ヲ混ジテ徳器才能ト一樣ニ心得タル者多シ、甚シウシテハスキト徳器ヲ論ゼザルモアリ、コレ人ヲ見ルノ鏡ナク、盲人同然ト云ベシ、今姑クツノ別ヲ云ニカレハ慈悲仁愛フカキ人、親切ナル人、正直ナル人、懇切丁寧ナル人、容易ニ腹タヽヌ人、義氣ツヨキ人、山ガ崩レテモビクトモセヌ人、首ノ坐ニナホリテモ平氣デヲル人、律義ナル人、廉潔清白ナル人、勇猛剛强ナル人、怜悧ナル人ナド云類ハ、大小ノ次第甲乙アレドモミナコレヲ徳器ト云、大ノ極ハ聖人ノ如ク、小ノ極ハ朝ヲキガ得手タルト云マデガ徳器ナリ、公事訴訟ノサバキガ上手ノ、勝手財用ノクリマワシガ上手ノ、作事普請ノ仕法ガ巧者ノ、人ニ説法シテ得心サスルガ功者ノ、配下ノ者ヲ扱フテヨク心服サスルノ、軍ノカケ引ガ上手ノト云類ハ才能ナリ、醫術ガ功者ノ、卜筮ガ上手ノ、算筆ガヨイノ、弓馬カ槍ニ達シタノト云ヨリ、スベテ百工諸職ノコト、鍋フサギ、鏡磨、亂舞、狂言ノ類迄、大小高下ノ次第ハ同ジカラザレドモ、ミナ技藝ナリ、才能

コト、自然ノ勢ニテ必定ノ驗ナリ、如斯ナリユクトキハ國中ノ事何ニヨラズ年月ゴトニマス〱下落シテ、富タルモノハタヾ奢ニ長ジ榮耀ヲコトヽシ、人ヲ惠ミ憐レミ助クルノ心ナク、却テ富强ノ勢ニノリテ人ヲ暴虐シ、又ハ慢リ輕ンジ、又地獄ノ沙汰モ金次第トイヘル諺ノ如クナリテ、諸役人モ賄ヲ受ケ、或ハ恩ヲウケルユヘ、シラヌ底ニテカマワヌヤウニナリテ、國威モスキトタヽズ、貧シキモノハ義理ヲ忘レ禁法ヲ犯シテ、上ヲ盜ミ下ヲ剝ギ朋輩ヲ欺キ詐リ、盜賊ノ所行ヲナシテ耻ル心モナク、ソノ數多ケレバ役人ノ撮當モ手マハリカネテ、大抵ノコトハソノマヽニステヲクヤフニナレバ、法モヲノヅカラ破レテ國威モタヽズ、ソノ上ニモ心ナキ役人ノハカラヒテ、下ノ迷惑トナルコトヲ仕出スコトアレバ、落書ハリ札ナドシテ上ヲソシルハセメテ堪忍ナル内ノコトニテ、甚シケレバ徒黨ヲ結ビ、ムシロ小旗ヲアゲ、カシコヲ破リコヽヲツブシ、又ハドロ〱ト連立テ思ヒ〱ニソノ國ヲ立退クニモ至ル類、ソノ源多クハ諂ノ者ヲ取上ルヨリ起ルコト古今ニ例多キコトナレバ、心アル人君宰相深ク慮ヲメグラシテコノ輩ヲ退ケ去ルコト、國家第一ノ肝要ナリ、サテ忠直ノ者ハ全クコレト相反スル故、風俗ニ補ヒ國家ノ助トナルコトモ亦諂フ者ノ害ニナルホドノ大ナルコト、コレヲ反シテ考レバ自ラシラルヽコトナリ、サレドモ己ノ勝手ヲハカリ親シミヲ求メテ氣ニ入ルコトヲハカラズ、直サマニ事ヲ行フユヘ上タル人扱ヒニクキヤフニ思フコト多ク、我氣マヽヲ云テ面（ツラ）ニクキコトモ多キ故、タトヒ國家ノ爲ニナルトハ心ヅキテモ深クコノ所以ヲシリタル者ニ非レバ、進メテ用ルトモ大ニ任ズルコトナラヌユヘニ昔

タル人ノ目ヲ瞞マシテモ、升進セント巧ムユヘ忠直ノ人ハ自然ニ下ニマハリ、或ハ讒言ニ退ケラレ、依怙贔屓ニ押シノケラレ、身ヲアヤブミ、世ヲ厭ヒ、終ニハ首ヲヒソメテ引退ク、忠直ノ道塞ガレバ國家明白ニ倒ルヽマデモ、タヾ太平安樂、繁昌長久ノ目出タキコトノミ耳ニ聞キテ、人民ノ艱苦モ國家ノ衰弱モユメ〳〵シルベキヤウニナク、危急ノ場ニ至リテ始テ目ノ覺ル心地スレドモ及ビ難キコト多シ、サレバ國家ニ大毒ナルハ諂フ者ヨリ大ナルハナシ、可レ畏ノ甚ダシキ者ナリ、シカルヲ近ヅケヤスク、遠ザケ難キモノナレバ、孔聖モ鄭聲淫娃ノ音樂ト同ジクナラベテ、遠ニ佞人一トハノ玉ヒシナリ、サテ家中千人アル者ガ九百人マデ皆諂ヒ、萬人アルモノ九千人マデ皆諂フ者ニテハナケレドモ、右ノ如クノ風俗ニナリユクトキハ、富貴ヲ慕ヒ、榮華ヲウラヤミテ、世ニヲチブレ、淺マシキヲ厭フハ中人ノ情、百人ガ百人マデ同ジコトニテ、諂ハヌ者ハ上ニシタシミ少キウヘニ、諂フテ本意ヲトゲタル者必ズ之ヲ惡ミテ、アシザマニイヒナシテ、必ソノ人ノ用ヒラレヌヤウニスルコト自然ノ勢ナリ、サレバ少々ノ疵ヲ大キク云ヒ立テルカ、スベテザヽワリノコトノミ云ヒ出テ、自然サマタゲトナリ、甚フシテハ其人ニナキコトヲモ取コシラヘテ上ニ申立ルヨリシテ、諂ハヌ者ハ、マス〳〵上ヨリ疎マルルコトニナル、サレバ諂フ者ハ必人ヲ讒謗スルコトサダマリナルユヘ、古ヨリ讒諂面諛ナドイヘリ、世ノ中ノサマ如此ナレバ自然ニ中段ノ人ハ皆下段ノ惡人ニツレテ下落スル故、久シキ後ニハ千人ノ内九百人ニ越エ、萬人ノ内九千人ニ越エテ、諂ハズシテ正シキヲ守ルモノハ十人ニ一人マデモナキホドニナル

ヾキカネテ死スル者ヲ命數ナレバ是非ナシト云類ニテ、實ハ不養生ニテ命數ヲモチヾメタルナリ、スベテ如此ノ類ニテ、タトヒ目前ニソノ害ナキヤウニミヘテモ、永久ノ禍トナルコト深キ故、古人コレヲ蠹賊ト云、蠹害ト云、蠹トハスベテノ物ノ腐レ敗レナドシタル内ニ生ズル蟲ニテ、今ノ俗シミト云モノナリ、内ヨリ生ズル故ニソノ禍長ク根ヲヒキテ、又コレヲ去ルコトモ容易ナラズ、故ニ古人コレヲ城狐社鼠ナドタトヘタリ、又端的ノ祟ハナクトモ、自然ノヨハミトナル故何ゾ事變アルトキハ速ニ敗亡スルコト、タトヘバ樹木ニノコギリ蟲ノ付タルガ如シ、中ヨリ痛ミ損スルユヘ枝葉モ茂リ難ク、遂ニ倒ルヽニ至ラズトイヘドモ、自然大風雨ナドニアヘバ中ヨリ風折シテ終ニ枯果ルニ至ルハ蠹害ノ故ナリ、サテソノ蟲ヲ取テ絶ヤサヌ内ハイカホドノ養ヲシテモ存分ニソダチカネル、國家ノコトモ佞邪ノ人ヲ退ケザレバ、善政アリト云ヘドモ終ニハ立タズ、無益トナルナリ、今ノ世ニ心アル人君宰相ソノ國ノ風俗ヲ直サントテ或ハ學校ヲ設ケ、經書ナド講ゼシメテ、人ヲ導キ或ハ講談ニ巧ナル道理ニサトキ者ヲ雇ヒテ、寺僧ノ說法ノ如クセシメ、或ハ家中ノ役人ニ命ジテ種々撮當セシムルモアリ、何レモヨロシキ仕形ニテ國家ニ益アルコトナレドモ、諂フ者ヲ賤シミ遠ザケテ、忠直ヲ親シム道ヲシラザル故、其驗アリトイヘドモ深ク國家ノ補トナラズ、遺憾至極ナルコトナリ、諂フ者ヲ遠ザケザレバ自然ニ廉耻ノ風衰ヘ忠直ノ道塞ル、廉耻ノ風衰レバ人々己ガ巾着ヲフクラカサントテ、上ノ物ヲ盜ミ下ノ物ヲ掠メ奪ヒ、又ハ同役朋輩、或ハ我ガ先ニ立ツ者ヲ突キ倒シ、押ノケテモ進マント心ガケ、上

リテ、諂ヲ恥トセザルノミナラズ、父兄タル者又ハ入魂ノ友ナドヨリモ世ニツレテコレヲツトメルコトヲ勵マシ、タマ〳〵用ヒザル人アレバ偏屈ノ人ト云ヒ、一風流ノ片意地者ト云ヒ、世ノ中ヲ知ラヌ不通者ト笑ヒ誹ル故、中人ヨリ以下ハ自然ニソレニツレテ恥トセヌヤウニナルコトニガ〳〵シキコトナリ、之ヲ譬ルニ遊女ノ客ヲタブラカシテ、サマ〴〵ノ手管ヲメグラスコトハ正シキコトニアラネドモ、遊女ノ身ニテハ之ヲ手際ノ巧トシテ、日夜ニ心ヲクダクコト故、他ノ人ニハカクストモ中間同志ニテハ深ク恥トモ思ハヌト同ジコトニテ、ソノ實ヲ論ズルトキハ人ノ本心ニアラズ、習ノ末ノ淺マシクナリタルナリ、サレバ上ヨリ撮當アルカ、又ハソレナクトモ嚴ニ取タテ玉ハネバ自然ニ恥シキト云コトヲモ覺ヘルコトナリ、其ノ上ニモ教ノスジニ世話アリテ、忠直ヲ勵マスコトニナレバマス〳〵恥カシキト云コトヲ覺ヘルナリ、昔ヨリ國家敗亡ノ基、諂ヨリ起ルコト十ニ八九ニコヘタリ、和漢古今ノ事迹ヲ考ヘテミルベシ、シラヌ者ヨリミテハ智略ノナキ故ニ亡ルモアリ、鋒先ガ弱クテツブル丶モアリ、運拙クテ敗ルモアリ、一樣ニアラズトミユレドモ、智略ノナキトミユルモ諂フヲ信ジテ忠言ヲ用ヒザルノ失アリ、鋒先キノ弱キトミユルモ、忠直ノ人ヲ信ゼズシテ諛佞ノ者ニ任ズルヨリ失シ、運拙ナキト云モ、ヲヤ先祖ヨリ忠直ノ道ヲ塞ギテ、自然ト風俗ニナリテ上タル人ノ耳ニ逆フコトヲバ誰モイハヌヤウニナリテ、譬ヘバ性質虚弱ノ人ノ自ラ虚弱ナルコトヲシラズ、言ヒキカスル醫者モナク、目今ハゲシキ病モナケレバ、カネテ服藥養生スル心モナキモノ丶、ニハカニ外感ノ病ニアフテ、療治ノト

ナクテ家老又ハ出頭ノ人ノミ威勢ヲ振フコトハ、委任スルヨリ起リタル咎ノヤウナレドモ、前後全ク打マカセ投ワタシニシテ、黜陟賞罰トモニ己ヨリ出ルト云トモ、タヾ名ノミニテ大權ヲ人ニ奪ハルヽヨリノコトナリ、權ヲ奪ハルヽガイヤトテ萬事皆自身ニ手ヲ入レテ間ヲ合ハサントスルハ大體ヲシラザルヨリノコトナリ、此間ノ界限ハ容易ニ心得難キコトアルユヘ、前兩條ノ權柄ヲ握ルト、細務ヲ親ラセザルトヲ組合セテ、今日大小ノ人事ニツキテ、ヨク〱考ルトキハ自ラ分明ナリ。

○諂フ者ノ國家ニ害アルコト此上ナキト云フコトヲ論ズ。

凡國家ニ大毒ナル者ハ諂フ者ホド甚ダシキハナシ、諂者ハ白晝ノ盜賊ト心得テヨシ、世ニ衒(カタリ)ト云コトアリテ、人々コレヲ賤ミテ乞食モセザルアサマシキコトヽオボエ、上ヨリモ嚴ニ禁ジテ、モシ犯ス者アレバ重キ刑罰ニ行フコト、誰々モヨクシリタルコトナルガ、諂ヲ賤ミ禁ズルコト左マデ甚ダシキコトナキハ、諂ノ衒(カタリ)ト同ジスジナルコトヲシラヌヨリノコトナリ、スベテ諂フ者ノ心底ハ君前ノ首尾ヨロシク、官途ノ升進、身ノ榮耀ヨリスベテ勝手ニナルベキコトヲ願フヨリ、目今心ヨクオモハレ氣ニ入ラレテ、身ノ爲、家ノ爲ニサヘナレバユク〱ノ後、國家ノ利ニナルト害ニナルトヲカマハズ、人君ノ爲ニナルト不爲ニナルトヲモトハズ、人民ノナゲキニナルモ、ヨロコビニナルモ論ズル心ハナクテ、タヾ我勝手ヲ目ガケツトメルハ、衒(カタリ)ヲスル者ノ利德ヲ目ガケテ人ヲ欺キクラマスモ同ジコトナリ、サレバ少シモ正シキ人ハ誰々モセヌコトナレドモ、世ノ政事風俗アシケレバ自然ニ習ハシトナ

ノ才アリトスルモ、ヨク人ヲシリテ委任スル故ナリ、孔夫子ノ先聖大舜ヲ稱シ玉ヒテ、恭レ己而正南面而已矣トノ玉ヘルモ、ヨク人ヲ知リテ委任シ給フヨリ出タル成功ノ極致ナリ、シカレドモソノ人ヲ撰ビテコレヲ委任シ、ソノ成功ヲ視テコレヲ黜陟スルコトハ人君ノ職ナレバ、徒ニ委任スルトテ今時所謂家老任セト云フヤウナルコトニハアラズ、今時ノ所謂家老任、又ハ出頭次第ト云フモノハ己逸樂ニ長ジ、或ハ愚頑ニシテ事ヲシラザルヨリ、スキト家來ニ投ワタシテ、ソノ身タヾ人形ノ如クナリテ、生殺與奪ノ大權ヲモ家老出頭ノ人ニ奪ハレテ、年久シキ後ハ有レドモ若レ無ニナリテ、タマ〳〵思ヒ立タルコトアリテ、コレヲ國中ニ行ハントスレドモ、スキト手ヲ出サレズ、隱居老婆ノ如クシテ身ヲ終ル者モアルナリ、此界ハ辨ジ難キヤウナレドモ最安キコトナリ、タトヘバ巨室ヲ造ルニソノ身一人ニテハ成難キユヘ、大工人足等多クノ人ヲ集メテ企ツルコトナレドモ、コレ亦ソノ身一人ニテハ行キワタラヌユヘ、一人ノ棟梁ト云者ニヨキ大工ヲ撰ビテ、コレニ注文ヲワタシテ家ノ廣狹間取ノ注文、土臺柱ノ大小ヨリ種々甲乙ノ大格ヲ定メテ、大數金何百兩ホド前後ニテ何月ホドニヲ成就スベキト申渡シテ、スキト打マカセテ、ソノ上ニテヲリフシニ其身自ラ見廻ハリテ、注文ニ合フト合ハザルト、仕揚ノ善惡ヨリ大工人足ノ遣ヒヤウナド氣ヲツケテ撮當スルトキハ、我一人ニテ惣職人人足ノ差別セズトモ大抵ニ行トヾクコトナリ、注文ノ通リニ出來ネバ存分ノ作料モトラレズ、殊ニ分外ノ褒美ノモラハレヌコトユヘ、ソノ棟梁タル大工油斷ナク骨オル故、マカセオキテ其大權ハ我ニ握リテ人形ニハナラヌコトナリ、左

ムルニハ人ヲ用ルコト第一ノ大事ニテ、イカナル賢明ノ君ニテモワレ一人ノ手ニテ治ムルコトハナラズ、又其器ニアタラザル人ヲ用ヒテ、治ルコトハナラヌモノナリ、衞ノ靈公ハ無道ノ君ニテオワセシカドモ、ソレ〳〵ノ役人ニ相應ノ人ヲ用ヒラレタル故ニ、ソノ國ヲ全フセラレタルト孔聖ノノ玉ヒシコトアリ、サレバコレニヨリテミルトキハタトヘ賢德アル君ニテモ、ソレ〳〵ノ役人ミナ不相應ナルトキハ國定ノタチ難キコトモ推シテシラル丶コトナリ。

○臣下ニ委任シテ其才器ヲ充分ニハタラカシムルコトヲ論ズ。

後世ノ人君ノ才智アル者ヲミルニ、多クハ自ラ其才能ヲ用ヒテ國中ノ事ヲ皆自身差配シ玉ヒ、臣下ノ才智アル者ヲ撰ビテコレヲ任用スルコトヲシラズ、コレ大體ヲシラザルナリ、何ホド多才多智ナル人トイフトモ、廣キ國中數多キ人民ノコトニ漏レザルヨウニ命令セントセバ、晝夜休息セズ、四方八方ニ駈ケ廻リテ其身ヲ勞スルトモ、目ノトヾカズ力ノ至ラヌコト多ク、一々行トヾカヌモノナリ、ソノ事ノムキニヨリテ長ジタル者ヲ撰ビテ任用スベキコトナリ、タトヘバ人君ハ惣大將ナリ、ソノ下ノ役人ハ足輕大將、鐵砲大將、旗奉行、長柄奉行、小荷駄奉行ノ如シ、並待ヨリ以下農工商賈ノ類マデハ士卒ナリ、千人萬人ニアマル士卒惣大將一人ノ手ニハアマル故、物頭小奉行等ソレ〳〵ノ頭アリテ、ソノ頭ノ下ニモ肝煎小頭ナド云フモノヲ立テアツカフコトナリ、何レモヨク其器ニアタル人ヲ見出シテ、コレニ打マカスルトキハ身ヲ勞セズシテ功ヲナシ、行トヾカザルコトナシ、漢ノ高祖ヲ將ニ將タル

ト見ユテモ實ハ永久ノ法トナリ難ク、或ハ人ニダマサレクラマサレテ、終ニハ害トナル事ヲモシラズ、或ハ威權ニマカセテムリニ事ヲヲシツケントスル類多ク、何レモ目前ニ大害ナクテモ自然ニ國家ノヨハミ衰ヘトナルコト多シ、サレバソノ器ニアタル人ヲエラビテ權位ヲ授ケンニハカヤウノ害ハアルマジケレド、前ニモ申如ク人情ニ逆フ事アリテ容易ナラズ、此所何トカ可レ然良法アルベキカ、予答曰、スベテ多クノ人民ヲアツカフニ人情ニ逆フコトバカリニモスヘカラザルモノナリ、シカレドモコレヲアツカフノ法ソノ術ナキニアラズ、但其法一概ニアラザレバソノトキニヨリ、ソノ人ニヨリテ工夫アルベキナリ、大凡人君英明剛斷ニシテ、ソノ人ノソノ器ニアタルヲヨク見ヌキテアゲ用ルトキハ衆人ソノ始ニハコト〴〵ク驚キ騷ギ怪ムコトモアレドモ、暫時ノ後ニハソノ才德ニ感服シテ、上ノ明斷ヲ仰ギ畏ルヽモノニテ始終人情ニ逆フニハ至ラザルコト多シ、シカレドモコレソノアゲ用ル所ノ人才トアゲ用ヒ玉フ人君トニヨルコトハ云フマデモナシ、又左マデナクトモ、ソノ人ヲ段々ニ升進サセ月日ヲ經テ功ヲアラハシタル上ニテ、高位ニ引立ルトキハ輕キ足輕ヨリ家老マデニ取立ルトモ、モトヨリ少シモ人情ニ逆フコトハナキモノナリ、又左マデナクトモ人君ノ心ヨリ出デヽ依怙贔屓ニカヽハラズシテ、ソノ才ヲ用ヒ玉フトキハ衆人モサホド怨ミニクマヌモノナリ、タヾ人君ハ人形ノ如ク何ノ見スエタルコトモナキニ、役人ドモナドノトリナシニテ濫ニ高位ニノボリ、或ハ依怙ノ沙汰ニヨリテ才德モナクテ升進スルヨリ、國中ノ者ノ心服セズシテ、怨ミソネムコトモアルコトナリ、スベテ國家ヲヲサ

云モノ大國トイヘモ其家多カラズ、小國ニ至リテハ十指ヲ折ルホドマデモナシ、サレバ多キ中ニモ得難キ才德ナルヲ少キ中ヨリハ擇ビ出スベキ人ナシ、殊ニ家柄ノ人何レモ世祿ノ家ニ生レ富貴ニホコリ榮耀ヲ事トシテ、ソノ身艱難ヲヘタルコトナク細民ノ疾苦ヲモシラズ、世上ノアリサマヲモオボヘズシテヨキ學問モセザレバ、德ヲ貴ビ士ヲ重ンズルナド云コトハ尙以シラズ　故ニソノ器量ナキモノハ多クハソノ身在役ノ內、敗レ仕損ジナドノコトナク、首尾ヨクツトメヲフセテ、ワガ身家ヲ全フセンコトヲ心ガクルノミニテ、實ニ國家ノタメニ身ヲステ家ヲステ丶モ益ニナルベキコトヲ企ル存念ハナキユヘ、下ヨリ云ヒ出ルコトナドミヅカラヲシキリテ、下知スルコトヲモアヤブム故ニ　ソノマ丶ニ上ノサシヅヲウカガフテ申渡スノミナレバ、タヾ取次ノ役ヲスルト云フマデニテ人形ヲスエヲクモ同樣ナルモアリ、又ハソノ役目ニ精魂ヲ入ル丶心ナキヨリ　下役又ハワガ手モトノ用人ナド云類ニウチマカセテ、スベテノコトヲタヾ承リヲクノミニテ、自身ニツトメルコトトテハ判ヲスエルト、申渡シスルトバカリニテ、コレ又畢竟按山子(カガシ)モ同樣ナルモアリ、又ヨキ人ヲ目利スベキ眼力モナケレバ、トリアゲテ用ル者ハタヾ我ニヘツラヒカヾム者、又ハスベテノ內緣ナドアルモノヲ引立ルノミ、又ソノ身器量ノナキノミナラズ、トリアゲ用ヒテソレ〴〵ノ役ニアリツク者モミナ〳〵凡庸鄙劣ノ輩ニテ、馬駕籠ニノリ鎗長柄ハモタセテモ、ソノ腸ハ靑菜賣モ同ジク、ソノ智慧ナキコトイエバ町人ニモ劣レルヤウナルモノ多シ、タマ〳〵器量アルモノモハナノ先ノ智慧ニテ間ニ合スルユヘ、白人ノ目ニハアツパレ

バ人君タル人モ技藝ノ末マデモシラザレバ、人ヲエラビテ用ルコトモナリ難シ、軍法ニヲタトヘテモ一騎前ノ所作ヲモシラケテヨキ大將ニナラルヽ道理ナシト、コノ不審尤至極ノヤウナレドモ、左ニアラズ、自身醫者ニアラズドモ心ヲ盡シテ吟味スル時ハ、世ノ醫者ノ上手ト下手ト明ナルベク、自身畫ハナラズドモ畫工ノ工拙大概ニハシラルヽト同ジコトニテ、ソレ〴〵ニ試ミタメス時ハ何事モソノ大格ハシラルヽコトナリ。

〇家柄身分ニ拘ハラズ人ヲヌキアゲ用ルニ人情ニ逆ハザル法。

或人問テ曰、古昔賢明ノ君ノ人ヲ用ヒ玉フハ世類(セイヅ)ニ拘ハラズ、門地(イヘガラ)ヲ論ゼズ、タヾソノ才德ニ從フテ擢デヽ高位ニノボセリ、故ニヨク大業ヲ成就シテ名ヲ後世マデニ傳ヘタリ、シカルニワガ邦今世ノ風俗大小名ノ家ドモニ家老ハ必代々ノ家柄ニテコレヲ命ジ、番頭ノ如キモ亦家祿ニヨリテ、其相應ニシタガフテ、コレヲ命ズル類前古ヨリノ定例トナル處多シ、故ニ下士及ビ農商ノ徒ニ至リテハ、タトヒ伊尹周公ノ如キ大才大德アリドモ擧ゲテ一國ノ上ニ立シムルコト能ハズ、强ヒテコレヲヌキアゲ用ルトイヘドモ、一國ノ民情ニ逆フガ故ニ或ハソネミ。ニクミ、ウラミ、ソシリテ衆人ノ心ヲ服スルコト能ハズ、故ニソノ人用ヒラルトイヘドモ、事ヲ行ヒ功ヲ立ルニサマ〴〵ノサヽハリアリテ、其才ヲノベアラハスコト容易ナラズ、或ハ事ヲ敗リ禍ニ陷ルコトナドアリ、モシ家柄ニヨリテ命ズル時ハソノ人愚劣トイヘドモ人々コレヲ怪マズ　怨ミソシルノ意ナキユヘニ事穩ニシテ成リヤスシ、シカルニ所謂家柄ト

役人ヲツケヲキテアツカフ事ニテ、又タトヒヒザウノ馬ガ病氣ナリトモ、自ラ別當ノカワリニナリテ廐ニヲルコトハナラヌモノナリ、故ニソノ向々ニ得手タル才器ヲ吟味シテ役義ヲ申付ケ、其一役ニツキタルコトハ生殺與奪、又ハ大事ニカヽリアフベキコトノ外ハ皆其人ニウチマカセテ、或ハ五月七月、一年二年、三年モ過ギテヲリ〳〵ニソノシアゲヲ見屆ケ、吟味シテイヨ〳〵得手タル時ハハゲマシス、メテ精ヲ入レサセ、モシ不得手ナラバ役替ヲ申付ケ不屆アラバ咎メ戒メ、或ハトヾキカヌルコトナドハ教ヘ喩シナドシテ、スベテノ役人ヲヨク引マワシテ、ソレ〳〵ニハタラカスルガ、人君第一ノ職分ナリ、サレバ人君ハソノ身惡筆ニテモ祐筆ニ能書ノ者ヲ擇ビ、ソノ身算法ニクワシカラズトモ勘定方ニヨキ算勘者ヲ用ル類ガ肝要トシルベシ、惣ジテコレノミニカギラズ、右ニ類シテ人々ノ器量ヲ見出シテ、ソレ〳〵ノ向キニ用ヒテ用立ルガ人君ノ才ト云モノナリ、末世ノ人君多クハ心得チガヒニテ、手跡モヨクカキ槍劍術モヨクツカヒ馬ヲモヨクノリ弓鐵砲モヨク中ルヲ美目トヲモヘリ、大ナル僻事ナリ、此事ノ類モ人君ノスキトシリ玉フベキコトニアラズト云ニハアラネトモ、畢竟ソノ本分ノ重キ職ニハアラズ、コレ軍法ニテイヘバ一騎前ノ所作ニテ兵卒ノ職分ナレバ畢竟イヤシキワザナリ、人君ハ采幣ヲトル大將ノ役目ナレバ軍略ノ手組士卒ノカケ引ヲ自由スルコソ本職ナルベシ、アル人コノ論ヲ難ズル者アリテ曰、ヲノレガ無筆ニテハ人ノ能書モシレ難ク、ヲノレ碁ヲシラザレバ本因坊ノ妙手ト云モワカラヌト同ジコトニテ、諸藝トイヘトモ自ラ其術ニ達セザレバソレ〳〵ノ目利モナリカヌルナリ、サレ

一家中ノ義理シラヌ者ハ、主人ハヲロソカニシテモ、ソノ役人ノ首尾ヲ大切ニスル心ニナル事、古モ今モ同ジコトナリ、又ソノ中ニカクナリタル後ニ至リテ人君何事モ自由ナラザルニヨリテ、ハジメテ目ヲサマシ權柄ヲ取リ戻サントスレ圧、衆人ノ情ニハカニ變ジ難ク、殊ニ年月ヲ經テ自然トナリ來ル勢ナレバ一旦ニハ立カヘリ難キコトナルヲ强テ君威ヲタテントスレバ、君臣相爭ノ心ヲ生ジテソレモ勝ツコト能ハザレバ、終ニハ權臣ニヲサヘラレテ再ビ動クコトモナラザルヤウニナルコト、唐ニモ、日本ニモ、天子ニモ、諸侯ニモ、歷々トタメシ多キコトニテ、ソノユヘヲ論ズレバモト人君ノ身ヨリ出ルコトトシルベキナリ。

○人君大權ヲ握リテ細務ヲミヅカラスマジキコトヲ論ズ。

人君權柄ヲ握リテ人ニ奪ハルマジキコトハ前條ニ論ズル如クナレ圧、サレバトテ鄙細ノ小事マデモ自身ニ立入リテ撮當スルハ細務ヲミヅカラスルト云テ必アルマジキコトナリ、コレ人君ノ位ニ居テ臣下ノ職分ヲツトムルト云モノナレバ、大ニ上下ノ體ヲ失フコト故ナリ、サテスベテ國家ノコトハ手ヒロキコトニテ、何タル才發ノ人ニテモ君一人ノ手ニユキトヾクベキヤウナシ、姑ク今時ノ大名ナド云者ニテソノ大抵ヲイハヾ大進小進ニヨリテ不同ハアルベケレ圧、公邊ノ勤アリ、朋輩親族ノ交アリ、隱居ノ親アリ、家督ノ子アリ、上下ノ家中幷百姓町人寺社山伏其外種々ノアツカヒアリテ、其向々ハ近習外様奥方納戸勝手臺所藏方等ヨリ文武諸藝ノ仕立公事訴訟ノサバキソノ外種々ノコトマデ、ソレ〳〵ノ

ハ流罪ニスベキトモ、人君ノ手ニテ裁斷スルコトナリ、柄トハ刀脇差ノツカ小刀庖丁ノエト云類ナリ、キルコトハ柄ヲモタネバカナハズ、柄ヲ人ニモタレテハワガ手ニテキルコトハカナハズ、コレニハ加增ヲ申付度、カレニハ閉門ヲ申付度ト云モ、部屋住ナレバ存分ニナラズト云ハ柄ヲワガ手ニモタヌ故ナリ、スベテ右ノ如ク生殺與奪、黜陟進退、何事モワガ手ニテ自由ニナルヲ權柄ヲ握ルト云ナリ、コノ權柄ヲワガ手ニ握リテヲレバコソ一國ノ多キ人々モ上下トモニ皆ワガ心ノマヽニ引マワシスルコトナルナリ、權柄ヲ失フテハタトヒコフアリタキト思フテモ國家ノコトハワレ一人ニテナラヌ仕事ナレバ、ワガ心ノマヽニトヾクベキヤフナクテ、見ツヽ聞ツヽクチヲシキト思フテモ、力及バヌコト多キナリ、スベテ權柄ヲ失フハ人君タル人、安逸ノミニフケリテ、面倒ヲキラヒ骨折ヲ厭フカ、又ハ國家ノ事ニ不案内ニシテ人ニウチマカセ、又ハ柔弱ニシテ頭ヲフルコトモナラズ、スキト役人ナドニウチマカセテ、ソノ事ノ吟味ヲクハシク聞屆ルコトモセザルヨリ、生殺黜陟ノ重キコトヲモ、皆役人ナド申出ル通ヲキヽタルノミニテスマスニヘ、大概ノ事ハ皆役人ナドトリハカラヒテ、人君ノ耳ニモ入レズ、又ハ一通リノ聽ニ入リタル迄ニテスムコトニナリテ、年月ヲヘテ後ハ何モ此方ヨリノアテガヒ次第トオモフ故、ソノ役人ナド云者モヨキヤウニトリツクロヘテ、ワガ存分ニトリハカラヘバ、終ニハ權柄ハソノ役人ニ歸シテ、主人ノ首尾アシキ者モ、ソノ役人ノ首尾ヨケレバヨキ方ニマワリ、主人ノ首尾ヨキ者モ、其役人ノ氣ニイラネバ終ニハ何カニ事ヨセテ追ヒ黜ケラルヽヤウニナルヨリシテ、

亦畢竟人君ノ罪ナリ、サレバスベテノコトニツキテ、役人ドモ何レモ右ノ君民一體ノヲモワクヲヨク心得ルヤウニシムケルハ云ニ及バズ、其役々ニヨリテ折ニフレ或ハワザ〳〵モヨビ出シテ、丁寧ニ云ヒキカセ玉フベキナリ、サテ右ノヲモワクヲヨク心得ルヤウニシムケルト云モ、スベテノコト何ト限ラザレバ一概ニコレ〳〵トケ條ヲアゲテハ論ジ難ケレドモ、タトヘバ同ジク役人ノ私欲押領ナド云類ノコトアリテモ、上ノ損失一通リノコトハ定マル刑罰ニ申付ル内ニモ、少シヅヽハ心ヲ用ヒテ用捨ヲ加ヘル事ナドアリテモ、下ノ損失スベテノ難義ナドニカヽルコトハ少シモ用捨ナク嚴重ニ吟味ヲトゲ申付ルヤウニスル類ナリ、ヨキコトヲ賞スルトテモ亦右ノヲモワクナルベシ、與三其有二聚斂之臣一寧有二盜臣一ト云モ、下ヲムゴクシテハギ取ル役人ニクラベテハ、上ノ物ヲヌスムヤウナル役人ハ堪忍モナラルヽト云意ニテ、主人ノ物ヲヌスムヤウナル大惡ヲユルスト云コトデハナク、下ニ難義ヲカケテシボリトル役人ヲ深ク惡マルヽト云義ニテ、誠ニ仁聖ノ有難キ思召ナリ。

○人君自ラ權柄ヲ握リテ人ニ奪ハレマジキ心得ヲ論ズ。

人君タル人ハ自ラ權柄ヲ握ルト云コト大切ノ義ナリ、權柄ヲ失フ時ハ名ノミ殿様トヨバレテ何モカモ人ニ自由セラレテ、ソノ身ハ藁人形モ同然ニヲモハルヽ者ナリ、權トハ輕重ヲハカル道具ニテ今ノチギリ秤ノ類ナリ、スベテ物ノ目方ハコレハ五貫目トモ三貫目トモハカリニカケテ裁判スルナリ、國家ノコトモソノ如クニテ、コレハ百石加增スベキトモ千石加增スベキトモ、コレハ死罪ニスベキトモ、コレ

ミト云ニハアラズ、タトヒ左マデニハ至ラズトモ下ヲ泣カセテ永ク繁昌シタルタメシ何レノ時何レノ邦ニアルベキヤ、サレドモ又コレモ目前ノコトニアラザレバ胸ニ針立ルヤウニヒヾカヌ人モアルベシ、近キアタリノ諸國ノアリサマヲミルベシ、コレ憚ル所モアレバアラワニコレ〳〵トハ云ヒ難シ、ヨク〳〵考タラバ云ハズトモ明ナルベシ、百姓一揆ハオコルヨリ國替ノ仰ヲ蒙ルモ、一家中不服ナルヨリ隱居ニナルモ、太平ノ世ニアリテスラ如此ナリ、モシアラキ風立時ニアハヾ國替モ隱居モ願フトモカナフマジ、又左マデ甚シカラザル國トテモ今幸ニ無事ノ世ナレバ何ゴトモナクミユレドモ、具眼ノ者ヨリ考フレバスワヤ何ゴトアラン日ニハイカヾアルベキト危クミユルコトコソ多キ、予年ワカキヨリ聖賢ノ書ヲヨメドモ精微ノ奧義ハ深クシラズ、タヾ世ノ人君タル人々民ノ爲ニ君ヲ立ルノ意ト、君民一體ノ意トヲヨクシラバ武運長久ノ守リコレニ過ギタル祈禱ハアラジトオモヘリ、予不肖ノ說多クハ取ルニタラザルベケレドモ、此一言ニ至リテハ聖賢復出デ玉フトモ決シテ非トセラレジ、願クバ世ノ人君タル人深ク此二端ニ心ヲ留メテコノ意ヲ以テ政事ニ及ボシ玉ハヾ所謂中ラズトイヘドモ遠カラザル者ニシテ國民ノサヒワヒタル事甚大ナリ、サテ人君タル人右ノ趣ヲヨク心得玉フ時ハ自然ニ下民ニヒヾキウツリテ、一統ノ人民皆上ヲ有難ク思ヒヲシ戴クコトナレドモ、中間ニタツ諸役人ノ輩ヨク〳〵上ノ盛意ヲ感得セザレバ政事ノ上ニユキトヾカザルコトアリテ、ヒロキ下々ニウツリカネルコトアルモノナリ、上ノ思召ハ有難ケレドモ存ノ外ニソノ御趣意ハタヽヌト云トモ類世ニ多クアルコトナリ、コレ

レ然ト云義ナリ、コレ哀公ノ本意トハアマリニ相違シタルコトニテ、其實意ヲシラザルヤフナル答ナルユヘ哀公又ヲシカヘシテ、二吾猶不レ足如レ之何其徹也ト云ヘルナリ、コレマデ什ガ二ヲトル法ヲ用ヒテスラ不足スルニ、今サラソノ上ヲ徹ノ法什ガ一ヲトルコトニシテハ猶々不足スルコトナレバ決シテ行ヒ難シト云義ナリ、有若ノ對ニ百姓足君孰與不レ足百姓不レ足君孰與足トハ下々ノ者ハ什ガ二ニトラル丶ユヘ不足シテ難義スルコトニテ、下々不足スレバ上ニ立玉フ御一人ノミ滿足シタマフベキ道理ナク、什一ノ徹法ヲ用ヰテ下々不足ナケレバ上ニ立玉フ御一人ノミ不足セラル丶道理ナシト云義ナリ、コレ君民一體ナルユヘニ下ヲ益スガ卽上ヲ益スニナルト云道理ヲシラセタルナリ、サレドモカヤフノ論ハ尋常ノ人ノ眼ヨリミル時ハ迂遠トモ何トモ沙汰ノカギリノ空論トモ云ベキホドナレドモ、ソレハ義理知ラヌモノ故ソフ思フコトナリ、タトヘバ土手ヲ築キ立ルニ下ノ配ヲヘラシテ上ノ方ヘ增シテ下ノ廣サモ上ノ廣サモ同ジヤウニスル時ハ下ヲ損ジテ上ニ益ス故當坐ハ上ノ益ヤウナレドモ、ワヅカノ月日ヲ過ギテ風雨ヲ經レバ自然ニ崩レテ上ノ廣サノ狹クナルノミカハ高サマデモ低クナリ、モシ下ノ配ヲ增シテ上ハ狹ク下ハ廣クスル時ハ勾配ユルキホド速ニ崩ル丶コトナシ、コレ誰々モヨクシリタルコトナリ、サレドモ如此ノ理ヅメノ喩ニテハ人々ノ信用ウスカルベシ、凡ノ成敗ノ鑑トナルハコレマデ世ノ中ニアリシタメシホドタシカナルハアラジ、シカルニ古今和漢ノ歴史ヲミヨ、下々ヲセタゲクルシメテ繁榮シタル國アリヤ、ソレモ必酒池肉林ノ榮華ニホコリ、孕婦ノ腹ヲ剔キテ視ルホドノ暴虐ノ

ト、日雇取ノゼヒカセガフト云心ニナルトハ、君ハ爲レ民ニ立ルト云ノ一義ヲヨクシルトシラザルトニヨルコトナレバ、コノ一件誠ニ深ク心ヲトヾメテワキマヘ玉フベキコトナリ。

○君民一體ノ意ヲヨク心得諸役人マデモヨク曉シヲクベキコトヲ論ズ。

君民上下ハツナギアフテ一體ナル者ニテ、ハナレ〲ノモノデナキト云ハ大様シリタル人モアレドモ、ソノ人ノ執リ行フ政事ノ上ナドヲツク〲見レバ、スキトソノヲモワクモナキニテ考レバ畢竟スキトシラヌト云モノナリ、此意ヲヨクシラズシテ國家ヲアツカフハタトヒ目前ヨキヤウニミヘテモ永久メデタキ治法トハナルベカラズ、モシ無知妄作ニアラズンバ權謀智術ナド云類ニテ、聖賢ノ道トハ大ニカハレリ、周易ニ下ヲ損ジテ上ニ益スノ卦ヲ損ト名ヅケ、上ヲ損ジテ下ヲ益スノ卦ヲ益ト名ヅケタルモ天地自然ノ道理ニテ、君民一體ノ義ニ合ヘリ、又尚書ニ民惟邦本本固邦寧ト云ヘルモ畢竟同意ナリ、論語ニ出タル哀公ノ問ニ答ヘシ有若ノ說千古ノ格言ナリ、サレバソノ問答ノ大意ヲアラ〲示スベシ、魯ノ君哀公ノ問ニ年饑用不レ足如レ之何ト云ハ年柄不熟ニテ物成不足ナルユヘ財用ノ引配間ニ合ヒカネテ難義スルコトナルガ、此處ヨキ工夫ハアルマジヤト云意ナリ、コレ哀公ノ實意ハ外ニヨキ工夫モナケレバ百姓ノ年貢ヲ增シテ今ヨリ割ヲツヨク取立テ、不作ニテモ豐作程ノ取箇ニシタキフクミナリ、有若ノ答ニ盍レ徹乎ト云ハ徹トハ土地ヨリ出ル高十分ノ一ヲ上ヘトリ納ル法ノ名ニテ古聖ノ制ナリ、此頃魯國ニテ十分ノ二ヲトルガ定法ニナリテアリシニソノ法ヲカヘテ古ノ如ク徹ノ法ニセラレテ可

分ヲツクスノ心モナシ、モシ民ノ爲ニ立タルモノト云義ヲ、ヨク〳〵シリテ親先祖ノ跡役ニナリタルモノト思ヒ玉ハヾ、日雇取ノジダラク者丸一日ハカセガズトモ、一時二時ノ仕事ハスルガ如ク、全ク人君ノ職分ヲノコル所ナクツトメズトモ、少シハソレダケノコトハアルベキコト必定セリ、サテ唐ノ書ニハ撫レ我則后、虐レ我則讎ト云詞アリ、イツクシメバコソ君トスレ、ムゴクスルトキハ仇敵トナルト云義ナリ、コレハ戒ノ爲トテ、ソラ理窟ヲ云タルニテハナク、夏桀殷湯ト殷紂周武ニテモ、其事理明白ナリ、シカルニワガ日本ニテハ君臣ノ義厚キ風土ニテ虐スルトイヘドモ、大抵ニテハ仇敵ト思ハズ、タトヒ暴虐ニアフテモ多クハ中ニタツ役人ナドヲ怨ムノミニテ、上一人ヲ咎ムル心淺シ、誠ニ日本自然ノ風氣ニテ、甚有ガタキ邦ナリ、サレバ多クノ人君モソノ國々ニ騷亂アリテモ、國中ノ民ニ仇敵トセラレテ、身ヲ亡シ家ヲ滅スホドノコトヲバ免ルヽコト多シ、サレドモコレハ幸ニ無事安穩ノ世ノコトユヘ、一國ミナ一マロメニナラズトモ滅亡マデニ至ラヌナリ、左ナクテハタトヒワガ國中ノ民ニ仇敵ホドニ思ハレズトモ、國中一致セザルヨリハワレヲ助クル力弱クテ、敵國ナドヨリ忽ニホロボサルヽコトナリ、一致スレバ力强ク一致セザレバ力弱キハ、タトヘバ矢ヲ折ルガ如シ、一本二本ヅヽハナレ〳〵ニナル時ハ、百本千本ノ矢ニテモ片手ニテモ折リ盡スベシ、二十本モ三十本モ一處ニソロヒテタバネタルトキハ、タヾソノ二三十本ノミノ矢ニテモ、折ルコト容易ナラザルト同ジ、然レバ國中ノ和合シテ一致セザルハ甚危キコトナリ、サテ人君タル人、長者ノムスコノノラクラスル心ニナル

又多クノ人民アレバ、ソノ内ニハヲノレトナミ〲ニスグレタル者アリテ、多勢ノ人々ソノ人ヲタノムコト自然ノナリニテ、盜人ニモ大勢アレバソノ中ニ大將アリ、博奕ウチニモヲヤカタアリ、一揆ノ百姓ニモ徒黨アルガ如ク、ヨキ中ニモアシキ中ニモ、多クアル中ニハ自然ニ頭トナルモノアリ、コレ君臣上下ノ道モ天地自然ノ道理ナリ、何レモ如此ノ重キ道理ノ自然ナルユヘ、古モ今モ唐モ日本モ外國異國ニテモ、人トサヘ云ホドナレバ、コノ道ヲ重ンズルコトナリ、シカルニソノ頭トナルモノハ多勢ノ爲ニ立タルコトニテ、多勢ノ者ガ頭ノ爲ニ出タルニテハナシ、馬ノ爲ニ別當ヲツケヲクコトニテ、別當ノ爲ニ馬ヲ立テヲクデハナキト同ジ、コレ即君ハ民ノ爲ニ立チタルモノナリ、天降ニ下民一作ニ之君一作ニ之師一ト云モ、下民ノ爲ニ君師ヲ立ルト云義ナリ、シカルヲ今ノ人君タル人ハ、カヘツテ逆ニヲボヘテ、君ノユキツカフベキ爲ニ、民ヲツケヲキタルモノノヤウニ心得玉フ人多シ、アサマシキコトナリ、サテ世人ノアリサマヲツク〲ミルニ、長者ノ子息ハ數千金ヲ親ヨリウケ、少シノ骨ヲル仕事ハセザレドモ、モトヨリコフナモノト覺ヘテ、親ニ對シテイカヾトモ、世ニキコエテ耻シトモ思ハザルハ、モラフベキハヅノ親ヨリモラフタモノト思フユヘナリ、又日雇取ノワヅカ百文二百文ノ錢ヲトリテハタラクモノハ、イカナルヲヽチヤク、ジダラクモノモ、丸一日ハカセガズトモ、一時カ二時ノ仕事ハ必スルハ、ハタラク故ニ錢トルトヲモフユヘナリ、サレバ今ノ大名高家ナド云人人モ民ノ爲ニ立チタルモノト云ヲシラザルヨリ、タヾ長者ノ子息ノ心イリニテ耻カシトモ思ハズ、職

求ムル心アルユヘ、モツバラ首尾ヲ大事ト心ガケ、少シモソノ意ニ逆ハザルヨリ、大名高家ハ如此アルベキコト當然ナリト覺エテ、家中又ハ領内ノ町人百姓ナドハ、何タルコトモ心マヽナルベシト思ヘル人多シ、淺マシキコトナリ、古ヨリ人君ヲ人牧ト云、牧トハスベテノ畜生ヲアツカフ爲ニツケヲク人ヲ云、馬屋ノ別當ト云類ナリ、馬ハ賤シク人ハ貴キモノナレ𪜈、別當ハ馬ノ爲ニツケヲクコトニテ、馬ノアツカヒヲ役目トシテ、扶持ヲモ給金ヲモアテガヒヲク人ナレバ、ハミヲモアテガハズ、スソヲモセズ、タヾムゴク追ヒ廻シ、ノリチラシテクルシメルノミニテハ、別當ノ職分ハタヽズ、人君タル人モソノ如クニテ、君ハ貴ク民ハイヤシケレドモ民ノ爲ニ立テタル君ニテ、民ノアツカヒヲ役目トシテ高位ヲアタヘ、大祿ヲサヅケ、大名トモ高家トモ、レキ〱トモシヲキタルコトナレバ、ソノ民ヲヲシエモセズ、ヤシナヒモセズ、タヾコキツカヒ、セタゲクルシメルノミニテハ、人君ノ職分ハタヽズ、故ニコレヲ人牧トハ云ナリ、サテソノ人牧ト云モ、古ノ聖人ナドイヘル人ノ始メ立テヲキテ、ソノ名ヲツケラレタルト云ニアラズ、誠ニ天地自然ノ道理ニシテ、人ノ了簡才覺ニハアラズ、イカニトナレバスベテ五倫ノ道ハ天地ノ自然ニテ、陰陽ニ生ジテ、ソノ形ヲナセバ、自然ニ男女ノ形體アリ、男女ノ形體アレバ自然ニ夫婦ノ道アリ、誰ヲシユルト云コトハナク、鶺鴒ノ尾ヲウゴカスヲミズ𪜈、人々ソノ道アルハコレ夫婦ノ道、天地ノ自然ナリ、又ワガ生メルヲ子トシ、ウマレタルヲ父トシテ、父子ノシタシクシテ、ソムキテソムケ難ク、忘レテモ忘レ難キハ、コレ父子ノ道、天地ノ自然ナリ、

有二恒心一ト云モミナ此義ナリ、國家ヲアツカフ作法仕事數々アレ共、ミナ此二ヶ條ニモレザル故、コレヲ大繩張ト云、タトヘバ城普請ナドニ多クノ材木土石人夫職人ヲカケテモ、繩張ヨカラザレバヨキ城ニハナルベカラズ、國家ヲアツカフニ何ホド精神ヲ費シ、骨ヲヲリテモコノ繩張ニチガヒアレバ、民ヲ富マスハ山師トナリ、民ヲ教ユルハ名聞風流ニナリテ、却テ大害トナル、甚大切ノコトナリ。

○人君タル者民ノ爲ニ君ヲ立ツルノ義ヲシルベキコトヲ論ズ。

今ノ人君タル人夢ニモシリ玉ハザルコト一ツアリ、コノ一ツヲヨク心得玉ハヾ、ソノ人ノ生得ニ從フテ、大小高下何レニモ甚益トナリテ、國中ノ臣民アリ難クイタヾカザル者ハアラジ、ソレハ何タル義ナレバ、スベテ人君ハ民ノ爲ニ立チ玉フガ、天地自然ノ道理ト云義ナリ、今ノ世ニ人君ト名ヅケテヨブホドノ人モ、數多クシテ一様ニハアラザレドモ、多クハ大名高家ナド云類ナルガ、何レモ先祖タル人希代ノ功名、又ハ鎗先ノ力量ニテ數萬石、又數十萬石ノ國所ヲ領シ、子孫ニ傳ヘテ永ク繁榮シテ、一家中ノ人々ニ殿様々々トイハル丶コトニテ、ソノ子孫タル人、何レモ生レ落ルヨリ、奥フカキ宮中ニ生長シ、一國ノ輩皆コレヲ御子様トテ、アガメヲキ、土ヲモフマズ、アラキ風ニモアタラズシテ、不自由難義ナド云コトハユメ〳〵シラズ、既ニ家督トナリ、又世ヲツギ代替リトナル時ハ、一國ノ輩マス〳〵尊崇シテ、イカナルコトニモ御意ト云ヘバ、タレモ違背セラレヌコトニ覺ヘ、或ソノ家中配下ニアラズドモタマ〳〵ニモ心ヤスク出入應對スルホドノ者ハ、皆ソレ〳〵ノ利益ヲムサボルカ、何カ

レバ自然ニ盜ミテモクヒタキ心ニモナルユヘ、諺ニモ貧ノ盜ト云ヒ無二恒產一則無二恒心一ト云、又衣食ノ不自由モナク何モ十分ニテモ道理ヲヨクシラザレバ、親ノ大切君ノ難有ト云コトモ心得ヤウウロンニテ、面々身持モワガマヽ遊惰トナリ、又ハ分ヲ知ラザルユヘ奢侈ヲ好ムガ風俗トナリテ、ソノ中ニタマ〳〵一人二人ヨキコトヲ覺エタルモノアリテモ自然ト一統ニツレネバナラヌガ人情ユヘ、風俗ニヲシウツリテ、ヤハリ奢侈ヲ學ビ彼(カシコ)ノウブスナ鎮守ノ祭禮コヽノヨメイリムコトリナドニ華美立派ヲ好ミ又ハ金毘羅參詣、善光寺參ナド無益ノコトニ多クノ金銀等ヲ費スユヘ餘分ノ蓄モナクスリハラヒソノアゲクニ病人ソノ外不仕合ノ費ニテモアル時ハ漸々ニ衰エテ後ニハ田地ヲ賣リ家屋敷ヲ質ニワタスホドニナル者モ多クナルヤウニナル故、敎ナケレバ富足ルコトモ永クハツヾカズ、又道理ヲ深クシラザレバ、タヾワガマヽノミニテヲノレガ身ノアシキト云コトヲシラザルユヘ、親ニツカエテハ親ノ無理ト云ガ胸ニ横ハリ、頭人ニツカエテハ頭人ノ不埒ガミエ、ソノ外夫婦兄弟親類緣者朋輩マデモ皆向フノ非分バカリガ目ニ見エテ、後ニハ堪忍ナリ難ク、不和ノ甚キヨリハ乖キ離レ、又恩ニナリテ報ズベキ心モナク、カリタル金ヲカエスコトモ麁末ニスルヤウニナル故、人心自然トハナレソムキテ只欲德ヲ爭フ心ノミニナルユヘ、人倫ノ道ヲ失ヒ刑法ニモ陷ルハ皆敎ナキユヘ人道ニハヅルヽナリ、故ニ飽レ食煖レ衣逸居而無レ敎則近二於禽獸一ト云リ、サレバ治國ノ要道ハ民ヲ富マスト民ヲ敎ユルトノ二ツニアリト云ナリ、既ニ富矣而又敎レ之ト云ヒ、治而敎レ之ト云ヒ、衣食足而知二禮節一云々ト云ヒ、有二恒產一而

ヲ大平ノ至極ト心得ルハ、誠ニ白人了簡ト云モノニテ深識遠慮モナキ町人又ハ婦女子抔ノ心ナリ、心得アルモノヨリコレヲミテハ誠ニ小兒ノ饅頭ヲムサボリテ病ヲ生ズルコトヲ不レ知、風車ヲ愛シテ足モトノコロブヲ忘ルヽガ如シ、又今ノ人ハ弓矢鐵炮鎗長刀ナドノ騷動アルヲノミ衰亂ノ世ト覺エタリ、コレタトヘバ病人ノ床ニウチ臥テスキト絕食ニナリ、頭モアガラヌ時ニ至リテ其病ナルコトヲ知リテ、サホドマデニ至ラザレバ藥ヲ用ル心モナキト同ジ、淺マシキコトナリ、凡誠ノ太平ノ風ト云ハ居宅ハキラビヤカナラズトモ永年堅固ナルヤウニ作リナシ、衣服ハ麁相ナリトモ夏冬ノ備ニ事カヽズ、飲食モムマキ物ハ食ハズトモ凶歲ノ備モアリテ、イカナル時ニモ飢エ寒エザルヲ富足ノ俗ト云、又一統ノ士民面々ノ親族朋輩共ニ睦ジク、親兄弟ヲ大切ニシ上ヲ恐レ法ヲ守リテ怨ミソシルコトナク、善事ヲツトメ惡事ヲ耻ヂテ、タマ〳〵惡心惡行アルモノハ仲間ニモ入リ難キヤウニナリ、イカナル時ニモ君ヲソムキ、親ヲスツルヤフナル心ナキヲ有道ノ風俗トス、如此ニ富足リタル上ニモ有道ノ風俗トナレバ永ク富ミ足リテ後ニハトザヽヌ御代トモナルナリ、後世ハ唐モ日本モ富足ノ俗ノミヲ治世ノ至極ト心得ルヨリ、誠ノ太平ト云ベキモノハ少ナシ、サレバ治國ノ要道ハ民ヲ富マスト、民ヲ敎ルノ二ツニアリ、富マストハ富足ニスルコトナリ、敎ユルトハ有道ノ俗ニスルコトナリ、コノ二ツハ必ナクテカナハザルコトニテ、扨ソノ跡先ノ手ツヾキハ富マスガ先ニテ敎ルガ後ナリ、ヒダルクトモ學問セヨ、クルシクトモ道理ヲ守レト云ハ學者分上ノ自ラノ心得ナリ、一統ノ人民ヲアツカフニハソフハナラヌモノニテ、ヒダルケ

モ古モ今モスキト同ジコトニテ、時勢人情等ノ變ニ拘ハラザル所ノモノナリ。

〇國家ヲアツカフ大綱張。

凡古今和漢トモニ國ノアリサマヲ見ルニ、民ニ飢寒ノ患ナク面々其郷土ヲ安ンジ親族朋輩ノ間モ睦マジク、上ヲ怨ムノ心モナク、善事ヲウラヤミ惡事ヲ耻ルノ心アリテ全體ノ風儀ヨク、タマ〳〵洪水旱魃饑饉兵亂等ノ災アリテモ、上下心ヲ合セテコレヲ救ヒ防ギテ離レ叛ク心ナキハヨク治マル國ト云ベシ、又士民共ニ運ヨキ者、巧智ナル者ハ分外ノ奢ヲ極メ榮耀ヲ事トスレドモ、貧シキ者ニ至リテハ今日ノ飯ヲ、クラヘドモ、明日食フベキ貯ナク、又夏ニアタリテ單物ハ着テヲレドモ、冬至リテ綿入ヲ着ルベキ見當モサダカナラズ、親族朋輩モ面々ノ手前勝手ヲハタラクノミニテ、イカナル難義ニモ身ヲステ身代ヲ破リテモ救ヒ助ル心ハナク、一生ワガ生レタル國ニヲルベキヤ、他國ニ出テ營ヲナスベキヤ、一日々々ト當坐ニヲクレバ安堵ノ思ヒモナク、國君役人ヲバ路人ノ如ク思ヒ、又ハ仇敵ノ如ク怨ミ、善事ヲウラヤム心ナキノミナラズ、却テネタミソシリ惡事ヲ耻ルノ心モナク、全體ノ風儀ヨロシカラズシテ、モシ洪水旱魃饑饉等ノ變ニアヘバ、ヤヽモスレバムシロ小旗ヲアゲ、或ハ竊盜劫盜トナリ、或ハ四方ニ離散シテ諺ニ所謂親ハ越後ニ子ハ長崎ト云樣ナルハ亂レタル國ト云ベシ、シカルニ世ノ人ノ治世ト云ヒ、國ノ繁昌ト覺エタルハ、一國ノ士民居宅ヲキラビヤカニシ、衣服ヲカザリ美食ヲクラヒ、男女打ツドヒ游樂放蕩ニシテ、芝居ミセモノ博奕マデモ賑ハフコトヲ云、シカルニタヾ如此ナル

意ナシ、コレ大名ナド云者ソノ性質ハ皆愚劣暗弱ノ人ノミナルニハアラザレドモ、モトヨリソノ心得ニチガヒタル所アルコト前ニ云ガ如クナル故ナリ、ソノ内ニハタマ〱スグレテ英明ナル性質ノ人モアリテ、古今賢明ノ人君ニモ劣ルマジ、我國家モ繁昌ナラシメント思フ者モアレドモ多クハ自己流ノトリハカラヒニテ、ヨキ家老ナドノ助モナク、或ハ學問ナドセシト云人ニテモタヾ書ヲ讀ミ事ヲ覺エタルマデニテ聖賢ノ大意ヲ得ズシテ、ムザト古法ノ形迹ニ泥ミ、當世ノ事勢人情ニモ通達セズシテコトヲハカラフモノモアリ、何レモ根元ノ心得ニ違タル所アル故又ハ當座ノ名聞ノミニ拘ハリテ公邊ノ首尾ヨロシク或ハ世上ノ人ニヨク評判セラレントノミ思フテ、誠心ヨリ民ヲアワレム事薄キ故、ソノ政事モ目前ノヨキコトノミヲ考ヘテ、大工ノ金ヲシキリテ受取普請スルガ如ク、心腹ヨリ出タル親切ナキ故、行迹トテモタシナミノ力薄ク、前ニ譬エタル眞柱ニヲノヅカラクルヒ枉リ出ルナリ、サレバ政事行迹ノアシキハ根元ノ心得ニヨルコトニテ、タトヘバ心得ハ土臺ナリ政事行迹ハ眞柱ナリ、土臺ニユルミアレバ眞柱ヲノヅカラ枉ルナリ、心得タシカナラザレバ政事行迹モヲノヅカラ正シカラザルナリ、シカルニ國家ヲアツカフノ道ソノ大繩張ヨリ細々シキ仕法マデ、其時勢人情ニ從フテ色々アルコトナレドモ、第一ニコノ土臺眞柱トナル者堅固ナラザレバ、一旦骨折テ立テ備タルコトモ、自然ニ崩レ敗ルヽカ、又ハジメハ良法ニテモ後ニハソノ主意ヲトリチガヘル故、却ツテ害トナルコト甚多シ、コレヲ徒法不レ能ニ以自行一ト云、誠ニ治平ノ道ニ志アル者深ク心ヲ留ムベキ所ニテ、此事ハ唐モ日本

コト、日々ニ甚シクシテ後ニハ必倒ルヽト同ジ、又眞柱枉レバ四旁ノ惣柱桁緣ニ至ルマデ皆クルフ、人君正シカラザレバ一家中ハ云ニ及バズ、町人百姓マデモ風儀ヨカラズシテ、觸レ流スコトモ永ク行ハレザルガ如シ、故ニ君子之德ハ風、小人之德ハ草ト云、又君明ナレバ臣忠ナリ、上有ㇾ好者ㇾ下有ㇾ甚焉者ト云モ、上タル一人ニヨリテ、家中ノ心得モカワルコトヲ云ナリ、サレバ人君タル者ハ一國ノ眞柱ト云ベシ、又眞柱丈夫ニシテ朽損モナクユガミモナケレバ其外ノ材木ナドハ損ジ次第ニ時々修覆シテ、入替ヘテモ永久ヲ保ツベシ、人君正シケレバ役人ナドハ折々入替ツテモ其ノ本正シキユヘニ武運長久ナルト同ジ、シカルニ人君ノ行跡政事ノ正シキト不ㇾ正トハ必其心得ニヨルコトナリ、凡人君タル者ワガ一國ヲヨク治ムルハ我一人ノ役目ニテ家中ノ諸役人ハ其下役手傳ナルコトヲシリ、人民ヲアワレムノ心誠ニ深ケレバ自然ニ其政事モ正シク行跡モワガマヽノフルマヒハセザルモノナリ、凡今ノ大名ト云者ハ皆先祖ヨリ數萬石ノ土地ヲ受ケ傳ヘテ、其先祖モ鎗先ノ力、又ハ骨折ノ恩賞ニテ得タル土地ナレバ、子孫タル人長者殿ノ宗領ノ子、ソノ親ノ貯ヘタル金銀ヲ自由シテムザト遣ヒチラスガ如ク覺ヘテ、參勤ソノ外公邊ノ勤ハ遁レ難キ役目ト云コトヲシレドモ、一國ノ民ヲ惠ミ養フハ第一ノ職分ナルト云フヲ知ラザル故、民ヲ惠ムノ心モ薄クシテ、己ノ榮耀ニ間ニ合ハザレバ年貢物成課役運上等ヲユルスノ意ナク、公邊ヤムコトヲ得ザルノ費用ナドアルニ至リテハ、年貢課役ヲ增シ先約又ハ借受ナドソノ外民ノ難義トナルコトカヘリミズ、惣ジテ民ノ爲ニ身ヲ勞シ心ヲクダキテアハレミイツクシムノ

經世談 卷之二

○國家ヲ扱フニ眞柱ト土臺トアルヲ論ズ。

唐モ日本モ古モ今モナベテ同ジコトニテ、事フルキ物語ナレドモ、一家ノ仕置ハ主人ノ身持心得ニアリ、軍ノ懸引ニヨリテ軍ノ勝敗アルハ、大將ノ采幣ニアリ、一國ノ治亂盛衰ハ必其人君ニアルコト歴々タル效アレバ、今サラニ云ニ及バズ、故ニコレヲ皇建ニ其有極ト云ヒ邦ノ治亂ハ予一人ト云ヒ、一人定レ國ト云ヒ一正レ君而國定矣ト云、鄙諺ニ所謂傘ハ轆、扇ハ鹿目ヲ肝要トスルノ義ナリ、タトヘバ五重ノ塔モ眞柱折レテハ上下四旁皆一時ニクヅレ落チテ、忽ニ破ルガ如ク、又或ハ全ク折ルヽニ至ラズトモ枉リ傾ク時ハ年月ヲ經テ漸々ニ甚シク緣ハナレ瓦落チテ、大風大地震等ノ變ニアヘバ、必全ク破壞スルガ如シ、故ニ眞柱ナクテハモトヨリ塔ニモナラズ、眞柱折ルレバ則卽時破壞ス、眞柱枉リ傾ケバ後ニ至リテ必破壞ス、一國モ亦然リ、人君ナクテハモトヨリ國ヲ立ベカラズ、人君タル者桀紂、平清盛ノ如クナレバ、則卽時滅亡ス、又人君タル者歴代ニ數多キ庸君暗主ノ如クナレバ、漸々ニ國弱マリ、內亂外寇等ノ騷動スベテノ變故ノ時ニ至レバ、必速ニ滅亡ス、其ノ內運ヨク幸ニシテ變故ノ時ニアハザル者多シトイヘドモ、其弱マルコトハ日々ニ甚ダシクシテ後ニ至レバ亦救フベカラザルニ至ル、コレ亦五重ノ塔ノ眞柱枉リテモ幸ニ大風大地震等ニアハザレバ卽時ニ破壞セズトイヘドモ、其枉リ傾ク

經世談　巻之二目錄

ニテ愛シ戴ク心ナク、父子夫婦ソノ外ノ親族マデモ、情薄ク禁法ヲ守ルトイヘドモ、咎ヲ恐ルヽノミニテ巧ニ犯シテ咎ヲヨケ、游隋ニシテ利ヲ貪ルコトナドノミ心ガケ、或ハ諂ヒ或ハ賄ナドシテ廉耻ノ心ナキ類ハ、皆衰亂ノ前表ナリトシルベシ、此等ノ辨別ハ古今和漢ノアリ樣ニ深ク心ヲヨセテ考ル時ハ、ソノ驗歷然トシテ明ナルコトナレドモ、今時ノ學者ノヤフニ歷史記錄ナドヲヨムニモタヾ古事ヲ覺エル心ニテハスキト眼ニ入ラヌコトナリ、モシ深ク理ヲ察スル人ナラバ、古人ノアリサマニ拘ルコトナク盛衰ノ別明ラカニシラルヽコトナリ。

經世談卷之一終

キニハアラネドモ、コレヲタトフルニ鉢植ノ木ニ花ノ多ク開キタルガ如シ、ユク／＼益繁昌シテ永久ノ後マデ保ツコトハ容易ニナリ難ク、畢竟上下トモニ奢麗ノタメニ困窮シテ、ソレヨリハ種々ノ病ヲ生ジ一統ノ風俗マデモ下落シテ、廉耻モナク義理ヲカキ、漸々ニ衰ノ始トナルコトナリ、誠ノ繁昌ト云ハ地ニ植タル木ノヨク根付タルガ如シ、故ニ永久ノ後ホド大木ニナリ、枝葉モ茂リ實モ多クナリ、イカナル大風ニモ容易ニ倒レザルナリ、サレバソノ國士民ノ家居ヲ見レバ、廣狹大小ハ分限ニ從フテ堅固ニ作リテ、無益ノ華美ヲカザラズ、細民ノ貧シキ者トイヘドモ屋根壁周ノ垣ナド、賤シキ様ニテモ相應ニ堅固ニ作リ、壞レ敗レテ見苦シキ様ナク、衣服モ華美ヲカザラネドモ、敗レ汚レテムサキ事ナク、何方ノ神事祭禮ナド云ニモ相應ニ繁昌スレドモ、ムザト金銀ヲ費スコトナク、勿論博奕游女ハタトヒ密々ニ出張リテモ、繁昌セヌ故終ニハナクナリ、城下ノ町々トテモ家居ハ立ツヾキテモ往來ノ人々マデ行儀ヨク、城屋形並神社佛閣又ハ出入ノ供廻リナド、スベテ無益ノ立派ヲ好マズ、山林モ茂リ田畠モヨクヒラケテ荒廢リナキナド、スベテサシタル目ヲ驚スコトハナクトモ、心アル者是ヲシレバ、イカニモ奥ユカシク思ハレテ、誠ノ繁昌ノ驗トヲモハルヽナリ、サレドモ是等ハソノ國中ヲ一通リニ往來シテ詠メタル様子ナリ、眞ノ治平ノアリサマハ人民ノ君上ヲ愛シ戴キテ諂ヒ飾ルノ心ナク、律義ニ厚ク廉耻ノ心ヨリ法ヲ守リ、上下トモニ面々ノ職業ヲ怠ラヌナド、少シ足ヲトヾメテ氣ヲツケネバ深クハシラレヌコトナリ、タトヒ前ニ述タル世ノ所謂繁昌ノ形アリトモ、人民役人ヲ恐ルヽノミ

ヲ自在ニシ難ク、又トカクニシタシミカヌルコトアルト同ジコトナリ、サテ賢愚邪正ノ辨別サヘ大ナル誤ナクバ、ソノ外ハ任スルト任セザルトノ別バカリニテ、ソノ任ズル任セザルハ人君ニテモ宰相ニテモワガ身ノ私ヲ去ラネバナラヌコト故、畢竟ハソノ心得ト所行トニテカヽルコト故、中庸九經ノ目ニモ取レ人以レ身ト云ナリ、凡國家ヲ治ルニ邪ナル人一人ニテモ重役ニアルヤフナレバ、必治平ノ功ヲナサズ、終ニ大害トナルコトタトヘバ醫者ノ病人ヲアツカフテ熱ヲ畏ルヽモ同ジコトナリ、諂言妄言スルホドニナリ、少々ノ惡寒スルホドニテモ、油斷スレバ大病ニ至ルユヘナリ、内ニ伏スル熱ハ尚更ノコトナリ、可レ畏ノ至極ナリ。

○今時ノ人ノ國家ノ繁榮ト心得タルハ却テ衰微滅亡ノ始ニナルト云コトヲ論ズ。

今ノ世ニ國ノ繁昌トイヘルハ國中ノ士民男女美服ヲカザリ居宅モハナヤカニ作リナシテ、何方ノ神事祭禮ナドニモ多ク金銀ヲ費ヤシテ種々ノ營ヲナシ、自國他國ノ人々入コミテ上ヲ下ヘト賑ヒ噪ギ、角力芝居哥舞妓見セ物ナドモ繁昌シテ、剩博奕游女ノ類マデモ盛ニ行ハレ、山林田畠モ鷹場獵場ノ樂多ク、殊ニ城下ノ町々ニナドハ白壁ニ瓦屋根裏屋マデモ立ツヾキ、晝夜往來打絶エズ、商買ノ繁昌金銀ノ流通一夜ニ千兩ト云ガ如ク、城屋形又ハ神社佛閣ノ普請モ美々シク大造ニ作リナシ、殿ノ供廻リ家中ノ登城ナドモ立派ニ結構ヲツクシタルナドノ類ヲ見テ、繁昌此上ハナキト心得テ他國ノ者ハ此ヲ羨ミ、自國ノ者ハコレニ誇リ主君並ニ役々ノ輩モカクアリタキト心ニ願フコトナリ、コレ繁昌ト云マジ

シキ人ニノミアルコトナリ、コレソノ所爲ハ善ナルコトアリトモ、マギラハシキコトアリ、又スベテシバ〳〵縁ヲ求メテ親シミヲ結バントスル者、邪ナル者多シ、油斷アルベカラズ、コレ人君宰相ニ限ラズ、スベテ役人タル者ナドモ心ヲ付ベシ、スベテ其人ノ信用スル親族妻妾ノ縁ヨリ云ヒ入レ、スベテ入魂ノ者或ハシタシク出入スル醫者山伏坊主ナド何ニ拘ラズタヨリヲ求メテトリイル者、一概ニ皆邪ナルニハアラネドモ、邪人ノ術ニ隔ルコト多シ、油斷アルベカラズ、サレドモ才智アル者自ラ其功ヲアラハサンコトヲ思フテ縁ヲ求メテトリツクコトモアレバマギラハシキナリ、庭前ノ櫻盛ナルトテ花見ニ事ヨセ振舞ニ招ナド又ハ園中ノ果、獲ノ魚鳥又ハ遠來ノ珍物ナドシバ〳〵贈リ献ズル類モ同ジコトナリ、又百人並千人並ノ人情ヲコヘテ人ノ目ニタチ人ニカハリタルコトヲ行フ者ニ、名聞ヲ以テ我ガ好ム所ヲツリ出サントスル邪人アリ、サレドモ偏性ノ人又ハ大豪傑ノ人ニモアルコトナレバ辨別肝要ナリ、右ニ云所ノミニ拘ハラズ種々アルコトニテ、何レモ甚紛ラハシクテ容易ニハ見エ難キナリ、サレドモ心ヲヒソメテソノ心術ヲ察スル時ハミヘザルコトナシ、唯ソノ中ニ大奸ト云モノ、何ゴトモ見エタル所ハ忠直ノ人ニ甚相似テ、眞ノ具眼ノ明者ニアラザレバ察シガタシ、サレドモスベテ奸邪ハ作爲シテ事ヲスルユヘ自然天然ノ如クソロ〳〵トイカヌユヘソノ様子シレルモノナリ、又至誠ノ胸中ヨリ出ヌコトナレバ、何ホド行ワタリテモソロヒカヌルコトアリ、又極メテ正シキ人ニ對スレバ何カ心腹ヨリウツリカヌル所アルモノナリ、狐狸ノ化タルガヨク人ヲ魅ストイヘドモ心正シキ人ニ對スレバソノ幻術

キナキコトヲ新ニ生ジテ害トナル故其罪殊更重シ、長ニ君之惡ニハ既ニ君ノ心ヨリ出タル上ノ取ナシナレバ迎ルホドニハナシ、サレドモ國家ノ害トナルコトハ勿論大ナルコトナリ、右ノ輩ハマギレモナキ邪人ナリ、サテ疑ハシクマギラハシキ辨別シ難者ト云ハ、數多キコトナレドモ、ソノ一二ヲアゲテ云ベシ、スベテ權威アル者ヲ恐レ尊ビテ一言ヲイハズ、スベテ上タル人ノ心ヲ伺ヒハカリテソノ心ニカナハンコトヲ思ヒ、上ノ人ノ心ニ齟齬スルヿハ口ヲ開カズ、ワガ胸ノ十分ヲ明カサヾルハ邪人ナルナリ、サレ共膽小サク危ブミ恐レ謹愼ニ過タル者ニモアルコトアリ、但ソノ人ニヨリ權威ナキ人ヲ疎略ニスルハ必邪ナリトシルベシ、スベテ劇談晤言（イキリヘナシウチトケ）シテモ閉ヂ隱シテ胸中ノ實ヲ吐キ露サヾルモ邪人ナリ、コレ亦謹愼ニ過ギ又ハ自身ノ智ノ及バザルヲ耻ヂテ言ハヌモアリ、或ハソノ論合ハザルニヨリテソレマデニ默スルアリテマギラハシ、是非黑白ノ別ヲ論ズルニ騎牆兩可（ウツマタコウヤク）ノ說ヲナシテ、タヾ上ノ意ヲ伺フテ明ニ判斷セザルモ邪人ナリ、サレドモスキト定見ナキ人ニモアルコトナレバマギラハシ、飮食遊樂スベテ物ズキハ云ニ及バズ、詩歌文學ノ類弓馬刀槍等ノ業ニ拘ハラズ、何ニテモ君相重役ナドノ好ミニツレテ精ヲ入レテ出身ノ緣トスル者ソノ心得ニ邪ナル人アリ、勿論文武ノ道藝ハ面々ツトムベキコトニテ、上タル人モ、好ミテ導キ玉フ時ハ殊更其道ニ出精スルコト當然ノ義ニテ、其事ハ甚ヨキコトナレバ一概ノ目利ハナラネドモ、カヤウノコトニソノ事同クシテソノ心底雲泥ノ差アルコト心ヲ付ベキナリ、孔子觀ニ其所ヲ由トノ玉ヘルハ卽コノ目利ノコトナリ、又天爵ヲ得テハ人爵ヲスツルト云モ此所レ由ノア

リテスキト短所ノミアリテ、長ズル所ナク少々ノ長ズル所アリトモ短所ノ害ニナルホドノ益ニナラヌ者アリ、十人ニ一人外ナキコトナレドモ風俗アシキ世ノ中ニハソノ上ヲ越エテ多キコトモアルベシ、カヤウノ者ハ誠ニ用ニタヽヌ人ナレバ必ソノマヽニヲクベシ、勿論タトヒ愚ナル者モ足健ナレバ飛脚ニ使ヒ土地案内ナレバ、嚮導ニ用ルノ類ノ末々ノ小事ハソレ〴〵ノ取リ所アリテコレヲ用ルコトハ、誰々モシリタルコトナリ、サテ人ノ邪正ヲ辨別スルコト甚難事ナリ、イカニトナレバ、コレヲ見ヌカントスルニ色々疑ヒマギラワシキコトアル故ナリ、大抵ソノ心術ヲ察シ、ソノ行狀ノ内外表裏アルトナキヲ見ルニアリ、内外表裏トハ今ノ世俗ニ云、カゲ日ナタ、ウラオモテノチガヒアルヲ云、又心術ニ奸邪ナクトモソノ學術ニヨリテ邪ナルアリ、コレハ別ニ一類ナリ、正シキ路ヲフミチガエテ心得誤レドモ奸邪トハ云ハズ、此一段ハ別ニ論ズベシ、邪正ヲ察スルニマギラハシク疑アルトイフコト、ソノケ條一端ニアラズ、但疑マギルヽコトナキ邪ノ第一ハ上ニ諂フ者是ナリ、是ニモ迎二君之惡一ト長二君之惡一トノ二樣アリテ、害ノ淺深、罪ノ輕重モアレドモ、邪ナルコトハ何レモ同ジ、迎二君之惡一トハ君ノ心ニカネテ思ヒモフケタルコトナクトモ、ソノ御氣ニイルベキコトヲ組出シテ、出頭セントスルカ、スベテ吾ガ福ニセント心ガケル者ヲ云、長二君之惡一トハ正理ニカナヒタルモカナワザルモ君ノ御爲ニナルモナラヌモトカク論ゼズ、タヾ君ノ御氣ニイルコトヲ思フ故、何事モ御尤ト同ジデ、ソノコトニ骨ヲ折リ荷擔シテ首尾ヲツクラヒ御キゲンニ逆ハヌヤウニシテ福ヲ求ル者ヲ云、迎二君之惡一ハコレマデナ

由ニマワルノミニテ事ニカケテハソレホドニイカヌ者多シ、又事ニカケテハ相應ニナレ𪜈存ノ外ニ口上ニ達シ難ク書付ニモノベカヌル人モアリ、勿論ソノ事ニ熟シテ筆マワラヌ詞トヾカヌト、ソノ事ニモトヨリ不得手ニテ筆マワラヌ詞トヾカヌトハ隨分其差別明ニミユルモノナレ𪜈コレハ鍛錬ナラデハ目利ナラズ、サレバ大樣ハ少々試ミテソノ驗アル上ニテイヨ〳〵賢ナラバ全ク委任スベシ、サレ𪜈小事ハ得手ニテモ大事ハ得手ザル者アリ、大事ハ得手ニテ小事ハ不得手モアリ、小事ニテ試ミテ驗アルトテムザト大事ヲ任ゼ難キ事モアレ𪜈、ソノ類職又ハ副役下役又ハカリ役見習助役ナドニテ試ミテモ大抵シラルヽナリ、古人モイヘルガ如ク近習並重役ノ者ヨリ一統ノ家中百姓マデ用ユベキ人ト云𪜈、猶其上モ深ク考ヘ目利シテ申付ルコトナレ𪜈、諂ヘテ世間ヲ取ツクラフ人ヨリ外ハ一統ノ目利多分ハチガハヌコトナリ、諂フ者ハモトヨリ國家ノ大害トナルコト別條ニ論ズル通リナレバ用ニ立ツ者トテモ用フベカラズ、ソノ外スベテイカナル人ニモ必長ズル所ト短キ所トアルモノナリ、ソノ長ヲトリテソノ短ヲ用捨ヌレバ十人ニ九人マデハ用立タヽヌ人ナシ、但其短所ニヨリテソノ事ニ害スベキ慮アル人ハソノ向キニハ用ヒ難キナリ、タトヘバスグレテ貪ル者ニハ金銀米帛等ヲ任スル役ニ用ヒ難ク、スグレテ好色深キ若キ者ハ奥女中ノ向ノ役ニ用ヒ難ク、目下ヲムゴクコクリツケテ難義ヲカエリミズ、勘辨用捨ナキ者ハスベテノ支配組子ヲ扱フ役ニ用ヒ難ク、事ニウトク人ニ欺カレヤスキ者ハ目付檢使ナドノ用ニ立チ難キノ類、ソノ事ノ向ニヨリテ何ホドモアルコトナレバヨク〳〵工夫アルベシ、又人ニヨ

リテ心アルモノヨリ見レバ誠ニサモシクオカシキ事モ多シ、サレバ聖賢ノ眞意ヲヨク心得テ其上ニモ當代ノ時勢ヲヨクシリテ、事ヲ行ハンニハ時中ノ道ニカナハザルコトナク誠ニ聖賢ノ道トイフベシ。

○臣下ノ賢愚邪正ヲヨク辨別スル心得。

臣下ノ賢愚邪正ヲヨクシリテ黜陟進退スルコト人君宰相第一ノ職分ニテ、國天下ノ治亂安危モミナ是ニ由ルヿ、古今ノヘダテナク和漢ノ差別ナキヿナリ、古ヨリ仁明ノ君ト稱シ賢良ノ相ト稱スルモ畢竟タヾコノ一途ニアルヿナリ、然レ𪜈是ヲ知リ是ヲ用ルヿソノ極意ハ必自己一身ノ心得ト所行トニアルコトニテ人君宰相タル者等一ニ心ヲ盡スベキ所ナリ、賢トハ才器アリテソレ〳〵ノ用ニタツベキ人ヲ云、愚トハ才器量ナク用ニ立難キヲ云、邪トハ心底根性ノアシクスジメユガミタルヲ云、正トハ心底正直明白ニスグナルヲ云、マヅソノ大格ヲ云ヘバ賢ナル者正クシテ邪ナク愚ナル者邪ニシテ正シカラザルコトノヤウナレドモ、ソノ實ハ眞ノ賢ナル者ノミ必正クシテ邪ナシ、德器アリテ又ソノ上ニ才能アル者即是ナリ、德器才能等ノヿ別條ニクワシク論ズ、或ハ才能アリテ賢ト云ベキ人ニモ邪ナル者アリ、又正シキ者ニモ愚ナル者アリ、德器才能ナキ者コレナリ、賢愚ハ才能ニアル故コレヲミルヿセメテハナリ易シ、邪正ハ德器ニアルユヘ甚辨別シ難シ、サテ才能アリテ正シカラザル者別シテ國家ノ大害トナル、所謂奸佞邪智ノ徒ナリ、クワシク別ニ論ズ、マヅ賢愚ヲシルノ大法ハソノ存分ヲ云ヒ出サシメテソノ云所ノ如クニ事ノ行ハル丶ガ定法ナレドモソノ存分ヲ云ヒ出ルニ口上ノ達者又ハ文筆ノ自

モ數盃ヲ傾ケ、青樓ノ遊ハ吝嗇ノ人モ費ヲヲシムヿナラザルハ興ニ乘ズル勢ナリ、凡ノ事ミナ然リ、然ルヲ世ノ時勢ヲシラザル輩徒ニ聖賢ノ法コソヨケレトノミカタクナニ心得タルハ誠ニ腐儒迂濶ノ論ニテ末世ニ聖賢ノ道ヲ慕フ人君宰相モ少シクシテ其說ノ行ハレザルコソ誠ニ僥倖トイフベシ、若其說ヲ全ク行ハヾ人民ノ愁苦國家ノ騷動トナルベキ事疑ヒナシ、凡古聖ノ法ヲ求ルハ先其眞意ヲ求ムベシ、其形迹ニ拘ルベカラズ、書ヲ讀デ法ヲ學ブハ譬バ今人ノ用文章ヲ見テ書翰ヲ調ルト同ジ、書翰ハスベテ用事ヲ辨ズベキ爲ナリ、其法サマ〴〵アルベケレ𪜈多クハ初ニ時候寒暑ヲ述ベ次ニ堅固息災ヲシルシ、又其次ニ用事ノ趣ヲ書ツラヌル事尋常ノ姿ナリ、然ルニ時ニヨリテ途中ヨリ奴僕ヲ走ラシ吾家ニ遣シ火急ノ用ヲ辨ズベキハ鼻紙ニケシ炭ヲモテシルシ何ノ前後モナクタヾ用事斗ヲ書付ル事モアルベシ、殊ニ相手ニヨリテミナイロハ字斗ヲヒロウテシルス事モアルベシ、コレモトヨリ用文章ノ法ニハナキ事ナレ𪜈其眞意ヲ得テ定法ニハ拘ハラザルナリ、若如此ノ時ニアタリテ筆ヲ求メ墨ヲ求メテ定式ノ文段ニテカキ送ラントセバ火急ノ用事ハ決シテ辨ズマジキナリ、コレ法ニ拘リテ其眞意ヲ得ザル故ニ却テ害ヲナスナリ、聖人ノ法トイヘ𪜈時勢ヲシラズシテ、其儘ヲ用ル時ハ大ニ害ヲナスコトアリ、コレ徒ニ古法ノ迹ヲ得テ聖賢ノ迹ヲ用ルハ當世ノ俗法ニ從フニモ劣ルコト多シ、但俗法ハタトヘバ牛ニ口輪ヲハメテ遠道ヲイソギ馬ニ鼻綱ヲツケテ重荷ヲツケタルノ類多ク、又タトヘバ書付テ覺ヘルコトヲ紙縷(ヨリ)ヲ結ビ付テシルシトスル樣ナル事モアリ、又タトヘバ帆カケテ走ルベキ舟モ繩ニテヒク樣ナル事モア

ツムキ無益ノ費ヲ起シ、ミダリニ臣民ヲ騷ガシ勞セシメ國家ノ難儀トナル事甚多キタメナリ、サレバ世ノ一文不通ノ武人俗吏又ハ國學ナドヲ主張シテ、吾邦ニテハ聖賢ノ道ハ入用ニナキト覺エタル輩ナドノ學者ヲソシリノヽシルヿ尤至極ナルヿナリ、昔秦伯周ノ天下ヲ讓リテ荊蠻ニノガレ去リ斷髮文身ノ風俗ヲ其儘ニシテ吳國ヲ開キ百世不迁ノ祖トナレリ、有難キヿナリ、コレ秦伯聖賢ノ德アリテ時中ノ道ヲヨクシレルユヘナリ、又漢ノ王莽天下ノ宰相トナリコト〲ク周禮ノ舊法ヲ用ヒテ大ニ國家ヲ亂セリ、コレ周公ノ作レル周禮ノアシキニハアラズシテ、王莽ノ時勢ヲシラザルユヘナリ、時勢ヲシラズシテミダリニ古法ノ迹ヲ用ルハ時中ノ道ヲシラザル故ナリ、時中ニ合ザルハ卽聖賢ノ道ニアラズ、時中ノ道ヲシラントナラバマヅ時勢ヲ考ヘルニアリ、時勢トハ時ニヨリ所ニヨリテ全體大格ノツリ合又ハ拍子ハヅミアル事ヲ云、天下ハ天下ノ勢アリ、一國ハ一國ノ勢アリ、其外一家一身ヨリ一事ノ上ニ至ルマデ、何事モツリ合ハヅミアリテ常理定格ノ及バザル所アルモノナリ、タトヘバ水ハ火ヲ克スルモノナレドモ風烈シク焰盛ナレバツイニ消ヘザルハ激スルノ勢ナリ、又水ハ柔ニ土ハカタマリテ水ニ勝ツモノナレドモ流ルヽ川ハ土俵ヲモ崩スコトアルハ流ルヽノ勢ナリ、又百本ノ矢ヲ一二本ヅヽ分ケテ折レバ片手ニモ折ベケレドモ、百本ヲミナ揃ヘテハ力アル者トイヘドモヤスク折ル事ナラザルハソロヘタルノ勢ナリ、又鞠ヲ屋根ヨリコロバシテ軒下ニ落チズシテ一間二間モ遠ク落ルハコロバスノ勢ナリ、又ハヤリ神ノ一旦盛ニシテ其靈驗モ甚イチジルシキハ衆人尊崇スルノ勢ナリ、又花ノ下ノ酒宴ニハ下戶

利生共ニタンテキナル故、殿様ヨリモオソロシキト云心ナリ、家老トイヘバ殿様ヨリハイヤシケレドモ權アルユヘニヲソルヽコトナリ、コレニテ人ハ權威ニオサルヽコトヲシルベシ。

○時勢ヲシラズシテ古法ノ迹ヲ用フルハ國家ノ害トナリ聖賢ノ意ニアラザルコトヲ論ズ。

昔ハ昔今ハ今ユヘ、昔ノ法ヲ今ノ世ニスグサマニ用ル事ハナラズ、權威ヲ以テヲシツケテモ時勢ニアハヌモノ故、一統ノ人ニウツリカネテ法ニハヅル、罪人多ク出ルナリ、況ヤ唐ノ昔ニ立テタル法ヲ日本ノ今ニ行ハン事ナドハ思ヒモヨラザルコトナリ、シカルニ今ノ世ニ聖賢ノ道ヲ行フナドイヘルモノ人情時勢ヲシラズシテ先王ノ法ニ過ギタル治術ハナシトノミ心得タルハ徒ニ聖賢ノ迹ヲ得テ聖賢ノ眞意ヲ得ズ、時移レバ事モカハルベキヲ知ラズ、所謂刻レ舟求レ劍ノ類ニテ可レ笑ノ甚シキモノナリ、剰ミヅカラ儒者ト稱スル人ナドノ内ニハ惣髪トナリ髪ヲハヤシ俗人ノ目ニツク樣ニスル者モアリ、其姿ヲ見テ其學術心法モ大樣思ヒヤラレタリ、是等ハ商人ノ看板ヲ立派ニカザリウレル事ヲ求ルト同ジナレバ深ク咎ルニタラザル事ナレドモ、コレノミナラズ、スベテ生ニ今之世ニ反ニ古之道ニハ聖賢ノ罪人ナリ、惣而宮室衣服其外日用ノ器物マデモ古風ヲ賞美シ唐メカシキ事ヲ好ム者ナド、文雅ノ上ナドニハ左モアルベシ、世務日用治法ノ事ニ至リテハ徒ニ古ノ跡ヲ用ヒ唐土ノ法ニナラハン事、以ノ外ノヒガ事ナリ、サレバ民ヲ富スノ術ヲ論ズレバ井田什一ノ形ニ似ン事ヲ思ヒ、民ヲ敎ルノ法ヲ議スレバ學校ヲ建テ辟雍泮宮ノ制ニカタドラン事ヲ欲スルノ類、スベテ如此ナル疏脱迂濶ナルユヘ、人情ニ逆ヒ時勢ニ

何レモソノ時ニアタリテ大事ヲヒキウケ取サバキテ大義ヲ害セズ、國家ノ安堵トナルベキコト皆聖賢時中ノ道ナリ、サレ𪜈今ノ儒者多クハ其才ニウトキユヘ平日ノ論談ノミニテ事ニ臨ミテハ間ニアワヌコト多キ故、世ノ人ノ右ノ如クニ心得ルモ尤ナルコトナレ𪜈、コレタトヘバ座敷ニスワリテ城取備立ノ吟味ハ功者ナレ𪜈、戰場ニノゾミテ車ノカケ引ノ下手ナルハ眞ノ兵家ニアラズ、内經難經ノ道理ハツマビラカニテモ今夜ニ死スル病人ト云ヲシラザルハ眞ノ上醫ニアラズ、ソレヨリ兵家ノ拙キニヨリテ軍法ハイラヌモノトヲボヘ、醫者ノ下手ナルヨリ藥ハ無用ノモノト心得タルト同ジコトニテ、將モナキコトナリ、但何タル聖賢君子アリテモ權位ナケレバ道ハ行ハレヌモノ故ニ孔子ノ大聖ニテモ委吏トナレバ其功料量平ト云マデナリ、司樴吏トナレバ畜蕃息スト云マデナリ、中都ノ宰トナリ又ハ大司寇トナリ相ノ事ヲ攝行スルニ至レバ、四方則之魯國大治ト云ホドノ政績アリ、委吏司樴吏ニテマシマサバ百年ツトメ玉フ𪜈魯國大治ノシルシハアラジ、マタ此上ニモ天下ノ宰相トナリ、又ハ天子ノ位ヲフミ玉ハヾ萬邦ノ黎民於變時雍トイフホドニモ至ルベシ、サレバ大ニ用レバ大ニ功ヲアラハシ、小ク用レバ少ク功ヲアラハスコトニテコレミナ權位ノ大小輕重ニヨルコトナリ、故ニ聖人之大寶曰位トアリ、又位ヲ得ザレバ空言無レ施、雖レ功何補ハントイヘリ、コレタトヘバ談義僧モ佛檀ノ前ノ小高キ所ニ坐セザレバ衆人ノ耳ニ說法ノキコヘカヌルモ同ジコトナリ、又位ト云モ格式一通リニテ今ノ堂上ノヤフニテハ權ナキ故何ニモナラズ、奧ニ媚ルヨリハ竈ニ媚ビヨトイフ俗語モ、權柄ヲ握ル家老ハ罰、

ノイソガシキ時、又ハ饑饉騷亂スベテ火急ノ大事アルトキニハ用ヒ難シト心得ル者アリ、コレ亦聖賢ノ眞意ヲシラザルヨリ誤リテ迂遠ト心得タルナリ、凡聖賢ノ道ハ良醫ノ人ヲ養ヒ病ヲ療スルガ如シ、良醫ノ養生ヲスルハ或ハ藥ヲノマズシテ飲食ヲ以テ精氣ヲ助クルコトアリ、或ハ心思ヲユルヘ、形體ヲ運動シテ流通スルヲ養トスルコトアリ、ソノ藥ヲ用ルニ至リテ地黃丸、益氣湯ノ類ヲ用ヒテ、漸々ニ補フコトアリ、承氣湯、陷胸湯ノ類ヲ用ヒテニハカニ攻撃スルコトアリ、ソノ症ニ從フテ一定セズトイヘ共、病ヲ除キ身ヲ養フコトハ一ニ歸スルナリ、聖賢ノ道モ亦ソノ如クニテアリ來ルマヽ、デスキト手ヲツケズシテ治ルコトアリ、彼ヲユルメ此ヲユルメタヾユルヤカニノミアツカフコトアリ、或ハ事ヲ企ルトイヘドモ敎ヲ立テ人ヲ喩シテイツシカ風俗ノナヲルヤフニスルコトアリ、ニハカニ法ヲ改メ又ハ邪惡ノ者ヲ誅戮ナドシテ民ノ害ヲ除クコトアリテ、一定セズトイヘドモ、ソノ害ヲ去リ利ヲ興シテ國家ノツヨミトナルコトハ一ニ歸スルナリ、故ニ無事安穩ノ時ハ孝悌忠信ノ道ニ入レテ全體ノ風儀ノヨクナルヤフニトヒタモノ工夫シテ導キスヽメ、火急ノ大事アルトキハ火地ナラバ水ヲカケ、亂心者ハ取搦ニテオサヘルヤウニ、スベテ前ヨリ心ガケルハ勿論ノコト、ソノ時ニサシカケテモソレ〳〵ノ仕法アルユヘ、弓矢ノ沙汰ニハ手分ケ手組ヨリ臨時ノカケ引麁忽ナクスルコトハ、武備兵謀ソレ〳〵ノ作法アリ、饑饉騷亂ニハ走リ廻リ見配リテ救ヒニギワスコト、ヌケメナクスル救荒濟民ソレ〳〵術アルコトナリ、サレバ無事安穩ノ平日ハユルヤカニ常道ヲ施シ、火急騷動非常ノ時ハ非常ノトリハカラヒアリテ、

ノコトナリ、後世ニ至リ兵農分レテ後ハ聖人出ルトイヘ共、什一ノ法ニハナリ難ケレバ、什一ヨリ多シトイヘドモ暴トセルコトナリ、モシ什一者天下之中制、過則桀不レ及ニ則貉ナリト云說ニ拘リテ後世トテモ必什一ニスベキト心得ルハ時變ヲシラザル腐儒ノ論ニテ、聖人時中ノ道ニアラズ、又孟子ニハ夏ノ世ニ用ヒシ貢法ト云物成ノトリヤウハ今ノ定免ト云モノニ似タルモノナルカ、殊ノ外アシヽト云論アリ、大宰純ガ著ハセル經濟錄ニハ定免コソ甚ヨキト云說アリ、何レモ一道理ヅヽアルコトナレバ一概ニ是非ヲ斷ジ難シトイヘドモ、作毛少シヅヽ高下ナレバ定免ヲ用ルコト役人ノ煩勞モナク、又私ヲイルベキ所モナク、又ムダノ費モイラザル故、上下トモニ勝手ヨロシ、但甚シキ凶歲ニモ必定免ノ高ヲ用捨セザレバ孟子ニ論ズル通ノ暴虐ニイタルコト故、少々ノ甲乙アル歲定免ヲ用ヒ甚シキ凶歲ニハ檢見ヲイレテ用捨スベキコト今ニアタリテ中正トスベシ、今諸方ニモコノヲモワクヲ用ル者多シ、甚ヨキ法ナリ、惣ジテ如此ニ古今ノ論ヲ參酌シテ古ノ法ニ泥マズ、又今ノ俗法ノヤブレヲ考ヘテ法ヲ立ル時ハ、ソノ法ノ形ハ聖人ノ法ニ同ジカラズトイヘドモ、法ヲ立ルノ意ハ聖人ニソムカザルナリ、コレヲ聖賢ノ大意ヲ得ルト云、大事小事トモニスベテ如此ニテ聖賢ノ大意ヲ得レバイカナル時ニモイカナル所ニモ行ハレルザルコトハナキノミナラズ、甚端的ノ良法ニシテ衆人モ悅ビ從フコトナルガ、世ノ人ノ聖賢ノ道ヲ迂遠ニシテ間ニ合ハヌモノト心得タルハ時勢ヲシラズ、事體ヲワキマヘザル腐儒ノ所爲ヲ見テ云コトナリ、又聖賢ノ道ハ甚寬緩ナル者ニシテ無事安穩ノ時ニハ行フベケレドモ、弓矢鎗長刀

○聖賢ノ道何レノ邦何レノ時ニモ行ハレザルコトナク又迂遠ニ非ルコトヲ論ズ。

聖賢ノ道ハモト唐土ノ古唐虞三代ノミ盛ニ行ハレシコトニテ、唐土ニテスラ今ニ至リテ數千年ノ後ナレバ全クハ行ハレ難キコトナルニ、日本ニテハモトヨリ風土モ遙ニチガヒタルコトナレバ、決シテ用ヒ難シトヲモヘル者アリ、白人ナドノ了簡ニハ尤トモ云ベシ、サレドモ今ノ世ニハ學者ニモ如此心得タル者アリ、アワレ至極ナルコトナリ、コレ畢竟三代聖賢ノ法制ノミヲシリテソノ大意ヲスキトシラズ、徒ニ形迹ニ拘ハリテ聖賢ノ眞意ヲシラザル故ナリ、聖賢ノ道ハ聖賢自己ノ流義ニアラズ、天地自然ノ道ナリ、故ニ土地カハレバソノ法制モカハルコトアルハ勿論、土地同ジクテモ時カハレバ又カハルコトアリ、三代ノ聖王何レモ同ジ中國ニ道ヲ行ヒ玉ヒシカドモ、殷ハ夏ト同ジカラズ、周ハ殷ト同ジカラザルニテモミラル丶コトナリ、ソノ內ニモ君ヲ重ンジ父母ヲシタシミ妻子ヲイツクシム類ハ三代トモニカハルコトナク、數千年ノ後トテモ同ジコトナリ、勿論中華バカリ如此ナルニハアラズ、朝鮮琉球安南交趾ノ如キハ勿論、魯西亞阿蘭陀ノ如キニ至ルマデカハルコトナシ、ワガ日本トテモカハルベキヤフナシ、故ニ昔ハ昔ニテ昔ノ天地自然ノ風氣ニ從ヒ、今ハ今ニテ今ノ天地自然ノ風氣ニ從フハ勿論、唐ハ唐ニテ唐ノ天地自然ノ風氣ニ從ヒ日本ハ日本ニテ日本ノ自然ノ風氣ニ從フガ卽聖賢ノ道ナリ、三代ノ法制ハ唐ノ後世ニモスグサマニ用ヒ難キコトアリ、ソノ事體別ナルユヘ也、シバラクソノ一ツヲ云ベシ、賦稅什一ノ法ヲ聖人ノ中制トスル如キモ、三代ノ時兵ヲ農ニ寓シ百姓ガ軍兵トナル時

求ル志ナケレバ世俗ト同ジク首ヲナラベテ人ノ耳目ヲ驚カスノ所爲モセヌ故、白人ヨリハヤハリ書ノヨメル斗ノ白人同様ニミヘルモノ故容易ニハ見出サルヽコトナラヌモノナリ、コレ其君其臣同時ニ生レテモ水魚ノ交ヲナスコトヲ得難キ所以ナリ、其君其臣アリテ水魚ノ交ヲナシ國家ニ事功ヲ立ルハコレヲ風雲ノ會ト云、千歳ニ一度ト云ホドナラデナキコトニテ古今ノ歴史ニモ甚希ナルコトナリ、吾邦近世ニテ岡山ノ新太郎殿ハ誠ノ剛明ノ君ニテオワセシカバ熊澤了介ヲ信任シテ一國ノ政俗ヲ新ニシ玉フ、誠ニ千歳一時風雲ノ會ニテ今ニ至ルマデモ天下ノ人口ニ膾炙セリ、シカルニ了介ノ力量古今ニ卓出シタルコトナレドモ、學術ニ於テハ眞ニ聖賢ノ意ヲ得タル人ニアラザル故苟且卑陋ノ政モアリキ、又ソノ著セル集義和書、外書、大學或問等ニテモ其學術ノ大要ハシラルヽナリ、其外ニハ水戸ノ光圀卿眞ノ剛明ノ人君ニテ學術モ誤リナシ、但ヨキ相手ヲ得玉ハズ、朱舜水ハ名士ナレドモ政務ノ才ハ了介ニモ劣レリト覺ユ、新井筑後守殿有廟ノ時ニアタリテ甚ダ尊信ヲ得テ其才ヲアラハセリ、シカレドモ大ニ用ラルヽト云フニ至ラズ、可惜コトナリ、其他學術正シキ名儒モアレドモ多クハ政務ノ才ニ乏ク、又ハ剛明ノ人君ニ遇ザル故タヾ木鐸夫子(センセイサマ)トナリテ終ニ事功政績ヲアラハサズ、可歎ノ至ナリ、サレドモタトヒ今世ニテモ世ニ剛明ノ君アリテヨキ相手ヲ求メ玉ハヾ、聖賢ノ意ヲ得タル眞儒モタヘテナカルベシトモ云ヒ難シ、サレバ千歳一時ノ事業モ今日目前ニ見ルベカラズトモ云ベカラズ、志アルノ人君自ラ奮ツテ崛起スルニアルコトナリ。

ヤラン、大カタハコレモ誠ノコトニアルマジ、カレモ貴ビ信ズルニハタラズトヲシナベテ信仰セザル者モアリ、又コレゾ誠ト深ク信ジテソノ道スジヲフミチガヘル者モアリテ、誠ノ聖賢ノ道ヲキヽテ一途ニ信仰スル者ハ又其少キ内ニモ半分マデモアルカナキカト云ホドナリ、コレ志アル人君ハ誠ニ得難キ所以ナリ、シカルニ又タトヒソノ志アル人君アリトモ、ソノ時ニアリテ世ニ聖賢ノ道ヲシル者亦甚ダ得ガタシ、大抵今ノ世ニ儒者ト云ヒ學者ト云者、四民及ビ其他ノ坊主山伏種々ノ人類ノ中ニテカゾヘテミレバ千百人ニ一二人ナリ、ソノ儒者トイヒ學者ト云者世ノ白人ヨリ見ル時ハ皆大概ニハ聖賢ノ道ヲシリタル者ト心得レドモ左ニハ非ズ、今世ノ所謂儒者學者ト云モノ數種アルコトハ後ノ條ニ詳ニ論ズル通ニテ、ソノ中ニモ眞儒ト云べキ者ハ百人ニ一人、マデモナキホドナリ、サレバ天下ノ人民ヲナベテ數フル時ハソノ内ニテ萬人ニ一人トモ云ベシ、サテ世ニ千百人ニ一二人マデナキ人君アリテ、又萬人ニ一人ナラデナキ眞儒アルベキコト容易ニ得難シ、故ニ其君アリトイヘドモ其臣ナク、或ハ其臣アリトイヘドモ其君ナキコト、古今ノ常ト云ホドニテ其君其臣トモニ同時ニ生レ出ルコト千歳ニ一度ナリ、又其君其臣アリテ同時ニ生レ出ルトイヘドモ君臣相遇テ水魚ノ交ヲナスコト亦甚容易ナラズ、イカニトナレバ所謂眞儒ト云者世ヲ憂ヒ時ヲ憫ムノ意深シトイヘドモ、己ガ身ヲ正シクシテ道ヲ枉ルノ意ナキ故君上ニ諂フ心ナケレバ君上ノ首尾モヨロシカラズ、役頭又ハ出頭ノ人ニ諂フ心ナケレバ家老ソノ外重役ノ思ヒ寄モ薄ク、或朋輩同役ナドヨリ忌ミ嫉マルヽコトモアリ、スベテマハリアシク殊ニ名聞ヲ

シ、サテ其生長ノ後ニ至リ奥方ヲハナレテ表住居ナド云ヿニナル頃ハソロ〳〵女色游樂ノヿモオボヘ、我マヽヲ云フコトモ段々長ジテクル故、ヨキヿハキウクツニテ行ヒ難ク、モトヨリヨキ智惠モヒラケザレバヨキヿノ耳ニ入ルヿモ容易ナラザル故、タヾ自己一分ノ勝手ニナリ、安樂ニナルヿヲ思フノミニテ、其他ノヿハ面倒ナレバタヾ有來リ仕來ルマヽニ取ハカラヒ、又ハ家老或ハワガ氣ニ入リノ出頭人ナドニ任セヲク故、家中ノ内ニタマ〳〵國家君民ノ爲ヲ思フモノ有テモ、ソノ存分ハ少シモ上ニ通達スベキヤウナク、日カゲノ紅葉モ同ジク終ニハテリハテヌレバ、來ル年モ來ル年モ如此時過ギ代替リテモ亦如此ナリ、殊ニ先祖ヨリ以來數代ヲカサネ數年ヲヘテアリ來ル國法ト云フモノニテ仕置來リテ、間ニ合ヒヌレバ新ニ聖賢ノ道ヲ行フナド云フコト却テ不相當ナルコトノヤウニ覺ヘル故、家中ノ者モサマ〳〵ニテニハカニ一致シテ信服スルコト、モナリ難ケレバ、タトヒ生得ヨキ人君ニテモヲシキリテ我ガ志ス所ノ事ヲ行フベキモノト云コトハ容易ニハナリ難シ、コレ今世ニ聖賢ノ道ヲ行フベキ志アル人君少クシテ千百人ノ内ニ一二人ナラデハナキ所以ナリ、シカルニ又ソノ千百人ニ一二人ナラデハナキ人君モ眞ニ聖賢ノ道トテ深ク信ズルコトハ容易ニナリ難キ所以ナリ、イカニトナレバ末世ノ如キハ聖賢ノ道明カナラザルガ故、サマ〳〵ノ道ヲ唱フル者多ク、ワガ佛コソ貴シト詞ヲツクシ術ヲメグラシテ信仰サセント謀ル故、何レガ貴キト云分チモシレズシテ疑ヒ惑フ心モアリ、又何レモソレ〳〵ノ道ナレバ貴キコトニテ利益アルベキコトナリト雜ヘ信ジテ純一ナラザル者モアリ、又何レガ誠ノコトヲ云

經世談　卷之一

○聖賢ノ道ノ世ニ行ハレ難キ所以ヲ論ズ。

昔モ今モ聖賢ノ道ノ世ニ行ハルヽヿ希ナルハ、其時ニヨリテ其子細サマ〴〵アルヿナレ𪜈、畢竟ヨキヿハムヅカシキト、ホンノヿハ白人ニ心得カヌルトノ二ツヨリ外ナシ、コレ何レモ多クハソノ人君又ハ宰相ノ暗弱ニヨルヿナリ、暗トハソノヨキヿヲ眞ニシラザルヲ云、弱トハヨキトハシレ𪜈ツトメカネルヲ云、サレバ古ヨリ君德ハ剛明ト云モノヲ貴ブヿナリ、剛ナレバツヨクシテソノヨキト思フホドノヿハ何タルヿヲモ果シ行フ力量アリ、明ナレバソノヨキト云フヲ眞ニシテ迷フヿナシ、サテ今ノ世ニ大名ナド云類ノ者多クハ稚キ頃ヨリ奧方トテ一家中ノ人モ立入ラズ、諸役人モ妄ニ出入セザル奧深キ婦女子バカリノ中ニテ生長スルヿナルガ、ソノ婦女子ト云者タトヒスグレテ才智アルト云者トイヘ𪜈、多クハ男子ノ愚ナル者ニクラブルホドノ者ナリ、況ヤソノ才智アルト云者モ十人ニ一人モアルカナキカ百人ニ五三人モアルマデナレバ、ソノ他ノ多勢ノ愚ナル婦女子ノ仲間ニヲサレテ人君ノ益トモナルベキ用ニハナラヌヿナリ、ソレ故ニコヽニテ生長スル人ハヒロキ世界ノ人間ノアリサマヲ覺ヘルヿモナラズ、細民ノ艱難困苦ノヤフスモシルベキヤウナケレバ、タトヘヨキ生得ノ人ニテモヨキ智惠ノヒラケル緣ハナキヿユヘ、昔ヨリ大名ハヲロカナル者トシテ狂言又ハ物語ナドニモ作リヲクヿ多

經世談卷之一目錄

ハラザル者ハ、苟且卑陋ニシテ、モトヨリ永久ヲ保ツベカラズ、二ツノ者同ジカラズトイヘ共、其實ハ皆眞ニ聖賢ノ意ヲ得ズ、徒ニ聖賢ノ言ヲ耳ニキ、口ニ唱フルノミナリ、如斯ノ徒或ハ古今ニ博達シ、或ハ當世ノ事務ニ明ナリト云共、畢竟腐儒迂滯ノ論ニアラズンバ、曲士權詐ノ說ニシテ、徒ニ國家ニ益ナキノミナラズ、害ヲナスコト少ナカラズ、予依テ俚言ヲ連ネ、聖賢ノ意ヲ以テ當世ニ施スノ術ヲ論ジ、志アル人君宰相ニ示シテ取捨セシメント欲ス、古人云、愚者千慮必有二一得一ト、果シテシカラバ予ガ至愚ノ言ト云ドモ、コレヲ國家ニ施シテ、斯民ニ補アルコト絕テ無シト云ベカラズ、コレ萬一ノ僥倖ヲネガフテ人ノ訾ヲカヘリミザル所以ナリ。

文政五年壬午冬十月　仙臺鼓缶子記

經世談序

予生レテヨリコヽニ四十餘年、幼ヨリ學問ヲ事トシ、壯ニシテ儒官ノ員ニ備ハルトイヘドモ、讀ム所ノ書數十卷ニ過ギズ、野史稗編小道異端ノ書ハ、モトヨリコノ數中ニアラズ、諸史ニ至リテハ幼キ時、カツテ頗涉獵ストイヘドモ、今コト〴〵ク遺忘シテ、ソノ百一ヲモ記セズ、諸子ノ書亦少シク心ヲ留ムトイヘドモ、終ニ其奥旨ヲ窮ムルコト能ハズ、所謂讀ム所ノ書ハ語孟詩書易春秋及ビ程朱氏ノ書ノミ、然レドモソノ精微ノ蘊ヲ盡スコト能ハズ、又ソノ成文ヲ諳記スルコト能ハズ、タヾソノ大旨ヲ得テ、古ノ聖賢修レ己治レ人之道ニ於テ、ホヾ窺フ所アルニ似タルノミ、コレヲ以テ自ラ我身ヲ律シテ、予ガカツテ所爲ヲ考フルニ、起居日用ノ間ヨリ應事接物ニ至ルマデ紕繆百端ニシテ、聖賢ノ規矩ニ合ハザル者多シ、夫聖賢ノ書ヲ讀ムコト數十年ニシテ、我一身ヲダモコト〴〵ク規矩ニ中ラシムルコト能ハズ、何ゾ況ヤコレヲ國家ニ推シテ人ヲ治ムルニ於テヲヤ、既往ヲカヘリミテ自悔ヒ亦自差ヅ、是ヲ以テカノ聖賢治レ人ノ道、經濟世務ノ論ノ如キハ、口ニ絕チテ敢テ談ゼズ、己ノ身ノ昏々タル故ニ、人ニ昭々タラシムルコト能ハザルヲシル故ナリ、シカレ共、予讀書ノ間聖賢ノ意ヲ以テ、當世ニ施スノ術ニ於テ、コレヲ心ニ存スルコト亦十數年、ソノ間世ノ學者頗志ヲ得テ當時ニ施ス者ヲ視ルニ、ソノ聖賢ノ法ニ拘ハル者ハ、書ヲ以テ馬ヲ御スルト同ジク、事ニ於テ齟齬スルコト多ク、ソノ法ノ迹ニ拘

經世談

櫻田虎門著

然ニ、索隱ニ曰、管子、司馬法、皆六尺爲レ歩、コレラノ説ニヨレバ、六尺爲レ歩ノ一句ハ、事ノ序ニ記シタルノミニテ、秦ニ始マリタルト云ニハアラズ。

諸家辨曰、公田廬舍之説、始ニ於班固一、諸儒固以ニ在レ野在一レ邑、各分ニ畝半一以合ニ孟子説一、然孟子五畝之宅、未ニ嘗言一レ廬舍一也、詩中、田有レ廬、僅田間憩ニ息中畝之所一、五畝之宅平原可レ居之地、便ニ於農功一或八家或信八家、各隨ニ其便一、合レ之爲レ邑、又曰、又農邑與ニ國邑一不レ同、又曰、如春令、民畢出在レ野、冬則畢入ニ於邑一、轉徙靡レ恒、民必不レ樂ニ先王國レ民立レ法一、必不レ如レ此、古今共ニ耕ニ餉アリ、餉トハ妻子飲食ヲ持テ、田ニ往テ耕夫ニ食ハシムルナリ、是耕ノ隙ヲオシミ、且耕夫往來ノ勞ヲ省クナリ、毛詩ニモ餉ノコト處々ニミエタリ、農夫邑居シテ、田ニ遠キ故ナリ、モシ公田中ノ廬舍ニ、妻子居住セバ、耕夫ソノ廬舍ニ歸リ食シテヨキコト也、ワヅカ半町ノ處ニ、飲食ヲツヽミ持テ往ハ、煩勞ノ甚シキモノ也、餉ハ無用ノコトナルベシ。

公田説終

周ノ十里ハ今ノ一里（三十六町）ニアタル。

唐ハ五尺ヲ歩トシ、三百歩ヲ里トス、是唐ノ十里ハ、今ノ一里五町四十歩ニアタル、宋ハ五尺ヲ歩トシ、三百六十歩ヲ里トス、宋以下皆同ジ、是宋ノ十里ハ、今ノ一里十四町ニ當ル、然ルニ是ハ制度ノ面ニテ、驛道ナドハサモアルベシ、ソノ外人間ニ通用スル里數ハ、依然トシテ人歩ニテツモリ、三百歩ヲ里トスルコトハ古ノ如シ、人歩ハ尺ヲ論ゼズシテ、依然ト周ノ六尺ノ歩ト合モノナリ、コノ故ニ諸書ヲ參考スルニ、大概ソノ代ノ制度ニアワズシテ、古法ニ協フナリ。

唐ノ五尺ヲ歩ト定メタルコトハ、蓋ソノ時代ニ玉尺ト云、古尺ヲ持傳ヘテ、眞ノ周尺ナリト思ヘリ、長サハ今ノ尺ノ八寸三分餘ニアタル、ソノ玉尺、マサニ唐尺ノ五尺ニアタル故、時尺ヲ用テ制度ヲ定テ、暗ニ古制ニ合スルナリ、是ニ付テモ周ノ六尺ヲ歩トセルコト明ナリ。

論語集解馬融曰、司馬法六尺爲レ歩、歩百爲レ畝、畝百爲レ夫、夫三爲レ屋、屋百爲レ通、通百爲レ成、出ニ革車一乘一、然則千乘之賦、其地千成、居地方三百一十六里有畸、正義曰、史記、齊威王使ニ大夫追ニ論古一者、兵法附穰苴於其中凡一百五十篇、號曰ニ司馬法一、此六尺爲レ歩、至成出ニ革車一乘一皆彼文也。

今ノ七書中ノ司馬法ニハ、右ノ文ナシ、昔ハ百五篇ノ書ナルガ、今纔ノ篇數ナレバ、脱漏セルナリ、秦始皇本記ニ、制度ヲ改タル處ニ、數以レ六爲レ紀、符法冠ニ皆六寸一而輿ニ六尺一、六尺爲レ歩乘ニ六馬一ノ文アレバ、六尺ノ歩ハ始皇ヨリ始リケルヤウナリ、然ニ註ニ、譙周ガ曰、歩以ニ人足一爲レ數非ニ獨秦制

而井、是ナリ、里間ノ御保間ノ路、宅旁ノ徑、ミナ定間ノ中ヨリトル、故ニ五畝ノ宅ニテハ、定數ヨリモシマルナリ、井田モコノ道理ナリ。

五畝	五畝
五畝	五畝
五畝	五畝
五畝	五畝

鄰　保　鄰

五畝	五畝
同	同
同	同
同	同

鄰　保　鄰

五畝	五畝
同	同
同	同
同	同

鄰　保　鄰

四家爲レ鄰、二鄰爲レ保、三保爲レ里、合二十四家。

三井二十四家、同居ニ一里ニ而一井八家、左右前後、綴爲ニ一保一、夫二十五家爲レ里者、蓋從ニ五家爲一レ鄰起數、五五相乘、遂使下同ニ井八家一、不上レ得ヨ同爲ニ鄰保一、披裂參差、至ニ于異上レ閭、豈先王之制也哉、必是管仲子產以後之法矣、不レ可ヨ以語ニ盛周之制一。

禮記王制ニ、古者以ニ周尺八尺一爲レ步トイヘリ、諸儒多クハ此ニヨレリ、然ニ步ハモト人ノ兩足ノアユミヨリ起リタル數ナリ、周ノ八尺ハ、今ノ五尺七寸六分ニ當レバ、アマリ長スギタリ、路程ノ長短モアハヌコト多シ、又田ノ廣狹モ百畝ノ田今ノ二町半餘ニ當レバ、一人前ニハ廣スギタリ、イカサマ謬誤アリトミエタリ、司馬法ニ六尺爲レ步ノ文アリ、コレニテハ人步大小ノ中ヲ得テ、田ノ廣狹モ、路程ノ長短モ、ヨキ程ニ見ユレバ、正說トスベシ、然レバ周ノ一里ハ、今ノ三町三十六間ニアタル、

五畝宅

五畝ヲ一區ニシテ、邑ニアリ、孟子所謂五畝之宅、樹以桑是ナリ、邑田兩處ニ區トスル説ハ、非ナリ。

十四間餘
八十六尺四寸
一百八尺
十八間
二百五十九坪二

同	一畝
同	同

里

一保、長サ七十二間八百畝、田ノ徑トス、一里ノ長サ二百十六間ハ、一井ノ徑ト比ス、所謂方里

周徹

五千百八十四坪
百畝
一町七段二畝二十四歩ニアタル

井

同	同	百畝
同	廬舍倉囷場圃	同
同	同	同

方二百十六間
是ヲ周ノ一里ノ長トス

助徹所㆓以異㆒者、在㆓公田耕穫上㆒而已矣、徹者通也、通㆑力而作、特在㆓公田㆒也、私田則不㆑然。

公田八家、通㆑力而耕焉、不㆓必井㆒畫、但廬舍、倉囷、場圃亦用㆓九九分之一㆒、如㆓助法㆒。

譬井㆓畫公田百畝㆒爲㆓九區㆒、區各得㆓十一畝一㆒、八家各占㆓一區㆒、則公人實爲㆓什一㆒也、非㆓十一分而畝㆑一、所謂廬舍時憩息者守㆑之小舍耳、非㆓二畝半之廬舍㆒。

井

同	同	七十畝
同	（中央）	同
同	同	同

（中央）

同	同	七畝七七
同	廬舍倉囷場圃	同
同	同	同

八家皆私ニ七十畝一、同養ニ公田一。

公田七十畝、又井ニ畫之一爲ニ九區一、區得ニ七畝七々一、其中爲ニ廬舍、倉囷、場圃一、外八區賦ニ八家一耕焉、

實爲ニ什一一。

殷助

七十畝

四百三十二尺

七十二間

七十畝ヲ試ニ方ニスレバ

三千六百二十八坪八

方三百六十二尺餘

六十間餘

一夫受レ田、長十畝博十一畝、合ニ九區一爲ニ一井一焉、則井亦狹長矣、後人以ニ周井之正方一也、多意ニ殷井亦正方一、蓋非也、

夏貢 貢法今ノ定免ノ如シ 夏殷ノ歩畝並ニ周ト同ジ

一夫受レ田、長十畝博五畝、其貢稅以二數年之通一、立二中數一、譬豐年三百、凶年二百者、以二二百五十一爲二定數一、以二其二十一爲レ稅、豐凶不二增減一、故上之所レ取、常均而下有二苦樂之異一也。

周尺

今ノ鐵尺七寸二分三ニアタル
周以前ミナ同ジ

周尺六尺ヲ歩トス

鐵尺ノ四寸二分四方

歩

歩百畝トス

方四十三尺二寸

畝

歩百ヲ竪ニ並ブレバ

四百三十二尺

四尺三寸二分

畝

シ場ノ廬舍トシ、ソノアトヲ八家助耕ノ田トスレバ、コレニテマヅ什一ノ大數見ヘタリ、サテ細ニ算ヲシケバ、公田百畝ヲ九ツニワリテ、十一畝一一不盡ナリ、中ノ十一畝一一不盡ヲ、廬舍ニトリ、アトハ八十八畝八八不盡ナリニシテ、八人ニワレバ、マタ十一畝一一不盡ナリ、一井ノ內、公田私田、通ジテ八百八十八畝八八不盡ノ內ヨリ、八十八畝八八不盡ヲ稅シ、一人前ニテイヘバ、公私通シテ、百十一畝一一不盡ノ內ヨリ、十一畝一一不盡ヲ稅スルニナル、是ニテ宛モ整齊什一ノ稅ニナルナリ、尤モ不盡ノ數アリテ、ムヅカシク煩シキヤウナレドモ、コレハ算面ニテ云ユヘ、此ノ如シ、賦稅ノ實際デイヘバ、年々ノ豐凶トモニ何カナシニ、公田ニ出來タル分ヲ皆納ルニテ、サラリトスミ、毫モ煩ハシキコトハナクシテ、自然ト什一ノ稅ニナリユクナリ、コノ說ヲ立テミレバ井田ノコト、全然通曉シ、古來諸說ノマギラハシク、道理スマズ、落着セヌコトドモ、サラリト一洗スベキカ、弟處叔カツテ井田圖解ヲ撰シ、詳ニ推考セリ、予ノ辯析スル所小異アリシヤ、今ハ記シ得ズ、何ブン古來相傳ルノ說ヲ癈シテ、五畝ハ五畝、什一ハ什一ナド、斷ズルハ、予ノ見所ト全ク同ジカリシトヲボユ、右圖解ヲモ傳寫アリテヨカルベシ、二說詳考ノ上ニテ、モシ齟齬アラバ、重テ一査ヲ加ヘ從違ヲ決スベシ。

○經界圖

十畝ツヽ、八家ニ分テ、界限ヲ立ルニハ及バザルベシ、コレニ因テ思ニ、殷ノ制モ恐クハヤハリ、公田ハ力ヲ通シテ作リ、銘々七畝ツヽ分ニ非ザルベシ、ソレニテハ殷モヤハリ徹法ナリ、但殷ハ八家ヨリ、公田ヲ助ケ耕スニツキテ、助トナヅク、周ハ公田ヲ力ヲ通シ作ニツキテ、徹ト名クルノミ、雖ニ周亦助也ニトアレバ、殷トイヘドモ、亦徹ナルモシレズ、三代學黌ヲ序庠ト名ノカハリタルハ、或ハ敎或ハ養老ナドト、一ツサス所ニツイテ名クルノミ、周ニハ射ヲ習ハズ、殷ニハ老ヲ養ハズト云ニハアラズ、助徹ノ名ノオコルモコノ類ナルベシ、サテ又賦税ノ法ヲ、先儒ノ說ニ、地面ニテハ九分一ナレドモ、公田ノ內ニ十畝廬舍ニ引取地アルユヘ、ソノ殘リ八十畝ヲ、八家耕シ、一人前十畝ナレバ、私田百畝ヲ通シ、百十畝ノ內ヨリ、十畝ヲ税スルホドニ、十一分之一ニ當リ、什一ヨリ少シ輕キトノコトナリ、吾聞ク什一ノ税ハ古來ノ通義ニテ、堯舜ノ通ヨリ輕クスルハ大貉ナリ、然ルヲ實ノ什一ニ當ルハ、夏ノ貢法ノミニテ、殷周盛王ノ制、ミナ十一分ノ一ナレバ、コレ小貉ノ道ナリ、何トモスマヌコトナルベシ、是ハカノ班固ノ二畝半、在田ノ誤說ヨリ起リ、カヽル計數ニナリタルナリ、右ニ云ゴトク、中田ノ廬ハコナシ場ニテ、住居ニテハナキユヘ二十畝マデハ入マジ、又曰地既ニ八家力ヲ通シ作レバ、コナシ場ヲノミ、銘々ニ設ニ及マジ、ソレユヘ予ヲ以テ觀ニ、コナシ場ハ公田ノマン中ニ、タヾ一ツアルベシ、ソノ畝數ノワリヲ思フニ、元來方里ノ地ヲ、一井九百畝ト九ニワリ、中ノ一ツ分ヲ公田トシタルモノユヘ、ソノ公田ノ內ヲコレニ准ジ、百畝ヲカリニ九ニワリ、ソノ中ノ一分ヲコナ

五畝ノ墻下ニテ、實ハ二畝半ノ墻下ヲ、經文ニ推テ五畝トアルニ非ズ、田中ノ廬舍ハ、今云コナシ場ナリ、又ハ休息モシテ、夜ハ邑居ニ歸ルナリ、カクミレバ右ニ難ズル條々一モサシツカエルコトナシ、又殷助周徹ノ制ヲ先儒辨ジテイフ、殷人ハ私田七十畝、外ニ公田七畝ヅヽヲ、八家ニ分テ耕スユヘ、助スト云フ、周人ハ一井九百畝ヲ一所ニシテ、公私ノ差別ナク、八家一同ニ耕シ收ムル時ニナリテ、始テ畝ヲ分テ公私ヲ定ムルユヘ、チカラヲ通シテ耕スノ義ヲ取テ、徹法ト云トナリ、元來殷ノ制ハ傳ハラヌユヘ、先儒モ臆料ナレバ、今更イヅレトモ知ベカラズ、周ノ徹法ハ、決シテ然ラズ、モシ右ノ說ノ如クナレバ、農夫ノ勤惰ワカレズ、或ハ骨ヲオリ損、或ハ骨ノ盜德ニナルベシ、又收穫ノ時ノミ公私ヲ分テ、常ニ際限ナク、一枚ノ田ナレバ、周ノ詩ニ雨ニ我公田ニ遂及ニ我私ニト云ベキヤウナシ、公事畢テ私事ヲ治ムト云ベキ分チモナシ、又我ノ田人ノ田ノ差別ナケレバ、周人ノ喩ニ舍我田芸人田ト云フベキヤウナシ、モシコノ喩ヲ釋シテ、我八家一ツニ作ル田ヲ舍テ、隣井ノ人家ノ田ヲ芸トイハヾ、アマリ迂闊ノ解ナルベシ、コレラノ證少ナカラズ、旁以テ右ノ說ハスマヌコトナルベシ、然バ徹ト云モノハ何ゾヤ、予ヲ以テコレヲ觀ニ、一夫百畝ノ私田、銘々ニ耕スハ云ニ及バヌコトナリ、徹ノ力ヲ通ズルハ公田ノコトナリ、一人ニテ百畝ハ耕サルモノユヘ、八十畝バカリノ公田ヲ、八人シテ耕スハイトヤスキコトニテ、八家每朝ツレダチテ、田ニ住テ、マヅハ〳〵トアツマツテ、公田ヲ八人一所ニ耕シテモ、サシテ勤惰ヲ論ズルホドノコトモナカルベシ、元來一區ノ公田中ノコトナレバ、ソレヲ又

シ、農事最中ナレバ、田間ニ移リ居ル婦女輩、マタ邑中ノ空宅ニカヘリテ、其ワザヲナスニヤ、便利ナラザルノ甚ナリ、ソノ上蠶ハ晴雨溫凉ニツキテモ、日夜サマ〳〵手配アルモノナルヲ、始終ハルバルト通ヒテハ、色々ノ不便利アルベシ、又饁ニ彼南畝ニナドアルハ、農事ノ閙シキ時ナリ、邑中ニ返リテ食事ヲスレバ、ソノ往來ハヤ手ヌケニナルユヘ、婦女童子輩辨當ヲコシラヘ、田間ニ持行コトナリ、田中ニ家内引越オレバ、一トマダケホドノ所ナルユヘ、宅ニ返リ食事ヲシテスムコトナリ、コト〳〵ク田畝ニ餉スルハ何事ゾヤ、マシテ蠶時ハハル〳〵ト邑中ノ空宅ヘ、桑トリニ行タル婦女ノ食事ニ、返リテ手近ノ農夫ニ餉スルコトナルベキヤ、便利ヲイハヾ蠶婦ノ方ヘ農夫ヨリ餉スベキホドノコトナリ、又カリソメニモ南畝々々トイヒテ、北畝トモ東西畝トモナキハ、田里ノ制一概ニハアラネドモ、大抵邑里ヲ北ニトリ、田地ヲ南ニ受ユヘ、多分ニツキ南畝ト云ナリ、モシ田中ノ宅ヨリイヘバ、一井ゴトニ百畝ノアルハ、八家ノ内南ベリノ一家ノミナリ、外ノ七家ハ、東西北ト四隅トニ向タリ、ソレヲ必南畝ト云ベキヤウナシ、ソノ外郷黨州閭ノワリモ家塾庠序ノ敎モ、飲射讀法ノ式モ、館驛郵置ノ設モ、皆々九ケ月ノ間ノアキ屋ヲ主トシ、制ヲ立ルコト、空踈ノ甚シキモノナリ、旁々以テ右ノ通ニテハ事勢ニ於テモ、舊說ツマラヌコトナリ、先王アニカクノ如ク迂漫繆戾ノ法制アランヤ、故ニ予ヲ以テ觀ニ五畝之宅ト云ハ、實ニ五畝ノ宅ニテ、邑居ノコトナリ、農夫年中コヽニ居シ、出テ耕ス田地ハ、大抵南ニ受タル南畝ナリ、コノ宅ノ墻下ニ桑ヲ樹テ、婦坐ナガラ蠶スルナリ、經文ニ見タル通、

公田説

答宮生

井田ノ法、今少シ分明ナラズ、定説ハナキヤノ旨承ル、諭ノ如ク説大ニアリ、マヅ宋賢ヲ始トシ、受傳ルノ説ニ、五畝ノ宅ヲ二畝半ハ田ニアリト云モノ、班固ノ藝文志ニ出テ、大ナル誤ナルヲ、古來一人排斥スル説ヲ聞ズ、サダメテ班固ノ臆料ニイヅルカ、ソノ比儒家ノ想像シテ云タルヲ、班氏ノ取用ヒラレタルカニテ、信ズルニ足ヌコトナルベシ、何ントナレバマヅ右ノ通ニテハ農事ハジマレバ、田中ノ宅ニオリ農事ヲハレバ、邑中ノ宅ニ居トナリ、ソレニテハ天下中ノ農民タルモノ、一年ニ兩度ヅヽノ宿替アツテ、煩シキコトノ第一ナリ、ソノ夏正ノ二月、南畝ニ假截スルヨリ、十月禾稼ヲ納ルマデ田間ニアレバ、コノ間九ケ月ニテ、邑ニ居ハタヾ三ケ月ナリ、三時ハノコラズ田間ニアレバ、家財諸道具雞豚狗彘マデ殘ラズ移スベシ、無益ノ財ヲ費スコト幾バクゾヤ、アトハ工商ナドノ田事ニアヅカラヌ者バカリ、百戸ニ、二三戸四五戸、殘リ留リテ、邑里蕭條、人烟ヲ絶モノ、例年九ケ月ナリ、然又五畝之宅樹〻之以〻桑トアルヲ、先儒釋シテ田間ハ樹ヲ嫌フ故ニ、邑宅ノ牆下ニ桑ヲウヱルトナリ。然バマヅ桑ヲ樹ハ二畝半ノ宅ニテ、五畝ノ宅ニハ非ズ、サテ又桑ヲ釆テ蠶ヲ養フハ、春夏ノ交ヲ主ト

公田説

中井竹山著

清書仕指上申候、以上。

寛政十一年己未十月　　立原甚五郎

此一册十月三日中山備前守殿へ持參指出申候。」

鶴見九皐遺策終

りに仕候ては家内人別少く候ても高持候者は人夫を多く出し、至極めいわく仕候て土地を少く持候事を好申候、民は土地こそ寳に御座候、民心實に土地の寳たるを得候て育子も行はれ荒田も開け可レ申候、人別わりに人夫出させ候事は古法に候へば右の通御改被レ成候て可レ然候。

一 人夫御免の事。

農事至極出精仕候者には一ヶ年の内人夫何ほど御免と可レ被二仰付一候、但其年の出精により來年の人夫御免可レ被レ遊候、尤其年切に仕度候、怠候者には人夫餘計に被二仰付一候はゞ勉勵のため可レ宜候。

一 月々村中神事多き事

先年より神事は有來り候へ共近來民間怠惰勝に成、月中度々神事御座候、神事の日は終日耕作をやめ、少年の者五人七人黨を結び、こゝかしこ寄合候て飲酒、博奕、すべて風俗の破に罷成候、奴婢持候者は別てめいわく成事にて一切休日無レ之ても成不レ申候間、一月に三度程の神事に仕度候、庄屋方にて神事を許し不レ申候へば皆遺恨に存、重ていたづら事いたされ候、若者又奴婢など其村の寺社人へたのみ候て庄屋方へ神事をねがひ候、庄屋も右の畏有レ之ゆへ不レ得レ止許容いたし候、五月六月は田植了候て神事仕候様に御達被レ成候はゞ庄屋方よりも取扱よく可レ有レ之奉レ存候。

右鶴見平左衞門當六月中相果候處、遺書中反古の内筆記有レ之、上策の草稿と見へ申候に付、前件の通

一　村々も存寄の事書出させ可ㇾ申事
村民人材もわかり庄屋役等御撰被ㇾ成候ても人物わかり申候、庄屋は手代にならひ候て大切の役に候間不ㇾ容易ㇾ御撰被ㇾ成度候。
一　勝倉民藏の事
右の者御郡方にては氣に入不ㇾ申ふりに候へ共、人物沈深にて度量も有ㇾ之候、其筋の御役筋に御使ひ被ㇾ成候て可ㇾ宜奉ㇾ存候。
一　人別の事
出人別は屹と被ㇾ成入人別は勝手次第に被ㇾ成候はゞ人別も增過可ㇾ仕候、當時出入共に至極六ヶ敷候ゆへ他國の人足を留兼申候、入人別は町在共に其支配へ斷申出候のみにて濟候て多く外人も入込可ㇾ申候。
一　百姓の商人に成候事
新たに商人に成候事屹と禁止被ㇾ遊度候、出家に成候も願の上ならでは不ㇾ相濟ㇾ樣仕度候、但し造酒醬油等は新に始候事御免可ㇾ被ㇾ成候。
一　人夫の事
是迄高わりに御座候所以來人別わりに仕度候、左候はゞ土地を多く持候を本意に存出精可ㇾ仕候、高わ

一　民爵の事

町人には御目見格、御祭禮供奉、名字御免、問屋格など其外階級有ㇾ之候へ共、百姓には無二御座一候、上中下三段にも御わけ階級御授被ㇾ成候はゞ勤勉の一術に可二相成一候、且又病人等有ㇾ之困苦の者奉公に出候へば他人に鄙しめられ候故、いろ〳〵の計策を以て取つゞき果ては他國へも出候様成候、奉公を恥候人多候故田畠多く持候者も人歩かゝへ候事不二自由一、給金も高價に成、終には田畠の荒蕪に至り候、奉公仕候ても立歸り本業出精仕候て又本の如く良民に立直り出精の様子により民爵の階級をも授賜り候様に仕度候。

一　庄屋組頭撰候事

山横目等に被二仰付一村々にて存寄書付にており〳〵御とらせ被ㇾ遊候はゞ人材も大略相分可ㇾ申候、殊に當時庄屋にも可二相成一人物御座候てもㇾ大抵貧民に候へば不ㇾ被二仰付一候、勝手向の相應なるものに斗被二仰付一候、且庄屋に成候ても勤筋へ出精仕候へば自分家の農事廢怠仕候間家道も貧困に成候、庄屋役仕候者には夫だけの御合力有ㇾ之様仕度候、村政の瑣細成事御省き被ㇾ成候て庄屋も本業にも精入候様可二相成一候、庄屋に成勝手をよく仕候者は、大抵奸事有ㇾ之候て自分の經營仕候者と可二思召一候、すべて御政事の御ふり合御直に成候へば庄屋と成役筋出精仕候ても自家の經營も行届候様に成可ㇾ申候へ共、當時の様にては庄屋組頭役に精入候へば自家は困窮に成候事に御座候。

み一ヶ所貳十人位づゝ其場の守兵と御定、其所の鄕士等へ武器は御預、右の者一人へ田畠三石づゝ被下置、非常の備被仰付度候、御家中の內にても御撰定其所々の惣司可被仰付候、一ヶ月一度斗づゝ巡見仕右頭の吟味にて武技一術に秀し人一人二ヶ所程づゝ持寄に仕、一ヶ月三四度づゝ其地へ參指南仕候て無類の精兵出來可申奉存候。

一 入穀の事

右只今迄は御禁止に候所近來御ゆるめ可有之哉と人々申ふらし候、此事決して御免候ては不相成候事にて御座候、一通りは公大ならぬやうに心得候へ共、御先代よりの御定御深意有之事にて御座候間御免無之樣に仕度奉存候。

一 御國產の事

織物御國中にて出來候樣に仕度候、桑木荒地に仕立申度候、諸士中宅在町共に屋敷界に植させ申度候。

一 毛見の事

民間耕作植付不相成候節は千辛萬苦仕やうやく植付出來、其田に毛見願候へば手代共見立にて種子步食にも足り不申樣に相成候、農人骨折にて家產を破候故つとめて御植付に精入不申散田作りと申に仕候、皆御收納の御損に御座候、右の所よく心得毛見仕候者種子步食ほどの考を仕候樣に吟味仕候て散田作りも相止可申候、毛見の事勸農の第一に御座候事。

手代共へ御達書の大略

一　御郡方に預り候御政事方の事。

一　土地方　並毛見の致方心得草木植立の事。

一　御普請仕方の事。

右三ヶ條の儀存寄不ニ相包一、存分に可ニ申出一候、申出候ふり合により候て夫々分職可レ被ニ仰付一候而頭元〆同列にも内談不レ仕封印にて可ニ申出一候。

郡奉行元〆御達書の大略

此度人々の材器により分職被ニ仰付一候儀は至極大切の儀に候、其材に不レ當候者其任に居候ては御政事の害に成候て御德化の妨に候、且手代共の立身興廢にかゝり候間内々成共相談不レ仕可レ爲ニ申出一候。右の通にて存寄書御取被レ成候はゞ其人々の材器も相分可レ申候、其上にて人物御撰分職被ニ仰付一成功により夫々御引立可レ被レ遊候。

前件のごとく頭元〆等へ屹と不レ被ニ仰付一候ては、下の申出候事內見仕候上、我氣に入不レ申分は削去申候樣に成、下の情上に通じ不レ申樣に成可レ申候間右の通御定被レ成度候。

一　屯田の事

鹿島より夏海村迄三ヶ所斗、湊より勿來迄五ヶ所斗、烽火臺御立可レ被レ遊候、民中膽氣ある者を御えら

候、農隙の時物頭大將に成、鄕士並列士等召連猪獵爲ㇾ仕度候、諸士の內よりも望の者は物頭に斷、指圖を受、可ㇾ爲ニ罷出一候、不心得の者御座候はゞ物頭より屹と制止、其命をも用不ㇾ申候はゞ以來能出候事不ニ相成一候樣に斷可ㇾ申候、不心得の者候ても、隱置候はゞ物頭の不調法に相成候事。

第一放火又田畠を荒し候事、猥に民家に立入候事、食事は大將の前にて仕候事、酒を禁じ候事、弓、鐵炮にて獸を打し候事猥に不ㇾ仕、すべて物頭の指揮に隨ひ候事、民間の婦人見物に出候事、禁じ可ㇾ申候、百姓を勢子に遣ひ不ㇾ申候事、但し農隙にて當人望候て召連候ても不ㇾ苦候事など、よく〳〵可ニ申含一候事。

一　御郡御代官御役屋敷御定可ㇾ被ㇾ成候事

兩役所共に近來御用多罷成候間村役人共度々呼出罷出候ても往來の費遠近の村によりト異同も御座候、右一役所にて用濟候て罷歸候ても、又一役所より配符來候へば今日罷歸、明日又御城下へ出候樣に成候、右の通御定被ㇾ成候へば一役所へ參候ても、隣の役所へも立より御用も被ㇾ成と伺候樣に成候はゞ、すべて費を省、便利に御座候、兩役所共に記錄等仕舞候ため土藏御立可ㇾ被ㇾ遣候事。

一　御郡奉行手代の事

奉行は大切の御役、人材御撰勿論の事に御座候、手代も右同樣の儀に御座候間奉行へ被ニ仰付一、材器に因候て三段に御分け夫々に被ニ仰付一度候、三段は一には御政事方、二には土地方毛見木植立等、三には普請方と定申度候。

失誤も出來候間江戸にて事馴し人へ御任し可ㇾ然候、其外は御供役何役より成共御雇にて、人數御定被ㇾ遊度候、知行取候人は御役金御免、御扶持取の分は被ㇾ爲ㇾ召候內御賄被ㇾ下度候、但二十歲より五十四五歲迄を限に仕度候。

江戸在番中三人にて家來一人召連、炊夫は御黑鍬の內より御かし被ㇾ遊度候、衣類等華美に無ㇾ之樣に御定可ㇾ被ㇾ遊候、江戸往來は馬にて上下仕、すべて物入省候樣に被二仰付一度候、大勢諸士の內にても武藝を以、御撰被ㇾ成候儀、武士の本意に存候間何事も儉約可二相勤一候、定府の人の指引を受不ㇾ申候ても勤り候樣に御供斗と御定被ㇾ遊度候、在番中御門出入の儀は晝は格別夜中出入屹と御止可ㇾ被ㇾ遊候。

一　諸士土著の事

御家中御城下近在へ土著に被ㇾ遊候はゞ人々譜代の家來をも持、自分にて耕作の手傳をも仕候間格別身も壯健に可二罷成一候、兵を强するの第一策に御座候、地行有ㇾ之諸士の分は皆地方に御直し豐凶の損益は上に御藏入と一同に相成候樣に被ㇾ遊、甚凶年にて收納無ㇾ之時は上より御借米出候樣に仕度候、地行も小わりに不ㇾ被ㇾ成、成たけ地行高に隨ひ一村々々を渡申度候、左樣に候へば百姓もおもひ入厚う君臣の親しみに可二相成一候。

一　鄕士の事

是迄御郡奉行中支配の樣に御座候所は先手　物頭の指引に被ㇾ遊、諸願等をも御先手へ　指出候樣に仕度

一　御家中妻女の事

隣家の外參會を禁じ被ㇾ成候事婬亂を防に第一に御座候、尤衣類等夫々服製に隨候樣に仕度候、常に鑑事習候樣に可ㇾ被㆑仰付ㇾ候、貧家にて諸器調兼候者は其かゝりの役人へ申出、無利足三年賦に入用の物調候分程御借金被㆑仰付ㇾ度候。

一　御家中宅地疆界の事

宅地疆界出入多候ては爭訟の基に御座候間御目付方より改遣候樣に仕度候、是迄出入御座候分は御咎無ㇾ之、以來改候樣に仕度候、御改にて界墻仕候時桑植立候樣に被㆑仰付ㇾ度候、尤來年何月御改御座候間其節桑木にて界墻可ㇾ仕候、兼て其用意仕置候樣にと御達可ㇾ然候。

一　御供役の事

御國者にて柔術を得候者第一に御撰被ㇾ遊、其外刀法秀候者御召連被ㇾ遊度候、兩番より御徒迄の內一藝に秀候者御撰御供役被㆑仰付ㇾ度候、如ㇾ此御撰被ㇾ成候はゞ無藝の人は自然と耻入相勵候樣に罷成、武藝御引立のためにも宜御座候。

交代役在番の時同役交接の間物入多、一度交代在番勤候者は終身の貧苦を懷き申候、此所上より別て御世話有ㇾ之樣に仕度候。

御供先にて御辭義又雨天の時御長柄等の勤は御進物番の役に候へ共、御國より急に罷登事馴不ㇾ申內は

者は別て勝手宜御座候、但茶烟草の火斗指出し茶炭の類は惣人數出錢にて調申度候、給仕の者は順番に指出させ可㆑然候、酒肴辨當の類又外に同伴相廻り候など屹と御禁止被㆑成、萬一相背候はゞ右役の者無調法に相成候樣に可㆑被㆓仰付㆒候、左樣無㆑之候へば酒を茶と名付持出候樣相成可㆑申候。

一 次男三男分家の事

先年新田御打出被㆑遊候御繩以來の百姓減申候、新田の分不㆑殘本高へ御返被㆑遊候へば宜く候へ共、當時御收納の減候事は難㆑被㆑遊候事と奉㆑存候、依て人別の增加仕候事は一朝一夕の事には行屆不㆑申候間、先二十歲以上の次男三男は分家仕候樣に被㆓仰付㆒度候、貧民には分家の時農具等相求候程金子御借被㆑遊度候、家も作り兼候者には其村にて材木被㆑下候樣に仕度候、左候はゞ自然に人別も增可㆑申奉㆑存候。

一 御家中へ御借金の事

上町下町にて五人程づゝ御立可㆑被㆓仰付㆒候、此もの共一人にて千兩程づゝかし出候つもりにて、上よりも千兩程御指出し被㆑遊候はゞ大抵行わたり可㆑申かと奉㆑存候、萬一永年賦等にて損耗に成候はゞ金高のわりにて損にかけ候へば利分にて埋合、過分の損にも至り不㆑申候、先年中川屋に被㆓仰付㆒候節は永年賦に成候分、上より御金御出し被㆑下、上にては丸に御損に成、八次郎は指出候分不㆑殘取ぬき候て損無㆑之候、如㆑此事偏なる御取扱に奉㆑存候、但御かし出し被㆑成候分當年より御指出し被㆑成候はゞ二十年と成共、年限御定被㆑成候て可㆑然候。

御家中にては講兵の心得一切無レ之樣に見へ候、卒伍のわけ合言葉等の事常々御教示無レ之ては急には練熟罷成間敷候、四五十年以前迄は御犬取かひと申事御座候由傳聞仕候、右等の事にて軍法の御ならし被レ遊度候、但年若の人々田畠を荒し候事嚴重に御禁止可レ被レ遊候、百姓より勢子指出不レ申事、民間の婦女見物に出申間敷候事、民家へ立より申間敷候事、屹度可レ被二仰付一候。

一　水馬の事

水指南仕候者へ被二仰付一水馬乘候樣に被二仰付一度候、尤馬は御廐より御借被レ遊候樣に仕度候、御家中にも馬立候程の者には水馬乘候樣に可レ被二仰付一候、但水を習不レ申者は水指南の人に賴候て爲レ乘、平日馬にも水を爲レ馴置申度候、但鄉人共にも乘せ候樣に仕度候。

一　諸役交代の事

定府勤御國勤と兩樣に分り候て勤筋一樣ならず候てよろしからず候、御政事は一所より出候樣に仕度候間すべて交代に被レ遊候はゞ、江戶水戶一體に相成可レ申候、御役人中は別て交代にて申合も行屆候樣に仕度候、御役筋の儀は一向不二存辨一候へ共、表役の勤筋を以て了簡仕候へば、江戶水戶隔絕にて不足候事御座候樣見受候に付右の趣申上候。

一　表役月次寄合宿の事

只今迄自分〳〵の宅に會集仕候處、食事等指出無用の費も御座候間中山殿御借被レ遊會集仕候て新役の

上町出火の時は下町諸士は何處に詰、下町出火の時は上町諸士何處に詰可ㇾ申と御定被ㇾ成度候、火事場には火方にかゝりし者の外、一切不ㇾ罷出ㇾ候樣に仕度候、右等の御定御城中御はり紙には有ㇾ之由に候へ共、夫は御城近火の時斗の御定と見申候、すべての御定有ㇾ之度奉ㇾ存候、但貳町四方の出火にて、火方物頭町火消等不ㇾ罷出ㇾ內は防火仕候ても不ㇾ苦候へ共、火方役町火消罷出候はゞ早速相引候樣仕度候、戰場同樣無用の人多くては却て妨に成候事に御座候。

一 博奕の事

是迄御禁制御座候へ共一向に相止不ㇾ申候、過料等にては決して相止申間敷候、東照宮も博奕の者を死刑に被ㇾ遊候事御座候、是非御止可ㇾ被ㇾ遊候はゞ御法度御省き被ㇾ遊候て、博奕斗は以來死刑に被ㇾ遊候段御達被ㇾ成、夫にて禁を犯す者御座候はゞ速に死罪に被ㇾ遊候はゞ、十人を刑するに過ずして相止可ㇾ申候。

一 法令多過候事

あまり法令多く候ては何ほど篤實成人にても小事の禁は犯し易き事有ㇾ之候、常の事に成候ては覺えずして大禁をも破候に至り可ㇾ申候、是まで御見濟に成候分は不ㇾ殘御省き被ㇾ成、大法を破候人は屹と嚴罰に被ㇾ仰付ㇾ、御用捨無ㇾ之樣被ㇾ成候はゞ令行禁止と申に至り可ㇾ申奉ㇾ存候。

一 講兵の事

て農事もすゝみ、荒蕪の田開發の事もおこり可㆑申事に奉㆑存候。

一　公事方奉行御立可㆑然候事

是迄は公事訴訟御郡方にて取扱の處、手代共心得不足賄賂に依て、理非曲直をも正さずして奸計の事共多く聞へ申候、富民又庄屋等非法の事にて多く小民をおし付候へ共、相爭こととも叶はずして無念ながらそのまゝに成、又其忿に堪ず訴出候ものも間々は有㆑之候へ共、山横目などへ申付候て內濟と申す事に成、强て訴出候ても大抵は誣罪に陷り、上を怨み奉候もの多く成候、且勝ことを好むは人情の常に候へば、公事にては人々家產をも破り賄賂の資といたし候、其上には離散仕候者追々有㆑之候、夫故に御郡手代を畏るゝこと鬼神のごとく、すべて手代の意に負かぬやうにと阿諛仕候手代共も、上の御德化を廣候段には無㆑之、御仁心を破候者多く成候勢に御座候、惣て小民の心惡しく成候間離散の志を懷き自然と本業に怠り申候、依て公事方奉行御立被㆑成、在町寺社等迄も決獄の事一切に取扱候樣爲㆑仕度奉㆑存候、尤御役料も多分になくては賄賂の患無㆓心元㆒候、下役別て廉直の者用申度候、訴訟の事大抵は對決にてよろしく御座候、訴人口上にて申述兼候ものは書付にて回答爲㆑仕、兩方訴の次第奉行幷下役にてよく／＼評議の上、善惡分明にても史館へ相廻し學者の評論にかけ、其上に上裁を仰ぎ候はゞ偏頗の患相止可㆑申候、如此に候へば郡奉行手代共もよほど閑暇を得、本務の方に精入候樣に可㆓相成㆒候。

一　火事の時備の事

鶴見九皐遺策

一　御政事には大本と末葉と有レ之候事

大本根元を御直不レ被レ遊候ては末葉の微事は日々月々命令下り候ても忽に破申候、譬ば不レ平の地に家を立申候に同じく候、材木を撰、造作美を盡し候ても、年月過候内には、家傾き柱曲り候て戸障子の立合も隙出來、大風に逢候へば吹倒され候、又々其家を起し手入候ても工料を費し候のみにて丈夫には不レ被レ成候、依て普請奉行棟梁に命じ、地形より築直し改直し不レ申候得ば不二相成一候、御政事も右の通と奉レ存候、中山君は普請奉行、御年寄衆は棟梁、御郡奉行は地形のごとく、夫より以下大工、材木、立具師、左官などゝ申ごとく、其任に叶候もの御撰、官を授られ候て御政事の家作も丈夫にも出來、大風地震の患もなくば、快よく御住居も可二相成一候、且又棟梁たとへ其任に堪候ても、怠惰の人にては下々吟味も指揮も不行屆候ごとく、御年寄衆怠なく下をよく御引立、下々の申出候事は片時も御打捨なく御取用有レ之て、御政事も引立可レ申候、其上の末事は如何樣にも御行屆可レ被レ成候事と奉レ存候。

一　近比は御政事向き別て瑣細に過候事

村々庄屋組頭など勤候者は一ヶ月の内廿日斗も御用にかゝり候樣にて、小民も右に準じ農民の疲勞限りもなく候、何とぞ大體のみを重に被レ成候て、其餘は御省略に被レ遊度候、左樣に候へば上下閑暇に

鶴見九皐遺策

鶴見九皐著

吏一度是をもとめば、農師と成て勸農の道をきゝ、訴のみちを塞んとしかいふ。

丙寅冬十二月　　　　　　　　　　　　　　　　　蘘正喬誌

此書、成島先生の著述し玉へる年より、嘉永の今まで、一百餘年を經たり、されば書中に說き玉へるところ、方今にあはざる所も多かるべけれど、農事の大綱はこゝにつくせりといふべし、苟も農事に心をゆだね、經濟の學に志さす人々、忽に見すくす事なかれといふ。

江戸半閑齋主人

敎たる事、歴々分明に史にのせたり、己よりせんとする人々の小量より、大恵とゞくことなし、大國の主は思へ、たゞ人を得て一向に任じて、小事の咎、かならず無用なり、少もいろいぬれば人才のびず、惠とゞかず、一僻ある人ならでは、大事に任ずべからず、備はる人を得んとせば、天下人なかるべし、五事七計を任ずるよりなるよし、孫子いへり。

世に農書といへる、悉種藝のことを記すといへども、多く其地邊相應のことのみにして、他に用ることかたく、況やみぬ國の書たる、其言解がたきにや、學ぶ人すくなし、余地官に託する事年あり、村里に便しからん謀をとふに、地方にくわしきといふ者は、收斂を說、農に具なりと云る者は其地の俗を是とし、農の農たること老農といへど又然り、頃日芙蓉老人、著ところの農譚拾穗をみるに、其詳こと他の及所にあらず、附するに天度のことを以てす、夫農は辰を專として、地次之地をえらみ、辰を計て植るに、苗の美惡あるものは何ぞこれ天度によれり、自序に云、農事は關る所にあらざれば、知らずと、知者誰也、今天度を云もの、暦象に隨て、高低里の數をいつて、農事の爲に周天の度を分つことをいはず、耕也、穫也、天度によることをしるものは、羲和氏ののち、ひとり先生の發明する所に出たり、農家此書による時は取ものはとり、捨るものはすて、取捨己に在て聞ことをまたず、官

八九寸計に生じ實を結ぶ、數石を得て食とす、又近歳早麥と云種有、年に三度の實あり、是又荒歳の利也、上總表に、けかちわせと云有、六月末に米を得、惣じて如此ㇾ事も、かねてしりなし置て、急に備るは有形の儲蓄、不用の用なるべし、又甲州邊にて、麥一升の種にそら豆二合をまじへて、麥とおなじく植て、三月末四月始には豆をとり得ることあり、是を水跡へもちひて利したる人もあり、すべて荒歳には後へをつくべきことを、早く定むるを上策とす。

一　凶飢の跡にては必疫疾あるものなり、草食するが故なり、又麥こがし水を以かき食せしむ、此物火有故に熱病となると本草にみゆ、にんにくをうへ置き食せしむべし、疫をさくるのみならず、民蔬食して能消しぬ。

一　餓境に至て俄に食せしむべからず、かゆにても製し少宛食せしめ、或糝にしてすゝむ、飽しむれば卽死す、ゆるやかに食せしむべし。

一　凶歳には山野の草木まですべてなきものなり、人の手とゞく所は、根をあわせてとりつくせばなり、穀のみに限らずとしるべし、いづれも豫備をなす時は、人を救の術人にすゝむべし、とり用ることと早かるべし。

一　水藩に荒政要覽と云書あり、唐土古今の荒政をのぶ、良法のこす所なし、もとめてみるべし。

一　荒救の術、みづから通じて行はんとおもふはせまじ、只仁人を得るを第一務とす、人をえて是を

人なし、三ッ、人の腹氣滿てとぼしからず、飢饉には人氣先うえて、口腹是につくものなり、政をとくせし故、人に氣滿てうゆる心なし、四ッ、政事善なる故、上方諸方の大商共、助力をせん事を願もの多し、五ッ、是みな事に先だつの一事より、萬事順になりしものなり、子思曰、事前に定むれば蹶ずと、明鏡をかけたるがごとし。

一　一萬石の下にて、百石の儲米あれば、飢者なきものなり、其故何ぞや、人の假借はかへずと待ものなり、とぼしき家をみて、かす者は仁者はしらず、常人の情のなき所也、百石の米にて千石をうるべし、扨萬石の人。一石一人とみて萬人なり、一日の食五十石とす法なり、然ば萬石の下、五十日を養ふとも、貳千五百石なり、如此みなやしなはるゝものにあらず、千石あれば、十分なる者なり、十萬石の一萬石なる時は、飢饉といふとも、さのみおどろく事なきことなり、しかれども國その人なく、不學無術の政、婦人の仁を行ふ時は、彌施して彌不足なるもの也、たゞ人をえて任するを上策とす、三好氏、此術をもて、此時民を活せし事、まのあたりありきとかたる、又曰、飢は五六十日に不過ものゝ也、人の占て出し方をうしなひたる物みな出る、占るにうめば也、且青草も生じ、麥もいでくる故、食にすかればなりといへり。

關東去る戊年大水の時、八月一日也、八州の地青草なし、大師河原池上氏に示して、水の跡へ蕎麥をうへしむ、いふがごとくまきけり、五反の所へ八月末是をまくに、其年霜おそくして、長

用ひず、定免にす、如レ此する事十年、郡中富て家ことに貯を餘せり。

救荒

一　救荒の術、事に先だつを要とす、たとへ事にあたり、物の吟味とゞかずとも、早く救ときは、生路を得て、西國虫災の時、夏のうちより、鈞命ありて、急に攝州、難波表の儲穀を、西國に轉漕あり、數十百萬の民、洪恩に浴すること近くみし、剩金銀を侯家に貸させ給ひ、莫大の御救ありし事、前後なきことなり、甚その事をいそがせ給ひし故、漸春の飢に及べりし公民、一人も怪我なかりき、松平主殿頭、領分一人の飢民なし、其始霖雨夏をわたり、秋に入りし後、俄にてりて稻葉みなかれ、虫付事所々にあるを見て、國中の男女を籍し、國中の穀をしめ、不足なるをみて、難波表に人を遣し、穀物をかわしむ、案のごとく秋不稔にして、穀價に騰踊せしゆゑ、遠近の國穀をしめて出さず、買べき所もなく、事におくれたる領地はみな居ながら飢民を見殺したり、如此豪富は占斷して穀を出さず、貧者は食し盡し、草根、樹皮、海物みな盡ぬ、公穀運漕してこれも救はれし、五十萬石といへり、主殿頭、領地をおもひしよりも穀物あまり、後には家中へも、麥等役にしてかり食し、米を餘しける故、これを賣りて大利を得たりき、國内に一人も米を占たる者なし、是上下の情なり、一ツ、上に惠ある故に、人も亦己を利せず、賑給する、二ツ、人情和悅し私をなさず、むさぼらず、餘慶の穀をか

り。

一　玄扈先生曰、大學に生レ之者衆、食レ之者寡とは食を云なり、爲レ之者疾、用レ之者舒とは貨也と、食貨を分ちて云こと至當なり、食貨二ツは國の大事なり、此柄上に在時は國强し、蓄積も行はるべし、賈誼の云、蓄積は國之大命也、知言といふべし。

一　勢州邊の諸侯に一老吏あり、社倉にもとづきて儲蓄す、其人綿密なる人なり、始一郡の民に木のめを課し、海物を治しむ、つみたる時、舟載して他におくり、栗にかへ積置してかし、息を收む、段々つみて麥とし、終に籾にかへたり、十年を超て、聊社倉の趣ありき。

一　甲州の諸侯に一臣有領所を治む、國中のあまりある物と廉に買置、諸物貯置、たとへば穀、薪、秣、銅錢、繩蓆等の物をえらばずつみ置、その物江都に貴き時は舟にて廻し、郡中乏しき時はかし、其息十が一を納む、是を貯て米萬石、錢數千貫を納む、讒口の爲に敗せられて中絶す、可惜、すべて侯家には人をえらび、是に任し心の儘に行しむべし、いづれの所にも、儲蓄はなるべし、只人を不知、人を得ず、人をうたがひ人に任せず、こゝを以ならず。

一　本多家の支族に、播州に小侯有、領地甚寒險也、大名主二人をえらみ、東西を司らしむ、始其人を選ぶに郡中に令し、人々に大名主二人をえらばしむ、入札を以これを定、二代を兼しめず、其人死すれば、兼て此人の跡は誰と定め、これを職とす、山方、野方、河方、利を興し、害を除き、下吏を

仁民の心なき故、百萬に餘りし人餓死するを目前に見し、哀むべし傷むべし。

一　凡豐年打續きたらば、かならず凶飢ある事をしるべし、豫め其備をなし、豐の餘を圍置て可なり、それもかなはざるには、信をうしなふべからず、是變形の蓄積なり。

一　友人商霖、相州酒勾川二萬石を司る、貯麥の法有、その大略。

商霖俸給の餘を割て、麥百石をかひ置、麥秋をみて甚廉なりし年、金一兩にから麥七八斛也、此金を出さずしてこれをえたり、扨郡中に諭し、又百石を買しめ、まじへて圍おく、是をたとへば、廿分として富民をして、十石宛其庭に積置しむ、春給せざる時は、出して是を貸し、麥秋に至て納しむ、十分一の息を出す、如此する事數年にして九百石に及べり、後酒勾川洪水、民家流亡する事急なり、道路通ぜず、是をかして民を活せり、此法官に申さず、私の用度を用ひ、進退心の儘なり、利一、縣令の金本あり、民のものにもあらず、又民も半を出す、吏私する事なし、利二、倉廩の役なし、利三、富家の庭につみ、虫鼠の害なし、守人を省く、利四、分散して置故、火災盜賊ありても一所に留る、利五、民に屬して司しめ、耗損は富民の餘慶を用ひ、古きを以新にかへをくも、其人に任す、利六、民と民假借し官吏しる事なく、一粒の私なし、利七、貧家たとへ飢渴に逢ふとも、貯麥あると安堵し氣强し、利八、大家の貯は廢興あり、下にある故此の事なし、利九、凡利のみかくのごとくありて、いさゝかも害なし、古の義倉、社倉よりも、當時便なり、其始少惠のみ、年をつみて安堵の法な

蓄積

一劉陶曰、民百年貨なくとも一日の食なかるべからずと、金銀は世をわたる橋なり、食は平居のごとし、周官大司寇の條下に、國用を四分にして一分を以國の儲蓄とす、以變に備ふ、至れり盡せり、然るに此内祭□□にとて十分一を用ひ、喪事以下に用ることあり、かならず四分が一殘るべからず、必も三年耕して一年の食を餘すべからず、是は大計を云ものなり、凡右(ハ)制度を以いふ時は百萬石にして廿五萬石を餘す、十萬石の一萬石、萬石の千石、百石の十石なり、諸侯諸士、今の世にして如何として如此ならん、大抵信を人にうしなはざるは無形の儲蓄なり、只萬石に百石の儲あるは至て安き事なり、安により積行時は勤めずして大をなす、しかれども民を救ふ心なく、眼前の利のみを思ひ、後を憂る心なき時は、如何ともすべからず、古聖人の法は、古暦のごとくにて、今は金をつむにしかず、金あればいづれの時にも救はるなど利口して、穀を儲ふる事なき家歴々あり、ことに軍事を講ずるの徒、只財貨の事をのみいふ有、勝負此中に寓すなど云も不通の論なり、戰爭の時に當て人々穀をしむ、豈金銀のみにして軍を指揮すべけんや、金あり穀有てこそ、守にも戰にも利有べけれ、飢歳も亦然り、近く西國虫災の時、金銀を持て立ながら、飢死したるを見聞ぬ、一國二國の飢は他に買べし、天下の半に及ぶ時は如何ぞ穀あらん、愚なるの至なり、世過奢になり、國空虚にして、不實さかりに

て、百年の後如何と見るべし、害なきを旨とす、一時の利にくらむべからず、領主の法も公なるべし、始よく立ぬれば民まどはず、萬法にならひて公事出入なきものなり、これを司るは名主の役、其人をえらぶに在。

一　弓を射、馬を乘、刀鎗をつかひ、鞠、茶湯、能囃、誹諧等民武器を弄し、花奢を事とす、農の妨なり、縣吏の敎なきにより、萬私の道を立ること法のゆるびより生ず、家々の子孫、よくいましめて、力田を勤しむるは、能風俗なり、近世、淨瑠理と云もの、都鄙にはやり、淫風年々長ず、偶禁ありても亦ゆるび、風俗これにはしる、若き者、女子、婦人、心を注し、耳を傾け、泪を掩ひ、涎をたれ、これを玩ぶ、心にしみ髓にしむ、これみな桑間濮土の遺にして、人心を損し德をやぶる、不忠、不孝、不貞、放埒の風を媒す、一鄕一郡の治にも、志ある輩は心を用べし、惰慢の音なる故、農夫もこれを口ずさめば、鋤鍬に力なく、耕のはかゆかず、抑ゝ所に付たる風俗歌は害なし、士風をもしるべし、人心物に感じて謠ふ、欝を散じ思をのぶ、あらぬ都のつくり事を田舍にて謠ふ、其害尤かぞへがたし、遊手、亡賴の者相和し、家を敗り身を喪ふも年々多し、敎なきに因てなり。

一　周官閭師職に云、凡民六畜をかはざれば祭に牲なし、耕せざる者は祭に粢盛とてもり物なし、木をうへざるものは槨とてやは桶なし、蠶をとらぬものには帛をきせず、緒つむがさるものには色をきせずといへり、みな本業にうときを恥かしむ、聖人の民を治るの心法をしるべし。

よましむる、以の外なり、近來通俗の俗語とも、元來狂言本なるを誠の事と覺えなし、孔明張良は、幻術のごとくおぼへ、此計彼策など、人事に用るもの多し、浪人無宿の僧、糈を貪り、口を糊するの輩、寓居して衆を集む、専ら謫道を教導き、人情を傷ふ者也、民は牛馬のごとく、内に主なきもの也、後生を語れば後生を願ひ、靈驗を語れば神を信ず、内に主なきに詐、道を聞て人を謀る智をつかふ、公事訴訟の相續に常に加り、人を害し我を利す、甚以よからぬ事なり、民は木地なるにしかじ、心ある官吏これを防べし、只親には孝、主には忠、兄を敬し、弟を愛し、夫婦正しく、朋友らそつかざれといふ事を明暮に示し、儒者、醫者、和尙、手習師匠、辻講義にもこれを說しめ、人の子をそこなはざるを良樂とす。

一　古周の時は、撢人職あり、下のよき人を當て役とす、民間にて公法を下の心得ぬあれば、とき聞するを務とす。

一　今の五人組は古保甲の遺なり、これを嚴に相むすばしめ、風俗を正すべし。

一　むかしの鄉約に、出入相戒、過失相規、患難相恤等の六事今もありたし、遊びと云事今所によりてあり、陸奥出羽邊にては兄弟契と云事有、相救の遺風存せり、取興してよし、商霖、相州にてゆひをおしへ、組を立、相救ひ、相示しあはす、組ごとに長あり、誠道講と號し、風化を得き。

一　村法は大切のものなり、郡縣の法は、時に省略改變あれども、村法は世々かはらず、村法一度立

は文なり、民のごときは一生の愼謹、生をおしみ、子孫を思ふを第一とすべし、孝悌、忠信、禮樂の敎、みな生を養ふの敎なり、民生をおもんぜざれば、鬪爭を好む、遊俠悲歌をもて、男子の面目とす、其はて天下の命令をも重んぜず、國家の法をも輕視す、況や家に在て身をすら塵芥となす時は、何ぞ父母妻子を事とせん、如此なる時は、孝悌の敎、古聖人の糟粕とみて、萬人中に横行し、意氣をたつるを若き者の表とし、人の婦女を掠め、博奕、角力、拳法、諸勝負を玩とし、かりにも力田をなすことを嫌ひ、無頼の身と成て、產を失ふなり、韓非子が敎、人に身を愼み、法律にかゝざる樣に、人情より立たり、刑名の徒すらかくのごとし、聖學といふ事、世遠く敎亡び、人鄉里を離れ、父母の墳墓に別るゝ事を大事とする事、聖人敎の源也、老死までに他國せざるを史記にも良風俗とす、治を司る人、一鄕に敎をなすとも、謹でおもふべき事なり、老子曰、民常畏レ死、奈何以死懼レ之といへり、朝鮮人死罪ある時は、刑を司る者□を取て出し、或は逃亡する事ある故、酒を多く飮ましめて、切人となす、或先束縛して刑所にてゆるし、立圍みて罪人を樵質にのせ、刀の先を橛にゆはへ、押切にせしむ、其刑罪の者の子弟、刀を拔て屍をうばふ、皆逃亡す、その跡にて其血を親類の身に塗て、泣悲み、とりおさめてかへり、是を埋葬すといへり、弱風とてわが國人は笑へ共、治國の術はしかあるべし。

一　民に學文などさせぬるは、よきことのあしき事なり、論語可使因、不可使知之也、とようするはよし、況や虛文を學び、利口につのり、官命を批評し、名主長者のいふことを聞ず、ことに軍書など

功なきをしる、くはしくは東方農準に著を以、こゝに略す。

一 海濱の田に蟹多し、夜々來て稻苗を鋏切る事有し、老農の言を聞て、池上氏なるもの、古網の用なきを求て、田畦にはる、先夕に田の蟹を追て、田中をさらしめ、跡に網を設て、其夜蟹をうること斛を以數つべし、打潰しこやしとす、蟹みな網の目にはさみをかけてかゝれり、是山田の地にこやしとせば、此なきものなるべし。

一 猪、田をあらすこと甚し、狐の皮にても、肉にても、少し斗をく時は、作物をあらさず、或大溝をほり、岸を切立て、田地の通路を切、そのうへにしかきをゆへは、害する事なし、狼、山犬など云もの、防がたきものなり、おほく六畜を害し兒子を損ず、會津邊にて、藥を以これをとる、其術妙也。せんくずの粉にしたると、まちんとを合せ丸藥とす、獸肉の內へ入置、山犬くらへば卽死す、但水をのむ時は蘇生す、又是を工夫して蠟丸となし用ゆ、水をのみても死す、このしろを燒て腹へ入たるはことによし、八王子にて例をみる。

鄉約

一 日本の風俗、戰國の餘にうけて、人々武を貴び生死を輕ず、是經國の大瑾也、武士の外には用なき事なり、漢土には文武官を殊にす、官人といへども左文右武の道を分てり、亂に戡は武、戍を守る

おさめをく時は、雷鳴にても震せず、又疫癘なしと也、關東にて、こぞの雪は、富士の外に殘るをみず、但山陰所々には、春雪のみ殘る、都下にても樹木深き陰に、春の雪を地をふかくうがちて入置時は、夏かけて殘ること、ためされしをしれり去年の雪は殘らず、これ地下の寒暖かはれば也、これにて關東諸方、地下春冷ゆること明らかなり、畿內等は、これ相變ずることをしれり、此心すなはちこやしを用るにも、植物にも、相通じて用ゆべし。

一　豐年を先しるべきこと、田に青蝌蚪多としは豐年なり、水のこやしとなり、又水暖にして陽をふくめばなり。

一　民の力あるは、牛馬をかひて人力を助くるのみならず、糞乏き所、草わらをふましめて、こやしを得べし、關東は馬に宜し、關已西は牛によろし、地の寒溫による、牛に熱牛なし、馬に寒馬なしと、古來よりいへり、又牛馬の增減を以、村里の貧富を坐してしるべしと、古西山氏の傳也。

一　近時薩摩芋といふ物、所々に植られけるを見き、少は生ずるといへども、薩州のごときはあらず、彼地にしては棄るごとく生ず、此かたにては、風霜を掩ひ、甚大切にして植るといへど、おほくはくさる也、莎糖、南國にしては、汁を得ること甚多く、汁一石にして、五斗の糖あり、武州に產するもの、汁の少きのみならず、汁一石にて糖一斗弱なり、駿州、紀州の邊は、汁もやゝおほく、糖も一石に二斗ばかりを得るなり、所謂天度の違、地の味もおほくたがへり、是に詳ならずして、作物勞して

なよし、大和、紀國邊歷々分明なり、なし、かきの類、何にてもよろし、此度を越たる國はしからず。

一　漢土の農書に、臘月の雪を三度みれば豐稔なりといふ、これを三白と云、天度三十四五度なれば なり、三十四度の内には雪なきものなり、漢土と吾畿内、兩國度を同じくす、よりて雪あればよく、地氣をおさへ、虫の子をころしてよし、坡老雪の詩に、飛蝗入地應千尺といへり、一寸雪あれば、蝗地にいる事一尺なりと、古の農書にあればなり、關東北よりは風寒强し、雪多き年は、春のいてつよく、霜柱立ちて、麥の根ぬけ、以の外なり、外の作物はよろしといへども、麥不宜なり。

世範按、農書に記せしに違ふ事多傳聞と、土地行度の違ひによるなるべし、余、東上毛に一頃の田もて、年々ためし見るに、先生の語にたがはず、沍寒の年は麥ぬけて麥田空地となる、春といへども殘雪おほき年は、麥かじけてひいでず、菜類も西北を深くふせがざれば、一朝に凋む、とにかく其土地をためし見てしるべし、春ふる雪のやがて消ぬるは、麥にせいをそへうべき土をおさへてよし。

近世是を惱にす、春ゐて强き年、殘雪深からば、春飢渴を思ふべし、但貝原農書には、春の雪は無益なりとす、關東はしからず、春ふる雪のやがて消ぬるは、麥害なし、事の次に贊言す、古には宇多の氷室、松が崎などにも在氷のためしとて、禁庭に奏し、豐凶をトせられしなり、氷のあつきを賀せられけらし、周詩にも、凌陰におさむと有、氷のおものを供するの類、いかなる事にやとゝふに、氷を

一　海邊の桑、鹽氣ありて蚕死す、しかれども桑なき年は用樣あり、是を眞水にてよくあらひて、かふ時は蚕を害せず、實をうつすの工夫のみにあらず、鹽風のあたるを水にてとることを考たること妙なり。

一　物は不足にして宜事もあり、しなの芍薬は寒山故花なし、里にうつせば花あり、根はなはだ白きも、都下に來れば赤なり、花實なきも根は信州を上藥とす、角をなをして牛を損すべからず。

一　俗に穀米、寒中に二ふしと云、小寒、大寒に此心あり、はえて三ふし已上五ふしなり、七十五日にして股に靑毛なき時、かりしほなり、靑毛あるに苅は損なり、是も根、四十九すぢ地に入といふ、早くかるがよきと云は手まわらぬ故なり、種より百日ゟへて、七十五日にてかりしほなるものなり、種をふせるは彼岸の内に極る、溜井に入、天日に當て、めきりさせ、中洗をするなり、扱淸めてほし、俵に入れてもやす、扱おろす事也、惣じて植物、根の土をよくあらひて植れば、各別勢よく、むしもなきものなり、右二條或老農の傳也、畿内邊には、井をほりて畠に水かくる、甚地をうるほし、何ほどの炎天にても、三日程はたもつなり、關東は地下冷る故、水かくるはあしく、ほり井ことによろしからず、溜井、長流水をかくべし、ほり井は、植物庭木にても、かじけてあしゝ、是風水の違也。

一　果を仕立るも、暖國ならではあしく、三十四五度の地は、みかん、きんかん、九年母、代々、み

く、飯にして甚多し、但味のおとれるのみなり、今も赤米のまじれる米あるは、此種の混ぜしなるべし、是は元來南方火氣の地の物なり、梵天國など云米西國に有、特に大粒にして實入倍せり、關東にみる事なし、但一種の野稻あり、類して是にあらず、事別傳あり、烏糯子など云もの西國の烏升也、甚甘味あるものなり、但實入すくなし、是亦天度のゆへなり、すべて寒國の物、暖國へうつさばよく、暖より寒へうつすはよろしからず、されどうつしてよきあり、かぼちや、ふり、ばうぶら、すいくわの類、皆西南地方の種なり、いづれも關東によろしく生ず、蜜柑、胡椒、龍眼肉の類、みかん、畿內、紀伊、土佐、薩摩等にては甚よろし、胡椒、龍眼、荔枝、東方にて實をなさず、暖地の物寒地によろしからざる證なり、胡麻、胡羅蔔、胡瓜の類は、もと達旦地の物なるべし、胡の字を帶るにてしりぬ、うまも亦胡馬也、華音なり、蒙古烏など日本に甚た多し、唐大又しかり、種物、草木のみにあらず、くれ竹、くれのおもなど、みな吳地より來りしものゝ、今にあるなるべし、根をうつし實を傳ふること、物によりてあるべし、いづれも試て其證を取べし、或は水物を陸物にし、山物を海物とし、野物を園物とし、種々萬變の法あり、人力をかりて、非常の物となる、又地の應否もあることなり、陽谷の芦は、二三尺めぐりに生じ、實の太さ拱すべし、日本壹岐の竹嶋の竹、むかしは桶にも手盥にもなりし、三四十年來、段々に小になれり、是は人力の及ぶべきにあらず、地氣なり、江南の橘を江北に植れば枳となるよし、周禮にいへり。

山かたに用べし、油かすは寒なり、酒の糟は暖なり、さらずば土を和す、其物を知て其地を察し、これを用る時は、天下の物みなこやしなり、吾、故にこやしいらず、物みなこやしなりと云、水もこやしといふ事、江都の邊に、舟路遠き所有、こやしにくるしむ、其地酒を製する所なりしかば、米をときたる水を、溜をほりて多く貯しめ、或は田地のあまり水を汚下にたゝへて、これを土ごへにかけ、こやしとせしむ、大に地をこやしたり、田を作るも藥を劑るににたり、又料理におなじ、配劑鹽梅あることなり、河魚、海魚、水斗、潮斗の所は味宜しからず、汐と水と交る所、甚厚味あり、よどい、淺草うなぎ、丹後鰤、越後鹽引、皆此理也。

一　麥は廿五莖までは、しげるものなり、其親は五節あり、ひらみて有、植て七十五日にして脏む、此時こやしを強くして、實入の力を助べし、さきに雛翁といへる、菊花を造るに妙をえし者あり、夏の大暑にいたるまで、こやしをせず、秋初つぼみをみる比よりして、ほしかをくさらし、水こえにかくる、（水ごえはすべて早くきくものなり、）花のつやはなはだうるはしく、しべうすく、莖強く、いやしからず、他の花とならべて、にるべくもなかりし也、一草一木までも、其道を得ると不得と、此類なり。

一　種を通してうえ試むべき事、すべて土地あれば、物の生立ざるといふことはりなし、稻の始は芦の間に、鶴のはじめて含來りて生じたること、日本姬世紀にみえたり、大嘗會の祭に、ぬき穗ある事の本なり、珊瑚米、とうほしと云など、西國には殊に多し、赤米なり、岡穗につくれり、實取甚おほ

是みな久しく雨濕を見ず、陽氣を含むが故也、地濕をすひて栽る物を助る者なり、屋上の煤、無上のこやし也、然ども烟草に禁ず、鳩の糞、たばこに甚よろし、淺草寺の鳩の糞攝州に舟載す、一年數十百金の利をなす、昔御城に鳩おほかりし、御矢藏所々掃除すべしと、古土井大炊頭殿御申也、此物火を發す、堂塔不計火いづる事此故なり、しかるに此糞いかにするにやと問玉ひし時、捨るよしを申す、しからばわれら申うけなんとて釆地につかはし、烟草のこやしにし玉ひしとなり、古の閣老、如此農事にもくはしかりけり、又汐入の地はしきりてはい水を入る程なるこやしなり、又よしの類岡にあるは甚小なり、所をうしなへばなり、冷田には鹽俵をふみいるれば、こやしし、汐入の地蘆葦を生ず、甚長大なり、汐のみの所は、かやもあしも甚ほそし、屋根の具には可なり、沼新田などは、にが鹽ことによし、みな味を調和する心なり、人の肥、甘膏粱に飽て、菜嘆を思ふが如し、京三稜ふといと云莎草かうぶしの類、水にあれば五六尺なり、丘にあれば數寸なり、たとひ糞を悟るとも天度をしるべし、砂糖三十六度を超て、沙すくなしといへり、南へいさゝかよりて、駿河の蔗は江都より汁多く、糖も甘く酸味を生ぜず、近くまのあたり見き。

一 水仙、菊、牡丹の類、江都の地にあはずと云、是天度のよりのきにて寒溫あればなり、予東方農準を著して是を辨ず、こやし地中にて、かみきるか、かみきらぬといふは、寒暖を違、陰陽、聊表裡する故なり、此心を知る時は、萬物みな肥となすべし、予曾て海邊にて、海物をこやしとするを難ず、

數ありて利なき故に、如此大にせんとする所にては、一反三千に過ずと云へり　天王寺蕪を作ることをえたり．種菜を移しうゆる時、しりねを深く切る時は丸くなるといへり．はじめ關東にて作る者有、一年は丸し、二年目にはしからず、三年にして此方の蕪となりき、宮重大根も右の如し．種は一年にして變ずと覺しは僻事也、又彼人近江蕪を作る、是亦天王寺のごとし、特に天王寺にまされり．ぬけと入とを分つ、法ぬけと云はまろし、地上にぬけいでゝ生ず、入は常の蕪なり、是またしりねを切と．不切との違なり．日野菜を作るに種のかぶを多く切れば、葉和かに眞なし、是はまのあたりみき、是みな土によらず、人工なり。

一　苗のあまりとしは必水あり、水草勝て草生早き故也、水あるとし水草先生ずと古語にいへり、去る乙丑の年苗多かりし、果して水ありて苗を流す。

一　上方にては綠豆、綠豆、れんげ草などをまき、うち返し、こやしとす、早く腐ればなり、關東にては土、草をかみきらず、三四月の間、元のまゝにて土下にあり、萬のこやしを違へる事如此、天度のよりのき、寒暖を違へばなり、大抵山畠には海藻類何にてもよし、靑きほだわら、あさり、蛤、ほしか、はもとより也、松に蠣蛤の汁、こやしなりと云も同理なり、反對の理を悟れば、萬物みなこやしとなる。

里諺に云、百日雨にあはざる土に超たるこやしなしと、壁の土、緣の下の土みなこやしなり、

萬石の米を損ず、いねこきの事、四拾年來世に在はじめ、河内の穢多、人の稼を此器を持てよる〳〵盗みけるを、或時みいてられて捨置しより、人々製し傳へて便なりとす、古は秋霖禾頭甘を生ずとて、ことに民の苦なりけらし、今此憂なし、此盗は不測の利を殘せり 然ども種穀にはあしし。

一 中國より西は、女子田うへをなす、若き女のしなひたる指にて植る故、根のあたり和かにして、稲も子かさきてよろし、關東にては男のみぞうゆる、はかゆくを本とすゝ故に察せず、ことに田うへ小袖、田うへ笠などいひて、心に艶冶を含むゆへに、生氣早苗にうつるべし、蔦の事あやかるものなり、尾張三河の邊、一莖三本うへ、十二三莖となる、王子邊にて、田をうへし老夫にとひし時、七八本づゝうゆると云、幾莖にふゆるやといふに、多くはそのまゝにて侍る、あるひほ十莖計にもなる所ありと答、獨笑して去き。

一 一町の田は、三人作りよし、二町にては五人、馬一疋、是より外は手まわりよろしからず、女も手傳ふなり、すべて大作は麁末也、畿内にては人一人に、貳反作などいふこと有、畠も甚少くつくりて、物を得ることおほし、税はすくなくいたす、上方の作、ことにくわしきことをしるべし。

一 ぬけ穂は、石まじりの上田におほきものなり。

一 江都の郊に出て 萊菔を種るを見るに、一反に三千餘なり、甚大なり、上方の人みて其宜を云、攝州西成郡に本庄氏といふ者在り、農事をしる、曰、彼土にして一反に、一萬本づゝを得、甚細也、

一 麥は細根の目にも見えぬありて、土に入こと三尺といへり、このほそね下へさし入ゆへ、深く耕す所よし、野土に麥よき此故なり、此根下より又くさりて、都合百七十日ありて熟す、試にかりかぶを拔く時はねに隨てぬくるなり、土の下より段々にかれてほにおよぶ、よりて麥はよく熟して苅べし、穀あり、しかるに溫熱雨つきあしければ、急にかるゝ故、其色白くなり、これを干たると云、眞に熟せるは、梅の熟せる色のことしつやあり、陽氣地下よりのぼるいはれなり、又雪をよろこぶも上をおさへて、根へはらせ、小根を生ずる爲なり、稻は之に反す、陽氣地下へ入時にあふ故、稻つぶよりかれて、稻莖根とかるゝなり、稻粒のよくしまりてかれたる時を、苅しゆんとす、葉に青氣ありてもかるべし、商霖相州にてこれをためす、一合にて一匁ほどを違へり、粒重さは生氣あるが故なり、しらざるものは、からの枯るゝを待ほど、風雨にこぼれ猪鹿猿鳥雀のために、ぬすまれ損あるのみか、實のうるほひぬけあしき米となるものなり、一合一錢を減ずれば、一石一貫目を減ず、萬石の災しるべし、古來升目といふ事有。

一 種穀はうちたるもあしく、からはしにて女のこきたるを良とす、農家心を用べし、稻こきにてこきたるは、米にはよし、種にはあしゝ、穀必ず少く、しゐなおほし、鐵にて損するほどはなくとも、あらく當るが故なり、よく農事をつとむる者は、立穗とて、よき穀は各段にみゆるをとりて、種とするもあり、大作の農家如此しては、手まはる事なきと云ふ、されど如此の小事、天下一般なる時は、

し、土によりてゑく芋を第一とす、鹽こもを切てなへの下に敷、ゑご味を取て食すくりの如し、但芋痰によろしからず、又癘疾を生ずることもあり、唐がらしを折々食する時は、この疾なしと栗本左醫云へり、本草に芋一畝をうゆれば、米三斗を減じ、萊菔一畝をうゆれば、米三斗を費すといへり、關東の者大根をかて物とすいわれなき事なり。

山に生たる芋かりにも食すべからず、大毒附子にまされり、人を殺す、元來此芋をとりて、畠にうへはじめたる物なり、こやしを用ひて毒をぬき、其種とりて人の食とはなれり、萬物山生、野生、田生の功能かはれり、おもふべし。

世範按、芙蓉先生の此語不易の論也、山生は功能するどく氣つよし、野生は性もろく土氣を吸ふ事、土性の强さをうけたる故なるべし、田生は肥土を吸ふて長ずる故に、味宜しけれども氣すくなし、藥物菜品といへども、本性の功能を奏することあたはず、こゝに山芋を辨じて、三等皆同じ、誠に達者といふべし。

一 總じてものゝ熟不熟、歲にかゝるといへどもこやし第一なり、こやしの事天下の物みなすべし、かならず糞土ほしかにかぎらず、草もこやし、水もこやし、土をも沙をも鹽をもこやしになすべし、只大場のは德をかるやうあり、春のほこり夏の茂るは天のこやしなり、秋のみのらせ葉を落し、冬のかれ凋むは、しゝめて春來のこやしとなすなり。

旱の考あり、一概を以てすべからず、或遠國の種を替て作る、甚よろしき物といへども、民なし付ずして恐るゝあり、只舊種をのみ用、泥めしりからは少づゝも植て試むべき事、農にはげむといふべし、縣令勸農の志ある人、心を用ゆべし、是も又天度の考第一也、かるた圖説別傳あり。

一　山畠を作るに、燒畑といふこと有、畑の字書になし火田の字合する者也、漢書に火田あり、やき灰こやしと成とおもへるはあやまれり、かや野を燒ときは水氣を引ものなり、水氣元來相はなれず、今試に野中に穴をほり、内に薪草をつみて燒ときは、其下に水を得、野合にて行軍に水をとるの法なり、やき畑をしてふりまきの粟、蕎麥をとる事、濕氣なき所に露をよぶの法なり。

一　旱に水田のこたり場は冷る故出來あしゝ、雨ふれば故水をながして暄になる故、稻たちこならず　旱歳に山田よく旱は惣じて田によろし、雨多き年は糞をながして不作す、農事は種々の惑あり、老農に問て解べし。

一　芋を植るにごみはよし、馬屋ごゑは上方はよし、關東にてはあしゝ、芋さかさまにうゆる、床がへりして引立よし、長じて兩畦の間根によせてごみを入、こやしとす、土を上におほへばよく、地中をあたゝめ子を生ず、冷ゆる所にては子は多からず、故に厩こゑ宜きいはれなり、關東にてはごみごゑよろし、土地によりからをかり、上にわらを置、雨霜切口にいればくさりいる故也、又地により只一本づゝ、たてにわきをとり去もあり、能芋をつくれば、一莖に一升づゝ子あり、民食これに越る事な

うしなへり、すべて農の事千差萬別あり、一概を以て論ずべからず、地に寒暖あり地勢に陰陽あり、第一しるべきは天度なり、一鄕のうちにも、山の南は暖に、山の北は寒し 木多き所はうゐほひ、平野はかはく、糞壤も品々あり、相州ふり砂ありし時亡所となる、土民石間に芋をさしはさみて 水うゑにす、甚和美なり、常の芋に水をかくれば、ごりつくものなるに、土によりてかくの如し、畑麥は常也、田麥をしてよき所あり、地の燥濕によりかはり目あり、各その人に問て播殖すべし、或は工夫を用ひ試て、利民の心のよりせば限なき利潤あるべし。

一 物種の皮あるは、熱湯にさつといれ、しばし蓋をおほひてしたみ、日にあてゝ蒔べし、小豆、大豆、胡麻、からし菜の類は、皆皮なきはなし、角豆、刀豆の類、森氏かくのごとくして作す、長く出來て虫なし、虫は子殼の外邪にとゞまれるより、わくことをしれり、老農の秘したる法なりと傳ふ。

一 旱場に綿を作るに、綿實を熱灰にまひり、日にほし蒔ときは 日まけしなし、是を物にならはすと云、予前年湖中に稻を植ることを試む、形の如く出來たり、糞を用ひず穀をえたり、其法別見す、凡物三條を合考て試むべし、鹽梅の實を植て生じ、綿實を試み、海人の子どもより湖にて浴することを聞て、これをなしぬ。

一 すべて物たねは年々にかふるを法とす、地味に五あり、地を嫌ふと云事は、其物其地をからせばなり、同じ種なりとも、所をかゆれば出來よろし、稻麥もとより也、種類おほし考て植べし、歲に水

孔子夏小正をのべ玉ふも是が爲なり、呂氏春秋七十二候も此用をなす、みな農の時およばんことをおもふ者なり、今も田舍にて、時鳥鳴とき田を植へ、鳲鳩鳴時豆をうゆるの俗あり、甚古義をとゞむ、自然古老の農草木鳥獸のめじるし種々口決あり、是第一の秋なり、（農事諺文後に付す合せみるべし）只此一件は萬國にわたりて費なく、時の寒暄によりて早晩あり、歲によりて時をつくるものなり、古曆の本元も、中星分のみ、斗柄の建によりてさだめ給、友人商霖酒匂川の時、うへ時におくれしをみて、

ほとゝぎす己が五月の聲すなり、山田のさなへとりなおくれそ

とよみて民をすゝめて田をうへしむ、其年實のり佗國にこえたるよし。

一　江都近郷山の手邊、胡羅蔔、萊菔甚よし、只風味京都邊におとれり、地氣つよく、紫土おほし、何の物とて生ぜざることなかるべき、但地にのみまかせて、農に通ずる者なきゆへ、勝れたる名產なし、京師八幡牛蒡は、越前大野より種を年々とるゆへ、牛蒡地に生ぜざれども、區をかぎりて名產と成、みな三年斗の古種を用ゆ、よつてしんなし、是寒國の種子を暖地にうつす故に、陰陽相えてよろしきものなり、米穀は古種はなはだあし、菜はふるきをよしとす、ことに地をかへてつくるはよし、菜種の油等古種あしゝ、實をとる物は新種第一なり、物種心をもちゆべき事如此おほし、胡羅蔔といへど、眞より出たるは、根赤み有、味甘し、わき枝の種はしんあり　葉にて眞にのみなるなり、新牛蒡よりおほく眞あり、此心得なり、但百姓意思とて、已々がなしえたるをのみ是とし、人に問事なき大に業を

播殖

春秋外傳に、農正の星をみて、土氣のはじめてうごくを知り、節に先だつこと九日、國中に令し、耕をはじむ、土脈始て發し、地潤ひ、古き株ぬくべき時なり、耕は此時急にはじむと云へり、古の制時におくれざるを農の急務とす、耕稼のみち、天の時第一なり、人工是につけり、風雨、水旱は人のしるべきにあらず、されど農官の職、天文をも知らずんばあるべからず、延享丑寅の間、火星日にちかし、暑熱例に超過し冬より春にいたり、火災頻々たり、去る戌には彗星芒をなす、水災を主どり、八州の地洪水ありき、如此兆も、しる人あらばなどか備をなさゞるべけん、たゞ天をおそれ、時を愼むこと第一なり、暦道も元來時を民に授るが爲なり、これにおもふべき事あり、節のごときは、大やう違ふことなきが如し、季にあたりては甚おそきことあり、今の暦は元の至元に、授時の暦法をとりて、今已に五百年に及ばむ、歳差あるいはれなり、蠻夷の暦は、甚詳密にして閏月なし、季をあやまることをきかず、閏を置に一時半時の歳差にて、一月を違へ、再三に及びて春も夏に入の類あり、其言天地經緯言にのべたれば略しぬ、近時播殖時におくるゝことおほし、さるにより草生はよくて實入なしといふ事、年々所々にきけり、是節季を審に考ざるよりなれり、享保迄は閏唐土とあへり、延享甲子の閏吾十二月に在、唐土は正月にをけり、思ふべし、民多く暦を準とし、草木昆虫の時を告ることを知らず、

ならずや、三都下火災、諸山の木中比空しぬ、しかのみならず、たやすく切はらふことを好み、公私とゞむる人なし、夕立といふものを見ず、しぐれはいかにふり行くものにかあらん、山氣うすく、雲霧なきが故なり、京師邊四山しげりし昔、おもふべし、雷も雲霧厚きゆゑにや、昔今のごとく震するときかず、武の川越に奥貫の翁といへる老農あり、一木を切は一指を切とおもへと子孫を戒む、心あるかな、暦の始に、此方にむかひて木をきらずとは、一方の木氣を相續する神道なりと、熊澤翁が書に云へり、尙べし、古來は春木近在より出しも、今あることなく舟載して數百里より來る、世のかはれる姿をしるべし。

一　木曾山中の木は檜多し、皆岩のうへに生ず、鮹の足のごとく根を張なり、如此ならざる檜は、木目こまやかならず、春日の杉は、疊四五疊の餘あり、根に入ること一尺ばかりなり、故に風折おほけれ共、大木あり、惣て耕作は石のうへにも仕付やうあり、其事別著す、古今に

種しあれば岩にも松は生にけり、戀せし戀はあはざらめやは

一　濕なき山にても木を仕立べし、其法、山の八面に谷すぢを付て、迂回して捨をくべし、大雨の時これを自然にほらせ、或山上に水あらば、いふにやおよぶ、其左右に木苗を植置くべし、ことに杉などよろし、木を植れば山に水を生ず、乾く所は汚下に木を植てよし、草木は谿間にあるよろし、其所なり、人の九竅に毛を生ずるがごとし、くはしくは山林源にしるす。

山にても、木地引(キヂビキ)をいるゝ時は、山財つきて、いつのまにか、覆盆子、荊、あくさうなどいふものゝみしげり、人足いたりがたく、猪鹿のかゝまりと成、田畠をあらしぬるも、人まづ不利をなして、獣類その路をつぐものなり、山土風雨になだれ、谷をうづむ、河とこを高くし、堤を切るの害これよりなれり。

一 雑木は河ばたに立べし、根をからみ、水かけの憂を防ぎ、下かり薪の用をなす、榛の木水邊をこのむ、實をおほく結ぶ時は、とりて青やにつかはし、民用大利あるものなり、小なら、くぬぎ、柴の類、十町の地ならば一町づゝ十年に切べし、二番ほやをかるべからず、又十年にして切べし、今は雑木といへば、いづれの所にても切はらひ、株をほり、田をひらく事あり、岸かけ、山崩の媒なり、村里永久の害をなし、天命をそむき、民の子孫ほろぶること多し、永々禁ぜよ、泰平日久しく、苗生多く薪木におはるゝ故、都にちかき山々は、みな法なく切あらし、年々洪水ありて、山もながれて、昔の名所、山の名のみ世にあり、日本王代には度々都うつしと云事あり、これ又山林つきて、人奢侈につのるが故に、是を防ぐ術なり、國氣を養ふのみちとしるべし、今江都百餘載治平に屬し、方十里の地、人居相接し、鷄犬の聲達す、近山の材みな盡たり、しかのみならず、遠國島々の薪木、前に比すれば、三里も四里も、おく山に入りて切出すと、嶋人の心あるにとひて嘆息す、水運のよろしき、天下我國に比するものなきも亦一害なり、すべて利害は縄をなふが如し、古木大木は帳に付事、遠き慮

ほき、しかれども、なし覺えたる一のみを知りて二三をしらず、越後のくさうつ、下總葛西の末士を切てほし、火を助るの法あり、其此物火を助ることを悟るにあらず、貧困にして用を缺くより計らずなし覺えて、相續けてこれをなすものなり、凡人窮せざれば智をなす事なし、安樂逸居の人常に人よりやしなはるゝ事をしらず、物の變にあひて、一敗地に塗るに至る、萬の人事みなかくのごとし、人をやしなふ任ある人は心得てあるべし、紀の海邊にては鯨の骨を以て物を熟し、東北蝦夷の地廡なし、男女木の皮をはぎ、うちてさき布とす、（おひ中といふ木也、方言也、）獸の肉を食し、其皮をはぎ取て衣とするの徒、智あるに非ず、みな不足にあたりて此事あり、雪下といふ鳥、巢をつくるを見き、人も及ぶべからず、燕の泥を屋にし、蟻の塔をつみ、袋蛛の家をなし、生をいとなむもの、自然に身をうごかし手足をつとむ、ゆめ〳〵泛々として世を送る人、此微物にもしかざらんや。

一　圃に四壁の樹あるは、家の利いふべからず、手足をうごかし仕立べし、十年の計は樹を植るにありと古人もいへり、杉はことによろし、生立やすし、其葉は薪手を以てかくべし、刄物あしゝ、材の節となる、山のそばなどことによし、山もちたるものは苗木をせざらんは無術なり、かりにも大木をきるべからず、小木そだつことなし、下かりせざれば木の利なし、風をすかさず、民大やう目前を利し、一山をかり伐はらふ、雜木はともあれ、良材かくのごとくあれば、水脈絕て水を山上にひかず、はては兀山となり、小知行に所々に此例あり、黠者山人にはかられて永久の利をうしなふ、可惜、深

一　包犧の后、はじめて火の化を世に施し玉ひ、天下人畜皆熟食をえたり、今にして一日も廢すべからず、抑山かたは木多く、年を防にたよりあり、衣うすきとも忍ぶべし、平田の民、地によりて薪木なきに苦み、居室の用をかく、しかるに人々處置の不足にして、勸農の人、撫育の心なきによること多し、凡地毛のから、粟、ひえ、唐きびの類みな薪の用をなしぬ、只租税におはれ、或は民怠懈にして薪材時におさめず、雨濕をおほはず、乾し用ゆることをかきて、終に木を伐て薪とし、或は物にかへて、これを用るにいたる、金銀多邑はことに此風なり、婦女紡績をことゝし、絹帛を得るの地方は、其夫、肉食煖飽をのみことゝし、游手飲博にのみ日を送る、一旦蠶不利なる時は、大に窮するの類あり、天物を暴殄すといひて、地より生ずるものは天恩なり、これをつゞまやかに、とりおさむる教あるべし、薪すくなき地の貧民は、自らなし覺えて、松の落葉をかき、枯れ枝の一をも、嵐の木の葉も、女子老者のつとめとして、是をひろひ、朝夕の煙をつゝく、田ある所はわらぬかを第一とす、萱芦萬の草に至、みな火熟の用をなす、さて、わら、かやにて熟せるもの、芋、粟、團子、ひえかゆの類、ことにあぢはひ甘美なる者也、和かに火熟すればなり、薪柴のみを用ることは、米肉の類、生氣つよきものゝみによろし、扱草わらの類は灰となし、（吉田灰などは藍に用て甚妙なり、いぼた、あぜみの木を用ゆればなり）糞に和し、場所によりては上なきこやしとなる、凡世界に生ずる物皆天の賜物なり、其物を用ること、一家の主人心をもちひ奴婢、子孫におしゆべし、今もわがことをまたず、農に老たる民は、如此して、家とみさかゆるはお

し、田畠はもと世界の有なり、人君民に與ふるも恩澤とおもふべからず、いづれの所か地なからん、是を與るは天に代るなり、論語に、惠すれば費すとは是なり、新開の地租を輕くすべし、民の力をうばうことなかれ、三年租を免し、六年まで輕き租をとり、地成十年にして、經界をいさゝか正し、税を定む、又輕く付る事第一なり、古田にいたりて位定まる、是大法也。

一　元の時、議ありて地を開く、民には官爵を授るの論、郭守京上言す、行はれず、人是をおしむ、今の金を出し人を聚め、急に田ならんことをいふ、黠者の術にて新開地をうり物にし、地の開不開を不論、公家の利のみをいふの類、目前の利として察する人なし、下策の下なる者にして、田土開くことなき、永世の害なり、論ずるに足らず、昔夏禹王洪水を治め給ひ、天下の土田をひらき給ひしも、四載にのりて經歷し給ひしのみ、金銀、貨財を費し給ふことをきかず、みな民相續の道のみを志とし給ひて四海歸服せり、心ある人は深く考ふべきことなり、富國安民の術、こゝにとゞまれるかな。

一　收納の法取箇付等は吏の務、人々しることなれば、此書に記さず、雪、月、花の三冊を傳ふ、これにあはせてしるべし、但四公六民は古法なり、五々の取といふ事、人情の薄きより出、我はしたがはず。

薪　材

下田を肥し私を取、地の位人情より變ず、天然の地味なるべけんや、吾故云、地に上中下なし、人によることこれが爲なり、されどこやすとて下す、ほしか等もあまたになしては詮なし、とかく陰陽の考を第一とす、戌年滿水の時、江戸糞諸方につかへ、舟の通路開きし故、葛西邊、糞土を急に江戸よりたのみひかせけり、是を田畠に一面に置たる農どもあり、其年菜の葉やけて、其邊は甚不出來なりしをみき、俚諺に云、百日の糞よりも田に寒水を引けと、是最上のこやしなり。

一　有を以て無にかへ、多を以て少きにかへ、交易の道を開き、通路を山川にとり、利を海邊に取、貨を土地にうましめ、諸民のすぎはひを宗とすべし、是開土の目算第一なり、田三分畠七分、民の利なり、みな田は公私ともに不利也、石高のみにしてよろしからず、田公私ともに當分利あり、然ども凶年に不利なり、三分七分の法、永久の利也。

一　開墾の法、一體今の地方と別傳あり、別書あるが故にこゝに陳せず、禹王の御詞にも、不レ利ニ於人一則我不レ能レ勸也とあり、これ開土の心法、上なき者也、其術は無量なり、人々土地によりて、なしおぼえたる良法をとらば、其用無盡なるべし、小利を貪る時はうべからず、遠大の心を本とすべし、地を開は國の爲也、一己の私あるべからず、民も亦手を懷にしてうべきにあらず、つとめて永久子孫の利を殘すべし、是勸農の人ありてなるべし、只與ふる事を先とし、得ることを後にし、永代をかぎり、地を民にさづけ、税を年々得べし、如此なる時は天下の空地みな開て、倉廩　府庫年を追て滿べ

一　都下近郷にては、畠を宜とす、田は無用なり、人の利にあらず、己も不利なり、惣じて山にて材を仕立、都に稲を作る、變通にあらず。

一　暖國は土甘し、寒國は苦みあり、或澁みあり、かな氣のあるは鐵山の下、鹹は海の跡、砂利は河床の跡、赤土は山の崩れ、白眞土同斷、黄土もしかり、やけ砂は硫黄山の近所にてふりおける跡、黑ほこは昔の野、へな土は入江の跡、かきから類の有も海の跡、惣じて高き卑きによらず、地は變ずること有、今をみて昔を知べし、竹籔の石になりて地中より出たる事、唐に在。

一　田は水のかけほして位も變ずるなり、畠もしかり、然時は用水は至極の寳なる間、地を開始に第一にこれをみるべし、高地に水をかくることは、秘々中の秘なる故に、爰に錄する事不能、先平和に水を引ことにて事たれり、郭大史が元の世にて、水を引たるも四百里ばかりの地なり、如此こともあれば、などかいづれの地にも水なからしめんや、江都玉川上水にてもしるべし、水は屈曲して引くときは、こなれて田畠のこやし、うえなきものなり、山水を直に引いるれば、冷田となりて稲たちかぬる、方角の事前にいへり、汚地には水をぬく事を第一にす、あまり汚濕は草木枯るゝものなり、これみな陰陽のことわりなり、一偏なれば物生長せず、陽には陰をそへ、陰には陽を對せしむる心にすれば、下地も上地と成、人工にある也、地みづから肥ることなし、今昔上田といふを見れば、甚下地となり、昔の下田今上田おほし、上田は取強し、故に年々こやす事をえず、民その不利なるが故に、

になし、其下より生る内にて、よきめを一本も二本も立る、十年にしては長持の材と成、廿年餘にして實を得る事多し、とりて油となす、よき木は一本に一石斗容して、油五斗を得、切たる木めを立る事も三度まではよし、其跡は瘠るものなり、作人不ゝ入すて置て大利あり、下總國關宿に、此術をなして大に富る者あり、凡物つゞまやかに永久をはからざるは、大に得る事なし　わが世にのみあらしめんと思ふは今の人情なり、後世に殘さんことをおもへ、定家卿、

ふりはつる身に社またね櫻花　植をく宿のかたみともなれ

一　水地の畦には榛の木ことによし、ほこりやすく薪木に便ず、風水のふせぎ勿論なり、松の木は田にあしく、水口に松山松林ある地は其田下なり、やにしぶの類、土を害す、くるめ、いてふ、栗の類、田畠を害す、無用の地に植べし、桃林は害なきのみならず、花實、用をなし、大木なし、竹を植るも地によりてよろし、床深き所竹ことに大なり、山のそばなどことによし、竹に朝日のあたる所は、やせるものなり、藪とならば、かりにも大竹を切べからず、筍小く成、女竹に男竹うゑ交ゆべからず、藪枯る、十年枯は竹の根しげりて、土を喰つくしたる後病とて生ず、此時切洗し、根をも所々切かへし捨べし、不然ば藪つくる者なり、竹の食なきが故なり、藪をうつすは東方ことにうつる、溝をほり厩ごえを入置時は、みなこなたに移る、西家栽竹、東家往筍と古より云ふなり、植しゆんは五月五日、竹酔日と云、すべて梅雨の前よし、少しねさしめ上を少しきりて栽べし、冬のうちねをうゆるもよし。

二年の新田の所はよし、三年目には地力おとろふ、後は下地と成、作にゆだんして糞土を欠ゆへなり、惣じて土は堅實なるをよしとす、力ありて作物仆れず、河邊下一里は中、其上は上。

一　地を開の法、山を後にし野を前にし、巽の風を切るやうにすべし、或其方に林木を立べし、吹通しの場にては、方角を定め垣ねを仕立べし、楡、柳、木槿、卯木、何にても、さしめのきくものを宜しとす、桑なども地によりて、さしめのきくものなり、蠶する所にては甚利あり。

さしめの法、各冬至の後、枝を切、めを二ッも三ッも持たる枝を、わらにて能くつゝみ、緣の下へ入をく時は萌る者なり、寒中に是をさす、十本にして一本もはづるゝ事なし、何の木にても付ものなり、尤すぢかへてさすべし。

垣ねの高さ、四五尺もあれば、一町ほどは風をきる者也、上をふきこす故、栽物の根をおる事をまぬがる、ことに野土しまりなき所は垣ね第一なり、此地關東おほし、此垣なきときは土を吹たて、こやしぬけて、地年々に損ず、已上。

一　人なき地にては林畠を開く、ことに桐畠よろし、水氣あらばことに便なり、仕立樣、下桐をよろしとす、花をみてうるはしからぬをえらびて枝をさすべし、大木と成て、實おびたゞしくつくものなり、大抵一間に一本ほどづゝなり、めを出す時、勢よきを一本たて、殘りをかきて捨べし、其年一間斗に成、（此時きりすてるもよし、根の勢倍して長ず、）三年目には五六寸めぐりに成、六年程には間々を切すかして、下駄の用

田中に井をほることあり、水をかけて土地をやはらげ、こみをしてくさらしむ、水かけよきはさらなり、地を三尺ほどにうなひ、十文字に溝をつけ、其間かはく所へは、藻草を入、濕地には馬糞、ごみの類を入れ、半年ほどにて打かへし、一年にはみな土となる、三年にして植べし、かくの如くなれば、いかなる下地も上地と成、又畠を田にするも半分かきあげ、上は畠、下は田となし、水を引ときは畠もうるほひて上地と成、こやし等は土によりて一樣ならず、三年は廢す、鍬下の免これなり、生の類こやしによし、但たばこに禁物なり。

水懸りよきは水田によろし、土の色にかまひなし、水によりて上地ともなりぬ、況方角水引方にて、上々田となる者なり、土色地味は畠に專いふことなり、已上。

一 商霖が傳に、小石まじりは田によし、紫立たるは上田、黄はこれに次、野土黑ほこは下なり、にごり河は用水の至極なり、水の度にゐこみを置て地をこやす、河原の砂さらつくものあるは、河用水の上々なり、武の玉川のごとき清水は、たとひ水かゝりよくてもよろしからず、第一新開地に不宜、下に石ある田は、地かはく事なき故うるほへり、石水をふくめばなり。

一 老農關氏が云、土味口に入て甘は上田、關東近邊は苦味を帶る所多し、鹽氣あるもあり、或跡あまきあり、みなこれ中田なり、澁味あるを下地とす、野土は何の味もなし、此澁味をつくりぬく時は上地と成、石まじりにかならずあるものなり、地に力ありて却て善地なり、甘味あるは力よはし、一

は水かけよくば、田となすべし、米のしまりよし、石州沙石の土なり、米穀年を保つ、但飯にして碆おほし。

黄土は柴土に亞で上地なり、烟草によし。

一 葭萱の根を引くには、寒中よく打かへし、兩方へさくを立、こほらせて、春になりうちかへし、土をはらひおとしてくさらしむ、根絕てこやしとなる、余一秘法あり、こゝに不載、小石ある土のしまりよしといふ事、甲州邊にて樹木、果實とまらざる地あり、石なき地なり、小石を木の根へいるれば、實よくとまりて、梅雨のうちもおちず、都下にて是を試む、違ふことなし、京都八幡の竹、太刀のめくぎとなす、八幡は石山にて、竹至て堅緻なりといへり。

一 森氏の相土の傳、白眞土小石まじり、其石に土まとふは上なり、まとはぬは中なり、黑眞土も石にまとふは上なり、まとはぬは下なり、凡めくら砂とて、黑き沙ある所、土ねばりて鍬につくは惡きなり、但砂なき所のねばるは上土なり。

予按、めくら砂は關東におほし、信州邊にもあり、富士、淺間の昔の燒沙なるべし。

東方より水を引田は、下田も年々上田となる、生氣の方なればなり、南北是に次ぐ、北西より引たるは、上田も年々下田となる、地脈を絕とは、水脈なるべし、蒙恬白起等が傳にみゆ、水脈一たびたつ時は、其潤下の地、草木までも澤をうけず、陰德を損ずる理なり。

水によりてなり、小石は又勾倍はやく、中石は又早し、大石のある所は、勾倍逆落の所なり、黒ほこさしはさみて眞土あるは、土に高下ありて、泥土も厚薄の跡あり、眞土は山土を逆流して、南の汚かなる所に、たまりたるなり、白眞土是に同じ、但赤土は山の皮也、白は山の肉也、洪水多少によりて此品あり、いづれも耕して鍬鋤にねばりつかず、さくきは上々地なり、むらさきだちたる土あり、上土なり、ねばりあるは山のわかき土なり、ねばりなきはこなれたる土ゆへ、上々田とす。

へなは山にも有り、平衍にもあり、世の昔は世界皆河なり、山土水に漾ひて海に入、潮水と合ひ、青黒くなるものなり、後青砥となる、凡五色の土色、上にいへる所の理にして、海底にむかしありしものゝあらはれたるにかあらむ、山勢波瀾のかたちありと、蔡元定造化論にいへり、今盆中に水泥を貯へて、ゆりさだめみれば、山勢澗壑自然にあらはる、されば山といふも海底にいづれの世にかありけん、其跡をみてその始めをおもふ、金石等の事は別見す。

田舍の歌謠に、葛西は眞土豆がよい、きさら津は沙地にて大根菜がよい、是風俗なり、豆はいづれの地にも生ず、たゞ眞土の豆は甘美なり、味噌にして美味あり、沙地の豆は味變ずることなし、しかれども甘味なし、又沙まじり眞土に、大根、蕪のよき事は、粘らざる故に根入よし、なべて根入ふかきもの、胡羅蔔等よし、綿もよし、桃の口よくあくものなり、もし粘ざる眞土ならば、こまかなる沙をうなひ交へて耕し、綿をつくるべし、小石ある地は何ほど地下なりとも、昔の河跡なり、上にある

りては床淺く關東は深し、武藏近鄕、上下野州等、みな四尺三尺にいたる、此床をかへすべからず、土新になりて耕地は瘠るものなり、深耕淺芸といふを見て、これに泥むことなかれ、土はこなれて、後よく糞をうつるは、下地も上地となる、地味の事下に述ぶ、床をかすべからずと云ふは、糞氣此床にとまりて、上をやしなへばなり、葛西邊、菜のこやし上下よりかくる、床深くして上にのみ達するが故なり、大和、河內の邊にては株をうち、穴をうがちてこやしをつくなり、眞土ねばりおほく、下の床を淺くして下へ達せざればなり、これ土俗の自然になしおぼへたる良法なり、呂氏春秋に土に陰陽あり、上陽下陰は良田也 下の陰よく上陽を助くといへり、萬の事試みず、ふかく考へずして、耕作の不利をなすべからず、吾不レ如二老農一と孔子ものたまへり。

眞土、黑まつち、沙まつち、黑ほこまぢりの眞土、赤眞土、白まつち、附へなつちの事。

上中下相交れり、田畠ともによろし。

禹貢に土を九等とす、今の地方にも畠を上、中、下、下々畠四等、田をも同じ等とす、凡八等なり、林野を合せて九段なり、されど是は賦稅毛付の準とする事にして、專ら土の位をいふにあらず、拓土の法は萬簡易を用る事要なり、地なり田成てのち、位は隣鄕を見合せつくる事也、今上中下の土として、開墾に便す。

黑まつちは、洪水のとき野土に薄くねこみを交ぜて殘る所にあり、沙まつちは、河どこ勾倍ぬるき

の論になづむべからず

野土　黑ほことも云下土なり、田によろしからず。
是は草原、郊野の跡なり、地變じ時うつれども、自然に本質を存す、抑々郊原、草莽、鋌人をうけず、野草根を深くし、實を殖て地氣、地味、地濕みな是が爲に蝕せらる、常州武藏野の如き、萬古野徑なるが故に、薄やうのもの丶み世をかさね年をつみて生々す、地味甚うすきものなり、歌にも、
　　むさしのは月の入べき山もなし草より出て草にこそ入れ
あるひは、古書にも殘る俤、かくのごとし、今は泰平日久しく、生齒日々におほく、府にちかき所々は、みな開きて民居となる、武に野土多きは是が爲なり、然るに去々戌の年、關東洪水ありし時、山土を迸流せしめて所々に殘す、地上六七八寸なり、そのこまかなる事、帛をもて篩したるごとし、日をへかわきて嚴となる、鐵槌して碎くべし、因て知る、山の盤石參岩も、みな土のかたまれるものなることを、後津逮秘書に、陸子淵曰、土有ㇾ涯ㇾ文、水有ㇾ漾耳ㇾとあるをみて、古人既に此論あることをしる、凡水逆行せし所は、野土をうつみてしる事なし、地下に黑ほこ岩あり、野土は高燥の所、或は平衍郊地に多し、凡野土はいもをうゑてよし、蕎麥尤もよし、粟黍の類何にても、野にて自然の物をうゆる事、自然の道に近し、野稻の事は別傳あり、野土はかならず床深し、久しく作りこなしては牛蒡大根よし、但し大根に苦味あり、陽氣うすき故に、地味寒なればなり、凡宮と渡

て、民永業を失なへり、心ある吏は是をよく腹にあちはへて、國初の法にかへし、拓土をつとめ、萬世の利澤を殘すべきことなり、其辨別見ず、すべて稅は寬なるこそめでたきためしなれ、萬葉、戶口の富るを詠ぜる歌に、

みつが物はこぶ丁をかぞふれば二萬の里人數そひにけり

仁德天皇をよみ奉る歌、

高き屋にのぼりてみれば煙たつ民のかまどはにぎはひにけり

一　土を相するに祕術多し、大略三等上中下なり、たとへばその地にいたらずとも、三段の土をほりてしるべし、上沙にして中土有、上野土にして中眞土、下砂なるあり、遠方よりとり來る土ならば、一夜水に宿せしめて、其土を握り、かたまるか、かたまらざるか、ねばりあるなしをみて土味をしるべし、土のしまりなきはかたまらず、ことに砂利おほき野土などは、幾日水に宿せしめても、ねばりなきものなり、凡つちに上中下段々ある事は、みな水の溢れて變地せし跡なり、地の淺深、厚薄、土色、地味、種々の口決あり、然れども本來の土の儘にのみしては、地の力限りあり、人力をえて水を引うちかへし、植物を考へ、糞壤を以て地を變ずるの法あり、今唯土色の大概をあげて、これを云、其地の陰陽、高下、所により、方により、河海、山岳の遠近、人の多寡により、人氣緩急にて、一定

漢地理誌に、漢時の封境を擧て云、東西九千三百二里、南北萬三千三百六十八里、田積一億四千五百十三萬六千四百五頃、按に十里は、我一里、一頃は我一町、是大數の準なり、其一億二百五十二萬八千八百八十九頃は、邑居、道路、山川、林澤、入交るゆへに、開發すべからず、只三千二百二十九萬九百四十七頃は開くべし、現の田數高、八百二十七萬五千三百六十頃とあり、大數地方十二分か一とみて、其開發すべきは三の一におよばず、唐書には、東西九千五百十里、南北一萬六千九百十八里、田千四百四十萬三千八百六十頃とみゆ、田地は漢よりも多し、然に漢の戸數は、千二百二十三萬三千六十二、口數は五千九百五十九萬四千七十八、唐の戸八百四十一萬二千八百七十一、口は四千八百十四萬千六百九とす、戸數漢の半に不及、口も亦減ぜり、これともに漢唐の極盛にして、古になき所也、そのゝちも是に及ぶことなし、只元史に載る所、地廣し、戸口は唐に不及、これいかなる故ぞや、蓋漢の時年貢甚ゆるし、三十にして一を税す、民の富饒すること前後比類なし、四百年の元氣、此に基けり、古より戸の多きは、國の富なり、口の多きは、やつ〳〵し、凡民餘力なき時は、地を開くべき樣なし、年税せは〳〵しく、一戸の養だにはか〴〵しからで、民日夜に勤苦してたらず、はては年々五穀すくなくなりて、國衰ること歴代の明鏡あり、今日本の地方東西、漢に比すれば五六千里、南北も三四千里とすべし、五畿七道の古田數、八十五萬三千餘町也、今是に倍々す、吾土は古三百六十歩を一反とす、三百六十日の食一人の料なり、當今三百歩を反とす、六十日の不足あれども、國初は繩延なるが故に、民潤澤なり、世

にして農の道を知らず、督責の甚しき、文書の嚴重なる、鬼の如く神の如し、公衆の御爲いかにやあらん、悲むべし、せめて農事の談をもて、飽煖にかへ、民の疾痛、痾癢云々たることをおもひしらば、醉生夢死の官途にも、涓埃の國恩に報じ、職にかなふにやあらん、今の地方などいふは、みな下吏のなすわざにして、勸農、開墾、荒政、振滯、君德を下宣通ずるの道、一事も講ずる志なし、是併官法有て、古道は今にかなはず、方枘鑿圓なるを以て歟、古へ西山氏、伊奈氏、村越氏、辻氏、池田氏など淳吏の名口碑にあり、或は成書をとゞむ、欣承すべし、予壯歲縣吏の諸老に會談し、或は老農の敎をうけたれど、ねぶれるがごとく、疑團すくなからず、後東西南北に經歷せしことをおもひあはせて、今既に耳順にちかく、心にとゞまることを反古のうらにかたはししるし付ぬ、天文學、史學、古聖人の制をよみて、符合せるおもむきを考て、東方農準、山林源、水源呂覽、農事諺文など、開土治水のことをつゞりなし、そのあまれるを拾ひて、農譚拾穗といふ、吾家ならぬものは無用のことゝいへど、吏たる人萬分が一もとることとあらば、國恩を報ずることもやと、禿たる筆を倩て、寒窓の燈下に書付ぬる者也。

延享丙寅の冬冬至前　宇然居士記

拓土

仁勝て用ゆべからず、政令は躾也、刑罪は敎也、條例は行儀也、みな仁心よりなし出さば、笞杖すらも憐むがごとし、いはんや人類一同なり、上下あるは不運强運のみ、一視同仁あるを民の父母とす、叔世に是を稱すれば、民を荷擔し、公を輕ずるとそしる輩あり、事情をしらず、國恩の本をわすれ、ひとへに一己出身の道をつとめて、百世の害を殘し、勿體なくも當世を芻狗とするの族、何ぞ忠義を知らんや、元來一郡一體の理なり 首上にありとて物をとるべからず、手ありてとるべし、吏の姿なり、足は下にありて首を歩ましむ、中は腹心をも養へり、足は民なり、腹心は郡國の如し、此道上中下和融する時は人の人たるが如し、然るに足の下にあるをくるしめ、休息養になくいたみをとはず、一旦足疾生せば人全人にあらず、一歩もすゝむべからず、そのたゝり路人に及ばんとす、豈止事をえんや、領知ある人は心を用ゆべし、されば使令の手をえらび、人を得る事肝要なり、法を破りて税をとり、民を芥蔕とせば、民も又これに報ぜん、民報ずる事あらざれば、天工これにかはる、おそるべし、昔周公成王にをしへ給、七月の詩、民の艱苦を君に告給、至仁至忠といはざらんや、其報八百の祚をのべけり、威嚴につのり、頭會箕斂し、法に斷じ、人情をとはざるは、秦始の己にのみ奉ずる行、二世に及ばで亡ぬ、一州一里の守たりといふとも、此分辨あらざらましかば首領をたもち、子孫の繁昌おぼつかなし、罪歸する所あればなり、今の知縣は諸農の事は、夢にも講ぜず、收斂年々にそひて、人民手足をく所なきが如し、是印授をおしむにあらざれば、諂諛容悅の臣のみ、農を治るの職

農譚拾穗

總論

農は我事にあらず、その治もわが職にあらず、何ぞ棲々としてこれをいふや、吾以答ることなし、されど人を養ふものは食なり、われも又これを食す、食を殖するものは農なり、吾もまたこれにやしなはる、農を治るは君子の職なり、食、農、君子三のもの相傳へて成す、夫君子仁民の志なき時は、民稼穡をたのしまず、食も亦殖せず、天下の至寶つきなんか、吾徒も泰平をたのしむことなかるべし、豈止む事を得んや、抑十一の稅は聖謨也、民を富しめて、其父母妻子を養ふ時は、風俗美しく、戶口も殷實し、國用も給すべし、老子曰、欲レ取則先與と、至言なる哉、貪戾の吏はつとめて時にはしり、仁民の道をとはず、民の愚、動もすれば士君子を欺くのみといひて、嚴峻を用ひ、收斂を以て務とす、民の下にある、訴る所なきを以て、益僞にならひ、智を巧にし、一己の利心にはせ、風俗甚薄く、田野あれ、國用竭るにいたる、若其間、凶險うちつゞかば、妻子をうり、農器を沽却し、そのはて鄕里をはなれ、逃亡せざれば、非爲を事とす、豪富の徒其費に乘じ、金を出し息を取り、山林より田宅までも占取し、富は日々にとみて、貧は立錐の地なきにいたる、かくの如く傳轉じて、不レ可レ諱の大事におよぶ、古史龜の鑑あり、故に人牧の道民を子とす、父母の子を思ふ心を、民に用る時は、

心を付べし、民と民とは同氣相求て感じ安し、死すまじきもの死すること、食あしければなり、天刑病は内にあるもの、外氣に感じて發する者也、大悲の心あらば、などか救護を加へざらん、但人收斂のみをもとゝし、目前姑息をつとめて、人を草芥のごとく見むと至りては、婦女子の仁をおもふ、何の益かあるべき、しかのみならず貪暴の法をなして萬世の毒をながす、抑法を立るは易簡を貴ぶ、支干の萬古に傳へ、稚子も是をあやまらず、夏葛冬裘、自然にまかせて、人の催をまたざるをおもひとき、萬簡易によればなる事をしるべきなり、天道如レ此、愼で窺ふべし。

右風土のよる所、東方農准の大概也、耕稼の事は吾手づからなすにあらず、老農に問にしかず、農政の記聞是に附す、洪範卜筮別に口決あり、五行志のごときは、辯論なきにしもあらず、田家五行、吳中風土記の類、各土の風土一概にいふべからず、准を取て可也、星占、分野等の諸說、先輩既に著論有、自外輿地の書、歲占の類、何ぞ限らん、みな一家のことをなすもの併考べし、そのあやまれるものは、大方の訂正を竣のみ。

乙丑之冬　　芙蓉道人識

擇びし人を宰として、如何様にも不可令死と命を嚴にすべし。

一　預め凶事はしるゝことなり、皆人飢かゝりて救が故に、救の術及ぶことなし、或は人別諸色吟味に日を送り、又は吏の下吏多くして、却て民をなやます媒と成、萬の事先謀事をなせば、何ほどの凶年にも、無難なるものなり、松平主殿頭西國虫災の時、此法を用ゆ、拔群のしるし口碑に存す、又朝家此時事に先だちて穀を運し給ひ、御料一飢人なかりしをみき。

一　法の不利あらば、凶年の時より改むべし、利生富國の法を殘し、凶を償ひ、禍を轉じて福とすべし。

右五條大略也、但人を得るを第一とす。

一　凶歳に數品有、年谷不熟は勿論なり、或は水溢、或は水損、或は旱魃、或は疾疫、或は風損也、夫水溢は堤防の怠慢、若くは多勢を矯て新開を貪るに生ず、兼て戒むべし、山つなみ、久霖等にて、潦水汎濫するは人の過によらず、しかれども救護の術は官長の職也、心を用べし、水損は通筋ありておほき事なき者也、是又天譴なり、如何ともすべからず、貢を免ずるの外なき者也、旱損はその始より心を用ふべし、或は井をほり、河を導き、水車諸器を作り、人工を以て天を助べし、天の儘にせば人の怠りかならず罪あり、又旱の後はかならず風雨暴す、收ることをとくすべし、されば旱魃は燥地の凶にして、濕地の利あり、高燥の地に心を用ゆべし、疾疫ある時は醫料をはやくそなへよ、食事に

も民從はず、不信によりてなり、先人に利生の法を授與し、たとへば小邑小里たり共、ゆいをたて、保伍を正し、一躰とし、相救の道を敎、法をたてゝよらしむべし、凡飢渴の難一季にすぎざるものなり、一季あらたまれば土毛あり、麥も生ず、大抵二月より四月までなり、其內融通平均の術有、三四十日に約すべし、是を養へば民は死亡せず、一鄕一郡の長も心を用ひなば、などかすくはざるべき、土に儲積あるは更なり、あらでも養の術有、視民の心淺きが故に、仁政行屆事なし、思惟せば之れ黠者也。

一年のめぐりによりて、聖人の時といへども、凶荒はあるならひ也、それを救ふを有道の政と云、大抵五十年に一凶、三十年に中凶、此外十年內外小凶あり、かねて備あるは免るゝなり、凶歲の處置爰に陳す。

一一國の法、禁令或は大倫に預り、或は强盜殺害の外は、一切に除き、取續迄は差免し、勝手に利生の道を務しむべし。

一富有の者を藉し、飢民を分掌せしめ、用度を藉に注し、來歲を待て返濟すべし、尤約を堅くすべし。

一一村一鄕にても、長者をえらみ、事を主護よりいろはず、下の便利によらしむべし、上より令すれば、民の不利なり。

一　極星、出地、高き年あり、かならず雪あり、寒氣多國は、麥を播事節に先立て、早くすべし、不ㇾ然ば雪にとられ、根拔ること多し、抑雪を豐年の瑞と云事、一概の說なり、三十五度已下の地のことなり、寒國は不利なり、春雪ことに不可也、土ゐて付て麥苗かる、暖國は雪の消ることはやし、この憂なきものなり、極星高き地方にては、凶兆也、是を糺す事數十年、數所數人にとひてしる故に注をく也。

一　天度の違は、人力の及ぶ所にあらず、只是を窺しり其事をとくしてさくべし、たとへば奥羽北越、八月前に雪ふる地有、春三月夏四月まで、なほ雪の降地あり、九月に既に雪をみる地あり、此氣節に先だち、おくれて、寒早き地には早わせをうへ、遲き地には晚稻をうゆ、是を農家の工とす、羽州の邊にて、晚稻穀ある事、倍するがゆゑ、雪をうけて苅の類、何ぞ戇愚なるや、上下總地方、ともすれば秋水あり、七八月に稼を破る、近歲早わせとて六月に熟する種を植、はなはだ民を利す、是より水災ありても、飢ざる良法、天工に代るものなり。

一　天下一般の飢饉と云ことなし、歷史の載る所明かなり、日本大飢ありとも、半には不可過、或は二三ヶ國より四五ヶ國なるもの也、享保丑年初、三十三國虫災に逢し也、百餘年聞ことなし、暖帶冷帶の差別にて如此、是故に餘を以て、不足を補ふ時は、天下利すべし、しかれども民只一己を利して、人に及すの風俗なきは、融通の道ふさがる故也、或は其志ありても、しりへを恐れて、令すれど

ずるは直根なり、陰中の陽を得るは横生す。竹節參となる、莖、葉、子ともに差別なし、只根のみ横直あり、吉野の山 熊野八鬼山等みな直根也、紀は南方にして北西の山中にあればなり、試に佗山にうつせば、かじけて生立がたし、或は消す、實も又しかり、薩州甘蔗を生ず、紀藩にも亦まゝあり、糖を製して多く砂をなす、武州はいさゝか汁に酸味あり、霜をなす事、或は粘す、駿州の諸は酸味なし、天文家の說にこれあり、三十六度已上の地、蔗草糖をなさずと 一概の論にして、とるべからずといへども、霜を成に多少あり、因て砂糖の產する地方を推すに、南國暖地天度下れる所、ことによろし、武駿は一二度のよりのきにて、味ならびに霜の多少、日至の晷ともに、二分强をたがふ、周禮土圭の法に合て、中士の二百餘里を違へばなり、總てさつま芋、尾張大根、日野菜、天王寺蕪、地を移して共にしかず、是天然の地味、農桑の源に通ずべき理也、牡丹元は唐花なり、日本の地に應ぜず、但畿內はよろし、天度倖く風氣相似たればなり、他州漸人工をかり、養を以て花咲といへど、終に蕃衍せず、菊も亦しかり。

已上數國、風土、極星、出地の高低によるの例なり、自外は推て是に准ずべし、大抵佗の諸國三十四五度より、三十七八度の間也。

一 天三百六十度也、古制三百六十步を里とす、日本の昔、文武令是によれり、三百六十日の一人の食なり、今の三百步は文祿後に改まりつるよしなり、古にかへすや道なるべからん。

を開かば、年の不熟にあはじ、穀食のみにならひて、かならず飢饉の憂を殘すべし、謹て墾開をいふべからず、只その山中にある大材獸皮、海上の魚藻を物に換べし、沙中に金を生ず、或は酒を以てこれを採しめ、麥黍を以てこれを贖ふときは、彼是ともに利にして、今も都の富商黠者ありて、彼地に店をひらき、利を引ものあり、是則國の利なれば、其道を妨げず、通貨の術を施して、その邊鄙の利を擴め、人を救ふべし、是無形の地利なり、管子曰、富商は國の寶也と、智に神なる人牧あらば、我法によらん事をしる。

一　紀、阿、豫、豐後、筑後、肥後等の國、稍暖常に係る、是を畿內に比すれば、一度を違ふ、風土畿內に近きは畿內に傚ふ、四國九州相通じて、風氣の同じき事をしらず、相ともに隣をのみ模傚す、人牧より細民まで地の利に昧し、しる人なし、古よりしかり、凡度の等をしらば、穀種を通し、地をかへて作るも可なり、彼にあるは是にとるべし、其利擧てはかるべからず、不熟の利かならずなき謂なり。

一　肥後、薩、隅の地度三十一二度なり、南方暖帶、我國の極也、甘土は味甘物に宜し、抑關以東の萊菔は苦く、以西は甘し、辛竦は是に反す、總て五味の五方に屬することをしるべし、しかればとて、五行をもてこれを推者は、その理をえず、耳學の徒に多くあり、因て事實を擧て、惑を釋く類を、おして知るべし、人參薩州に產す、餘州にあるは苦味あり、日光信州ことに苦し、陽中の陰を得て、生

來れる業といふに泥み、或は己をのみ利せんことを計り、人を利するの道たる事をしらず、富國の術、爲政の家にすたれて、利あれども興すことをしらず、專ら姑息目前の事を利として、甚しきは、收斂の沙汰のみ增益して、上下爭利の風俗を旨とする故、廢地荒野、みな鹿猪のふしとゝなり、惡木の藪澤となり、狐狸、豺狼所を得、善材を長養し、禾黍を生じ、貨物土より產するの道を塞ぬ、山林源別見ず、國を宰する人、心を虛にして人才を用ひ、大邑小邑、豈永久爲民の義にあらざらんや。

一　日本の緯度、地の十二三度に及べり、艮より坤に接す、土の位みな得たり、春氣は東方日出の始、木火の運に乘じて、發生の盛なる事、萬國にすぐれたり、地の五金を生ずるも、土の位全ければなり、豐葦原の瑞穗の國と、神代にはいへりし、五谷名のみにして、なりいづる稱なり、畿內五ヶ國のごとき、二十五の盛、三十餘の盛有、地度三十五六度のしるし如此、上々田なるものなり。

一　奧羽の地は、三十八度より四十二度に及べり、よつて雪深きこと、地によりて夏に及べり、寒氣尤甚し、四十度に餘れる所々不毛の地多し、蝦夷の地境、寒更に强く、年谷實ることなし、地理を不知者は、其土の廣漠なるを見て、是を墾せば國を廣むべしといへるは、事情に迂なるの甚者也、是は夷に捨つるにはしかじ、凡捨る時は得、萬法皆しかなり、しかるに變易の道を勤めて、有を以て無に易るは、聖人活用の潰法なり、今蝦夷の地開くべからず、開くとも麥粟の類、夏秋のあはいに得る所を務むるのみ、是を以て人を養ふの助とし、魚鳥獸の肉を得て、土俗事足れりとするの間、あしく土

東方農準解

予既に易をよみ、旁天文の書を概見して、心にうる所あるがごとし、天下土地の利を興し、民に利あらんことを願ぬ、凡暦の聖作に及びし事は、民用を專らにす、其術は天文に融通し、地理に透徹せざれば、うることなし、世に傳ふる者、たゞ面授口决と號、測量推步の術のみにして、上天の載、聲臭のいふべきなきことをしらず、あるは易理玄妙の奧に達せず、眼識耳識に大道を限りぬ、予がとらざる所なり、其食算、季節、置淫、招差等の細事に至ては、專門家に附しぬ、夫古暦は民に時を授るが爲なり、農の時に及ばんことを要とす、すべて天文暦術、今より盛なることなしといへども、概荒唐廬譚を助るのみにして、實用をわするゝことをいたむ、しかれども是を衍説せば、人或は空蕩の論とせん事を恐る、是故に大地全輿の內、人の國に係れるを除き、僅に日本風土の宜を照し、哥留多線路の度數に基き、凡民政の急務ならんことを、綱を提げ目を略して、錄する所左のごとし。

一　凡世界の大地、東西赤道の下、晝夜當分、寒暑平均して、五谷みな常に熟せり、其二十餘度より四十度までは、各熟不熟、地によりても、種によりても、人巧によりても、區々あることなり、是地理第一の準也、次に地勢により、山嶽の遠近、高下、河水の利潤、衝嚙、海濱の魚鹽、漕運、農事の利害は更なり、民人生を營し、子孫を長ずるの基本、是に係れり、然ども士民蠢愚にして、世々なし

東方農準 自序

准也者、取平之名、得諸水焉、水之爲物、上下方隅靡所不皆在、所在而平、水哉々々、二象乎智、故能觀於水則智不可勝而用、用不可勝而盡、聖之亟稱、不亦宜乎、易稱地上有水、比君子、呂建萬國親諸侯、所謂費而隱者也、人皆謂水能就下也、不知善上者、夫一滴露之圓、水之全象哉、怒而激則包山襄陵、蒸而騰爲霧爲雨爲霰、汚而止、坎而盈、割之无蹤、合同无縫、未嘗始與物逆、得番而正、決則流、所以取准也、有物有則、於水乎是觀、凡方圓斜整待規矩准繩而后成、但其物之一定不易、不在准則无觀、其平地之係天中、猶一彈丸之在空中、亘萬古而不迁、上下亦平四維亦平靡不之而平、天氣壓也、故水可以准地可以窺經緯水在地上、斯始得准矣、夫地有寒燠、物宜以異通宜合異可始與語稼農地上之事、无准則不可、譬之宮室、九層之臺、十二之樓、捨准何取其平者平之凹者軒之、凸者輊之、磴焉、梯焉、皆取乎准也、是乃農准之所作乎、書不盡言、而默而契者得之。

中秘書少監鳴鳳卿子陽甫題

東方農準・農譚拾穗

源　鳳　卿　著

爲ㇾ火所ㇾ燔之患ㇱ焉、因鐫ニ之梓一、欲ㇳ使ニ子孫一傳ㇳ其意於無窮ㇱ而已、世之君子、補ニ其闕略一、而是ニ正之一此忠厚之志也。

寶曆三季歲舍癸酉三月穀旦

東都神尾忠厚謹跋

此書也者、我先大人、宦ニ遊東都一而所ニ購求一之本也、后世之者、豈忽ㇾ之而可乎、因以ニ此言一題足焉。

天明三癸卯歲冬十有二月

東奥和道識

四民格致重寶記終

四民格致重寶記之跋

蓋し此書の旨、生而無ㇾ益、死して徳の殘る事無則(なきとき)は、徒に木石の朽琢(くちくだく)るに似たり、故に數年心にたくわへし業を述る事、是皆平昔勤勞之諸士諸役の間に、周還而集て又我管見を交、大成すと、言乎未だし、世の廣き事業是已に止まらじ。

公務の隙に遺漏を集て續書と成べしと思ふ事然り爾、于ㇾ此正光序を成す、始有は終有べし、故に自此書の跋、神尾氏包高自書。

于時享保辛寅七年十二月十五日

四民格知重寶記跋

夫治國之道者、無ㇾ若ㇾ安ㇾ民也、四民格知重寶記者、家大人嘗爲二子孫一、所二編選一也、可ㇾ謂ㇾ盡ㇾ心也、其書成而藏二諸巾笥一久矣、廼今忠厚閔ㇾ之思ㇾ之、所謂五品不ㇾ遜、敷二五敎一在ㇾ寛之餘意也、知ㇾ之易、行ㇾ之惟難也、寧可ㇾ不ㇾ敬乎、噫嘻貽二子孫來世一、可ㇾ謂二慈惠一矣、雖ㇾ然不ㇾ可ㇾ無ㇾ慮下於爲ㇾ水所ㇾ溺

し、其清帳にてよみ合、ひろい、念を入致、野帳と相違なく上中下の位およば不ㇾ付候て、村中百姓を呼寄、その淸帳を百姓に渡し、奉行を付談合いたさせ、歩違間違名違所付の違有ㇾ之也と相尋、若違候處も候はゞ僉義をとげなをし申べく候、自然徒なる百姓違の無ㇾ之を相違有ㇾ之と申出候はゞ、前かど急度申斷り、若違無ㇾ之候はゞ曲事申付べきむね申わたし、其上改め違目候はゞ直すものなり、淸帳百姓に見せずして、帳仕立帳奉行の方へ違し村を立候あとにて、違目候得ば百姓迷惑仕、繩打衆のあとをしたい、遠所にも訴訟申すものに御淸帳極り候間、帳奉行へわたり高帳きわまり候得ば、百姓も永代迷惑、仕繩打衆も不詮義になり、かさねて改め繩入候は大切之儀に候間、まへかど右の考へ可ㇾ然事也、右之條々撿地之内晝夜心に懸、萬事無ㇾ油斷ㇾ愼み肝要也。

こゝろ持有事。

一 田の中の嶋畠こゑ汁も引、人馬の通ひも惡く、作毛も惡く有之物に候所には、より申すべく候得共、先此考へ有ㇾ之べし、但し人居近、大きなる嶋田は、中にも上にも見分しだい、大方は下畑たるべし。

一 南に森をうけ候か、又は屋敷廻りにても、竹木盛(しげ)り日影の處は、田畑共に耕作出來かぬる者に候、たとへ上田のならび候とも見合、中にも下にも打もの也。

一 新田場有ㇾ之て、田の中に百姓屋敷を構へ居申者は、廻りに木竹をも植、屋敷構も仕物に候間、見斗い少しも繩をゆるやかにうつ物也、屋敷の撿地つまり候得ば、以來百姓あり付かぬるもの也。

一 屋敷撿地之儀、廻りの竹木しげるに、又は竹などもはへ出申ものに候間、是又少しはゆるみを打もの也、右同斷。

一 檢地打初てより其日うち候をば帳に付、たとへ夜ふけ候共、野帳にて其夜のうちに歩掛、上中下のひろい、田畑の寄をもいたし反高を見、其日ぎりに埒を明けしかるべく候、一日油斷いたし候得ば、上中下の頭付の心覺もわすれ、其上毎日の帳どもかさなり候得ば、二三日も四五日も其村に逗留いたさず候得ば、勘定淸帳出來ざるものに候、さやうのときは其村の百姓繩打衆、永々の逗留迷惑いたし、又は過不足田畑上中下のあんぴおちつかず、迷惑いたすもの也、きのふうち候おば今日淸帳出來

日二日打しまひ候とも、大切の撿地に候間、成るほど念入らるべき也。

一　野帳上中下を付候時、こゝろ覺へをいたし、一鄕のしめ仕候時上多き時は、中になおし、下すくなき時は中を下　直し、野帳を以、さし引仕るやうに心おぼへ仕るべき歟、左なく候得ば一鄕のしめ仕候時、行當る事可レ有レ之、これは大事に存じ、心を付ると付ざると、念を入ると入ざるとの二つなり、頭の分別專一也。

一　繩を入撿地仕候得ば田畑廣き迫(せま)きもなく、上中下の位違わぬやうに、扨又一鄕の百姓年貢役等までも損失なく、萬正路に可レ有レ之ため也、然る所に不功者の繩打組し、又はおこりいかり無慈悲の人與し、氣あらなる仁が其上念入ずして、百姓歎(なげき)、鄕村も惡く成候やうにいたされ候得ば沙汰の限りなり。

一　撿地の時は末代のために候間、道堀のせばきを少し廣く仕度など申、ならびに林など道川すぐに仕度と、所々名主百姓訴訟申におゐては、せんさをく遂げ、其分竿を除くもの也。

一　旱損場有レ之溜池仕度と申か、又は水いかり場有レ之所、落し堀川除など有レ之所は、見分のうへ詮義を遂げ、所の代官手代に以來相違なきやうに急度申渡除くもの也。

一　片さがりの畑中にも、北向などは立毛出來かね申ものに御座候間、上の場成とも中下に仕る物に候、但し所によるべし。

一　上中下の位付に、眞土と野土と砂地と段々功者の入事也、高見のそり畑と、ひきゝ所の濕汁(しつしる)み、

然るうへは横なわをば、その一組の頭か、功者なるもの打もの也。

一　竿取の打やう惡しく候得ば過分は違あり、殊に初心なるもの竿取の時は、跡より又つぎ竿にて改、又田畑うち仕廻ひ、宿へ歸り候ても少しも隙無レ之に於ては、初心なる竿取おば幾度も五拾間六拾間の場をうたせつぎ竿にて改吟味仕候へば、日數を重ねて右の詮義にて、初心なる竿取も後には能くなり違ざるもの也、萬事頭の心得詮義吟味肝要也、一日に二三度ほどもつぎ竿をいたし改め、違ひ無レ之やう大事にいたし念入るべき事。

一　何事にも入る事に候得共、撿地の時腹立ざる行を仕り然るべき也、腹を立候て繩をうち候得ば、殊の外過不及の違ひ有レ之べし、此段は書面難レ盡しがたし、口傳有レ之、腹を立候てはこゝろも混亂違有べき義は、面々の考にも可有事。

一　公儀よりの撿地は正路なる儀第一也、其上諸人の手本になるものに候間、成ほど念入れなわ打に申付らるべし、下々に至るまで百姓に何にても非義成事申かけず、面々制しならびに法度書の通り、愼み肝要也。

一　名主ならびに宿などの田畑おば、緩くうつも有レ之べし、又小口をも利き、面くせ惡き小百姓などの田畠をば、強く打もの有レ之べし、是頭よりのしめし肝要也。

一　繩打は急ぎ候得ば必違有之もの也、いかにもしづかにこゝろをゆるやかにもち、人よりたとへ一

く能作毛に作るもの也、又上田もこゑをいれず、草おもさい〳〵とらず、鍬入おも細々仕らず、苗、種物のあしきを植候得ば作毛あしき者也、しかれば毛の上にての上中下の位分明ならず候やうなる義、見分功者入ることなり。

一　頭脇並に竿取り功者にて能者斗りは無之ものにて候、不功者なる者は功者なる者に能々問聞、または百姓に成とも、誰に成とも、撿地の仕やう能々聞候て繩打候が能く候、不功者にて功者ぶりに仕繩を入候に付、殊の外檢地を緩く打もあり、又殊の外切詰て强く打、百姓迷惑仕るやうに繩を入るもあり、此考へ中々書面に盡しがたき也。

一　繩を打候に朝と晩と、雨風のときと、深田淺田の所と、段々うちやう有ㇾ之者也。

一　山田鹽入場野放れ地生のあしき田畑は、竿の入やう少しゆるく打もの也、上田又は屋敷廻りの如く切詰て、强く打候ては作人迷惑するもの也。

一　田畑ともになりのあしきには竿の入やう有ㇾ之、竿の入やうしらずして繩を打候ては、善惡違ひ有ㇾ之もの也、なりの惡しき田おば立廻り〳〵、兩方より見分候て竿を入るゝもの也。

一　田畑により長き所を打候て、何拾間よばるゝときの聞ときちがい、または帳のつけ違有ㇾ之もの也、間數帳に書付る時、二度三度も能々聞とゞけ付べき事。

一　立繩は少し違候てぬ苦しからず候、横なわは少し違候ても、長にかゝり過分の違ひになるもの也、

ならざる者也。

一　郷村を請取其村へ入、まづ郷境ひを見廻り高何百石の所、田畑屋敷共に何拾丁有之と大積りを見分いたし、扨又上中下の場所を念入れ見分仕り、繩を打もの也。

一　上中下の位を付候に、土の見やう、毛の上にて見やう、屋敷廻り又は野田山田色々功者入る事也、屋敷廻りに下田あり、野田又は鄕はづれにも上田あり、此段書面に書しがたし。

一　上中下の位を付るに頭の心持段々あり、先跡々の上中下の反帳を書立、今度の上中下の反帳をば何ほど出候か、又は引込候かと大積りを勘定いたし、扨頭脇等を以、見合と引合考いたし、上中下の位を作るが大體也、然れども跡々の上中下の位よりも可ㇾ有ㇾ之候、又跡々の上中下の位より引込も可ㇾ有ㇾ之、此ときは頭脇ならびに竿とりにも相談いたし、正路に仕儀肝要也、此詮義なしに上中下の位を付、高過分に出候よし、又は過分に引込候時は、帳奉行のかたより穿さくにあひ、行當り迷惑仕る事可ㇾ有ㇾ之、畢竟頭の分別また功者の入る事也。

一　上中下の位を付候に、用水場の田と旱損場の田と此見分を以、上中下の位然るべき也、たとへば旱損場の田あま次(つぎ)よき時は、毛の上よく出來候もの也、用水の場雨しげき年は田ひえ候て、出來あしき年も可ㇾ有ㇾ之、これも考がへに入る事也。

一　下田も能作人のこゑをおほく入、草をよく取、よき苗を植へ、よき種物を蒔候得ば、上田のごと

を付べし、桑を作る村は藪もしげるもの也。

一　駿州の内に高千石の村あり、草刈場もなく、本より山野なくして藪なければ、下畑下々畑をつぶし萩種をまく、一度植候得ば年を追て次第にしげる、毎年刈取雜穀のからにまぜ薪に用ゆる也、少しなりとも本田をつぶし候事は禁止と云へども、品により斯のごとし、然る間夏成の年貢不足故に、一村男女共に莚を織、次第に鍛錬して貳人相つみ、壹人はおさをとり、壹人は指子をさし、夕なべまでに拾壹貳枚ほどづゝ織り出し、これを賣りて度成の年貢を拵ゆる也、一村のわら不足して近邊のわらまで買とるとなれば、勘あるべき事か。

撿地仕樣覺

一　鄕村の能なるも惡くなるも、百姓の身上好く成もあしくなるも、撿地の仕やうなり、たゞ撿地水帳は五十年も百年も三百年も五百年も後々末代までも、此水帳にて高を結び年貢役等まで仕るべし、然ば撿地の仕やう惡しく、たとへば壹反三百歩のものを間違、貳百七拾歩も有レ之樣に繩を入れ、又は上中下の位違、年貢不足の時は其作百姓身上つぶし候、末々まで數人の百姓身上つぶし、其一類のもの歎悲迷惑仕、其報ひ天罰のほど不レ可ニ勝斗一、しかれば繩打は大事のもの也、依レ之撿地の仕やう有增記レ之。

一　繩打一組に大體四人を以有レ之もの也、其頭をする者撿地の仕やう不鍛鍊にては、よろづさし引

じけて作物實入少なし、其外野山に餘計候はゞ、大竹、から竹、しの竹、藪を澤山にはやし、末々地普請、又城の破損、江戸屋敷の普請、家中の諸士ならびに百姓等までのそれ〳〵に應じ、普請の節少しづゝのたりにもなり候やうに心懸ありたき事也、かやうなる事は、主人には御存無レ之事も可レ有遠慮にて、仰付られざる儀もあるべければ、代官郡奉行の働可レ有レ之歟。

一 新藪を植るには、竹を中ほどより切候て植申す事、古しへより世に多し、尤見分は吉といへども、西國の地ごゝろは知らず、關東の地面には中より切多くは枯るゝと也、たとへ根よくつきたり共、竹の子生ずる事遲くしてしかもすくなし、末を切らざれば多くつきて笋(たけのこ)も快くはやく生じて茂きと也、つぎ木などにも此こゝろへあり。

一 山ぎし、畑堺、野原などに何にても植おかず、屋敷近邊しへきもなく、うつけたる村などには、漆、桑、茶其外樹木を植さすべし、若又禿(つぶ)れ百姓の上げ地など候はゞ、他領の者なりとも、桑、漆或はあかね、紫(むらさき)、楮(かぞ)或は麻、染あい、かやうの類を作り出す所の者をまねき寄べし、尤地心によりて相應せざる事有べけれ共、大方心を付べしと也。

一 關東の地面は大方土輕くして風吹ば土をふき立、作物の根あらはれてそだち實入弱きゆへ、風防ぎのために畑の廻りに小堤をつき、其外わけもなきものをうへ置く也、又心得ある村にては桑を植おきて、其わざにて夏成の年貢を濟すところもあり、桑は初夏女童子のしわざなれば、よく見分して氣

にしげるもの也、松林には別の木を不ㇾ交して松斗りが吉、實うへ生じて三年目に植べし、たとへば一ヶ年に二町四方づゝ毎年植立、十ヶ年過候て十一年目には初年の林を殘らず切拂、其後にはまた小松をうへ立候得ば薪たゆべからず、三尺に壹本づゝ植候得ば、貳町四方には五萬七千六百本植申す也、拾ヶ年過候得ば十三年目の木なり一本にて三四把づつ有ㇾ之候ても、拾七把づゝ年毎に切申候、くぬぎ、ゐの木は上臺所、松薪ほ下臺所の入用たるべし、枝木は家中幷に百姓等に下され候得ば、是も少しの補なひなるべし。

一　諸木の實植生して三年目に置立候に、野原柴間のあれ地に其儘うへ候得ばそだちおそし、願はくば一作つくりたる後か、又地をうなへ返へし候て植申候得ば、おほく付てはやくそだつと云へり。

一　江戸より五六里北に一在所有、此近邊に松林多し、常には松葉を取て薪に用ゆ、初秋になれば村々の童子松原にて初だけを取、彼在所にて賣ㇾ之、江戸の商人來て買ㇾ之、右の村より賣出す所の初だけ一秋には三百兩程と也、いかやうの林にても其所の賑ひに不ㇾ成といふ事なし、然れば地方支配の役人は諸品に氣を付勘辨有べき也。

一　百姓大小ともに屋敷に竹を持ざれば、萬事に用事のかくる物なれば、少しづゝなりとも藪を植させべき事也、但し其屋敷の西北の方しかるべし、東南を開らきて西北を閉れば、夏すゞ敷して冬暖成、地面快ゆへに草木もよく實のる也、又西北をあけて東南をふさげば、夏あつくして冬さむし、地面か

一　古林には公儀山、地頭山、代官山、百姓山など有ㇾ之、公儀山は落葉を搔き取より外、下刈もいたさせべからず、地頭山は時分々々に朶を切らせ、其朶葉百姓にとらせ候事も可ㇾ有、又下直にして家中へ賣拂ひに致事も有ㇾ之、身木は家中の諸士足輕等まで、屋作など仕候節には下され候事有ㇾ之、又しへき無ㇾ之百姓、屋作仕候はゞとらせ候事有、郡奉行の指圖を請切らせべし、しげりたる所を見合せ、間々を切といへども、松林はうすき所へ小松をうへ候ても不ㇾ長して、終には枯るゝもの也、然ば片はしより切拂ふもの也、其跡に又小松をはやす事も有べし、代官林は枝を切り置き候て、上下御鷹匠御餌指衆又郡奉行代官の鄕廻りの節薪に用ゆべし、身木は方々遣ひ所多ければ、少々の事には切るべからず、百姓林は下刈枝葉は其主にとらせ、身木と筋目なくては切らせべからず。

一　新林仕立るには用木のためならば松杉しかるべし、三尺四尺宛間を置植べし、次第にしげり候はゞ、木ぶり惡しきは切とり候とも、又は別地へ植かゆる事も可ㇾ有、いづれも實生より三年目に植べし、そだち候て以後時分に枝を分らざれば惡し、松の枝は身木のきわより切たるがよし、杉は枝を壹寸斗り置切、其殘りたる壹寸を身木のきわより皮をむき候て置候得ば、入ふしになり木ぶりも能なる也、木每にヶ樣にはならざる物なれば、只心得のために斯の如し、又薪のため仕立候はゞ、くぬぎ、こなら、栗、榎などとり交候ても植べし、落葉をとればそだちおそし、とらざればくさりてこやしと成、木もふとり、植ざれ共萱すすきの類おのづから生じてそだち、木の實もおのづからはへて次第

べし、此外色々の心遣ひ、其時に至て可ㇾ有ㇾ之もの也。

一　竿打せ候はゞ深田へもふみこみ、地心を了簡いたすべし、帳付竿取の役人百姓等にふかく頼まれ、依怙ある事あり、隨分目をはなさずこゝろを付べし、取分横竿は少しの延ちゞめにて大きに相違ある者也、少も油斷不ㇾ可ㇾ有といへり、其外雨降、風ふき、毛の上の撿地心得可ㇾ有と也。

一　田畑當分地面せまく候とも、外に荒間或は銀山などありて、しだいに廣く成地も有べし、又今廣く候とも山頽水損などにて、次第にせばまる田地も有べし、又當分上地なりとも末々は林藪などにおされ、或は日影などになる地抔も有べし、尤中下の所にても年を追て上地になる所も有べし、かやうの所にもよく〳〵氣を付け進退有べしと云へり。

一　田畑の撿地は大方右のごとし、其外何撿地にても、微細に步をつもるときは各別也、算法幷に規矩のかね、委細は算爼に見へたり。

林之事

一　野原のひろき地には、先地普請に用ゆるため、雜木竹萱など植置べし、其外薪のために、くぬぎ、こなら、松、杉等の林を仕立しかるべし、かやうの事は百姓もほねおり、其うへ草刈場もせばまるゆへに百姓の嫌ふ事也、行々は百姓の勝手も能成候やうにいたし、山野につゐへ無ㇾ之所專一也。

一歩竿の長さ壹丈貳尺貳歩也、壹尺づゝに目をもるべし、又其近邊の御代官の竿の長さを寫し用ゆ可然歟。

一竿の持やうは我立たけのあての高さに竿をとるべし、打やうはひぢを脇に付て不動して、腕さき斗りにて打也、但歩行を定べし。

一田畑いかやうの顔にても横と縱と二竿に打申候、但し縱を先にうたせ、其眞中ほどを十文字になるやうに横竿をうつ也、是非二竿になりかさぎ事あらば、縱横の外に其歩ばかりを量りて、增歩幾歩と水帳に書事もあり、又なわにて打もあり。

一山畑の撿地は登りざまに打てば歩積多し、くだりざまに打てよし、又山畑などを見分ばかりにて、歩をつもる事なかれ、大きに相違あるべし、但し地の上中下は別にあり。

一繩打候節不仕置なれば、ひいき偏頗ありて私欲あるもの也、此ゆへにまへかた、なわ組の者にかたく誓紙いたさせしかるべきか、文言はさま〴〵有べし。

一道せまく打詰ては總じてゆるく打ちたるがよし、御料私領ともに反高に應じて、役目あまた懸る物也、此ゆへに繩の詰りたるは百姓困窮する物也、諸事心得其時に至て可有之歟。

一繩打のとき功者をえらびて筆取に定べし、地の縱横、地主の名、ならびに上中下をあらはして書きては、其砌出合たる百姓やかましく訴訟しげる故、上中下の字を作りてこゝろおぼへにばかり書付

道の遠近をはかるべし、又其普請故勝手よく成村も可ㇾ有、或は少しのためにも不ㇾ成所もあるべし、或は少の不自由に成村も可ㇾ有、又普請の場所を渡すに、道に遠近あり、善惡あり、土に輕重あり、能々勘辨して高下なく申付べし、少も過不及あれば、諸人の恨み多くして萬事掟の障りになるべし、又普請場割符仕候に、一日に幾人にて何程出來いたすべきをわきまへがたき時は、一場幾人に成とも請負次第渡しに致し候得ば、なりたけ情を出すもの也、然ば其人數にて一日の普請を見て以後の勘辨すべし。

土　一尺立方拾貫目程　米三斗目歟　砂　一尺立方拾壹貫目　米三斗貳升目程

石　一尺立方拾七貫目　米五斗目歟　水　一尺立方七貫六百目　米貳斗三升目歟

栗石　六尺立方　三千貫目程　米壹升　三百三拾五匁か

右普請割の算法は委細の品算爼に見へたり。

一　總じて川除普請には杭、木葉、篠竹、かや、なは、かやうの類入る事也、竹木、かや等は御公儀林か、地頭林より出すべし、扶持米は守護より可ㇾ被ㇾ下歟。

一　普請奉行の事大よそなれば、百姓油斷いたし日數を送り、耕作おくれて諸事についへ多き物なれば、はげしきを以てよしと云へり。

撿地之事

りにてはおぼつかなき事也、かり初にも大分入目かゝるもの也、萬一しそんじ候得ば、金銀、ふち米、人手間、諸品についへおほかるべしといへり。

一 石原に杭を打時、石しげくして杭の根入かたき時は、松木の杭を打候得ば、何杭よりも根入よきといへり。

一 總じて地形の高下を知るにも、水の勾配を求にも、水縄にて是を量り、勿論地普請又用水堀などへいたし候はゞ、水をもりて勾配をはかるべし、用水又水道を付るには、水もり肝要也、勾配ぬるく候得ば、水かゝりかぬるなり、水縄は長さ壹町大方也、貳町にこしらへてはたるみ有、縄拵に念入ざれば切れ安し、蠟を不ㇾ引ば、しめりてたるむ、ふとき筆の軸よりは少し細し、また細過ては切れ安し、ほどよきを了簡すべし。

一 壹里も貳里も其餘もあるには、敷居に水を入て水縄の下におく事もあり、勾尺は木にて作り、ゆがみなきやうに用べし、竹にはさみ見れば、うごきふれて惡し、權(はか)りは百目の玉よりは大きし。

一 水縄しめりてたるみありと思はゞ、紙を所々に付る事も在ㇾ之。

一 人足積りの事、井堀堰溝川除普請、正月十五日比より取り付き二月十五日限に仕廻ひ然るべし、品により三月節旬ごろまでも可ㇾ致か、長引候ては耕作の障りに成べし、普請の多少によりて領分より人足をよせ、大勢にて致事もあり、勿論百姓のいたまぬよふに、高百石に付幾人とわり懸可ㇾ申ㇾ觸也、但し

一　堰の築切は皆萱羽口に仕立てよし、初には先榎か、こならか、水つよき木を以て一重敷ならべ、其上には竹をならぶる也、扨又枝木にて築立、それより萱にて仕立る也、萱は成程羽口おばそろい、横に竹にておしぶちいたし申候、其竹のおしぶち仕やう口傳あり、萬一も杭木など打てはたまらぬものなり、竹にて仕立るがよき也。

一　總別羽口の仕初には枝木竹を敷、その上を萱羽口にこしらゆる事也、萱のあしきおば、ふみこみかやにいたし、すぐりかやにて羽口をいたし申候、羽口は水きわより三尺程も高く築といふとも、其川の年々の出水のよふすによるべし。

一　屋らひは竹の本をつよくして、一間程づゝ間をおき柱をたて、其柱にひかへ柱あるべし、ひかへ柱も杭をつよく打てよし、竹はしげくならべあつき程よき也、是も年々竹をあてべし、古竹おも其まゝ置て、其上へ幾重も竹をあつる也。

一　總じて水普請は其道に馴て、たんれんなくばあぶなきもの也、水は急に出るものなれば、其節萱などのつかひおそく候はゞ、人の居家成とも引破り、羽口に用べし、其代りには又其普請によせたる竹萱等をとらせ候へば、雙方のために能也、ふるがやとてもよわりにはならぬもの也。

一　羽口にて川を築切事は、古しへより伊奈の家に切者多し、世間みな此傳をまなび得て、今は伊奈家におとらぬ切者あまた有レ之、初而築切いたし候はゞ、たんれんの方へ相談しかるべし、推量ばか

一　川よりとる用水は水口に口傳あり、石川などは年々出水之節瀬かわるゆへ、用水かゝりかぬる事あり、此ゆへに川口を付候とき、其堀口の向に目當あり。

一　川除堤は少しの蛇穴ありても、出水の時切るゝものなり、此ゆへに年々檢分之上弱手の所へは、上置根腹付普請可ㇾ有ㇾ之と也。(マヽ)

一　用水は旱稻前後百姓我儘にて井堀を築切、又はほり切る事あり、是によつて懸水之節、百姓共口論仕り手負など出來して公事をいたし、肝要の時分いとまをついやす事も有、少しの口論長じて一村のさわぎ一郡へひゞき、國々のみだれと成し事も在之と也、總じて水かけ論には百姓身をすてゝあらそふ事多きものなれば、兼日其心得專一也、しかれば用水不足の時分は、其郡代より堰番を付て水等分にひかせ可ㇾ然歟。

一　川を堀廻す事有、さいめを打とき、地形の高下によりて川筋を廻し打べし、又堀口の付やう前のごとく。

一　川を築切事あり、兩川ばたより羽口にて仕出し、川の眞中にて築切べし、築切の場所に口傳あり、川口にて築てはたまらぬもの也、又とうゆい口傳。(マヽ)

一　堰普請の事川を築切り、其あまり水を用水にとるを堰といふ、此堰の築切はとり分、つねの築切とは違ひ築やうはよく候得共、十年餘もこらゑ候もの也。

ら收納よろしき也。

地普請之事

一　正月三ヶ日之規式過候はゞ、急速に日限をゑらび、其家老が郡奉行所へ代官方寄合せて、堤川除堰等の普請幷に年中執行の沙汰を可ㇾ極と云へり。

一　其所の用水の體を見て、不足の地へは井堀をほり、又惡水はきかね年々水損の地あらば、檢分のうへあるひは惡水をおとす堀か、あるひは川除、つゝみか普請有ㇾ之べしと也。

一　𤄃井より取用水はみな口水門也、堤を築て水門を伏する水の用なき時は戸をたつる爲也、水門の前後萓羽口に拵ひ、是を袖羽口と云。

一　𤄃井に惡水おとし堀をほるべし、高さ水門の水きわを以てこれを推し、落し堀を付て惡水を落さざれば、堤切るゝことあり、又水いかりて水損あり、水門も破損す。

一　右の用水井堀にも水門を臥ざれば、惡水のとき惡し、但し堀口に水門を伏てはよわみか、口傳。

一　堤川欠總じて弱手の所へは、出し堤を築べし、出しの鼻川下もへかたむきては破損しげし、又河上へかたむきては出しの根かくる也、此ゆへに大かたすぐに築たるがよし、但しはね出し請出しに口傳有ㇾ之。

一　正月三ヶ日の規式過候はゞ繩をなひ俵をあみ莚を織り、七日過候はゞ農具の破損又は麥のさくをけづり、田地へかゝる溝の普請、家の破損などいたすべし、二月になり候へば田をかゑすゆへ次第にいとまなき事なれば、大かたの儀は正月中に仕廻い然るべし、正月には又堰ふしんなども有レ之ものなれば、冬中よりこころがけ有レ之べし。

一　作場への道路、古しへは廣く候ても年を追て田地へ切こみ、道せばくして牛馬行違ふときはよけ所なく、作毛もふみ損ざし、橋あしければ人馬のあしもあやうく、彌作毛損ずるもの也、道橋の破損は常々油斷なく申付べし、是地普請の先達なり。

一　私領方川ばたの者共出水之節、ながれ木其外ながれ物を拾ひとる事有、御用木か地頭木か商賣木か又は無主木か其沙汰を吟味すべし、また所により百姓のひろひ上る木ども不レ殘守護へ取上げ給ふ事あれ共、品により半分か三が一なりとも、出水のちからに應じて其者に被下度事也、たとへ足輕小者又者なりとも、襃美あり度事也、又若往行の舟破艘いたし候節、荷物ながれ寄事有レ之候得ば、其近邊の者ども拾ひかくす事有べし、總じて破艘舟の作法、御公儀御壁書有レ之、其趣を聞合て兼日より急度申付、其後に至て不作法無之樣にいたし候て、早々其沙汰仕るべき事歟。

一　ひつ竟は百姓をおぎなふ事を本とすべし、足なへて身ゆかず、百姓疲て其郡主すいびし給ふとなれば、まづ百姓を力づけ、奢を止めてついへをふせぎ、耕作に油斷なく情に入させ候得ば、おのづか

かゝわりになるもの也、たとへ一日二日道をへだてたりとも、船路の遠近により是又勘辨あるべし。

一　關東の地形は水いかりの田は常の苗を作り候へば、水にまけ苗かじけて、たちかねるゆへ赤米を作る也、下總國布河村といふ所は水入の場也、故に前々より赤米を作來、然處慶安の比より始て白き上米の種を植させ、念を入て耕作いたさせ候得共、後々には上々の米になり味もよし、美濃尾張の米同然にして、近國に幷びなき上米今に作り出す也、自然にはかやうの事もあれば、跡々の儀也とも一筋にはあるまじきか。

一　豆州にて壹人百姓あり、冬中相煩ふゆへに畑をあらし、漸本腹して正月の末に麥をまく、是は何とぞ種ほど實取候はゞ、わらを薪にいたし候か、又は田のこやしにいたすべき望に候へども、思ひの外實入よし、しかれども相應より四割程すくなく實取候也、しかる時は荒地あれば何をまき候とも、費にはなるまじきか、取わけ刈豆などは人馬の夫食、又は田畑のこやしいづれにもよき也。

一　正月には月待日待の場にて、當座のなぐさみとして双六ほうびきなど事輕く始り、次第におもく成候て錢を失のみならず、暇をついやし家職を忘れ、正月を打過ぎ二月中までも勝負しげり、終には種々の惡事出來して一村の煩となり、耕作の時分段々におくれに成、年貢不足して不ㇾ叶訴訟しげし、隣鄕の者迄も隙をかく、かやうの仕置兼て急度言ひ渡すと言へども、名主の眼をしのび、初は壹文がけの小分といへども、長じて後には大分の身を失ふ事世におほし、つねづねよく防ぐべき事也。

すべし、少の間も油斷あれば私欲さし出、がまんをたて邪おほくして末代の疵をかふむり主人までかふなんを得給ふとなれば、專一に嗜べき事也、がまんはみな欲にまよふがゆへなり、能々分別すべし。

一　江戸近邊の地は壹反に永五貫七貫、或は拾兩程の地も有、ヶ樣の地にても、しそ、たで、ほうづき、唐がらし、草花類を作り候而も利德有之となれば、まして壹反に付永貳三百文程の地には、何を作り候而も德分見べし、然ば江戸へ其日歸りの百姓は存の外の錢をとり、諸品に手廻しは多しといふとも、富貴なるものは少なしと云へり、又國所により作り取いだす村々有之といへども、取わけふべんしてうとく成者は無之と也、又小給人入合の知行に高貳千石程の村あり、日損場にて拾ヶ年の內には三四ヶ年は不作せり、餘村よりは不作少々免高し、小役の懸り物品々多しといふとも、困窮ながら百姓をとぐるとなり、かやうの所も國々有べし、然る時は地頭代官の勘辨仕置專一也、百姓不疲して物成よく納るとなれば、いくへにも可考と云へり。

一　江戸より漸々二三里六七里ほども隔たる所は、作物に色々心得有べし、荒地山畑勿論下々畑などの雜穀の實入あしき地面には

野老（ところ）　山のいも　せうが　みやうが　ふき　こんにやく　牛房　ねぶか

此外にも德有ものを作り、無德損有害有、物は作らせまじくおもふはれ候事。

かやうの類おも作らせ、夫食の他足にもいたし候やうに心を付べし、少しのさし加へあれば、大分の

一　諸納之皆濟仕候時分は、あまりきびしく取立候得ば、百姓禿れ候事もあり、是等は名主とよく相談の上仕やう有べし、去ながらかやうの次第につき永く未進の例に可ㇾ成とぞんじ候はゞ、たとへ壹人斗り禿るゝとても、郡代へ相談の上、後例に成らざるやうにこゝろへゞしと也。

一　壹村之內に富貴なる者あれば村中のたすけになるも有ㇾ之、又其村次第にすいびする事も有ㇾ之、その者米金を借し候に田畑を質物にとる事おほし、是不ㇾ宜が殊更高利也、總じて田畑の質物は如何あるべきよわり百姓の年貢にさし詰り、借金仕候得ば四わり五割の利足、三割よりもかろきはまれ也、然れば彌すいび微せり、かやうの者には代官の心得にて名主に請おわせ、一割半二割を高にして借用いたさせ候得ば、代官の心得とあるより慥成ゆへに、一割にも借す事有ㇾ之、初秋に急度返辨いたさせべし、其有德なる百姓に代官の見せ能候得ば、奢りてあしき物とあれば、したしくは近よせまじき事也。

一　地方心得無ㇾ之者知行方を賴り候へば、田畑一ヶ年も手作いたし候事あり、是は壹反に付穀物いかほど有ㇾ之を知り、或は種夫食の入目、或は人手間のかゝり、萬役等の入目などを可ㇾ勘ため也、しかるを百姓の上げ地など有ㇾ之候得ば、自分の勝手を勘へ手作いたし、殊に百姓をさしつかい候て、ちんをも不ㇾ出事惡なるべし、たとへ筋目の役義等さしかへ候とも、隨分いたわり候て困窮無ㇾ之樣に心付可ㇾ有と也。

一　其家の代官方金銀の手廻し不ㇾ仕が吉、是大祕事がよくをはなれ、ひいき不ㇾ仕、道理にてと寄、裁許

一　新田あらばたとへ取は不ㇾ付共、何の年の起と免帳に書のせべし、三ヶ年過候はゞ少づゝ取を付べし、又品により五ヶ年取らざる事も有べし、新田には古荒のおこりものあるべし、是も免帳にのせ三ヶ年以後に取りを付け、本田にむすびて古荒の高を減べし。

一　刈田を見るには、稲のこぼれ多は上作也、少きは下作也、又刈かぶの平にしてきれい成は上地なり、ふろくにしてうねだち、朽ちわらのおほきは下さくなり。

一　籾に筋あり、其溝（みぞ）あさきは上作也、ふかきは下作なりと云へり。

一　稲のわらかくす事あらば上作と知べし、下作のとしは藁のちいさきをいひたてにするもの也。

一　茶ゑんの有ㇾ之地は上畑といひならはし候へ共、一ぺんには有まじきか。

一　撿見仕舞候て取付け、又免許之儀は其家の郡代、代官、撿見の役人に勘定奉行立合、吟味之上免相極べし、但田畑上中下七段の目録を以て可ㇾ考歟。

一　八月半過ぎに其家の奉行より村々百姓方へ、御公儀御法度之趣を申付、次に其家中の仕置申付べし、文言は其所によりて品々可ㇾ有ㇾ之、諸事誤無ㇾ之やうに百姓安樂に身持仕候やうにと也。

一　撿見取付之内、金銀米錢の納所之儀は油斷なく申付べき也。

一　家中へ物成わたし方は納所相應に渡すべし、一日も早き手廻第一なり。

一　米大豆賣拂候はゞ世間の並を聞合せ、上方奥州廻り作等の儀を聞合勘べき也。

觸きびしからざれば、百姓油斷して雜穀むざとちらずゆへ初よりきびしく申付候得ば、百姓諸色を大事に可ㇾ仕歟。

一　初秋に役人を在々へ大撿見にて出し年により遲速あるべし、大撿見は郡代、小撿見は代官目付相加しかるべきか、大撿見は在々一通り相廻り小撿見は村之内にても作毛の善惡をわかち、小帳に書のせ、その帳面にてとりの加減かんがふべしとなり。

一　撿見いたし候に朝の間は露をふくみ、わらのつやもよく、ほくびもかたむき實入りもよく見ゆるもの也、雨ふりには勿論の事也、爰を以、晝晩をかんがふべきと也。

一　坪撿見の節同く中田にて取に、所により三割ほども實入あしき田有、尤三割可ㇾ引也、又品によりくわたいとして一割も取をます事も有べき歟。

一　壹ケ年未進いたさせ候得ば末々迄次第におくり、毎年未進たゆべからず、餘村迄の例になり候へば、少しもみしん無ㇾ之、急度取立べき儀なれども、撿見いたし候に、去年之年貢未進四五拾俵程も有ㇾ之村あり、是は先年の取高き故か、又代官の不調法か、又は跡々よりくたびれのたゝまりか、又奢つよくして諸事に費おほきゆへか、いづれのみちにも未進、當年貢ともに取立候はゞ、つぶれ百姓數多可ㇾ有ㇾ之と相見へ候はゞ、撿見者より家老か郡代へ内談を以て、取付の儀相應より五分も三分も下げて、右未進の員數にあはせとりを極めて、未進當年貢ともに取立てしかるべき歟。

あらし申候はゞ何程の曲事にも可ㇾ被㆓仰付㆒旨、耕作に油断なる百姓御座候はゞ可㆓申上㆒旨、隱田仕候はゞ何やうにも可ㇾ被㆓仰付㆒旨、新田場にしかるべき地候はゞ可㆓申上㆒旨、堰水大事に仕、堰守を付大小の百姓少も高下無樣に等分に田地へかけ申べきむね、作場へ牛馬をはなし申すまじき旨、これらの類なり、此外ところ〴〵により文言書べし。

一 耕作の時分は百姓油斷なきやうに代官方より急度申觸べし也、右の時分人馬ついやし不ㇾ申やうに專一なり。

一 右之時壹百姓などの相煩ふ事候はゞ、他力を加へ耕作仕付させ申すべき事。

一 麥作夏作出來候以後、夏なりの年貢急度申觸、納所申付べき也、萬一甚成納所なりがたき村あらば、秋成にて取立べし、畑年貢七月以前に三分一か半分か又は三分二なりとも、所によつて取立べし、夏のうちに金銀を調候村も有ㇾ之もの也、夏油斷いたし秋冬迄延引致候得ば、米年貢にさし合候て、春まで相延候事おほしと也、田には作德すくなし、畑には德分おほき村有ㇾ之ものと云り。

一 借金銀借米之儀年貢皆濟無ㇾ之前に一切返濟仕間敷と、七月中旬名主幷年寄百姓より證文を取、小百姓の證文は名主方へとらせ置候事も有ㇾ之、又右之旨趣を札に書て村々に立る事も在ㇾ之、又若借かし不自由になるべきかとて、兩樣ともに用ひざる人もありといへり。

一 八月朔日より初年貢申觸納所いたすべし、秋の初よりきびしく年貢之儀相觸候樣能き也、初秋の

はあしくなる、正直成役人はおもき進物を請る事自然に在之といふとも、其程の返報をするゆへに善事は多し、惡事はすくなし、それもふだんは請ざる心入有レ之によりてたまさかに得る也、不レ直成人は諸品を請ざれども、私欲ふかきゆへに惡事も多く善事すくなし、此表裏心得有べし。

一　代官方へ百姓來る節は脇ざし指候得ば目に立もの也、其家老郡奉行の前へは猶以ていかゞ可レ有、乍レ去時々可レ寄歟。

一　高貳千石程の村有、此地頭の仕置に祝言追善の節には諸事につゐへ多くして、百姓の疲れになるもの也、然れば成程かろくして其五人組中にて取行べし、又日待月待の節は其家内斗にて取行ひ外の者さして集べからず、總じてヶ樣の節よりばくち初る事多しとあれば、百姓もよくまもると云へり。

一　正月中旬に種籾の詮義して、種不足の百姓には種借可レ仕、籾無レ之は米にて借べし、又米納の所にて籾納も少しは申付べし。

一　正月十日過候はゞ、其家の郡代より在々村々へ田畑耕作油斷無レ之樣と申觸べし、總じて春は油斷するもの也、其所へは盜人等入事あり、隨分心を付、正月早々よりそれ〳〵の家職にとり付やうに可二申付一と也。

一　正月廿日以前に百姓方より一札を取べし、御法度の條々相守趣始に書レ之、田畑荒間無レ之やうに作等仕るべき旨、籾種詮義の上不足の百姓へ御かしの上は、一畝一歩の所なり共あらし申間敷候、若

出し候所

右之類其國其所により考へ有之べし、其所にて商賣仕候分、帳に仕立べし、兎相極の節用事有、たとへ先年より仕付ざる儀なりとも、百姓のためによき事は勘辨して、男女仕習ひ申やうに專一也、尤又賣拂不勝手の所は、これまた其心得これ有べし。

鍛冶　大工　木挽　船大工　ぬし屋　具足屋　白銀屋　砺屋　銅屋　ひものや　紺屋　鑄物師

總而職人並商人　獵師　狩人

右之數相改、帳に仕置べし、若またこれらの類、人其國に無レ之、不自由ならばその所へ控居べし。

寺社　山伏　座頭　猿樂　大夫　社人　御子　乞食

右是等の類、其所の餘力にて渡世す、此多少を知べし。

一　たとへば五萬石の場に百ヶ村も有レ之ば、五組程にわけて、其一組のうちより年行持の庄屋と、月行持の庄屋と貳人宛廻り番に定て、其年の反別の作毛を見る時、右五人の者に入札にかゝせ、代官の心に引合て引方の帳を究るとなり、月行持五人は村々へ諸事ふれながしのためなるべし。

一　知行方支配いたし候はゞ、百姓よりの進物金銀米錢糸類一切停止能し、菜大根の類樹木の菓子くるしかるまじきか、茶たばこはな紙はまへの小肴、山邊の炭薪品により少しづゝはくるしかるまじき事か、あまりきびしければ百姓とをのくなり、寄つかざれば諸事の善惡しれがたし、又近よせ過して

下女たけ　年廿五　普代

同なつ　年廿　年季

同さな　年十八　一年居

右之外娘壹人何村の誰に縁付

付り

馬　貳疋

牛　壹疋

家　四つ　内　居屋　馬屋　藁所　物置

樹木　みつかん幾本　ぶどう幾本　かき幾本　くり幾本

右之通り明細に改べし、百姓の外諸職人にても有ㇾ之ば、尤子細に委く帳に付べし、如斯帳に付置たる故、以後大きに理を得たる事有ㇾ之と也。

一　其所々見分之上帳に仕立可ㇾ置事。

田畑土上中下　海川　山林　萱(かや)野　竹木　草刈場　船付　商在所　材木　雜木　大豆　小豆　米

酒　總而穀物賣出所　紙　蠟　漆　油　菜種　白土　絹　紬　綿　木綿　麻布　炭　薪　蜜柑

ぶどう　栗　柿　栢　總而菓子　魚　鳥　鹽　干物品々賣出所　此外野菜　藁　繩　莚の類おり

一　御殿場か御鷹場か往還か傳馬場か、又御庭山等能々吟味して繪圖仕、それ〳〵の役人能相守るべき旨申付べし。

一　村々浦々上中下を見分專一なり、村々にて三年か五年以來の免相極の證文可ニ寫取一事。

一　村々田畑上中下七段、反畝高仕分別々目錄可レ取事。

一　男女人別改、牛馬まで明細に、大小の百姓を帳に付たて可レ改レ之、其帳面の次第

一　高何拾石　何右衞門

人數何拾人

何右衞門　年四拾

女　房　年三十五

男　子　太郎年十二

同娘つる　年九つ

か　め　年七つ

下人市藏　年五拾　普代

同仁藏　年三拾　年季

同三助　年廿五　一年居

中なり、又小石と眞土と思ひあわぬ、やせ地は土色はつきてはやく日にまくる故に生るもの同じく下也、眞土に小石まじりの地はこやしよくきくもの也。

一　白眞土上田也、此うちに又品々有、ねばりよく日につよく土の色よきは上地也、竹木も心よく生ず、木の枝少し、五穀生じて斛おほく味よし、又ねばりなく日にまけ　つきたるは下也。

一　黒眞土に色々あり、じやから色を上地とす、一切の草木生じて快し、五穀色白くして味よし、竹木こゝろよくふし少く生ず。

入部之節萬吟味之事

一　城内城外の要害、城付の町、舟道津出し村堺、近邊の他領、道法の遠近、河筋等まで明細に繪圖に致すべし、公儀より御尋被ㇾ成候事自然に有ㇾ之、その節早速さし上べきため也。

一　在々所々草分ヶ騎馬二騎づゝ歟、貳萬石ほどは一組の人數にて、まわる村々へまづ御法度の品々其外仕置等申付べし。

一　村々に有ㇾ之公儀の御札場は伊豆石か又は栗石垣也、いづれも破損いたし候はゞ、本の如く仕直すべし、屋らい竹なわめなどふるく候はゞ、さいさい新敷仕直すべし、常々きれいに致すべし、不掃除なれば見ぐるしきもの也、御札ふるび文字見へず候得ば、御さし圖をうけて書き直す事も可ㇾ有歟。

又南高く北下き地は常に下作の地也。

一 用水多く惡水のはきぐち自由なるを上地とす、是にそむくを下とするべし。

一 商人多き村か又は代物を取村は取り少こし高く共衰微せず、上田或は上地或は滿作也とも作徳斗りの村は心得有べしと云へり。

一 春の祭の賑を見て去年の作を考、秋の祭の賑を見て其年の作毛を考べし。

一 寺社の修理或は諸勸進又家作に心付べし、幷に年忌月忌日仕やう、或は又何神の開帳など心を付べき也。

一 田畑屋敷賣商の値段を以て跡々の免相高下をしるべきか。

一 百姓困窮の村に醫者、出家、または浪人のたぐひすくなしとなり。

一 富貴の所に諸勸進多し、貧なる村下に夫婦のいさかひしげし、しへきはうすし。

一 壹反に付高壹石を十のもりといふ、或は十三のもりと云は、壹石三斗代と知る、是を何石代といふ、田の上中下によりて石代相違有、常に心付て百姓平になるやうに納所して能と也。

一 土の善惡に心付べし、常に沼田の地も其淤泥干て重は上、輕きは下とするべし、小石まじりも同じ。

一 眞土に小石まじり上田也、然共其内に上中下有、土にねばり有て日にまけぬ土は上也、此土は草木も能五穀生じて味吉也、又小石まじりてもねばり少くして日にまくるは中也、葛の苗木植物等まで

て作候得ば能出來、根葉ともによき夫食にて半分の野菜調法の作り也。

一 下の作、小豆、大角豆、荏、もろこし、粟、蕎麥の類なり、小豆、大角豆、油荏は、こやしも不レ入、地おもゑらばず作り安きものに候得共取實すくなし、花はさけば葉をつみ用ひ候得共、かさなくさのみ介(たすけ)にならず、粟、蕎麥、もろこしは何様の惡地にても作るものにて、あたり候得ばよく候得共、はづれ候ばなにもなく不定の作也。

一 こんにやく玉、紫根(むらさき)などはあたり候得ば能金を取もの也、しかどれもこんにやくは山方のこやし大分に入、地にもゑらびあり、紫根は野間土にてこやしも不レ入、よきものにて候得ども、はづれ候得ば何もなきものにて不定也、此二色はあまねく作る物にあらざるゆへ、萬、ヶ條は不レ入。

一 瓜、茄子、ねぎ、しやうが、人參、野老(ところ)などの類は大分の金子取物にて候へども、いづれもせんざいの作物にしておほく作られず、江戸近又いづれの國も城下などの商賣ある所にては、作りて助にもなるべき也。

地村見分

一 始て入部せば是其所の地形の高下に心を付べし、總じて川上と川下にて總地形の高下知べし。

一 東高く西下(ひく)き地は早稻滿作也、又西高く東下き地は晩稻(おくて)滿作也、又北高く南下きは常に上作也、

一　田に稻は不レ仕付レ木綿或は芋など仕付たる事有レ之、年々日損場にて候ゆへ畑物を仕付候などゝ訴訟いふとも、むざと畝引不レ可レ立、木綿はよく出來候へば米よりは所務あり、芋はよく候とても田作の能には過まじく候得共、畑方すくなき村にて夫食のためになり、其後にまき候麥幷に翌年の田作各別よきものに候ゆへ作る事も可レ有、江州などにては大豆あかしといふて四五年に一度づゝ稻をやめ、大豆を作り地をやすます也、左候得ば田地よきもの也。

一　畑方は何作をすると銘々分量を見べし、作物によりて作徳高下あり、麥は何れの村にても大方畑毎につくるもの也、しかれども惡地には大麥は不出來ゆへ小麥を作る也、小麥は取實すくなきものに候へ共、惡地は大麥猶不出來ゆへ小麥を作る也。

一　畑方上の作物、麻、藍、木綿成、何にても金子取物也、去れども麻、藍は刈敷をくさらかしたるこやし幷に馬屋のこい大分に入るゆへ、野山無レ之村にては作る事成がたし、木綿は野山のこやしさのみいらず、下ごい、油かす、炭などにて作る也、地に善惡をゑらび其うへ草などおもとらず、かいせうせざればあしきもの也。

一　中の作物、芋、大根、菜蔬、大豆也、芋は和なる眞土に馬屋のこへを以て作り、雨次よくあたり候得ばおびたゞ敷取もの也、大體にても根葉莖共によき夫食也、大豆はこやしも不レ入作りよくして、地次第こやし次第さのみはづれもなくよき作り也、菜大根は地さへふかく候得ば、野土間にこやしをし

一　小撿見は村中の田地壹枚々々に不ㇾ殘書出させ、銘々立毛見候て、上田は何程の毛、中田は何程、下田は何程の毛と定め、夫に引合候やうに畝引してよし、是に付ても仕やう色々あり、此田にて何畝引と直に野にて見斗ひて究もあり、又野にて一割引二割引と心覺を書付、宿へ歸りて勘定次第右の割を以て引を立るもあり、又野にては田毎に何合毛々々々と見分けて書付、後に勘定を以、たとへば上田は壹升毛、中は九合毛、下は八合などゝ並毛をふまへて、それに引合候やうに畝引立るも有、右三色の田はうちにては何合毛と見るが違ふまじきか。

一　畝引の撿見は惡しきとて色撿見を得たる方もあり、是は上田上の毛中の毛下の毛、下田も其通り九段に毛揃をして銘々反取を付る也、此仕やうは上方などの厘付取の所にては役に不ㇾ立、反取の場にて用る也、是にも二色あり、上毛中下毛をば役人是を見計付るもあり、又此方の見分には違も有べしとて、百姓に神文中付毛揃をいださせ、其後其帳を以て野へ見分に出、どこにて成共、此田の位毛の位はどれにて候やと帳へ合ひたもの心見候て、何方にて成とも坪刈をしてそれをふまへてとりを究る也、然るゆへに上毛と書付る事もならず、其田にて坪法に逢候へば村中粉に成事に候ゆへ、成程正路にいたす積り也。

一　小撿見は立毛斗りにかぎらず、其田の廣狹をも見て、廣き田は其心持にて少く引、せばき田は立毛相應よりは多く可ㇾ引也、田の面をさつと見て何畝分あらんといふ事見習たるがよき也、

一　地性あしき田、こやしの性力斗りにて出來たる田は、からはおびたゞしく見へ候ても取實なし、地性よき田は稻草だけ揃ふて、穗長く下りたるは小出來のやうに見へても取實有、伏たる稻も二色あり、めん鳥羽なみよく穗さき地につくやうにひつしと伏たるは、わらの性よわきゆへに少しの風にあい候時伏たるなるべし、早稻(わせ)など別してわら性よわく候て伏もの也、又出來よく候て伏は、わら性つよく候得共、穗おもく候て伏ゆへ、かたふしにはねず、せいかへなみのよふに亂にふすもの也。

一　出來同じよふに見へ候ても、植田より蒔田は取實すくなく、蒔田のうちにもつみ田は又なお取實すくなし、常の蒔田といふは壹間の通りに五通り斗りに畑ものゝやうに通じて蒔也、つみ田といふはうへ田のやうに五六寸間にちよぼ〳〵と一かぶ切につむ也。

一　植田まき田同じやうに出來たる稻にて坪刈をして見るとき、壹刈五分程もまき田すくなく候へども、蒔田の數は米をよくすり候ゆへ、米にては植田と蒔田のとり實八九分もちがふべきか、見分にも此心得有べし。

一　小撿見仕やうは段々有レ之、十分より七八分までこく立毛をば撿見を不レ立、六分以下の毛斗りを七八分の毛に應じて畝引をいたし置もあり、是はつよめなる撿見也、又壹場所切にたとへば村の前といふ坪に田貳町有レ之、此所の立毛貳割損毛と見れば、四反引すて二五の面と言坪に五町有、此所三割の損毛と見れば壹町五反引捨る也、是坪切のなげ撿見と云て大まかなる仕やう也。

山活計を專らにするやうなるものを名主にしては、村中のあだと可成也、第三に公事をすけるもの名主をすれば出入たへず、公事はまけても勝ても村の費となる事多し、他領他村との取組は後は置にかれぬ事に也、年中ひまをかき大分金銀をつかひ、はては村中をたおす也、第四表向は身體よきやうにても、內證借金有レ之ものは正直にとこゝろ懸候ても、さしつまり候まゝには年貢を引負也、自分引負ゆへ脇百姓にも未進させ色々失有、第五筋生あしくかるきものをば村中あなどり、物ごゝろわれがちにして名主の云ふ事を不レ聞、のちには百姓ども公の仕置をそむき候事出るもの也。

撿見の事

一　大撿見は其村の作の善惡大やうを見る也、年々見候所なれば、去年とは何程去々年とは何程の増おとり見わけ、初て見る所ならば百姓等の口おも聞、又見なれたる類鄕の立毛に積り合候ても見べきか、先は見馴たる村にても壹反に何ほどあらん、中下もそれ〴〵に見積り、何分を作德、何分を年貢と積りて、小撿見の損亡何程可有と考て、引有反へ右の年貢積りを懸候へばあらまし知る也、是を以、去年に引合何程の上り下りと積る也、如斯のつもりも立、毛を見しらざれば成がたし、見習事專也、折々坪刈して心見べし、壹坪の積りを以て一反を押、壹反を以て村中を推ものに候へば、刈候は大事の事に候、坪刈を賴にいたし候得ば仕そこないあるべし、壹反のうちにも毛は色々有ものなればなり。

候得ば屋作等のたりにもなり、萬によき事多く、詮義してさしつかへ障り無之候はゞ、割持にさすべき也。

一　百姓はこやしを拵置事第一に候得共、本家はいかやうにも住居候て、こい屋を大きに作り、こやしを拵ゆる事專にすべし。

一　何方にても作の外にかせぎ無ㇾ之候得ばつゝかざる物也、げに〳〵に仕事も無村にては莚を織、縄をなひ候て成共、一日もあだにくらさゞる様に仕るべき也。

一　名主おば、成程人をゑらびてさすべし、わやく心の有者ならびにばくち打等は詮義に不ㇾ及也、かるき失のやうにてゆるせば、村の害と成をいふ也、第一上戸は公用に出候ても酒手を多くつかへ、其村へ公儀人入込候時は、はや寄合候て酒を呑、又免割の時は彌のみ、其外何の寄合かのより合にものみ候て、夫錢を多く懸る也、其外内證には猶ついへ多し、さなきだに田舎片士には上戸おほきものに、彼名主上戸にて候へば酒につゐやす事夥、小百姓上戸にてのみたをるゝをば、何やうにも異見してこそ名主のかいは有ㇾ之に、結句己がのみ友だちにして、人おもたおす也、上戸おほき村は何方にても必ふべんなるもの也、第二に奢ものは先夫錢おほくかけ、又内證か自分おごる心に候へば、脇百姓の奢候て身を持そこなふも異見もせず、結句あしき手本を出し、人おもたおしおのれもたをる也、百姓は身代よくとも手づから耕作いたし候が本意に候に、身を位高く持、作の事をば二の次にいたし、遊

水堀を立候て水を落し候へば水早く引候てよくなる事有、可ㇾ考也。

一　總じて普請をして其村よく可ㇾ罷成ㇾ儀は所の百姓見立て可ㇾ望候間、此方より見立に不ㇾ及と思へる人多し、然共左にはあらず、普請をしてよく可ㇾ成儀心付たる百姓も或は田地を堀にほられ堤につかれ池につぶさるゝは地主の迷惑を遠慮して言兼るもあり、又日損、水損所に地を不ㇾ持百姓は手前德にならざる事に普請につかわれ、やかましきゆへおさへて言立ざるもあり、殊に小百姓の望に候ても大百姓望まざる儀はかすめ置もの也、能々心を付せん儀すべき也。

一　田畑押流て河原となりたる所方々に有もの也、左様の所は柳など植置候へば、ごみ砂を持置連々土溜りとなりて、のちは田畑にならずとも本途のかこひになる也、若又小水入候ても柳の根付ざるうち流候てやくにたゝぬ所ならば、亂杭を打おき候得ば土たまり候也、扨地高く成候とき柳をさすべし。

一　右之通永荒跡を起したる田畑は相應に上中下の位をつけ、石盛を以て高を付、其分永荒引の内を減じ、有高へ可ㇾ加ㇾ之也。

一　村中入相の野山は在之といへども、總入相の場にて候得ばわれがちに芝の根までほり取候ゆへ、木も不立、公用私用に事欠るのみ也、其上壹人百姓煩などいたし候へば最中の草を脇へかりとられ候事もあり、さやう成所は山を面々百姓の分限にしたがひ銘々境を立わり持にいたさせ、林おも仕立候得ば落葉下葉等薪に用ひ常に調法也、草おも隙のすき次第にいつにても刈候得ば勝手もよし、みきも大きに成

一度か二度のうるほひとなして大利を得るもの也、併溜池仕立るには天水斗にては不ㇾ用立、たとへば春秋は水少づゝわき出候ても、日でりの時分曾て水不ㇾ出場所は溜池にしても益もなし、夏日でりにも少づゝ水わき出る場所を見立べし、それにつき大分なる日損所にちいさき溜をしたる分にても役に不ㇾ立、分量を考て可仕、たとへば十町の日損田ゑひくべき溜は、水千五百坪有ㇾ之て田へ引候ときならし深さ三寸かゝる也、水を千五百坪とらんと思ふ溜池は廣さ千五百坪にあまる程にして、深たかへより下壹間半程にしては水千五百坪の用に立べきか、日損の時分水かわきやうによるべし、其考可ㇾ仕也、扨又つゝみよわくつき候とき、大雨の時分山澤の流れつよく候て押切候得ば、近邊の田地皆々砂入となりて捨るもの也、其場所によりて念を入べし、溜の大小土目にもよるべきながら大圖かつかふ、たとへば堤高さ並地形より二間にせんと思はゞ、馬ふみ候間敷、拾間程にも可ㇾ能歟、馬ふみを廣く仕置候て年々溜のそこをさらへ、土を置上げ候やうにいたししかるべき也。

一　澤水流出て用水となる、山にて林を立るに心得あり、松林に仕立候得ば水結句ますものゝよし、兩様ためしたると云へる人の物語也、松は地けをつよくすい上る物なれば、さも可ㇾ有ㇾ之歟。

一　水損場にては水の入やうを見て或は堤を築て、さし水をよけてしかるべき所もあるべし、又さし水をばよけ候ても、野水のたまりさしつかへて水門おして落すといへども、遅く引候ゆへ堤なきにはおとり候事も可ㇾ有、其所により可ㇾ考也、扨又跡先の村々より地窪成所にて水いかり候様成所は、悪

に成年數も切定めにいたし、其末は大體に取ヶ付る約束にて新田起さする事も其品により究べき也。

一　畑を田にいたし候時は、三年が間は最前の畑高にて畑年貢を取、四年目より畑を引候て田の年貢とる事大法也、尤田の反町歩を改ため田高に可レ詰也。

一　田は如何樣の石河原にても水さへ有レ之候へば、置土にても能き田に成もの也、畑は地淺く候ても役に不レ立ゆへ置土を用る事不レ成也、總じて新畑之事は林にても芝間にても、土目を見わけて土目次第畑に可レ仕、土惡所は畑にしても詮なき也。

一　居家敷は地性よく眞土間にて、又野畑は砂間野にふけなどにて役に不立やうの所有レ之者也、左樣の村在レ之ば居屋敷を野畑へ移し、家の後を田にも畑にもすべし、結構成田地をもふけてよし、屋敷には籔くね有レ之ものにて候ゆへ、田地に致し候得ば反步大きにふゆるもの也、尤新屋敷の方にては籔くね引候程反步減ずといふとも、下畑の場を屋敷になし候ゆへ、新屋敷の方にても高も不レ減、年貢は結句多くなり、扨古屋敷の跡所務は大き成事成べし、然共百姓は當分普請に難義いたし候ゆへ好ましく候得ば、調法と成事に候間しゐてさすべし、殊更山の腰に芝間の原抔を屋敷に取立、本屋敷跡を田地にする事は不レ及レ言結構成事也。

一　水不足にして日損がちの村などは、他鄕に惡水のすたり水は無レ之かと尋て捨り水有レ之候ば、替地を出し候て成共新堀を立、是を引べし、又洞などに出水在レ之ば溜池を見立べし、日照の時分溜水を

く候得ば、年貢高めしても不ㇾ痛、家職の仕合あしく候得ば、年貢下免にても迷惑する也、たとへば蠶飼をし絹紬を織、麻をうみ、布木綿を織、紙をすき、或は山かせぎ浦稼、其外さま〳〵有、左樣成所は田地はすくなく人數多きもの也、然るゆへ所に作たるものは皆喰盡し、他所より穀物を買入るゆへ、世間の米相場下直なればくつろぎ、高直なれば難義する也、又作斗り可過る所は世間米相場高直なればよし、下直なればあしゝ、二いろ也。

地方支配人常可ㇾ心懸ㇾ事

一 何にても百姓勝手に成候事有ㇾ之かと常に工夫して、少も甘に成べき事は見立てさすべし、うかうかと暮し候ては地方を賄ふ事甲斐なし、百姓勝手よく成候へば年貢は上る也、作物の上は云に不ㇾ及、外のすぎわへも何かと可ㇾ心懸ㇾ也。

一 新田に可ㇾ成場所有ㇾ之候はゞ用水の取やうを考、水さへ有ㇾ之候はゞ田に發し候やうにすべし、當分普請に物入候て所得無ㇾ之ゆへ、百姓さのみ不ㇾ好といへども末代までの寶となりて、百姓のため且は公義の御ためなれば、夫食などとらせ候ても可ㇾ爲ㇾ發なり、用水は壹尺四方の樋の水にて百町の田を作と云り、新田は三年年貢なしに作らする事大法也、然れども開發に百姓大分に金子まで入候得ば、品によりて四年五年の荒野に定る事もあり、又は三年は年貢なし、四年めより末何年の間壹つの取になる貳つ

云へり、今世間人毎に云へるは、大閤撿は三百六十歩ゆへ今撿に合候て貳割よけい有といへり、右の通天正繩三百歩に候得ばよけいは無之、若は其時代に候得ば今間に直しては壹反三百五拾貳歩に當て壹割七歩餘のよけいなり。

一　永高之所は反歩不ㇾ知、水帳には永何拾文、たれ何百文誰と斗り有ㇾ之て反歩なし、是も撿地の時は今の通り反歩を付、上中下の位をも付、それ〳〵の永盛を一筆毎に付候て淸水帳には反歩を不ㇾ註、永斗り記し置候ゆへ今に至りては反歩不ㇾ知也、永高壹貫文石高にして五石なり、むかしは可ㇾ取永を究て高に用たるゆへ百貫の高よりは百貫の取をとれり、取永は壹貫文を貳石五斗に用ゆる故五つの定めなり、しかるを近年は古繩はゆるき積りに候とて、増年貢をかけ、其上又定めには年によりて損德有ㇾ之て、いかゞに候迚、今は年々高下して當分見分しだいに取を付る也、永高の所も近き繩は反歩も永盛も有也。

一　馬草取場有ㇾ之哉と其村に應じ多少おも見積べし、馬草自由なる所は牛馬持やすく、金銀不ㇾ入して こやしを入、作德多し、又草取場無ㇾ之村は牛馬持にくゝ、こやし不自由なり、金銀を以、いわし油、かすを求入候得ば、作はよく候得共作德すくなし。

一　男女かせぎ有なしを知、其村へ金銀入候積など考べし、かせぎなくして作斗りを以て妻子下人等をもはごくむ所は、取ヶに用捨なくしては百姓つゞかず、かせぎ專らに過る所は其家職の仕合さへよ

一　村の大法は東西へ長く、家居の南に田地を構へ、北に山有レ之、馬草薪を取を上郷とす、背レ之を下郷とする也。

一　關東方畑方永納の處は年貢安くして作徳有レ之故、たとへば高千石の村ならば田方四百石畑方六百石程の所百姓勝手よし、田多き村は百姓のため惡也、又は上方は畑の年貢下めならざる故、畑多き村は百姓勝手あしく田多き村よし、是は上方と關東違也。

一　土目の善惡心を付べし、春の見分に秋の作を考へ、秋の見分に違作を量り知らする事有、土目を不レ知ば不レ成、見やうの事は撿地仕やうの所にくわしく有レ之。

一　村々廣狹(せばき)を知べし、一反といへば何れの村も甲乙なく、三百歩有やうに思ひ候に、內證に高下有レ之て繩詰りの村迷惑する事也、是をよくうかがふべし、畔を打入候て一反三百歩に不レ足村も有、又畔を除三百歩過半ゆるき村も有、切添にて廣も有、元來繩ゆるきも有、畑を田に直したるも有、色々高下有レ之もの也、何年以前誰の撿地と云ふ事をも詮義すべし、同時代に入たる繩にても奉行によりて弱强在レ之、まして時代違たる繩には、隣鄉にても格別之高下有レ之、其所の百姓言ならしにても知、種物の升數にても知、また見分にても知れる者也。

一　大閤撿は一反三百六十歩と言傳へたり、然れども天正年中の水帳を見しに三百歩なり、其水帳には畝と言はなく、壹領大步小步半步八十步九十步などゝ在レ之、大は二百步小は百步、半は百五十步を

是は遂ニ詮義ニ先規次第に成る、又無ニ筋目ニ除は年貢地に成る可ニ吟味ニため也。

一　他所の者作候出作高の事。

是は百姓分限を知の萬可ﾚ有ニ心得ニため也。

國府等ゑの道法并近郷ゑの道法書付取事有、此外も可ﾚ有、銘細に取ﾚ之て帳面に造ﾚ之、切々可見也。

右の外土目の善惡麥田藺田麻田等有ﾚ之ば其反數、畑は何を作のわけ、作の外家職の事、當村より方々

一　鄕村打廻候時見やう色々可ﾚ有ニ心得ニ、先村々善惡百姓の盛衰を見べし、余の仕置等は定たる法を以てする事に候得ば誰も可ﾚ成也、只六ヶ敷は取ヶの考也、跡々取來年貢の强弱さへ見分る事一應に不ﾚ知もの地面立毛に不ﾚ應、取ヶゆるき村の百姓詰り又高取と思ふ村の百姓豐なる所は跡々取ヶ違たるとは言がたし、しかも自分支配所に成候とても引替られ間敷もの也、然ればとかく百姓盛衰に隨ふもの也。

一　百姓富貴成所は藪くねも茂り林も深し、家はちいさくとも壁厚く屋根もらず、所に公儀沙汰なく出家山伏神主等繁昌し、諸勸進非人等出入する也、草臥たる村は是にたがふ。

一　村々の内に身代よき百姓一兩人有ﾚ之候得ば公義人は其家ゑ斗り立寄、福やか成を見候ては其村中よかるべきよふにおもふ也、其上彼のうとく百姓手作の田畑よく候と人見候ては、おのづから上鄕と言ならす故取ヶも連々つのる也、然る村にては脇百姓は高取の相伴にあひて迷惑し、其上に又彼うとくもの丶座敷よくして、公義人ひたと泊りの宿に成て、脇百姓は切々つかわれ彼是難義に及もの也。

是は跡々の取を考候て當取を究物に候得ば入る事也。

一 屋別の事付本屋並水呑分ヶの事。

是は萬事考に入事也、總て家別は四五年に一度宛改候て增減を見べし。

一 人別之內男女下人の事幷牛馬之數。

右同斷。

一 馬草取場薪場分量付、村中入相の野山どこ〳〵何程、面々分ヶ持どこ〳〵何程、他鄉何村と入相の場どこ〳〵何程、銘細に可〻取事。

是は取ヶの考へにも入、村の善惡を見にも入、以來百姓野論抔有之時分引合に成候事も有〻之者。

一 公儀林 何間何間 何木目通何程廻の木在〻之などの事。

是は樋橋川除其外何ぞ入候時のため又用に不〻立候へば拂候事も有〻之。

一 小物成年貢分ヶの事。

一 堤何程、河除道橋堰堀等年々普請場の分量。

一 大工木挽何人幷役引高の事。

是は公用の時分可〻遣ため。

一 寺社何ヶ所、除地年貢地のわけ。

四民格致重寶記

入部幷村々見分之事

一　御料私領に限らず、鄕村を支配する役人は分別才覺勝れたりと云ふとも、地方の事を委しく不レ知ば成がたし、地方の肝要といふは百姓困窮せずして、連々取ヶもつのり候やうに取劉(さばく)を功者といふなり、先鄕村を請取候はゞ村々より差出を取事大法也、就レ夫取様色々有、田畑と取ヶの事斗り取も有、又委細に取候事も有、當分閙敷時分にて細なる差出難レ成候はゞ急に入候事斗を取、重て細に取レ之よし指出可レ取ヶ條。

一　田畑上中下銘々反別幷永荒引方の事。

是は年貢取納めに候得ば不レ及レ言指出の第一也、是に付荒間起し田畑新起し銘細書載、此の外に少も不ニ隱置一旨奥書文言に可レ爲レ認レ之。

一　石盛分米の事。

是は上方抔厘付の所は不レ及レ言、石盛を以、反分高に引合。

一　五年成とも十年成共取米員數同厘付反取の事。

も、班白の者は提挈せず、その朝に入ば、士は大夫たる事を讓り、大夫は卿たる事を讓る、二國の君感じて相謂て云、我等乃小人君子の庭を履べからず、乃相讓て其爭所の田を以て間田として退けると也、天下聞及て周の西伯へ歸する者四十國に餘れりとなり、愚思見るに、本と人は天地を父母として生ずれば萬物皆同胞の兄弟也、姉妹なり、まして謂ん乎、萬のうちに長として靈成る人、私慾を以て爭ふべき事にあらず、禮讓を專とすべき事にて有、民は愚成者多ければ、廣く正しき學をしる事になれたる者を上にたて、夫人となして農工商に至迄古人の謂るごとく民の事をば緩ふすべからず、晝は爾出て茅かれ、夜は爾縄なへと云るごとく正しく教導くべき事也、然れば誠に此書凡て四民の助と成べきもの也、此書格物致知の業有ば、名つけて四民格致重寶記と云ふのみ。

武關の晩生池谷玄瑞正光本庄鄉一草亭に書す

于時享保辛寅七年霜月日

四民格致重寶記之序

予此書を閲に、地利を明かにし損徳を勘へ、水道畦界を正ふ成に工夫也、是以て民に教則は民其地に安し、民は國の本なり、民安ければ國安し、爰に神尾氏包高先祖神尾忠次、其子忠儀代々御代官相務、其子忠易其子今包高に至て四代也、包高遠境村里の御使又は諸役所の業を辨へ知と見へたり、母方は御代官杉田氏忠次其子杉田氏勝正其息女は包高の母也、其外一家の者ども皆代々御公恩の有難き存念と見へ、公務の宜敷業子孫に殘、勤の爲にも成べき乎と土地人民の助に成べき業を勘集、家に殘、子孫たる者の相續て忠節の助にもなし奉るべき乎、我愚成智を専と成さずしてまた常に博文の者に尋、または其道に功者にて古今に通達の上智の者に尋、又は下愚の千慮の一迄もさぐり求、又自工夫を交へ、日を重ね月及年を積りて漸一巻の書と成る、子孫に殘さんと欲し、他見を憚て秘して置しを深く望て一覽し、其志の深を察して此書に序す、ひそかに按に、誠に天施し、地形を成し、萬物は他より出、然ば益なき物を樹ずして人に益ある物をうへて土といふとも空しく成すべき事にあらず、大功に致べき事なるべし、然ると云ばとて畔を爭ふやう成事は有べからず、古人の語にも身終迄畔を讓れども一反を失はずと、虞芮(ぐぜい)の兩國の君田を爭、久しく平ならず、相謂て云、西伯は仁人なり、往て質さんとて相與に周に朝す、其境に入ば、耕す者は畔を讓り、行者は路を讓り、其邑(さと)に入ば、男女路を異に

四民格致重寶記序

古曰、勞レ農勸レ民、唯農是務宜也哉、農者、天下之本、而五穀者萬民之命、夫然故民以レ食爲レ天其牧レ之者可レ不レ盡レ心哉、大抵宰ニ郡邑一、則懇レ田興レ利、經界以正、四民各得ニ其所一者、邑宰之力也、神尾氏忠厚者、携ニ此書一來而請ニ余序一、余觀レ之、乃祖乃父之論ニ司農之務一、皆紀レ農協レ功、興レ鋤利レ氓之事也、爲レ上則忠、爲レ下則惠、乃有レ裨ニ於經濟之方一邪、忠厚於レ余有ニ師弟之誼一、因序ニ是言一以應ニ其求一也已。

寶曆三年癸酉二月下澣

秘書監朝散大夫林信言子恭識

四民格致重寶記

神尾包昌著

々奢の基を開き、所の衰微なる端にて、大きに惡き事也、嚴に禁ずべし、農工商は相互に持合て世の利益に成べきが家業なるに、只面々の手前の利潤や稼を專らとし、世の益不益所の盛衰に懸る事をも顧ず、管ら新樣の珍敷品等商賣するは、辨なき事なり、終には面々身の詰りにもなる事を知らず、領主地頭の油斷有まじき事也、總じて奢りヶ間敷結構なる品、博奕の道具、無益の翫もの、食物等の品禁止し、商賣を改め替さすべし。

一　農工商の中、町人は一番に骨を折らず、金銀の廻りも能きもの故、分て奢り易し、奢ば貧に成は必定なり、譬ひ不饒にて、貧に氣遣ひなき身上なり共、風俗の障りになる事なれば、嚴き戒め禁ずべし。

一　商物に定數ありしものを不足にし、布、木綿、紙類、薪抔の尺を短くし、紙はすき切の用立ず紙を入て數に足し、壹帖づゝの境へ、多く藁を入、大きなる蠅にてからげ、たばこに欠付と云事をし、酒醬の類を薄する類の事、甚だ多し、或は數を欺き、又は貫目を竊み、丈け尺を僞る仕方なり、不實の至り、人の心術を害し、風俗を亂る、大罪人なり、領主地頭たる人、自分の領地より斯る不實の事を仕出すを知ずば、政事に疎なり、知て禁ぜざれば、倶に不實の心底なり、恥べき事に非や、嚴に禁ずべし、此事は町人百姓に通じて有事なり。

昇平夜話　大尾

商

一　町人は利潤を以て、渡世の營とする者なれば、利勘に過易し、利勘なれば義に疎し、義に疎ければ人道に害あり、人道に害有に至ては、天命盡て家を失ひ身を亡す、金銀米穀山の如く、岳の如と云へ共何の用ぞや、近年諸品の價追々高値になり、諸役の困窮彌增なり、物の相場直段は、自然の勢なるものなり、但し近年頻に物價の高きは、自然の勢に非ず、商人利を貪るの甚敷に起れり、商人は素より利潤を以て世を渡る者にあれども、元來天下の物を通用し、世間に益あるを業とするものなるに、甚しく利を貪れば、却て世上の困窮難儀となりて、世上の利益など云事は思ひ付ず、家業の本意を失ふなり、物價高ければ利潤多がき如くなれども、求る者少し、商賣自ら薄く成故、稀には一入高利をも取らずしては、渡世にならずに付、彌高利を取れば、商賣は彌薄く成て、商人も難儀及ぶ事なり、下直なれば、自然と商賣も多き道理なり、されば物價を賤敷し、多分の內にて、相應に利潤有て、世の利益共成り、己も又難儀に及ぶの憂なし、不都合に高利を貪れば、目前の小利を得ると云へ共、天命盡て後悔すれ共詮なし、此理を能敎諭して、妄に物價を高くするを事を禁ずべし、貪利の商人の意に委せ置べからず、世上の困窮となる事なり。

一　近年は前々より、其所に有來らぬ賣物多くなれり、諸人の自由能く町人の稼には成べけれ共、人

工

一　工人は大方町家に住居するものなれば、町家の掟を守るべき事勿論なり、若し又郷村に住居するもの有ば、郷中の作法に隨ふべし、諸職人、一日作料定有べし、總て奢の品、遊道具、無益の品を作り出す事を禁ずべし、譬ば、きせる張など云細工人は、益なき職人なり、きせるは京、大阪、江戶等より來る品にて事濟なり、細工人有ば、おのづから人々無益の物數奇、好み有て奢り、貧窮に成る基なり、堅く禁ずべし、昔の人は實意厚く、人の爲にするの誠ありしかば、作り出す所の器物、丈夫にして年數を保ち損せず、今の細工人は誠少く、見分をよく、上手にする事は、昔の人に賢たれ共、保つ所の長短に構ず、手拔して、已が利潤多きを事とする故、見分はよけれ共、早く損ずるなり、斯る誠少き細工人は風俗の害となり、領主地頭の恥辱なり、偖又陣中へ召連べき諸職人、扶持人にて、若し不足の者あらば、城下町に有所の職人へ、常々扶持を與へ置て、萬一の時召連べし、常に恩をも與ずしては、萬一の時召連べしと云に、否と云たれば迚、詮方なかるべし、城下町にも、不足の職人あらば、常に他方より城下へ招き置、恩を與へ置べし、萬一の期に至ては、他方より招き難し、陣中へ召連べき職人は、常に不足なき樣に備置べし、其餘無益の細工人は嚴に制禁すべし。

一　隱田は天下古今の制禁なれば、私に切開き、隱し置に於ては、曲事たるべし、奸曲の事は、一旦勝利有が如くなれ共、冥加盡て不慮の災ある道理なれば、永久の移を願ふ樣に敎所有べし。

一　太平久しければ次第に生民多くなれば、田畑共に無益の食物、草花などの類、植間敷なり、成合諸人衣食の輔になる樣なる物を植さすべし、譬ば熟瓜、西瓜、菊花などの類、稼の利益にはなる共、無益の者にて、土地を費し、斯る者有ば求め食するの費もあり、皆人の貧窮になる基なり、譬ひ自分へ得る利益は薄く共、世の利益に成物を作り出さする事、主領地頭の心を用べき所なり。

一　損地、場所、川欠等にて、亡所に成りたるは各別、其餘人力に起返べき所を荒し置なば、天下及び領主へ對し、百姓の不奉公なり、尤當時持來りの田畑、耕作の暇なく、早速に益にもならぬ荒地に手間をかけ、難儀にも有べし、地所持主の力斗に及び難き分は、一ヶ村の力を合せ、早く起し返すべし、若し又一村の力にても及び兼るならば、近村五六七ヶ村、組合を定め置、組合の村々、相互に勵み合、成たけ起し返すべし、天地は萬物を生て、人を利益する得あり、農民は右の手傳して、物を作り出し、利益になる家業なり、油斷すべからず。

一　鄕村の內に家業なき遊民あらば、家業を與ふべし、家業なき者は必ず僻事をなし、風俗を亂るものなり。

是又制禁の事也、されど先祖正しき筋目の者にて、代々持傳たるは免すべし、求め賄る類は嚴禁有べし、惣て太平久しければ、上の武威次第に衰へ、下勝に成て、少し心に應ぜぬ事あれば徒黨を結び、地頭へ强訴の栖を突、狼藉亂妨に及ぶ事多し、常に取らん取られじと爭ふより、恩儀の絕たる地頭と百姓なれば、さる事もあるべし。

一　百姓は飢寒に困窮せぬ程に養ふべし、豐なるに過れば、農事を厭ひ、業を易る者多し、困窮すれば離散す、東照宮上意に、鄕村の百姓共は死なぬ樣に、生ぬ樣にと合點致し、收納申付樣にとの上意は、每年御代官衆、支配所へ御暇賜る節、仰出されしと云へり、又或人云、東照宮關東御入國の節、鄕村の百姓共は、名主長百姓たり共、家內に床をはり、疊を敷たる家は、一軒もなく、男女共に、身には布子と云ものを着し、繩帶を致、藁にて髮を束ねたる者斗りなりしと云。

一　惣て新田畑を切開く事は、容易ならぬ事なり、惡水溜の地を埋潰せば、水難多くなり、秣場、稻干場を切起せば、其村方の差閊になる、又右の如き障りはなく共、今引成らぬ新田へ水を懸れば、本田の水懸り不足し、彼是に付障り多き者なれば、古人も新田畑にせずして、さし置たるものなり、右の勘辨もなく、猥に企べきに非ず、若し又何の障りもなく、人力を懸れば、田畑になる地に有ば、空くあらし置べからず、切開けば、天下の益、領主への奉公にて、百姓の手前にも作德あり、油斷有ば其村方の越度なり。

り、地頭の威を輕んじ、禁令を犯し、奢侈の風と成なり、又以前は、家中に奉公して、江戸へ供をするさへ、親兄弟も歎たりしに依て、永く江戸に居る事はせざりしなり、今は引替て、一季詰の士に供して江戸へ登り、下り年になれば主人に願、引替り、江戸に永く居て、後は江戸に家を持、又下りても久く身樂にして筋骨ゆるみ、鋤鍬を取て、田の中へ入ることを嫌ひ、町家家持に出て、多く業を易ることになれり、四民共に、業を替るは制禁の事なれども、何を言立てする事、近年は一入多し、又今は自分にて、江戸へ移奉公に出るもの多し、往年は、地方へ奉公に出ることは禁制にて、恥辱とせし事なり、男は勿論、女も近年は江戸及び他國へ奉公に往者多し、されば鄕中にても、江戸を見ぬ者は、咄も合ぬ樣にて、江戸を見ねば恥辱の如く思なり、家中及び江戸等に奉公せし者、村里に多く成に隨て、百姓の風俗變ずる一事なり、又鄕中端々の茶屋抔は、食物を衒賣る事なるに、今は大方當用の品々は商なり、是も制禁有なれ共、其所の自由よき儘に、村里なども知らぬ顏して、指ゆるし置にや、又百姓の諸願事は、庄屋、代官、郡代などと、次第を經て願ふべき事なるに、家老頭人抔へ緣を求め、賄賂を行ひ、內分取繕ひ事を濟し置、表向願は一通り掟斗りの樣子なり、又損地立歸り、或は切起し、又は新田地免あげして然べき所あれば、掛りの役人へ賄賂して、見許す樣に搾なし、種々奸曲なる事あり、又少し城下遠き鄕村にては、鞠、揚弓、立花、茶の湯、誹諧などは云に及ず、的を射て慰とするもありと云、庄屋抔云ものは、具足を所持せざるは恥入樣に、ならはしなり來りしと云、

や、其頃の農民は、皆前に云田夫野人なるものなりしとなり、太平久敷儘に、いつともなく風俗移り替りて、衣服髮形を飾り、其心柔弱にしてひずかしく、年貢諸役を私せん事を斗り、互に田畑の畔を爭ひ、筋骨不丈夫にして、寒暑を厭ひ、奢に習て家業に怠り、貧窮に成て田畑を失ひ、果は家内離散に及事を知らず、憐むべし、是を治る者、未前に其機を察して、分限を辨へ、古風を失はず一途に農業を勵ましむべし。

一　百姓のひずかしく成も、下の罪のみに非ず、太平久敷、天下一統費用多く成て、定りの年貢諸役にては、國用足らざる故、夫を償はん迚、年貢諸役を貪り取り、新役をとり立、或は用金又は才覺金抔と號して、多く取らんとする故、百姓は多く取られじとする程に、百姓の心かたましく、世智賢くなり、上下互に取らん取られじとの爭より、後には地頭と百姓の恩儀は、地を拂て絕へ、仇敵の如し、今若し何事かあらば、領地の民、皆簞食壺漿して、敵の師を向ふべし、危き事ならずや、かならず家中の召仕ものは、下女、下男共に、領地の百姓なり、家中に居れば、相應に鬢髮に伽羅元結を用ひ、衣服もゆきたけを延し、女は殊に疊の上にて勤め、食事も雜穀を食せざれば、後に村里へ歸ても其僻殘り、家中へ奉公せざる者まで、其風儀移て、後には一統分限を忘れ、奢りに成りし一つなり、扨又家中諸士も、世上に連て費用多くなり、其上主人よりの宛行減少せらるゝ家中もあれば、家中一統年を追て貧になり、士風衰へ、利勘卑劣になりし躰を、下女、下男數年見聞し、見透す故に家中を侮

し、馬の口取は殊に歩行の達者なるを撰び用ゆべし、惣て筋骨丈夫なれば、何に遣てもよし。

農民

農民は農業にさへ精を入、怠らざれば、別に藝能も入らず、禮儀作法に無骨なるも苦しからず、風雨寒暑の嫌なく、晝夜をも分ず、山野に出て農事を營み、又は城郭、道橋、堰水道の普請に仕はれ、若し軍旅の事あれば、夫役に出る者なれば、筋骨丈夫にして、寒暑をも厭ず、力量有て柔弱ならず、心正直にして、かたましからず、質朴にして、分限を守るを良民とすべし、昔の農民の體を聞に、正直にしてかたましからず、剛强にして柔弱ならず、武士の意地に似たる所あり、衣服鬢髮を飾るに意なく、伽羅の油を用ず、髮は藁にて束ね、木綿合羽、紙合羽、傘など用る事は絶てなく、七廻りと云麁末なる管笠と蓑なり、禮儀作法に疎く、誠に田夫野人成る者なり、然共身體健にして、よく寒暑に堪へ、農業も不﹅倦、心强剛に、きたながらぬ事を好みし故、物の用にも立、頼母しき所ありしと云へり、古老の語り傳に、百四五十年も以前の事にや、城下より一二里乃至二三里四方の農民は、山野へ農業に出るに、脇ざしを杖程の枝俣ある木を持添行て、農業する田畑の畔に、彼俣ある木を突立、脇ざしの下げ緒を引かけ置、農事を勤めしと云、其故を聞に、右の脇ざしは自分の用には非ず、地頭の城下にて、若し狼烟を立らるれば、家へも歸らず直に城下へ相詰る覺悟の由なり、頼母しき事ならず

帶し、鎗を持て働く者なれば、治平の勤も、足輕に準ずべき者なれども、筋骨丈夫に仕立る爲には、中間に打込み遣て然べし、常には右の如く仕ても、本務は仲間より大に規模有者なれば、何程も有べし、譬ば足輕の弓鐵炮の目當、年中一度づゝも主人見玉はど、其節長柄の者にも、長柄の所作をさせて見玉ふべし、又家老主君の名代に見る共、右の如く成べし、又常にも一ヶ月一度づゝも、長柄の所作させて、奉行手に付仕込むべし、尤其日は惣長柄者勤は、君用引にして、跡の勤は、中間組より助け勤にさすべし、斯の如くせば、規模有て勇み進むべし。

大工組

大工組の者は諸細大なり、各家職の細工に精を出すべし、町職の杖突の樣に心得べからず、自身の細工堪能成べし、軍役迚も別になし、城郭陣營の普請、諸道具の細工、皆家職の事なり、只各家職の事に手利て悉しければ、治世軍役の勤共に濟事也　其餘の藝能は用なし。

中間組

中間は定りたる軍役なく諸方へ分ち遣はるゝ者なり、筋骨夫に歩行達者なるをよしとす、只骨惜せず、心正直なるべし、其中には旗指、纏、馬印、楯持などは、大兵にて心も剛に、力量有ものを撰用べ

なりしとぞ、是に習て諸家に用ゆる所も、其初は百姓の中より大兵强力なる者を撰出し、長柄鑓を持せて、士鎗の前を荒ごなしさする事になりしと見へたり、當世は長柄の者も、譜代者に成ては、數代を經來れば、百姓に非ず、武家の扶持をはみて、足輕の類故、長柄長足とも云、其初は百姓故、突業を用ず、然も今譜代者と成ては、小兵にて力量無もあり、是に又、急に三間又は三間半の長柄を持せ出しては、持馴れぬ長道具、自由に振廻す事は成べからず、然ば短き手頃の物を持せたるには劣て用に立まじ、常に長柄の扱、修練致しなば、小兵にして力量なくとも、修練に仍て自由に振廻しと成べし、其上には突張の業をも仕込みなば、一段備の强みになるの益有べし、長柄はいつもたゝき立る斗りの者と思ふべからず、今は突業修練さする家も有べし、左樣の長柄に出合て、先より突てかゝらば手筈違てみじんになるべし、頭奉行常に心得有べき事なり、此時に鎗の持樣、張樣、突樣をも知らぬ長柄は、何百有ても、一本も用には立まじ、組の者の用に立ぬは頭奉行の油斷越度なり、古人長柄を網代の團扇に譬て云へり、竹を割て薄くへぎ組て、夫に强き眞を一本さして用る時は、あるく事自由なり、長柄持も一人にては、へぎ竹壹本の如し、大勢寄合ば、組團扇の如く、其中へ功者なる奉行を加れば、團扇の柄に同くして、役に立べしと云へり、尤奉行の心得肝要なり、今時は常に長柄者の仕立も、心得有べき事なり、平日の勤は、家風にも寄べけれども、大方は仲間に打込み、然も仲間のせざる、脊負もの荷ひもの迄するは、其初百姓より出て、强勢なる故なるべし、軍役は具足着して刀を

幾度の變とせんや、歎くべし、風俗の盛衰は世並なりとて、是を維持する心なく、成行に委するは、君主及び組頭たる者の罪なり、扨又足輕の風俗の惡くなるに、別に一つの費あり、諸士宛行を減少せらるゝ由、さては分限相應に人馬を持事ならず、無役の者は無ても、今日の事欠ず、執事家老など云ものを初め、重き役を勤る者は役用に付、人遣ひも繁き故、足輕を賴み置、若黨の代りに仕ふ、其足輕は其家主へ威をかり、家中の諸士も家主の對し、並に足輕より丁寧に會釋する故、おのづから足輕の分限より手高になり、風俗もなまぬるくなるなり、盤上の慇み、謠抔、似合ぬ事して、後に足輕の勤するにも、右の僻殘りて、惣足輕の風俗へ移るの弊あり、今日限りの賴みは各別、長く權臣の家に足輕を賴み置事は、禁止有べき事なり、扨又足輕は小給にして、遣ひ道多く、重寶なるもの也、不便を加へやるべし　但し豐に過れば、業に荒さみ、勤に怠る、困窮すれば卑劣なる心を生ずるとあり、程能き所を得難かるべし、肝要は筋骨丈夫にして心輕く、かたましからぬ様に養ふべし。

長柄者

長柄の者は、備に組て、一働をさする事は、信長公軍の手僻より起て、次第に諸家へも其法移て、今は諸家の法、諸流の軍者も、必ず長柄を用ふる事、定法となりしと見へたり、信長の用ひ玉ひし其初は、百姓の內より、力量有て剛勢なる者をすぐり出し、三間柄の鎗を持せて、敵をたゝき崩す手僻

も取て働くべき分限なれば、家業の藝は修練怠り易し、組頭たる者、厚く心を用ひ精をかくべし、昔の足輕は、薄鬢にて伽羅の油を用ず、手前よりの元結にて髮を結び、衣服はゆき丈け短く、常に裾をまくりあげはさみて步行し故、足輕の脛は皆黑き堅きもの丶樣に覺たり、大小刀の拵ひ、金銀の光る拵はなく、黄ぐるめ銅、眞鍮鏤などの類にて鐺は大方銅眞鍮の類にて張り、皮柄塗柄等にて革の下ゲ結多し、然ども身をば骨の切る丶を主として　錆なき樣に嗜みし事なり、家中の諸士に見まがうべくもなく、打見て直に足輕と見ゆる者なりし、只勇ましく甲斐々々しき體を好みてなまぬるき體を嫌ひさげしなり、然に今時若年の足輕は、原びんはげ長なるを、伽羅の油にて光らせ　衣服もゆき丈け長く、すそをまくりはさむ者も少し、大小の拵は、めつき燒付の類かは知らねども、金銀にて光り、小尻もかねにて張るは稀なり、家中の侍に見まがう樣にしなす故、見知らぬ士は、家中の士かと思ひ、下部の者も家中の士かと思なり、殊に殺生などに出るには、家中の士は麁服を着て出るに、足輕は勤着の服と見へて、諸士の服より見よき體なれば、百姓體の者は、士のあしらいに取扱ふ樣に、仕なすなり、斯る風俗故、心柔弱にして、筋骨弱し、幼少より算筆など心懸けて　早く役人に成て、はだしにて翔廻らぬ樣に立廻る故、治世の便利は宜しけれ共、本體を失ひ、足輕の用には立難し、今の若き足輕は、大方右の趣にて、分限を忘れ心高ぶり、似合ぬ慰に暇を費し、財を費し、酒食の爲に身を亡す者多し、又は貧しての上には、給人に似合ぬ卑劣の事をなして、重刑に處せらる丶もあり、風俗の

然共是又政事の上に於ては云殘すべきにあらず、仍て或夜の餘談に粗其大意を括て論じ及し侍りぬ。

昇平夜話附錄

此夜話は、諸侯及び士太夫の噂を談ずるを主とすれば、足輕以下農工商の事は夜話の主意に非ず、

足輕

本務は、弓鐵炮及び捕者の業なり、當務は、諸番所の警衞をはじめ、神事、佛事、市町、惣て人多く群集する事あれば、是が非常を戒め、狼藉を禁じ、捕者の業を主として、其餘は輕き役儀、飛脚、早道、他方聞合せ、小使等に至迄、雜細の勤め甚だ多し、然共概して是を云はゞ、大方は士の下知を受て、勤てある事にて、己が思案分別を以て奉公し、專らとする者にあらず、思案分別の入る事は、士の司る所なり、されば心輕くして鈍からず、手足達者にして、勵しく翔廻りて　柔弱ならず、甲斐々々敷を奉公の主とすべし、軍役は弓鐵炮を業として、備の先に進むるものなれば　心剛にして常に弓鐵炮の業、能修練すべし、治世にも捕者の業を勤とすれば、捕手棒、番所三ッ道具、繩等、何れも用立程に修練せずんば有べからず、常に大小刀を帶する者なれば、居合劒術は勿論の事なり、本務當務の繁多なるに、然も小給の者なれば、勤の暇に家事の營み多し、召仕ふ者もなければ、自身鍬鎌を

敷、我者迚も後をしりめに懸けて、近習に召仕ふ者ども始め、家中の士我等に後れて殘る士一人もなき故、外に求るに及ずと宣しとなり。

一又云、井戸藏右衛門は、細川越中忠興三氣公に仕て祿二千石を受たり、井戸七十に餘り、弓を射る事毎日矢數二三十、或人其心を問ふ、井戸答て、吾今迄鎗、長刀、佩刀等は皆用に立り、未だ弓を以て敵を討たる事なし、老後の戰、手痛き働は成るまじ、責て鎗脇を志す故なりと云べしとぞ、實にも年に應じての心得可ㇾ有事なり、心懸け眞實なる故、年齡に應じての働の工夫も自然と出來りしなるべし、又加州利家卿の家臣、大高主馬助に、若き士共云けるは、主馬殿は心は猛く候共、今は走る事叶ふまじければ、鎗の節には後れ玉はん、誠に麒麟も老ぬればと云事と思ひ出して嘲る、主馬が云、五六丁十丁走り、先立ても一人にて敵にかゝりし事不ㇾ叶者なれば、能詰り〳〵に止り居て、跡の續くを待、胴勢續てから、鎗を入ば早く走りても益なし、先に行ける人の胴勢を待内は、老人も必ず走り付る故、道の早きも遲きも同じ事成なり、走る事の早き迚、さして足しにもならず、鎗合の時は、十間十三間の間なり、其時は主馬が樣なる老人も、心剛なれば人先を仕る道に五丁十丁は走る事安し、鎗前十間十五間を走り出る達者は覺の者にてなければ罷ならずと云へば、若き衆も閉口せりと云、此主馬助亂世に生れて光悅流の能者也。

昇平夜話下篇卷之四畢

も沙汰聞たる事也、何と聞に哉と御尋あり、佐助承り、誠に承り候へども、うかと承り、慥に覺申さずと申上げ候得共、俄に御氣色替り、弓矢の家に生るゝ武士が、武道の事をうかと承り候とは不審なり、茶道、能、猿樂、遊山、觀水の事ならば、うかと聞たる事も有べし、武士が武道をうかと聞たるとは、偖も珍敷事なり、宇佐美駿河守が子孫には似合ざる事なりと、悉く御叱りありけるとなり。

一　又云、松平下野守忠吉君は、後に薩摩守と申て賴母敷御氣質故、天下の諸侯、此君の爲には一命何惜からんと爭ひ、かし付奉りし、關ヶ原御合戰の節は大將軍と定めらる、下野君薄手負、井伊兵部侯も腕を縊り、首に懸けて下野君を誘引し奉り、御本陣取せらる、忠吉君御前へ出玉へば、手負たるか、初陣の働美事なりとの御賞美の所へ、兵部侯出玉ふ、兵部手負申たるか、藥箱と上意有て、御自身膏藥を疵口に付させ玉ふ、人の親として、子程不便なるものなきは上下齊しきに、若き者の初陣に疵蒙り玉へしは、驚せ玉ふ御氣色もなく、兵部侯の手負玉ひたるを御慰問し玉ふ所、良將のし玉ふ事何れ子細有べし、凡人は及ばぬ所と申せしとなり。

一　又云、寛文の初、堀田上野助正信侯、居城へ立退れし時に、小扈從何某とかや云者、强き馬に乘て、佐倉迄供したりける、幼少の志を人々感じて、此小童を御旗本の歷々衆取持、中にも石谷十藏殿、松平越前守光通少將へ召抱らるべけれと賴入られけれ共、はか行ざれば、或時十藏殿直に申さるゝに、越前少將挨拶有しけるは、只抱よと候はゞ召抱べし、上野助が供を能したるとの儀ならば抱申間

一 分限を超したる事有りしや、無りしや。
一 人の善を揚しや、掩しや。
一 人の不善を掩しや、顯はせしや。
一 朝寢せしや、せざりしや。
一 有益の事をせしや、せざりしや。
一 一身の遊樂せしや、せざりしや。
一 凡て人より借りしもの用ひはてゝ返さゞるもの有や、なきや。
此外尚有べし、夜臥に臨ては、一日の言行を點見して誤り少時は、心安くいぬべし、毎日如此ならば、終に過ち少き人と成べし。
一 又云、東照宮上意に、天下を治るの大事は、奢者の詞を用ゆべからず、惣じて主人と仰がるゝから、威風烈敷は必然なり、威無れば下知行はれず、然共猛威は振ふべからず、奢人の物好は美麗なる故に、惣じて入らざる所に心を勞し、功なし、功なき事に費すは天惡み人怒る、何として天下治るべき、凡そ惡き臣下を寵愛すれば、一門家老もあり、主君の氣に入る事を斗り云て、身構する事多し、諸士は素より口を箝て、良士は押込られ、諂諛辯舌の族のみ秀て長となる程に、終に家滅亡するぞ。
一 又云、紀州頼宣卿、或時宇佐美佐助へ仰られけるは、鑓奉行共より、長物の事を申立候儀、其方

一　兄弟睦しかりしや、睦しからざりしや。
一　夫婦の道正しかりしや、正しからざりしや。
一　朋友の交り信ありしや、信あらざりしや。
一　子弟慈愛せしや、慈愛せざりしや。
一　奴僕憐愍ありしや　不憐愍なりしや。
一　家道正しかりしや．正しからざりしや。
一　親戚睦かりしや、睦しからざりしや。
一　當職勤たりしや、怠りしや。
一　學問勤たりしや、怠りしや。
一　武道勤たりしや、怠りしや。
一　仁義禮智の徳に叶たる事有りしや、背きしや。
一　善事をせしや、不善事をせしや。
一　士に似合ざる事有りしや、無りしや。
一　恥をとりしや、とらざりしや。
一　吝なりしや、廉潔なりしや。

其主意の大略は、一には家中一體の盛衰、家屋敷、構等の體にて觀察有べし、二には家居の體、分限相應不相應觀察有べし、三には屋敷構、家居の體にて表向をはり、內所向奢り觀察有べし、四には屋敷構、家居の體にて、武威の盛衰觀察有べし、五には小兒行儀、衣服等にて、町々所柄の善惡、觀察有べし、六には城下出入の口々しまり、ふしまり觀察有べし、家中一通り廻り濟たらば、足輕町、仲間町をも廻步有べき心得は右に準ずべし、且輕きものながら、直ものなれば、足腰立ざる老者など、主君を拜する爲とあり、町鄉中は鷹野、猪狩等の序に心を付て觀察有べし、町鄉中抔は上を重んずるや、輕んずるや、心を付玉ふべし、諸家中一通り廻り濟て、後に小身に勝手の面々、家居大破にて修補をも加へ兼たる體のものへは、少し金子を與へ、修補を加へしめ玉ふべし、小身の者は、家屋の修理に手の及び兼るは咎なし、惠み施し玉ふべし、徒に惠施のみにあらず、家中家居の見苦敷は主人の恥なり、大臣にて家居見苦敷は教諭を加へ、又は咎有べし、但し結構美麗をなすべしと云に非ず、分限に應じ表向士の居宅と見ゆる樣にあるべし。

一 又云、或人云、日省月次と云者あり、自分身を顧るの條目なり、然共又士を治る心得にも成べきか、左に遺を記す。

一 父母に孝なりしや、不孝なりしや。

一 君に忠なりしや、不忠なりしや。

白刃日にかゞやき、瞬息の間に、死生存亡の別るゝ境なれば、動もせば後ろ髮引るゝ心地もすべきを、義を重んじ、勇を勵まし、勇み進んで矢炮、白刃に向ひ、骸を汗馬の蹄にかけ、骨を山野に晒す事を顧ざるは、義の重を知ればなり、若利を以て云へば、一歩も近るべき所に非ず、仕合にて今日は恙なくとも、あすと可レ賴身にあらず、うい ありさまなるべし、甲冑着ながら山野にさまよひ、刀鎗矢炮の疵、暑にうみ寒氣にしびれ、命はあれ共無難堪事なるべし、又時により一夜陣などは、小屋懸る迄もなく、惣笹垣は繩棚、諸士は我屆胴、又は折釘、鎗の類に細引ひきはり、澁紙覆たる斗りなるべし、或は伏兵がまり抔に行ては、森林、藪、萱原抔の中に屈み居て、荒き息もつかれず、藪蚊、百足抔に責られ、晝夜雨露霜雪に打れ、寒暑に破られ、疫病はやり、種々の辛苦艱難云斗りなし、是等は皆疊の上に育ちて、安樂至極の心を以て推量れば、其千辛萬苦の十が一二なるべし、古戰物語抔に心を付て見て想像べし、今の世、父子兄弟妻子諸親類に至迄、倶に飽迄食し、暖に着、廣き家に居て、雨露霜雪にぬるゝ氣遣もなく、分に應じて召仕ふ者もあれば、手足を仕ふ勞も輕く、何一つ不足もなき世に生れたるは、甚しき幸ならずや、戰國の時に生れたりせば如何がせん、常に古の亂世の有樣にたくらべて、今の世を樂ば、別に樂を求ずして、おのづから心の樂み餘り有べし、餘りに安樂なるまゝに遊び、樂の品に事を欠て、果は遊びの爲に身を亡すも多し。

一　又云、國へ入部毎に、家中隈々迄殘りなく廻歩して、家毎に何某の家なる事を尋問玉ふべし、

と、安き心もなし、晝の飯は腰に付たる玄米飯斗りにて、味噌にてもあれば上の事なり、道のほとりに引敷て　喰畢れど湯茶は元よりなく、水をだに呑ぬ事も多かるべし、又頓て押行つゝ、野陣なれば着陣しても、早速小屋入して休息もならず、陣場奉行、小屋割濟で小屋場を受取り、家來を近邊へ走らせ、竹木を伐集、小屋をかけ、細引ひき渡し抔して　澁紙にて天井左右後を圍ひ、前は幕打渡し、敷もの迚はあへしき抔云ものも持運ぶ事無ければ、土の上に草萱など苅り敷、御座澁紙、泥障、具足櫃の皮、鞍覆、引敷抔敷て居る迄なり、扨竈をほり、水汲飯炊にも夫々の器物も無れば、黒米飯に水と味噌と鹽とを入、かき立煑て是を食し、飢を凌ぐは能分にて、米と鹽斗にて、鹽を水に入かき立、煮て汁の代りに食する事多し、是を鹽のかき立汁と云、夫も時によりては、一日も二日も食せざる事あり、なま米を其儘喰ふ事もあり、兵粮に手間ては、昔より牛馬の肉、木の實、かやの實、草木の若葉、海草など食し、又水に渇して難儀に及ぶ事もあり、毎日山川、切所、險難をも避けず押行儘に、草臥疲る共、湯も遣はず、夜中も夜討夜込の氣遣あれば、打くつろげて休む事もならず、甲冑を枕として少しまどろむ迄なり　夜具と云程の物もなければ、寒き時は堪へ難く、夏は蚤蚊に責られて、まどろむともなき事、幾夜もあるべし、少しまどろめば、甲本陣より一二三番の貝にて、朝飯を支度し、立出又昨日の如く、險難切所をも嫌はず、又明の日も、暮る夜も、古の如くなり、扨又敵地へ入ては、殊更油斷なり難く、萬の心遣云斗りなし、戰の場に臨では、矢炮飛する事雨霰の降るが如く、

一　忠節忠孝の心懸を深く、所望を淺く。

一　遠慮して懃懃を深く、遊山或は樂事淺く。

一　人を遣ふに穿鑿を深く、折檻を淺く。

一　又云、昔戰國の時は、將士共に千辛萬苦して、晝夜片時も安き心なく、父子、兄弟、諸親類皆ちりぐにて、安否を聞事もなく、飮食、衣服漸く飢寒を凌ぐが能き分なり、動もすれば、飢寒の患あり、其形勢を想像りなば、別に樂を來るに及ずして、今の太平安穩を可ㇾ樂事なり、二百年來太平の世に生れ逢て、弓矢を袋にし、何の氣遣ひもなく、不足もなく、腹鼓打て居るは何等の幸ぞや、今日久敷無事の世に生れては、古戰國の世の有樣、想像ても十が一二なるべし　今想像ても、中々推量の屆かぬ事成べし、其十が一二成共、常に想像て、今日の安穩を可ㇾ樂、其十か一二を云はゞ、凡變事は皆急に起るものなり　軍勢催促有て出陣迄に寛々支度を調へる樣なる緩成はなし、有合たるものならでは用に立ず、此故に士は治れ共、亂を忘れず、常に其備怠るべからずと云なり、扨首途する時は生て二度歸らぬ別れなれば、老たる父母及び妻子の歎き、想像るも堪難かるべし、され共、義を以て一命より重しとする武士なれば、わろびれたる色見せじと、押包む胸の內、いか斗り成べきや、一歩を踏出すより、今を限りの名殘ともなれど　心强く跡を二度顧もせず、扨又押行路は、險難切所の嫌無事によりては道もなき所を、押行事もあり、道すがら今や敵寄せ來る、此森彼蔭に敵の伏兵やあり

一　音信贈答過分の儀不レ可レ有レ之事。

附り賄賂の音物堅く禁止之事。

一　家作分限より輕く可レ仕事。

但し表向は分限相應たるべし、內所向は用事辨じる迄にて物數奇の結構不レ可レ有事。

一　男子無レ之者、五十歳以上十七歳以下、及二末期一養子の願、ヶ條目の通吟味の上可レ立レ之事。

但し嫁娶並養子取組に付持參金停止之事。

一　本主の構有レ之者並受人無レ之者抱置べからず事。

一　可レ制二群飲佚遊一事。

一　結二徒黨一致二荷擔一或は妨をなし、或は落書、張文、博奕、不行跡、好色、其外侍に不レ似レ合儀有レ之間敷事。

一　年季に召仕ふ下人、十ヶ年を可レ限、御定數を過ば可レ爲二罪科一事。

一　喧嘩口論を不レ致　傍輩中念頃に可レ致事。

一　又云、古人の敎に、大身小身共に常に可レ愼五ヶ條、淺深合せて十七ヶ條と云事あり。

一　人を深く、我身を淺く。

一　慈悲を深く、欲を淺く。

一　第十五、主君の仰なり共御受申まじきを辭退なく、或は御受申もどかしうて申さず事。
一　第十六、仕合よき人をば惡きをも譽仕合惡きをば能人をも譏り侮る事。
一　第十七、我に少し仕合せよき時はほこり、□てに成たる時は□る事。

一　又云諸士の法制條目大概時々禁令の類は略之。

一　勵ニ文道一嗜ニ武用一忠孝不レ可レ怠事。
　附り夫婦兄弟親類に睦敷召仕の者に至る迄憐愍を加ふべし、常に禮法を正し義理を專らにし風俗を亂るべからざる事。
一　武具、馬具等の兵具幷倶連、軍役、如レ定無ニ不足一可ニ相嗜一事。
　但し美麗を好むべからず、幷刀脇ざしの拵へ同斷の事。
一　諸番人無ニ懈怠一可ニ相勤ヿ之、煩の節は誓言狀を以可ニ申屆一事。
一　諸役人法度相守り、其役々不レ可レ有ニ粗畧一事。
　附り勝手向役人たり共、利勘卑劣之儀不可有事。
一　萬守ニ儉約一書籍、武具、馬具の外家內の諸道具不レ應ニ分限一物不レ可レ求レ之事。
一　衣服の制尤用儉約、應ニ分限一美麗すべからざる事。
一　婚姻の諸道具、梨子地蒔繪の類無用、其外の諸祝儀共に輕く可ニ相整一事。

一　又云、古人の傳に、士の耻辱十七ヶ條と云事あり。

一　第一、虛言又人の中を惡く云なす事。

一　第二、頭をはられてもはりても恥辱の事。

一　第三、座敷にても路次にても慮外の事。

一　第四、親兄弟の敵ねらはざる事。

一　第五、堪忍すべき儀を堪忍せず、堪忍すまじき事を堪忍する事。

一　第六、詫言すべき義を詫言せぬ事。

一　第七、被官の者成敗すべきをせざる事、免すべきを免さぬ事。

一　第八、欲得の義に付て人を出し拔く事。

一　第九、人の手柄をそねむ事。

一　第十、好色の事。

一　第十一、贔屓の人多き所にて强みを出す事。

一　第十二、手に足らぬ相手にがさつなる事。

一　第十三、武功の位を知らずして少しの儀に自慢する事。

一　第十四、四欲心を先達て緣類を求る事。

及ばざる所なし、堯舜の御世と云ども、此上の飽食もなるまじ、此上の衣類も重ねらるまじければ、外に樂を求ぞ、只古人の亂世に比べ、今の世に生れたるを大成る幸とし、天恩國恩の難有事を辨へ、驕奢を怺て心を安じ、家業を樂で日を送る、是を大安樂の秘傳と云と見へたり。

一　又云、進物は元來心の誠を表見するものなり、人たるもの恩を謝する事を知らずば、禽獸にも劣れり、されば無て叶はぬものなり、夫にも親疎厚薄の差別有べきは勿論なり、只賄賂の音物を堅く禁ずべし、是を禁ぜんが爲に、親戚故舊の音物上を禁ずるは道に戻れり、是も士の品位を三四段に分て、一通りの謝禮の贈物は、大概の制度を定むべし、各別の謝禮、又は有に任せて、折節の贈答は制外なるべし、又云、町郷中の者、新田其外諸願事を家中の士取持。執事家老抔へ内々取繕、賄賂の音物を多く受る者有、筋道違たる者故、折ふし輕重に隨て刑罰有事なれども止ず、夫をいかゞと云に執事家老へ取持するものは刑せらる共　其內證を聞受る執事家老は咎なし、畢竟重き役人、內證を聞受る者有故に、其下に取持者も有也、然に取持もの斗り咎有て、聞受る重き役人は咎なき故、人々服せずして、是等の事止まざるなり、重き役人是等の私あれば、其罪彌重し、先づ聞受る所の重き役人を初として、咎あらば諸人も服し、私曲の事は止べし、甚しくしては、無事願の通り叶はゞ、是程の物を送るべし抔と云も有よしなり、是等の私あるを知らぬ君は、明君と云べからず、是等の事を知らんとならば目付役を用ゆべし、其外知樣は何程も有べし。

一、又云、或假名本の双紙に、求ずして大安樂を得る秘訣と云事あり、云不ㇾ及ながら、目を長ふして古を考ふるに、神武帝より以來、如此治れる御世はなし、增て保元平治の頃より、盛衰記、太平記の亂次第に大亂に成て、足利時代の亂尤甚しく、干戈騷動の中なるに、今は其軍を淨瑠理に聞、本に讀て慰み物とする斗りなり、如此亂世に生れたりしかば、いかゞせん、亂世には造化の氣虛にて、人類減耗時節なれば、米穀諸物もへり、飢饑も打續き、百姓の夫役も多く、父母兄弟妻子等の親類の劍難橫死常の事にて、又時行疫病、其外病難も多し、殊に渡世の業も、心の儘にならざれば、貧苦は云に及ず、腹の中より干戈の音を聞て、一生軍の中にて死せる人幾ばくぞや、今は千里に粮を畜へずして飢ず、寒へず、小兒に千里の旅をさせても指さす人もなし、殊に衣服食物の花美なる事、往古は勿論百年以前に比べても十倍と云べし、苦を經ねば樂を知らずと云如く、斯る大安樂の世なれば、外に苦のなき儘に、貧苦を世上第一の患として、貴賤共にもてはやすは、脾胃の强き人の早く腹の減耗を病と覺たるが如し、今の貧者は、古の長者なる事を知らず、されば、古は貴人高位の人も、世を遁れ、山林に身を隱し、命とすり替なれば、喰馴れぬ木の實を喰て身を全ふし、或は剃髮染衣の身となり、はきなれぬわらじをはきて逃げさまよへ玉が、今は出家も安樂世界、是を五濁の惡世と識る僧は必ず極樂と地獄の門違をするなるべし、娑婆卽寂光の淨土とは、今の御世なる事を知べし、今の世は代々の聖賢の遺訓により、且は神祖の神德により、海の果、山のはさま迄、五倫の道行はれ、上の仁德の

云べからず、恨には日比の恩を忘れ、情には一命を捨る者なり。

一　又云、執事家老など云重き役人は、主人も重く會釋し玉ふべし、酒宴の座抔へは呼出され間敷なり、始終嚴重に禮義を守ては酒宴の興もなし、主從打くつろげて酒宴に及べば、主人も機嫌に乘ぜらるゝ事あり、其體を重き役人に見せらるゝも惡く、又重き役人も、酒宴して後は打亂したる體もあり、主人是を見玉ふも又惡く、重き役人は酒食玉はる事あらば、表にて急度賜り、亂酒に及ぶ間敷なり、內宴へ呼て相手とし玉ふべからず、害あり。

一　又云、昔は諸家共に、組頭、組子は平日殊の外親しく、相互に懇なり、每春組子へ酒飯を振舞、組子の內、病人あれば、使を以て折々問尋、別段取調る程の事は無れ共、自分食料、汁菜の內抔迄り、重病に及では、組頭自身見舞に行ては尋問し、若し不幸に及べば、組頭野迄葬送に出たり、是を以て其余は押て知べし、左あれば、組子の善惡、人品、得手不得手をも能く知て、夫々相應なる役向へ吹擧し、主人より此者人品いかゞと尋ある時も、答に爪付事なし、皆常に親み厚き故なり、組頭、組子は實に左も有べき事なり、何ぞの時は、互に賴み賴まるゝ身なり、治世久敷、今は組子を賴み力にする樣の事は絕て無れば、組頭の威光斗り強く成て、親み賴もしき所はなし、只願訴訟の世話迄の事なり、少しも骨ヶ間敷事か、死生存亡に懸る程の事あらば、今の疎々しさに、首强なるいたづら者は指圖も違背し、危難をも態と救はず、夫見よと云樣にも至るべし、君主世話有べき事なり。

するものと安堵するは、危ふからずや。

一　又云　士は文字を知り、書を學び、道理を明らかにし、凡身を修め、家を齊へ、人を治る道に於ては、不足なく辨へ知り、國家の治を輔佐すべき者なれば、農工商の如く、人君の教導を待べき者に非ず、然に政事の妨げになり、風俗を亂し、君の厄介になる族も間々あり、畢竟無學にして、道理道筋を知らざる故なれば、諸士へ專ら學問を勵さるべし、武藝は士家の本務なれば、勿論の事なりは。

一　又云、家中諸士の內、先祖戰功討死ありし者、戰功には非共、君の爲、國家の爲に死を致し、又は大勳勞ありし者は、名籍に記し置、其子孫は年中一度も目見ありて、料理を賜るべし、故舊を忘れざれば、民薄からずと見へたり、いつの頃にか始りけん、東照宮御工夫にて、義心金鐵の勇士十六人を撰せ玉ひ、いつの頃よりか、紅葉山御靈屋の內に、今に至る迄十六人の位牌を立てゝ、各俗名名乘を記し置ると云、所謂拾六人は、

酒井　左衛門尉忠次
井伊　兵部少輔直政
鳥居　彦右衛門元忠
平岩　主計頭親吉
服部　半藏正成
鳥居四郎左衛門直次
米津　藤藏入道淨心
渡邊　半藏守綱
松平　左近　忠次
本多　中務大輔忠勝
榊原　式部大輔康政
大久保七郎左(右カ)衛門忠世
內藤　四郎右(左カ)衛門正成
高木　主水正入道性順
大久保　治右衛門忠佐
蜂屋　半之允直(貞カ)次

一　又云、人君は侍たる者に、堪忍なり難き詞など、一言も

る如く成べし。

一　又云、今の君の爲にすると云所を見るに、大方は利を以てし、下を損じて上を益にあり、加增褒美に預る者も、大方は彼利を以て附益するものにあり、士風の衰る事又宜ならずや、下を損じて上を益すは、君の爲にするに非ず、人心を離背せしめ、風俗を害し、大に君の爲に損あり、皆己が勤功を立、稱美に預らん事を思ふ小人のする事なり、義理程、君の爲になる事は勿れども、義理を以て君の爲にするものは少く、君の賞翫も又利を以てするものにしかず、君の賞翫ある事は下擧て是を習必然の理にて、上理を好めば下に又甚敷者あり、上義を好めば下又是に習ふ、義と理とは相反するものなり、人心の向背此二ッにあり、目前の小利を好むべからず、太平久しければ人奢り物費て、管ら利に走るは、古今の通患なり。此時に當ては、専ら義を以て倡わずんば有べからず。

一　又云、治平久しければ、禮文備りて、美事成樣なれ共、次第に誠實は薄く成なり、就ては君臣上下の間遙に隔り、親睦の情は日々に疎に、一命に代るべき家臣斯疎し敷は有間敷なり、近習外樣と云も、本は同じ譜代の士にて、當時の勤場の違たる迄の事なり、今は臣に持せらるゝ所　皆他人あしらへなり　杖を以て堅甲利兵を討べきは、日頃の恩にあり、下へ親を厚ふする者　威光の落る樣に思ふは誤なり、威嚴のみを以て下に臨めば、そら拜みして誠に敬はず、親み厚ければ　敬するに蔭ひなたなし　大節に臨み、長上の爲に花を輕んずるも、北げ走るも　日頃に有、約束の宛行さへ與ひ置ば、皆死

れぬ事なりと云へり、主君の用も辨じ、又能く諸士の才德をなさしめ、才器に隨て人を用ひば　能其職任に叶て、諸職能く治り國安かるべし、良法と云べし。

一　又云、士は賭の諸勝負、堅く禁ずべし、文武の藝に精勤せざる者間暇多く、奢に習ひ、費用多く成に隨ひ、利に走る心甚し、賭の諸勝負は、人の寶を只取りにする事を好むより起て博奕の類なり、初めは藝を勵む爲に賭ものせし、今は賭ものを侔が爲にする事となれり、博奕を好むは、人の物を盜取心根に近ければ、職を知り義を守らんとする士に於ては、假初にも爲べき事に非ず、嚴に制禁有べし、的抔も賭ものなく修業がてらに慰もすべし。

一　又云、凡人を治るに、惡事のみを禁ぜんとすれば　誰迚も咎に逢を厭わぬものは無れ共、彼惡をなすものは、利發に立廻り、表向は咎に合ぬ樣にとはすれ共おのづから止なり、善事は品々有べし、其大概を云はゞ、父母に孝行なるもの、子を能く教育するもの、忠節なるもの、下人を能く召仕へ、家整ふりたるもの、夫婦の間正しく和睦なるもの、兄弟及び諸親類に睦じきもの、能き友を求て能交るもの、義理を專らにするもの、慈悲深き者、正直なる者、文武藝能心懸厚き者、學問文武藝に達したるもの、行儀作法守り、堅固なるもの、賴母しきもの、武具、馬具等嗜能、士道を守る者、儉約を守り勝手取り亂さぬもの、是等の類尙有べし、拔群の者は折々稱譽有べし、左あれば惡事は自ら相消

士は尙更の事なり、

一　又云、常に我宿、又は旅宿共に、夜寐て刀脇ざしを盜み取らるゝは少も士のひけに非ず、寐て知らざる時は力に及ず所なり、然共番所にて取られたるは、越度とする事、古今の例なり、いかんとなれば、他の非常をも改る爲の番所なり、然に氣遣なく寐て取らるゝ共、怠り遁るゝ所なし、身を退きて男を止むべしと云へり、吟味穿鑿も又此心得なるべし。

一　又云、今時の武士、口には白く搗たる米の飯を喰べ、汁を添、菜好し、身にも時々の衣服を着重ね、冬の夜は臥具を用て寒氣を防ぎ、夏は蚊帳の內に寐起を心易くし、晝の間の勤迚も、疊の上の奉公の事なれば、別に氣遣なる事もなき供番、使番をさへも、番間詰て難儀する抔つぶやき、主人より賜る所の恩祿を、只取りにする分別なりと云へり、就て思に主人より賜る所の恩祿は、大小身に寄ず、毎月毎日欠しなく賜りながら、廣間番等の勤は云に及ず、日勤役迚も、大方は晝過より夜へ懸けて、勤の暇有て、毎日朝より夜迄の勤はなし、尤其暇有樣に仕ば休息の暇のみに非ず、文武の藝をなさしむべき爲なり、其上人と云ものは、張詰ても續かぬ者なれは、休息の暇もなくて濟ぬ事なり、文武の藝なければ、本務當務の用に立難く、松平丹州侯、在所諸士の勤は、朝六時より役席へ出勤し五時に退く、其子細は四時より出て、九ッ半時或は八時に退出しては、晝の氣の盛なる時を失ふ故、文武の稽古精勤し難し、專ら文武の藝を勵んが爲なり、只稽古の席へ毎日時刻の定めなく、目付役の

もさむかりき、身は習はしの者にぞ有ける、と云へり。

一　又云、古今忠臣と稱する者、其品一樣ならず、感激して身を殺す者あり、其君有事を知て、其身ある事を知らず者あり、艱難を避けずして、其君を救ふ者あり、至誠君を愛し、善を以て進め、道を以て輔るものあり。

一　又云　我身朝夕、飲食の俸養を輕くして、身をば勤勞すべし　奢て飲食の美を好み、怠て身を安逸にすべからず、如レ此すれば德を育ひ、身を育ひ、財を育の益あり、身を勞すれば、艱難苦勞に堪て、忠孝を行ひ、學問藝術を習に勤能く、殊に士は武勇の嗜なくては、戰場にて艱苦に堪ず、病起り身弱りて用に立ず、武勇を勵み難し。

一　又云、人を討時は、必ず詞を懸る事なり、毒飼、寐首、暗討、辻切抔は士の爲べき事に非ず、又矢の根に毒を塗り、或は矢柄を拔と、跡に鏃の殘る樣にゆるく矢の根をすへるは、能き武士の爲べき事に非ず。

一　又云、士の魂は淸水で洗へ、腰は立ず共、侍の一分を立よ、鼻は欠共恥を欠なと云は、古へ武士の常談なりと云。

一　又云、武具、馬具等の名所、製作の異同を知らずは拙し、心懸て記憶すべし、武具の着用勿論なり、又馬の飼樣、凡髮の仕樣、馬具仕懸け樣等下人に任せて、不案内なるは不心懸なり、殊に小身の

ればなり、農人は其心他の求なく、壹筋なれば士に近しと云。

一　又云、鈴祿に士を調る法あり、用ゆべからざる者五ッあり、一には、市中に居て遊び戯れて、緩に育ちたる者、二には、花鎗花刀とて　鑓長刀を遣ふに花やかに美きを専らにして、敵に勝事を専らにせざる藝は用なし、三ッには、年四十を越て、力弱き人、四には、好で大言をなして僞を云、あだ言多く云人は實なる働なし、五には、面白く膽弱き人は、強き働き成難しと云へり。

一　又云、忠を以て働く者は、勇其中にあり、勇を以て働く者は、忠を背事あり。

一　又云、眼目あり迚、人の隱すべき事、恐れある事を見、遊興の見物を好む事勿れ、耳あり迚、穩密の事を立聞し、口ありとて穩密の事を漏し、他人の噂を云べからず、足ありとて行間敷所へ行べからず。

一　又云、戰々兢々として深き淵に臨み、薄き氷を踏が如く愼む者は、眞の大英雄の人なり、世の人は、譬を怒らし、罵り疎くして忌み憚る事なきものを、勇氣の有人と思ふは誤なり、如ㇾ此人は、一旦利害得喪、生死禍福の大事に臨ば、畏れおのゝき、氣を顚倒錯亂して、守を失はざるものなし、是兼て深きに臨み、薄きを踏の工夫なき故なり。

一　又云、四支の達者は、生得に有と云へ共、心懸れば達者になるものなり、若き者はなる程身を堅め着物を薄く着し付たるがよし、冬陣にて振へては、臆したる樣にて惡く、或歌に、手枕の透間の風

べけれ、常々家來を疑ひ、覺束なく思ふと云ぬ斗りの仕方は、甚だ諸士の忠志を失ふ事なり、勿論大勢の內には、僻事を行ひ、上を欺く者も有べけれども、夫を戒むる迚、忠志の士をも疑ふ樣なる仕方は、大に士風を損ずる事なり、上より下を疑へば、下又上を疑ふ樣に成て、君臣の間も離背して、爭でか水魚合體の家中となるべきや、然時は大節に臨で頼むに足らず事を知べし

一 又云、人主を攻る者甚だ多し、或は勇力を以てし、或は辯口を以てし、或は諂諛を以てし、或は奸詐を以てし、或は嗜欲を致して、交攻て自ら售ん事を求む、人主少しく懈て、其一を受れば、危亡是に從と云へり。

一 又云、神社佛閣等の祭禮總て見物事、人寄せの所の如きは、匹夫野人の立傳ふ所なれば、士は立交るべからずと禁ずべし。

一 又云、勇怯とは、勇はけなげなり、怯は臆病なり、勇怯は生れ付たる性に寄り、又習しによる、生れ付も習わしによつて、勇にも怯にもなるなり、武士の子は、武藝を學び、武勇なる人に交り、昔物語りを聞、古の戰記を讀み、勇を勵し、武を嗜むべし、武士の子も商人と馴れば、習はしと成て、武道に疎く、勇氣弱く成る、習はしを選び愼むべし、少成は天性の如く、習慣は自然の如しと云は、幼き時より勤め學べば、天性生れ付たる如くになる、習馴たる事は自然に勤ずして、能するが如し、唐も大和も、軍には農人を用ゆれ共、商人は武士には用ひず、商人は其習、專ら利を斗りて武士に遠け

ヶ樣申年寄り、日頃國元に秘藏仕置候郎等共を召連て、眞先懸けて紀州へ押寄せ可ㇾ參候間、左樣に御心意候得と申されしとぞ、日頃秘藏致置郎等共との詞、能く大將の器に當て、家臣たるもの是を聞ては誰か命を可ㇾ惜、日頃諸士を撫育せられし事は、奥州土産と云寫し本に見へたり。

一　又云、武士は家の業にちと好過、嗜み過たるは見能きものなりと云へり。

一　又云、武士の寶は人に增たるはなし、大身小臣共に、家の子郎等小者に至るまで情をかけ、不便を加へ扶持すべし、是戰場にて勝利の根元なり、性あるもの恩を知らざるはなし、一旦の恩にさへ時に寄、命を捨るなり、殊に年來恩を蒙り、其身をはじめ、妻子郎等迄養て、飢寒の憂なく、安樂に暮す事、誠に主恩は天より高く海より深し、然ば忠孝を心にかけ、奉公油斷有まじ、戰場にて生死を共にし、用に立ものなれば、懇にして使べし、主人の能きに內のもの惡きはなし　されば源の義經、楠正成の郎從に、壹人として未練の者なきにて合點有べし、情は味方、仇は大敵、惡き者も非道に當るべからず、郎等故に命を助り、手柄なる功名もあり、譬ば刀脇ざしの切能きを求め秘藏すれ共、平日用に立に非ず、一代一度の時用に立んとの心懸けなり、況や家人は常々も奉公し、大事の時は一命を捨る者なり、常の心得肝要なり。

一　又云、惣じて士たるものは邪計の事なく、虛言を云ぬ者と立て社、士の本意も立ち、難ㇾ有存ず

し治世の役は、入用の時新參者を抱へ、或は雇者にて濟と云はゞ云へ、軍役に至ては、死生存亡の地へ臨む事なれば、累代重恩の者にあらざれば用に立ざるなり、約束の知行さへ與ひぬれば、濟事とばかりに思ふべからず、況や約束の知行さへ半知宛行位にて、外に禮遇と云釋らしき事は、儉約に託してなく、奇きあしらひにては、何ぞの時の鋒先强からんや、否覺束なし、但し恩を與へ情を懸ると云へば迚、管ら物施し祭るを云に非ず、一言の情けにても感じて、士を致す事あり、又一言の失言に、重恩を忘れ、仇となる事あり、人心を得る事、術方便の能する所にあらず、誠に愛するにあり、誠に愛する心より出れば。一言の恩にも感動し、愛する心より出ざれば、譬ひ多く物を施し與へても悅ばざるなり、偖又常に多くの士を育置は非常の備なり、常に備へ置ざれば急の用には立難し。

一　又云、士は君の一命に代るものなれば、何より以て大切にし、秘藏有べし、家内一類を捨て敵となるも、一命を捨て忠節をするも、君の心にあり、賴むべきも士なり、又恐るべきも士なり、古より落めの時に臨んで、主君をとらへ出し、又は返り忠、裏切せるもまゝありし事なり、伊達正宗、或時紀伊大納言公へ振舞に參られ歸し時、紀伊侯、玄關迄送り玉ひしに、御廣間所々御座敷々々、御家中の歷々伺公せしを見て、偖も／＼歷々御家中衆目を驚し候、大納言どの是程の御內衆を持せられ、只今の若上樣へ少しも御奉公御如在有まじくぞ、御人數にては、譬ひいか樣の大國へ御取懸け候共、御勝利疑有間敷存候、若し紀州に於て、何ぞ御用の事も候はゞ、我等に御聞せ可ㇾ被ㇾ成候、手勢二千も三千も召

るもの有、取賣馬口勞の仕方にて論ずるに足らず、又夫程迄に勿れ、只己が勝手を専らにして、人を損ずる事を顧ず、諸事自身勝手に振舞ものは義理に疎く士とするに足らず。

一　又云、士は三民の上に位し、武を司り、國家を守護し、暴惡を制し、國家を安穩にする業なり、爰に於て若し怠りあれば、君能く是を勵し、勤めしめ玉ふべし、是は君の任なり。

一　又云、治世の士は規模なく、無用の長物の如く成故、町人百姓も侮り輕じ、士魂下り眠て、武威次第に輕く成也、折々規模あらしむる樣にすべし、年中壹度も、本供連にて、一統出る樣なる事あるべし、譬ば主君の江戸下着出迎か、又は產神祭禮とか、何ぞ事を寄せ、本供連にて出る事、年中一兩度とも有ば、大小身に從ひ、相應に供連の員數もあり、諸道具家來の借しもの迄、おのづから用意調ふべし、諸士も又分限に應じて規模有、又下へ武威を示すの一ッなり、又操練をなすべし、諸士規模有て、眠れる士魂をさませるなり。

一　又云、太平の世には、士は役人の外は、無用の長物の如し、農工商は一ッも欠ては、天下の用辨ぜず、されば、士は多く無ても濟べき樣に思ひ、身代より士多き故、領地の年貢にて、國用不足なりと思ふ君あり、素より農工商の三民も、治世の士は無用の長物と思へり、諸侯は身代に應じ、士を持ざれば、諸侯は並らざるなり、諸侯の本務は軍役なり、當務は御門勤番、諸警衞防火或は空城受取等なり、何れも諸侯は家士の勤る事なり、されば常に恩を與ひ育ひ置ざれば、入用の時急に詮方なし、若

れば、隱居は各別、子供たり共、後に職有者は堅く禁べし。

一 又云、四民各職業とする所あり、士たる者は君に仕へ、民を治るを職とする故に、三民の上に有て、民の貢する所を食す、然ば民を治に足て後民の養を受べし、然らざれば素餐なり、凡其養を受る者は、其勤勞し、其事に死すべし、若し其育を受て、其の業を廢せば、譴責する者なしと云へ共、天の責をいかんとせんや、恥し恐るべけんや。

一 又云、古より天下の人を四つに分ち、士農工商の四民とし、夫々に職とする所あり、農は耕作を勤め、米穀野菜を出し、工は宮室器物を作り出し、商は爰に餘る所の物を不足の所へやり、こゝに足りぬものは、彼所の餘る所より求來て通用をなすものなり、此三民にて、天下の用は辨ずるなり、殘りの一民は、然も三民の上に立て、士とあがめらるゝは、何を職とする事なれば、士の司る所は義なり、此義理の筋目なく成ては、人々廉恥の心なくなり、互に相欺き互に相掠め、畏れ憚る所なく、終には子も親を親とせず、臣も主を主とせず、後には大亂にも及ぶなり、夫故士と云もの、三民の上に立て、義理と云ものを職とするなり、さて士は耕作もせず、細工もせず、物を商ふ事もなくて、飽迄食し、暖に着、ゆるやかに居をしめ居る事なり、猥に權威を以て、農工商を賤しめ押るには非ず、三民の不義を亂し、三民を安からしむるの職分故、彼等も自然敬ふ事なり、然に士として利欲に耽り、染て金銀を貪り、義を失ひ、權柄を以て下を押掠る輩有、或は馬を好道具をすく體にもてなし、利を心懸

家業あり、其家業の勤は、是又急に知らで叶はぬ事なり、士たるものは、武を以て本意とするものなれば、天下安くと云へ共、兵法武藝は急に知らで叶わぬ事なり、武藝も又品々あり、近き所の勝負は居合なり、夫より少し間の立延びたる所は劍術也、又少し延ては、鎗と長刀なり、夫より遠くしては弓鐵炮なり、又馬は武士の足なり、達者ならずしては用立難し、弓鐵炮と鎗長刀とは、何れか一方づゝにても然べし、武藝も熟せざれば用立難し、今日君に奉る所の勤役は當務なれば、是又精せずんば有べからず、一つの藝を以て家業とするものは各別、左なきものは敵間の遠近に寄て、施し用る所の藝知らず所あれば應じ難き所あり、然ば遠近に寄て、一々施業、夫々に知らで叶わぬ事なり、不知して叶わず事多し、若し知らず共、害なき事は費をせば、要用急務に疎く成は必然なり、是を本末倒に置と云、容易に心得て可成事に非ず、此外水練も少し心得ずしては、時に依て事欠のみに非ず、不覺の犬死有べし、和禮古實も少し心得、賓客の應接　他方へ使して君命を辱しむる事あり、武士は無骨にて、座配、立振舞の見苦敷は苦しからぬ事ながら、禮作法を知らぬは不嗜なり手跡　かな遣ひ抔も人に見落されぬ位嗜べし、此類猶有べし、然ば知らで叶わぬ事も數々多し、年富み力强に當て、時日を空うすれば、老て後悔す共益なし、先儒曰、不爲無益之事則學進、不談無用之事則は德なると云へり　盤上の遊び、鞠、揚弓、茶の湯、誹諧、酒宴、三弦抔に時日を空くしてかならんや、遊民は各別、職業有者の成べき事に非ず、都て勝負事の慰みは、爭を起して害あり、殊に慰事に傾き、耽り易き物な

侍の僕從の甲斐々々敷用に立は、則主君鋒先の强みなり。常に油斷有間敷なり。

一　又云、薩州家の家臣に、大熊傳藏と云人あり、知行三千石を領す、此人江戸詰中、用事を達せし呉服屋の町人　長崎へ商の事に付て行し序に、彼大熊氏の方へ尋し由にて、彼町人の物語なりとて聞しに、門、式臺抔大成る構にて、折ふし傳藏は屋敷へ出て、若黨仲間共に前栽の事指圖して居たる所へ直に招れ行しに、傳藏此にては隱居し紙子羽織着し居たり、夫より居宅へ同道せしに、家も殊の外廣く、莚を敷たる琉球表の薄べりを敷たる間を多く通り、居間へ同道せり、居間は疊なり、傳藏妻も出て對面せしに、下女四五人脇に付出たれ共、妻女は綿服なり、晝飯時に家來を見せけるが、若黨六十三人、莚敷たる廣き間に並居、めんつうと云物に飯を入、銘々の前へ配り給べ仕廻て、右のめんつうを釘にかけ置たり、仲間は九十人程有よしなり、然るに敷物は大方薄べりにて、式臺寄付の間も、居間ばかり疊にて、其の外は皆薄べりなりしとなり、三千石にて是程家來を持たるは、大君故なるべし。

雜事

或人云、人は急に知らで叶わぬ事あり、知らでも苦しからぬ事あり、人の人たる道は、王公大人より士農工商に至迄、貴賤上下の差別なく、急に知らずして叶わず事は勿論なり、其外には士農工商各

ありし故、お末と臺所とは廣かりしに、今は召仕も軍役の心懸けなく、今日奢の使用を專一として、若黨、仲間を減じ、下女は多く成しなり、中頃の家居は過たり、今の家屋は武士の家家と見へず、昔の質素にして、廣狹は分限に從ひ、事足るを主とし、家僕武具の嗜、きらびやか成る風俗に返したき事也、一家中はいかにも主人の心次第に成事なり、世間一統の風俗と云て、成合行合に致し置主人は、故事に心を用ひざる君なり。

一　又云、漢の文帝は節儉の君なり、在位卅年の間、先帝の宮室、苑囿の儘にして、增益せられし事なしと云へり。

一　又云、或老士の常に物語りせしは、老人の家は門塀構にて、表座敷二間あり、土藏もあり、若黨建馬もありしが、勝手の仕切は簀垣にて、簀の子椽と云ものなりしと云へり、門塀などは、只見分を飾に非ず、則武備の一事にて、然も居は氣を移し養ひ、體を移すと云へば、居宅の表向、武備を張れば、子弟たるものゝ育ち養も自ら夫に應ずる事なり、家中の體にて、政事の程も押量らる者なれば、他方の者の見て、恥しからぬ樣に有べし、戰國の時、敵の陣拂したる樣子を見て敵の格を知る事あり、故に跡をかきならし、自燒する事也、今は儉約に事寄せ、門塀、建馬、譜代の若黨、仲間を減じ、勝手座敷に結構をなし、食物の奢、下女、半下の役にも立ぬ召仕多し、軍役に召連るゝ若黨、仲間は譜代重恩の者に非ずしては、物の用に立難し、下女、半下類、何程重恩の者多く迚も、軍役に立者に非ず、

も比せば大度千間の樂なるべし。

一 又云、我等若年の頃見及びし江戶番町邊は、表向石垣を仕り、長屋作りに致し、白土など付たる家は稀にもなく、屋敷廻りは、大方は竹籔にて、其內に萓ぶきの居宅、長屋抔を作り、小さ門の立たる屋敷々々斗りの如くありしなり、今程は竹籔抔の、外圍を致したる屋敷は、一軒も見へず、大名方の家作りは輕くなり、小身なる衆中の家作は、重く成たる樣子なり、諸家國本家中諸士の居宅も、其頃は右の如く、麁相成事と見へたり、中頃太平になれ、奢も出來、結構なる普請となりしと聞へたり、然に今は、何方も家中の宛行を主人へ借る事、通例の樣にて、家中も手詰り、其上昔と違ひ、面々手前にも、無益の費多く成て、又家居の躰惡く成たるなり、昔の麁末なりしは、陣小屋に住居したる士共故、其麁末なる普請も、安樂事足る事に思ひ、榮耀の普請、物數寄抔なく、武具、馬具きらびやかに、分限相應の人馬を扶持し、本務の嗜を專らとせしは、誠に能き武士の風俗なり、中頃家居の結構に成たるは　世に連れ陣小屋住居の事は、父祖の咄傳となり、自身其艱難をなめざる故、敷物抔も　薄へりにては惡く迚厚疊にし、夫に應じて、唐紙張付類の望み物好きも出來たり、然共昔の餘風殘りて、外向の門塀、衣、座敷等には、結構をもせしかども、勝手向はいか樣にも事の欠ざればよしとして、簀の緣、簀垣の仕向抔も有りしと聞へたり、今は門塀抔は無用の物迚、門柱、簀垣又は生垣とし、勝手向には物好きの普請抔するは昔とは表裏の事に成りしなり、昔は若黨、中間、分限相應に

一　又云、何時國替、所替有べきも計り難し、常々屋敷住宅を荒さず、若し所替あらば、疊の表を改め、壁の上塗り、窓障子の張替をして渡す程にするは士の嗜なり。

一　又云、侍の品位を三四段に分け、門塀、玄關中の口、式臺、色壁張付、厚疊、薄緣、板張、土間、梁間、行間等制度有べし、家居は奢り易きものなり、分限に過たる家居は、屋敷替を命じて、制度を越さゞる樣にすべし、制度に違たるも有來り迚、容捨あれば制度は立たざるなり。

一　又云、制度を立るには、其品位に依る、段々次第有べし、小身下段に至ては、家屋の梁間二間半桁間五六間、小き井戶、屋中門は勝手次第　家內に寄り、隱居又は倅部屋、家內に禍理ひ難きに於ては、五六疊敷の角屋勝手次第、からせ形の張付無用、反古張にて胡粉黃土抔引、手細工に少々形を打は心次第、腰張は湊紙、松葉紙類、唐紙戶右同斷、天井薄板張無用、簀にて張べし、但し手狹に付て物置所に二階を張は各別なり、お末と云所には土間筵敷たるべし、惣じて敷物疊無用、薄べりたるべし、寢間、緣なじ疊は勝手次第にて、程に引下げずしては、小身成もの應分の勤は成難かるべし、今日の心にては、餘に引下げたる樣なれども、昔質素の時分にては中の事成べし、昔北條時賴の母松下禪尼の手づから障子の破をつくろはれしにて、其頃の質素なる事想像べし。

一　又云、今程太平の世に當て、居宅を作事するには、陣小屋に住居し、或は山野、又は森林の中に起臥して、寒暑に苦みし事を思ひやりて作事すべし、いかに茅屋小家の不自由なり共、陣中の居所

手向普請には結構をなし、飲食とか衣服抔には、分に過たる奢侈をなして、忌み憚る事なし、されば表向は、生垣もたび〳〵成る所有て、士屋敷とは見へず、武士の武士めき、武士立するを笑ふは昔の事にて、今時の武士は、武士めく様に敎導有度事なり、門塀など普請する者へは、山林に於て、雜木にても賜るならば、追々家中の門塀は多く成べし、奧州仙臺にては、家中及び城下町火災あれば、分限に應じ、檜木山に於て檜を賜る事也と云、他方城下を少し見しに、士屋敷は小身者と見ゆるも、草垣にて、小さき門なき家は無様に見ゆるなり、凡士分の者は、小身にても門建ぬと云制なし、百姓にても、名主、庄屋抔云もの、門あれ共咎なし、町人も路次に門あり、況や小身也とも侍分の者をや、遠慮すまじき事に遠慮し、遠慮すべき事を遠慮せざる事多し。

一　又云、侍の家屋の體、昔とは大きに替りたれ共、今の世に生れて、年若き者は、昔より斯ありし様に思ひて、怪む事なし、其變じ替りたる事荒增を云はゞ、門は門柱二本限り變じ、塀は簀垣に變じ、簀垣は草垣に變じ、厩は萱置所に變じ、夫も後は毀去て、跡は瓜茄子の畑に變じ、屛裏の松は用なしとて、漆の木、梨子、栗、桷に變じ、表座敷は賣拂、金子に變じ、金子は無用の奢に變じ、式臺床飾の武器は、三味線、碁、將棊、双六盤、木枕に變じ、墨繪の山水、文字の懸物は、極彩色の浮世繪に變ずる類ひ擧て數ひ難し、見る目も耻しき事なり、目には見へざれ共、人心の昔と變じたる祉、殊に歎はしき事なり。

に廣し、若黨仲間多く建馬有故也、今は家僕少く高も持ず故、お末も臺所も甚だ狹く造る事となれり、又門塀、表座敷は、今より思へば、分限に過たる事にて、勝手向は、又分限等相應の様に思はるゝなり　又小身なる士の、お末と云所は、皆土間にて、莚を敷置　人來れば薄べりを一枚取り出し敷て、其上へ來人を請じ、客歸れば又仕舞置たり、斯せざれば、應分の表役勤らざる故なり、今は皆板張にて薄縁又は厚疊を敷渡し置事になれり、古今家居の變革とて、人心の異同を知べし。

一　又云、士の屋敷には屋敷はいかにもあれ、門塀なくては叶わぬ事と思へり、今は世間にひかれ、奢侈募り、費用多く、諸士貧に成て、主君よりも折々儉約を示さるゝに付ては、門塀などは有來りにも折ふし手入修補に物入もあれば、有ても無用の物、先づ是等を止るを、儉約の第一番の様に心得ば、士魂の捨りたる故なり、門塀は士屋敷の切かけなり、家居は麁末にても、門塀は略すべからず、喧嘩狼藉者、其外非常の變事有に付て、門内門外の吟味有事にて、手柄にも不覺とも成事あり、元來城を略し來たる屋敷構なる意を忘るべからざるべし。

一　又云、士屋敷の見苦敷は、其身の恥のみに非ず、主君の恥なりと、人は心の用ひ方、古人と相反せり、古人は侍屋敷、門塀なくて叶わぬと心得、士の軍役同じ事に覺たり、今門塀など立るに、力の及ばざるには勿れ共、斯る事は當世入らず、りきみ、から張の様に思ひ、世勤をに見合せ、遠慮するを善と云様に成來り、然ば内所向は、猶以世並の様に思ひ、見合せ、遠慮して省略するかと見れば、勝

家居

上古は、穴居して野所すと云へば、家居は風霜雨雪を凌ぎ、只盜賊防ぎ膝を容るゝに過ざる事也、然共、萬事禮儀作法も備てよりは、貴賤上下の差別もあれば、分に應ずべし、無用の飾は奢なり、但し荒果見苦敷は、主の外聞にも懸る事なれば、見苦しからぬ樣に持なすべし、大小廣狹は、分限の程合を守るべし、士の家屋敷は、元來城を略して搔きあげ、かきあげを略して、屋敷構としたるものなれば、非常を防ぐ心得有べきは勿論なり、古は表向、門塀、客座敷を主として、勝手向は簀の子緣、簀垣仕切抔にて濟しとなり、當時も勝手向普請を主として物好に念を入、表向は麁末に成たり、是等の事にても、人の心の用ひ方、古今の差別を見るべし、大方は家居の構、住居の體にても、其主人の心根、推量らるゝ者なれば、恥しからぬ樣に住なすべし、又家屋敷を全く私のものと思へば、種々物好き好みも多くなり、又は荒果ても修復を加へず樣にとも成なり、預り物にて何時成共、主人の用の飾は指あぐべき者、又萬一主人、所替抔有共、主人の恥辱にならぬ樣に心得有べき事なり、又世間の富人を見るに、衣食には儉約を用ひても、家居は分に過て廣く、造作等に美を飾るもの多し、然ば家居には、奢を用ひ度者と見へたり、分限に依て各別度可ゝ有事也。

一　或人云、家作の大小に拘らず、造り方、住居の體、昔と今と大に替れり、昔はおすゑ、臺所と云所大

有べからず、出錢寄會にて、酒食を求め、飲食するは、武文の稽古席に於て有べき事に非ず、戒禁すべし。

一　又云、飲食も衣服の如く、士の上下を三四段に分けて、一汁一菜より、三菜迄に限り、酒肴・茶くわし抔も是に準て、制度を立て、若犯禁の者あらば咎有べし、凡そ何事も一度制度を立て、犯す者を用捨すれば、制度の行わたる事なし、一人も二人も嚴に咎めあらば、猥に犯すものは有間敷なり、是は宴會の制度なり、常々の食膳は、いか樣に引下げても、格祿の障りに成事なし、殊に少身の者は、粥雜水かて飯等を食しても、內分事のなれば可ㇾ耻事に非ず、いかにもして借金せず、主人の世話にならずして、分限相應の表向の嗜耻しからぬ樣に可ㇾ心掛ㇾなり。

一　又云、寬永の頃、三百俵取らるゝ兩御番衆、肴一種も得らるれば、夫を汁に申付、近所心易き相番衆へ人を廻し、食をば飯次に入、膳椀を添て、面々の宿より持寄に致し玉合、其參會を名付て、汁講と云て、今時振舞と同じ事也と云へり。

一　又云、衣服の部にも記したる、山田おあんの噺に、朝夕雜水を給て有た、おれが兄樣、折々山へ鐵砲打に參られた、其時に朝、菜飯を炊て、晝飯に持れた、其時に我等も貰て給べて有た故、兄樣を度々進て鐵炮打に行と有ば嬉しかつた、晝飯抔喰ふと云事は夢にもなき事、夜に入り夜食と云事も無つて、今時の若い衆は、物に色々の好事めさる、沙汰の限なりし迚、子供を叱りしとぞ。

は親類の交り、吉凶の外に四季の宴會と云事有て、相樂み、睦く交りたりと云、尤折々の寄合故　食品は輕くし、只打とけ親切に交るを專一とせし由なり、凡そ人の情は、繁々交れば親くなり、遠ざかれば疎く成行習なり　適出會する故、餘り麁末にも成難く、何ぞ一種も用意せずしては叶はぬ樣に成たり、夫ゆへ親類の參會も、勤一通りの樣に成て、親の根本を失ふ也、俗諺に親類は泣寄り、他人は喰寄りと云事あり、親戚に疎くして他人に親しきは逆なり、親戚は親むに又次第もあり、第一父族、第二母族、第三妻族なり。

一　又云、若年の者飲食の寄會を催し、大食を爭ひ手柄の樣に心得、不作法に飲食する類禁ずべし、食は生を養ふ物也、妄に飽食すれば食氣廻らず、滯て病を生ず、養生に害あり、且錢を費し不作法にして、心の向ふ所賤敷、無益にして損有、出錢の寄會殊に賤敷事也、近來酒飯の遊び殊に多し、果は禮法を亂し、喧嘩狼藉に及ぶ、戒むべし。

一　又云、主人の用向にて同役參會の事は、成り次第食事の間にすべし、期せずして無ㇾ據食事時節に還らば、茶漬、菜、大根の汁、香の物成べし、取り調る事有べからず、酒は一切無用たるべし。

一　又云、年初めに文武の稽古初は、禮服を着し、初を改る事なれば、禮儀作法尤正しかるべし、各神酒頂戴し、後酒二三べん祝て退散すべし、然に飲酒に耽り、醉興の上、禮儀作法を亂し、主意を取失ひ、下人の寄會の如く成もあり、嚴に制禁有べし、又常々稽古席は、辨當燒飯類の外、飲食の品

ば、常に麁飯麁食を喰、稀には肉味を用べし、但し吟味を求るは奢也、麁飯麁菜は奢を去て、德に從ふのみにあらず、養生に益あり、常々美味に飽ば、生を養ふに害あり、禹王は常に飲食を菲して、孝を鬼神になし玉と云へり、先祖の祭には、分限の力の及ぶ程を辨て叮嚀成べし、又客を得たる時も、色々菜數を調て、珍味を設るに及ず、汁菜の內何ぞ一品有ものを用べし、儉約の事を寄せ、串貝玉子の類にては、招だに詮なし、風流に料理めきたる事を止て無造作なるべし、縱ひ珍味にして菜數多く共、氣兼共なるは、馳走の本意に非ず、料理方は無造作にて、丁寧を盡すべし、惣じて飲食に深く心を用るは、賤敷して可ㇾ恥事也。

一　或人云、士は常に麁飯を喰ひ習ふべし、軍中にて俄に難儀せずしてよし、軍中に味噌を用るは上の事也、多くは飯と鹽とのみ也、黑米飯に鹽のかき立汁なり、鹽のかき立汁とは、水の內へ鹽を入、かき立煮て、味噌汁の替りに食する也、夫も時に仍て兵粮手間て、動もすれば時刻を失ひ、又は一二飯も食せぬ事あり、是を思はゞ常に疊の上にて、心易く麁飯にても食するは可ㇾ樂事也、陣中にては彼黑米飯も暖成を食する事なし、一日分の飯を一度に炊ぎ置き、冬は二日分も一同に炊置なり、譬ひ一日に朝夕二度炊ても、今出來たる飯は腰兵粮に付て、前に詰たる飯を食する事なれば、暖成飯を食する事なし、黑米飯のひえたるは、一入喰惡き物也。

一　又云、親戚は折ふし招て、一飯を振舞親く交るべし、否ざれば親戚と云へ共、情意踈く成なり、昔

上下を着す、況や外の者は殘ず木綿衣服也、奥向女中も殘らず綿服の由、但し太守の妾斗り小袖を着ると云。

一　又云、昔山田某と云ひし者、石田治部少輔に奉公し、石田謀反の時、美濃國大垣の城に籠りしが、東照宮より、田中兵部を大將として、大垣の城を攻させ玉ひし時、山田某が方へ矢文來て、東照宮御手習の御師範申上たる者故、城を遁れ度ば御助け有べし、何方へ成共落べし、路次の煩も有まじ、其由諸將へ仰置るとの事に付て、山田某妻幷に娘おあんと云ひし者と、おとな四人召連　城を落去り、土州の親類の方へ行て、養育を受居たりしとぞ、右のおあん、後に雨森儀太夫と云者に嫁し、八十余才にて寛文年中死去す、右のおあん咄と云ふものに、おれが親父は、知行三百石取られしが、其時分は軍が多くて、何もかも不自由の事なりし、衣類もなく、おれが十三の時手作に花染の帷子一ッある外にはなし、一ッ帷子を十七の歳迄着るに仍て、すねが出て難儀に有た、責てすねの隱るゝ帷子一ッほしやと思ふた、此樣に昔は物每不自由の事で有た、今時の若い衆は衣類の物數寄に心を盡し金を費しめさる、沙汰の限なる事とて、常々子共を叱りけるとぞ。

飲　食

飲食は生を育ふものなれば、一日も欠べからざる物也、侍は戰場にては、黑米飯を食するものなれ

事也、然るに治世久しくして、戰國の沙汰は次第に遠ざかり、武人の心も柔弱になりて、花美の粧を好み、時々のはやり風俗に移は、若年の者也共、侍の子弟はすまじき事也、言語は心の聲也、衣服は心の色なり、心は內に動じて見へず、聲色に顯るゝ所を以て見れば明か也、恥べし、愼べし、又人によりて儉約に事よせ、衣服の破れたるを補はず、垢付たるを洗はずして、人前へ出て時節相應也と思召るは、大なる失禮也、況や右の禮にて公用を勤るは不敬也、是等は惡く心得て魂を自身に汚すと云もの也。

一　又云、東照宮御代の事は云に不ㇾ及、台德院殿、大猷院殿、御代迄も、御旗本も其身御役をも勤られ、御城內の部屋々々に挾箱にても、包にても差置るゝ衆中は各別、其外平御番衆は寒き時分、小袖二ッ着用の節、下着に淺黃、むく、縞類の小袖抔用らるゝ事は、曾てならず如く有りしと也、其子細は時宜に依ては、上を下へと着替ずしては不ㇾ叶樣成義も有間敷に非ず、左樣の刻、無紋の小袖は、上下したるならずとの吟味の由也とぞ。

一　又云、寬永の頃は、三百俵抔取られし小身の衆の樣子を承るに、番着物と名付、絹紬抔二ッ三ッ所持せられ、常々衣服は布子木綿服也と云へり。

一　又云、仙臺城下、三四里四方も有て、家中屋敷も大きく、名分大の屋敷をば大名小路と云習す、政事は實朴にして、伊達の一ッ家老、中老の歷々片倉氏抔も、仙臺へ登城の時分、木綿衣裳の上に裏付

り、其後足輕中間迄も、茶色の革羽織を着せし故、上下の見分け無故に付、士分は黑皮の羽織を用ゆる樣に成たり。夫より段々結構になり、羅紗、羅脊板の羽織に、色々模樣を出し、頭巾抔も冑を見る樣に、眉庇吹返しを致し、五枚三枚の錣をさげ、胸掛抔にも樣々の繪樣をするに付、當時火事裝束一通り、念を入仕立ると云へば、着料の具足一領物とし立る程の物入の由也、其上武家の若黨足輕斗りにてもなく、町人出家に至る迄、火事裝束支度する樣なる事は、已前は曾て無りしと云へり、火事裝束は火を除ると、相印、その外には用無き物也、火を除るには革にしくはなし、衣服に懸る火を除る品に、羅紗、羅脊板抔云貴き品を用るは有間敷事也、今制度を定めば羽織は革、雲齋、小倉木綿、トロメン、小身の者は常の木綿に染拔紋たるべし、切付紋、蛇腹、糸伏せ、惣笹緣、無用、踏込、裁付、股引、品位に仍て用ゆべし、但し地合は皆棧留縞、小倉木綿、常の木綿たるべし、頭巾、革烏帽子、形錣一枚、長サ一尺五寸位たるべし、夏火事羽織を用へば、晒布に限るべし、旅行の踏込裁付も右の通りなるべし、火事裝束右の制度にては、貴賤高下の分別無が如し、紋の大小或は色品を以て、高下の差別有べし、陪臣又其別有べき事なり。

一　又云、今程太平の世に當て、面々の衣服を製するには、具足下着を取出し、見くらべて造べし、常服は荒き綿布也と云へ共、ゆき尺長く、綿を厚くして、寒氣を防に不足なきは、綾羅錦繡の暖なるにも異る事有まじき也、惣て花餝美麗は、婦女下䕺の目を悅ばしむるのみにて、心有人は眉をひそむる

になりし事を可ㇾ知と云へり。

一　又云、制度は奢を防ぐ術なり、都て奢は上を僭ふより出る者也、衣服の奢を禁ぜんとならば、家中諸士の品位を三四段に分て、何より何迄は絹、何より何迄は紬、太織、何より何迄は染木綿、農工商は無紋、縞類抔は定る類なり、妻子の服も夫の服に準るなり、陪臣は紋の大小か、染色等を以て分て、直參と別あるに定べし、如此制度有時は、上下尊卑混和せずして、費用も薄かるべし、一家中限り衣服の制度は、主君の心次第、いか樣にも定めらるゝ事也、江戶等にて他方へ勤るにも、美服を禁ずべし、無益の事也、都て士分以上は押なべて絹紬たるべし、上下は麻上下、襠は棧留縞、郡內平、肩衣は津戾子、羽織は絹　せんしにて、士の服に不足と云に非ず、世上は兎もあれ角もあれ、是を家風とせば、何の耻る事有べきや、嚴に制度無れば、幾度儉約の觸書出ても、世並にひかれて奢は止間敷なり。

一　又云、火事裝束は明曆元酉年、江戶大火已後の事にて、其以前は沙汰もなき事なり、酉年大火の節、外々の事は知らず、淺野因幡侯は五萬石の大名なれども、近時諸家にて、足輕の着する茶色にふすべたる革羽織に紋付たるを着し玉ひ、家中にて五百石、三百石取騎馬士共も、殘らず柿染の木綿羽織に大紋を出し着せり、いかにして持合せける哉、知行取の侍の內に、只三人革羽織を着したる者あり、同じ時井伊掃部侯、是も因幡侯同樣の羽織にて、馬廻りに供せし侍共、皆々木綿羽織を着した

松永彈正是を初共云へり。

一 又云、昔女の帶は、萬の卷物類をば三ッ割に致し、絹羽二重の類は二ッ割と定りたる如くなり、就中、高田樣かゝりと云は、右の三ッわりを又三分せばにくけ、其端を結び押込てさし置しに、其後は卷物類を二ッわり、絹類は一幅を其儘にて用ひ、後の結びなども夥敷大に成たり、扨又已前は、下り、紫の染革足袋をはきて歩しに、其後は右かつぎと云もの被る女中はなく、輕き者の女房娘迄も、乘物に乘らずして叶ぬ樣に成たり。

一 又云、女の前帶は、明曆萬治の頃より起る、京祇おん清水邊の茶屋女、參詣の多く有時は、帶の解けたるを結で後へ廻す暇なく、前にて結びたる儘にて、茶酒の給仕をしたり、一人より兩人へ移て、いつとなく島原傾城、或は茶屋遊女共、前にて結ぶ、京の町女又田舍に渡て、世間一統に此風を學ぶは、大きなる略儀なり、今以て御所方、或は武家の奧方にて、老若共に前帶にする事曾てなき事なり。

一 又云、士は衣服の綺羅を好むべからず、常體の衣類如何樣にても苦しからず、今の衣類の奢り增長して、高位なる人々さへ遠慮すべき品を小臣なる者も着する事となれり、又云、東照宮御時代より當時の有樣を考ふるに、古より和に用ひざる、縮緬、天鵞絨、羅紗など御膝元にて織出す、奢の最上

にても濟事也、但し世の中次第に禮義も備りて、官服を初め常服にも、尊卑差別立しかば、表向改る節は、分限相應の服を用ゆべし、夫も分限よりは引下る心得なるべし、士は各格祿あれば、何程美服を餝りても、格祿のまさるには非ず、却て奢り高ぶり、分限を知らざるの非りあり、然に着餝る事を好は、婦女下部の目を悦ばしむるを快と思ふ若輩なる心底なり、士魂あらんものは恥べき事也、されば迚、餘り見苦敷は不ㇾ嗜なれば、程能き樣に心得べし、婦人は殊に着餝る事を好む者なれば、夫たる者宜敷制すべし、其儘に見免し置は夫の恥辱也、常に奢て美服を好めば無用の費多く、改る時の嗜成難し、武の實よりする伊達は、武具、馬具抔花やかにして、能人よき馬抔嗜み、我身よりきらびやかにして、さのみに袖の染色、髮の油げ抔を好ぞ、只武道をすく也と云へり。

一　或人云、昔は今の如く四季折々の衣服なく、綿を脫て袷とし、又とき放し、解分け衣と云へり、今云引ときの事也。

一　又云、衣服の袖緣は細川三齋の初められしなり、始末の爲に非ず、其の頃者專ら紅裏を用ゆ、袖口へ紅色見ゆるをいみて、別の色に覆輪を取られたるよりして、自然の風俗となりて、今專ら用と云へり。

一　又云、今の上下と云ふものは、鹿苑相國義滿公の時、內の合戰、正月元日に起る事なり、殿中賀會の輩、素袍の袖と裳を取て事に從ふ吉例となる、細川賴之の所爲也と云、又一說に、信長公の時、

或人の物語りに、家中子共ある奥向は、他所奉公人勤め悪きものと云へり、家中の子は主人贔屓の筈の者なれば左も有べし、家風に依ては家中侍の子ならず共、武士の子に非ずしては、召仕はれざる家もあり、手厚き家風と云べし、或說に、家中の子共を仕はれて、不埒の事有ば、當人斗りにもなく、事に依り親兄弟にも難義の懸る事もあれば、其厭にて他方の者を召仕はるゝと云、夫は女に限りたるに非ず、其厭ならば、惣領分の男子も仕はれ間敷也、古はなき事也。

一　又云、諸侯方陣中へ召連らるべく諸職人あり、常に不足なき樣に備置べし、若又召抱ず共、城下町に居る職人に、扶持方にても與へ置、何ぞの時に否と云はぬ樣に繫ぎ置るべし、入用の時尋求て得らるゝ事に非ず、委くは武備の部に記す、參看すべし。

一　又云、平士は非常の備也、又此內より諸役人へも撰み出さるゝ事なれば、文武藝能を厭ず、能才器を長ぜしめ、治亂共に分限相應の勤は、何時命ぜられても美事に勤る樣に、常に養育油斷不ㇾ可ㇾ有、君の倡油斷あれば、隙多き故に、無益の遊に長じ、士風柔弱になり、才器をなさゞるの恐れあり。

右は治世勤役の大旨を語り合り、戰國本務の事は、子細あれば爰にもらしつ。

衣服

衣服は、元來、寒暑を凌ぎ、且肌を顯さゞるを禮とするものなれば、常に服は美惡に拘らず、いか樣

く、廉正にして賄賂を嫌ひ、婦人に侮れざるを撰べし。

一　又云、老女、中老は年頃四十以上、素性賤しからぬ者の內にて、粗諸侯家奧向の格合を知り、女の仕付、古實抔も少し心得、人品おとなしく、憐愍有て依怙贔屓なく、廉直にして奢り貪らざるものを撰べし。

一　又云、側女中並に子供、おとなしく守り堅固に、柔弱にして詞寡く、君の惡を迎ざる者を撰べし、常に君の側に侍れば、人物惡くしては君德を賤ふ事多し、君德を助る程の事は無共、賊人害せざる程の者を用ゆべし、衰世の樣を察するに、人物の撰薄く、淨瑠理、三味線、踊抔の藝のよし惡と、見分の能と醜き抔の吟味のみにて濟むことと見へたり、古へは諸侯方にて、淨瑠理、三味線は無りし事の由なり、淨瑠理、三味線入用の事あれば、夫を業にする者を呼で用らるべし、常に其藝側に有ば、君の心を蕩して害多し、表近習士の撰も、奧の側女中撰も同樣なるべき事成に、先づ其女の素性と云ば、大方町人か百姓の子共也、年季奉公人にて、譜代の者に非ず、賴なきものにして心えなく、譜代重恩の者の心にては安んぜぬ者也、不調法にて當分埒の明ぬ事も有べけれ共、家中の子共を召仕れ度事也、家中の子共なれば、親兄弟の迷惑難儀に及ぬ樣にと謹み勵むべし、他方の年季奉公人は、諺に江戶中は旦那と云如く、爰を暇を取れば、又彼こへ行て奉公する事なれば賴母しからず、但し譜代も年季奉公人も人には寄事なれ共、譜代重恩の士の子にて、親兄弟も同家中に有者は、又各別なる事も有べし、

一　又云、祐筆、手跡を撰事勿論なれ共、さながら兼全き事を得難は、手跡は少し次にても、書法の古實、並に諸家及び僧法師に至迄、書通格合に詳に、假名遣の吟味委敷を撰べし、然らざれば主家の恥辱と成事多し、言語を違ひ書たるものは、永く殘る者なれば、念を入べきもの也。
一　又云、儒者撰二様有べし、博覽多識にして、詩文章に達したる者壹人有べし、其餘は幾人也共、有道篤實にして、德行有を選て、君主諸侍の師とすべし。
一　又云、醫師は醫學、療治兼備りたるを上とす、醫學は博からず共、療治驗多く有を次とすべし、療治は驗なく共、醫學に達したるは、又其次とすべし、但し醫書を講ずる師とするによし、仕官の醫師は祿有故に、醫業を以て今日の營みの助とするに不ㇾ及、醫多くは業に怠て良醫少し、醫師と藝師とは、家督の節知行を減じ、藝術上達の上、返し與へられば、皆々精勤すべし。
一　又云、軍者、諸藝師、皆其藝術に達したるを用ゆべし、代々其藝術を家とするあり、又一己の嗜にする中に堪能なるに依て、諸人の師として習もあり、藝にて抱られ家藝とする者は、醫師の條下に述る通り家督を減じ、其藝術上達の上與られ精を出すべし、若家藝を繼ざる者は暇を玉ても可なり。
一　又云、幼君守役、文武の才德有て、武家の古實作法に明らかに、人品端正にして言語浮躁ならず、動作輕卒ならずして、人の師表たるべき者を撰むべし。
一　又云、奥家老、年頃五十以上にして、人品端正に守り堅く、君德を輔佐し、憐愍有て依怙贔屓な

一　又云、刀番、供頭、供小性、供從士、惣て治世の供を勤る者、大家たり共人數多からず、されば萬一非常の變あらん時は、供の外は其場の用に立ものなし、然ば壹人當然共賴むべき士をすべり用べし、男ぶり抔に拘るべからず、扨又公邊他方の格合、途中の作法並に下馬先の作法等を知て、卒爾なく、又手後れ無んものを用ゆべし、治平には變事の備など云事は、念の入過たる事とし、年若にして男ぶり見分よきを第一に選るゝも有と見へたり、供廻り樣子にて主人の程も推量られ、家風の奥ゆかしきも見ゆる也、見分惡き男抔は、却て譜代の士にて賴母しき者ならんと推量らるゝ也、年頃の者多き抔も、何と無賴もしげに見ゆるもの也。

一　藥番、大事の役也、守り堅く忠臣にして二心有敷間者を撰べし、知行がら役進の順抔に拘り、其人に非る者に命ずべからず。

一　又云、掌役、鹽梅役、料理人、撰方藥ばんに同じ、且料理人は古法の料理組に委敷、妄に新樣風流の珍敷取組を用ず、七五三、五五三等を初、儀式の古實を知りたるを用べし、庖丁は利ても、右の選に逃れたるは用べからず。

一　又云、近習の士、武文の嗜有て、言行を愼み、端正にして媚諂はず、君の惡を迎へず、君德を輔け、警衞に可レ當者を撰むべし、當座の取廻し、男ぶり、座配、立居振舞の善惡に拘るべからず、君德を輔るも賊ふも、近侍の者の善惡による事多し、家語に、不レ知二其君一視二其所一レ使と見へたり。

漢の宣帝の民を富し玉ふ謂れ、唐の太宗の家給へ足りし所以、皆牧民の長を重んぜられしが故也と云へり。

一　又云、勘定奉行、勘定人、吟味役、勘者の類、都て勝手向役人は、第一廉直にして私欲なく、義理に委敷して利勘卑劣ならず、倹約と吝嗇と能く知り辨へ、易の損益二卦の道理を主とし、聚斂を忠勤とせず、賄賂に耽りて下の願訴訟を取持、贔屓を加へざる人品を撰むべし、私欲深ければ君の財寶を私するにも至る也、凡勝手向役人と成て、己が勝手を取り直すは廉直ならずと知べし、吟味役或は勘者抔云名目の役人を立、諸役先入用の吟味微細にせらるゝは、宜からぬ事也、去る程に、諸役人主人に疑はれては、本意なき事也、士は奸曲はなき筈の物として、夫々の役人に任ぜられて、能器量一ぱいの忠をも盡すべけれ、勤先へ吟味を入ては、士の分立難し、又吟味役迚も、諸役向の事逸く、皆功者なるもの有べき様なし、然ば其役々に居て、功者なるものは、吟味役に見出されぬ様に、奸曲をなさんと思はゞ、いか樣にも成易かるべし、吟味役有ては、諸役人意地合悪く成て益有まじ、譬ひ小利有共、人心を失ふは大損なり、只諸役人共に人選を詳にして命じ、其上は委せ置て苦くは無るべし、家筋又は後進の釣合、或は時の奉行頭人の、依怙贔屓を以て、其器に當らぬものを申付、不直の事間々有を以て、廉直の役人をも、一統押なべて疑ひ、吟味役を入るは、諸役人の意地を悪くし、君臣合體の道にあらず、小利大損下手なる仕方歟くべし。

一概に云はぬをよし共、又云を惡くとも定むべからず、云にも云はぬにも心得有べし、又聞て聞捨にすべき事、聞置て心得にする事、直に施し行ふべきの差別は、君の心にあり、目付を用ゆる君は政事に心を用ゆる君なるべし。

一　又云、郡奉行、郡代、代官、扶持渡の類、郡中を司り治る役なれば、分限は輕く共、其任は重し、公大小政事の得失に懸る役也、惣て地方役人は、輕重共に民を安んじ治るを主意とす、治ると云は、公事訴狀をさばき、諸願を取り扱ふのみを云に非ず、各其所を得て安じ、樂に非れば治るとは云難し、されば地道の大筋目を能く辨へ、下を損じて上を益は却て上を損ずる謂を知り、民は餘り豐なるに過れば、奢て業に荒む譯を辨て、寒からず暖に過ざる樣に心を配り、廉直にして依怙贔屓なく、賄賂を嫌ひ、士魂有て君家の武威を示し、憐愍有て悉く惠み懷け、理非明らかにして、能く訟を捌き地理に明らかにして、豫め水旱の備を設け、又凶年の役を示さしめ、國の元を厚くするを忠勤とし、聚斂して人心離背するを、不忠とするものを撰むべし、農民は文盲にして、義理に疎く、强氣にして惡をなし易し、動もすれば上を犯し、不忠不義の輩有、書を講じ道を談ずる樣の事は入り易からず、村長の者に命じて敎喩す仕方有べし、代官以下は、殊に輕き役人故、其撰み薄く、物書算用さへ少し出來れば、濟事の樣になれるは弊風也、多くの風を支配して治る役なるに、只年貢諸役を地方相應に取り立、勘定間違なく上納すれば、勤の主意足るとして撰み、又勤る者も其心得なるも歎くべき事なり、

人有て、楚と知らせんは、其鰌を今蠅がけがし侍る、此さし身には蚊の入たるを取り出して抔と申さんは、何の害にならぬ事にして、聞ては氣味も宜しからず、惣じて人に疵のなきは稀なるもの也、されば其者の得たる方を見立て召仕ふべし、酢や煎酒に虫の入たる事迄取上げ、悉く申達する樣なる器量の者は、目付横目には申付られまじ、ヒソウ石、はんめう抔、態と入たるを見遁して居る樣なる律義過たる者も目付の用には立ず候、家中の害に成る奉公人あり、左樣の者は、毒石、はんめうと同じければ、其非を早く見知て、注進する樣なる侍社、誠の目付にて候へ、此大炊頭一家中にて、目付申付るには、人間の眼横に切たるが、天より受たる性の誠也、是をゆがめ、物かげより覗きひづめて見るは、目を逆にする理にして、眞直なる眼代にてはなし、途中も脇を見ずして、向ふ斗りを見ると思へと申付侍るよし、大炊侯挨拶し玉ひし由也、一通は大炊侯の仰の如くなるべし、但し是を惡く心得たらば、目付は物言ぬ者、立物とばかり成て、政事の用をなし難かるべし、上は下へ遠ければ知り玉はざる事多し、知らざる所あれば、治らざる所あり、何事も早く知り玉ふに如くはなし、然迚察を好み、鑿に過るをよしと云に非ず、周く聞て能容る德さへあらば、施し行ふ所は寛仁なるべし、機を知て早制するは、惡を大にせまじき爲なり、油斷して既に事發して後知ては、後れて制し難し、人の不善も早く異見を加へ敎導し、其上には叱り戒めて、不善を長ぜざらしむるは、其人を大過に陷し入間敷仁惠なり、又大過に及で、重く刑せらるゝ程に至れば、其人一人に非ず、風俗を害するの患あり、

に下を倡ひ、自分の功を立るに意なきものを撰むべし、足輕、長柄は戰場の業第一にて、今日の勤又はげしき者なれば、頭の倡薄ければ怠り易し。

一　又云、普請奉行、道奉行、普請小奉行、諸職人頭は、陣場奉行の本務に通じ、平日城郭、堀、沼、道、橋、柵、もがり等の普請にも要害の得失、守城防城の利害を辨へ、屏裏の植木、植繼等も油斷なく心を配り、武備癈欠なく、廉直にして依怙贔屓なく、賄賂音物を貪ず、嚴にして下怠らず、寛にして下背ず、能下を勵し勤めしむべき者を撰むべし。

一　又云、目付横目は正直にして依怙贔屓なく、主人並に權臣の威を憚らず、主家の家格舊例、及び藩士の家格、役格に委敷、武家の古實作法を辨へ、身の守り端正堅固にして、能く人の善惡是非を見誤る間敷ものを撰むべし、又或人云、武田信玄家にも横目あり、其横目の申上る品々は、家中諸奉公人の善惡に就ても、忠と不忠と、功有と功無と、武士道の吟味强きと吟味なきと、偖諸人の患と悦と、國の富貴と衰微になる事と、奉行役人の依怙贔屓有事と、扨は大欲無道の事而已也と云へり。

一　又云、堀田加州侯大身に仰付られし頃、土井大炊頭利勝侯の家に行て、小身の我等御取立にて、大身の數に加はり、家人も多く召抱候、是に付目付役、横目役等可申付人品は、いか樣の人柄の者然べく思召候ぞ、賢慮を承り度參りしと尋られければ、大炊侯答に、各我等は御蔭を以て、方々饗應になり侍る膳部のあざやかにして切目も正しく、折節の初物も、亭主の奔走無と思ふ所へ、勝手より

有之、已前より御老中方、若年寄衆　寺社奉行方の家老用人抔は、晝夜共肩衣にて相勤めたり、其外には國郡の守護たる大名方の家老　用人、重き役義の者たりとも、常々上下を着すと云儀はなく、肩衣をば持參して、詰所に面々差置て事濟たり、明曆大火少し前の事にや、淺野因幡侯、家老共を呼出し、近頃は我等身上、格合の衆中の玄關にも、取次の者共には、肩衣を着せ被申候間、此方にても左樣にとの事に付、士兩人初て常上下を着せ取次役に命ぜらる、夫より以前は小身の士兩人にて玄關の常番を勤たり、手もみにしたる紙子着物に、黑き半襟をかけて着し、古き袴にて歷々の御方の御出に送り迎をもせしとなり。

一　又云、宗門奉行、家に仍て寺社奉行と云、文學有て寺社の訴狀、緣起抔も讀得て意趣を會得し、公事訴訟の理非明に裁斷すべくして、依怙贔屓なく、賄賂を貪らず、神異不思議の怪說等に迷はざる者を選むべし。

一　又云、町奉行義理を辨へ、公事、訴訟の理非明らかに裁斷し、直にして依怙贔屓なく、廉にして賄賂を受取ず、利を以て誘はれず、憐愍有ものを選むべし。

一　又云、足輕頭、長柄奉行、中間頭、義理に明らかにして迷ず、士魂有て組下の者　本業を勵まし、憐愍有て組下を惠み、直にして依怙贔屓なく、廉にして賄賂音物を貪ず、戰場かけ引の得失を知り、且權臣の威に推れて、組下の者の筋違を曲ず、常に義理の心を育ひ、勇氣をそだて、柔弱にならぬ樣

此方屋敷虎の御門向、御表向の塀、三四十間倒れ候、長門守留守居中、其上表向の儀にも候得者今日中に懸直し度候間、御手大工一兩人宛御貸し、且人足はいか程成共さし越し玉はり候樣にとの儀に付七ヶ所の屋敷々々より大工人足共に相越、其日の晩方には塀をかけ、壁を塗り、仕廻たる事有、其後極月二十三四日の比、松平周防侯の留守居より廻狀を以て、急に面談不ㇾ申候て不ㇾ叶用事有之間、來る廿五日寄合玉はり度との事に付、打寄りたる所周防侯の留守居言出しけるは、各々出玉はり度と申入候儀別事に非ず、旦那在所より當暮爰元入用の金子を大阪へさし登せし所、かわせの金子受負の町人、相違の儀有之由にて少しも不相渡候に付、當家中の者年を取らせ可申樣も無之迚、其筋役人共大きに難儀致事に候、夫に就ては、旦那用事共差閊、難義に及び候間、何卒可ㇾ成儀に候はゞ、金五六百兩程才覺玉はり度との事に付、仲間の者云けるは、我等共の儀左樣の事とは存寄らず、何樣の儀にやと氣遣致し參りたるなり、夫程の儀はいか程にも可ㇾ成事に候とて、金森侯留守居の方へ打寄り、出金の割合を究め、翌朝に至り金子六百兩とゝのへ、周防侯の留守居の方へ遣はしける所、大晦日の晝前に至り、只今替せ金相渡し申候、時分柄故、返濟仕るよしにて、周防侯留守居より役人を相添、銘々の方へ持せ返しけるとなり、賴母しき事なり。

一　又云、取次役男ぶり見分、座配の善惡に拘はらず、辯舌明らかにして、假名遣ひ能、記憶の慥成を選むべし　或書に今時諸大名の家々、晝夜上下を着し勤る輩は、常々肩衣抔と云て渾て宜敷樣に

歷て承り、指當たる御奉公向の間には合兼候、就夫、私在國中は、家老共の內、壹人づゝ留守居役として、御當地に指置、萬一何變の急用にも、被仰付次第に相勤度との儀、則上聞に達し、御滿悅の由にて、賴み通りに仰付、常々國元の產物献上、或は御內書、御奉書、御渡等の節は、家中の侍順番に罷出、後々には其人を定めて差出されける、夫を名付て、御城役又は聞音と唱へ、其後侯家には留守居役とも云べしとなり、偖又其頃より、組合寄會等の事あり、其時代留守居の組合は、其屋敷向寄にて、主人と主人の間がら睦敷、常に出會等もある方々の家來共云合せて、組合を定め、大方は其中間七八人十人斗りより、多きはなかりし、其子細は、其家にて聞役も勤る者共は、上屋敷長屋住居のことなれば、座敷なども手狹にて、人數多く寄會事ならず、寄會の節の振舞申合せ、一汁三菜の內汁は精進、三菜の內一菜は必ず精進物するは、主人の用事にて、寄會事なれば、譬ひ手前の精進日にても、寄會を欠事はせざる申合せ故也、主人々々より右寄會日には、料理にもなる如く程の魚鳥の類、其外は茶、酒、菓子などを賜り、料理人茶坊主抔は、入用次第呼寄せ遣ふ事なり、廻狀等も右寄會仲間の外へは、決して廻さず、主人々々の聞て、心得にも可成事は各別、其外虛實も知れざる世間沙汰の無益なる事をば、廻狀に書載せ間敷との申合せなり、其節櫻田邊に、留守居の組合八人有、丹羽左京侯、內藤豐前侯、小出大和侯、金森長門侯、松平周防侯、仙石越前侯、淺野內匠侯、淺野因幡侯以上八家也、或夜中餘程の烈風あり、其翌朝金森侯の留守居より、組合中間へ廻狀にて昨夜中の風にて

ば、其任に堪たりとせず、相組の諸士には、先祖歷々の家柄もあり、功名武功の家もあり、高祿なるも有、當時文武の達人もあり、其人々の上に立て、恥る事なき者に非れば應ぜず、諸士服從せずして侮り輕んずる樣なれば主人の威光迄輕く成り、治世には少し應ぜざる分は主人の威光にて兎も角も押付置にも有べけれ共、少し骨ヶ間敷事有ば濟ぬ事成べし、能其才器を撰て命ずべし、家筋又は役移りの順、或は手寄り引し抔に拘るべからず。

一　又云、留守居役は、主人公邊、他方の勤向を司り任ずる役にて、主家の首尾取結ぶものなれば、留守居拔目あれば、主家の落度に成事あり、能主家の家格、先例を穿鑿し、公邊、他方の格例を知り、惣て武家の古實、作法に委しからざれば應ぜり(マヽ)にせず、又他方類役の付合もあれば、和に流れば侮を受て主家の恥となる、和して不固の心得あるものに非れば、程能き所を得べからず、昔留守居役と云もの初りたる砌り、或侯家の家老、主人へ申けるは、世上にて留守居役と云もの、初は公邊他方の聞合をして、勤を以て勤め玉ふ事なり、當家にても留守居役命ぜられて可ㇾ然と云、主君仰に、大名は家の先格を以て勤るものなれば、世勤を聞合せ、時に逢ふ樣に勤るに及ず、家格、舊例をば時に逢ぬ事にても、公儀より御構なき事なりとて、留守居役なかりしとぞ、後には留守居役斗りにても足らず、權家の吉凶、付屆け、拔目無き爲に權門役と云者迄出來たり、世變の大成者也、或書に留守居役の初りたるは、台德院御代、薩州中將殿被ㇾ申上ㇾは、私の領地は遠國故、御當地の儀、數多日數を

り、其場にて見せ付る族も有べし、如此なれば君の爲にならず、又身の爲にもならず、責任に背くなり、又治世に亂を忘れざるは武家の道也、組下の人馬、兵具、不足なき樣に調べ置、戰場働の次第も常々練り習はせ、其家の旗圓居等も繪圖を以て知らしめ、組頭の役印、母衣、指物、同心の印、組頭、自分の具足、僕從の合印、進退の采配等も示し置べし、今世にも家風に寄、采配を免さるゝ以上の役を命ぜらるゝ時は、采配を賜る家もありと云。

一 又云、用人は君の旨を受て述べ傳る者なり、只受傳るのみにてよしとするに足らず、縱ひ君の命令たりとも、よからざる事は、其儘に受け傳ふべからず、又君主の心付なき事も、心を添て君德を輔佐するに非れば、任に堪たりとせず、司る所廣く其任重し、公邊他方の懸合拔目なく君命を辱ず、君家の親戚、故舊の會釋、能好みを合せ、且次向の惣司なれば、言語浮躁、動作輕卒にては、次向のしまり惡く、是等の品々、能其任に叶ふべき者を撰べし。

一 又云、番頭家風に仍て組子支配するとあり、爰には組付の番頭を云、諸士の筆頭に立て、組頭に差續き重き役也、諸侯方治世の勤は、御門、勤番、諸警衞、出火防ぎ、御普請助役抔にて、大方家臣の勤る役なり、家臣の勤る事は大方番頭取て勤るなり、善政にて公邊他行方へも懸合役なれば、主家の耻となるも、譽となるも、番頭の善惡による事あり、武家の古實、作法及び、主家の古格、先例に委く士魂有て、武士の本務に達し、諸士の義氣を養ひ勵し、常々相組中の賢愚、長短を知るに非れ

し、若主人才を長ずるに意あらば世話の仕方はいくらも有べし、只出來次第、成行次第なれば大祿の者程安佚を好で文武の勵み疎し、生れの儘なれば譬へ生質勇也と云へ共、道の規矩に迯るゝ也、學問は貴賤高下の差別なく、人の人たる道を學ぶ事なれば、不學にして叶はぬは勿論也、中にも士は、三民の上に立者なれば、三民の師表たる也、足らざれば士と云べからず、殊に諸役人は學問して義理筋道を辨へざれば、君の爲と思てする事の却て君の爲にならず、下の爲と思ふてする事下の爲にならぬ事あり、不學の者は、譬ば星なき秤を持て、物の輕重を計り、目なき曲尺を以て、長短を計るが如し、目當なき故、萬一當るは幸にて皆迯るゝ也、されば長臣として國政にも預る者は、他の才能は秀たり共、道不知者は決て任じ難き事也　此以下諸役人、皆學問は本にして、何れの役か道を知ずしてよしと云はなし、仍て學問の事は毎度云事を略す。

一　又云、組頭、家風に仍て、家老の騎士を預るもあり、番頭の預るもあり、凡組頭たる者は、騎士を始め、從士、足輕、中間頭に至迄、其撰み大概相似たり、正直にして依怙贔屓なく、寡欲にして賄賂を好ず、憐愍深くして人の爲に忠なるものを撰べし、常に組下の者を懷け親み、人々の長短と善惡を知り、能者は吹擧し、惡きものは敎道し、一己の功を立ず、組下より用立者を多く仕立出すを忠勤とすべし、治平の今日は互に賴合命がけ程の事無故、組下の間甚だ疎遠也、常に厚く懇意を結ずしては命がけの場に至て、助け救ひ合も義理一ぺんの事にて深く賴むに足らず、又中には日頃の疎遠を憤

には、諸家共に大方は家筋極て、代々其家筋の者へ斗り、命ぜらるゝと見へたり、幸に其器に當れる人も有べけれ共、當らぬ者も又多かるべし、家筋と斗り極りては、才器を磨き勵むもの又鮮るべし、是は治世の損と云べし、但し家筋代々を以て命ぜらるゝ共、才器の有無は主君の心にあり、苟も養を得れば、物として長ぜざるはなく、養を失へば消せざるはなし、主君長臣の才器を長ずるに心有て、養を加へ給はゞ、長ぜざる事は有べからず、去侯家にては、家老を勤る家筋の者數軒有て、其内にて時に當て才器有る者を家老に命ぜられし、祿少き者は多く加祿を與へ、家老職相應の祿になし玉ふ、其者致仕するか、病死して、家督の時は、家祿の分を減じて、本知に返し、其子又相應に才器あれば、又加祿して老臣とし、才器無ればく仕はる、譬ば老臣五人の定めなれば右の家筋は十軒も有て、家格は才器次第老臣となり、其余は輕き所に仕はる、依て才器を爭ひ磨と云へり、老臣五人有家にて、其家筋五軒ならでは無と云樣にては、寢て居ても家老に成と云心にて、才器の勵みなし、家老才器なければ吹擧する所の諸役人其器に非ず、何を以て其國政を輔佐せん、妨げ害するのみなるべし、然共家筋の外家老となし、難義掟の家ならば中老となり共、名目を付て、才器有者を幾人も擧用ひ、輔佐とし、家筋にて年若、又は才器なきものは、用られずとならば、才器を磨く事を勵むべし、尤一倍も二倍も加祿して中老となし、其家祿一代限にて家督共本知に返すべし、各別の勤功有者は、家祿の内を殘し與へらるゝも有べし、如此ならば、人才を用ゆるに不自由なく國家の爲に益あるべ

玉ふべし、論孟の講釋一通り聞畢らざる者は、重き役命ぜらるまじき旨、兼て申聞置れば可然か、江戸詰せざる者は、重き役命ぜられざると、其法同じくは自ら學問繁昌なるべし、いやながらも講書を聞内には、學問に入る人も多かるべし。

一　又云、役人を撰事第一は人を知るにあり、第二には役々の主意を知るにあり、名君は役々の主意を辨へ、能人を知て、其長ずる所を知て、夫相應の所へ用ひ玉ふ故、用ひられざる人もなく、空敷廢する役もなし、役々の主意、才器の當否枚擧すべからず、輕重異也と云へ共、類して知り、概して論ずべき者は、集て是を記し、輕き役にも準知難き者は　擧て記す事左のごとし。

一　又云、家老は攝政百官をすべ司る、家亭の小き者なれば、文武の才德、兼備ずんば有べからず、諸侯の心得に近きもの也、其任の大なるもの擧て云はゞ、君德を補ひ、國政を輔るを以て主意とすべし、されば能く人を知て、能き人を多く進め擧て、政治の輔佐たらしむる事肝要なり、己が才智を專ら顯はし、己が功を立るに意有べからず、衆人の才智を擧げ用ひて、用立もの多く出來るは老臣の功也、賞罰に付て贔屓偏頗なく、賄賂を貪らず、士魂有て本務に達し　欲寡く、奢ず、言語容貌を愼み、諸士以下へ對して禮儀厚を善とすべし、老臣の動作は、皆諸士以下の手本となる、赫々たる師尹は、民具に爾瞻所なれば、人に侮り輕んぜらるゝ所有ては職分立ず、任大にして其責重し、若し其人に非れば、君德を賊へ、政事を害す、恐るべし、尤其人を選ばずんば有べからず、職也、然るに後世

一　又云、百里奚は虞に居て虞亡び秦に行て秦覇たり、虞に於ては愚にして、秦に於ては智有るに非ず、用ゆると不レ用と、聽と不レ聽とにして然なりと云へり、又云、王者は人を求るに勞して賢を得るに任ず。

一　唐の太宗曰、數百萬錢貫の緡を得んより、一賢才を得に如ずと、古今の名言なりとぞ。

一　又云、才は得易く、德は得難し、才有ても德なければ君子と稱するに足らず、才無と云へども德有ば君子と稱すべし、德は元なれば也、德なくして只時の勢に乘ずるのみなるものは、榮達を得て保つ事を得ず、孟子曰、苟爲レ無レ本、七八月之間、雨集溝澮皆盈、其涸也可二立而待一也。

一　又云、國の能治る事は、諸役人能其役々を治るにあり、諸役人の能役々を治るは、能人を撰にあり、人才をなす事は、敎を立て導にあり。後世役々の能治らざるは、人才の古に劣りたる故、人才無が爲に非ず、其才器の當否の撰なく、手寄手引を以て、其器に當らぬ人に命ずるが故なり。

一　又云、官長たるものは才德なくては、政に從ひ人の上に立難し、若才德なくして人の上に立ば、下なるもの是を侮り輕ず、下侮り輕んずれば　君の命令行はれず、才德を長ずる道は學問にあり、官長たるべき者は大身の者也、大身の者は安富の家に生れ、學問藝能を勤るに堪兼て　大方は無學無能也、君主能く是を勵し、勤めしめ玉ふべし、官長たるべき者、才德の勵みなければ其罪大也、君主其怠を知ずして勵し玉はざるも又罪あり、大身の者は重き役をも命ぜらるべき者なれば、殊に學問を勵し

人は必ず勢に乗てほこり高ぶり、害を生ずる也、然ば能きも惡きも、出頭なきに如ずと云はんか、但し能人も惡人も差別なく押へて、平等に仕へば、善人も進まず、不善人も恐れず、賢不肖を知らざるに同じ、能き人をば能會釋し、賤きをも貴きに踰しめ、疎きをも親しきに踰しむるに非ずしては善類進まず、賢を尊ぶの道にも非ず、譬ひ一旦擧用ゆる共、若し禮貌衰へんとすれば、君子は機を見て去る者なれば、去らぬ様に常々厚く會釋し、委任せらるべし、賢を知る事素より難し、知て擧げ用るを猶難しとす、擧て委任するを猶難しとす、賢を知ると云へ共、擧げざれば不ㇾ知にひとし、擧て委任せざれば賢者の用を見る事なく、擧ざるに均しき也。

一　又云、板倉周防侯京都所司代の時、關東へ出玉し内に、飛鳥井大納言殿を被ㇾ用に付、老中へ仰付られ召されたる節、周防侯所司代御免の願あり、上にも御笑なされ、是へ呼べと上意有りしかば、御前へ出玉ひし時、御誤り被ㇾ遊候、堪忍して可ㇾ勤との上意なり、周防侯難ㇾ有とは申上ず、御尤成御事に奉存候、此上は奉ㇾ畏と御受ありしとぞ、時に酒井讃岐侯も御前を罷立、御次にて周防侯へ向ひ、上意の趣、御受の次第、何とも心得難しと宣ひしかば、周防侯仰に、某儀乍ㇾ恐禁裏の守獲、西國迄の御名代に、京都に被ㇾ差置ㇾ候事に御座候得ば、某幸江戸に罷在候に、此度飛鳥井召させられ候に、御直被ㇾ召させられ候儀、是は御自身所司代職御勤候と申ものに候へば、某御役無用の事に存じ、御訴訟申上候、然を思召仰られ、御誤被ㇾ遊されたるとの上意故、御尤の御儀と申上候由也しとぞ。

度紀州へ被レ爲レ成に付、安藤帶刀、諸役人へ諸事可二申付一間、其指圖の樣子其方毎日參り見習候樣に被二仰付一候に付、彼方へ罷越、右上意の趣申候へば尤成る上意也、毎日參らるべくと申候故、罷越見候處、諸役人帶刀前へ出、此義如レ斯仕り可レ然やと伺へば、心に叶へたる事はうなづき、叶ず事は惡くと斗り被レ申、何の差圖もなく、其役人退て又出る跡を皆伺ても、氣に入らねば幾度も伺直しに出し、合點被レ成迄、如レ斯故、某存には一度の伺惡くば御指圖致され候はゞ、御用辨の方はかどり可レ然事也と思ひ、推參なる申事に候得共、役人中被レ伺候筋、御心に叶へ申さず義は、思召の通り此方より御差圖被レ成候てはいかゞ御座有べく哉と申候得共、帶刀被レ申候は、我等は頓て死申候、紀州殿へ御人を撰申との挨拶故心得難き事に思ひけれ共、押し返し云難く默し居ければ、帶刀申さるは、此の方より指圖してはいつも伺へさへすれば埓明と心得、何事も善にすることなく出候、たとへば一期不切にて能き役人出來ぬなればと申されしを至極のことに思ひ、某帶刀分別を潤色して御用を辨じ候と物語り有りしと云へり。

一　又云、人を平等に使は能き事也、各別の出頭人有ば必ず妒み嫉み有て、八ヶ間敷もの也、其出頭人惡ければ諸人服せず、甚害有に於ては忠士は身を捨て、是を去り退き、餘所に見ては居ず、然ば惜べき忠臣を失ふなり、又出頭人能き人にても、妒み嫉むは凡情通病なれば讒を構へ、是を退んと、小人の徒黨を結、騷動する事あり、但し誠に能き人なれば、君意を得たり迚、勢に乘り驕る事なし、小

眼にも見あげ奉ると挨拶して、又二枚共にたて封じ、花押を替て月付日付迄、念を入て堂上方と札をして置れし、其代には公家門跡方和歌能書も多かりし、又蹴鞠管絃の道を家業の公家へは、必ず館にとて興行有日を考へて遊庭に參じ見物し、絃歌を聽聞せられける故、他事なく家業を嗜れき、又關東往來の公卿、堪能の人參らるれば、富士隅田川、惣じての紀行を尋問はれけるとぞ、武家に於ても文武の道藝、諸役人の役々其事に精を出し、功者になる樣にとならば、君主をはじめ、家老有司たるもの右の如く成心得有べし、家中大勢の事なれば、構ずさし置ても相應にすべしと了簡して、上に立もの心を配り、精を懸ずしては、次第に衰るは必然なり、治平久しければ、骨折難儀を嫌ひ、氣の詰る樣なる事はいやがり、當世文武共に知らでも濟事、難儀するは損と心得る世間なれば、文武共に次第に衰微する中にも　文は一人衰ふる也、絕たるを繼き、廢たるを起し、衰たるを盛にするは、其任君にあり、諸士の能する所に非ず、油斷有べからず。

一　又云、堀左久督の家に、啼顏の武士を扶持す、人々無用の者と云、左久督云く、弔に遣すには勝るべし、人の家に餘りものと云は、無きものと申されしとぞ、昔楠正成の泣男の跡を追れしにや、實にも能く用ゆれば餘りものなく、惡く用ゆれば用ゆべき人なし、只能人を知て得たる所を用ゆるにあり。

一　又云、大炊侯物語りに、某末御側相勤居たる時、紀州家形へ始て御成被仰出ける節、上意に、今

をさせても、あぶなげもなき者を第一重賓の侍と云、次に能を遣ふと云は、其身の心立、さのみ宜からずと云へ共、何ぞ勝れたる取所有て、一方の助けと成べき者、時に當て大きに益ある者あり、是又目をかけて仕ふ如くせざれば、成の急成時、用は足らぬものと、爰の所能く分別して、人々の本とする所を見屆、人を遣ふ樣にするもの也とぞ。

一 又云、紀州家の安藤飛驒守直治は、父帶刀に替らず名臣也しに、不幸にして早く病死致し、其子千福丸は幼少にてありしが、漸く成長して御仕置を見習へ候へと有ける砌り、御近習の面々を召て、千福が素性は一手の大將にも成り、國家の仕置をも、祖父の跡を可繼者と世上にて沙汰するが、何と云ぞと御尋あり、何れも千福生れ付能一廉の用に立べき者と、沙汰仕ると申上げる、其時、賴宣卿御手を合され、天を御拜有之、扨々我冥加に叶ひ、千福左樣に生立ば、我仕合哉と御喜悅少からざりしと云へり。

一 又云、板倉周防侯、京都所司代の節、公家門跡は、文學を專らに嗜まるゝ樣とこそ思はれけん、詩歌能書の沙汰有候方へは、必ず色紙短冊を所望有て、扨上包を封て、月日肉印をして、深く收め置るゝ、花のあした、月の夕、歌御會の詠草抔も必ず斯の如く、次の年も又所望ありて申受置、其公家衆何ぞ用向にて周防侯の亭へ御入來の時、彼前方書き玉はりたる色紙短冊等取り出され、目の前にて封を切て、今年申受られたると見比べて、御歌の姿と申、御手跡と申、去年よりも殊に宜敷樣に、叶はぬ

べしと宣ひしとなり、又或人へは、教訓に我獨り出頭して、萬端の用向他人へ懸ず、一人して事を取扱ふて、埒を明る樣にするは出頭するものゝ大成る病なり、左樣の心入りの者は、何程才覺發明にても、畢竟何の役にも立ぬ氣量と云べし、子細は乗物に乗行に、力も脊も揃たる六尺は、跡先二人してかつぎて、外に添方とて、幾人も跡先に立添て社、切所嶮難長旅も心易く乗られたるもの也、譬ば乗て行にも危ふからず、脇より見ても危からず、其如く天下國家を保と云は形の如く重荷也、重荷を獨り立さして、持續してはいかゞと思ふ臣下は、我に劣らぬ相談相手を幾人も撰びて官祿を與ひ置、其者共と力を合せて社、國家を保つ事なれ、他人を雜へず、我一人して主の相手にならんと思ふは散々惡き分別也、乗物の跡先に能六尺の多く付て、いか樣の山阪も凌ぎ長旅をも行如く、天下國家を治るも能家老の多く集て、必ず正しく奉行役人を撰びすへ、何事も打わりて相談評定をして仕置さへすれば、世間無事にして幾世も續く道理なり、國家の政に付者の寶は人より外にはなし、依て異國本朝共に、良臣忠臣と名を呼るゝ程のものは、我功を立ずして傍輩の內より賢良の者を見立て、幾人も進て主の用に立ると見へたり、此向を能く心得て江戸へ歸ては、同役共へ談じ聞せよと上意有りけると云へり、又上意に人の主と成て家來を遣ふに二つの心得あり、其者の志を遣ふと、能を遣ふとの二つなり、先づ其志を遣ふと云は、其身生れ付律義にして主の爲を大切に存じ、傍輩に對し我儘なくおとなしき所有て、然も智惠才覺を兼たるものあり、ヶ樣のものを目懸けていかにも取立、家の仕置國の政

ことの如く尋る時は、云聞するを職とするもの也、何れに付ても存知せずと云て偖やむべき事かわ、左様の事とは知らで、重き役を云付置しは、我目鏡違たるにてこそあれ、能く思ふて見候へ、都て武道に志深き士は、家老又は權柄の人に諂追從せぬ者ぞかし、左様なる中に能き人有べし、其埋れぬ樣にと、常々氣を付心に懸て尋求て社、君の爲を思ふとは云べけれ、刀脇ざし、茶道具の類に名物埋て有と聞ては、何卒取出して我に見せんと思べし、夫はいか樣の名物にてもあれ、國家の用に立ず、無ても事欠ぬ物也、只實の內の實とは人に止めたる也、是は我常々に口癖の樣に云事なれ共、其を餘所の事にしてうかと聞から、只今の樣なる返答をばするぞかし、扨汝が元へ出入する者斗り立身する事と思はゞ、諸士の心たで惡く成て權家に媚諂をよしとせん、されば麾下の士恥を知り、義を守は國家の元氣なり、夫に諸士の心きたなく成て恥を知らず、鼻先曲ても鼻さへ出なばと思ふ樣に成行なば、何事をするも苟も倹にして義を守る心無るべし、然ば人の元氣失せて死する如く、國家の元氣衰て頓て敗亡に至も難かるべきに非ず、向後、汝も爰に心を付て大切の事と覺悟致候へと上意ありけるとぞ、又上意に、家司は勇を取立てするこそよけれ、諸人の頭を押へ、自己の威を付んとするは不忠の甚しきものなり、明白の事も分別せざる奢ものは、分別智慧は、皆家老大身上臣のみ有て、夫より下つ方には毫厘も智慧才覺有まじきと見下す、此の故に下へ遠し、下へ遠ければ親みなし、親みなければ戰場には敗軍、治國には家中分れ〳〵にして恨る人多し、主君は能家司を撰み、家司は家中を撰ぶ

屆を以て、事を取り捌くを、利發にて能切るゝ役人と稱し、能分別にても首を傾け思案し、事を大事にかけ、苟もせざる者は、埒の明ぬと成て、皆かろはづみの危き風儀になる也、加之ず、諸事時の風儀に合せて、事を取り行ふ故、家の古格、先例を廢し、新家の風儀となり、且又先供、從士、押足輕、陸尺、鑓持、草履取り類に至る迄、譜代者は用ひ難し迚、渡り奉公人を用ひらるゝ故、自然と渡者の風儀、譜代者へ移りて、輕薄無賴の家風は變ずる也、但し主君、此所に厚く心を配り玉はゞ、家風を變ずるには至るまじ、家風の變ずる者は君主の心配り薄きなり。

一　又云、諸役人神文前書と云物は、事少なる世に、簡易なるに簡を以て定めたるものなれば、其役々の主意備りたる者に非ず、然共其役方の大禁令はあり、今は掟一通りに成て主君は知り玉はず、其役人を撰には、知り玉べき事也、又諸役人も神文する時、一旦讀斗りにて記憶せず、記憶せざれば守に踈くなりる可ㇾ知事也。

一　又云、東照宮の御時、一役人欠たる事有りしに、或老臣に、何某を代りに被仰付べきと思召、其人柄いかゞぞと御尋ありしに、其人は兼て某が方へ出入致候はねば、いか樣の人物にて候哉存じ候はぬよし御いらへ申せば、御氣色代りて麾下の多き諸士を、不ㇾ殘其人柄を知れと云はゞ我儘也、又は汝諸士の善惡を必ずしも知べき職にもあらぬに、知らぬを咎めば我僻事たるべし、件の者は麾下人多き中にも、日頃祿も並に超て、人に知られぬ程の身にも非ず、夫に汝は第一群臣の善惡を見聞置て、我

下に拘はりて　才器を用られざれば、才器有役人なし、又其役に功者なる役人あらん事を欲すとならば、君油斷なく大綱を提げ、時々其役筋の事を尋問試玉へば、役人功者に成て油斷なし、役人をも役人の才器を働す樣に遣ふべし、功者に成樣に仕へば功者に成り、精勤する樣に遣へば精勤せざる者なし、然らざるものは其罪君に歸するなり。

一　諸役人、私曲なからん事を欲とならば、第一廉直の士を撰びて用べし、次には役米　役料等の賜りもの有べし　廉直ならざれば、足る事を不知して、不義の米金を貪る、或は賄賂に耽り　又は支配下へ賴金を云かけ、役には君の物引負にも至也、役人は役に付ての物入もあれば、譬ば家中一統本知宛行ならば、其上に役料、役扶持等の賜有べし、若し又一統半知宛行ならば、役人は本知宛行と云樣に別段に賜物有べし、勝手差閊なければ不義の財寶貪るには至るまじ、若し其上にも私曲あらば、其人の撰方精しからざるの失は、君に有と云へ共、輕重に隨て咎あるべし、又別段の賜なければ、役に付ての物入を償ひ難、自分貧にも至べし、是君の咎なり、又出ては勤役に勞し、入ては貧苦に責られては、いかなるものも續き難かるべし、責て勤役に勞する替りには、勝手向成共心易き樣になし玉はるべし、然らざれば人に罪せられ、刑に陷る不仁惠の事なり。

一　又云、諸侯方の家風、御役家になれば一變し喪ふ、其故いかんとなれば、其役懸りの者は云に及ず、其他の諸役人も、おのづから勤向繁多に成て、事を錬り鍛おいても間も合ぬ故、頓智に鼻先の利

足り、召仕小者も相應に有ば、幼少より家來共にかしづかれ、旨きもの飽迄食し、能服を暖に着、饑渴寒暑の苦を知らず、身安樂に育故、少しも難儀の勤に堪兼、六ヶ敷氣の詰事を嫌ひ我儘に成長すれ共、其親なる者も其通り育ちなる故、子弟に學問、藝能を勵す事もなし、子弟は夫を能事にして學ばず、剩隙ある儘に遊藝遊興に耽り、無賴の小人を集て、伽相手とす、家中にても無賴の小人は、執事家老の方へ往來するを規模の樣に思ひ、又は最屓吹擧にも預り度、賤敷心にて主人抔の樣に取はやし、追從するものと有故、執事家老の子共は、おのづから高ぶり傍輩を家來の樣にも思也、是安佚を好み、無學無能になる謂れ也、然共人君誠に長臣及び高知の者の才氣有樣に思ひ玉へば、其仕方は幾等も有べし、或諸侯の長臣に、代々才器有と世に稱する家あり、人の才器は必しも世類に拘はるにもあらねば、不審に思しに、後に聞ける事あり、彼長臣の嫡子は幼少より家中一番の學者藝者を撰て、主人より是を付置、敎訓を委ね玉ふ事代々の先例也とぞ、實にさもあらば、才器を育ひ長ぜざる事は有まじ、苟も育を加ふれば、長ぜざるものなし、代々才器有と云は宜なり、是を以て云へば、臣の無學無能は人君にも又咎有に非ずや。

一　又云、諸役人に能き役人なしと云は、人君常の歎き也、臣たる者罪なきに非ず、然共君も又罪なしとせず、能役人あらん事を欲すとならば、家筋身代の當否に拘はらず、最屓の吹擧を用ず、衆に撰んで賢才を用ひば、才器なきの歎は有べからず、才器を用ひらるれば、人能く才器を勵、家筋知行の高

大に國家の治に益あり、然共晩節を見て後用んとすれば、旣に老て用る間少し、明君は其初節に就て能晩節を知り、擧べき人を用て、遺賢有事なし、暗君はあらかじめ晩節いかんを知らずして、猥に人を擧げて、政事に害あり、賢者は志を得と云へ共、節操を改ず、不肖者は志を得に至ては、驕奢の念彌長じて忌み憚る所なし、害をなす事至らざる所なし、古人云へる事あり、成レ名毎在ニ窮苦日一、敗事多因ニ得レ志時一と、信なり。

一　又云、節義は事變に仍て顯はるゝ、平居無事の時にて云はゞ、廉潔耿介の士程世に貴ぶべきはなし、官職に任ずれば必ず成績を致し、事變に合ば必ず節義を顯はす、常變共に國家の用に立もの也、凡て智勇有士は、一人一職に任じては一廉の用に立共　諸士の職を命ずるには、人からの廉潔成る士を選むべし、いかにとなれば諸用には必ず同寮あり、其心廉潔ならざるは、權威を貪り又は名聞を勤る故に、嫉ねば必ず阿る者也、去程に外は强て相和すれ共、內は互に相防ぐ、夫故智も勇もおさへられて、剛も剛をなさず、柔も柔をなさず、只詮議勝にて先格を追、難を招ぬ樣に裁斷する迄なり、爭でか國家に於て推立たる驗を見るべき、仍て諸事捗取らず、行屆かぬ事も多きなり。

一　又云、長臣及び其家中にては、高智と云位のものは、大方無學文盲、無藝無能なり、其故いかんと云に、無學無能にても、長臣の家筋は長臣に命ぜられ、番頭用人共成べき知行がらのもの、大なる疵ものにさへ無ければ、番頭用人に命ぜらるゝゆへ、才德を勵む心なし、其上大身の者は、勝手も自由

守成の君にして、初より深宮に養はれ、視事狹く廣からずして、人情世態に疎く、施す所の政、人情に戻る事あり、良臣有て輔佐して後、能く欲する所は與へ、惡む所を不施して政行はるべし、輔佐の功大ならずや。

一　又云、生質聰明の開有君と、其の國政を察すれば、庸君も異る事なきとあり、是自分の聰明を頼て、深く學を好ず、賢良の輔佐を求めざるが故也、君其質聰明を以てして、深く學を好み、先生の道を明らかにし、賢良輔佐の臣と共に謀らば、政事日々に明らかに、衆庶月々に其德に懷き、列國に抽かん事疑有べからず、從に聰明を賴君は、治安を欲と云へ共得べからず。

一　又云、君は君の職あり、臣は臣の職あり、諸士を遣ふは、我身の手足、目鼻、耳口を遣ふが如し、各司る所あり、家老より足輕中間に至る迄、欠てはならぬもの也、其得たる所を見立て、其役々に仕るべし、さあれば智愚共所を得ては捨るものなし、されば役々に仍て、其選み一樣ならずと云へ共、譬ば律義にして直なる者を賞翫あれば、不直なる者も、君の心に合ぬを知て、不直を愼む心に成也、惡る賢き君は、自分が才智を足りて思ひ、諸役人を心許なく思ひ、諸事下知を待樣に遣へば、己が職を預り物の樣にして、踏込々々才器を盡すものなし、役人は初め選を大事にして、命じての上は身構せず、才器一ばいを盡す樣に遣ふべきなり。

一　又云、古語に保ニ初節一易、保ニ晚節一難と云へり、晚節を能く保者は、始終變ぜず者なれば、擧げ用て

と、人君とにあり、辛も甘きも各持前の味にて、辛甘に罪有に非ず、鹽梅の仕方にあり、人君は猶料理人の如きか、扨又同役相和せず、熟談せざるは、思はくに異見を立、又は誰人遠慮彼への見合せ、或は贔屓々々有に依てなり、如斯なれば事延々に流れて決せず、國を失に至る、是大なる政事の害なり、事の決する所は、至當の理には決せずして、氣强に云張もの云勝に決する也、仍て下にては服せざるもの多し、人に强弱 柔剛 寛急、鋭鈍の違有は、いつの世迚も同じ事也、然共忠信にして私なければ、和熟せずと云事なし、和せざるは不忠の罪也と云へ共、君も又罪なきに非ず、君主威德有て、上の重り重ければ、下動事なし 下を押て動ぬは君の威也、下の逼々にして動くは、君の威德輕ければなり、陣中にて云へば、大將の威光嚴重なれば作法正しく、陣中寂々として靜に物音もせず、主將有司の下知の聲斗り故、下知分て聞違ふ事もなし、是可ㇾ勝兆なり、大將の威光輕ければ、陣中騷々敷鳴渡り、主將有司時に臨ての下知あれ共聞分らず、聞誤る事多し、是卽敗軍の相なり、爰を以て君主も又罪有とは云なり。

一 又云、或人問云、君賢明ならば臣不肖也共害無んか、答て云、君賢明なりと云へ共、輔佐の賢臣無れば下情に達し德澤遠きに達する事を得ず、舜武は聖人也、猶五臣十亂に依て天下治ると云へり、君賢なれば、必ず輔佐賢才を求ずと云事なし、不肖の君は私智を用ゆる事を好で、衆智を用ゆる事を嫌 賢臣有と云へ共、用をなす事を得ず、是智を欲と云へども、治を得ざる所以なり、今の諸侯は皆

一　又云、重職の者の方へ、朝夕懇意に往來するものを見て、其役人の好む所を知べし、好酒の者へは、酒好きの人集り、花を好ば花好きの者集り、文武を好ば家中にても依り賴む心あり、遊事を好めば輕んじ嘲る、是國政の得失にかゝる事なれば、人君油斷有間敷事なり。

一　又云、家老執事共云、重き役人同役の間、不和なるは不忠なり、其不和と云は、强ちに口論取合すると云に非ず、表向立派にて心の和せざるを云、都て役人は高下に寄らず、表向に就て是非を爭ふは可有事勿論也、何程爭ても私意をさへ挾まざれば遺念遺恨なく、諸事熟談ならざる事なし、其內には面々各存念有ながら、云顯はして是非の討論もせず、穩便に見へて蔭にては互に非を數へ謗り合は、きたなき意地合にて士の意地に非ず、不忠の大なる者也、苟も忠を以て目當にせば、互に心底を云明し、是非を論ずればとて、遺恨有べき樣なし、いつの世にても同役同樣の了簡は有まじ、却て同樣になきを調和して社、至當の理には決すべけれ、佛高力鬼作左と云傳たるも、東照宮御神慮有て、態と同樣になき者を、同役とはなし玉ふ成べし、五味を殊にするを以て、是を調和して美味となる、尤少しは遠慮挨拶も有べき事ながら、夫に拘りて君の爲を顧ざるは不忠なり、扨又重き役を初め、末々に至る迄、譬ば五味の各異る味を集め合せて　美味に調和する者は君也、料理人上手なれば、能味を調和して美味となす、人君賢明なれば、衆才を集て能調和して、至當の理に歸せしむ、不明の君は、是を調和して遣事を得ず、故に或は辛く、或は甘きに任かして、美味をなす事能はず、其美只料理人

一　又云、重職の者は云に及ず、都て支配下有役人は、好む事を專ら翫ぶ事は、遠慮すべき事也、其好所より謀をめぐらし、賄賂を入るゝも易き所なり。

一　又云、久敷仕て能く勤めたる者は、年立て用に立難く、役仕したり共、憐愍を加へ育むべし、只仁恵のみに非ず、卽今勤る所の者を勤め勵ますの道也、我等も後には斯捨て顧み憐も無らんと思へば、恨しく疎敷心有て、勸み勤るに勇みなし、昔魏曰、子方出見₂老馬₁于₂野問云、此何馬也、御者云、故公家の畜なり、罷不₂能₁爲₂用、故出放₁之、子方云、少盡₂其力₁而老棄₂其身₁而仁者不爲也、束綿贖₂之、窮士聞₂之歸心焉、と見へたりと、捨牛馬は天下の制禁也、御仁政と云べし、況や人をや。

一　又云、重職權臣の好事、必ず家中へも流行者也、但し文武の二字は勉て倡て流行急れ共、殺生、縱碁、將棊、茶の湯、生ヶ花、鞠、揚弓、誹諧、亂舞抔の慰事、重任を荷ふ者とはなすべき事に非ず、縱令重任ならずとも、年若きものは文武の二字習學に暇なし、是に專らなれば、彼を略すは必然也、戒むべし、慰には程能くぞ思ふても耽り易き弊あり、重職の者の好む事は、家中にても相手に招る者も有て、强ち家中を倡はず共倡ふ道理に當り、おのづから其事繁昌するもの也、然時は遊藝はやり、文武に怠り、勤役に疎略となり、士風は衰へ行事なり、又少し心有者は、重職の者を嘲り、輕んずるも有、重職の者を輕んずれば、君主の政令迄も輕んじて行はれざる基なり、古今武家の衰たる家風、末に必ず文武に怠り、武藝に似合ぬ慰事、長ずる者と見へたり、人君早く重職の者を敎戒あるべし。

若し又小人を擧げ用ゆれば、陽物といへ共、陰物の勢ひ盛成に押されて退き、國家暗夜の如しと云へり、天の人に勝は道理なれ共、人多き時は暫く天に勝が如し。

一　又云、氣質の我と異る人を用ゆれば、彼が長き所我短き所を補て、人を用る益を得る事なるを、臣をば只遣ひ物と覺、我心に合せて遣はんとし、備はらん事を一人に求て、過を咎る事强き故、仕官の者も、仕落なき樣にと計り、何事も例を引云合せを專らとす、依て才智なき者も、大役勤る事成べし、然共如斯にては、人の才知生ぜず、能人の才智の生ずる樣に遣ふべし。

一　又云、道を學ばぬ人は、其役々に臨で只我身の過失あらん事を恐るゝのみにして、人民を治るに心を用る暇なし、若又我身を惜ず、己が過失を厭ずして、人民をも治め、國家の益とならんとする人は、割裂の法を知らずして鳥獸なり、布帛を殘ひ傷が如く、必ず民を苦め害す、此故に右の人は必ず先づ道を學んで後君に仕へ、其役々に臨で、其政事を議するに急て、學び置し所を以て、夫々に裁斷する故、過失も少く、民も皆其情に叶べし、故に能歸服せしと云へり。

一　又云、諸役人の勤惰は、君主政事に心を用玉ふの厚薄にあり、君の心用ひ薄く、大綱を提げ給はざれば、下必ず緩み怠る、君能大綱を提げ、擧て怠無れば、諸役人も油斷なく勤勵む也、又下の私曲無らん樣にもならば、目付、横目を用ひて、常に勸懲の賞罰有べし、勤惰り邪曲の上へ具に知れまじきと思ふより後ろ暗き事あり、能知れし其上の用捨有て、怠惰私曲は有べからず。

と云へり、又古語に、良匠無㆓棄材㆒、明君無㆓棄士㆒と云へり。

一　又云、家語に、政者莫太於官能と見へたり、昔孟嘗君は、鷄の眞似をする者を抱置て、函谷關の未だ開けざるを遁れ出、楠正成は泣き男を抱置て、建武二年正月二十九日の戰に打勝て、類なき大功を立たりと云へり。

一　又云、國を治る事は、能く人を求め得て、官に任ずるにあり、國を亡し家を破るは、人を失にあり、人を擧用ゆると云は、其人に其職を任せて疑はず、其才能を盡さするを云、若又汝が學ぶを所を捨て、暫く我に從へと云が如く打任せず、諸事指圖して遣へば、賢能を擧ると云へ共、賢能の用をなさず、是を擧て用ずと云、然時は擧ると云へ共、擧ざるに均し。

一　又云、人を擧用ゆるには、退く事を好む者を擧用ゆべし、退く事を好む者は、廉勤して恥を知る、若し是を擧げ用ゆれば、忠節彌堅くして、敗事有事少し、競進む者は、擧げ用ゆる事有べからず、競進む者は事を曲げ、媚び諂、人の己を知らん事を求む、是を擧げ用ゆれば、必ず才に誇り、利を好み、累役人に及ぶと云へり、今の人多くは權臣に媚び諂て、役に進む事を求む、權臣是を推擧して、諸職に任ず、故に國家の治を輔る能き役人なく、管ら時めくを喜び、賄賂に耽り、國家の治に害あり。

一　又云、古人云、魑魅乘㆑夜爭ひ出、見㆑日自消と、日は太陽なり、魑魅は陰物なり、君子は太陽の如し、小人は陰類なり、故に國家に君子を擧用ゆれば、小人は陰物なり、日出れば自ら消るが如し、

き人は何役を命ても惡し、左云へば用べき人少し、國家の政は廣大なり、一人一人の能する所に非ず、役々にも尊下、輕重の品々あれば、廣く人を用ひずんば有べからず、只能其人の長短を知て、長所を用ゆるにあり、君一人にして、大勢の人を逸く詳に知る事は成り難し、故に先づ重任の者を能く選み、能き人を用ゆれば、又其知る所を選び、擧る所の人、皆賢ならずと云事なし、所謂、拔ニ茅茹一たるが如し、子夏曰、舜有ニ天下一、選ㇾ於ㇾ衆、擧ニ皐陶一、不仁者遠矣、湯有ニ天下一選ㇾ於ㇾ衆、擧ニ伊尹一不仁者遠矣と、是其明效也、若し其人に非る人を用れば、其役筋の廢するのみに非ず、害を被る者多し、輕き役人にても、皆國家の治を輔る役に非るはなし、其選を管かにすべからず、下務は措て論ぜず、當格に就て語り合事左の如し。

一　或人云、人を活て遣ふと、殺て遣ふとの二つあり、活て遣ふと云は、其人の長ずる所を用ひて、其人に任ずるを云、殺て遣ふと云は、得ざる所へ遣ひて任ぜず、才を盡す事を得ざらしむるを云、其損益得失、いかんとせんや。

一　又云、薛文淸云、用ㇾ人當取ニ其長一、而舍ニ其短一、若求ニ備於一人一、則世無ㇾ可ㇾ用之才一矣と、古語に、工上は材を擇ずと云は、能匠は長き木、短き木共に集て捨ず、長をば長を用べく、宜敷所に遣ひ、短きをば短くして、足る所に遣ふ、人も得たる所に用れば、誠に益あり、得ざる所に用れば、有甲斐なき也、長短を選ばずして、妄に人を捨るは、鷹に魚を取らせ、鵜に鳥を取らせて、用に立ずと云に均し

昇平夜話下篇卷之四

諸役人

諸役人を撰事、政事の肝要也、立レ賢無レ方と見へたり、家筋素性のみ拘りては、賢者は得難し、役人の選惡ければ、善政は行はるべからず、各其役方に就て撰べきは勿論なれ共、槪して云はゞ、政事表向役人は、道の大筋目を心得たる者、勝手向役人は、廉直を主として撰ぶべし、其選當ると不レ得とは、人を知ると知らざるにあり、人を知る事尤難し、人を遣事又安からず、人を知るの難きは、我智の明らかならざるにあり、我智明らかなれば、人を見る事、其脚行を見るが如し、人焉廋さんや、若し我明、是を察するに足らざれば、必ず黑を以て白とし、枉るを以て直とし、小人を以て君子とし、君子を小人とするに至ては、政事日々に非に、身辱られ、國亡ぶ、恐れざらんや、我智を增て明らかにする者は他なし、學問して能く人を知り、其長ずる所を用ゆれば、能其人の才を盡さしめて、國家の治を輔べし、如此なれば、凡人に用ひられざる人無るべし、若し其短き所を用ゆれば、其人才を盡事を得ずして、治に輔なし、備らん事を一人に求れば、天下用ゆべき人なし、苟も其長ずる所を用ゆれば、用間敷人なきなり、天下の人を押ならして云ば、賢者は少く、不肖者に多し、能き人は何役を任てもよく、惡

一　又云、文學、武藝、醫術、其外藝術を以て召抱られた者は、初より世祿と定ず、其子親の藝術を繼たらば、家督の節、親の知行三分二を賜り、藝術親に比する程に至らば、親の祿の通り、全く返し玉はるべし、三代迄は、父祖の業を繼て賞すべし、扨四代に至て譜代に命ぜらるべし、子として親の業を繼事能はざる者は、暇を賜て可也、斯の如く定められれば、子たるもの勤め勵て父の業を繼べし、藝術にて召出されたる者、子孫次第に藝術未熟になるは、此定めなき故なり。

一　又云、農工商の内より、故有て士に取り立らるゝ事あらば、三代までは、家督の前後に拘はらず同知行の下に置て然るべし。

なる新役の者に引替られ以後は一升盛り上げ渡すべしと定め玉ひしとなり、恩恵の厚きのみに非ず、云ずして廉直の風發り、利勘の風はおのづから氷解、煙消が如くなるべし。

一 又云戰國の時分は、少しく劍を廻し、鎗を捻る程のものは、何方へ行てもお[illegible]に預り、知行を得て、武士の貴ばるゝ折なれば、勢有て目覺しき者に武士なり、治世には役人の外は無用の長物の樣に、農工商の輩は思ふも多し、人君も又左思ひ玉ふ事も有るが如く、諸士へ約束の宛行を減じ、借り米と號して、返さるゝ事はなく、然も數十年にも及も有と見へたり、是を諸士を大事に秘藏し玉ふと云べきや、又養共、安んずる共云べからず 士の義を失て、利に走るも、爰に出る事也 利に走り義を失ふの出る事也、利に走り義を失ふの害、擧て計へ難し、惜べき一命をも、主人の爲に輕んじて顧ざるは義なり、利を以て云へば、主人の馬前へ進み出てゝ流れ來る矢玉に中りしも損也、北走て其場を遁るゝにしかず、常々恩義失て、危難の節は誰々も臣たるの道を盡さんと、賴み思ひ玉ふは、氣の毒なる事也、君君たらずとも、義を知たるものは、臣たるの道を盡すべけれ共、義を知らざる者は多く、堅く義を守る者は少し、然共常々の育樣にて、剛兵共、弱兵共成る也、何れの君か、君として北げ走る弱兵を好み、勇み進む剛兵を嫌ふ君の有べきや、弱兵をば嫌ひながら、弱兵になる門を開きたると云べし、獵せずして獸を得ん事を欲し、植ずして秋成を欲する共、果て能く欲する所を得べけんや、種を蒔にしかず。

寄らぬ物なれ共、賜る所少ければ、貧成るべき筈の事也、貧なれば其人に罪有、小身にして貧ならざるは疑ふべし。

一　又云、近世諸家中へ折ふし盗賊入りし沙汰あり、武威の衰へ歎息すべし、昔は稀にも家中へ盗賊入ば、切捨る故、家中へは恐れて入事なし、切捨るを恐るゝ斗にも非ず、入難き子細にあり、昔は家中屋敷構も、皆門塀有て堅固なり、若黨中間も多ければ、早く聞時捕搦め、又は切捨たり、今世は諸士の若黨中間も減少し、門塀も無體故、用心向甚だ淺間なり、盗賊も甚だ入易く成べし、盗賊の類のもの、家中を侮り輕んずるは、武威の衰へ歎くべし、其元を尋れば、諸士の貧窮に成たる故なり、貧窮に成たる子細は、太平久敷、天下一統花美を好み、無益の費用多きのみならず、宛行をも減ぜらるゝ故なり、亂る世には、勝手向役人は、自分の功を顯さんが爲に、頻りに聚斂利勘の取扱するを、忠と賞せらるゝ故、諸士皆利勘にさときを發明と云ひ、律義に廉直を守るものは、時勢を知らぬ鈍成る者と云様に成て、武具馬具を、治世には無用の飾物の様に心得、金銀差閊る事あれば、武具馬具を一番に賣拂ふ事なり、貧より武威の衰る事此由なり、或諸侯、江戸屋敷にて、或時米倉へ立寄見玉ひて仰けるは、家中以下へ渡す扶持方を斗る役人、上手に斗るよし兼て聞及べは、斗らせ見せよと有ければ、役人を呼出し、斗らせけるに、一升の米を、一升三合に斗りたり、侯宣ふは兼て聞及びし如く、いかにも上手なり、太儀なるぞ休せよとの事にて、何事もなく濟たりしが、其後斗り役の者、皆下手

臨で、急に金銀を贈りたるとも、其用の辨ずるものに非ず、下を損て上を增は、益々似て却て損なり、或人難じて云、今二百石の士は百石と心得、千石は五百石と心得ば、何ぞ半知宛行成が爲に、貧窮に及ぶの患あらんや、百石は昔も今も百石と思ふより、貧窮には至る也、是今人心得違の罪也と、理を以て云へば左ある事にて否共云難けれども、夫は理屈と云ものにて事實に當て合ぬ事あり、今半知宛行なれば迚、昔百石にて勤たる所を今に百石の上に命ぜらるゝにも非ず、加之家內朝夕の暮し方、寛にするは安く、詰る事は難し、理屈通りにはならぬもの也、小身に至ては、飯米に足るか足らぬ身の上にて、何を省き何を略すべき樣もなし、諸士利勘に至り、風俗の下り衰るも、困窮より起る事也。

一　又云、人君の美稱を民の父母と云、一概に云へば、士農工商は皆君の子なり、但し其次第を云はゞ、士は本腹の惣領、農工商は妾腹の庶子の如く、施す事も、惡む事も、親うする事も、厚ふする事も、何事に寄らず士を先とし、初とすべき事勿論なり、治世には、君の身命に懸る程の大事無れば、臣に倚り玉ふ賴事薄し、戰國にては、千騎が一騎に成迄は守護し、身命に替る者は士也、日頃祕藏して恩惠あるべき事也、然に別に恩惠こそなからめ、責て約束通りの宛行は賜るべきに、農工商よりも苛き會釋は、本末親疎の次第、違るに非ずや、扨又窮する就て、艱難辛苦勝て計へ難し、甚しきに至ては、金銀に迫りて、出奔自殺に及ぶも多く、又は家內取始末宜しからずとの咎に仍て、永の暇を賜るもあり、此類稀には一分の不所存より出るもあれ共、大方は貧より發る事也、貧多くは大小身にも

は君子の恥る所なり、返す事ならずば、借米の名目を止て、助力米とか、頼米とか成とも名付べし、又最初五年とか、七年とか年限を定て、其跡になれば、年延々と云て、何十年と限なきも、約束を失て、下へ不信不義理を倡ふ也、是をも忍ふべくんば、何をか恥恐るゝ事あらんや、君子は暫も、不仁不義の地に處するに忍ず、一日も心を安ずべき所に非ず、一日も早く初に返して、心をも安じ、諸士分に應じ、人馬を持揃え、よき具足、鋭なる刀劍をも嗜み、不慮の節、身命を輕んじ、忠義を勵み、鋒先强からん事を願ふべし、常の心得にては成べき事に非ず、拔群の志を發し玉はずんば、成べからずと云は、庸常の君の通病にして、思はざる也と云へり。

一　又云、諸侯方の知行、半地と云事なく、領地の狹く成たるにもあらず、新田、畑開發抔も有て、昔より高は增共減じたるに非ず、又士の多く成りたるにも非ず、家にも寄べけれども　小身の士は昔より多く成て、大身の者少く成たれば、家中へ贈る所の知行、昔より各別多きにも非ず　又昔に替て大名役の多く成りたるにも非ず、然に今世は諸家、大概、家中の宛行、半知前後の宛行と聞ゆるは、不審なる事也、畢竟太平久しきに付て、頻に奢侈の風行はれ、無益の費用多きが故なるべし、然に於ては人君英雄の氣を張り、古代簡易質素の風に立歸り玉はゞ、幾年ならずして、諸士の宛行を返し玉ふに至るべし、永く諸士御宛行を減じ置るゝは、不仁不義と云には非ず、股を批て食し　腹滿て身斃るが如く、諸士貧窮すれば、治亂共に大名役の勤らぬ事也、嗜も心掛も貧窮しては成難し、譬其期に

荒增見及び聞及て、記すと云書あり、始て九州筑前福岡に暫く逗留、次に肥後熊本、肥前又薩摩鹿兒島に至り、四國を廻り、山陰道より、北陸道越前、加賀に一ヶ年有て、越後路に掛り出羽、奥州、米澤、南部、仙臺に至り、又江府にかゝり、所々城下へ相廻り、大概日本國中に至らずと云所なし、然共其國に敎て用なき所へは出ず、故に其祿は聞傳を記と云書に、一萬石以上諸侯百六十三家、其家中宛行の高下を記せり、地方にて賜る家二十七家、廩祿五ッ物成にて賜る家一家、四ッ五分にて玉はる家三家、四ッ二三分に賜る家五家、四ッ物成にて玉はる家百二家、三ッ七八分に賜る家八家、三ッ五分に賜る家卅七家、三ッ三分に賜る家一家、三ッ物成にて賜る家二家、其國其年平均免にて賜る家三家あり、此時代を通じて考ふるに、四ッ物成にて賜る事、大概通法と見へたり、四ッ物成と云は、高百石米四十石也、四斗入にして高百石に米百俵也、右の書時代を考ふれば、寬永慶安の頃なり、今は年代も歷ぬれば、諸家共に此時代とは違ぬべし、世並考へ合せるも成べきや。

一 又云、諸士の宛行を減ずるは不仁なり、減ずれば貧窮難苦に及ぶ、譬ひ貧に至らず、餘り有て隣里鄕黨による共、約束の通り賜るべし、常の祿なれば、約束の通り賜ても、仁とするに足らず、若又是を減ぜらるれば、約束違て不信なり、上より下へ信を違るは、成間敷事成に夫をなすは不義なり、又是を借米と號すと云へ共、終に返さるゝ事はなし、甚だ稀には返されし家もありと云、借米ならば返さるべき筈なり、譬一度に返し與へらるゝ事成り難くば、連々に返し賜るべし、凡名實相稱せざる

る者は有まじけれ共、夫が爲に苦しむ者、勝て計へ難し、此事常に君の御心に絕ずば、一飯を食し、一衣を着し、一器物を求るにも、必ず此事を顧み玉はゞ、などかは本復の政の行はれざるべき、只恐るべきは天意人望なり、目前の小利ありしも天意人望に背けば、家運縮り國祿短くなるを如何ともすべからず。

一　又云、諸侯は家格先例を以て、推て濟事也、强に世並を聞合せ、當時の向合に合するに及ばぬ事也、留守居役の初りたるは、諸侯の勢の衰なり、家中諸士の宛行の如きは、先祖より約束の事なれば、世間は兎も角もあれ、宛行を減ぜらるべき理なし、然にいつとなく諸家にて宛行を減ぜらるゝ事初りしより、世並にて敢てすまじき事とも思はず、減ぜらるゝ事に成來れり、是等は殊に世並に構はぬ事也、諸家の士武用の嗜薄く、忠義の勵みなく共、他家の事迄世話はならぬ事也、宛行を減ずれば、おのづから武用の嗜もならず、忠義の勵薄く、鋒先弱きは必然の事也、世並とて夫に習て可ならんや、但止事を得ず、是非なく減ずるに就ては、世並の減方も考へ合すべき事也、猥に心儘にはすべからず、凡先代の法を改るは容易ならぬ事ならぬ事なれば、厚く勘辨評議を盡し、又は家の法を考へ合すべし、譬ひ止む事を得ず、一時の新制を立らる共、子孫後代の例共成事なれば、謹で厚く思慮し、委く論ずべし、殊に諸士の宛行を減ずるは、父祖の良法を減ずる事なれば、謹ずんば有べからず、然に是は世並の考合もなく、心任せなるにや、或浪士身の上、稼の爲國々所々徘徊し、其國の樣子、家々の作法、

にて、譬ひいか樣の大國へ御取り懸け候共、御勝利疑有間敷存候、若し又紀州に於て、何ぞ御用の事も候はゞ、我等に御聞せ被ㇾ成べく候、手勢二千も三千も召連罷越、貴公樣御手には掛申間敷候、扨萬一若上樣へ御等閑の儀於ㇾ有ㇾ之ば、ケ樣申年寄、日頃國元に秘藏仕置候郎等共を召連、眞先かけて紀州へ押寄可ㇾ參候間、左樣御心得候へと宜ひしとぞ、日頃國元に秘藏致置候郎等共との一言、能君たるに足るの嘉言と云べし、此君の爲には命を塵芥よりも輕んじ、堅きを破り鋭を碎き、采配次第爭ひ進で火にも水にも飛入り、誰獨り放て押付を見する者は有間敷思はる、始終の詞から天晴武將の名言と、折々嘆美する事也、然に數十年家來の宛行を減じ置る方々は、是を定式の樣に思ひ玉ふにや、御先君止事を得られざる一時の制を良法の如く受繼玉ふは、嘸御先君の靈も、御本意無き事なるべし、一日も早く本へ復せられ、先君の遺靈を安じ、追孝の一事に備へらるべし。

一　又云、聚斂の害甚しき事は、大學にも與二其有二聚斂之臣一、寧有二盜臣一と見へたり、譬ひ君の物を盜臣は有とも、聚斂の臣は有事勿れと云は、盜臣の害は一人に止て、聚斂の害は衆人に及が故なり、扨其聚斂掊克と云は、百姓町人より無理なる年貢諸役を多く取立る事なり、未だ家中の諸士より物を取立るを聞ず、家中諸士の宛行を減ずるは、是に越たる聚斂掊克は有間敷なり、是を取り立て君へ奉るは、聚斂の臣ならずや、是を受玉ふ君は、聚斂を好む暴君ならずや、然に世間勤として、泰然と安く居玉ふは何ぞや、百姓町人と違ひ、士たる者は、君と安危憂樂を共にすべき者なれば、何かと口外す

り、諸侯方家中諸士の會釋の公政と違は何ぞや、諸侯方知行は半知と云事はなきに、諸家中の士、大概半知宛行なるもいかにぞや。

一　又云、君は民の父母を以て異稱とす、父母として自分獨り事足り、子供へは、衣食もしか〳〵宛行ず、飢寒に苦しましむるは、不慈にして父母たるの道を失ふと云べし、さあらば、天必ず其父母を惡み玉ふべし、天の惡みを得ば、自然と災有べきは必定なり、年來家中を半知宛行にし、凶年に窮民を救ふ十分ならざるは、父母にして父母たるの道を失ふが如く、君にして君たるの道を失ふに非や、天覽恐るべし、今の人自ら鴆毒を呑て、壽を神佛に禱るに均き事する者多し、慊らずや。

一　又云、諸家中諸士の宛行、廩祿となりしは、諸士衰微して武威の衰たる基なり、廩祿となりたる故に、後年半知宛行と云事も初れり、半知宛行と云事、甚だ謂れなき事也、罪あるをこそ減知し、又は改易、切腹にも行はるべけれ、罪なき者の知行を減ずべき謂れなし、凡諸士より物を取立る事、古には聞ぬ事なり、臣たる者は君へ一命をさへ奉り置事なれば、義に仍ては、知行殘らずも奉るべけれ共、君より約束を失ひ、專ら自奉に厚く、仁恕なければ、恨なき事を得ず、恨ば背く、大節に臨て北走るまじきとは賴れざる事なり、昔紀伊大納言公へ、伊達正宗侯振舞に行て歸り玉ふ節、紀伊公玄關まで御送りありしに、御廣間所々、御座敷御座敷に、御家中の歷々伺公せられしを見玉ひて　扨〳〵御家中衆目を驚し候、大納言殿是程の御內衆を被ㇾ爲ㇾ持、若し上樣へ少しも御如在有間敷候、此御　數

は、倹約と號して、有來りの事を止め、約束の宛行をさへ半知宛行にし、只苛き會釋のみなり、本末前後の次第を失ふにあらずや、尤農工商は譜代の者にあらずして、國替所替有は、其地に殘り留る者也、去に依て、少しの事も不ㇾ省、訴訟等に及ぶものなれば、譜代の家來の樣には、准付て置れぬもの也、然とて父母たる者、ねだる子に斗り物を與へ、おとなしくねだらぬ子には物與へぬ樣なる事にて、子供の敎育なるべきや、士は三民の上に立て重き物なれば、禮遇も又厚く玉ふべきのなり　別段の恩惠はなく共、約束の宛行は全からずんば有べからず、君の一命に替る者は士なり、常々恩を與ひて情けを加へずんば、士の心を得べからず、士の心を得ずんば、爭か大節に臨て慥に賴むべき　日頃の恩遇に有べし。

一　又云、民の可ㇾ恤は、凶年饑歲より甚敷はなし、老幼は溝壑に轉じ、壯者は四方に離散す、國君是を恤べきは、庸常の君も知り玉ふ所なり、諸士半知宛行數十年に及ぶは、農民の數十年打續たる半毛作ならずや、然に是を恤む事を知る君なし、若し能是と彼と均敷事を知る君あらば、數十年に及で、などか初に復する事のならざるべき、數十年に及で、復初の政行はれざるは、能是と彼と均しき事を知る君なければなり、水旱の災は天地の變なり、廩祿の士、數十年半知の災に逢ば、天地の變に非ず、人君宜敷反求し玉ふべし、今恩農民に及で、士に及ざるは、獨り何ぞや、竊に公政を考ふるに、諸侯方領地半高の損毛あれば、其年御門番、勤番、失火防等の公務御免許有、又願に仍て拜借ー等ぶ

所飯米にだに足らぬもあり、縱ひ飯米に一盃位、又は少し餘分有迚、何として右日用欠くべからざる用を可ㇾ辨や、了簡にも思案にも及ばず、素より勘定にも及ぬ事なり、是は御主君の御威光、世の中の不思儀とも云べし、尤其艱難辛苦、筆舌もに及ぬ事也、是等の事は甚だ卑劣なる事なれども、人君は云に及ず、政に預る執事、家老抔云者は、縱ひ半知宛行にても、高知なる故に、艱難程の事はなく、自ら艱難辛苦をなめざる人の推量の届く事にあらず、推量行屆かざれば政事行屆かざる所有り、知らずんば有べからず、明君は斯る賤敷事迄委敷知しめし、下情に達し、政を施し玉ふ故、隅々隈々迄行屆ざる所なし、飽迄食し、暖に着物の想像り、容易に行屆く事に非ず、深く尋知べき事也。

一　又云、君とは、士農工商の四民を撫育して　安穩ならしむる人を云、一國一郡の主は、卽ち一國一郡の天共、父母共云、一國一郡の富は、卽一國一郡の富なれば、一國一郡の人と、富を倶にすべきものなり、君一人の富にあらず、若し君一人の富と思ふ君は、古より其富を不ㇾ失はなし、扨民を育といへば、農民の事のみ思ふはひが事なり、四民各天下の用をなすといへ共、士は天下國家の治を輔るものにて、三民の上に立て重し、其親しき事は士より親敷はなし　其近を云ば、士より近きはなし、然ば育にも、施すにも、惠にも、士を以て先とすべし　然に農民は一ヶ年の凶作あれば、手當米、夫食貸、又種貸抔云ものあり、士は農民の如く、强訴、徒黨抔せぬ者なれば迚、數十年の半知宛行は、農民の數十年來半毛作に同じきに惠みなきは、農民の會釋にも劣りたるに非ずや、諸士への禮遇恩施

手細工などして賣り、漸く今日の雛儀凌ぐよりして、心遣卑劣になり、士風は下り、坂に車を走らしむるが如し、日々月々に下り衰る也、小身なる士は、家内の飯米にも足らぬものあり、何を以て年中諸雑用の料に宛んや、小身者の士風を失ふは、餘義なき共云べし、小身もの士風を失へば共風おのづから中士以上へ移り、一家中の風を廢する也　人君の思慮有べき所なり。

一　又云、小身の士の貧苦は、中々筆にも詞にも不及　況や、富貴の人の推昔の届く事に非ず、小身貧なれば迚、士の列に連る者、農夫同樣にも成難き事あり、又一家を立て、世に交り居れば、家には父母、妻子、兄弟、奴僕もあり、一簞の食、一瓢の飲斗りにても濟ず　日用不レ可レ欠品甚多し、鹽噌、薪茶、たばこ、煙管、たばこ入、元結、油、櫛、笄、庖丁、小刀、鍋、釜、桶、鉢、草履　下駄、傘　膳椀、筆墨紙、家作の類、修理、敷物、衣服、大小刀等、擧て數へ難し、是等の品々は　小身貧なればとて何一つ畧べき樣無もの也、右の外親類、知音の交りもあれば、客前の膳椀類、一向無とても濟難し、又吉凶に就ても、音物贈答、人道の欠難きもの也、老人、小兒、病人等の育ひ、稀には魚物をも求め、病人有ば藥を用ひねばならず、子弟稽古事の入用、元服　襠着、養子緣組彼是の物入、云立れば限りなし、士は小身にても商もならず、耕作も成らず、君より賜る外は、一粒一錢出道の無もの也　古人の云傳に、人家の雜用料　飯米程入もの也と云へり、譬ば一ヶ月飯米五俵食する家内にては、雜用の料も、五俵入との事也、是も不時吉凶の入用を除て、日々□□の雜用のみの事也、小身に至ては、賜る

諸家中、諸士の俸祿昔は皆地方なり、今世諸家を通じて考ふるに、地方にて賜るは甚だ稀にして、大概は廩祿となりしと見へたり、其故いかんとなれば、采地を賜ては土地の善惡年の水旱に依て、收納米不足なり、小身の士は殊に地方皆無同事の難儀に及ぶ事有故に、不同なく廩祿定數を以て賜り度と、諸士願に就て、廩祿とはなれるなり、廩祿の物成は、大方五ッ物成に賜りしと見へたり、五ッ物成なれば、高百石は玄米五十石也、是を四斗入俵にして百二十五俵也、是本知宛行と云、但し本地宛行と云事、元來なき事なれども、後年半知宛行と云事始りしより、昔の五ッ物成をさして、本知宛行と云事になれり、藏米と成て、諸士水旱損の憂を免るゝ事を得て悅びしも、今は大方半知宛行と成ぬれば、年々半毛作の損毛に同、うしと見し世ぞ、今は戀しき共いはんか。

一　或人云、諸士の俸祿に多寡あるは、父祖勳功の厚薄、幷に天に有事なれば、多しといへ共誇るべき事に非ず、寡と云へ共恨べきに非ず、凡士の俸祿は、耕に易るに足るに取り、上農夫は九人を育ふといへば　年貢諸役を上納して、殘る作德にては、九人の家內を養ふに足もの成べし、家內は九口の飯米は、一日四升五合、一ヶ月壹石三斗五升、一ヶ年拾六石二斗也、是を四斗俵にして、四十俵貳斗也、飯米を年中四十俵も食する家內にては、年中の諸雜用凡三四十俵入もの也、然は家內は九口なれば、飯米諸雜用凡七八十俵也、七八十俵より以下賜る士は　耕に易に足らずと云べし、耕に易るに足らざれば　士と云へ共、常の心を存し難し、常の產不足なれば、思はず町人百姓にも手を束ね　膝を折、

ると說たるは弊有り、義も理とは裏腹なるもの也故に、萬事利に從て利を求る時は、必ず義に寄事能はず、萬事義に從て義を好み行ふ時は、必ず利をまぜて行ふ事を嫌ふなり、故に孔夫子も、君子は義の事に喩き者、小人は利の事に喩き者也と宣へり、是君子と小人と裏腹なる故なり、又孟子も國を治るに何故に利を云べけんや、國を治るには、仁義と云上もなき結構なる者ありと宣へり、是も利は義の裏腹なるもの故、利を嫌て宣へるなり、只義に仍て行ば、衆人悅で歸服し、庶民上を親み貴で、自然と家々身も安く富て、面目となるの效有事也、然共是求ずして、自然に有の效なり、然に若し大學にいふ如く、義なる事をしては、利として行ふ則は、畢竟利を以て利を行ては、利を得られざる故、義を行て利を求ると云ものなり、然る時は義を行ふ最初より、利を目當とすると云者なり、如此人を導く則は、後には仁義を似せて、利を旨として行ふなり、然る時は萬事利に仍て、利を心として行ふ輩有の弊出來るなり、子曰、先難後獲と云心は、仁者は人の爲に難儀なる事を勤るに、夫を勤る心が第一と成て、其の後も其の勤があだにならずして、報を得る期必ず有とて、夫を心の主とする事なきものぞと宣ふ意なり、大學に云へる所と相違ふ事、萬里の違と云のみならず、仍て大學の說を然とすとなり。

俸祿

といへ共、又人に異る事なし、只衆人に異る者は、凡の事、其欲する所に拘はらず、是を裁斷するに、必道か道に非るかを以てして、其道に非れば、富貴にも居らずして去り、貧賤をも厭ずして去らず、君子は道を以て萬事の準則として、毎事に必ず道か道に非るかを稽て、道に從ふ、出所、進退辭受、慶吊を初め、一言行の細事と云へ共、皆道に寄らざる事なく、一事として道に寄らざる事なし、衆人は其欲する所に從て、禮を敗し義を害す、於爰、君子小人の別れめ大に異る事を見るべし。

一　又云、吉凶禍福は、皆天の命ずる所にして、人の能く自由にする所に非ず、然るに猥に福を求るは、命を知らず、却て禍を招く事也、然共世には一旦欲する所を得る者も有事故、常人は夫を羨で、猥に福を求て後、必ず禍ある事を知らず、天道は善に福し、不善に禍するは道理也、命ずる所には有共、其善惡の實有て招く所の禍福なり、皆自ら招に非る者なし、君子は平日身を修め、行を整の戰々兢々と恐れ愼む事、終身怠る事なし、然に若し有間敷禍有ば、自ら謹惡みて招き致すに非ず、又得る所の福も、猥に願求て、有間敷仕合を得るに非ず、皆是を命と云、小人の不善をなして刑戮に遭、又種々手段を盡し求得る幸は、禍も福も、共に正命に非ず、自ら致所なり、自ら求て正命にも非る幸を得るは、福には非ずして禍の基なり、小人利を好むの至り、有間敷幸を求めて、禍を招くは愚なる事なり。

一　又云、大學に云、此謂國不以利爲利、以義爲利と有、先儒是を非として思へらく、義を以て利とす

一　又云、只人心の害をなし、仁義の仇となるものは、私欲也、私欲有が故に邪智に誘はれ、ひずかしく成なり。

一　又云、父母、兄弟、親戚、朋友、或は恩を受し人には、贈り物を以て其誠を顯はし、其情を通ずべし、贈り物の厚薄は、分限によるべし、贈るべき人に贈らざるは、吝嗇也、吝嗇なる人は、財を惜て贈答の禮儀なきは、不仁にして誠なきによれり、禮儀の贈物に、左程の財の費なし、贈物をするには、心を用ひ丁寧なるべし、都て惡く損じたる物など贈るは、贈らざるに劣れり、肉の破れ、氣味の變し、色香惡き類、又は未だ熟せざるもの、時ならずして人に害あるもの、或は其人の嫌成物など贈るべからず　贈り物に仍て、人の心の厚薄、誠あるなしも見ゆるものなり、自ら吟味すべし、下部に任すべからず。

一　又云、小兒には、專ら義方の敎をなすべし、義方の敎とは、義理の正敷事を以て、小兒の惡き事を戒るを云、利欲を敎へ知らしむべからず、僞て且欲深く、人の物を貪る類は、押へ戒てゆるすべからず。

一　又云、廉は損に似たる得なり、貪は得に似たる損也、常人は是を知らずして、常に損を招く事を致す、又愚ならずや。

一　又云、富貴は人の欲する所なり、貧賤は人の惡む所にして、古今人情の同じく然る所なり、君子

等は古人の謂る守錢の奴にて、農工商にてさへ、人の賤しめ、人たるの道に背きける也、況や士家に於てをや。

一　又云、財祿を貪り、分外の富を求て子孫に殘さんよりは、家法を正しくし、子孫に道の敎を殘すには如ず、子孫無道なれば、財祿を殘せ共必ず失ふ、我財祿を保て失はず、子孫長久ならしめん事を願はゞ、只仁心を以て、人を憐み惠み、善を行て子孫に善を進むべし、是天道に叶ふ理なれば、當時目に見えたる幸ひなく共、後に必ず天の惠を受べし、是萬金を捨て、神佛に諂ひ祈るに百倍せる所禱也。

一　又云、天地の氣滯れば、風雷、水旱、地震等の災となり、人の氣血滯れば病となり、財寶の多く集て、人に施し惠まざれば、滯りて後日の災となる、必然の道理也、財を集て福とせんとすれども、却て禍となる事、古今世上に其例多し、財多く集らば、貧苦なる人に施し、人に益有事に遣ひ用ゆべし。

一　又云、士として財利を貪り、吝嗇にして廉直の志なく、親戚故舊の貧窮を惠ず、我に親しき人、我采地の農民抔の飢饉を見ても、心强くして救はず、親戚朋友の禮義を勤ず、或は與ふべき者に與へず、取間敷ものを取り、人の財を用て償はず、如此事、我身に一つもあらば可〻戒、人のよしあしを見も我身の鑑なり。

四民共に只正直に、家の業をよく勤め、天道を恐て僞なかるべし、是禍を遁れ幸を得る道なり。

一　又云、人の家の禍は、多くは利を求るより起る、利を貪れば却て財を失ひ、禍の來る事多し、利を求んよりは　只家業を怠りなく勤め、家財を妄りに費さず、分外の利を貪らざれば、禍なく、財を失はず、凡利を貪は禍の本也、可ㇾ戒。

一　又云、我身の事は私慾有故、才有人も心暗く成て、善惡の利見へ難し、我思慮する所十分によしと思へど、傍より見れば惡き事多し、大事あらば思慮ある人に問ひ計り、其人の評論に從ふべし。

一　我身事足るを不知して人を貪るものは、身富りといへ共心は貧く、我身事足る事を知て、貪りなき人は、貧しけれ共心は富り。

一　又云、訟を聞人、親類權貴の人に賴れ、賄賂にふけりて私する事、古來其例多し、又下よりの願事を取持て賄賂を求るもあり、皆利を好むよりなす事也。

一　又云、家を治るに、財を用ゆる法を知るべし、儉約にして吝嗇成べからず、儉約にするは、親を能く育ひ、君に仕ふる勤を欠ず、人も施し惠み、禮義を行ひ、武備を調へ、戰場の勤め、不意の變に應じて、差間間敷爲也　然に吝嗇にして、只有が上にも金銀を貯ひ積事を好み、父母の育ひ、君への勤め、傍輩の禮義、武備の設けをば皆欠て一も行はず、増て人に施す事は露斗りもなく、金銀を人に貸て、重く利潤をとり、約束の時至れば　其人の難儀を顧ず、嚴敷責はたりて、少しも用捨なし、是

一　又云、算數は六藝の一にして、高きも賤敷も、人の知らで叶はぬ事也、譬ば國郡の民數を計り、其年の年貢の入を計て、來年の出し用ゆる分量を定め、米穀金銀の多少と、軍陣人馬の數、粮食とを考へ、道理の遠近と運送の勞費を計り、人數を立、軍をやるも、皆算數を知らざれば行ひ難し、大人も臣下に任せては、おろそかにして、事違ふ故に、必ず習ひ知るべき業なり、但し好み過て翫ば、必ず利を好む費あり、心得有べき事也。

一　又云、利を好む者は、人に施す事は少しにても嫌ながら、神佛の事には多くの金銀を出して、諂ひ祈るは愚なる事也、道理もなく、大なる幸を可レ得爲の大欲なり、神は非禮を受ずとこそ云へ、欺くべからず、夫よりは飢寒の人を救へば、能き報の有べきは必然也、但し報を待心にてすれば、誠の德に非ず、身の爲に計る利なり、善とするに足らず。

一　又云、無益の事に財を費すは愚なり、是善を行ひ人を救に志なければなり。

一　又云、家業を能く勤れば、利益は求ずして其中にあり、士は奉公を能く勤て諂はず、農は田畠を能く作て、公を恐れて公役をよく勤め、工は器物に心を用ひて、能く作り出し麁早なるものを作りて人を欺ず、商は交易を勤て倦ず、高利を取ず、四民共に如此なれば、强に利を貪らざれ共、福祿は自ら來る、勤べき業を正路に勤ずして、ひが事をして利を貪る者は、一旦は人に寄り幸ありといへども、天道の惡み玉ふ理なれば、後は必ず禍あり、愚人は當時早く利を得んとして、後の禍を知らず、

は仁也、武を以て敵を討、亂を鎭むるは義なり、仁義の道の外に文武なく、文武の外に作法なく兵術なし、敵に對して謀計を用るは、譬ば西を攻んとしては、其東を襲の類也、如此事に臨み、時に當ては敵を計り、權謀を行ふ事はさも有べし、前に云如く僞を行ひ、利を得を以て心とするが如きは、仁義の道を捨、文武の法に背き、義理を捨、利欲を專らにするは、國を亂すの業にして、武を鎭る武の道に非ず、上を犯し亂を起す、亂臣賊子の仕業也、將たる者は仁義忠臣を捨て、只我身を利せんとする時は、士卒皆是に見習、化して恥なく、百萬の兵あり共、戰に臨で君の爲忠義を行ひ、命を捨、節に死する者あらんや。

一　又云、生質に勇怯あり、勇に血氣の勇あり、義理の勇あり、血氣の勇は一旦の强みは强きを破り、堅きを碎く勢あれ共、義なければ節を守らず、賴もしげなし、義理の勇は節義を守て、大節に臨み、義を變ぜず、賴もし、士たる者、戰に臨て、身を捨る事は難からず、血氣の勇は、盜賊も能くするものなり、たゞ身を捨て義に叶ふ事難し、忠孝の道を知て、生死只義に叶ふべし、學問なければ忠孝の道を知らず、死すべくして死せず、死すべからずして死するなり、生死異なれども、義の背ける事は一なり。

一　又云、軍學武藝のみ有て、學問なく、義理を知らざれば、習ふ所の武事、却て不忠不義の功となる、然ば義理の學問を本とし重んずべし。

る、其害勝て計へ難し、大學の末章、天下の平成を論て曰く、國は義を以て利とす、利を以て利とせずと、推て利を求るの弊を云て、災害並至る、善者ありと云へ共、又是を如何共する事無のみと云へり。但義を以て利とするの害ある事は末に詳也。

一　又云、孟子、采路が利を云の害を論て曰云々と、兵を交るの禍烈し、采路一言にして是を止んとす、豈生民の福にして、仁人の甚願ふ所の者に非ずや、惡に利端一度開けば、君臣、父子、兄弟、只利のみ是趣んとす、春秋に、君を弑する事三十六、大抵皆利を見て動く、其禍又交兵より又甚敷者あり、爰を以、聖賢其防を嚴にせざる事を得ず、國家の困窮を救はんが爲に聚斂掊克を以て、君の倉廩府庫を盈て、能く君を富し、國を强くすと、思ふに又采路が不利を以て、秦楚の王に說んとするも異ならず、又孟子の罪人なり。

一　又云、惡く心得たる兵學者は、武道は、儒者の如く、仁義忠信の道を用ゆべからず、僞りたばからざれば、勝利を得難しと思へり、故に時の勢に寄ては、我味方に對しても僞り、表裏を行ひ、人の功を奪ふは、國を亂して逆にして取るも、兵術に於ては害なし、正直にして手ぬるければ、功をなし難し、ひずかしくすごとくて、人のなしたる功名をも奪て我功名とし、人の取たる首をも奪て我勇とするが武道と心得、常の時も兵學の謀を用て僞を行ひ、利を得るを以て心とするは、淺間敷ひが事なり、仁義に非れば人の道立ず、人に仁義の道あるは、天に陰陽有が如し、文を以て人を憐み、民を懷る

應はなき事也、常に道を行ひ、正直にして天道に違はぬ樣にするを不レ祈の禱りと云、專ら身勝手のみ祈るは愚なる事也。

一 又云、易に曰、謙卦 天道は盈を欠て謙を益す、地道は盈を變て謙に流し、鬼神は盈を害して謙に福す、人道は盈を惡で謙をよしと云へり。

一 又云、人を治る道は、利を抑て仁義を開き、示すに利を以てする事なし、利門を防ぎ閉ても、民猶非をなす、況や上の利を好むをや、傳に云 諸侯利を好む時は大夫鄙し、大夫鄙き時は庶人盜すと、是利禮を開きて民の罪梯をなすなり、天子は四海を倉廩府庫とし、諸侯は國を倉廩府庫として、藏の只庶人斗り家に藏る也、且利は天より來るに非ず、地より出に非ず、一に是を下に取る也。

一 又云、孟子、梁惠王を見て、利の害有事を說、勸るに仁義を以てする事を論て曰云々と、春秋より戰國に至て、先王の道明らかならず、人心陷溺して只利有事を知るのみ、孟子其邪心を改んとす、故に直に告て曰、王何ぞ必ずしも利と云はん、又仁義有のみと、國を治る者は、躬仁義を行て、利を以て心とすべからず、王若し自ら其國を利せんと欲せば、大夫は又其家を利せんと欲し、士庶人も亦其身を利せんと欲し、上下爭て利を相求めば、國何ぞ危からざる事を得んや、仁義を以て本とするは下を道理に導なり、利を以て下を利欲に導く也、論明なれば、尊卑上下の分定る、然らざれば、皆自ら其欲を足らん事を思ひ、悉く上の有する所を、攘むに非れば止ず、於レ爰位を簒ひ、君父を弑する事與

一　又云、古の人は我身を儉約にして、萬づ不自由をこらへ、財を妄りに費さず、人の財をかりし事を深き恥辱とす、今の人は、人の財を借る事を恥ず、反て借る事多きを以て面目とす、財をかりて妄りに用ゆる人を不ㇾ欲也、心潔きとて譽、人心の變り可ㇾ歎。

一　又云、人に交るに深く遠慮にて、人の財を費さしむべからず、人の財を以て我身の樂とするは、戒むべし。

一　又云、萬事潤はしく共、財をやり取るに、廉直ならず貪り有は、無下に人に思ひ下さるゝなり。

一　又云、財を人に貸は禍を求る也、借て後返さゞるを此方よりも不時、（脫字アラン）借るものゝ恨み怒り深く、後には互に恨出來て、中疎く成事多し、是を財を費て敵を求る也、成べき程は與ふべし。

一　又云、人に止む事を得ずして物を貸さば、初より與ふると心得て貸べし、借る時は喜べども、時過ぬれば惠を忘れて返さず、其時兼て與ひたると心得ぬれば恨みなし、かせる者を必ず得んと思て攻めはたれ共、返さゞれば怒て中絕るなり。

一　又云、良將は財を惜ずして功を賞する故に、士卒能く進みて不ㇾ怠其功をなすべし。

一　又云、太平久しければ、世擧て驕奢を好み、費用過分成に就て、己が諸欲を快ふするに、金銀なければ叶ひ難き故に、推なべて金銀を貪り求めざるはなし、士風の衰是より起る也。

一　又云、神は聰明正直にして、眞直に感じ、眞直に應ず、私欲有ては、何程金銀を奉り祈ても、感

上好ㇾ義、則民莫㆓敢不㆒ㇾ服と、何事も上の示の様にて、風俗人心もおのづから押直さるゝ事也。

一　又云、治國平天下の大條目は仁義也、義とは斷制して、取べき取間敷筋を違ざるの道なり、故に孟子、梁惠王に告るに、王何必曰ㇾ利、又有㆓仁義㆒而已矣と宣へり、亦易の說の卦に、立ㇾ人之道曰㆓仁與義㆒、とあり、戰國の時の先王の道衰微して、大國は小國を侵し、强國は弱國を掠め、刑罰さかしくして、聚斂を勉て、軍旅征伐日々に止む事なきは、功利を勤るなり。

一　又云、富て財餘り有人は、天道盈を欠く理なれば、人に施さず財を多く集め置るは、後必ず禍出來て財を失ひ、子孫に其財を殘し難し、財多き人は、最父母に厚くし、親戚朋友の乏を賑はし、貧敷人を助け、饑寒を救て、廣く人を愛し、善を行ふべし。

一　又云、易に天道は盈を欠と云へり。又物窕れば欠ともいへり、又古語に、多く得れば厚く失ふ共云へり、財多く集りたる迄にて、人の貧窮を惠ざれば、盈てば必ず欠る禍あり、天道恐るべし。

一　又云、儉にして財を不ㇾ費は、尤良法也、然共儉約を行に事よせて、財を惜て禮義欠き、仁愛を施さゞるは、儉約に非ず吝嗇也、不德也、禮義を勤て財を用ゆべし、與ふべき時は財を惜ずして、潔かるべし、又貧窮を救に於ては、財を惜むべからず、我身には儉約にして、人に施すには財を惜るは是善也、我身には奢り費て、禮義を欠き、人に施し惠まざるは不德也、惜みては善を行ひ難しと古人云へり。

にする時は、跡に其云出す事、其通りに踏み行べきなり、故に有子曰、信近﹅於﹅義言可﹅復、云々。

一　又云、人たる者、禮、義の二ッの物を法とするは、譬ば器を作るに、規矩準繩有が如し、君臣の上に有て云へば、禮と云ものは專ら君の上にあり、義と云ものは我にあり、孟子曰、夫義、路也、禮、門也、惟君子能由﹅是路﹅出﹅入是門﹅也、云々。

一　又云、戰國の時分、樣々の虛談妄說を唱ひ、夫子、衛、齊の國に仕ふ時、賤鄙の小人に取り入て進み玉ふと云へり、孟子其妄を顯さんが爲に、孔子進以﹅禮、退以﹅義、得﹅之不﹅得、曰﹅有﹅命、而主﹅癰疽與﹅侍人瘠環﹅、是無﹅義無﹅命也と宣へり、義非﹅其道﹅繫﹅馬千駟﹅不﹅顧也と云義の如し、此方に出て仕ふべき義有ば仕へ、さもなければ俸祿を辭して退くとなり。

一　又云、大人は俗情に拘はりて、せまじき事をせざるなり、禮義と云は、人倫の作法義に非る事あり、我も其禮義に非る事を知りながら、世の人の思はくをかぞへ、强てなす事あり、大人と云ものは、德備り、心寛なるに依て、人情をかぞへて、せまじき事を爲事なし、故に孟子曰、非禮之禮、非義之義、大人弗﹅爲と宣ふ、但し聖人の道は人情に從ひ風俗に應じて、世間の習はしに戾る事なし、此章の旨をば、其意同じからざる樣に思ふ者あり、道並行而不﹅相悖﹅の類にて、大體人情に從ふといへ共、甚だ取誤りたる事は、强て從ふべきに非ず、兎角一槪には心得難きなり。

一　又云、上たる人義を好む時は、一國の民上の仕方を義と思ひて、心に感ぜざる事なし、故に子曰

氣共、氣節共云、一朝の怒りに人と爭て、其身を亡すは、浮氣の小人なり。

一　又云、侍たるものは、常に志を持、氣を育て、義理に勇むべし、柔弱なる人も常に義を尊び、志を保ちて不レ失ば、勇氣おのづから其中にあり。

一　又云、不慮に遁れがたき難に臨で、其場を迦して身を遁るゝは義に非ず、難に逢て難をさけて身を遁るべからず、又我身に預らざる事に態と出逢て、難に預るは愚なり、此二には道理にも非ず、勇にもあらず、死ぬまじき時に死するは愚なり、死すべき時に死なざるは不義なり、俱に勇に非ず、理に背なり。

一　又云、荀子曰、義勝レ利者を治世とし、利克レ義者を亂世とす、上義を重んずる時は義勝レ利、上利を重んずる時は利勝レ義、故に、天子は多少を云ず、諸侯は利害を云ず、大夫は得喪を云ず、士は財貨を通ぜずと云へり、利を云時は義を云事を得ず、利義二ッながら立ざる事、水火の如し、利を云時は其終り君を弑し、父を蔑し、位を簒ひ、國を盜む者は皆利のなす所也。

一　又云、總て恐懼疑惑する事は、道筋に違ひ、道理に背く方より出る事也、故に孟子浩然の義を明らかにして、其爲レ氣也、配ニ義與一レ道　無レ是餒也、又云、是集義所レ生者、非ニ義襲而取一レ之。

一　又云、人の言行は禮義を以て、のりとする事なり、信は百行の内にて、人の美德なれば、人と約束するに、一旦云出しても惡き事あり、又跡に其通りにならぬ事もあり、然る故に、信も義に近き樣

は、爲べき事は進みなして、利害得失を計らざるを云、只自分勝手よきか惡きかと計て、我勝手に宜敷方に從ふを云　義と利とは相反して　二ッながら立事なし、譬ば士たる者は　君命に仍て旅立、又は出陣する事あらんに、方角惡く、日柄宜しからずとて止べけんや、譬一歩を踏出せば、命を失ふ共是非に及ぬ事也、時日方角の吉凶は、理の無事也、西家の東は東家の西也、又敵と戰へば一方は必ず勝ち、一方は負く、時日同して死生を異にするを以て、拘るまじき事は明らか也、只戰に臨み、異玉白刃に向ふは、直に死生存亡の境なり、利を以て云へば、其場を迦して逃去るに如くはなし、然に士たるものは、爭ひ進て矢砲白刃に向へば、命より義の重きを知ればなり、斯る時に爭ひ進て、諸士皆君の爲に、身命を惜まざる樣にもなくば、日頃恩愛の厚くし、士魂を育にしくはなし。

一　又云、人たるもの、勇斗りにて義なければ宜からず、勇は智仁に配して人の大德也、勇なければ道に進み、志を遂る事なく、大事に臨で功をなし難し、然共、只勇を尊ぶ斗りにては、弊ある故に、君子は專ら義を尊ぶ、如何となれば、勇有て義無れば、大身なる人は、必ず上に背き、亂をなし、賤敷細民は盜竊して、人の物を掠め取る、勇斗りにて義を知らざれば、我欲を恣にして爲べし、爲まじきの筋を、知らずに依て、如此の弊ある故に、子路者君子尙勇乎と問はれしに、夫子の君子は義以て爲レ上、君子有レ勇而無レ義爲レ亂　小人有レ勇無レ義爲レ盜と宣へり。

一　又云、忠臣義士は、身を捨て君を諫め、節に死し、取るまじき我祿をとらず、柔弱ならず、是士

一　又云、人性は善なる者故に、義理の立たる事は、人の心に實にもと感ずる也、忠臣義士の物語を聞ば、誰にても感涙を催す、故に孟子曰、所二同然一者何也、謂、理也、義也、又曰、理義之悦二我心一、猶二芻豢之悦一二我口一。

一　又云、事の行て宜敷際を思ひ切り、勇みて能く勤れば義行はれ、誤りなく後悔なし、斯る事の境の際を、心怠りゆるみて勤ざれば、不義となり、後れとなり、後悔すれ共甲斐なし、是義を見てせざるは勇なきなり。

一　又云、凡人として死を惡み、生を好ぬ者はなし、然共義理を好むは、生を好むより厚し、人皆羞惡の心、固有するが故也、君父の爲、義を見て命を捨るは云に不及、傍輩と伴て、傍輩人々口論し、戰に及ぶ時、傍輩を見捨て逃げ去る事は、士程の者はせず、是命より義理は重き故也、僅成給金を得て人に仕る下部も、主人の爲命を捨るは珍しからず、又一言の恥しめを受ても、義に於て忍び往ければ、命を捨る習ひなり。

一　又云、吉を願ひ、凶を忌むは、天下の同情也、爰に於て君子小人の分る所あり、義に從て利を計らざるを君子とし、只利のみ計て、義の當否を顧ざるを小人とする也、管ら凶事を忌は婦人、女子、賤敷細民の愚にして欲深く、義を知らぬ者の業なり、婦人女子は如何がせん、夫さへ人たる者、義を捨て利に從ふは人たるべからず、增て況や大丈夫たる者、殊に弓矢の家に生るゝ者をや、義に從ふと

敷事、悉く見て胸中に明か也、古の跡を考て、今來の鑑とすべし、是聖教を助け、義理を廣く考ふべきが爲也。

一　又云、君子は一身の行作はしり、義を地盤下地として行ふ事なり、故に孔夫子曰、君子以ㇾ義爲ㇾ質。

一　又云、君子たる人は、天下の事に於て、何事にもよらず、義により添て離れ違ふ事なし、出所進退の上に就て云はゞ、專ら世に出で、功名を立んと思、又は必ず世間を厭て、我身一分を清淨にする事を好むは、何れも一概の事にて、君子の道に非ず、君子は出て仕べき時は仕へ、必ず世を厭て不可とする事なし、仕へ間敷時は退て仕へず、必ず出て功名を顯さんと强にする事なし、兎角何事にても義に依て、義と我と一體に成り、寄り添て離れず、故に子曰、君子之於ニ天下一、無ㇾ適也、無ㇾ莫也、義之與比。

一　又云、大人の言行は專ら義に寄る事なり、云出したる詞も、跡に惡き事有、又は其通りにならざる事あり、義に叶へば其通りに行ひ、義に不叶ば是を止む、夫をも辨ず我云出す事を、是非に其通りにせんと思ひ、其事を仕果さんと思ひ、善惡を顧ず、道に違ひ、事を害する事多し、兎角義と云ものを曲尺にして、仕果を必すとせず、義有所の儘に行ふなり、孟子曰、大人言不ニ必信一、行不ニ必果一、惟義所ㇾ在。

一　又云、人たる者、行の上にせまじき事をせず、心の中に願間敷事を願ずして、萬事義に叶ふ時は、仁も又是に外ならず、孟子曰、無ㇾ爲ニ其所ㇾ不ㇾ爲、無ㇾ欲ニ其所ㇾ不ㇾ欲、如ㇾ此而已矣。

手のみを計るは利なり、古人是を兵を行ふに譬て云、暴亂を誅し、奸宄を懲して、生民を安んずるを義と云、寸攘尺取、强弱相害て止ざるを利と云といへり。

一 又云、我身の或は進み、或は退く、或は人より物をとり、或は捨て取らざる等の事より、吾身を處所、逸々其爲べく、爲まじき所に當るを義と云。

一 又云、義者宜也と云は、同音の字をかりて、一通りの義を明したるものにて、全く其義を盡すに非ず、宜の字を以て訓ずる斗にて、義の字に力なし、義とは恥を知り、爲まじき事をせざる等の力有字也。

一 又云、聖賢の書に、義の事を宣ふ事樣々にして同じからず、其さす所同じからざれ共、其至極の趣は、何れも事は替れども、其爲べき事をなし、爲まじき事をせざるを義と云より出る事也。

一 又云、仁有ても義無れば、墨子が兼愛の説に流る、義有ても仁なき時は、楊子が爲我の說に陷る、故に聖人の道は、仁義の二ツのものを揃合せて、一ぺんの弊なし。

一 又云、佛老の聖人の道と異なる所は、專ら義にあり、佛氏は慈悲を以て志とし、平等を道とする故に、義を小道として捨る也、然共義は天下の大路なれば、義を捨る時は、正路を荊棘を分け行が如くなれば、行事を得ざるなり。

一 又云、義理を委敷明に成事は、經書を讀にあり、其外又、古の歷史を讀ば、天下の廣き古今の久

士は義を主とす、義に相反對するものは利也、されば士魂を害するは、利よりし甚しきはなし、太平久しければ、人奢り物費て、必ず利に走るも、古今自然の勢也、此時に當て、自然の勢に任ずれば、利に走るの速なる事、駟も及ぶべからず、利病を除くは、義を主張するに如くはなし、義主張せんとならば、詳に利の害を辨ふべし、孔夫子、常に君子小人を並べ擧て示し玉ふは、小人の趣詳に辨ぜざれば、君子たらんと欲て、覺ず小人の道に陥る事を恐れ玉ふてなり、義理の辨も猶如此、仍て義理の辨を附記して、士魂を育ふ一助とす。

一　或人云、凡人たるものは、誰にても、我身不義なる事をなせば、羞る事を知り、人の不義の事を見ては、是を惡む事を知る、是を羞惡の心と云、孟子も羞惡の心は義の端也と宣へり、是は人々誰も生れ付て來る所の良心にて、學問を待ずしてよく、慮を得ずして知る事也、羞惡の心を忘ざれば、卽ち義の德と成なり、此良心人皆あり、其證は誰にても君子と呼るゝを悦び、小人と呼ばるゝを惡まぬ者はなし、是にて人々固有の心たる事を知るべし、義は天下の大德なれ共、外に求るに及ず、固有の良心を育ひ、大にする迄の事也、彼固有の良心は義に移り易き事、乾ける薪に火の移り易きが如し。

一　又云、義とは、人の行の爲べき事は躊切て行ひ果し、爲すまじき事を恥てせざるを云、然ば爲べき事に當ては、利害を問はずしてなし、手前勝手を計らざるは義なり、義か不義かを顧ず、只手前勝

に、身もよく銹など少しもなきもの、三四人稱美を玉はり、身もさび拵も近頃迄の當世拵のもの、三四人あり、是は明朝明らかなる時、見分せんとありしかば、各さし替をとり寄せ置、翌朝一覽に入ければ、何の仰もなく濟けると也、是より諸士の嗜も、嘸能成つらんと想像れし、心を用ひ玉ふ君と云べし。

一 又云、或大國の家老、二百石斗り領せしが、其領地に、左文字の腰物を持たる商人あり、其所の代官刀劍の目利得たれば、携へ行て是を見せけるに、凡代金三百枚斗りも可付物也、代官家老の執事の元へ持行て、求め玉はんやと云、執事受て、商人其脇ざしの價、貴きを知るや、重寶共知らずやと問ふ、代官云く、貴き事を知らずによりて、某を賴んで價の貴賤を知らんとする也、我君に價貴き物を卑く求得て參らせんと思にありと答、執事頭を振て云、價貴きものを賤敷得ん事を思ふは商人の心なり、武士は定る祿有て、其祿を以て事を辨ぜり、定る祿の有ながら、無祿の商人の寶を賤く買んと思ふは、其心遙に商人に劣りて、恥を用ゆる所なし、殊更刀劍の事は、武士の一大事の器なり、貴殿其心を以て用ゆる時は、左文字の靈劍も、菜刀には劣るべしと云ければ、代官大に恥て、顏に汗して退しと云へり。

士魂附記義理折衷

樣に云なされ、誠は手際なる事共多かりしとぞ、若氣なる事や有けん、目付、橫目、書付を以て申けるに、肥州侯取上吟味し玉はず、彌不審に思ひ段々いたづら募りければ、其次第を江戶へ訟ければ、其書付を床の上に置れける故、例の男共の事、近習のもの迄見分しけり、ヶ樣に構られける故、目付橫目だに書物を上れば、例のいせものゝ事よと云ながら、正之侯、兎角の下知無りければ、家司老臣不審晴ず、一ッの座談にぞ申ける、其頃物頭等、明きける事有けるに、入國有ても暫くは沙汰なかりしに、安西、佐瀨、吉川、安藤の四人の者共、明日罷出よとの下知也、其外諸役人殘らず登城せよとの觸也ければ、家中の輩擧てすくみつる事よ、例の男ども、明日は仕置に逢は必定、切腹か放し討か、追討にはよもあらじ、日頃の徒ら重過し、學問講習の座にも列らざる文盲者共なれの果、見よやとぞ申ける、當日四人の士を呼出し、汝らが行跡、逸々に聞置たり、若氣にても有べし、但し我に對ては不忠なし、武士の吟味こまやか成所、汝ら文盲なる故、書籍にても見る者は咄も合ず、鄉中へ行ては荒れ、町人をいため、家來を成敗する類、悉く存じたり、向後を嗜み奉公すべし、吉川市之丞には旗を預るぞ、安西八右衞門、佐瀨平左衞門には、誰々か明き組、先手物頭申付る、安藤六郎右衞門は使番云付るとの事なりしかば、家中擧て圖りの外なりと云ひし、此四人、一段と勤方よかりしを以てみれば、會圖文に過たりと見玉ひて、態と人を見立、文武均しき樣にも勵まされけると云へり。

一 又云、去る諸侯、或夜四ッ時過る頃、泊り番の近習の士の腰物見玉ふべき由仰有て、見分し玉ふ

末々成時は、大將も大將の器量なき故に心せばく、我心の樣に一樣に諸人を仕なすにより、靜謐の時は家中治りたる樣なれ共、少しにても背ヶ間敷事ある時は、諸人の心柔弱にして、鋒先曲るものぞ、唯假初にも、武士は勇氣の有がよきぞ、いかに男の形を受ても、心女にて柔弱非禮を好み、奢强きものは、必ずめり易きものぞと上意ありしとなり。

一 又云、伴大膳が、東照宮の御小袖の裳にすがり、主人武藏侯の申訣せしを、今は聞訣るぞ、急ぎ歸て武藏守に申聞せて、安堵させよと上意ありし事、駿臺雜話に詳なり、是に限らず、鈴木久三郎が、池簀の鯉を取りしをば、御手討になされんと思召す程の事なりしか共、直言を申上げゝれば、其儘御怒りを止させられ、却て御感ありけり、又初鹿野傳右衞門殿、御朱印に墨を塗て、惡口申されしをば、一往放棄せられしか共、長湫の戰に、傳右衞門殿密に隱れて御供し、首級を得らしかば、卽時に前の罪を御免有て、戰功を御感ありける、其外にも常々御威光を屈せられ、下の義氣を御取立被成しかば、群士も勇氣を折れざる程に、御爲に命を捨る事を露厭ふ心なかりき、彼織田、北條、武田、上杉の主將も、智謀勇畧は世に勝れけれ共、專らに己が威力にほこり、下の勇氣をひしぐを以て、手柄にせし程に、一旦は盛なる樣なれ共、上一人の威勢斗りにて、下の義氣衰ては、久敷は續ぬもの也。

一 又云、會津の城主肥後守正之中將家中の侍、安西八左衞門、佐瀨平右衞門、吉川市之丞、安藤六郎左衞門、是等は文盲にて一字不通の男共なりしか共、皆武士道第一に磨きし餘りに、領内の濫者の

一　又云、士たる者は、農工商三民の上に立て、道を學び尊敬せらるゝ者なれば、士德なくては叶はず、士德とは、平日禮義作法を亂さず、義理を守り、其下を憐み惠むべきは勿論の事、暫時も忠孝の道を忘れず、殊に武業の家なれば、其身上に應じ、武具馬具を揃、成べき程は餘計をも貯へ、大身ならば、馬數を立て、譜代の家人を多く養ひ置て、國家の一大事に主用を立させんと心掛るを第一の本務とす、此故に、衣服家宅抔、通例の外の飾を用ひず、いつも古代の質素を守り、財寶を求るに事なく、小身の士も其分に應て武用を專用と嗜事、都て士たる者の道とす、是おのづから貧の體なれば、常は士の道なりと云、然共士たる者の道を欠ぬ故に貧乏を恥る事なし、是士道の富貴なる故なり、若如斯の嗜なく、世俗に羨む所の萬福長者を願ふ心あらば、大身也といへども、武形にして士魂なき人なり、大に恥べき事ならずや。

一　又云、士の魂は潔く、切目折目正しく、柔弱なるべかざるもの也、仍て士の禮服を麻上下とす、綾羅を用ひず、麻を用ゆるは潔なり、糊强くして、切目折目正しく、柔弱ならぬは、士魂に似たるなり。

一　又云、東照宮上意に、家司は勇を取立さする社よけれ、諸人の頭を押へ、自身の威を付んとするは、不忠の甚敷ものなり、又上意に、靜謐の世程諸士の頭の下らぬ様にあしらへ、勇氣をいさめ振はせ、銘々の心底を眞直に詞に出す様に仕置をすべし、亂世より六ヶ敷は治世の仕置ぞ、然れども家も

義氣をそこなへ士魂を害する類

一 利勘卑劣の事。

一 賄賂追從の贈物幷振舞の事。

一 家中拜借金利付取立の事。

一 賭の諸勝負の事。

一 諸殺生一腰指の事。

一 門塀なく建馬家來少き事。

一 勝手役人各別稱美立身多き事。

一 勝手向役人自分の勝手よく成事。

一 家中の士金子を上ゲ加增を贈り格式昇進の事。

一 町人百姓金子をあげ士に成事。

一 廉直の士時に逢ず用ひられざる事。

一 武を磨き擘を張士上向樣子宜からず事。

一 武用の事遠慮過候事。

右の類、枚擧するに暇あらず、今其一二を擧るのみ餘は準知有べし。

一　猪狩鷹野に事寄せ、進退の采配を知らしめ、諸士のかけ引、士魂の有無を可見事。
一　狩場先にて、番頭、物頭、物奉行等采配の様子可見事。
一　狩場先にて、諸士へ山川地利道路の案內に尋玉ふべき事。
一　近習の士抔へ、折ふし時歸り等の消だめし命ぜらるべき事。
一　家中門塀なき家は、山林の雜木を賜り、門塀建さすべき事。
一　騎馬以上の者馬建さすべき事。
一　近領百姓騷動の節、加勢幷に領分境固め人數として、士幷足輕以下迄、一手二千程づゝ年々繰廻し申付、武具、馬具調へ、行軍備立平均可有事。
一　町人百姓等士へ無禮せざる樣に折ふし可申付事。
一　下々より取立者は、勺才厘毛を捨、渡し物は豐に可渡旨、勝手向諸役人へ可申付事。
一　武具、馬具の細工人不足あらば、他方より招き城下町に可差置事。
一　城內馬場幷家中屋敷の內にては、武具を堅め馬上の業初修練可有事。
右の類、逸々枚擧するに暇あらず、譬數十百條を擧る共、君主の心叓に專らなざれば益なし、惣て折々士の規模あらば、士魂より規模の有事無れば、士魂眠るもの也、治世の士は、勤て折々規模有らしむべし。

一　又云、國家に君として、下の患難を救ひ賑すは、定りたる道なり、諸侯方の領地、風水、旱損有り、或は城郭火災等の變有は、公所より拜借金有事あり、皆利なし年賦上納也、實に御救の道に叶へり、諸家にても、家中患難の救は如此なるべし、然るに家中の救に、利付の貸し金有家もあり、公所の御法と違るは何ぞや、利付なれば、一旦救に似て、實は下を損て、上を益、利を以て下を唱也、諸士誰か利に走らざる者あらんや、斯の如くならば士魂を育はんと欲する共、能く欲する所を得んや、凡利を以て下を唱、下を損じて上を益の類、一切に禁じて行はれずんば、人皆廉を知て、義に向ひ、士魂自ら張べし。

一　又云、諸士の義理を勵まし、士魂を育事、難に似て易く、易に似て難し、其忍の心の存亡する所に有て、術有にあらず、されば彼是と其條目を擧べきに非ず、然共今一二、士魂を養ふべき方法と、是を害する事とを擧て、左に是を記す、餘は是を以て類推有べし。

義氣を勵し士魂を育類

一　義を重んじ利を輕くする類の事。

一　恥を知らしむれば義に向ふ事。

一　軍法操練有べき事。

一　武器調へ有べき事。

君主先づ利病を除き、義を主張し玉ふにしくはなし、勝手向諸役人取扱は、大方利勘なる者也、上聊も利勘卑劣の事なくして、其上に諸士の義氣を勵して、士魂を養ひ玉ふに専らなくば、おのづから煙消、水解るが如くにして、譬貧にても、魂は清水で洗たる樣なるべし。

一　又云、上行へば下習ふは、自然の道理なり、諸士の士魂を勵ますは、君の心にあり、君能く士魂を勵す事を好み玉へば、出る所の政事、皆士魂の藥石ならずと云事なし、上好むものあれば、下甚敷ものあり、上好に非る時は、一旦士魂を勵まさるといへ共、他に士魂を害する事の多く出て、一旦勵まされたるも、徒に益なし、又速效を好めば、必ず退屈して、其事廢す、夫子も速なる事を欲する事なく、小利を見る事勿れと宣ひ、益を乞に及で倦事勿れと宣へり。

一　又云、家中の士屋敷、必ず門屛を立さしむべし、塀上は成難きものも、門は必ず有べし、若し門も立難き者あらば、山林の雜木にても賜るべし、常にも他方の者抔見ては、淺間に武備の心掛なしと見下すべし、若又取替抔あらんに、淺間なるは恥辱也、戰國にては、敵の陣拂したる跡を見て、敵の樣子を察する事あり、恥を殘すべからず、又門屛もなく、生垣抔なれば、百姓屋敷にも異事なし、下々武威を輕んじ、他の盜賊抔の家中へ入る基なり、城の略したる物を、かきあげと云、搔上げの略したるもの屋敷也、士の屋敷は、家居は兎もあれ、外向の非常を防ぐ門塀無んば有べからず、又居は氣を移すと云は、士魂を育ふ一事共成べし。

なれ共、一盃の水を以て、一車薪の火に勝事を得ざるが如し、凡何事も盛りに成たる上にては、容易に防ぎ留難きものなり、悪く取り扱ば、激して却て勢を増事あり、徒に利を防がんと、其末に就て治れば、利病の毒氣彌深く成て、治すべからざるに至るべし、總て弊と云ものは、何事も末へ至れば弊るもの也、其弊を救ふに、君子と常人と、其目付所違て、勞せずして功あると、勞して益なきのうらあり、譬ば水の始て地中より涌出るは僅に細なれども、流の末に至ては、大石を轉し堤を押切勢に成なり、於レ爰害をなすを憂て、是を留防ぐに、常人は其の溢るゝ先々斗り防がんとする故、此所を防げば、彼所を押破り、彼所を止れば、此處に溢れて、防ぎ留る事を得ず、如此すれば、水の勢ひ逆立て、却て害を増なり、君子は何事も本を勤る故、弊るゝ事あれば、其の本を尋求めて、本に籠て治る故、簡易にして治め易く、功を見る事速なり、譬ば水を防ぐは、源を防ぐにしくはなき事を知て、源をふさぐに力を用ゆるなり、源は僅なる物故、功を用る事少くして、其驗を見る事大なり、總じて下の不正を正すに、常人は下へ斗り目を付て、上の不正を顧ず、下斗りを索め咎る故、正敷はならずして、上を怨み憤り、ひすがしく成ものなり、君子は下を正さん迚は、其本たる上を正す故、令せざれども行はるゝなり、表正しければ影正し、源澄時は流れ清きは必然の道理、疑無き事なり、此道理の疑なき事を知らば、影の直からざるは暫く略き、先づ表木を直くすべし、表木直からずして、先影の直きを求るは、理のなき所にして、欲する所を決て得難き事なり、就ては下の利病を除んとならば、

事も日々に非なるべし、但し其本元を云ば、私欲に引れて、上に目を付、身の程を忘るゝより起る事也と云へり。

一　又云、昔北條時賴の母、松下禪尼手づから障子の破を繕はれと云へり、聊にても費を厭ひ、又表向ならぬ事はいかやうに引下りたる事しても、格祿の障りにならぬ手本とすべし、殊勝なる事也。

士魂

戰國には武士たる者は、何方へ行つても賞翫に預り、農工商の敬ひ恐るゝ事各別にして、規模有りし時節故、士道を磨く事は人の勸を待ず、治世には侍の規模有事少き故、士道の勵み薄く、三民の敬ひ恐るゝも深からず、其上治世久敷、吝な人も奢り、無益の費用多く成て、頻に利を尊び、義を失ふ、此時に當ては、君主能く士魂を育ひ玉ふに非ずしては、士道日々に破れ捨るべし、古諺に、士の魂は清水で洗へと云は、清く潔きを云也、只可ㇾ畏は利病なり。

一　或人云、凡そ變世の流弊、國家の一大患事たる者は利病なり、利盛なれば義廢す、義廢すれば、士魂を失て、士道立ず、利病を治せんとならば、利を防ぐ事は、暫く略て、利に反する所の儀を、主張するにしくはなし、義さへ主張せば利病は自ら治すべし、但し利病は年久しく、染入たる病也、今急に義を主張するといへども、其の勢微にしては、其の驗有べからず、譬へ元來水は火に勝べき物

一　又云、紀州賴宣卿、御勝手不如意にて、御家中知行四つ物成の上を借玉ひし時、萬事儉約可仕候と仰出されけれども、人馬減少の沙汰なく、諸人迷惑しける由、人馬減少の御沙汰被仰出候と、奉行申上る、賴宣卿仰けるは、人馬は其の儘持詰さすべし、人馬へらし候其の出目にて、勝手の便りにすれば尤なれども、人馬をへらし候はゞ、其の出目にて己が內所の驕を面々にて仕るべし、四つ物成の上をさしあげ、人餘持候へば、奢度とも相成らず事なりとの仰にて、三年目に上げ米御赦免ありしとぞ。

一　又云、或諸侯、世に賢君と稱する君ありしに、其家老の子弟、年若なるが、蒔繪の印籠に、大なる珊瑚樹を緒〆にして腰にさげたるを、侯見咎められ、他日に其人を前へ呼で、汝は印籠を好と見へたり、此印籠は藥をよく持也、是を下げよとて、黑塗の印籠に、木欒子を緒〆にして賜りけり、夫より國の貴賤、皆恐れて花美を禁ぜしとなり。

一　又云、大阪夏御陣に、將軍家總御陣を御巡見の時、本多佐渡侯も出られしに、澁帷子を着して、胄斗りにて御供ありしとなり、又加賀の家臣に、山崎長門守といひし、名高き武功の者あり、大阪御陣の時、長門守着せしもの迚、紙子羽織りに、銃玉の中たる跡あるを其家に納めけり、是等にて、其頃、軍裝束の短き事を知べし、況や平日の衣服、飮食、家作等に花美を盡し、無用の事に金銀を費して歎はしき事なり、古より太平の弊、斯有事とは知りながら、是を改めずして、風俗日々に敗れ、國

他方は兎もあれ角もあれ、一家中の掟、如此成べし、畢竟美服を好は、自分の遊等に用ゆるなり、此外衣食住儉約を可、用事は、各其部中に分ち入りぬ、併せ考ふべし。

一　又云、東照宮御在世の時、御近習の若き衆に、汝ら身を保つに肝要の語あり、五字にてもあり、七字にてもあり、何れを聞度と仰ありしに、何れをも承り度と申せば、五字にて云はゞ、ウヘヲミナ、七字にて云はゞ、身の程を知れ、汝等常に是を忘るべからずと上意ありしとなり、當世の人大方は、上に目を付、身のほどを知らず、夫故自ら驕り高ぶり、物毎に華美を事とする程に、家を持崩し、不義の事も出來て、禍辱にも及ぶ也と宣ひしとなり、或諸侯家老某と云者、萬石以上の身にてありしが、其國にて登城の時、あかねの木綿羽織を着しけるが、路次にて雨に逢、濡ける程に、玄關の扉にかけてほしけるを、其主君鷹野歸りに是を見て、あかねは日にほせば色の替る物ぞ、取り入させよと宣しとぞ。

一　又云、東照宮、駿府に被成御座し時、江戸台德院殿より、御用の儀有て、御近習の內壹人被遣けり、右の御近習へ東照宮御教訓ありしは、主の目見よければ、我知らず奢の心付事、古今の人情也、奢はいつと云隙もなく付ものぞ、我心にさして奢る共覺えぬ樣なれ共、他人の目には能く見ゆるものぞ、心怠と云ものと成て、萬づ惡事出來ると合點して、前方に用心を構へ、主の氣に入り、懇に預る程益〻愼み、我儘せぬ樣にと示し玉へりとぞ。

巾の支度を専一と仕候に付、鹿の皮入用多くなるを以て、革足袋の直段、高直に成るに付、末々の者は、男女共におのづから、木綿足袋を用ひ申候樣に相成り申候、右革足袋の節は、皮屋にて相整申候に付、足袋店と申儀は、看板を出すに及ず候處に、木綿足袋を用申より以來足袋店と申義は始り候、扨又伽羅の油の義は、七八十年以前迄は前髮立の兒小性抔は各別、其外上下迄に、年若き男の髮油抔を塗付候は、なまぬるき事に致候、其時代に揉あげの頰ひげもはやり、老侍の中にも有之候得共、先は徒、若黨、小者、中間の類に數多是あり候が、其輩は、蠟燭の流を油にてときゆるめ、松脂抔を加へて、伽羅の油と號け用ひ申候、其節も伽羅の油入用に候得ば、藥種屋にて調申候故、今時の樣なる伽羅油店抔は、終に見掛申さず候、且又、今時もてはやし候文七元結と申義も、以前は無之事にて、上下共に手前々々にてより、水こきに致して用ひ申たる儀にて候と見えたり。

一 又云、諸士江戸詰するもの、大方は借金して難儀に及は、心得の昔に違たる故也、尤江戸は在所と違ひ、衣服等にも入用多き事なれ共、人々の心得昔を忘れずば、さのみ借金には及ぶ間敷なり、諸士江戸の居所をば、元來陣屋と唱ひ來れり、陣屋と唱からは、戰國陣小屋の住居の心を失ふ間敷事なり、陣屋住居の心得ならば、萬事いか樣にも不自由して、餘勢の望は有間敷なり、今は陣屋の古稱をも取り失ひて、心得大に替れるなり、無益の費用多く、借金に難儀するなるべし、衣服も勤向は、絹紬にて、上下は麻を用ひ、袴も夏は郡内平の類、冬は棧留類にて、士の衣服に不足と云にてはなし、

得達なり。

一　又云、治家の要曰、奉レ身欲レ儉立レ法欲レ約、衣服飲食器用居所一切、用ニ儉約ニ去ニ奢侈ニ則家富矣。

一　又云、都て儉約と云事は道筋を正し、禮義をも義理をも整へ、又相應に人に惠み施し、人道を行はんが爲に、平日儉約を用ゆる事なり。

一　又云、治世の士は大身小臣共に見分を飾り、家居衣服も奇麗を好み、家財諸道具も、家居の奇麗に應じて似合敷物を取調へ、妻子の身部を宜敷せんとの榮耀なゝ費多く、知行の功成にて事足らず、借金買掛り抔をもし、不義理外聞を失ふに至なり、戰國の事は云に及ず、戰國近き世の士は、家作も小屋懸け同事にて、屋根抔も雨さへ洩らねばよしとし、敷物もねこだ緣り取りを用ひぬれば、家財諸道具も夫に應じて、當分用の足るを專用とし、餘勢の器を求ず、衣服の綺羅を飾る事なく、食事も戰場の玄米飯、鹽のかき立汁の思ひを忘れず、料理好み食好をする事なく、能馬よき若黨鑓持を扶持したきとの外、何の無益なる望はせざる故、大小身共に知行の物成にて事足りしなり、其頃は武家の下々に、杵の當りたると云迄の、下白のものそう飯に、ぬか味噌汁を添て給させしとなり。

一　又云落穗集と云寫本に、七十年斗り以前には、御當地江戶の事なりの町中にて、足袋屋、香具屋、油屋、元結店抔申義は、一軒も見當り申さず事に候、子細は、大火事、明曆以前の義は、大名を初め、末々迄男女共に、皆々革足袋より外に用ひ申さず候の所に、酉年大火事後、諸人共に、革羽織、革頭

蓄へたる金銀を、子に讓て見れば、其子は毒に中り、却て貧病に劣る事もあり、此毒を能かみ分ずして、只最上の良薬と心得、無上小慾の闇、さいふに納て、無慈悲の鎖を下し、何心なく貯へたらば、覺えず毒氣に中りし事、必然たるべしと云。

一 又云、金銀米錢は、世の寶也、是を用ゆるに善惡あり、金銀米錢の重寶なる事を能く辨へて、少なり共無用無益の事に費すを厭ひ、常に是を貯へ置、爰は財寶用ひずして不叶と云節は、毛頭惜む心なく取り出し、其樣の手間無樣にするは、誠の儉約なり、又金銀米錢の重寶成る事を知て、いやが上に多く貯へ集て、是を握り詰にし、手放す事を嫌ひ、分に應じ人を救ふ事もせず、自分の用も事を欠き、只金銀の番をして、出さぬは吝嗇なり、又金銀米錢を遣ひ散す事をば、湯水を遣ふ如く覺へ、無用無益の事にも、惜氣なく取散し、有ば有次第蒔散し、身のすり切と成は、大なるうつけ者なりと云へり。

一 又云、四民共に、其年我家に入所の財を四ッ分けて、一分を餘し、三分にて一年の備用を調る時は、三年にして一年のなりはひ出來る也、是を以て、吉凶不慮の變を助くる事、古の定れる法なり、冠昏、喪祭、水旱、風蟲、盜賊、火災等の備は、人家に必ず有べきものなれば、力の及ぶ丈けは、右の法に隨て蓄置べしと云へり、然に右の心得を取り失ひ、萬端内所勝手向の事には物を費し、表向は儉約と稱し、勝手取直しを云立にして、仁義を忘れ、利欲に拘り、人馬等も分限相應に嗜ざるは、大なる心

一　又云、儉約とは道に從ひ、つゞまやかにして奢侈をなさず、財を用ゆるに、無益の費を省き、人の費を思ひはかりて、損失を施さず、以〻義制〻事、以〻禮制〻心、可〻用理に當ては用ひ、用ひまじき理に當ては、如何に我欲好事にも用ひず、與ふべき筋目と、親戚、朋友、困饑の人を救ふに、分に應じて財を惜ず、萬事奢を制するの類を云、いかにもして財を多く聚る業のみを、儉約と思ひなば、ひが事也、我財のへるにも儉の理に叶ひたる事もあり、增にも儉に背きたる事あり、儉約を行は利欲の爲に謀るに非ず、凡儉に處する工夫、情欲を制するにあり、情欲の爲に制せらるべからずと云へり。

一　又云、吝嗇とは、をしむと讀て、しわき事を云、與ふべき理に當ても與へず、人の苦み損失となる事をも顧ず、理に當ても只手前へ取る事のみ好み、親戚朋友の困窮を見ても救ふ心なく、又我身過ち有を惡と知りながら、改るにしわき、是等を吝と云、如此人は、衣食、淫事の情欲に、財を用ゆるには少しも惜ず、利欲を貪る事を知て、仁義ある事を知らざるなり。

一　又云、或かな書の書に云、砒霜斑猫の大毒は、其病に非れば、醫者も猥に用ひず、服藥に非ずして、彼藥に似たる物あり、本草無故、醫者も不〻知〻之、名付て金銀錢と云、大毒あり、功能有事附子人參の用ひ方に似たり、今世、喧嘩、口論、公事訴訟、博戲、盜賊一切の惡事、此金銀錢に寄らざるはなし、此故に古人も、財は身を陷る穽也と恐れ、浮る雲の如しと云へり、難風に漂ふ船中にては、千金も一合の米には劣れり、末期の一句に至ては萬金も一滴の水には及ず、一生しわく、義を忘れて、

昇平夜話下篇卷之三

節儉

儉約の訣、吝嗇の子細、上篇に記す、併考べし。

一 或人云、古より太平百年に及べは、大方は奢侈風をなすと云、今奢侈を押、儉素を尊ばんとならば、節儉廉直の士を撰で、官にあらしむるにしくはなし、號令科條の及ぶべきに非ず、第五倫に云へらく、以身教者從、以言教者訟と、官長身正しければ、一官の人畏愼で自ら從へ、官長正しからねば、言語を以て教ゆといへども、其下爭ひ訟て心服せず、號令しば〳〵下れ共、彌國政に成て治り難し、官長其人に非ればなり、元より國政は法令を欠べからずと雖、法は人を以て行はる、人なければ法虛敷行はれず、只其人を得て、法を人に委ねて行はしむれば、時により事に依て變通する故に、法を用て法に用られず、左樣の人多く官にあり、事に任せば、國政何の滯る事かあらん、法も行はれ、衆も服して、日々に治平なるべし、されば天下の寶は、人材に過たるものなし、梁惠王、吾國に經寸の珠玉有て、車の前後十二乘を照すとて、齊の威王に誇られしかば、威王寡人四臣有て千里を照す、何ぞ十二乘のみならんやと謂れしかば、惠王にも恥る色有りしと云。

應じて誤る事なし、徒に末を治る事を勤れば、心力を盡して却て誤る事多し、況や身を治め、家を齊へ、人を治る道は、一に學問にあり、扨又學問の功は、少く學ば少しく益あり、大に學ぶ時は大に益あり、然共、五穀も熟せざれは荑稗に非ず、學問も又熟するに非ずしては、其印を見る事少し、世の人少しく學で、未だ熟せざる者を見て、學問は勞して益少きものと思ふは誤りなり。

一 又云、駿臺雜話に、武運の稽古と云事を云へり、武士たるものは此稽古一刻も怠るまじきなり。

昇平夜話下篇卷之二畢

は普く習知るべし、一事も知らざれば、變に應じ難き事也。

一　又云、五兵の內、義兵、應兵は君子の用る處なり、忿兵、驕兵、貪兵は君子の用ざる處、小人の用ゆる處なり。

一　又云、勇士は命を捨る事難からず、捨て道に當る事難し、死すべからずして死するは、仁に背きて生を輕ず、孝に非ず、犬死なり、武とするに足らず、勇なき人は死すべくして死せず、是義に背きて生を惜み、耻を知らず、忠に非ず、學問して義理に精しければ、此二つの失なし。

一　又云、人の一言を咎て口論し、小なる義を勵て、けなげ立をして、道理なき事に身を忘れ、君父を捨、戰ひ死するは不忠不孝なり、學問せずして、仁義忠孝の道を知らず、惜むべき命を捨て、道理に背くは愚なり。

一　又云、武士たる者は、忠孝義理の志なくして、武勇疎かに節義欠て、奉公の道立ず、又兵術武藝を知らず道具を備ず、軍用乏敷しては、譬ひ心は猛く共、武勇の勤成がたしと云へり。

一　又云、士たる者の務甚多し、區々たる細事に至ては、勝て數べからず、逸々推し極め知り盡さんとせば、徒に心力を盡し、歲月を經ると云へ共、遂に得る日有べからず、然ば先づ本を務るに如ず、本とは何ぞ、學問是なり、學問に仍て智開け、道明らかに成に至ては、何等の事に應じ、何等の事に處するといへ共、當らざる事有べからず、凡事其本を治る事は、簡易にして然も順なる故に、萬事に

上に引受て修行とするを、學問の本意とする也、强ちに多きを貪るべからず、尤聖人の敎にも、博覽をよしとすれば、只博きのみにて、是を約にする事を知らざれば、雜學と云ものに成て益なし、前にも云如く武士は暇なき身なれば、博學を心儘にする事成難し、縱博學ならず共、語孟二書に通じ、聖人の意味血脈を知て、人倫日用を目當とせば、有用の實德實材を成すに足るべし、

一　又云、文武其事同じからず共、其道理は一にして、文は仁の發なり、武は義の發也、仁義は聖人の道なり。

一　又云、士は農工商三民の上に居て、民を治る位有ば、農工商の一事一藝に專なるが如にては、萬事の用に叶はず、廣く事を學ぶべし、但し本を先にし末を後にし、前後の次第に從て博く學ぶべし、學問するは本を務る也、藝術を學ぶは末に達する也。

一　又云、武に本末あり、忠孝義勇は兵法の本也、是を武德と云、人數を配り、兵行くは軍法也、是を兵法と云、弓馬、鎗刀の術は兵法の末也、是を武藝と云、兵法は仁義を本とし、武藝は兵法を本とす、本末共に備るをよしとす、此三ツの本末有を知り、其序を分ち、輕重を知て學ぶべし、若三ツの物を兼る事を得ずんば、忠孝義理の德を勵むべし、武藝には達する共、忠孝なき臆病人ならば、其武德は用なきもの也、仁義の心あれば、勇氣は自ら出るなり。

一　又云、武德なければ、武の道立ず、武藝なければ、敵と戰て功なし難し、武藝も品あり、大やう

一　又云、學問は經書を本とし、暇あらば史學をすべし、經書は道に通じ、史學は古を知る、經學のみにて史に通ぜざれば、古今に暗くして用に達せず、又經學なく史學に偏なれば、道理に暗、但し武士は君に仕るの暇、習はずして叶はざるは武文の藝也、其餘世務繁く家中多くして、學問に用る暇多からざれば、皆儒者仕立にはならぬ事也、學術正敷、師に就て有用の實德、實材を成べし、徒に記誦詩章に流るべからざるべし。

一　又云、學の筋を學術と云、書を讀み學問する人は、同じく聖賢の書を讀共、學術の正敷と正しからざるとあり、正しからざる學術と云ふも品々あり、詩文章を專ら勤とし、廣く古事來歷を存じ、奇異の學問を好み、詞を飾り、人と多寡を爭ひ高ぶる學者あり、又博覽を事とし、經史に疎く、雜書小說を多く見て、見識なく義理に暗き學者あり、又文學拙く、異學を交へて正道を知らずあり、只聖學に深志し、道を明らかにし、義理に委敷、古今に通じて、有用の實德實材をなすを目當とすべし。

一　又云、文學博く、聖賢の書を周く讀ても、道を知らず人は有、文學に通ぜず、聖賢の書を多く讀ずして、道を知る人は古今なき事也。

一　又云、書を多く讀たる迄にて、道理を知らず、詩文を巧に作りたる迄にて、實用なき者あり、是を學問とするは非也、斯る用なき人を學者と思ひ、經史の學の實用有事を知らずして、無用の學と同じく心得て、學問は人倫日用に益なしと思ふは、無學の者の不智故の了簡也、只一言半句にも今日の

果る藝も有也、譬ひ軍學にても、劒術にても、多く有程とて是を倡ひ、主張する事は、藝師のよくする所に非ず、人君の任なり。

文武

世人の說に、我は武人なり、武をこそ專にすべけれ、文は學ぶに足らず、采配を取て人數を遣ひ、國郡を治る人は、經書をも辨て然るべし、夫より以下の士は、知らで濟事也と云者、十人に五七人もあり、是は學問と云事を、惡く聞覺て云傳へたる弊と見えたり、此心得にては、其學ぶ所の武道をも誤つべき事必定なり、武の本意を知らざればなり、孝悌忠臣は云に及ず、武士の專にする所は義理勇剛也、其義勇と云もの、道より出ざるは、眞の義勇に非る事を知らずして、斯は云なるべし、是も士風衰の一大事なり。

一　或人云、學問とは何事を云なれば、親に孝を行ひ、君に忠をなし、凡人倫に交りて、道を行はんが爲の學問也、其道を古の聖人敎置玉へるを記し置たる書を學ぶ事也、聖人の敎置玉ふ道は、人倫の道なれは、上は王公大人より、下は賤き民に至る迄、凡人たる者は皆此道を知らずしては人に非ず、殊に三民の上に立武人をや、道を知らずして、武勇に一篇なれば、大人は亂を起し、小人は盜賊となるべし。

一　又云、或諸侯の家にて物頭たりし者、黄金十兩にて、着替の具足を威せしが、今當家中に是程の金出して、具足威す人は有難かるべし、武具は格別の物なれば、斯は結構にしたるなり、子孫我心を知て忘るべからずと、一筆を記し其具足に添て、家に殘しけると云へり。

一　又云、昔或諸侯の家中、武藝の教場多き中に、盛大なるものは火器鉄炮なり、君常に宣ふ、我家の壯士進で此藝に長ずべし、必無益の事に日を費さず、常に心を用る時は、大旨六藝の名目に涉るも、などか難からんやと、於爰壯士爭ひ進で、日を藝術に愛し、遊山觀水、淫聲の樂器、共に絕失し、德行日々に進めり、就中鉄炮、大銃、連城銃の達人巧手、同じ年々に競出て、能其救を盡し難し、其功勞に應じ、加祿褒美を施し、且中年法を出して、火器、鉄炮の術は、金錢を積ざれば修し難き藝也、小身の武士貧乏に困ては、却て武備を失ふに似たりとて、一ヶ年に鹽硝三千斤、鉛子千貫目づゝを、小身の士に施せり、其外の武藝、皆相應に其費を宛施し玉へり。

一　又云、何藝にても衰たる藝あらば、人君厚く心を用ひて主張有べし、譬ば射藝衰たるならば、禮射等度々見玉ひ、其節の物入賜るべし、或は芝指矢、遠矢、火矢、或は射貫もの、又は甲冑着用、根矢、軍弓にて薄板的抔、折々見玉ひ、又門人の中器用なるものは、物入を賜り、修行を命ぜられ、或は近在抔廻り玉ふ毎に、師範の者、弓矢携へ供せしめ、鳥獸抔射さしめ給はゞ、おのづから其藝主張すべし、何藝にても此心得にて、人君倡玉はゞ、主張せざる事は有間敷也、成合に打任せ置るれば、絕

有間敷なり、見ず知ずの　を急に召抱、或は貸若黨抔にては、人數を合せたると云迄にて、死生存亡の場に臨ては、何の用にも立間敷なり、又岡部美濃侯の家には、甲賀士と云者、百人斗りあり、忍役を勤る役の由なり、宛行甚だ小分の者にて、常は耕作を業として、軍用の外は仕ふ事なき郷士なりと云、近年遠州相良城受取の節、五十人斗り供せしを見しに、徒の躰にて、鉄炮を役にするものと見えたり、各鉄炮一挺づゝ持せて、外に僕從もなし、鉄炮持たる者も甲賀士の僕にてはなく、彼侯の中間躰の者の様に見えしなり、是等も治世の今日には能き法と云べし。

一　又云、以前は三百石賜りし兩御番衆は、何れも馬を持詰にせられしよし、其節は寛永の始頃成と云當時に合せて、米の直段も下直成處に、如何して左様に、厩の明かざる様には致されしや、不審なる事也と云、或人の答に、其段は時代柄と云ものにて、さして不審なき事也、以前は三百石位取られたる、小身の衆の様子を聞に、衣服も番着物と號け、絹紬など二ッ三ッ所持致され、常々の衣服は、布子木綿服、勿論屋敷廻り、家居等も構なく、肴一種にても求め得れば、夫を汁に申付、近所心易き相番衆へ人を廻し、飯をば飯次に入、膳椀を添て、面々の宿より持參致し給合、其參會を號けて、汁講と云ふ、今時振舞も同じ事にて、事濟たるとなり、左様に物事を質朴に致し、無用の常の物入に於ては、隨分と是を厭ひ、人馬にさへ事を欠ずばとある意地を專と存ずるは、皆是權現様御代、三州以來の御家風の殘りたるもの成を、人々亂世の餘風と斗り心得て有は、大なる了簡違なりと云へり。

なり。

一　又云、仙臺家中の知行取りは、軍役の人を減ずる事嚴敷法度なり、勿論直參の面々は、鎗持、草り取迄不殘地方を領す事にて、藏米取りと云は、曾てなき事也と云へり。

一　又云、常憲院殿御代に、松平七藏殿とて、三百石を領し、御書院番を勤らる勇士は、身を弱く持ては、何共云はんずる折に用に立べからず、常々其嗜有べし迚、或は薪を割り、米を舂などせらる、或時臺所前にて、壁土をこねて居られけるに、何方よりか使の來りけるが、其使七藏殿屋敷しかと知らざりければ、門にて問はんと思ふに、折ふし門に人もあらざりければ、頓て立入、そこ爰と廻り臺所前へ來り、七藏殿の土をこね居らるゝを見て、中間ぞと心得、近々と立寄り、松平七藏樣御屋敷は是にて候やと、問たりければ、七藏殿頓て、鍬を置て、則拙者七藏にて候とて、直に狀箱を受取られければ、使の者大に驚き、はつと云て急にかゞみければ、七藏殿笑で、此殿樣はいつも如此中間の役を兼て御勤候と申されけるとぞ。

一　又云、眞田伊豆侯家中の噂を聞に、家中の同心と云者多く有、皆小分の宛行にて、鄕村に住居し常には農民の業を營み、主人にて若黨入用の時斗り、呼寄せて使ふ事也とぞ、今治世久敷、次第に費用多く成て、軍役當りの若黨、常々召仕難きには、能き仕方と云べし、右の如くして、代々召仕はゞ親み厚く、恩儀譜代の若黨に均敷、一大事の節召連て賴母しく、主人の專途をも見屆け、逃げ走るは

一　馬を乘に、見分美しく、拍子を乘事を以て、騎乘の道足りぬと思ふは諸邦皆同じ、右の如き稽古鍛錬にては、事に臨で人馬共に、中々達者には成難し、馬上の業事鍛錬すべし。

一　又云、東照宮上意に、武道不案内なれば、諸士の侈と嗜とを取違ふもの也、朝夕の色は微かにしても、馬物の具きらびやか成あり、武具、馬具は勿論、樣子よき人より數多く、家來も身上より過分に持て、きらを磨くあり、又家職を失ひ、物の直段價の高下を論じ、又は家風微弱にして、公家の樣に成て、武士の道を失念し、利潤に拘るは、奢の餘殃なり、又上意に、武家に生れて、武道愚なるは鼠取らざる猫の如し、又上意に、武家として武道怠り、公家風になるは、刀脇差を代となし、金銀を貯へ巾着に入、丸腰にて往來し、命を失ふに同じ。

一　又云、紀州にて三百石取りの侍、代金三兩にて掛物買求けるを、賴宣卿被聞召、無益の費を致候とて、村上與兵衞を召し、此段目付共に申聞、吟味せよと仰出さる、與兵衞目付役人に申付、穿鑿するに必定なり、名前並に掛物の樣子、書付にして出せしに、賴宣卿重て、人馬、兵具、武道の嗜も有か無かとの事、御目付方にて吟味させられしに、馬も並よりは能馬、武具、下人迄丈夫に持、武道の心がけ能き事大方ならず、此義も又書付差上ければ、賴宣卿御顏色和らぎ、武道の心懸あれば、其上には又他方の客も來るに、床に何も懸けず、譬ひ懸る迚も、三社の託宣も掛られぬもの也、一つは家中の聞えもあれば、墨繪の讃の物を求めたるも苦しからず、去ながら過ぬ樣にくと御意にて、事濟けると

と云へり。

一　又云、海邊ある領地は云に及ず、軍を出しては何國迄と云限りなければ、海川を船に乘らざる事なし、常に諸士以下迄、船上の立走りを習はしむべし、船は波に隨て動搖するものなり、船に馴れざる人は、起る事ならざるもの也、風强ければ寢るより外はなし、戰は臨機應變の物なれば、必船軍はせまじき事とは限られぬ事也、常に家根へ登り馴れぬものは、登りたる迄にて、立働成難き如く、船に乘馴ぬものは、船に醉て病人となり、用に立難し。

一　又云、近代の風儀にて、馬上の勝負多くは步戰也、然共時有て騎戰をなす事あり、常々騎戰の心掛怠り有べからず、殊に物頭・物奉行等は、何れも馬上の勝負を第一に鍛錬有べし、又乘替をも牽せざる小祿の士は、別て馬をいたわらずして成り難し、されば山道・石道等をば必ず步行して、馬をいたわる事なり、然ば騎士も、步行の達者を心懸べし、肝要の場にて、自身の步行も成り難く、乘り馬疲れ臥ては詮方なし、然ば騎步ともに、達者を心掛べし、達者を心掛るには、常に遠路、險山を步行すべし、初の程は、里數六七里より、次第に增て、年を重て、暇日を以て怠らざる時は、不達者に生れ付たるものも、自然と後は遠路の早道もなる也、年若きもの、少しの勞にも草臥るゝは、常々心掛薄く、怠て身を安樂に持なし、武藝に身を鍊らざる故也、强く劣りたる生質の者も、修行の功に仍て、效證を見るもの多し、楠正成の壹度廻りは士卒馴鍊の手本なり。

は詮なし、武士の馬は、六歳以下をよしとすと云。

一　又云、武士陣小屋會と號けて、毎年夏中、武具風入時分に、一度づゝ催し、同流の軍學の士、六七輩招き、終日の所作あり、出陣祝の式より、陣羽織、陣笠、裁付にての行軍、次に小具足出立の行軍、次に具足着て未だ冑は着ざる行軍、夫より冑まで着たる行軍、次に雨の時、兜腰巻、鎧腰みのにて行軍、次に簑笠にての行軍、右何れも行軍は庭を一ぺんづゝ廻る、僕從も夫々の出立にて召連れ、右畢て、木馬にて芝繋ぎ品々、鞍堅め品々、馬上弓、炮、鎗の納樣、射、打、遣ひ樣、馬上にて刀の拔樣、持樣、遣ひ樣品々、組打仕樣、右畢て首實檢仕樣品々、歸陣式祝、右の外平日討者命ぜられ、着込の出立、同夜中の體、又は鎧の着樣式品々等にて、終日も足らぬ程なり、此日庭の中に、二十組の陣小屋をかけ、其中にて玄米飯に、何ぞかて草を入炊たるに、味噌のかき立汁を皆々食する事也、其主意は、士は常在戰場の意を忘るまじきが爲也、且又武具、馬具、家來へ貸し物、其外貯へ出べき品々等、不足なき哉、否やのしらべなり、若し不足の品あれば、年々一品づゝ取調ん爲也、又玄米飯の喰惡さを、子弟にも食し覺させて、常の飲食に栄好などさせまじき爲なりと云へり、又或は夜中ひそかに家來迄具足着せ、屋敷の中一ぺん廻て、間數は何程と改め置、終夜甲冑にて廻る、何百何十ぺん廻り、里數何ほどゝ斗り知る、大概一夜に五六里を歩行する也、常に五六里を歩行したると、甲冑着して五六里歩行したると、草臥方の違、又頰當、兜、佩楯抔の邪魔に成る樣をも、試み知らんとの事也

に引添て、水上を往來せる事抔敎ゆべし、十一には、中肉に飼立べし、肥過る時は、早く汗し早く疲る、遠乘に損あり、必ず十分の肉にする事勿れ、十二には、平生徒足にて乘べし、沓をかけて乘馴す事勿れ、十三には、平生同居同食を仕込むべし、當世の馬は此ならし無故、馬同士寄合ば咬蹶して騷ぐ、大に不自由なる事也、上の如く仕込む時は、軍中抔にては五疋も十匹も一ッ厩へ追込置也、十四には牝馬を見馴させて、牝に近付ても揚躍せざる樣に仕込み置べし、古は和漢共に牝を乘馬に用ひたる事は、諸書に見ゆ、今も相馬家の武士は牝に乘もの多し、是古體の遺風なり、十五には、溝、堀切、岸等を飛事を敎置べし、是平生敎置ずして、事に臨て急に飛する事は成難き事也、十六には、時々馬鎧を着せ遠乘すべし、是又平生見習はせざれば、着たる馬も驚き、傍の馬も驚くもの也と云へり。

一 又云、騎士たる者は、常々馬を持詰にすべき事也、然るに世の中萬事花美に成て、馬の飼樣上品に成たる故、馬を持難き也、馬は元來山野の獸なり、野草を飼、水を飲み、風雨を受けて生を遂る者なり、此意を以て、野草にて飼立る馬は、形は痩て見苦しけれ共、人を乘せて奔走する力は、天然にして、馬の持前也、如斯心得て飼立れば、當世の如く物入多からずして、馬を持安し、爪髮四足など手づからすれば、別に人の入る事なし、馬に飼ふ物は、野草、わら等は云に及ず、葛、萩の類、又は苦みなき木の葉類、何にてもよし、食間敷ものは自らはみ出して食ぬもの也 相馬の法色々有れ共、武用に拘る事にあらず、只腕爪の強きをよしとす、世の奢に連て、人々三四歳の若馬を好共、武用に

は、糠豆を多く飼て、肥過る故に、早く汗し、早く疲る、十二には、平生沓を打て乘故、たまく徒立にて乘ば、足裏を痛て奔走不自由也、十三には、平生同居、同食等を教ず故、馬同士寄合ば、咬蹶して騷ぐ、十四には、牝を見馴ざる故に、稀に牝を見れば踊躍す、十五には、溝、堀切、岸等を飛越る事を知らず、十六には、馬鎧の類を見習はざる故に、是等の物を涉す事能はず、此十六は、當世の馬の失なる所也、又、馬の乘樣、十六ヶ條あり、一には、馬場乘は行儀を敎る迄の事なれば、多く乘べからず、只馬の行儀を崩さぬ爲斗りに、少しづゝ乘べし、二には、遠乘也、近きは五六里、遠きは十六七里、二十四五里も乘べし、三には、當物也、旌旗、金鼓、甲冑、弓炮の類は云に及ず、拔身の刄もの、松明等、其外異類異形のもの迄、一面に建連ね、乘人も甲冑を着し、馬上にて弓炮を發し、太刀打、鎗合等をすべし、是を眞の騎射、騎術と云、四には、乘廻し也、早足に乘らず、地道に乘て、十六七里を乘廻し、馬の氣を育ひ置なり、五には、大風雨雪等、又大寒暑の時節、終日乘廻し、如此の天氣に馴し置べし、六には、山坂を乘廻して、惡道に馴し置べし、七には、騎射を能く仕込み置べし、然しながら、當世風の騎射には非ず、第三段目に云へるが如く、馬上の荒業の事、八には、貝、太皷、鑼鐘、喇叭等、其外種々の鳴物を馬上に打鳴し、馬の耳を鍛置べし、九には、甲冑は云に及ず、旗差物、母衣の類、又は拔身の刄物及び松明等を馬上に振立て、馬の眼を鍛置べし、十には、川渡し、水馬等を仕込み置べし、尤船に乘せて水上を往來し、或は船より水中へ追下し、船

一又云、治世久しければ、弓馬の藝も皆其元を失へり、弓は禮射又は賭的のみにて、軍用貫革の修行疎し、武士の心掛は、先づ軍用を先として、次に禮射をも習ふべし、又弓術修行の爲といへども、賭的の如き慰專一にして、品こそ武士の調度に似合しけれ共、慰む心は博奕を好むに類せり、軍用の心がけならば、強弓は鎧武者を射倒し、弱弓は內冑を通さず、射べき修練有べきなり。

一又云、馬を乘も、當世は馬場乘を立派に乘るを主として、軍用の心がけ疎し、當世の馬場乘は、古の庭乘の遺法なり、古の武士は皆達者を本として、やたら乘にて其樣見苦し、質野なる故に、庭乘の式を乘事も、武士の嗜とせしなり、やたら乘を本として、其餘計に式の乘方をも學びし事也、當時は馬場乘をするのみ故、只口向、足振を大事とし、武用の法を失へり、當世の馬に十六の失ありと云、其一には、平生責馬の法大に拙し、責馬は每日乘るをよしとす、四ッの乘樣あり、馬場乘、遠乘、當物、乘廻し也、二には、平生上食にならす故、適々麁食を飼ば、且食はず且痩る、三には、遠乘を仕込ざる故、稀に遠乘すれば、早く血下り、或は息盡、或は不食して用に立ず、四には、平生口を取らせ、鐙を押へさせて、乘り下りする故、獨乘をすれば、馬動て乘難し。五には、平生風雨寒暑に當ざる故、是を犯せば、平生山坂乘らざる故、山坂の道に苦み疲る、七には、騎射を敎ざる故、適々、弓、鐵炮、太刀打等を馬上に施せば驚て駈出、八には、鳴物に馴ざる故、音聲に驚き易く、九には目立ものを見習はせざる故、釆色異形も驚き、十には、水馬幷に船に熟ざる故、川の出入り惡し、十一に

べき事なり、領主、地頭の武備全ければ、町人百姓も、倚頼む所ありて心動ず、其地に安堵して居る事なれ共、上の武備全からざれば、倚り頼むに足らず、民心動て他方へ離散する元なり、增て況や、外より來り住んと願ふ者は、猶以てなし、其終は君獨り君たる事を得ざるに至るなり。

一　又云、下へ武威を示すと云は、下へ手荒に當り、又は威光を以て、下を押付置事に非ず、先づ士魂を育ふ事第一也、士魂立据れば、縦ひ貧にても、士道を磨き、卑劣なる事なし　されば町人百姓に、內冑を見透さるゝ事なし、戰國の砌は、少しく劍を見はし、鎗を捻る程の侍は、何方へ行ても賞翫に預り、勢有て目ざましき者は武士なり、町人百姓は、米金多く持ても、見る影もなきもの也、動もすれば押掠められて、金銀却て禍と成故、貯有町人百姓は、地頭、領主、又は懇意なる武士の方へ、金銀を出し置事なりしと云へり、武士の本業入らぬ世と成ては、武士の手並を見る事なく、其上武士も世並につれて、奢侈に移り、治世の金銀は、町人百姓の手に落て、金銀の威を借りて、町人百姓も高ぶり、分限を超へ、武士は次第に貧に成に隨ひ、士魂を失ひ、利掛卑劣になり、町人百姓へ手を下る故、農商もおのづから士を見かすめ、侮り輕んずるなり、就ては今日の急務は、諸士の奢を禁じ、士魂を養ひ、士の規模あらしめ、禮義廉恥を主張すべし、折々鷹野、猪狩、操練等にて、武事を勵まさば、士の規模も立、士魂もおのづから發し　下へ武威を示さるゝ一事とも成べし、治世には士多く入用なく、無用の長物の如くなれ共、非常の變の備にして、雨ふらぬ日に雨具を備置が如し。

る事也。

一　又云、近年、折ふし、諸國にて、百姓町人黨を結び、强訴に及び、狼藉をなす事あり、其故を案ずるに領主地頭の失政は云に及ず、第一武威の衰より起るなるべし、太平久しきに依て、武士次第に柔弱になり、武藝に怠り、武備も疎に成て、武士道の吟味薄く、諸侯方の武備全からず、下より上を侮るより起る事也、折ふし黨を結び、强訴、狼藉の類あれば、柔弱不吟味の心より、手荒にては後日江戸表へ聞えいかゞ有べきと、撫付事を濟す樣にする故、下の勢は益長じ、上の威勢は次第に衰て、下にては能き事にして、やゝもすれば黨を結び、狼藉に及ぶ也、其元を尋れば、下の惡きのみに非ず、上にも又罪あり、上下奢て費用多く、下をしへたげ、無理なる取立も多く、又は町人百姓より金銀を借り、不義理をなし、武家より町人百姓へ手を下げ、或は武家の威光にて、押付置もあり、下怨情も餘儀なき事也。

一　又云、今世隅々隈々迄、太平の澤に浴すと云へ共、折節、盜賊押込の類有は何ぞや、町人百姓は、地頭領主の武威に依て、押込狼藉の心遣ひなく安堵する事也、然に領主、地頭の武備全からず、地頭、領主の武威輕ければ、惡黨其領内に横行する事を恐れず、凡常の備薄き故、他より入易く、其地にたゝずみ易し、押込狼藉しても、手ぬるく手後るゝ故、遁れ隱れ易し、皆領主、地頭、武威の輕きに依る事にて、武家の大恥辱也、城下遠き所は云に及ず、城下近所にさへ、狼藉の沙汰あり、歎く

知ると云事あり、深き川は水色青く黒し、淺き川は水色青白く波荒く、岩あれば水さかまく也、此外見様いろ〳〵あり、功者に尋ぬべし。

一　又云、太平の時、諸士を練り馴すには、折々鷹野、猪狩か、川狩等抔に、外様の諸士を召連れ玉ふべし、尤耕作の妨にならぬ様にし玉ふべし、子細、手分、手配りの次第色々有べし、譬ば卷勢子、追勢子、受勢子　旗本抔と手分ヶ有べし、扨五色の相印を用ひ、組毎に士大將一人づゝ頭に申付、旗本には物見、使番、横目、獸の取次役、帳付、兵粮の役者迄定め置、又或は旗本諸手共に、貝、太鼓等を用ひ、相圖約束をなし、無理無作法なき様に法令を成し、采配を以て行止座作を示し、物頭、物奉行は馬にも乘り、又下り立てもかけ走り、歩行も達者になる様に敎へ習はすべし、然ば諸士は云に及ず下々迄、行止座作の下知をも知て、小者共迄、作法能く成べし、扨又諸士に詞をかけ、受答をも聞、様子をも見るべし、强に獲物を貪るに非ず、斯して軍法のならしとすべし、譬ひ軍法兵書を學びたり共、時々野山の切所を翔走りせず、勢子の下知をもして見ねば、俗に他人の出言を、云届けたる迄にては、用ゆるに足らずと云へり。

一　又云、孔夫子曰、以レ不レ敎民戰、是謂二之棄一と敎ゆるとは、戰陣の法を敎て、耳目庭旗に習、手足干戈に練と云、如此なれば自ら敗亡の災なし、若し不敎兵を以て戰はしむれば、破敗するは必定なり、然る時は、是を死地に置と異る事なし、仍て治世に操練の法あり、又鷹野猪狩を以て、軍の平均どす

慮外せまじきと、心遣を懸間敷との厭にて、忍び出立にするとならば夫も心得違なり、其改を平らかにせば、行ふ人をさけて可也、心得惡き者は、脇ざし斗りにて出ながら、下々の慮外を咎むるもあり、刀を帯せざれば、士に似合ぬ賤敷事もあり、士は蔭日向、晝夜となく、いつも士と見えて、人の目誤らぬ様にて出立、誤て慮外せぬ様に出立べし。

一 又云、士の遊山と云は、酒宴、遊興を事とするものに非ず、腰兵粮にて日歸り程の所は、山川土地の案内を知り、道達者を心掛るを遊山とする也、土色を見ると云事あり、小砂の地は人馬の足入、風に向へば眼くらみ、砂あらく石高き地は、人馬足を痛め、雨を得、尚石荒らかにして、馬の働き安からず、青色の土は雨を得て滑り、又晴天には足下よき也、黄色の土は青色の土の如し、但山岸などは崩れ易し、赤色の土は晴天に足下よし、雨を得ば甚滑る也、白色の土は青色の土の如し、黑色の土は晴天にも安し、又風を得て灰の如し、雨を得れば沼の如し、又淡白淡黑の地は平なり、是を以て人馬の働を考べし、是等は古人の言傳也、是に元付て、工夫試み有べし、又山に七ツの習有と云、大山小山の前後、左右、四方圍の山の七ツ也、又山の形相五ツ有り、大山小山によらず、高きあり、低きあり、茂たる山あり、はへなき山あり、岩石すなとなる山あり、又川に十五相と云事あり、其本は、早き、せばきの二ツにして、其形十五有也、流れの早きと遅きとあり、砂川、沼川、水川、岩川、水の淺深、岸の高低、又岸の土色に、青、黃、赤、白、黑あり、又川の廣き狹き、共に瀨を知り、岸を

寒暑にねり、筋骨丈夫に成て、遠路山坂の歩行も達者に、山川地利の案內も知り、弓鐵炮にも熟す益ある故に、免し置るゝ事也、右の主意を取り失ひ、居ながら獲物多き殺生を好み、又は父兄の勤め、學問武藝の稽古にも怠り、一身の慰に耽り、或は商賣體の仕形にて、管ら殺生にのみ打かゝり、多くの時日を費すは心得違なり、斯る者有ば、諸士心得の害と成事なれば、敎戒有べき也、士は戰場にては、玄米飯に鹽のかき立汁を食し、常に兵具を携へ、寒中迚も薄着にて、山野に起臥し、雨露霜雪にも打れ、風寒暑濕にも能堪て、筋骨健かならざれば、物の用に立難し、故に昔より士の遊獵は許し置るゝなり、然ば網を張り、網を遣ひ、流れを立て、獲物を貪る類の殺生は、士のすべき事に非ず、又身を寒暑に練り、歩行の達者を心がけ、地理の難易、池沼の在所、深田、淺田の見樣などは、殺生に非ずとも、心掛だにあらばなるべき事也、尤殺生に非ずとも、殺生に事よせて、弓、鐵炮を携と云べし。

一　又云、諸士の殺生は右の主意なれば、大小刀を帶すべし、家風に依て大小刀帶するもあり、刀を帶せざるは、忍出立の心か、士に殺生許し置るゝ事なれば、忍び出立には及ぬ事なり、又刀は長くて邪魔になるとの事ならば、遊獵も戰場働の心掛なれば、邪魔になる刀を帶して仕馴るゝ樣にすべし、戰場にても、常にても、士の刀を帶さぬ事なし、邪魔になればとて、戰場初め常々も士の刀拔ぬ法はなし、畢意遊獵の本意をとり失ひて、獲物を貪る心より、邪魔になる刀を差ぬ成べし、又下々の士へ

おのづから武用の心がけも疎く成行也、諸士武用の心掛疎く、武具、馬具、人馬も不足にては、諸侯方知行役の軍役は、勤め玉ふ事成まじ、諸侯方の御忠勤は、軍役に越したる大役は有まじ、其大役の勤らぬを、泰然として安んじ玉ふべき事に非ず、日頃は忠勤だてし玉ふ諸侯方にも、此事おろそかにして、武備全からぬも有とみえたり、下賤の者こそ、今日の貧苦、渡世の營みにさへられて、遠き慮迄には行渉らず、心付ても力に不レ及事もあれ、高貴の方は、遠大の思慮こそ肝要の事なれ、匹夫の如く、今日の勤を奉勤の至極とし玉ふべき事に非ず。

一　又云、古人云、學者の家雖ニ貧困一然も藏書の多きは可ニ以爲ニ清福一也と、予依て云、武士の家雖ニ貧困一然も藏ニ武器一の多きは可ニ以爲ニ清福一也。

一　又云、世も治りて久しければ、末々は必亂れ、亂れては又治る、晝夜寒暑の往來するが如し、太平無事の日に生れて、我一代には、何事も有まじと思ふより、怠りの心生じ、武士の心がけおろそかに成也、常々油斷なく、今日則亂世の心に成て、戰場の作法、軍用の備、武具、馬具、人馬に至る迄不足なく用意すべし、明日有と云心を止て、今日此事を仕廻ではならざる事と思ふ樣に、隨分心を變の場に置ば、夫が常に成て、變出來ても應ずる事速也と云へり。

一　又云、諸士大小身の違はあれ共、各宛行を賜る事なれば、老幼病人等の煩、又は客の爲、魚鳥を用ゆる事、分限相應に成べし、然るに何故に諸士の殺生を免し置るゝや、其主意辨知べし、畢竟身を

一　又云、昔石橋山合戰の時、頼朝公眞田與市義貞を召て、其日の先陣を命ぜらる、與市其日の裝束には、青地の錦の直垂に、赤威の肩白の鎧、裾金物打たるを着て、つまくろの矢を負、長覆輪の太刀を佩きけり、頼朝公は義貞が裝束を早く見ゝ之候て着替せよと宣へば、與市は、弓矢取身の晴振舞、軍馬に過たる事候まじ、尤願ふ所に侍るとて、十五騎の兵を相具して、進み出しと見えたり、無益の奢侈を好むにはあらねども、武具、馬具は、分限より少し綺羅を磨く事は、戰場にて見苦敷働せまじきたしなみにて許さるゝ事也、今世、他方立合と云は、十分綺羅を磨く事とす、他所立合の晴振舞、與市が詞の如く、軍馬に過たるは有べからず、或人云、侍の實よりする伊達は、武具、馬具抔花やかにして、能人能き馬を嗜み、我身上よりきらびやかにして、小袖の染色、髮の油氣などをさのみ不好、唯武具を好くなりと云へり。

一　又云、太刀、刀の製も、實義を失ふ心より、衣服翫器と同じく、時世の時花風俗を好む氣より、己が手に叶ふも叶はぬも分別なく、人が長を用ゆれば我も長く、短きを用ゆれば己も短きを好み、何事も人眞似をなすより、武道は日々に古着物語の様に成行と云へり。

一　又云、士は十三四にもならば、具足着初の祝儀を整べし、尤着初の法式は、分限に應じ輕くすべし、今世は、袴の着初は必整れども、具足着初め、祝儀整るは少し、夫迚も、志有ても着すべき具足なく、せざるもあり、歎くべし、諸士世に連て、無益の費用多く疵のみならず、宛行も減ぜられば、

入子鍋　　　　小荷駄印

此外心掛に依て持べき品有と云共略之。

一　又云、太平久敷世には、諸士の武具、馬具、不足多し、然ば其調へ無れば、一統不足なき顏にて居れ共、何ぞ急變有に至ては、分限に應じたる所の人馬、諸道具指問なく、何時成とも催促に應じ、急に出立成難し、是を勵さん爲には、前に云如く、年々家中の武具を改、且又家中にて嗜能き者を撰び、其者共の分限相應の供連、諸道具にて、行軍の體を見玉ふべし、左あらば規模有に勵され、各心掛べき事也、不嗜なるものは、戒咎られても言訣なき事なれ共、夫は輕く用捨して、嗜能きものを賞し、且規模あらしめ玉ふべし。

一　又云、甲冑は武門の重器、護身の要具なれば、隨分と綺羅をなし、觀美を盡し、規式を正し、利用を選み、非禮を去て、實用を取べし、采配ある士として、乳縄に叶難き、持來りの具足より外には用ざると心得、或は由來も知れぬ古具足の、あやめも見えざるを求め得て、萬一の用に備置類は、武士道を以て論じ難しと云へり、鎧は屈伸も自由にて、脇楯を以て右の方を塞ぐものなれば、餘程乳縄に合はぬ鎧にても、着用ならぬ事なし、具足は二枚胴にて、妻手の方にて引合する物なれば各別、乳縄に逃れたるも用難し、但し乳縄に必至と合たるも好ぬ子細あり、されば乳縄に合て、合さる具足を用ゆる事也。

鎗持、馬口取、草履取、指物、竿持

一 具足　對鉢卷　陣笠
紺かんばん　脚半　對羽織
刀　對曳肌　對長手拭
水入筒　腰兵粮入　鍵繩
簑笠　鉈鎌山刀　熊手薙鎌
金橇　椀

具足櫃持、挾箱持、沓籠持、手明キ中間

一 紺看板　脚半　對鉢卷
對羽織　陣笠　山刀
對曳肌　對長手拭　水入筒
腰兵粮入　鍵繩　簑笠
鉈鎌鋸手斧　金橇雪中の具　椀
一 幕　澁紙小屋の大小に應　細引同上
小荷駄葛籠　挑灯　櫛道具

馬氈　力革　泥障並紐

墟手腹帶　三蓋

三尺繩　手助　轡

手繩　小中間繩　鼻捻

馬柄杓　鼻皮　馬面

馬鐙　鞭　鞍覆

粥袋粥舟　馬衣　腹當尾袋

沓摺

家來、貸物、持物

若黨

一　具足上帶腰當　對鉢卷　陣笠

脚半　對羽織　對曳肌

刀　對長手拭　水入筒

腰兵粮入　鍵繩　簔笠

鉈鎌　金欙　椀

臑當　受筒　上帶
指物（竿出し印 革覆）　刀腰當鐺腰當　大小刀（笄小刀 腕貫緒）
妻手さし　曳肌柄袋尻鞘　水入筒
草鞋　軍扇　鐵橇
火打袋　腰兵粮入　筆墨紙
磁石　小碇　腰繩
奧紙　引敷　胄腰卷

一 鎧腰卷　簑笠　椀
鎗　具足櫃革覆　軍弓
替弦　鞢　空穗（又箙矢籠 ヤナグヒ）
征矢十一指　弓小手　鐵炮
鐵炮革袋　早合胴亂　口藥入（セヽリ セン拔）
鑄形鑄鍋　火繩（雨火繩）　溜合
馬上銃　馬上筒

一 鞍　鐙　切付

もならず、弱年の子弟抔、着用の手廻し、早着の修練、又は名所抔、敎覺さする事も成難し、居は氣を移し、養體を移す理にて、其品有ば、子弟たる者おのづから着て見度、刀鎗を取て試み度成て、名所も知り度なり、士魂の育ひにも成べし、碁盤石抔有ば打ても見度、三絃あれば彈ても見度成べきが如し、手前に差置ても、年々改さへあれば、減少の患は有間敷なり、改に就て書出し、改を受べき品々は、其人の分限に依て違あり、今無益の一騎士、出陣必用の具左に記す、此上は、知行高、役格に仍て增べき物あり、又家々の軍法定に從ふべし。

一騎前出陣必用品々大概

一 下帶	常服（帷子、單物、袷、綿入、時節に應すべし、）	具足下着
胴着	道服	常の帶
中帶	股引脚半	さし足袋
鼻返	裁付	長手拭
陣羽織	小袴	差込
陣笠	鉢卷（上鉢卷 下鉢卷）	冑（冑立もの 冑の緒）
頰當	胴下散（クリメ緒 杏葉）	小手左右
股引左右	置袖左右	佩楯

のもなければ、不足の品速に用意心がけずしてはあられぬ事也、規模有と、恥有とを以てせずば、所持の品を失はず、連々不足の品、用意するには至るまじ、今世の士、着領の具足一領、下着・小袴、陣羽織、指物にてもあれば、濟事の様に安じ居るもあり、不案内故か、又は入らぬものと落付たる了簡か、心得難き事也、不足と云事を知らずば、用意の心懸もなし、心掛なければ、いつ揃と云期も有まじ、又改もなければ、組頭をはじめ、相組にても、誰は如何様の出立と云事を知らず、又不案内にて、不穿鑿なる者は、分限不相應に、結構なる武具所持するもあれ共、誰知て無用と云ものもなし、又分限に應じ、必用の品々を不辨して、入らぬ品を貯へ、無て叶はぬ物を所持せぬもあり、扨武具は少し綺羅許す子細もあれども、分限に仍て應不應の次第も有事せり、具足の鍛、鎗、長刀、劒の身は、力の及ぶ程は、堅固鋭利を撰べしといへ共、上擀の飾は、分限の程を辨知るべき事なり、就ては家中の武具は、年々改有べし、君主在邑の年は、直にもみ玉ふべし、在江戶の年は、持主毛附改の如く、一組にて平士兩人、目付一人づゝ、風入時分、諸士の宅々へ廻り、兼て書出し置たる武具改帳に引合せ改むべし、或人云、家中武具減少せぬ爲には、諸士の武具、馬具を主君の庫に納置、風入の節は、銘々手前へ持參し、風入し、修補等も加へ、又主君の庫へ納置ならば、減少の患は有まじと云へり、此說減少のせざる益は有べけれ共、良法とは言難し、如何にとなれば、小身もの、着替もなき一領具足を、君の庫へ納め置ては、折ふし着用して、弓鐵炮刀鎗の術、又は馬上の働等試み仕馴るゝ事

速に不時の變に應じて、功を成事は成間敷也、今世の士とても、武器は武家の要器と、重んぜざるものは有まじけれ共、世並に連れいつしか我知らず分限を越し、奢がましき事多くなり來て、費用次第に增し、剩宛行抔も減少せらるれば、彌以て貧に成て、今日父母妻子飢寒へ、家主たる者見ては居られず、さればとて、士たる者は、君より玉はるもの丶外、米金の出道なければ、心ならず武具類餘計有ものは賣拂、夫より餘計なきものは、當分質物に遣はし、當日を送る族も有也、賣拂難きものは、當分質物に遣はし、急の間を合せる迄にて、追て取返し、手を放さぬ心遣なれ共、其上にも又費用打重りぬれば、心ならず約束期日も過て終に力及ず、手を放す類も又多し、是諸士の罪のみにあらず、宛行を減じ、奢を禁ぜらる丶事嚴ならざる故也、若又諸士の武具、馬具、人馬、分限に應じ不足なく、常に備置べしとならば、先づ減ぜられたる宛行を返し與へ、嚴に奢を禁じ、厚く士魂を育に如くはなし、然共兎にも角にも宛行を返し賜り難くば、嚴に奢を禁じ、厚く士魂を育ひ、扨諸士の分限に應じ人馬、武具、馬具、家來の貸物に至迄、此品々無ては、出陣なり難しと云、必用の品々を定め置、偖又家中諸士、取持の品々書出させ、一組限り冊子となし、年々夏中風入の時分君主も其品々を見玉ふべし、城中能き場所へ一組づ丶持參、持主其傍に居て、君主尋抔有時答べし、されば、規模有故に、縱ひ不足の品を、速に用意する迄には至り難き者も、恥を知て、持來りたる物を失ふには至るまじ、責て持來りの品、虫にはませず、損じたるは修補を加へ、用立樣にもすべき也、況や恥を知らざるも

らん事を欲するが爲に、兵を用ゆるは、兵を用ゆるの本意に非ず、民を育ふ所以の土地を爭ふては、夫が爲に却て民を害するは義戰に非ず、扨又、止事を得ずして兵を用るに至ては、士の本務なり、不時の變なる時に、鉾の强く一味一和の兵を以て、賊の堅甲利兵をも、杖を以て勝利有べき樣に、常々諸士を育ひ、豫め備置は、諸侯の本任也、面々武備に怠りなきは、諸士の本務也、主君の怠りは、家老執事たる者是を諫むべし、諸士の怠りは君主是を勵まし玉ふべし、治平久しき世には、面々持前の事は、油斷有まじと任せ置て濟べき事にあらず。

一　又云、士は武藝は云に及ず、兵法を知べし、大將を始め、物頭、物奉行をして事を司る人は、猶更の事也、兵法とは武藝を云に非ず、軍の道を知るを云。

一　又云、士は大小身共に、其分限に隨ひ、人馬を扶持し、武具、馬具、戰具、陣具何一つ欠ても用の辨ぜざる事也、譬ば鶴は雀の網にては取られず、又雀には鶴の輪なにては懸らず、大小長短により定なし、夫々の道具なくては叶ふべからず、縱强く心剛也共、貧にして諸道具不足なるか、貧ならず共心懸け薄くして、夫々の道具用意なくては、車を片輪にてやらんとし、鳥の片翼にて飛んとするが如しと云へり。

一　又云、家中の武具、馬具、人馬不足にては、諸侯知行高の軍役勤らず、諸士の軍學武藝未熟なれば、鉾先弱し、是戰はざる先に負べき相有なり、人君厚く心を用ひ玉ふに非ずしては、太平の今日、

斯る事は、諸家の並を見合せ、聞合すべき事に非ず、主人の心次第の事也、是も治に亂を忘れず、武備の一事にして、又士の規模也、次第に農工商の士を侮輕ずも餘義なし。

一　又云、馬は平日軍用によきを主として嗜み飼べき也、見分の立派を好むべからず、俄に求る事人を求るより求難し、諺に手馬に手綱を用ずと云は、少し馬術未熟にても手馬にては懸引自由ならん、急に手にも合ぬ馬に乘り出ては、駈引心の儘ならず、後を取る事も有べし、さあれば忠勤の障りにも成なり、馬に乘て出べき士は、常々馬を持詰にすべし、主人よりも其心の宛行有べし、是も武備の一事也。

一　又云、武門に仕るものは、常々敵を見るの意を怠るべからず、戰場に於て、敵味方相對するのみを云に非ず、士の職は、常々國家の干城となり、三民を始め、變に臨で機に應じ、勝を制し治安に歸する役なれば、常々武藝は云に及ず、人馬、兵具、軍用金迄、不足なく設け置を士の備と云、若其備に於て不足のもの有ば、人君宜く心を用て勸め勵す樣にし玉ふべし、常に備なければ、急に臨て用に立難し、諸士の武備廢欠すれば、君獨り諸侯たる事は能はざる也。

一　又云、天下國家を治る事は文德にあり、故に孔夫子、遠人不服、則修文德以來之と、然共猶其德にきせず、暴惡をなして民の害となり、世の妨となれば、止事を得ずして兵を用て其害を除くなり、兵を用ゆる主意斯の如く、若し士は大夫たらん事を欲し、大夫は諸侯たらん事を欲し、諸侯は天子た

らぬ有樣也、凡軍役に召連る若黨、鑓持、草履取抔は皆血戰の節も、主人に相從ふ者共也、大身小身に依て、召連人數多少有ば、大身程軍役に立べき若黨、中間多きを以て、知行丈の軍役とする也、僕從軍用に立事なければ、大身も鎗一本、小身も鎗一本の働にて、大身の詮なし、召連る若黨主人の鎗脇を詰め、能働て軍役に立時、若黨一人より二人は强く、二人よりは三人は又强し、是大身の奉公にて、大身の益也、自分の使者とのみ思ふは、太平久敷の弊也。

一　又云、軍役の供連、知行高下、役格の尊卑に依て、多少の違有は、祿格、役格の規模也、されば若黨、鎗持、草り取に至るまで、軍役に立規模有だけの奉公を心掛くべきなり、治世には士の規模有事少き故、次第に士魂を失ふ也、規模有樣に仕るべし、就て思ふに、今世諸家の士の旅行を見れば鎗を持せても具足持するもの多からず、道中具足持さぬ者、皆貸具足にも有まじ、貸具足ならぬ者の旅行に具足持せて、何方より不審の有べき樣なし、然ば儉約の取違成べし、儉約とは、內所を省く、斯る表立たる士の角を迦す間敷爲の儉約なり、何事かあらん、時に大身及び役格有ものと、貸具足の者斗具足着、血戰を主とする諸士は、素肌にては濟ぬ事成べし、尤自分の着領一領有ても、僕從の貸物諸兵具なくとも、主人具足あらば、若黨中間は素肌にても、詰る所は出べし、但し具足は入用の遠きもの、此事ならば、刀脇差鎗も入用の遠きは同じ事也、具足は仕立に高下は有共、足輕以下迄着る物にて、役格祿格に仍て、着る着ぬと云ものに非ず、貸具足ならぬ程の士は、持せずして叶はぬ事也、

にては、或は軍勢催促に應て、速に出陣なり難く、或は出陣しても、高名手柄の働きなし難し、然る時は忠孝を欠、徒に身を失ひ、不忠不孝也、油斷なく嗜べし、是を一騎の武備と云べし。

一　或人云、備と云は、戰場にて人數を揉立る斗りを云に非ず、萬事前方不入時に怠りなく、急變に應ずべき用意、油斷なきを云、安けれ共危を忘れざる是也、士は武官也、一日も武備を忘べからず、武備も分限に仍て心得あり、先づ一騎前の武備、不足無樣に嗜べし、扨又、物頭、物奉行たる者は一分の武備不足なき上に、役義に就て夫々の武備有、常に詮義して、何時も主人の命を蒙り、即時に打立べき設け不足なかるべし。

一　又云、天下安けれ共、武備を忘れば危し、故に治世にも亂を忘れず、武備を心掛る事也、無事なる時、武事に油斷なければ、事に臨て後悔なし、遠き慮りなければ、必近き患あり、亂に臨て兵を習ふは、渴に臨て井を掘が如し、遠からずや。

一　又云、士は身上に應じ、武具、馬具、人馬、不足なく持べき事は勿論の事也、常々馬を建置、人を召仕ふにも、皆軍用を本とすべし、今世は馬を持ても、馬場乘、扨はたま〳〵近在乘廻しに出る斗りにて、山阪、海川、遠路、早乘、騎射、水馬抔の仕込は絕てなく、武具、旗指物、拔身の鎗、長刀、刀劍、貝太鼓、鐵炮抔あてものにする事もなし、召仕の者は、今日の用事辨ずるを主として、用にも立ぬ下女、はした多し、若黨中間も、戰場へ召連て、鋒先の强みにも成べき成間敷の沙汰は、思もよ

玉ふべし、彼は今鉄炮天下の名人也、稽古する者の爲に、命を助けられて、今死刑有は一流斷絕、殘念なる事也と宣ひければ、忠興侯も下野守殿の仰には背き難しとて赦されけり。

武備

此篇は、侍大將以下、諸士の武備を沙汰す、猶上篇武備の部をも交へ考ふべし、士大將は君家の武備を主とし、且一隊の備器、雜具、兵粮、塩噌を始め、預る處の諸士、武藝、人馬、兵具に至る迄、全く備へて不足なく、預りの諸士を手足の如く、自由に遣ひ、能勝負の利に達するを士大將の武備とすべし、凡有司卒長たらん者は、皆此心得なるべし、只一人の武備全きを以て、よしとするに足ず、扨又、一騎の戰士は、自分の軍學武藝を勵み、分限に應じて、譜代の家來建馬を持、自分の武具、馬具は云に及ず、家來の貸物、軍用金に至る迄、不足なく備置、矢玉藥の類は多きにしくはなし、僕從の員數、家々の定めあり、總て衣服、諸道具、分限に依て、應不應有といへ共、武具は少し綺羅を許す子細もあり、然共小身の士、綺羅を好ては、諸道具不足なくば備難し、只事の欠ぬ樣に嗜み備置べし、着具初、馬具、兵具、家來の貸物に至る迄、不足にては出陣なり難し、武具、馬具不足無ても、應分の人馬なくては、又從軍成り難し、其上に軍用金無ればは差支あり、其上に武藝未熟にては功をなし難し、武藝に達ても、戰場の作法、及び勝負の得失を知らざれば、又功をなし難し、是等の事不足

るを憚に見屆べし、仇敵を討て止もさゞす、死切りたるも見屆ず、うろたへて其場を迯げ去るは卑怯なり、當座の喧嘩、或は下人を討捨は、止をさゝぬもの也と云へり。

一 又云、士の口論抔して後、討果すべき場に成て、或は頭をはり、捻合抔して脇差心なきは、町人の心得也、如此しても跡にて我も堪忍すれば成者と思ふ心より、人も堪忍すべき事と思ひてする事也、是は卑怯者の不穿鑿なる事と定也、甲州にて寺澤四郎右衛門、赤口關右衛門と口論し、四郎右衛門座を立て、關右衛門が胸つくらを取り、後の壁へ押付る、關右衛門押倒されて仰向に成て居ながら、兩足にて四郎右衛門のひばらを蹴ければ、寺澤覺ず放して三間斗り後へしさり氣を失ふ、兩方贔屓の人々、色々批判しけるを、信玄聞玉ひて、其次第を尋らるゝに、兩方共に脇差心なし、士の口論に切付る事もなく、暫く押付て居るは、人に取さへられ度と云に似たり、町人か見共のいさかひの如し、他國の批判もいかゞなり迚、兩人ながら耳鼻を批て諸士に見せ、坂を越せよと有事にて、坂中にて兩人首を切られしとや。

一 又云、關ヶ原御陣の時、細川越中守忠興侯の妻女に付置たる侍の中に、稻留喜太夫は、忠興侯の妻女の自害の時、屋敷を落失て、同役小笠原小濟以下は討死せしに、獨生き延びたるを、忠興侯殊に立腹有て、刑罰に極められたりしに、松平下野君(後に陸摩守)其頃は二十にもならせ給はざりしに、越中侯に宣ひけるは、士の死すべき場を迯れたるは、煩しければ、殺さんと有は尤也、但し稻留をば助け置

て、初より切結びたる人を、第一の高名と沙汰する也、尤凡高名働の勝負は、其時其場の前後の働に仍て究むべき事也。

一　又云、仇討の批判は、親兄弟、師匠、叔父等の仇ならば、弓鐵炮にても仕濟したるが手柄なり、或は我意趣討は、刀、脇ざし或は鎗、長刀にてすべし、又ねらはるゝ人は、常に寢所を替、晝夜用心して路次を行にも、敵待と聞ば脇道を通り、跡へ戻り、何様にしても討れぬ分別尤也、此儀を不案内なる人の卑怯と云共、苦しからぬ事也。

一　又云、下人と敵討をして手を負、或は其座にて討留ずとて卑怯者と云べからず、下人とても心猛く、甲斐々々敷者なれば手をも負せ、足早く迯げ走て追付れぬ事有べし、又下人早業の力强くば、組伏せらるゝ事も有べきか、さればとて臆したりとは論ずべからず、只其時の様子如何と可ㇾ論、尤兼て思ひ設けたる事なれば、迯げ去るべき口をも塞ぎ、諸事心を配りする事故、下人何程甲業勇力の者成とも、薄手をも負ずして討洩す事は有間敷也、不慮に怒り心せきてすれば、仕損ずる事も有なり。

一　又云、當座の喧嘩にて討果し、又は下人の慮外抔に付て、打捨るに止めをさゝぬを卑怯と沙汰する共、猥に卑怯と定むべからず、古人の傳に、喧嘩に及び、又は下人を打捨べきと刀を抜に、其者臆して迯走らば、切に不及共可也、必切倒て止を指抔するはしだるき仕方也、後に理非を述ても死人に口なしと云へば、疑を受る事も有べし、さればロを明かして置べし、敵打ならば止をさして、死果た

なきものは、其辭を盡す事を得ず、天罰逃れ難き者なれば、必白狀に及ぶべし、政事の上を盡し白狀に及ず迚、政事の妨にならず、僞を以て欺き、謀を以て其情を得るは、其情を得ても、却て政事の恥也、孔子も、聽訟吾猶人也、必也使無訟乎と宣へり、僞り欺き、謀計を以てする事なくば、聖人の智にては、常人の及ぬ智計も有べけれ共、左はせぬ事故、吾猶人と宣ふなるべし。

一　又云、罪を看るに、三赦三宥の法あり、惣て事を巧みてせし事は、其惡少しとも宥べからず、計らずしてせし過は、大也共赦すべし、能其依て出る所を察すべし。

一　又云、往年御代官、上林又兵衛殿、引負勘定不足あればとて、時の御勘定奉行より、死刑に行はんと申上られしに、上意に、法は重しといへ共、上林又兵衛は、去る慶長五年八月朔日、伏見の城に於て打死したる上林竹庵が末にして、各別成家筋なればとて、死刑を宥められしとかや。

一　又云、士に討者抔申付、迯げ行者に追付ず迚、咎むべからず、足早に迯延びたらんは、是非なき事と云へり。

一　又云、昔は追討命ぜられし事多し、年若にて事に逢ぬ者、手に合ふ爲に試也、太刀付一二の批判あり、譬ば一番に切入、勝負を初たり共、其敵を討濟さずして、其場をくつろげ、二番に渡して退く者は功に非ず、又一番にかゝり、不幸にして討るゝか、深疵を蒙りて、其場に斃るゝ共、一の功名は全く此人にあり、又或は敵と切結びたる所を脇或は後抔より不意に出て切留たり共、是は二の功に

易、切腹の刑多し、今は士に似合ざる刑尤多し、又刄傷に及ぶ事は、今もあれども、昔とは大に異也、昔は士の一分と云事を、一命に替て堅く守りし故、互に打果せし者多し、仍て切腹の刑多し、今は大方利欲、色欲、酒狂、亂心に起て、互に潔く討果す喧嘩はなく、暗打にして、にげ走る類也、依て其刑士の刑に當らず、偖又刑の品は幾段も等級有べし、多からざれば、其刑に當り難し、尤罪の疑しきは輕くする事なれば、等級少し共妨げ有間敷が如くなれども、重き方へ付と、輕き方へ付と、其間は遠ければ、事に仍て相當せざる事有べし、士の刑は其品多からず、組頭より敎戒、表向叱り戒、指控日數長短、閉門逼塞日數長短、役義、役格御免、取上ゲ、生涯蟄居、知行被召放、扶持方賜り領內に差置、減地組下げ、改易、奉公、構の輕重、切腹等なり、下部の刑も等級猶多かるべし、火印、追放より直に死刑に移るが如きは、次第少しと云べし、昔は此間に片耳そぎ、追放、又兩耳そぎ、或は鼻をそぎ、又耳鼻共にそぎ、或は笞罪、杖罪抔も死刑迄の間にあり、偖又追放もの立歸て、惡事するもの多し、都て追放すべき者は、一日二日三日輕重の次第有て、往來繁き巷にさらし、人に面を見知らせて追放せば、容易には立歸る間敷なり。

一　又云、罪人の知れざるを糺とて卜筮者に占て聞、又は牛五を燒て呑する抔の類、世間に有事也、又は欺き僞り、謀を以て問落す類あり、政事の上には用ゆべき事に非ず、正直を以て問糺し、其上白狀せず、猶疑しければ、政事の上に付て、責問道具あり、夫を以て白狀せず迚、政事の恥に非ず、情

の刑を行ふは難からず、大科に至らしめざるを難しとすべし。

一　又云、昔の刑罰の跡を見るに、罪條と刑罰の輕重相應にして、後代の鑒戒、準則となるもの也、後の刑罰の跡を見るに、罪詳ならざる故、刑罰の當否を辨じて、今の準則見合となし難し、是をいかんと案ずるに、罪條を詳に顯はせば其刑重からざれば當らず、刑を輕くせんが爲に、罪條を詳に顯はさゞる、是一つなるべし、又時の政事に預る役人不肖にして、罪條を刑罪の當否の理に昧くして、嘲を掩はんが爲に、罪條を詳にせざる、是又一つ成るべし、賞罰は時の勸懲のみに非ず、後代迄の勸懲且賞罰を行ふ準則也、然るに宜からず風聞抔と云文言に含みて、其事實明かならざれば、後人の戒にもならず、刑罰を行ふ考へ合せにもならずして、刑罰の本旨にあらず、されば大なる罪科なからしむるは上策なり、既に大科に及んでは、相當の刑せずんば有べからず、尤其内にも宥べき道だにあらば其筋を立、一等も二等も、乃至三四等も宥べし、筋なく猥に宥免するは、佛者の平等、慈愛、婦人姑息の愛にして、仁恕とするに足らず、只刑罰なからしむるを至りとすべし。

一　又云、有レ功を賞し、有レ罪を罰するは、勿論の事也、賞罰に厚く心を用んとならば、未だ功有に至らずとも、其志を賞し、未だ罪あらず共、其非を罰する事も有べし、能く如レ此ならば、遺る有レ功なく、幸にして免るゝ有レ罪無るべし、然ば勸懲の驗、などか無るべきや。

一　又云、賞罰の品に依て、風俗の盛衰をも知べし、昔は士の仕置に、追放、刎首抔の刑甚少く、改

の士も、右の趣にて心を配らば、皆賜るべし、是只仁惠恩遇のみに非ず、人材を養ふ一事たるべし、享保年中、有德院殿上意に、鷹野猪狩の事に付て、諸士弓炮射打させ、有功無功を知り試て、金銀衣服を取らすれば、第一旗本の士を懷け、武功我前にて現す事を賞美し、外樣に居るもの、其外も予を見知る事也、殊に兩番の者共歷々にて、予手足も同じ事なれ共、近習へは遠し、紋付衣服抔貰ふ事少く、ヶ樣の時取らすれば、其者骨髓に徹し、難有存べき也、然ば手足にも成べき儀なりとの事なり、又御先代より御番衆、弓馬出精第一の事なれ共、此御代に至り、別て武備の勵み強く、諸御番頭、支配の衆中、吹上御庭にて上覽あり、正月十一日に御祝儀添て、大的十中りの者へは、於二御前一時服一重づゝ拜領也、平日の騎射、度々上覽の上、御褒美黃金三枚被下之、御先手小笠原縫殿助殿指南申付、是亦其度每に時服頂戴なり、當りよき御番衆は、御供弓として、御成先にて鳥を射留れば、御褒美として、時服一重拜領あり、又本所五百羅漢へ被レ爲レ成たる時、的を射させて見せ候得と被二仰出一、御成先の事、弓矢調兼申べきの所、各其心掛厚ければ、其儘に御間に合、射手の面々相揃、的上覽あり、還御の後、御褒美として、黃金三枚づゝ賜りし樣なる事もありしと也。

一　又云、農工商は愚にして、然も法律に疎く、誤て犯す者あり、士人は法律の中に處して知らざるに非ず、小過懲りざれば、必大患をなす、大患をなすに至ては、慈仁を損へ人を失ふ、早く教戒を加て大科に至らしむべからず、小過を知らざるは油斷なり、知て戒ざるは不慈なり、大科に及て、相當

る故、在所國元へ行て、人々も互に無事を賀し、扨褒美の事披露すれば、各別規模有て、墟間もよし、是を圖に當ると云、其圖の後れしは、後日の賞は重しといへ共、圖に當りたる輕き賞にも劣れり、國元へ歸て、人々に對面したる所も、無首尾の樣にて面目なし、是を仕方の下手と云、此餘は準知有べし。

一 又云、治世には、都て士の規模なし、規模なければ士風の勵に怠て、士風次第に衰る、常々心を配り、少しづゝも規模有樣にすべし、治世久しければ、次第に費用相增に付て、勝手向役人は勤功有て、折節賞美をも賜り、各別の昇進も有共、表向役人、幷に番士の如きは、何十年勸ても、各別の勤功も無れば、賞美もなく、賜り物もなし、されば昔は勝手向役人は、日蔭奉公、腰拔役とて、小身の者も表役を望みしに、今は手入賄賂して、手引を以て勝手向役人にならん事を願ふ事になれり、士風衰也、近習の者抔は、納戸拂を賜る類は賞美の類にあらず、日夜側向に仕はるゝものなれば、折節は不時の惠施も有べき事なり、學問ある者は、書を講ぜしめ、作文を命じ、詩歌を賦せしめ、手跡能き者には、寫物抔申付、細工のよきものへは、細工を致させ、弓術能き者は、的の百射、鎗術秀たるものは、終日素突、劍術能する者は素打、力量有ものは、力業申付、步行達者成ものは、日歸り時歸りの道だめしを命じ抔して、其能を顯はし賞を賜ば、賜るべき樣なき者なし、人々能をも勵むべし、外樣夫にても賜るべき能もなきものあれば、棄材なれば其中にて賜らぬも、又一つの敎戒なるべし、

昇平夜話　下篇卷之二

賞罰

天下國家を治るは、徳に有て法律に非ず、賞罰は政の大なるもの也、故に古先聖王の治といへ共、賞罰を用ひざるに非ず、只賞罰を頼まざるのみ、一人を賞して千萬人勸み、一人を罰して千萬人懼るは、賞罰の主意也、徒に一人を好み、一人を惡むにあらず、扨其賞罰は、能其功罪に當るを貴ぶ、若其當を得ざれば、善人も勸ず、不善人も懲さず、其當を得んことを欲せば、賞の疑しきは重くし、罰の疑しきは輕くし、其心善を善とするは長く、惡を惡とするは短くば、賞罰各當を得て、人の勸懲有、能政事を輔くべし、賞罰を行ふには、賞は時を踰ず、罰は時を延し、凡賞罰する所、衆心に從て賞罰すれば、能衆心を得、私情に從て行ば、人望を失ひ、天意に背く、恐るべし。

一　或人云、賞は時を越ずと云は、能其圖に當れば、輕き賞にても、圖迦れたる重き賞よりもきゝめあり、其上、時日程經る間には與へんと思ふ心の替る事有間敷にもあらず、又其人の身の上、如何なる變有べき事も計り難し、されば戰場にては、追て重き賞有べき者へは、當座の輕き褒美取敢ず賜る事也、又今時にて云はゞ、江戸詰中の賞美、詰明き、國元へ行く前方、江戸に於て賜るは、圖に當

を遣はし、粥抔様の物贈けれ共、不食の病とて夫をも辭て受ず、戸をさして人の入らぬ様にせし間、家主日々戸外より病を尋けるに、始はいらへしけるが、後にはいらへも無りし故、近隣の者を召連戸を破り内へ入て見れば、具足櫃に寄り懸り、膝の上に大小を横たへて、すのこの上に菰一枚敷たるに座して終りけり、傍に遺書一通あり、披て見れば、年來家主の恩を忘れぬ由を記し置、寺への遺し者並家主へ宿賃の未だ濟ずして殘りしを、此金にて引とり玉はり候得との遺書に金を添て殘し置けり、扨具足櫃の中には、已の刻斗りにかゞやきける鎧一領、皆具の儘にて、黄金三枚入置けり、大小の仕立も古くこそあれ、皆金拵の儘なり、扨衣服は着せし物のみにて、其外鍋釜等のもの一つもなし、百日にも食物したゝめたる氣色とは見えざりしと云。

昇平夜話下篇卷之一 畢

り掘出されしや、屋敷の井戸より掘出されたるやと、態と尋られければ、和泉侯は挨拶に、左様には無御座候、或浪人の方より五十兩に調候刀を、本阿彌へ遣はし、五拾枚の折紙を取り候に付、掘出しと申候儀に御座候と有ければ、大學侯申されけるは、どの屋敷より掘出されたると存玉に、浪人の手前より、五拾兩に調たる道具、五拾枚に成たるとの事にや、左様の事は、大名抔のせぬ事にて、大名は五拾枚の物は五拾枚にて、百枚のものは百枚に致し調る物にて候、殊に今浪人は月共日共存じ大切に致候ものならん、早々浪人の方へ五拾枚の代金渡し申さる様にと有ければ、則用人方へ浪人を呼寄せ、右の刀の殘金、三百兩餘を渡されしと云へり。

一　又云、朽木土佐侯の物語に、土佐侯の父伊豫侯は、八才の時、（大方大猷院殿御代なるべし、）隣に能有て見物に呼れしに、裏附上下を持ざる故、見物に行得ずと、三萬石餘の大名の總領が八歳迄、裏附上下を持ぬは、草履片々、木履片々の風俗の世なればなりと云々、鼻紙袋と云は昔はなし、小寺勾當と云座頭の仕初たる故、小寺袋とて、世間に流行せしを、いつの間にか兎角懷中せねばならぬ事に成たり、昔は大名も前巾着をさけ、夫に印を入て鼻紙袋は入ぬなり。

一　又云、阿部豐後侯の家にて、物頭を勤めし何某とか云ひし者あり、子細有けるにや、忠秋侯へ暇を取て、江戸八町堀にて、町の裏屋を借りて住居せしが、年を經るに隨ひ貧困して、糧も絕る程に家主見兼て、朝夕の給もの夫々に續けしが、病氣付けるとて、打臥て外へも出ずして居たる故、家主人

せと云、兩人聞て心に不足しけるに、酒も終り三好銀を取出し返しけるに、如水最初よりかしぬる心にてはなし、合力する心なり迚、再三强て返せ共、受取ずして止ぬ、飮食の事には貰ひし鯛をも猥に用ず、然も客の前にて、云まじき事をも思寄らず、扨朋友の爲には、銀百枚も惜むべしとも思はず、是等の事にても其時代の士の風俗儉素質直にて然も義を忘れず、心中潔白なる事を知べし、翁若き時の事を思ふに、其頃迄は年若き人抔は、物の直段の事をば假にも口に云はず、女色の咄を聞ては、赤面する人も有けり、大方は、古戰軍術の事を聞て喜び、君父への奉公、武士の覺悟抔を僉儀せしぞかし、當代若き人の出會を聞に、多くは勝手損物の咄、又は女色、遊興の事を互に語り合て、一座の慰とせざるはなし、此五六十年以前とは、格別の風にこそ成り行ける、又此頃、加賀に靑地釆女と云ひし士あり、其子藏人と云ひし者は、翁が亡友なり、其父釆女が子弟へいひしとて、人と物を替て興ずる事、世にある事なれ共、汝ら必なすべからず、替負て彼に得あるはよし　若替勝て我に得ある時、碁將棊に勝たるとは違、心すみせぬものなりと語る社、心惡く覺しが、當世は人と物を替勝たりと悅び、貴き物を賤く買ては、堀出したる抔云は、商賣の業にして、士たる者のすまじくいふまじき事なりと云へり、又云、藤堂大學頭殿、染井の屋敷へ隱居し、家督和泉殿は、上屋敷に居玉へる所に、浪人より拂刀金子五十兩にて調られ、本阿彌へ見せられければ、金五十枚の折紙付たるに仍て、掘出しせし迚、大きに悅び玉ひける、扨大學侯上屋敷へ參られ、聞ば掘出しを致されたるよし、どの屋敷よ

差斗りにて忍び出立ならば、大方の慮外は咎むべからず、畢竟刀は邪魔に成故、脇差斗りにて出る家中もあり、家來をも召連る人は、家來に持せても可なり、家來をも連ぬ人は、殊に下々見違、慮外もすべければ、自身刀を帶すべし。

一　又云、昔或諸侯、家中の諸士、執事を初め、小性等に至迄、旅行の乘掛布團、凡て木綿を以て製し、色は同色に木賊色を用ゆ、乘掛の馬上にても、刀をさして、布團はりに差事なし、刀脇差の柄に雨覆を掛ず、いか斗りの大雨にても、柄を合羽の內へ入ず、雨を避ず、去に依て其刀劒の仕立、又他家に異也、白鮫を用ひず、壯觀を不好、唯用樞のみを專とし、武の本道を失はずと云へり。

一　又云、土井大炊侯は世上に水野下野守の一子の由申せ共、誠は東照宮神胤なりと、其家にしては申事有に付て、或人土井侯の髭はさながら神君に見まがへ申と云ひしが、實にもよく似させ玉ふ者哉と、一座の古老共申けるが、翌日の出仕に、髭を剃落て登城ありけり、此頃迄はでの頰髭を第一に立ける、台德院殿御髭を置れざる故、土井侯心有て、髭を剃捨られけるを、世上似せ習けり、又其後揉立てと云て、少し斗殘しけるさへ、延寶の始より悉く剃捨けると云へり。

一　又云、朝鮮陣の時、日根野備中守朝鮮へ使に行しが、家貧にして支度なり難ければ、三好新右衞門を以て、黑田如水より銀百枚を借りける、歸朝して後、新右衞門同道して如水の元へ行て、一禮をいひしに、如水對面して、暫く有て人を呼て、先に貰ひし鯛を三枚におろし、其骨を只今吸物にして出

履も取り、提灯も持なり、武士軍中にては、もと草履も松明も持べき事なり、供一ぺんと云様なる悪風俗出來して、古風は皆失せたりと云へり。

一 又云、貳百石取たる士、大阪御陣の御供に、士七八人、馬二疋率せたりと云へり。

一 又云、稲葉丹後守正通侯令尹となられても、猶延寶の歡樂の風流華奢、多くは堂上方、榮耀專也し、就中石垣茶屋の興樂重疊を惡み、急に糺明して暫く徘徊、寄舞の遊興はなりしかども、其後も忍び〳〵に、公卿、殿上人、徘徊の沙汰有けるに、元祿三年には、松平因幡守信興侯上洛して、傳奏に付、公家衆迄申達されけるは、若し殿上人抔怪敷姿にやつされて、賤敷者の伏戸迄、立入まします事、關東へ聞え甚然るべかざる思召候、因幡守罷登りたりとて、毛頭公家門跡方の御遊興を停止仕るにてはなし、月花、茸狩、總て古寺、舊跡、折節の御あるき何か苦しかるべき、但其格式を以て御出ましまず時は、誰か咎め奉るべき、攝家淸花の名家、羽林其外新家の御方、賤敷武臣の樣に出立まします故、編笠抔云ものを召るゝは、冠を戴る御つむりを穢さるゝと申ものなり、向後左樣ならんは吟味に合せ玉ふべし、公家が武家の御裝束にて出行有ば、與力同心は已に均き人を見ては、おのづから無禮も仕べし、此上ながら、御出立の惡く見えさせ玉はんは、御爲然るべからずと申されしとなり、士も又いつも侍と見ゆる樣に出立べし、殺生は武家に於て免じ置るゝ子細有ば、忍び出立に不及、刀をも帶して出べし、脇ざし斗りにて出れば、何者とも知れぬ故、下々慮外する事も有るなり、若又脇

御小性、色純子の袴、縊り股立にて、羅沙の雨羽織、數寄屋足袋、高木履に、下人に長柄の傘さゝせ通りける、其跡より藪三左衞門通りけるに、はだしにて返し股立、木綿羽織に手傘さし、徒の者十二三人、眞黑に連れ通りけるを御覽なされ、御近習に仰られけるは、三左衞門、細川越中守忠興に幼少より仕はれ、萬事見習し故、あの甲斐々々しさを見よ、二千石取て居る身が、はだしにて木綿羽織、手傘にて、徒の者は、鬼の樣成を大勢連れる利發さよ、あれこそ武士なれ、少切米の青柳傳三郎が、縊り股立、數寄屋足袋、高木履、長柄傘さしかけさせて、扨も鈍成仕方かな、人は召仕ふ下人の善惡の仕立にて、主人の賢愚が知れると聞ば、青柳が仕方は我恥辱と仰けるとぞ。

一　又云、紀州の御家士、落合十郎兵衞、大和柿を蓄へ納樣を鍛練し、春に至て八九月の柿の如く、新敷を持參し、仲間桑山次郎右衞門を以て進上せしに、賴宣卿御覽なされ、少しも稱美なし、十郎兵衞門抔は番頭を申付置は、軍用の品々に心を盡し、組子をなづけ、人馬を揃詰て、只今にも急用に立んと心掛け、扨國境へ人數を遣すべき道筋、諸事萬端の心懸けこそ可ㇾ有に、此柿に心を寄せ盡し、我に吳んと精を出す事、何の用ぞ、ヶ樣の事は代官或は庄屋抔の所作なり、我家の番頭をもする者の心懸處違ひたりと散々御叱り、此柹を披露したる桑山も同じ穴の狐なり、嗜めとの御意にて、桑山落合赤面して立けると云へり。

一　又云、仙臺諏訪抔の風俗を聞に、三四萬(百歟)石とる士あれど、譜代の士三四十人持て、士なれども草

られし儘に、良將の意地は格別のものと聞え、感じ奉りしと云へり。

一 又云、大猷院樣御代迄は、諸事手輕く、當番の者の着替抔は、袋に入て殿中持せ、是を番袋と云ひしとあるを、近き頃は廣大に革葛籠を拵ひ、色々の物を入、其上右の葛籠の中へ、提重、酒器を入持運んで、當番所にて人をも饗應し、又は酒宴を極めける媒となりけると云。

一 又云、御小性松平縫殿頭殿、泊り番の始に、御坊主衆、中の口をあちこちと見廻せ共、縫殿頭家來、御番葛籠を持參らず、依て夜に入、奧御坊主來て縫殿頭へ申けるは、未だ御寢道具の葛籠見え不申候、御家來衆の失念か計り難し、いかゞ、六尺衆を御宅へ申遣し候はんや、と云ければ、縫殿頭聞て、いや、拙者は葛籠は取寄せ申さずと被申ければ、御坊主衆答て、夫はいかなる御賢慮に候哉、凡殿中泊り番の內方に、御番葛籠御持せなくては、御夜詰過て寢んとする時、夜具なくては叶難し、輕き我々同心、御小人迄、右の通りに御座候、況や御歷々は、尙更の御事にて御座候と申ければ、縫殿頭聞て、寢道具と申事は、此縫殿頭は、夜寢を安くせぬに仍て、御番の名はあり、何ぞ帶劒解て心易く寢るを番と申べきや、縫殿頭は寢には參らず、只御番にこそ出勤致也、何ぞ寢道具の入り申さんやと申されしとなり。

一 又云、紀州賴宣卿、砂丸馬場にて御馬を召ける時雨降り來、南の御櫓へ御入り、雨の晴間を御待被成ける內、堀の方矢挾より、百間長屋の前の道を通る往來を御見物ありける所に、青柳傳三郎と云

天下に諸侯有故に、是を將軍と仰で、其貴を顯はすなり、若是を去らば、將軍も庶人も異事なし、其無用の飾を云はゞ、束帶、衣冠、襠、上下の類、皆以無とも濟べし、然共、是を以て君臣上下の分定り、人道依て立也、天地の道にも迂遠なる事あり、草木の實も結ばん迚は、先づ花を生じ、無用の手間取りをするなり、同くは初より、實入のよき菓子、五穀を降し玉はゞ、農圃の苦勞なく、水旱の恐もなく、捷徑にして然べく所、いかにして、如斯迂遠なる事をなして人を苦しめ玉ふや、是天地の常道にして、智者も、愚者も、是に違ふ事は成難し、然ば人の道に於ても、產出るより乳味の養を受、夫より初て人と成なり　幼稚の時より、手習、物語、武術を敎ゆる事は、人と成て士道を行はん爲なり、縱ば、秋の收納米を得んとては、春耕し、夏耘時に隨て、手入り怠りなき時は、秋に至て、實入能きが如くなり、是迂遠の事をするは、却て捷徑なる事に、此道理を知らざる哉、然ば士たる者、今日の習弊も曳れざるは、全く義勇の根元を養に有べしと云へり。

一　又云、東照宮甲州へ御入國なされし時、信玄の侍多く召置れ、諸術共に尋問はるゝ事有りしに、武田家には鏃をゆるくして、箆かつぎを高くして、矢疵を蒙るもの肉に鏃留りて、痛む樣に構へるよし、甲州先鋒の內より申由聞し召れ、仰られけるは、信玄家は左こそあらめ、我旗本は左樣の事は致すべからず、侍は義に一命を捨る事なれば、强盜抔とは品替るべし、當座手疵を痛まば、我利運と成べし、强く惡む者にこそ左樣にもすべきが、我旗本は箆中を能詰て、箆より拔ぬ樣に支度すべしと仰

百姓の家々、飯を炊く煙も起らざりし故、民の貧窮を知し召れ、年貢ゆるし玉ふよし、左あれば其節の困窮も推て知べし、然共夫が爲に利欲の民たる事を聞ず、世の人、仁德の御世を稱て、聖代と云、是にて風俗の衰敗は、困窮によらざる事推て知べし、貧は士の常也といへば、勝手不饒は上下共に時に隙有べき事にて、此上にも、君の不饒に依て、奉祿を減ぜらるゝ共、元來君恩の下に人と成もの、誰か是を怨み憤る事あらんや、君と浮沈を倶にせるは臣下たる者の常なり、然に上の不饒に依て、法令も便利の事多、諸士の意地合も、管ら此一事に傾き、上下覺ず便利に走り、名は儉約にて實は便利に轉ず、夫よりしては、高貴の門に出入の御爲者と見ゆれども、實は我身を利せんとの者も少からず、もし今困窮も立歸り、諸士一統に安富の身となる共、此心を以て君に仕へ、此心を以て父母に仕へば、恐らくは實忠を盡し、實孝をするものは有まじ、爰を以て、士風の善惡は、困窮安富に依らざる事彌明かなり、又云、當世は捷徑なる事を專として、士民の風俗抔を論ずるは、迂遠の事に覺、先づ差當りたる困窮を脇にして、無益の事に日を費すは詮なし、たとひ後に能事有ても、今の用を足てこそ、後の事もあれ、今を捨、後の事を計るは、時を知らぬ事なりと云、是又例の利勘より云出したる事にて、世の中の道有事を知らざる說なり、世の中の事、捷徑にて濟事ならば、昔より才智、德量有人、何ぞ迂遠の事をなして、捷徑を選べきや、便利を以て云はゞ、天下の事、將軍家にて事濟は、天下諸侯も無益の者なり、諸國に代官を置、年貢を沙汰せしめば收納も多からん、然共上に天子ましく、

利用を專務とす、又葬送抔は、大禮なる處利勘を第一とし、父母の葬禮にも、用具品式、殊の外に省略し、清淨を用ゆべき處へ、有合の穢物を用、誠を盡すに心なく、見分を調るを第一とす、此心を以て云はゞ、父母存生の奉養を想像れて、歎はしき事なり、葬送抔は、其家の格祿に從ひ相當の式あるに、いかに言云ぬ父母なれば迚、右體の不敬に至るは、淺ましき事ならずや、皆是一ッの利病より引來り、我身に益なき事は、斯の如くに至る、此一事を以て、萬事の風俗推て計らるゝなり、既に中士以上へも、此風押至りたる上は、今一段を越さば、一統の風我身ある事を知て、君ある事を知らざるに至るべきなり、近來の習弊なり、又緣手引を以て、我身に益ある方への役場へ出ん事を願、益なき方の役場へは、其身相應の事にても遁るゝ樣に仕なす、是則、我身有事を知て、君有事を知らざるの基とも云べし、或人云、ヶ樣の風俗に至るは、上の不饒と、下の困窮とによつての事なり、上の財用足り、下の困窮なくば、是等の士風は、自然と移り替り、正敷道に至るべし、士風の衰るは、畢竟困窮に依ての事なり、上よりの法令抔も、是に依て正敷事行はれ難かるべしと云、是も一通りは尤なれ共、困窮に連て、士風も衰へ、法度も行はれざる事ならば、政事只金銀の有無、米穀の多少により、士道も全く貧富に依て、邪正定る事と云べし、周く人の知る處を以て云はゞ、漢土にては堯帝の世に、九年の洪水ありしよし、然ば士民も殊の外に困窮すべけれ共、依て利欲の風俗に成たる事を聞ず、後世迄も、堯の世を聖代と稱せり、吾朝にても、仁德天皇、灘波の高屋に登て眺望し玉へる時、

へ、別家に居る者は、其子殊の外疎遠なるもあり、況や伯叔父姑兄弟等は猶以ての外推て知べし、皆是俗に云身仕廻と云ものにて、只我ある事を知て、父母兄弟有事を知らず如く成行るゝ、此故に頃日迄は、古舊知音と云へし人も、自分の利用に益なき者は遠ざかり、我便利と成べきものには、俄に懇意を結び、其者不幸にして少し衰れば、又是も疎むも有由なり、人情の輕薄、斯の如に至る、恐くは大義の亡ぶべき端共成べきや、此風一統とならば、才德有る人出て、十分の力を用ゆる共容易くは治め難かるべし、此病根を治め去らずしては、縱令一旦は安富の身と成共、三年を待ずして災必至るべし、我輩省戒すべきの第一なり、禮義の如き、衰へざるに似たりといへ共、近來別て勢に付を專用とす、表向へは顯れざれ共、人により手入追從を以て、只其方の緣を求るを、急務とするも有樣に聞ゆ、尤此勤るものは、其利益少なからざる由なれば、俗情の傾く事謂れなきに非ず、權勢ある人に付者は、忠節を奉らんとての事にはなく、我が翼を張らんとての爲也、左樣の人は、自然と人を惧るゝ樣にも見ゆるなり、左樣の心底故、時に臨ては、傍輩の士へも無禮あり、ヶ樣の事萬一相募らば諸士の意地合も益々惡く成べし、古今家中の騷、動もすればヶ樣の事より起る事なれば、心有人は、安からず思ふなり、是又利に依て、義を忘れたる故なり、又一段近來の風俗、中士以下のみに非ず、漸中士已上も、此風推及べるか、凡婚姻を求るは、子孫を續けて、君へ恩德を報じ、先祖の祭禮怠りなくなさん爲の所、其婚家の良否を不選、持參の金銀の多少を考へ、又は權勢家の緣を求め、凡て我身の

は立難きものと云へり、尤當時は其の病根、利に伏し表に發せず、其の證容易には察し難き事なるべし、孰か心を付て、世變の次第默識すべしと云へり、又云、當時專ら費成る事、一朝一夕の事にあらず、此年前既に其兆催せり、其病根何ぞとなれば、一ッの利病より起れり、前々より上下共に困窮といへ共、就中、右の頃より財用を補ふ者は、殊の外に重ぜられ、君への忠節と云ば、只叶一件極る樣になれり、尤家中は困窮に依て、諸士の意地合も、古代と替れる中に、財利の事を益貴み、其事を勤る者は、町人百姓迄も、人々の取用ひ各別にて、時めく事になれり、於是初は眉をひそめ、怪みたる者も何となく了簡を打替、所詮當時は首尾も勝手も、此一事の外良法なしと思ひ付より、士道の嗜も等閑になり、次第に利病行れ、萬端此一方に止る樣に成來れり、勝手の事を利發に取扱、貧窮にも至らざるは、餘程の奉公の樣に云人も有る故、若きものは、彌利勘に走れり、凡利勘の道盛と行はるれば、義理は日を追て變る習にて、適義理らしき事を好む者は、當時に合はざる賢人だて抔と、嘲る族もあり、前には町人百姓の掟書にも、總て義理を厚く守るものあらば、可₂申出₁よし見えたる處、諸士の風俗さへ、ヶ樣成行は、表裏の違とも云べきや、禮式の如きは、未だ全く不₂變₁樣なれ共、是も大法一ぺんにて、禮の實に於ては既に失するか、年始、嘉儀の恒例の勤さへ貧富を考へ、親族にても、當時無用の者の方へは、禮節をも欠なり、但し禮儀共に中士已上の者は、未だ全く衰へざるか、中士已下に於ては甚衰へ、前段の通り成來れり、此病根、尤難治の病なり、中士以下の風俗、親子にてさ

非ず、武にも非ず、巧言令色の族混同せしよし云へり。

再變古老云、强奸柔邪の族、當時各禁戒を示さるゝ上は、諸人善道に趣くべき道理なれ共、世の困窮に依る故は、諸士の風俗以前表向と云規摸に思ひしは、今程賞翫も薄く相成り、日蔭奉公と云ひたる類、頻りに進み、表裏轉變せり、其後人情都て浮薄、輕忽移り行き、禮儀を行樣に見ゆるは、却て追從に入り、義理を倡は辯舌のみにて、共に其實跡を見難し、又管ら廉恥を捨て、名利に走る族も少なからず、剰へ世上困窮を堪へ兼る故、金銀米錢は貴く、武器、兵具の類は賤く相成り、文學と稱するは虛に歸し、古老は無用の老ぼれとて疎ぜられ、兵談は當世の妨なりと笑はるゝ故に、小身の侍は萬事をさし置、身を利するに便り有る事のみ急務と心得るなり、以前は貧乏の士も、町人の金持を賤め、武器の類を愛し、傳來の系圖感狀抔を大切にし、其家々の由緖を譽と心得たる事の由、是は全く名聞の爲にもなし、後來子孫たる者の、きたなき行なき爲の血脉と聞えけり、然るに此の砌より、古態大に變じ、漸辨利を勤る事となれり、若し此巳後、困窮の餘りには、貧乏の士漸く商賣人の利業を羨み、是を專務とする事に成べきや、恐怖すと云、又云、近來亦一段身の爲にするの斗を爲すもの起り、人情益輕薄に趣けり、古語に貧は士の常なりと云へり、譬へ世と共に困窮に及ぶ共、君に仕へ祿を賜はるもの、誰か路頭に飢寒する者有べきや、然に諸士一度利心動て相止ずば、親類古舊と云共、漸に離れ背くに至るべし、面々身仕廻を專にするを、陣中にては野心の相と云て、一大事の時の用に

また歸化せざる故と思はる、乍然此犯罪の趣を以ても、其頃の風俗推て知べしと云へり。

一變古老の物語に、舊來の士風漸に相移り、素氣權力の者は、多く亡びたれ共、人々武家を唱ひ、一介の廉恥を行ひたるも猶少からず、因て家中番頭物頭を初め、諸番士を以て、表向の奉公と云、勝手方の役人を日蔭奉公と云事にて、壯年の者などは、右類の役に選るゝ義は、願はしく思はざる樣に聞えたり、此時分迄は、ヶ樣の人も多かりし故、小身の士迄も常々の參會には、軍談書の廻し讀、古戰類の物語抔するを平生の事と覺也、小兒の遊にも、陣取城攻など云て戰を習はし、戯をなしたるに、其後いつの頃か、權柄家の爲に壯を多く、志を移し、是等士風大に變じ、其後は直事抔を好、少し圭角を顯はすものは、世間に逢兼る故、萬事穩便にするを、專用にする事と成り來る、世風一統おとなしく、珍重なりと云人もあれ共、士道の意地合は、次第に薄くなれるが、義理を立、禮法を正す樣なる事も、少しは角々敷見ゆるもの故、おのづから斟酌せしが、武藝、學問抔も古代よりは好士も多き樣なれ共、何事も穩便の時節には、是も目立いかねと思ひ、適志ある人も見合する樣になり、其餘は何事も皆世間並にて、事足る事也と心得る樣に成り來れり、諸人の勇氣を育はざる故也、以前の表向奉公と云は、漸日蔭に成るべき基と沙汰せり、又古老云、此頃の過失犯罪を聞に、以前とは違ひ、强勇强奸の族は見え兼ね、多くは、博奕　大酒、放逸、淫奔の不行跡のみ見えたり、以前の犯罪は、古態も殘りたるに、柔弱の陰邪變じたるは、歎はしき事なり、此頃より世間にて良士と稱すは、文にも

止る事を得んや、源を塞ぐには、勞せずして能止るべきに非ず、常人は何事も末に目を付て、末に就て理んとする故、事繁多に煩はしくして詮なし、勞して功なき所以なり。

一　又云、或老人云、太平日久しく、人々其の本を忘れたる故にや、風俗次第に衰たり、中にも士道の風俗、尤大に變じたるに仍て、古老の物語、並に近來の世態書記し、潛に同志の人々に傳へ、其の根元を失ず、惡習に陷らざらん事をぞ冀を云、其記に云く、古老の物語に、古代の風は何事不都合成も多し、又過不及も少からざれ共、是は其時代迄の一體かと思はる、戰國の世に遠からざる故に、强武の輩多く、下々には强奸の者も亦多しと聞たり、慶長以前の士風は、古の任俠に似寄たり、强武なる故に權威をも犯し、貴人へも間々無禮體の事も聞えつれ共、追從、賄賂などの過はなし、又戰國陣中の儉素に習、居宅衣類器物抔に、飾を用る心なく、管ら武用に疎きを侍の恥辱の樣に心得居たると聞へたり、仁孝を用ると云程には勿れども、親類古舊の交りも薄からず、葬禮祭禮をも愼みたる樣に聞へたり、勿論右の內にても、不善なる士は、奸邪を行ひ、下々へは奸曲成も多く聞えたれ共、惣て强奸の態にて、柔邪なるは少し、此節若き諸士、學問を好み、勇氣を育はゞ、一段宜敷風俗にも可ㇾ有所、强武一ぺんに墮たるは可ㇾ惜事かと云へり、又古老の物語に、諸士過失犯罪を聞しに、喧嘩、口論、意趣討の族、或は不足を言立、たち去り、妄訴を企る如の類多し、治世の法を以て云はゞ、都て躐等過節たる事にて、尤罪科免し難き事なれば、よきと可ㇾ稱樣はなけれ共、古代の剛氣豪俠なる士風、

一　又云、士は農工商の上に居て、三民を治る位に在は、萬事に達せずんば有べからず、一事一藝に拘りては萬の用に叶はず、但し本を先にし、末を後にし、前後の次第に從て、廣く事を學ぶべし、讀書學問は本を勤るなり、藝術を學ぶは末に達するなり、藝術の中にも、又先後の次第を辨へ、有用無用を選み學ぶべし。

一　又云、文と云、武と云は、其用大に同じからず、但し文武只一德にしては、文德の中に武あり、文なき武は、誠の武に非ず、諸士を教育せん君、宜敷辨玉ふべし。

一　又云、儒教世に行はれざるより、人々義理に疎く、利欲にさとくなる程に、五常の道すたれて、風俗日々に下り行なり、義と利とは相反す、士は義を以て重しとするものなり、義を重ずれば、利は捨ずして不ㇾ叶、戰國の士は、學問して道理を辨る程の暇はなけれ共、士の義理一分と云事を、一命にかけて、大切に守りし故、おのづから、道の大筋目を失はざりしなり、其事跡、今道理を以て論ずれば、十分ならぬ事多けれども、少しも私の爲に計らず、士の義理一分を立るを目當とせし故、潔くして、穢き事なし、今世の士は、書を讀、學問する暇もあれば、粗道理の差別も知れ共、人奢物費て利を貴む故に、士風は從て衰へ行なり、此時に當ては、專ら士魂を育ひ、義を重んずる事を倡ひ勵すべし、さらば、利病はおのづから治すべし、若し當る所の、利病にのみ目を付て、利病を治せんとせば、勞擾叢塵、彌治て彌治らず、是を水を防に譬へば、溢るゝ水を流の末に至て防ぐ如し、能く防ぎ

ひ、寒暖の服を着て、いたきめに合ず、ぬく〳〵と居ながら、業ある人の、うつかりと暮すは、天地の間の穀潰し、手を出さぬ盜に均しからん、何程長生して勤めても、國恩は報じ難し、のたくり廻りて生を終ば。日蔭の蚯蚓も同前なりと記せり、態と又體拙く、雜言交りに書たりと見へたり、其意は取るに足れり。

一　又云、風俗の上より下へ移るは去る事にて、又下より上へも移るなり、今富商大賈の子弟、武人俗吏の惡黨、其外市井無頼の徒、日夜娼家戯場を以て家とし、酒色、博奕を以て事とす、其風上へ移りて、列侯郡主の身にて、竊に娼家の遊を好むあり、士大夫と云はるゝ身にて、競て戯場の風を學ぶもあり、是皆下より上へ移にあらずや、今此流俗を正さんとならば、彌上に立官長を沙汰して、源を澄す事、素よりの事にて、下に在る惡徒搜抉して、下流の泥を浚すべしと云へり。

一　又云、近き武士の風俗の衰弱になるも、人々多くは武道に心掛薄が致す所なり、北地に獨の古き武士ありしが、子弟に教て、汝等既に兩刀を帶て、武士と名乘ぬれば、朝夕武名を汚さじと思べし、叓に一つの口傳あり、汝等門外に出る事あらば、家の閾を跨ぐ時に、氣を付て、二度家に歸らじと覺悟すべし、此覺悟なければ、外にて下慮の事あらん時に、心後れ死んとぞ云へり、其心懸で忘れじとするは何事ぞと云に、武道不足を取らざるを云にやあらむ、簡約にて紛るゝ事なく、心掛に易かるべしと云へり。

れば、下を化すると云事は、成難き事なり、尤久敷弊來る風俗は、急には直り難き事なれば、庸君は速に驗なきに退屈して功を遂ず、ならぬと捨玉ふ故、半途にて廢し、益其功驗を見る事なし、只眞實にあれば倦事なし　倦事無れば、功をなさずと云事なし。

一　又云、或假名書の俗書に、今治世の難有、弓は袋　刀は鞘、具足は土用干ならでは對面もせず、先祖武功の物の具を守り神にして、子孫目出度榮え、連綿として、何の苦勞難儀なく、陣羽織はなく共、羅紗の雨合羽なければならず、夏は琥珀織の單合羽、帶刀も切れ味には構はず、金銀を飾り、作物を賞翫して、高代の品、折紙道具を賞翫し、遊山、觀水斗りを思ひ、後は亂舞、茶の湯、盤上の藝も古めかしく、或は義太夫節、豐後節の、又は長唄の引語り、揚弓、沖釣に樂み、明日は何して遊んと、是のみ苦にして暮す事は、神武以來其例なし、太平弓矢の光輝、文武の德なれば、晏子が云ひし如く、治平の武備を思ひ、先祖の軍事苦戰は、甲冑に蚤虱生じて、星を戴き雪霜を蹈み、汗馬征鞍に安居せず、萬死を出て一生に逢ふ、干飯を喰、水を呑み、拔群の高名、討死せし美名の位牌　知行の冥加を思ふぞ肝要ならめ、兎角治世目出度故に、民俗共に風流を好み、物堅き挾帶の後ろ付野暮らしひとは言語道斷の不屈、元來武士の內心風雅にても、表は田舍めく程にて、少し苦み有て　風流女などに思ひ付れぬが美事なるべし云々、高祿仕官の武士が、戰場御馬先で、潔く討死する忠志は有ながら、今日差當る不奉公しては、如在なけれ共、借金濟さぬと同樣なるべし云々、今治平仁政の稻を喰

立汁の艱苦と思ひ出さる、疊の上にて、飽迄食し、暖に着るも、常と成て、日々月々に、奢侈の風に移り、武事に疎く柔弱に成て、萬物不足に思ひ、日々に利に走り、義に遠ざかり、士風衰たるも自然の勢なり、此時に當て、國君早く心を用ひて、風俗を翻廻し玉はずんば有べからず、賢良の士ありといへ共、祿位を得ざる者の、能維持する所に非ず、國君の任なり、國君厚く心を用ひ玉はゞ、假令天下は沓を冠にする樣に變ずる共、領國中は君の心次第成事なり、但し庸常にして振はざる君の、得て能すべき所にあらず、英君碩補を擧のみ。

一　又云、今世風俗の衰たるは、一國一郡の事に非ず、天下一統の事とて、是を引返すに意なければ、日々に弊風に流るゝ事、下り坂に向て車を走らしむるが如し、一國一城一郡成共領する君は、其領中の士民は寢ず起し、君主の自由にならずと云事なし、陶虞三代民を替ずして他すと云へり、然ば家中の士を初め、領主の民の弊風走るは、領主の罪にして恥べき事ならずや。

一　又云、風俗は大切成ものなり、君主は天下國家の天なれ共、人多き則は尺に勝と云如く、世の風俗は自然にして勝惡し、一旦心を用ひ、敎道を加ゆるといへ共、終には風俗に變れ易し、されば眞實に心を用ひて、倦ざるに非ずしては、其功を遂げる事なし、倦ざれば印なしと云事なし、驗なきは、眞實ならずして、只號令法度を賴て、怠る故なり、下地の風俗調ずしては、善敎良法といへ共、行はれ難し、風俗を正しふせんとならば、先づ人君身を修め、德を修め玉ふべし、人君の身修らず、德なけ

を言ず、身に私を搆へず、心直にして外に飾なく、禮義正しく、作法亂れず、貴きに諂はず、賤を慢ず、約諾を違ず、己が富貴に矜らず、人の患難を見捨ず、甲斐々々しく賴母敷人を誇らず、我を立ず、蔭言云はず、假初にも下樣の賤しき物語、惡言抔詞の端にも出さず、扨恥を知て首を刎らるゝ共、すまじき事はせず、死すべき場をば一足をも引ず、常に義理を重んじ、其心鐵石よりも堅く、溫和慈愛にして、物の哀を知り、人に情け有樣に養ふべし、右の如くにさへあれば、立居振舞無調法にして、口上向抔下手にても、士の瑕に非ず、苦からぬ事なり、當代の士は、差當りこざかしく、立居振舞見苦しからね共、實意なく、貞實なる者をば却て初心なりと嘲り、輕薄無賴の人多し、又一種樣子靜に老成なる人柄と見ゆるも有共、是又拵ものなり、又一種己が役義、或は傍輩の事に付て、苦勞なる事をも、身に引受て精を出すものあれ共、己名利の爲にする故、賴母敷人柄の樣にみゆれ共、元來誠なき者なれば、大事に臨では必時の模樣を見合せ、眞實ならぬものなり、其品色々替ると云ども、皆同類の人なり、一命を捨て、專途の用に立べき者に非ず、大小世敎の害と成ものなり、又世に結構人と稱する者あり、質惡を好むではなけれ共、柔弱にして才智もなく、嚴重にして正敷事を嫌、文武忠孝の勤を太儀がり、酒宴遊興に日を送り、何か用に立ぬ者あり、是はさして惡をなすと思ふ程の事無れ共、風俗に障り、政敎を破るの恐れあり、右の如く成る人に、似ぬ樣に養育すべしと云。

一　又云、太平久しければ戰國血臭き先祖の物語も次第に聞事なく、陣小屋の住居、玄米飯、鹽のかき

り、聚斂して充實するは其道にあらず、儉を守り、費を省は、府庫おのづから充實せずと云事なし、是府庫を充實するの道なり、或人又難て云、理を以て推せば、其罪人君に歸せざる事を得ず、然共大平久しければ天下一統、上下共に奢侈に成來りたる事なれば、君の罪とも歸し難るべしと云、或人の言に、天下一統の風俗なれば詮方なし迚、成行儘に任ずる事なれば、人君も入らず、學者も入らぬ事なり、若し左いふ君有ば、庸常の君にして云に足らず、若し夫英君賢主たらば、天下一統の風はいかにもあれ、封內の風俗維持する事は、何の成り難き所あらん、君子の德は風なり、小人の德は草なり、只英君、碩補なき事を、いかんともする事無のみ。

一　又云、小臣なる侍は、無レ據町用事、自分達する事有共、用事を辨ずる斗りにて、店先へ暫も咄し居るべからず、町人と親しく交れば、第一士風に害あり、第二町人より諸士を輕ず、第三にもし他方の者通り懸りみれば其家風の恥となるなり。

一　又云、士は小臣なる者は勿論、鍬鎌等取事は恥づべき事にあらず、筋骨丈夫に成る益もあり、されば昔は、家來二三人も召仕ふ士も、山へ壹荷伐りの薪取りに、家來も俱に行し事なり、假初にも利德に拘り、商めきたる事、博奕、飲酒、女色、柔弱の類は、聊の事たり共士の恥べき事なり、古、中華にては兵を農に屬せしと云へり。

一　又云、士は常々節義を專嗜み、一言一行も、武士の道に於て、不吟味なる事有べからず、口に僞

貧窮を救は如何せば可ならん、或人是に答て云、斯る事に異策妙術は無き事なり、誰も知りたる事に有事也、宛行を全くし、次には奢を堅く禁ずべし、奢り用ずといへ共、宛行少ければ足らず、宛行餘り有ても奢り用れば又足らず、其上にも又止事を得ざる、吉凶等物入打續き、貧に至るものは、君の府庫を開き救ひ玉べし、是諸士をして貧に至り、士風を失はしめざる法なり、或人是を難じて云、右の如くせば諸士貧に至らず、士風をも失ふ間敷は知れたる事なり、然共、君又國用足らず、府庫空し、何を以て宛行を全し、患難を救はんと、答て云、國用不レ足、君の府庫空しとは、不審成る事なり、昔より領地の減じたるに非ず、然に、昔は足て今不足は何故ぞと思ひ見るべし、昔は萬事質素簡易にして、無用の費は無りし故、一年の入り餘り有て、不時の用にも備置し事なり、今は無益の事に奢り用る故、有が上にも足らず、然ば人君、先づ古代の質素簡易に立歸り、國家の用辨に、家中の宛行を主として、其餘を以て、年中の暮を割合せ、經を越さゞる様になし玉はゞ、昔の通り諸士を育ふ事、成間敷様なし、君の費用足らざるは、昔も今も領地に增減無れば、實に足らざるに非ず、奢用ふる故なり、今君の費用足らざるに、諸士の宛行を全くし、患難を救ひ玉べしと云は、無理なる様に聞ゆれ共、無理なる事に非ず、哀公、年饑て用足らざる故に、いかゞすべきやと有君に問れしに、盍徹乎とし答られしを、參べ考て可なり、人君は諸士を初め、農工商を撫育する任なり、君の府庫空しきは、私好を專として、人民を撫育する心なきが故なり、人君と云べからず、府庫を充實するに道あ

にて、おめず憚らず、賤敷所作をして人の翫となる、薄祿の士のみにあらず、諸侯貴人にも此類多しと聞りと云へり。

一 又云、士は義を主として、利を顧ざるものなり、町人は利を以て業として、義に疎きものなり、義と利とは相反するものにて、義によれば、利を捨ざる事を得ず、利に由れば、義を捨ざる事を得ざるものなり、依て士は百姓には似れ共、町人には似る事勿れと云は、古老の庭訓なり、然に諸士貧窮に至れば、利を貴み、意地合町人の如くなる、士風の大變也、斯成り下ては、町人共より品物は取ても價を遣はす事を得ず、手腰を屈て云叱て延置、又は主人の威光にて押付置もあり、又町家より金銀を借り、當用を辨ずるの爲に、親く相往來して、飲食を倶にし、睦敷語り合類も有て、十分諸士の内兜をも見透、侮り輕んじ、士はみな斯の如きものと心得、諸士へ對し、不敬不禮有とも、咎る事も成らず、適々士道を守る者も是を咎れば、手荒なる仕方、おとなしからずのと云樣に成て、自然と風俗を亂るゝなり、是は元來町人の咎に非ず、諸士貧乏になり、士風衰へ、義を失ひ、利に走るより然らしむる所なり、貧乏に至ては、諸士の罪なりと云へ共、半知宛行を取る家中抔は、諸士の罪と斗り云難し、人君士風の盛衰に心を用ひ玉はゞ、宛行を全くし、其上に嚴に驕奢を禁じ、義氣を取立玉べし、大方は久敷太平に安じ、常在戰場の庭訓を忘れ、無益の費用日々に多く成故、貧乏に至るなるべし、諸士の宛行を全くし、嚴に奢を禁ぜば、貧乏して士風を失ふには至る間敷なり、或人問て云、諸士の

て、今は鯨尺にて八九寸に及べり、綿を眞として褥の如し、男の肩衣と云もの、昔は麻の幅、鯨尺の八寸斗なりしに、貞享、元祿の頃より幅一尺に及べり、寛永の頃迄は、婦女細き麻繩にて髮を束ね、其上を黑き緒にて卷しに、其繩を止て、紙にて結ぶ、凡男女の髮形は、我等が見及びてより以來も、幾か替りしならん、今は昔の形も殘らず、昔の婦人は髮多く、長を丈ヶに餘る抔と云て譽たりしに、近き頃は髮少く、短きをよしとする風俗に成て、髮多き女は髻の內を、或はきり、又は剃て少くす、此風俗は、京の婦女より移り來れり、此事に限らず、都て男女の風俗、詞遣ひ、物の名迄、近き頃は京に似たる事多し、江戶の婦女、外に出るに、昔は氣儘迚、黑き絹にて頭面を包み、目斗り顯しけるが、其後綿にて頭面を包みしは、我二十餘り寳永の頃迄然なりき、今は小き綿を頭上に戴きたるのみにて、面をば打さらし、晴やかなる顏にて道を行さま、おもはゆげにも見えず、男は面を顯はすべきもの成に、此頃は編笠の肩の上迄掛るを冠るは、珍らしからず、冑の如くなる帽子を冠て、面を隱すもあり、常の頭巾に、覆面の如く成ものを作り付て、目斗りを顯はして、道を行もあり、昔の女の如し、人目を忍ぶ者の多く成たるにや、又此頃の男に小袖の裏を紅にし、或は紅の肌着を袖口長にして、腕を纒斗りにひらしめかす者多く見ゆ、女は却て縹の裏、白き裏抔を着るなり、是等は男女所を替と云べし、又昔は三絃を鳴し、淨瑠理を語る事は、只市井の賤き者のみなりし、夫さへ大方人に隱して、忍び〳〵に習ひしなり、今は士君子もよき樂を知らず、管ら淨瑠理、三絃を好み、晴やか成所

夫、世祿に浴し、大平なる儘に、艱き事を知らねば、安寧のみ懷て其鴆毒成事を曉らず、驕奢淫佚、爰に至るも怪に足らずと云へり。

一 又云、此世の治れる事、久敷に依て、上より下迄心ゆるみて、管ら歡樂のみを營む故に、古き事は面白からず成て、新敷ことをのみ珍らしともてはやす程に、人の詞、身の樣より始て、衣服 器物、家作迄昔に替りぬれば、まして人間種々の儀式、遊宴の樂抔、新しき事共年々に出來て 舊き事は何となく廢れ果たり 大方舊き事にはよき事多く、新ら敷事には能事少し 風俗の移り替事、目の前に歷然たり、倩百年此方の風俗を思ひ方ふるに、餘所の事をば置て、江戸の人の風俗は、殊に昔に替りたれ、吾親き者の中に、慶長、元和の頃生れたるもの、男にも女にも有て、寛永の頃、年の盛にて經たりと云に、男は冬革の打かけ、革の袴を着服し、女は紫の革の襪子をはくを、能きけはいとせりと云、其襪子が、我幼き時迄殘てありしなり、婦女の帶は金襴を美麗の限とし、黑地に梅櫻松を所々に織付て 是を鉢の木の帶と名付て珍重しけり、廣さ僅に鯨尺の一寸斗り、紙を眞として綿など入る事なし、四月より八月迄、婦女の禮服に、錦にて廣さ鯨尺の八分斗成を、後に結て垂るゝを付帶と云、今の付帶は、昔の常の帶よりも廣し、是等は我が面り見たる事にて詐りならず、凡て男女の衣服、昔は極て質素なりき、男子も女子も、十四五歲迄は、長き袖を着たるに、昔は鯨尺の一尺七八寸を極とせしに、貞享の頃より、二尺斗りになりぬと見ゆ、婦女の帶も、貞享、元祿の頃より、漸く廣く成

變じ、世話に云襟元に付様ならば、士とするに足らずと云へり。

一 又云、世の治る事久きに寄て、人皆佚樂を好み、近頃は有祿の士より上つ方國郡の主迄、殊の外貧困にして、凡商侶(估カ)を頼み、内外の事を營む故に、位有人も商賣を效ふ故、商侶は依て士大夫をも輕んじ侮る、是も昔に變れる風俗の一也。

一 又云、世擧て驕奢を貴びぬれば、其費用過分なるに付て、己が諸欲を快するに、金銀なければ叶難き程に、押なべて、金銀を貪り求めざるはなし、依て天下の金銀、常有力の人の爲めに兼併せられて、おのづから流行も流れるなり、夫に金銀は世を經て減じ、米穀は減じなし、年を追て生ずるものなれば、金銀は日に貴く、米穀は日に賤し、食祿の士は、賤敷米穀を以て、貴き金銀に易る程に、家賃彌足らず、然るに限ある金銀を以て限りなき驕を極め、當用の金銀を以て、無用の物に費しぬる故に、金銀は日に虛耗して、民間に周く流行せず、其本元風俗の驕奢より起て、一朝一夕の事に非ず、されど此六七十年以前迄は、世間今よりも猶繁華なりしか、素より驕侈を好俗も有ながら儉素を尊む人も多く有き、夫をいかんと云ひしに、其頃は先代の古老、數多國に殘りしが、何れも其祖父若かりし時より、晝夜草野に起臥して、汗馬野戰に暇なければ、花奢風流の事は夢にも知らず、其子孫も家風に習て、云はゞ今云田舍風なりしか共、おのづから文なくして質に餘り、假にも虛ならずして、實に厚し、甲斐々々敷、賴母敷、然もまめやかに情ありし、いつしかヶ様の人も失せ果て、在朝の士大

は重きは死刑もあれ共、切腹などはなく、刎首縛り首抔にて、士の刑に非ず、死刑一等免さるゝ者より、大小刀を押へ、追放等の刑なり、皆士の刑に非ず、或は邪欲、私計、酒色不義の事共なり、昔は禁を犯し、刑に處せらるゝも、大方は血氣の强みに過ての事か、又は恥を忍ず堅く士の一分を守る類にて、一隅に片寄たるものなれ共、其心は、かたましくきたなき事なし、士の刑少く、士に似合ず、刑多く成たるにて、士風の衰を見るに足れり、只刑罰のみに非ず、褒美も又然り、文武忠孝の賞は輕く、聚斂利勘の賞は重し、士風を古風に返さんと思ひ玉ふ君は、是等の事にも心を付玉べきかと云へり。

一 又云、昔は田舍城下に、芝居、歌舞伎など年中一度も、神社祭禮抔の節、見せもの歌舞伎の類、一七日も免されし事も有と聞えたり、然に近年は祭禮又は神社奉加抔の譯もなく、何と云差別もなしに年中度々あやつり、歌舞伎の類あり、其類を聞に、所の賑に成り、商賣物も有て、所の爲に成るもの願にて、免さるゝ事と見えたり、其中に拘るものと、物商ふ者の爲斗りにて、畢竟は地所の衰微と成り、家中並町鄉中、無用の金錢を遣ひ、且又風俗の障となる、其害大なり、無益の人多く入込、地所の米穀も費、金銀も外より入り來るよりは、他方へ出る事多し、家中よりも忍で見物に出、町鄉中の者も無益の金銀を費し、大に風俗を害す、他方の惡者も寄集て騷々敷、益ある事は一つもなし、夫に拘る者、所繁昌抔と云立るも、實は我爲斗りなり、嚴禁もすべし。

一 又云、盛衰榮枯は世の常なり、夫に依て志を替ぬは是又士の常なり、若時の模樣に就て、覺悟を

一　又云、衰弊の風俗を正さんとならば、大小諸士の中士節を守、利路に走らず、孝悌、忠信、禮義、廉恥の中に於て、一德有者、及び學問、武藝心掛厚き者、撰の上に城中へ呼集め、士風嗜宜敷旨賞譽あり、其中にも拔群の者へは、拜領物をも申付、一統へ吸物又は料理を賜り、彌士行勵むべき旨命ぜられば、人々心の向ふ所も定り、士風の勵み成べし、右撰の次第は、組々目付、番頭、組頭より得と吟味を遂げ申達すべし、扨又翌年に至り、尙又前年の如く評議有て、去年御賞を蒙りたる人別の外にも追々相增べし、又去年人別の內、評議の上脫するも有べし、年々右の如く進退せられば、風俗を維持する一端にも成べし、又遊獵等にて、獲物多有時など、不時に右の面々を呼出し、川魚又は何にても吸物等を申付、酒賜り、目見をも申付られば、各別一統の勵にもなるべし、右撰人別の中、其身應分の役を追々命ぜられば、諸役人の風儀も一變すべし、扨又有志の士も、或は父母長煩、家內不幸打續、或は火災、又は水難等にて、貧乏に迫り、今日父母妻子を養ひ兼る節は、おのづから禮節をも欠き、操行も保兼べし、ヶ樣の類は兼て命じ置れ、其支配の者心付、救ひ玉はらば、風俗の助けと成べしといへり。

一　又云、諸士の刑罰昔と替りたるを見て士風の替るを知べし、昔は義理を重じ士の一分と云事を堅く守りし故、動もすれば討果せし事多し、又腕立をし犯禁暴行の刑に處せらるゝ事有しか共、却て穢き事なし、されば遠慮、差扣、閉門、改易、放し討、切腹等の刑多くして、士に似合ずと云咎め少し、今

なしと云へり、惡き風俗を移し安く、善するは雅樂の功也、善風俗を移し易て、惡くするは淫樂の力なり、雅樂にて風俗を能するは、其驗迂遠く、淫樂にて風俗を惡くするは、其效はやし、されば縱ひ雅樂世に行れても、淫樂を禁ぜざれば、雅樂廢れ易し、孔子の鄭聲を放てと宣ひしは此故なり、今の世には、雅樂絕てなくして、淫聲のみ盛なる故に、士民の風俗年を追て惡く成り下る事、走る馬の險數坂を下るが如し、貞享より元祿の初迄の風俗を思ひ出して、今の人の形勢をみれば、衣冠せる人の側にて、赤裸の人を見るが如し、五十年の間に、かく斗り變化するはいか成事ぞや、全是淫樂の爲所也、三絃、淨瑠理は、素より淫聲にて、百年以來の物なれ共、貞享の頃迄は、三味線も今の如く煩手に非ず、淨瑠理も皆、昔物語にて、詞優しかりしに、其後此藝に上手數多出來て、我劣らじと競程に、樣々の妙曲を作り出して、人の耳を悅ばしむ、淨瑠理も、俗に近き、鄙俚、猥褻なる事を語る程に、今に至ては、詞極て賤敷、淫聲彌增りて少しも心有人は、聞に忍び難く耳を掩ふ、是を面白く思ひて樂む、淺間敷世の風俗なり、昔なきヶ樣のものゝ出來たるは、誠に國家の大なる病なり、除ずんば有べからず、たとひ速に禁止せずとも、三絃、淨瑠理をば、非人の所作に定て、座敷に上らぬものとせば、士君子は自ら是を習はざるべし、是風俗を正しくする一つの道なり、胡弓といふものは、三絃の類なれども、其業殊に賤敷もの成る故にや、好むもの少く、盲目法師、非人の所作にて止ぬれば、風俗を敗る程の事は無と云へり。

多かりき、淫聲と云ながら、忠臣、孝子、義士、節女の事を聞ては感じ合へり、元祿の頃より、稍益々俗に近く成て、淫魔の聲多し、寶永の頃、京都の淨瑠理師、江戸へ至て、鄙俚猥褻なる淨瑠理を唱しより、江戸の人是を面白事と思ひ興じけるに、享保の初に、又難波の淨瑠理師來て、彼方なる俗調を弘めし程に、江戸の人彌々是を好みて、江戸の古き淨瑠理を捨て、管に京難波の淨瑠理を習ふ、賤き者のみに非ず、士大夫諸侯迄も、是を好て、一節を學ぶ人有、爰に至て昔物語を捨て、只今の世の賤き者の、淫奔せし事を語る、其詞、鄙俚猥褻なる事云斗りなし、士大夫の聞べき事に非ず、親子兄弟並居たる所にては、面を背け耳掩ふべき事なり、去れば此淨瑠理盛に行はれてより以來、江戸の男女淫奔する者數を知らず、元文の頃に至ては、士大夫の族は云に及ず、貴子官人の中にも、人の女に通じ、或は妻を盜れ、親族の中にて姦通する類、いくらと云數を知らず、是正敷淫樂の禍なり、淫聲の至極、人の心を傷る事、是に過る者なし、凡俗樂のあらゆる樂器の中に、三絃程の淫聲なし、古の鄭聲はいか成聲にてか有けん、孔子の鄭聲を放ちてと宣ひしは、雅樂を妨げ、風俗を傷る故なり　世に雅樂有ても、鄭衞の淫聲を禁ぜられずば、雅樂行はれ難し、今の世は雅樂絕て無して、淫樂のみ盛に行はるれば、風儀も衰敗する事、甚速かなり、樂器に鄭衞の音は亂世の音也、桑間濮上の音は、亡國の音なりと云へるは、淫樂に世を亂り、國を亡す道理あることを云へるなり、今の世の妓樂、三味線、淨瑠理は、古の鄭衞濮上の淫聲にも過なんとぞ思ふ、孝經に、風を移し、俗を易るは、樂より能きは

滌を穢し、勿體なく、不忠不孝、士風の害、是より大なるはなし、戒むべし。

一 又云、往年或公家にて奥方久しく氣欝の病氣にて種々醫療を用ひらるといへ共快からず、醫師抔打寄り、相談に及び、三絃など聞玉ふも、保養の一事ならんとて、其由奥方へ申達ければ、奥方も望なきに非れども、制禁の家法なれば、指付願玉ふ事も成り難く、醫師抔の斯云よしを、君主へ宣ひけれ共、昔より制禁、奥方初め家中一統の家法なれば成難し、乍然病氣養生は別段の事也とて、家中一統呼出し、君主出座、直意を以て一統へ仰けるは、奥方久々病氣に付、今度保養の爲醫師相談の上、三絃宥免の願あり、然共各承知の通り、前々より制禁の事なれば奥方斗りへ宥免も成難し、仍て各々へ相談申聞候は、養生の儀不苦候はゞ、奥方斗りへ指宥し、家中は只今迄の通り禁じ置度候、如何存候哉との尋也、時々御保養の爲とならば、一統願はしく存る所なり、御家中は只今迄の通り、御制禁の旨奉畏候と答しかば、奥方斗り一時指免けるとぞ、總ての事皆斯有度事なり。

一 又云、今の世淫樂多き中に、絲竹の類には三絃、謠物の類には淨瑠理に過る淫聲なし、三絃は琉球國の樂器を、慶長の頃とやらん、此國に傳しと云、此聲僅に發すれば、俄に人の淫心を引起て、放僻邪侈に至らしむ、其害云斗なし、士君子の假にも聞べき物にあらず、淨瑠理と云も、三絃と同じ頃に始れりと聞ゆ、三絃の聲是に能く叶ふ故に、淨瑠理に必ず三絃を合せて、世俗の上なき翫となれり、然に寬文、延寶の頃迄の淨瑠理は、昔物語を演ぜし故に、詞やさしく綴りなして、哀れに可笑敷事も

諸士、隣伍の法あらば、人々親み厚く、風俗正敷成べし、尤其法を嚴にし、一伍中は內外の隔なく、睦み相親み、疾病死喪患難には、親戚の如く互に相救ひ、若又不善の行あらば、隣伍の中より敎訓を加へ、若敎訓に從はずんば伍長に告げ、伍長の敎訓をも不ㇾ用ば番頭へ告げ、其上は組頭へ告ぐべし、如此ならば、士風おのづから正しかるべしと云へり。

一　又云、或侯家の掟に、家中の士常々寄合、料理一汁一菜鹽梅の取合、よし惡はさのみ挨拶にも及ぶ間敷事なり、士の寄合遊は互に親みを求め、思はくを述べ、異見をも聞て語り慰む爲斗り、馳走と云は、亭主の禮義の調て、懇に饗應することそ云べき、當時の馳走とて、料理に入念座上の物好き抔に心を盡し、隙を費して、何の爲ぞやとの事也とぞ。

一　又云、當時武士の參會を見るに文會にも非ず、武事を講ずるにも非ず、三民の上に立て、格祿ある身分に不ㇾ似合ㇾ誠に小人細民の寄合の如く、飮酒を貪り、騷々敷調子にて、遊所抔へ打寄たる體とも云べし、亭主へも失禮の事也、剩へ自ら淨瑠理、三味線、踊抔するも有と見えたり、淨瑠理三絃は甚賤敷ものにて、百年も以前には、武士は耳にも入ず、輕き者も夫を家業とし世を渡る者の外には、手にも取らざる事なりし由なり、落穗集にも其事あり、其の時分とても、武士の寄合に慰の無にもあらず、或は弓馬、又は軍談會、年若の者は盤持、腕押、臑押の力だめし抔樣の事なしと聞ゆ、糾々たる武夫の會合に、淨瑠理、三味線抔玩ぶべき事にあらず、斯る賤敷婬聲を玩ぶは、志を蕩し、業に荒み、其上格

祖の子孫へ語り聞するも、古代、戰場血嗅き物語は、いつしか失て、中頃驕侈甚敷所を以て昔を慕ひ、今の不自由を恨む樣なる事を、語り聞す事になれり、今の世を昔の世に比せば、極樂世界にて、別に願望の有まじき事成を、中頃の物語を聞ては、士の世に生れ、物不足不自由と斗思ふ故、奢侈の風彌生ず、困窮益甚し、倩當時の形勢を察するも、大任重職、民の倶に樂く見る所にて、民の師表たるべき者といへ共、極樂を專とし、大酒色欲に溺れ、容悅者を近付、拙き世上の噂咄聞て、氣の詰る物語を嫌ひ、猥に諸方へ俳徊して、酒肉を貪り恥とせず、夫より已下の諸役人も、自分々々の威を振ひ、筋なき音物を受け、町人百姓も猥に出入を申付、公事訴訟の取持をし、手入り賄賂を受ては贔屓しぬれば、我勝に手入を第一として、公事訴訟益なし、偖又諸役人我劣らじと、奉行頭人へ、容悅音物を以て付込み、自分々々の首尾を調る故、器量才智なけれども、自然と時の羽ぶり能く、其下へ立ものは我意を振ひ、情なくあしらへば、下成もの諂て其人に得られん事を計り、各手前々々の首尾を調んと謀る事なり、斯の如く小人世に行れ、自然と古法舊例も破れ、上に立たる役人へは推て言云事なく、臆病にして下の苦み有事をも云兼て、其場其席の風をのみ考へ、當座の首尾を繕ふのみなり、政事に預る表向役人も、次第に勤向繁くなれ共、加增褒美の沙汰はなく、勝手向諸役人は加增褒美を初、各別の立身多き故、意地合穢く成て、勝手向役人を美み望む事になれり。

一　又云、戰國には卒伍の法有て進退を倶にし、守防力を合せ互に助け救合事なり、治世にも城下の

し、世に用らるゝ事と成たる也、其才智發明と稱せらるゝ人を見るに、元來文盲なれば、皆世事に惡利く、紙燭、はゝき、小刀細工と云類なり、就中、繁華の都會は尤甚とす、片田舍には流石に古風殘て、取るべき所もあれ共、夫も次第に風俗移替て、見るに足らず、古老の談に、大阪落城の後、治世に成ても、其時分の諸侯方は、皆艱難を備になめ玉ひし君なれば、治に亂を忘れず、奢を戒め、武用を専備へ玉ひしかば、諸士の衣食住、共に甚質素の事にて、無用の奢なく、百石の士は、百五十石乃至三百石の軍役も、勤る程の事にて、只武士道を磨き、義を重じ、軍用金迄も、分限より多く貯へたりしとなり、是皆君恩を重じ、萬一の時君恩を報ずべきとの心掛なり、賴母敷風俗と云べし、然るに元祿の頃より、遍く天下奢侈に移り、其頃より、諸士の家作、衣服、食物も奢に成りしとなり、然共元祿の末迄は、大阪落城より七十餘年の事なれば、夫迄は質素成りしかば、諸士年中の暮方、皆餘分有て、居所分限に過、衣服美麗に飾り、食膳美味を用ひても、年來質素にして、貯有りし故、忽に困窮にも及ず、尤其頃は、諸士の知行半知宛行と云事なく、皆本知宛行也、其後彌驕侈の風止ず、國用乏敷なり、諸士、半知宛行と云事初りしか共、奢りには移り易く、質素に復り難き習にて、費用は多く、宛行は減じぬれば、是より年中の暮方、宛行にて不足し、利勘卑劣を以て、賢き利こきにて廻しの様になり、士風大きに降り、君臣の恩儀も薄く成て、只身搆手前勝手を專とすれば、大節に望て、後ろ足を蹈まじきもあらず、困窮に隨ひ、虛言、不義、不信の者多く成て、古代の風は絕てなし、父

時晝夜の運行又是に從ふ、皆是古今二つなくして、共に長久のものなり、古の天地日月は、今の天地日月なり、今の四時晝夜は、是古の四時晝夜なり、千萬歳以前も斯の如く、千萬歳以後も斯の如くして限りなく、長久なるの道理は他なし、能其初に復するが故なり、天下國家の治亂、常變は、其君の德に寄る事なり、治世にも長短あり、彼祈願の能及ぶ所にあらず、此故に明主賢君の世を治め政を施し給ふは、必天地運行の理效、祖宗の政道を本とし、創業の法制に從ひ玉ひて時勢の爲に推移さるゝ事なし、年代を經て後、風俗に弊あらん事を恐れ、豫め其備を設け、復初の道を失はざらしむ、是每年々々中冬に一陽來復して、翌年の運を起すが如し、されば治世長久にて然も亦安泰なり、若し時俗にひかれ、復初の道に怠り有時は、家を破り、國を失ひ、天下を亡すに至る事必然にして、和漢古今此理違ふ事なし、古秦の世には、古を是とし今を非とするものを惡て、天下を亡し、我朝の生駒家は、古は古、今は今と云凶諺を用ひて、十七萬石の家を失はれたると也。

一　又云、代々の家の子たる者は貴賤高下共に、爭か重恩を忘却する者有んや、誰迚も君の大節に及ばゞ、一命を惜む者は有まじ、必ず學者のみ此義理を辨ふるに非ず、藝者のみ用立べきにも非ず、皆々譜代の重恩には、一命を擲べき心得なれ共、嘆べきは大平久敷、何となく適天下の武備次第に衰へ、士風益々降り、上驕り、下慢にして、質素簡易の風は絕て、華美繁多に變じ、昔は昔、今は今と云風俗に成り、聖人の大道は、一通りの掟と定め、迂遠なる事まで心得、只利勘卑劣を以て才智發明と稱

一　又云、治世の士は、大小身共に身の飾、外聞を事とし、家居等をも奇麗にするに付ては、似合の家財抔も取調ひ、其身をはじめ、妻子等に至迄、見形を能くしたきとの分別なり、物入の費も多く、知行所より取納めたる物斗りにては、中々事不足に付ては、借金買掛りなども多くするなり、亂世の武士は、治世の武士とは大きに違ひ、第一家居等も小屋がけ同様に致し、家根迚も當分雨さへ洩らねばと云ふ如く致し、下敷はぬこだへり取り抔も用ひ申樣に候得ば、客を招き、振舞等をする事もなきに付、諸道具のほしき心掛もなく、其身の衣類をはじめ、妻子に至る迄、或は布子、綿服の外には着し不申、其身軍陣に立てば、鹽のかき立汁を吸、玄米を飯に炊き給べ習を以て、世間華美、安穩なる時の朝夕迚も、料理すべきや、食好をする事もなく、具足下にも成るべきなど云、馬の一疋もあり、症根らしき若黨かつぎの連人もほしきと云所存の外には、何の望もなく、無益なる物入とては、一切不仕を以て、譬ひ知行所の收納物減少しても、左のみ難儀にも存ぜず如くにて有りしとなり、我等年若き頃迄は武家の下々には、杵の當りたる斗りの、下白モッソウ飯に、ぬか味噌汁を添てたべさせ申如くありしは、戰場に於て、玄米飯を鹽汁にて給べ付たる癖故の事なり。

一　又云、世上の人、尊となく卑きとなく、天下國家の長久を願はぬは無れ共、多くは其長久を得るの道を勉ず、適其志有といへ共、時俗の效に引れて、遂に其道を勉ず、斯有て日々神佛に願ふといへ共、爭でか長久を得る事あらんや、歎しき事なり、凡世の長久なるもの、天地日月に勝るはなし、四

り、兎角人の才器の出來ぬは、古今の差別にてはなく、上より下の遣ひ様のよしとあしきとに有る成べし。

一　又云、大身の者にも、若年の時は少し學問武藝に志有るにあれど、家督を取り、又は幼年にて家督取たるものは、何ぞ役義にても命ぜらるれば、最早武藝抔はせぬ事の様に心得、適にするものあれば、おとなげなく、何ぞ賤敷事抔する様に思ふ事、ならはしの様に成れり、又學問は役儀に暇なきとてせず、大身に文盲無能多き所以なり、人君の世話なくば、此弊は改る間敷なり。

一　又云、農、工、商は家業疎ければ貧乏して飢餲に及ぶ事面り成故、大方は勤め勵みて怠るものなし、士は俸祿有て何もせね共、飢餲の恐れ無ければ、一生家業に疎くしても、徒に過る人有、其害甚だ大也、三民の上に在て、三民に敬しむるものは、學問して道を知り己を終るより、三民を治べきの才器有て、國家の治を輔くべきが爲なり、然るを士たる道を失ひて、廉恥の心なく、利欲に耽り、安佚を好むは、士とするに足らず、女の裁縫に拙きと、僧の佛經を讀得ぬは、世人是を謗り嘲る事を知れ共、士の文道に暗く、武道に疎きをば、怪む心薄きは何ぞや。

一　又云、士は義理を專とすべし、義理に曉きものは利欲に疎く、利欲に曉きものは、義理に疎し、士は利を好ず、潔からしめんが爲にこそ、君より俸祿を賜るなれ、然るを恒の產有身にて、恒の產なき者の如く利欲に耽るは、見る目もうたてく、聞耳も厭はじと云へり。

く臆病なる人、四には狂言綺語を以て、人に笑はるゝを面白しとする人。

一　又云、物每に愼みなく、がさつにして利口ヶ間敷顏色を繕ふ者は、士の意地なき印なり、恥辱を恥辱とも思はずして、相手の强き則は、左り右へやりはづし、面目を欠ても顏色を押拭、其人の後へ立廻りて男立をし、女童の如き弱者に向ては、强みの力立をし、町人抔に向ては、眼を怒らし、刀のそりを返し、或は人を切らぬ空拔をし、樣々がさつ成る姿をする事、武士の本意なき故なり、自分の臆病なるに引效へて、上への强を以て、人を恐れしむべき心得と見えたり、又物每に愼み深く、假初にも前後左右を氣遣ひ、人に向ては慇懃を盡し、萬端堪忍强く見ゆるは、士の意地有故なり、斯の如く成ものは、肉を寸分に割れて、骨を微塵に碎くるといへ共、志を變ぜぬものなり。

一　又云、諸士大臣といへど、主家の程合にて違ひあれ共、凡其家にて大臣と云ものは、無學無能多し、中士已下、小身の士には、達人良士多し、何故ぞと云に、當時諸家大方は、半知前後の宛行とみゆれ共、元來大身成る故、半知宛行にても、諸事自由にて、安樂に育故、難儀の勤に堪兼て、文武藝能に身を委ねてするに堪へざると、又大馬鹿にさへ無れば、知行相應の役に仕はるゝとの故なり、如斯なれば、學問、武藝、骨を折てするは損と心得てせざるなり、馬鹿者にはなくとも、無學無能の者は、今日の取廻し、差働は相應にても、知行相應の所へは用ひられずば、誰か才器を勵まざるべき、只祿の高下を以て人を遣へば、無學無能の者多くなる、才器を以て遣へば、才器有人多く成は必然な

至る、若し術有て、上下富饒の身と成共、風俗は次第に頽敗に及び、たとひ巨萬の金銀有とも、其頽敗を補ふ益にはならずと云へり。

一 又云、凡人の諸惡、大小に依ず改れば世に云訣あり、舊惡は疵にてなし、只改めても云訣の立難き事二つあり、士の死すべき場をはづしたると、盜したると、此二つは一度其事有ては、一生の疵と成て、其人永く捨るなり、然ば士の家に生るゝ人には男女共に幼少より、節義の事を常に云聞せて、忘れさすまじき事也と云へり。

一 又云、節義は時變に依て顯る、平居無事の時にて云はゞ、廉潔耿介の士を貴ぶべし、官職に任ずれば、必成績を致し、事變に逢ば必律義を顯ず、常變共に國家の用に立者也と云へり。

一 又云、靜に爰に衰世の變を見るに、男子とだに云へば、襁袍の內より振袖と云ものを着せざれば、袖留の祝儀と云も名のみなり、具足の着初めなど云事は、高貴の方などは各別、夫より已下にては、せぬ事の樣に心得、小兒の軍事の遊はいつしか止て、碁、將棊、双六と替り、軍談ものゝ會は、小歌、淨瑠理の會と成、武藝の稽古は三絃、踊の稽古と成と云へり、是を以て其他は準じ知べし。

一 又云、一條兼良公の說に、よき人を云はゞ、一には正直廉潔にして極直なる人、二には奉公の忠節を致し私を顧ざる人、三には弓馬の道に達して心勇みある人、四には和漢才藝有人、又よからぬ人を云はゞ、一には胡亂猛惡にして慾に耽る人、二には不奉公にして人の非を擧る人、三には武藝に拙

少く、心底頼母しからず、骨ヶ間敷ことの用には、立まじと見ゆる者多し、士の古風は田舍に殘れり、夫さへ今は昔に較れば、殊の外に違たる事なり、され共田舍には古風殘りて、立居、振舞、口上向抔は下手なれ共、頼母敷所あり、筋骨丈夫にして、物の用にも立べきと見ゆるもの多し、大都會の人は、田舍士を笑ふ事なれ共、士の古風は今も田舍にはあり、大都會には少し。

一　又云、古人云、過て苦しからぬは武具、指出て苦しからぬは一番鎗、後れてくるしからぬは殿りと云へり、斯る古諺も次第に聞事稀になれり。

一　又云、君の爲に深く忠を思ひ、節に當て一命を奉るべしと思ふ士は媚諂事をせず、折に觸ては耳に逆ふ諫言を奉るものなり、ヶ樣のものは君も惡きとは思ひ玉はね共、何としても氣遣なる者故疎ぜられ、君の心に叶ふ樣に媚諂ふ者は、惡きとは知り玉ひながら心置れず、氣に入ものなり、賢者と合口なる者は賢君也、愚人と合口なれば愚成君なり。

一　又云、理を執て屈せずば直臣なり、威に恐れて旨に從ふ者は佞臣なり、上向へ追從輕薄するもの擧用らるれば、直臣は志を失ふ、動もすれば咎に逢て、志の立ざる者は、皆當世にあふれ風俗になるなり、されば今の士には、色々の風儀なく一樣なり、昔は面々の生れ付たる風儀にて、生涯押通したる故に色々の風儀有て、種々に用立所ありしなり、古今の替りを知て治むべしと云へり。

一　又云、治平久敷の變を見るに、一變每に利路に走り卑劣亡儀のみ行はれ、士風の風俗を取失ふに

らず、物際の立たるもの故に、其本形を常に忘れず、武士の魂を定めよとの譬也、素袍麻上下の折目高なるも、此意なるべしと云へり。

一　又云、婚姻は配りを選む事第一なり、其婦の徳性年齢、及び兩家の祿相當を選事勿論也、只財を貪り、不相當を娶る事、嚴制有べし、古も婚姻に財を選事は、夷狄の道のよし云へり、恥べきことなり、且又財を貪る風俗に付ては、貧家の子供年長じても、縁談取組も成難し、涯嫁せずして終るもあり、是も畢竟財を貪るの弊也、嚴に是を禁じ、且媒約役人を立て、怨女曠夫無らしめ玉ふべし、古先聖王の政斯の如し。

一　又云、家中風俗の善惡は、全く諸士、大小上下の分格正敷と混亂とに依事也、面々格式を正しく守れば、自然と禮義に叶ひ、家中の風俗も宜敷成なり。

一　又云、年若の者、及び重職の者、平日無益の遊を好ば甚隙を費し、文武の修行役義の心配り、大成妨となり、且又家中習はしと成て害あり、禁ずべし、古人云、習俗移〻人如〻油〻漬〻麵如「□と云へり、恐るべし。

一　又云、武士の詞遣は、尤正しかるべし、遊所下賤の者の詞を遣て恥る事而已ならず、是を知らぬを却て田舍者なりと罵るとも、心を動すべからず、妻女固く遊び者の風俗を學ばしむべからず。

一　又云、京、大阪、江戸等をはじめ、繁華なる大都會の士は座配口上向抔は美事なれ共、文勝て質

一　又云、士は人に恥を與へず、我も亦後を取らじとする事尤也、恥取らじと思ふ時は譽は其中に有べし。

一　又云、武士道は弱氣を見さして、嗜み慮外せざる様に守るべし、慮外と云事は武士の强みにせざる事也、或は詞を惡く遣ひ、下馬もせず、萬事に無禮なるは、臆病成事必定なり。

一　又云、かさつは臆病の花、短氣は未練の想、氣遣は分別のいろは、堪忍は忠孝のはじめ、心掛は手柄の基といへり。

一　又云、刀の棟打は非常を戒なれば、士に當るものに非ず、當られゝば堪忍ならぬ事也。

一　又云、武形にして士魂なきものと、追從輕薄なる侍を禁ずべし。

一　又云、士は詞を違じと嗜事肝要也、故に卒爾に物云事なく、深く前後と左右を考へ、胃に納り、掌に握りたる儀ならざれば、詞には出さずとへり。

一　又云、士は總て飾を好ず、流行風に移らず、うは氣ならず、古風めきたるがよしと云へり。

一　又云、武士は平生武士の本形を忘れぬを第一と心得べし、武士の本形とは、甲冑を着て太刀をはぎ、弓矢を携たる形を云、公家、武家、農工商、各其本形あり、凡甲冑はかど〳〵敷ものなれ共、甲冑にて人を敗る事なし、武士の柔弱なるをよしとはせざれども、左らばとて猥に腕立、大言抔を吐て口論を求め、無禮緩怠なるは、よき武士とは云はれず、甲冑は、總體の仕立、切目、折目有て放埒な

武士の角を立る者をば、昔風、偏屈者、田舍育、放れなし抔と云て笑ふは嘆しき事なり。

一　又云、士は何時誰が見ても、士と見ゆる樣に嗜べし、假初の物語にも、武篇の議は皆人吟味するものなれば、過言有べからず、たとひ實成共、他の緩を語るべからず、殊に己が恐るゝ儘に、他の武篇を聞て、斯成まじ、又は何某には負まじ抔とは云べからず。

一　又云、心易き人なり共、殿中出會席抔にて妄に雜談すべからず、尤喧嘩口論抔深く愼むべし、武士の交る道は拳、扇などにて人を打事士の法にはなし、腰にある刀、脇ざしを忘れて、或は扇又は拳抔にて打返したるは、尙以て士には非ず、朋友の口論は早く中を和ぐべし、人中の戲、高言は、人そはいの臆病者と云。

一　又云、家中の士風は、主人の外聞に懸る事なれば、大小共に平日怠りなく愼むべき事なり、傍輩の沙汰して、他國へ響すべからず、其家中不吟味に聞えて、他の侮を受る也、是誠に主人の恥のみに非ず、遺恨の根なり、愼むべし。

一　又云、若侍抔は入らざる儀を以て口論をし、詞を違迚犬死する事多し、侍の付合は假初にも我儘の氣色して、口論すべからず、僅成儀也共爭ひ、詞に勢ひをなす時は、是非の分ちなく意地を出し、我言分を立んとする事あり、我心にては後には非なりと思ふ事にても、初め勢ひ強く言出しては、時の首尾に依り、跡にて和ぎ難き事多しと云へり。

或は醉狂をなし、又は小唄三絃座上に取りはやす族もあり、是等は一つとして、侍の作法になき事なり、士の交は禮法正しく、一言申し出す事も、跡先をよく蹈へ、多くは古書の穿鑿、義理の物語抔を好み、假初にもそけたる體をせぬを本意とす。

一　又云、當代士の風俗、質朴素直の氣味少く、外聞他見を飾り身を寛に持なし、我同列又は下輩の者に對しては、一入高位に取繕、町人百姓は手の下の罪人の如く取扱ふ族あり、士は分限より身を引下げて、諸事無造作に繕、飾なきこそ本意なれと云へり。

一　又云、武士は勇を內に含て外に著さゞる事本意なり、今の俗は和愛ある人は柔弱に、勇敢の人は麁暴なり、又云、日和見を滅金士と云といへり、予友に潔白なる士あり、具足に當世小札と云名を憎て是を用ひず、直にして潔き士なり。

一　又云、白痴者の會合は、人を謗り、我を誇り、米錢の沙汰、好色の戯論、博奕大酒、小歌三絃、高聲多言にして、踊り狂ふ事、偏に奴僕に等し、豈士の作法ならんや、士の出會は禮法正しく、年來久しく交る友なりとも、詞を賤敷すべからず、詞を賤しくし禮法を亂すより諸事の過失爭も出るなり、假初の咄にも、前後の勘辨し、忠孝の沙汰、文武の吟味、或は古書に載せたる歷代治亂興亡、斯る事は義に當るか當らざるか抔と談ずべし、武士は文武の外の藝は拙くても苦しからず。

一　又云、前帶丸腰にして、近隣など徘徊するを、丸き人柄なりとて譽め、近隣にても大小刀を帶て

て刄を付、餘り早からず又詰り過ぬ樣にすべし、拔身にて指は、以前の男伊達抔云ものゝ、何か思案もなく、血氣に委せ人に誇り、鬪爭を招くに似たり、良士のせぬ事なり、又用心深く鞘に堅く結で指は只身構斗りして、逃げ足の早きものに譬へたり、又磨たる斗りにて刄を付ず、なま切なるは、決斷鈍き潔よからざる者に似たりと云へり。

一 又云、世に刀をためし、鎧をためす者有といへ共、心をためし身をためすものを聞ずと云へり、蓋天下の患は、士太夫恥なきより大なるはなし、人にしかざる事を恥る事なければ、百の君子有と云へ共、又是をいかん共すべき樣なし、恥を知らざれば利を見るのみ、他有事を知らず、錐刀の末盡く是を爭ふに至れば、人を殺して其身を謀ると雖なすべし、何の至らざる所あらん、初は人是を笑ふ、暫くすれば人是を惑ふ久して天下相爭て是に效ふ、是を非とする事を知らず、士風壞れ是に至らば、國其國たる事を得んや、古人云ることあり、禮儀廉恥謂₂是四維₁、四維不₂張國非₁其有₁也。

一 又云、古人云、治世には定て治世の煩あり、其故いかんとなれば天下の武士治世賴を致し、安樂の恩に住し、帶劒を脫て、枕を泰山の安に置を以て、自然と武備に怠り、武士の本意を取り失ふ樣に成行ものなり、三民の長たる、武士の士たる道々違に於ては、天下に相從ふ三民の輩抔も、其作法違ずして不₂可₁叶、是を治世の煩といふと云へり。

一 又云、當時士の寄合、禮儀正しからず、詼もなき事共聲高に笑ひ罵り、又は人の噂、好色咄し、

かれぬる、夫も猶器物等の變るは小にして見易く害少し、人心の變るは其害大にして見られ難し、武士の心を以て金石と譬るは猶足りとすべからず、金は火を以て鑠すべく、石は槌を以て打砕くべし、只武士の心は然らず、火に入ても水に入ても、身はしゝびしほに成ても、心を變ぜざるは武士の心也、時の流行に移るは、柔弱若輩の心にして武士の心に非ず、又云、武士の心は譬ば農民には似る共、工商に似ぬ様に養ふべしと云へり、只今時の農民は、昔の工商よりも其心穢く甚しかるべし。

一　又云、士の大小刀をさす事は、昔に替らざれ共、只指物にのみ心得、鎗は持する物と斗り心得て、其用を知らざるもの多し、古人は柄鞘ははげたり共、刄は白く骨の切るゝをよしとせしに、今は上の拵は光て目立を好み、身は切るゝ切ざるの吟味薄く、甚敷は鏽朽たるを恥る事なし、是に付て物語あり、天正の頃眞田安房守昌幸浪人の砌、大小の柄を木綿の打糸にて卷たり、或人是を笑ふ、安房守云く、縦上に錦を着たり共、頑愚ば用に立まじ、此魂を見すべきなりと、兩刀共に相州正宗にてぞ有ける、世人其木綿の紐を呼で眞田打と云といへり。

一　又云、士は常々の心得、刀脇差の如く成べし、其訣は兩刀共に能磨て、其上に刄を付置は、横道者を切る時の爲の事なり、され共、常には鞘に納ざれば指れず、人を切るものなればとて、抜身にてさせば、却て我身に過ちあり、又過なき様にとて、鞘に堅く結び、抜ぬ様にすれば、腐り付て用に立ず、指ぬも同じ事なり、夫を武士と云べきや、又能磨ても刄を付ねばなま切にて用に立ず、所詮能磨

を盡すべき所と思ひ、鎗を構、追手の近付を待けるに、間遠より其方儀主人より暇玉るよし申渡しければ、適れ一働と思ひ込みたる勇氣急に撓み、力も落、腰も立ぬ樣に有りし、主人に離れては力を失ふ事なれば、各も主人に離れぬ樣にせられよと云ひしを、聞居たりし門人の咄せしを聞し事なり。

一　又云、昔は普請などするに日傭を雇ふ事なし、公儀の御普請にも御旗本の家來を出して、日傭召遣はるゝ事なし、大名は足輕仲間幷家中の家來を普請に遣ふ、扨家中皆手前の若黨中間に普請取次をさせ、親類知人よりも家來を貸て普請をさする故物入もなし、古諺に城普請に侍はコマイをかき、足輕はモッコを持と云傳たり、質素なるも深切に賴母敷も想像れたり、又以前は若黨の切米二兩斗り、中間の分は三分壹兩、半下は一二分也しに、今は若黨三四兩を易き切米とす、中間二兩二三分三兩其上も取り、半下は二兩其餘も取る事に成たり、當時に至ては武家の輩其外の諸色も次第に高直になり人馬を身の上相應に持事ならぬ樣に成たり、元來軍役と云は譜代の家來を身の上相應に持事なりと云へり。

一　又云、只今武家の下人出替り者斗りを召仕ふ故自然と家來の愛憐なし、一年限なる故其心互に路人を見るが如し、何にても六ヶ敷事あれば請人を呼寄せ隙を遣はせば我身に懸る事なしと了簡す、奉公人も江戸中は皆主人なりと了簡す、斯の如くなる風俗心根となる故自然と下より上へ移り、其主人も上へ忠を盡す事なく、次第になく成は習しの移る所なりと云。

一　又云、川は替るの略語なれば、飛鳥川の淵瀨忽に替るは去る事なれど、替る間敷ものゝ替るは打驚

林深田の畔傳迄も物毎に能心得、手足健になくては軍の所作はならぬ事なり。

一　又云、我等若年の頃迄は（四五十年以前）人々の晴なる事をば御陣御上洛と云事常の言にて、士の第一晴場とし、御陣御上洛の御供は何時も差問はなき樣に備置べき事と人々心得たりしが、いつしか今の人は御陣御上洛など云ものなし、又江戸表の諸小屋をば陣屋と唱しが、夫も今は小屋或は長屋と唱て陣屋と云は稀なり、以前は陣屋と唱たる故陣小屋住居の意を失ず、萬質素に榮耀ヶ間敷事なし、衣服食物夫に準じて奢ヶ間敷事無りし故、今の樣に費多からずして濟しを、今は在所より江戸詰する人、外樣向抔一入身代不相應の借金する者多き事になれり、陣小屋住居の意を不ㇾ失は、左程借金多くはせず共濟べき事なり。

一　又云、昔の士は草鞋馬の沓作る事は知らぬを恥とし、鬢髮艶なく立居無骨なるを恥とせず、今は古人の恥たる事を恥とせず、恥ざることを恥る世となれり、余も是を以て準知べし。

一　又云、昔は欠落逐電の類を其儘にさし置を主人の恥辱として追掛け討取り、又は其品輕きは追掛の士を遣はし、暇取らする段申渡す事なり、去に依て昔は追掛討者など命ぜられて、遲滯なく翔出すべき用意常々怠りなく心掛し事なり、其用意とて人々打違袋に米と錢とを入、草鞋を綰付、不斷居間に掛置し事なり、寛文の頃迄は斯の如くなりしと云、去る諸侯の鎗術者子細有て立退しに、追手來るべきかと其心得して立退けるに、果して侍壹人追掛來り、遠方より呼懸ければ、爰こそ日頃修練の術

一 山田おあんと云ひし婦人の物語を書留し者に、おれが親父は知行三百石取て居られたり、其時分は軍が多くて、何もかも不自由な事でおぢやつた、用意は面々貯はあれ共、朝夕雜炊を給ておぢやつた、おれが兄様折々山へ鐵砲打に參られた、朝菜飯を炊て晝飯に持れた、其の時に我等も貰て給ておぢやつた故、兄様をさへ〳〵進て鐵砲打に行と有ば嬉しくてならなんだ、扨衣類もなく、おれが十三の時手作りに花染の帷子一ッあり、外にはなし、一ッ帷子を十七の年迄着たに、脛が出て難儀に有た、責て臑の隱れる程の帷子一ッほしやと思た、此様に昔は物毎不自由な事でおぢやつた、又晝飯抔喰と云事は夢にもない事、夜に入り夜食と云事も無つた、今時の若い衆は衣類の物好きに心を盡し、金を費し、喰物は色々の好事のめさると云べしとなり。

一 又云、寛文の頃迄は飯の炊様、草鞋、足中、馬の沓の作り様、繩節を結事を武士の知らで叶はず、嗜と云て知りたる武士多かりしを、今は武士殊の外なまけたれば不審に思も理りなり、其頃迄大小に皮柄皮下ヶ緒多かりしは、戰場を經たる武士の物好也、具足の毛引は軍中にて切易く見苦敷もの也、重鎧を急敷仕立、喉輪、脇引、腰簔、腰當に色々の小道具を取り付、或は具足下着迚小手袖抔に仕立、或は陣鎌陣鉈抔とて柄を尋常に拵る類、皆太平の時疊の上の玩好と知るべし、馬の鞍も古は鞍坪廣く前輪高く、唐鞍に似たるも騎戰に宜敷故なり、又馬鎧と云物近年廢りたるも騎戰の廢りたる故なり、總て武士は本土の上に所作をするものなれば、長途をも只獨りかけ歩き獨はみをする心懸肝要なり、山川藪

あやつり、輕業、角力、諸寺院の開帳など、他方より折々來るも所の賑に成、金銀通用にも宜敷様なれ共、詰る所は其所の米穀も減じ、金銭も他方へ出る事入るよりも多し、加之ず人々無益の見物事食物抔に費をなし、家中の諸士若輩の面々又は妻子抔にて見物に、或は芝居役者の風俗詞遣なども自ら移る弊あり、禁ずべき事なり。

一　又云、昔は武士軍立諸用意斗りを宗とし、家居共に榮耀ヶ間敷民は好まざるに付、自ら身の上摺切事なし、我人共に先づは今日は命恙なしと云へ共、明日にも戰場に於て討死を遂ぐべきも計り難しと、世間をはかなく思ふを以て、來年の暮に至り相違なく返濟致べし抔と云如くなる證文を調、判形などを致て人の物を借り候様なる事は大なる恥辱に存るを以て、自ら身の上相應の暮を仕り、其上に用金の少々づゝも腰を放さぬ様にせしなり、治世の武士は高も賤も太平の御代を頼みに致し、心もゆるみ榮耀の望も出來、身上不相應なる暮をするに付ては主人よりの恩給斗りにても事足らざる故に、人の物を借り調へ今日の間を合せ、其金銀には利足を添て返濟するを以て跡かれとなり、段々と借金も嵩み後は跡へも先へも參らず如くなる、大摺切と成事也、又云、何程靜謐安泰の御代たりといへ共、武士の生立、本は貴賤上下を嫌ず、常在戰場と云文字を常に心頭に挾で身の榮耀を好ず、質素を宗とし、多も少きも主人より玉はる所の恩給を以て渡世仕べくとさへ覺悟を極るに於ては、さのみ手前も摺切べき様もなかりしと云へり。

結に水を付て結たる也、伽羅の油と云ものは用ひざりし、男の髮結も大形手前よりにせしなり、五十年斗り前迄は手前よりにせしもありしが今は絶てなし、されば其頃は伽羅の油元結商ふ者城下町に一軒も無りしとぞ、其頃の百姓は藁にて髮を結しに、今は奥山の者迄髮をみがく事に成りしかば、商ふ者も多く成りしも理也、又婦人の髮の樣子も大に替れり、以前はたぶさ押とて鯨のひれにて作れるもの有て、たぶさの垂下らぬ樣にたぶさの下へ指入たり、今はたぶさと云もの少し斗りにて垂下る氣遣なき故、此物を用ゆる事なし、昔なきびん張と云者出來て、びんを横へ張出す事昔よりは大造になれり、たぶさを出さぬは元結の垢付ぬ爲に始りし事にや、夫のみならず衣服の襟を殊の外後へ着下げて、襟に垢付べき氣遣は見へず、風俗の移り替る事五六十年には小變あり、百年には大變有と云、實にも也。

一　又云、以前は菓子類も田舍向城下町には干菓子少々有迄にて、餅菓子類は無りし故、佛事其外珍客饗應にも豆煎、せん餅、串柿、屋敷の樹果抔にて事濟たり、今は餅菓子も色々結構成あり、近年は唐菓子も種々結構成も有事になりし故、豆煎煎餅にては麁末の樣にて自然と能き菓子を用ゆる事に成れり、茶抔も往年は阿部茶抔は田舍になかりし故、所に有合麁茶にて事濟たりしが、近年は種々の名茶數多有ば、麁茶にては濟ぬ事に成りし、豆腐抔にも種々風流の豆腐出來たり、萬の器物調度も右に準て結構成物、餘勢の奢道具多くなれり、是は萬事自由能く繁華は能事の樣にて惡き事なり、古老云、惣じて其所に昔より有來らぬ物の出來るは、其所衰微の基なれば領主地頭より禁ずる事なり、又芝居、

人の方へ行にきせるたばこ入を持歩行く事なし、夫故たばこ盆にきせるたばこ入を付置し也、其後たばこは強き弱きの好みも有ば、たばこは持參するもの有しか共、きせる持行者は無りしなり、今は諸侯方始皆人きせる煙草入は持參する事に成て、たばこ盆に付たる煙草入はから物也、是等は風俗の替と云程の事にあらねども、何事も近道の便利よりの事なるべし。

一　又云、昔は子供の遊びは竹弓的又は軍馬抔也、我等も十四五歳迄は軍事も日々の遊とし、或は竹弓を提て的射に他丁へもありきしなり、たばこは前髮の有内は似合ぬ事と心得たりし、髮はくりびんと云ものにて、びん押と云紐を以てくりたるびんを押へ、其紐を兩手に持て居る事なり、動もすれば油斷してくりたる鬢引て惡く成て戒められし事也、衣服は皆振袖也、前髮有内は襠着事稀にして大方白衣也、但し振舞祝儀抔に行時は襠をも上下をも着たる也、我等若年の頃迄は皆遊び過て若輩なりし、今は早くおとなしやかに成て軍事抔の遊は稀也、往來も襠着て見知らぬ者にも目禮して通る也、今は盤上の遊び又は魚鳥の殺生抔を遊びとし、おとなしく能き樣なれ共早くひずかしく成て宜からず、女子の櫛笄も今樣には非ず、或五十石斗取る士男女の子供多くありしが、女子には鯨のひれにて笄を手細工に作り、銘々かたみに與ふ、かたみとて與へし笄なれば、外向晴の時に用ひよとの事成べし、今より六七十年以前の事成に、今日より思ば有りし事の樣に思はれず事なり、質素の風想像るべし。

一　又云、昔はびん水入と云もの家毎にあり、嫁入道具にして必持參する物なり、其頃は男女共に髮

と云ものを被り、紫の染革足袋をはきてありきしに、七十年斗り以來はかつぎ被りたる女中は見掛ず、輕き者の女房子娘迄も乘物に乘らずしては叶はぬ如くなりし也、右女乘物の事に付、我等老父儀杉浦內藏允殿へ心易く有しが、或日の朝用事有て早天に見舞ける所に、玄關の上の間にて何事やらん杉浦殿高吟を出さるゝに付、不審に存じ其間へ參り、是は早朝より何事を仰候哉と云ければ、杉浦殿答に、其元にも兼て被存通り我等は朝起致候に付、每朝玄關より座敷迄を見廻る所に、夜前我等が家來婚儀整候其女の乘來る乘物有之に付、其者を初め家來共を呼出し祝儀を述申聞する事に候、權現樣三州に御座なされたる節、我等祖父は知行五百石被下御奉公申上たる節、妻を呼迎る則、譜代の家來に負せ木と云物を持せ遣し、女房にはかつぎ被らせ、件の負せ木に腰をかけさせ、後に負せて呼迎たりとなり、然るに我等抔の家來の身として女房を迎候迚、滅金の星金物抔打たる乘物に乘せて呼迎る樣なる、うつけたる事有べきや、去に依て件の乘物は女の親元へ返すか、又は近所の町人へ遣はし拂物にするとも致すべし、我等の屋敷の內に迚は置せる事不ニ相成一、若又乘物に乘らずして叶はざる旨女房共申に於ては親元へ返す樣、又は夫婦連にて我方を出し候共、其段は勝手次第に致せと申事に候と被レ申しと云へり。

一　又云、延壽院玄期は古道三の世嗣とて、盛に療治流行、方々招請す、其時は乘物といふ物なくて、大なる朱傘を差懸けさせ、高木履にて杖を突何方へも步行す、人々羨事もありしと云。

一　又云、昔は貸傘とて、急に雨降り出したる時人に貸すべき傘を用意し置しと云、厚き風俗也、又

り、貴賤一統にして公家と地下との差別立ざれば、男の歯を染る事禁ぜらる、然時は發せずして歯の痛と成に依て、月代を剃る事となれり、又一説に鎌倉時代は髮を拔しや、信長公の時に剃刀初ると云、堂上方の元服と云は眉を剃り玉ふなり、本朝上代の姿は今堂上方に止る事と云。

按に、拔と云は額の事成べし、剃刀は眉剃(マユタレ)とて神功皇后に初るとあり、眉剃は貴人の眉を剃る具にて小さし、夫を信長公の時に大きにして、今剃刀成べしと云り。

一　又云、小歌、三味線、踊の類は昔は賤敷ものにして、あかれる(マヽ)人は習を恥けるに、今は武家の子女も女子の一藝と心得て知らざるを恥とす、凡子女は深閨に生立養はるゝ事成に、今は武家の子女も踊子様の所作の如く成事をなして男子の會席へ連りて人に興ぜられ、自らも酒呑み興じて恥かしき色もなし、左なきをば人前へ出馴ずとて却て笑ひ謗らるゝ程に、笑はるゝ人も初の程は賤しき事にて、武家の子女の爲べき事に非ずと思へど、折々左様の人に出合、見馴聞馴ぬれば、初の様には思はれざる者也、其上人にも進れば、自ら夫に移て初の心に立歸る事なし、武士の子女斯る業をなして人に興ぜらるゝは何事ぞや、男子には三味線淨瑠理語て、人の慰ものと成てありく殊に多し、冠婚等の祝儀の座、果は踊にあらずしては祝儀も整はざる樣に成て、老若男女打交り、謠踊し事恰も狂人の如くの體にして見目も淺間しと云へり。

一　又云、昔は下女二三人も召連、若黨、挾箱持抔連る如く成、歴々の妻女と見ゆる女中も㡡のかつぎ

一　又云、五六十年以前は伽羅の油付る事なし、元結は手前にてより、或は主人の下りを用ひ、刻みたばこ世間になく、三四十年以前は同心の家に疊敷たるなし、又上下着事なし、今は疊も敷、唐紙も立、家居も身上よければ與力とさのみ替りなし、御入國初の頃は武家の若黨の襠着事なし、絹以上着事なし、今も尾張には古風殘て、家中の若黨木綿布子に大小斗りなりと云へり。

一　又云、伽羅の油は正保慶安の頃、京室町髭の久吉賣初む、其後に三條の市宇賀、繩手の五十嵐是を製す、江戸にては芝の大好庵脊虫喜右衛門抔初なり、其以前は油に白檀丁子等を浸て匂油と稱す、後れ髮を付るは玄及草(サチガツラ)を以てす、又鬢付とて唐蠟を煉て付る人もたま〳〵にあり、其後は唐蠟に限る事とせしに、頃年漆の實の蠟を晒て是を用ると云へり。

一　又云、七十年斗り以前には江戸町中に足袋屋、香具屋、油元結店抔は一軒も見當らず、伽羅の油の事七十年以前迄は、前髮立の兒小姓は各別、其外上下共年若き男の油抔塗付るはなまぬるき事にせしとかや、其時代には揉上げの額鬢とて流行り、尤侍の中にも有りしか共、先徒士、若黨、小者、中間の類に數多ありしが、其輩は蠟燭の流水を油にてときゆるめ、松脂抔を加て伽羅の油と號け用ひしとなり、其飾も伽羅の油入用なれば、菜種屋へ申遣はし結たる事なり、元結と云も以前はなき事にて、上下共に手前々々にてより用ひしとなり。

一　又云、月代を剃事は鎌倉北條執權の頃に始まる相傳に泰時の頃其昔は本朝の尊卑皆惣髮にして鐵漿を付た

酒の一つも過さるゝ事も有、其醉紛れには不養生も繁く成て、元來手薄く生れ付玉ふ方々は云に及ず、譬實生に生付玉ふ人たり共、婬酒の二つに長じては、かゝらぬ病身とも成て短命にも成なり、爰を以て女樂の發興するをば孔子も疾み玉へり、我等抔の弱年の頃迄は諸侯方の奧方にて、表より御入りとて鈴の音聞ゆれば、年寄女中共差圖致し、生付も能く若き女中を部屋々々へ追入、旦那の目通りへ出す所、いつの頃より初りたる事やらん、諸侯方の御息女御婚禮の節、供附にて相越す女中の内にも件の踊子三味線彈の類を集て供致させ、婚儀相濟五三日も過れば年寄女中共取はやし、件の踊子を以て踊を始め座興を催に付、若き諸侯には是に賢る慰はなしと心得らるゝより事起り、奧入り斗りを好み玉ふを夫婦の中も能き抔と云合は、誠の女心と云ものにて、畢竟大切なる主人へ毒飼と同樣の事なり、皆以三四十年以來の初り事にて、我等若き時分には聞及ばざる事也と云へり、上に效ふ下なれば諸士の風俗の替り來れるも是を以て知るべし。

一　又云、吾邦も昔は中華の如く僧尼の外に髮剃る事無りしに、いつの頃よりか武士の內に月代とて頂の髮を剃り、後は鬢を剃り落し、額に角を立、頭髮をも半過て頂の邊迄剃り落し、髻をば指の太さにし、其餘を切捨て鶴の尾抔の如くなり、武家も昔は烏帽子直垂を着したりしに、今は夫も止みぬれば、只月代をさらして少の髮を後に束たるさま、昔の大わらはにも非ず、何と名を付ん樣もなしと云へり、但し是等は天下一統の風なれば獨り古風にも成難き事なれ共、世の移り替りし狀を知るべし。

味噌もなければ塩汁をすゝり、勿論茶などもなく、野陣の時は云に不ㇾ及、營陣屋の中に在とても、屋根は雨さへ洩ねばと云迄に、脇は笹垣一重を圍ひ、下にあん敷一枚を布、臥具とてもなければ寒陣抔の節は肌も凍て夜の目も合ず、夏陣の節は終夜ら蚋蚊にさゝれ、時としては具足を着ながら夜も明し、取替もなき命を塵芥の如く思ひなし、家を離れて妻子を忘れ、軍旅に月日を送り、辛勞するはいか斗りの事成べきと、勘辨尤なりと云へり、治世の士是等の事を忘れざる樣に教導有べきなり。

一 又云、寛文の初迄は小手袖裾短く、動もすれば茶筌髮を好みける風俗大に改り、異相なるも自ら止にけると云へり。

一 又云、我等抔の若年の頃迄はおどり子と云者、譬いか程高給を以て召抱へしとても、江戸の町中に一人もなし、三味線と云物は盲目の女より外には彈者なし、稀に目明き女の三味線を習し覺たる者在ば、世に珍敷事の樣に云へり、去に依て其節諸侯方の瞽女と名付たる盲女を二人も三人も抱置き慰事抔と云節は、三味線を鳴し小歌樣の物をも謠ひ座興を催たり、當時は野にも山にも踊り子三味線引時花りの樣に成たり、元祿年中以來にも有べきや、惣て女の子供を踊子に仕立るには親々の造作も掛る事なれば、五百石千石の知行を取、武士を目當にする事にてはなし、責て五七千石より萬石已上の郡主、偖は國主方へも奉公致させ度と望を含て師匠を撰び物入も厭はず、稽古を致させる事なり、尤夫を召抱る主人方にも、强ち其踊子を寵愛と云斗りにもなく、年若き方々は心の緩々と成、行義も亂れ

一　又云、前にも云如く、士は書を讀、道を辨へ、凡身を治め家を齊へ、君父に事へ人を治る道に至る迄辨へ、國家の治を輔佐すべくして君主の敎導待まじき者なり、然に今の士は然らず、學問は嫌なりとて學ばず、又は我等は武士なり、武藝だに相應にすれば學問は入らずとて學ばず在り、たま〳〵學ぶ者も博覽多識を事として記誦文詞に流れ、此太平に武藝に骨折は損なりと心得、安逸に馴れ極遊に耽り、奢侈に長じ勝手を摺切て、利に走り義を失ひ士魂なし、斯成り來りしに良久しければ、人皆其弊風に習て察せず、此時に於ては君主の世話に非ずして、爭でか古風に立歸るべきや、成行に任ずる事なれば、君有てもなきに均しと云べし、風俗は政の田地と云へり、先田地の手入、養を先として、其上に能種を下すべし、左なければ善政良法有といへ共、種を不毛の地に下が如し、徒に益なし、士を治るは農工商を治るより難し、人徒に農民を治るの難きを知て、士を治るの尤難しとする事を知らず、君主厚く心を用ひ玉はずんば有べからず。

一　又云、我等年若の時迄は、亂世に出會たる老人も間々存生にて、其老人の直咄を聞たる事もあり、亂世には武士斗りに限らず、農工商の三民を初、其外出家沙門の族迄も、殊外迷惑難儀をする事のよし、今時の武士は白く搗たる米の飯を喰ひ、味噌を添、菜好し、其上に肴の酒のと云て、身には時々の衣服を着重ね、冬の夜は臥具を用て寒氣を防ぎ、夏は蚊帳の内に寢起を快し、晝勤とても疊の上の勤なれば別に氣遣なる事もなし、亂世の武士は給物は、陣中に臼杵も無れば玄米飯を其儘にて飯に焚き、

戰國近き世の士は戰國中に生れたる人々故、無筆文盲も多かりしとなり、少し讀書する分にても師にも書籍にも乏しければ、學問する程の事は有まじけれ共、一章一句にても大事に守り實用に施し、父祖の遺訓傍輩の薫陶に依て、武士の一分士の義理と云事を一命に懸て堅く守りし者故、自ら道の大筋目不ㇾ失賞談すべき者多し、其中には一を取て通ぜざるの弊もあれ共、夫は學問せずして慮の短き過ちにて、惡み咎むべきものに非ず、惜み恤べき者なり、或は猥に劒を拔て柱を打の遺風有て、疎暴に失するも有しか共、專骨を磨き武士の意地を立、恥を知て、動もすれば喧嘩刄傷に及び討果せしも間々ありしは、慮の短き失もあれ共、恥を忍んで死すべき場に死せざる事は同日の談に非ず、心の潔き事は今日の士の及ざる所なるべし、後に漸文華開け文質適均の君子たりしも、時移風替り、文華に流れ、奢侈を好み、果は利勘に落て文にもあらず、武にも非ず、武士の本旨を失ひ、名實大に違り、此時に當ては武士を治る道を主として辨ぜずんば有るべからず、治に亂を忘れ安に危を忘るゝは危亂を招く基なり、衰たる士風を昔に返す事は君主の任なり、是を治め古の風に返さんには其策無んば有べからず、士は重く三民は輕し、士より治らずんば三民得て治むべからず。

一 或人云、武士を物ノ部と云ひ、又ツワモノと云事、神武天皇の御時、宇麻志麻治(ウマシマチ)ノ命と道臣ノ命と軍兵を具して内裏を守る、道臣ノ命の司れる軍兵を兵と云、宇麻志麻治ノ命の司るを物部と云ひしより云といへり。

となん、されば先賢國家の治を辨ずるに、農民を治る事を事とし本として說が如く、尤衣食は人の一日も欠べからざるもの、農民は其衣食を出すものなれば、農は國の本と云へり、本堅ければ國安し、又其數を以て云ば天下の人、農民より多はなし、加之ず家業の勤に暇なく文字を知らず、文盲にして道理に暗く愚成者多し、是を教導せざれば犯禁暴行して人の害となり、風俗を亂し身を失ふ者多し、又終歲勤動して寒暑をも避けず、衣食を出しながら、衣食に乏敷、動もすれば暴君貪吏の爲にしひたげられ、父母相見えず、兄弟妻子離散に至る事あり、輕く賤敷者なれば推掠られ安し、尤恤べき者なり、故に國家の治を云には國農民を主として云ならんか、され共四民の內重きを云はゞ、士にしくはなし、親敷も又士に越たるはなし、治め難きも又士より難きはなし、然ば士をだに能治ば、農工商は力を勞せずして治るべし、然ば政治を說に士を先とせざるが如きは何ぞや、政をするに是を以てすれば、四民各其所を得て治らずと云事なきは素よりの事なれども、治法の審なるを辨ずるに至ては、士を治るを先とすべし、然に否らざるものは想に士は文字を知り、書を讀み道を學び、身を始め家を齊へ、其上に國家の治を輔くべき者にて、人君の教導世話を待まじき者なり、其上武家の大法令に於ては武家諸法度及び時々の御禁令あり、又家々に創業の君以來家每に家格舊法もあり、又面々祖父の庭訓等も在て、其中に成長する士なれば、皆身を治め家を齊へ、政治を輔べき事を可ㇾ知筈の者なり、是等の事主君の世話に預るべき者に非ず、故に士を治る道に疎か成るが如く成べし、但昔はさも有べし、

昇平夜話 下篇巻之一

風俗

國者君在、四民有て立つ、君在といへ共四民なく、四民有といへ共君なければ、其國たる事を得ず、君は四民を撫育して安堵なさしむる任なり、士は三民の上に立て國家の治を輔べき者なり、農工商は各其家業を勤て世用に備て、渡世の營とするものなり、國天下は一人の國天下に非ずと云も、貴賤其品善なりといへ共、上下持合ざれば國天下たる事を得ずと云也、されば一國の富は一國の人と倶にし天下の富は天下の人と倶にすべきものにして、君一人の富とせざるを天下は天下の天下也と云へり、四民各其業を異にすといへ共、政をするに德を以てすれば、四民各其所を得て安んじ樂まずと云事なし、されば彼を治るの道是を安ずる法迹、區々にして辯說すべきに非ず、爰に和漢の古を考ふるに、中華にては兵を農に富して事有ば戰士に用ひ、無事の時は三時農業をなさしめ、一時武を習はせて、職任有者の外に兵士を多く養ひ置事は無りしと云たり、唐の玄宗皇帝壬戌十年、始募レ兵充ニ宿衞一兵農之分自レ此始と見えたり、吾邦も古は公卿の代にて諸國に國司をすべられ、武士は其下に在て爵祿賤くありしとぞ、其後中華にても兵農分れ、吾邦も武家の世と成て武士も多く成り、爵祿も重くなりし

昇平夜話

下篇

無名氏著

に附記して二君の勞を謝す。

大正十二年六月

瀧本誠一

十年辭して長崎に遊ぶ、文化四年仙臺藩、質の學術、衆に超ゆるを賞し、召して大番士となし、儒員に擢でらる、同七年上書して學館を江戶の藩邸に設けんことを請ひ、允るされて順造館を造り、自ら督學となりて藩士の薫陶に努力し、俊才多く其門に出でたりと云ふ、天保十年々六十六にして仙臺に歿す、著はす所は本書經世談の外、四書摘疏四十卷、近思錄摘說十四卷、詩識名十二卷、五行易指南十卷、其他數種あり、質才藝に富み、天文、兵法、馬術等に通じ、又本草の學を小野蘭山に學んで造詣頗る深かりしは詩識名に依つて、其の一斑を窺ふに足らん。

本書經世談の原稿整理に付ては經濟學士土屋秀雄君の助力に待つ所甚鮮なからず、仙臺圖書館の藏本に依つて、余が收藏本の欠卷を補寫せしむるの勞を取り、且其の圖書館本の借覽を得て原稿本と對照校訂の機會を與へられたるは皆土屋君の賜である、又帝國圖書館司書淺見悅次郎君は東藩史稿に據つて著者の詳傳を寄與せらる、茲

りと雖も、人間は生命が物種なれば、食糧に乏しく、常にひもじい思をして居つては如何に聖道を教へても、何の效をもなさざれば、實際に於ては食を先にして、生活に屈托せざる程度に糊口の手段をなして、而して後に彝倫の道を教ふるのが、聖學の根本主義であると云ふの主旨を一貫し、此の思想の下に椽大の筆を揮つて、縱横に經世の要務を論じたるものである、然れども近世的の意義に於ける經濟學上の意見は本書十卷の中、卷之四、五、七、九の四卷に過ぎざるも、ソレ等の各卷に於ても亦大に參考とすべきもののあるが如し。

著者櫻田虎門名は質、字は仲文、通稱は周輔、別に欽齋又鼓缶子と號す、仙臺藩士三彌景明の仲子なり、景明出でゝ櫻田氏を嗣ぎ、質を生む、質初め志村氏に從學し、後江戸に來つて服部栗齋の門に遊び、其の麴溪書院の助教となる、幾もなく藤堂侯の聘に應じ、虎門の邸内に寓居して藩士に教授す、虎門の號は蓋し此時に命じたるものならん、寛政

テ畢竟案山子モ同様ナリ」と罵リ、巧言令色を以て君主に諂ふ者を以て國家に大毒を及ぼす「白晝の盜賊ト心得テヨシ」などと斷言し、又殊に我々をして冷汗の額に沁するを覺へしむるは學者の批評であつて、著者は本書卷之三に於て「今世ノ所謂儒者多クハ國家ヲアツカフベキ用ニ立チ難キコトヲ論ズ」と題し、所謂る儒者を數種に分類して曰く藪先生、曰く書肆儒者、曰く茶人儒者、曰く慢心學問、曰く奉公學問、曰く化粧學問などゝ稱してアラユル俗學者の眞相を摘抉して「儒者學者ト云ヲ以テ世ノ用ニ立ツコトハ稀レナリ」と評したるは其の言の中道を逸するに拘はらず、兎に角我々に取つては項門の一針なりと云はざる可からず。

然れども本書の主旨とする所は、必ずしも斯くの如き片言隻語の月旦にあらず、著者は全然聖道の本旨に徹底し、敎養の二字を以て眞儒の所謂經濟術の要諦となし、本末を云へば敎が本にして養は末な

經世談

本書は全篇十卷に涉る大著作にして、徂徠の政談、春臺の經濟錄、竹山の草茅危言などに比すべきものなれども、傳本極めて稀れにして固より未だ何れにても出版したることなく、隨て世上多く之を知る者なきも、其の內容は尋常俗儒の迂論と大にその趣を異にし、勿論德川時代に於ける一般の通說を代表して、德本財末說を唱へ、農を重じ商を抑ゆべきを主張し、奢侈を戒め節儉を守らざる可からざる事を高調したるが如きは、特に注目に値ひするの卓見とは云ふべからざるも、議論の大部分は警拔にして時弊の根柢に透徹するもの多く、讀み去り讀み來りて、往々人の肝膽を寒からしむるの感なきにあらず、例へば富貴に生長する者の昏愚にして爲すに足らざることを評しては「自身ニツトメルコトデハ判ヲスエルト、申渡シスルトバカリニ

して、極力之を排斥したるものなり、而して竹山は之を以て己が新說の如く得意に論述したるも、實は此の說は周禮正義に於て明かに之を辨じ、公田の中二十畝を八家に分ちて、各々二畝半宛を廬舍とすると云ふことは、周禮王制の本旨にあらず、俗儒之を以て鄭玄の說であるかの如く思惟するは非なりと云つて居るのみならず、我が邦伊藤仁齋の如きも、亦其の著孟子古義に於て舊說謂二畝半在田、二畝半在邑恐非也と辨じて居るにあらずや、然らば竹山の此の說は敢て珍とするに足らざるも、其の說く所親切著明にして參考とすべきものあれば、茲に之を收容したり、表題に答宮生とある宮生は何人なるや詳かならず。

著者中井竹山の小傳は本叢書正篇卷十六、草茅危言の解題中にあり。

張町人と同樣に相當の格式を授くべしと述べたるなど一寸變りたる意見あつて、一讀の價直あるものである、藤田東湖の建言など大體この遺策を敷衍したるものかと思はるゝ廉多し。

本書の底本は此君堂の所藏本にして翠軒の親寫したるものなり。

公田說

本書は班固の藝文志(漢書)に、井田法の五畝の宅地は二畝半は邑(居村)にあり、二畝半は田にあり、邑と田との兩方を合せて五畝となると云ふこと、卽ち公田の中に廬舍二十畝ありと云ふの說を否認したのである、漢以後の儒說は概ね皆班固の說を肯定し、現に朱子が五畝之宅一夫所受、二畝半在田、二畝半在邑、田中不得有木、恐妨五穀、故於牆下樹桑以供蠶事と云へるが如きも、同じく是れ班固の誤を傳へたるものなるが、竹山は實際の事實上斯くの如きことはあり得べからずと

鶴見九皐遺策

立原翠軒(甚五郎)の跋文に見ゆる如く、本書は水戸の藩士鶴見平左衛門(九皐は其の號なるべし)が藩主へ奉りたる上書の草稿を、本人死去の後翠軒が其の遺書中に發見したるに依り、自ら謄寫して時の家老中山備前守へ差出したるものなり、書中の大意は政事に本末あることを述べ執政の局に當る者は其の大本を締くゝりて、細末の事は一切省略して放任するの必要を述べ、家中宅地の境界を正して、爭訟の弊を防ぎ、諸士の知行は皆地方知行として土著を奬勵し、奉行代官の撰任には能く其人を擇んで適所に適才を置くの必要を論じ、屯田兵の制を立てゝ國境を警戒し、米穀の輸入を禁止し、織物等の國產を奬勵し、町人には從來御目見格、問屋格、名字御免など種々の格式あるも、農民に之れなきは不權衡にて農業奬勵の主旨に反するが故に、矢

聞へたる者は多くは彼が推薦に出でたるものなりと、相州酒匂川歳々漲流して患を爲す、官吏之を治めて功なし、鳳卿乃ち田中邱隅を薦めて之を治めしむ、其功績忽ち擧がりて沿岸の民皆其の患を免かる、於此東西の堤防に其の碑を建て、鳳卿自ら文を作りて其の事を記せりと云ふ、寶暦十年歳七十二にして歿す、著はす所は本書の外詩文歌集等數種あり、或る書目鳳郷の著作中に農事大全なるものあれども農事參考書解題には本書二種(東方農準と農譚拾穗)の外呂覽農事諺文等を合して一書となしたるものが、卽ち農事大全なりと云へり、然るに農譚拾穗の序文に於ては東方農準、山林源、水源、呂覽農事諺文の四種を以て一書となし、その餘れるを拾つて農譚拾穗としたる由記るしあれば、右の四種が農事大全であつて、其の餘れる殘部の事を掲載したるものが、卽ち此の農譚拾穗と稱するものであつて、是は全く大全の附錄か續篇樣のものなるが如し、姑く記して再調を待つ。

文の頃に於ける農政學の泰斗、成島道筑の意見として、世上に奬推せられたるものなるや知るべきなり。

著者成島道筑は幕府の麾下にして名は信遍、字は歸德、又子陽と云ひ、錦江又芙蓉道人と號す、奧州白河に生る、本姓は平井氏、十七歲のとき、江戶の醫成島道雪に養はれ、其の嗣子となり、成島氏を冐し、道筑と稱す、成國音鳴に通ずるを以て、自ら脩して鳴鳳卿と稱せり、鳳卿少くして學を嗜み、荻生徂徠の徒と交遊して、古學を唱へ、常に好んで經濟を談ず、後父の職を襲ふに及び、入つて幕府の奧坊主となり、享保の間將軍の爲めに周禮明律などを進講し、寵遇日に厚く、十三經、二十一史等を始め恩賜の藏書頗る多し、乃ち書樓を起して芙蓉樓と稱し、公暇あれば、書を讀み詩を賦し、和歌を詠じて自ら樂む、然れども其の志す所經濟にあるを以て、農事民政に關して幕府の爲めに參劃する所頗る多く、田中邱隅(民間省要の著者)蓑商霖等の如き當時名代官として

東方農準、農譚拾穂

蓑正喬(一の名は豊昌字は商霖、通稱は笠之助、農家貫行の著者なり、(本叢書正篇卷五を見るべし)本書の終に附記して「今天度を云もの、歴象に隨て高低里數を云つて農事の爲めに周天の度を分つことをいはず、耕也稷也、天度によることをしるものは羲和氏ののち、特り先生の發明する所に出たり」と評したる一言は本書の特色を能く云盡くしたりと云ふべし、江戸半閑齋主人(本名未詳)なるもの亦之に附記して「成島先生著述し給へる年より、嘉永の今まで一百餘年を經たり、されば書中に說き給へる所、方今にあはざる所も多かるべけれど、農事の大綱はこゝにつくせりと云ふべし、苟も農事に心をゆだね、經濟の學に志ざす人々、ゆるかせに見すくす事なかれ」など、云へるの言に徵すれば、本書は農準、拾穗共に僅々數枚の小册子に過ぎざるも、享保元

中に「神尾氏が曰く、胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出る物也と云へり、不忠不慈云ふべき樣なし」と（明治二十一年東京日々新聞社出版西域物語下卷六十三頁）評したるは著名の事實であるが、此の神尾氏は本書の著者包覊其人にあらざるか、姑らく記して識者の示教を仰ぐ、但本書中には此の妖說を記し居らず。

林大學頭信言（號は鳳谷、五世大學頭と稱す）の序文には一日神尾氏忠厚者携此書來而請余序云々とあり、所謂忠厚なる人は包覊の子孫であるか、將又包覊の別名なるや判然せざれども、序文の文勢に依つて推察すれば、本書の著者は此の忠厚なる者にして、或は包覊とは全く別人なるやも知れないのである、本書の底本とせるは余の收藏に係はる古寫本にして、ソレには包覊の著作の如く記るしあるも、事實は明白ならず、併し何れにしても、享保年間の地方巧者であつた神尾氏一門の人の手中に成りしものなることは疑ひなかるべし。

の識者に問ふ。

四民格致重寶記

本書は四民の二字を書名に冠しあるも、其の實は農事に關係の役人等、卽ち代官、手代、村役人其の他一般農民の心得方を說きたるものにして、其の內容は入部幷村々見分之事、地方支配人常可心懸事、撿見の事、地村見分、入部之節萬吟味之事、地普請之事、撿地之事、林之事、撿地仕樣覺の九件に分類して、地方に關する事項を記述したるものなり、大體は地方凡例錄、地方落穗集の類にてソレ等は皆相當に大部册にして內容も比較的豐富なれども、本書は甚だ不完全にして、惟コレばかりにては餘り多大の價値を有せざれども、此の類の地方書中にては最も古きものゝ一にして、參考に資すべきこと鮮少にあらざるが故、特に之を玆に採收したるなり、曾て本多利明が其の著西域物語の

の著作なるべしと推定せらるゝも、余は未だ著者の署名ある原本若くは其の謄寫本を寓目するの機會なきが故に此の遺著目中の昇平夜話が果して本書と同一のものなるか、將又同名異書なるか、夫等の點は未だ之を確むること能はざるは聊か遺憾の感なきにあらず、「長岡の史的回顧」の編者は「由舊錄、御邑古風談、昇平夜話等、最も世に知らる、一たび之を繙けば長岡藩風の由來を窺ふべく」云々と評し居るも、他の二書は知らず、昇平夜話には全篇十册の內(余の收藏本は十卷にあらず、九卷を十册に謄寫し、附錄を合せて九卷本となす)一ヶ所も長岡藩に特殊の記事を掲げあることなく、隨て之に依つて其藩風などを窺ひ知るの便りとならざることは稍や疑ふべきの點であつて、或は同名異書にてはあらざるかと思はるゝも、常道の人と爲り、其の學風及時代等より推定すれば十中の八九までは、常道の著作に疑ひなきものゝ如し、故に茲に之を一言して小野氏の好意を謝し、併せて世

を假設して粗飯を食ひ、水を飲み(陣小屋會といふ)或は甲冑を着けて數時間邸内を巡廻し、或は馬術に水錬に弓術砲術に、又犬追物、笠懸、操練等皆其實際を究めて、只管一藩の士氣を鼓舞したり、居常節儉を主とし、嘗て門下に誨て曰く生産を治ること能はずして、困窮に陷るが如きことあらんか、君に事て其職を盡くすこと能はず、親に事へて其養を爲すこと能はず、又親戚故舊をも救ふ能はずして意外の不義を行ふに至るべしと、其人に敎ふるや、諄々として倦むなく、及門の弟子幾百を以て數ふに至れり」遺著數十卷、由舊錄(二卷)御邑古風談(三卷)昇平夜話(十卷)等、最と世に知らる、一たび之を繙けば長岡藩風の由來を窺ふべく、又深く心を民政に用ひしを知るべし、其他家童訓(全)軍中職掌考(六卷)軍用家訓(十五卷)等あり。

右の小傳を一讀すれば昇平夜話の著者は如何にも高野常道に相違なかるべく、殊に其の遺著目中に昇平夜話(十卷)とあれば勿論此の人

知ることを得たるは近頃快心の至りである、卽ち玆に「史的回顧」中高野常道に係はる數節を拔抄すれば左の如し。

常道通稱は泰助、餘慶と號す、謹篤好學(仁齋を尊信せり)の士にして兵術に通じ舊典に詳しく、又和歌を善くす、重く任用せられて、忠精(長岡藩主)並に其弟忠義の侍讀となり、且世子忠鎭の傅を兼ぬ」高野氏はもと二十人扶持の小身なりしが、榮軒(常道の父)餘慶父子共に重用せられて、頻りに加增せられ、遂に百五十石となれり、餘慶の勤仕四十六年、其間江戶に勤番すること二十四年の長きに及びぬ、嘗て主家の饗筵に侍す、適ま白河樂翁座に在り、談家臣の事に及ぶや、樂翁嘆稱して曰く泰助は君子なり、卿宜く厚く之を視るべしと、其有識者に重ぜられしを見るべし」餘慶侍讀となりて以來、日夜忠精の左右に侍し、內外の事、一として擔當せざるは莫し、致仕の後、專ら心を文武に致し、常に四書五經を講じ、又兵書古禮を說き、或は陣營

解題

昇平夜話

本卷には續日本經濟叢書第一卷に收容したる殘部、卽ち下篇四卷(大尾)を收容したれば、本書(昇平夜話)は之に依つて、上下二篇、總て九卷を以て完了したるものなり、而して本書の底本としたる余の收藏本には著者の自序ありて、ソレには唯無苗氏某と記るせるのみにして、著者は何人なるや分らざりしが故に、遺憾ながら其の儘無苗氏として收容し置きたるに、續叢書第一卷を發行するや、友人小野武夫君は編者に書を寄せて、本書の著者は長岡藩士高野常道と云ふ者なることを示敎せられ、且同人の小傳を掲げある「長岡の史的回顧」なる小册子を送り越されたるに依り、編者始めて著者の實名と其の小傳とを

續日本經濟叢書卷二目次

編者收藏鶴見九皐遺策の奥書

立原甚五郎（翠軒）の親筆

東方農準同拾穗の著者成嶋道筑の遺墨

編者所藏

法學博士瀧本誠一編纂

續日本經濟叢書

第二卷

株式會社大鐙閣藏版

收容書目

昇平夜話（下篇）
四民格致重寶記
東方農準
農譚拾穗
鶴見九皐遺策
公田說
經世談